EAST-ASIAN LIB, UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03008 1004

大正九年一月十二日印刷
大正九年一月十五日發行

不許複製

編輯兼發行者　早稻田大學出版部

右代表者　種村宗八

東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎

東京市牛込區榎町七番地

印刷所　日清印刷株式會社

發行所　早稻田大學出版部

東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番

【講義】太史公曰く、余は上古黄帝より以後漢の武帝太初年間に至るまでを述べ歴でゝ百三十篇に訖る、

史記國字解　大尾

齊百家雜語、

【講義】 太史公書の序をつくり、大略以て遺漏の事蹟を拾ひ六經の闕けたるを補ひ、我が一家一流の書を成す、それ此の書は六經の異傳を稽へ協せて取捨折衷し、諸子百家雜說の語を整齊す、

【字解】 爲太史公書序、太史公書は史記の前名なり、其の說既に本國字解の首卷に見えたり、序は卽ち自序を云ふ、一說に、索隱本、上五字を引き、序の字を連ねず、疑ふらくは當に下句に屬すべしと、こは札記の說なるが、志疑も亦序の字を連ねず、補蓺、蓺は六蓺なり、六經を云ふ、協六經異傳、協は合なり、同異を稽へ合せて取捨折衷すること、異傳は正義に依れば丘明春秋外傳國語、子夏易傳、毛公詩傳、韓詩外傳、伏生尙書大傳の類を云ふ、

藏之名山、副在京師、俟後世聖人君子、第七十、

【講義】 かくて其の正本は名山に藏して亡失に備へ、其の副本は京師に在り、後世聖人君子の出でゝ選擇あらんことを俟つ、これ第七十に當る自序を選したる所以なり、

【字解】 第七十、一說に上文の「爲太史公序」の一句當に此句の下に移すべし、上文を以て例するに此の如くにして文落著あり、又爲の字作に作るべしと、今按ずるに爲と作とは古文相通用す、○此の篇自ら世系を序し、逐層御下し、而して其の中に司馬談の六家要旨と壺遂、司馬遷の問答との兩篇を載せ、氣勢巳に崇隆を極む、後乃ち維昔黃帝法天則地より以下十二本紀、十表、八書、七十傳を作りし說明の文一百三十段を排出し、行行列列、整整齊齊の觀を爲し、而して中間文章復錯綜變化して一層を作し、維我漢繼五帝末流云々の自序一段を提け、一百三十篇の總目を總序して一層を作し、後又藏之名山云々の一語を總結として、一一層を作す、收盡して餘なく、力量完足す、作書此に至りて遺憾なし、（吳齊賢の評に依る）

太史公曰、余述歷黃帝以來至太初而訖百三十篇、

【字解】罔、網なり、放失、失は佚に同じ、

禮樂損益、律歷改易、兵權山川鬼神、天人之際、承敝通變、作八書、

【講義】時代の變遷に伴ひて禮と樂とは增減し、（禮書、樂書）、律と歷とは改易す（律書、歷書）、此等や兵權や山川や（河渠書）、鬼神の事や（封禪書）、天と人との關係や（天官書）、時弊を承け世變に通じ斟酌して事物の宜しきに處する事（平準書）に就きては八書を作る、

【字解】兵權、梁玉繩曰く、案兵權卽律書、似複出、當衍兵權二字と、

二十八宿環北辰、三十輻共一轂、運行無窮、輔拂股肱之臣配焉、忠信行道、以奉主上、作三十世家、

【講義】二十八宿は北辰（北斗星）を中心として環繞し、三十の幅は一の轂を共にし、以て運行して窮まりなし、乃ち中樞たる主要の者を亦四圍の輔がありて物は能く活動するを得るが自然の理數なり、天子の輔弼股肱の臣は二十八宿三十幅に恰當す、忠信の士ありて道を行ひ以て主上に奉ず、三十世家を作る、

【字解】輔拂、拂は弼と通用す、

扶義俶儻、不令已失時、立功名於天下、作七十列傳、凡百三十篇、五十二萬六千五百字、

【講義】義理を以て相助け、俶儻とて卓越非凡にして、能く世に處し時機を失はず、功名を天下に立てゝ當代に顯はる、これ賢材の士の所業なり、七十列傳を作る、已上本紀以下列傳に至るまで凡そ百三十篇五十二萬六千五百字なり、

爲太史公書序略、以拾遺補蓺、成一家之言、厥協六經異傳、整

【講義】 曹參が蓋公を齊王に推薦してより世に黄老の道を言ふものあり、賈誼、晁錯は申不害、商鞅の法を明かにし、公孫弘は儒學を以て世に知られぬ、漢朝興起してより百年の間に、天下の遺文古事は畢く中央政府の文章歴史を掌れる太史公の手許に集らざるものなし、

太史公仍父子相續纂其職、曰、於戲余維先人嘗掌斯事、顯於唐虞、至于周復典之、故司馬氏世主天官、至於余乎、欽念哉、欽念哉、

【講義】 其の太史公は仍りて父談、子遷相續ぎて其の職を繼承す、是に於て感想を陳べて曰く、あゝわれおもひみるにわが祖先は嘗て斯の事業を掌りて唐堯、虞舜の世に顯はれ周の世に至りて復其の職を典る、故に司馬氏は世、天官を主り、余が身に至れるか、其の由來、其の職掌、欽み念ふかな、欽み念ふかなと、

【字解】 纂、續なり、纘と通ず、

罔羅天下放失舊聞、王迹所興、原始察終、見盛觀衰、論考之行事、略推三代、錄秦漢、上記軒轅、下至于茲、著十二本紀、既科條之矣、並時異世、年差不明、作十表、

【講義】 是に於て天下の舊聞の散逸せるものを罔羅し、王者の事迹の興起する所に就きて其の本末を尋ね明らめ其の盛衰を觀察し、之を行事に當てゝ論じ考へ、ほゞ夏殷周三代を推明して秦漢に至る事蹟を記錄し、上は黄帝軒轅氏より記し起して下當代に至り、十二本紀を著はし、既に之をそれ〴〵に科分し條理を立て詳記したり、然るに其の事蹟が同時のもの異代のものなどありて年暦やゝ殊なりて分明ならず、因りて一目瞭然の便を圖り十箇の表を作る、

有レ栄焉、作二貨殖列傳第六十九一、

【講義】爵位官祿を有せざる一箇の人民にして政治の害もせず、人の生活をも妨げず、買ひ入れ賣り拂ふに時の宜しき以てし、而して財貨をふやし富饒を致す、是れ貨殖家の能なり、智者見て採用することあり、貨殖列傳第六十九を作る、

維我漢繼二五帝末流一、接二三代〔統〕業一、周道廢、秦撥二去古文一、焚二滅詩書一、故明堂石室、金匱玉版、圖籍散亂、

【講義】維れ我が漢朝は、遠く伏犧神農黃帝堯舜の五帝の末流を繼續し、夏殷周三代の絕業を承接して四海に君臨す、周の王道廢滅して秦の始皇に至りて古文學を撥ひ去りて全廢し、經國の大典たる詩書の類を焚き滅せり、故に國家の重要圖書の明堂、石堂、金匱に藏せるもの又は玉版文の此等の圖籍は散亂紛失して復見るを得ざるに至れり、

【字解】統業、統の字、當に漢書絕に作るに從ふ可し、文選注に引く所の史記は正に絕に作る、絕業は上句の末流と相對す、玉版、玉版に刻したる文字なり、

於レ是漢興、蕭何次二律令一、韓信申二軍法一、張蒼爲二章程一、叔孫通定二禮儀一、則文學彬彬稍進、詩書往往間出矣、

【講義】是に於て漢室天下に興り、蕭何は律令を次第し、韓信は軍法を敷衍し、張蒼は歷數權衡の制をつくり叔孫通は禮儀を定む、則ち文學は彬々として漸次に進歩し、詩書の簡籍類も往往にしてまゝ世に顯はるゝに至れり、

自曹參薦二蓋公一言二黃老一、而賈生鼂錯明二申商一、公孫弘以レ儒顯、百年之間、天下遺文古事、靡レ不二畢集一太史公一、

色、而獲親近、非獨色愛、能亦各有所長、作佞幸列傳第六十五、

【講義】 夫れ人君に奉仕して能く人主の耳目を悅ばせ人主の顏色を和げて身の親近を被るは、獨り容色の美を以て寵愛ある故のみにあらず、彼等の材能も亦各〻長ずる所ありて取る可きものあればなり、佞幸列傳第六十五を作る、

不流世俗、不爭勢利、上下無所凝滯、人莫之害、以道之用、作滑稽列傳第六十六、

【講義】 世俗鄙野の風に流れず、權勢財利を爭はず、上にも下にもかゝはりなく、人之を邪魔にする者無し、之が爲に大道が用ひられ行はるゝことあり、此れ滑稽者流の一德なり、滑稽列傳第六十六を作る、

齊楚秦趙爲日者、各有俗所用、欲循觀其大旨、作日者列傳第六十七、

【講義】 齊楚秦趙に於て卜筮占候を爲すに、各〻其の國俗用ふる所の法あり、循ひ記して齊楚秦趙日者の大旨を觀むと欲す、日者列傳第六十七を作る、

【字解】 齊楚云々、方苞曰く、各有俗所用を句と爲すと、

三王不同龜、四夷各異卜、然各以決吉凶、略闚其要、作龜策列傳第六十八、

【講義】 夏殷周の三王も龜を用ふること一樣ならず、四方の夷狄も各〻其の土風に從ひて卜の方法を異にす、然れども各〻之を用ひて吉凶を決するは一なり、大略其の要旨を窺ひ拾集して龜策列傳第六十八を作る、

布衣匹夫之人、不害於政、不妨百姓、取與以時、而息財富、智者

元元狩之間、文辭粲如也、作儒林列傳第六十一、

【講義】孔子卒してしより後は京師に於ても庠序學校の敎へを崇び行はず、隨ひて文化興らざりき、たゞ武帝の世建元元狩の間は文辭燦然たり、儒林列傳第六十一を作る、

民倍本多巧、姦軌弄法、善人不能化、唯一切嚴削、爲能齊之、作酷吏列傳第六十二、

【講義】世上泰平奢靡の風に流れ、人民は本業の農事をゆるかせにして巧詐の行ひを爲す者多く、法軌を姦し又は弄びて、善人之を敎化すること能はずなりぬ、たゞ一切斟酌無しに嚴酷刻削の處置を以て之に對し、能く之を濟ふと爲す、酷吏列傳第六十二を作る、

漢既通使大夏、而西極遠蠻、引領內鄉、欲觀中國、作大宛列傳第六十三、

【講義】漢は既に使節を大夏に通じて、西の方遠き蠻夷のはてまでも極め盡し、彼等は領を引きて來歸し、中國文物の盛んなる形勢を觀んと願ふに至れり、大宛列傳第六十三を作る、

【字解】欲觀、觀の字、毛本に親に作る、

救人於戹、振人不贍、仁者有乎、不既信、不倍言、義者有取焉、作游俠列傳第六十四、

【講義】他人の困難を救ひ、他人の貧窮を救ひ助くることは仁者に於て此の行爲あり、人に信を失はず、言ふ所に背かざるは義者之を取る、則ち仁義の行爲は游俠の者に存せり、游俠列傳第六十四を作る、

【字解】既信、既は失なり、

夫事人君、能說主耳目、和主顏

傳第五十七を作る、

【字解】 子虛之事、天子游獵賦を指す、子虛、烏有先生、無是公三人の問答を以て結構せり、靡麗、うつくし、

黥布叛逆、子長國之、以塡江淮之南、安剽楚庶民、作淮南衡山列傳第五十八、

【講義】 淮南王黥布叛逆し、高帝の少子長は封ぜられて淮南王となり其の地に國を建て以て江淮の南方を鎭撫す、其の子淮南王安は驕りて楚の庶民を劫かし擊つ、淮南衡山列傳第五十八を作る、

奉法循理之吏、不伐功矜能、百姓無稱、亦無過行、作循吏列傳第五十九、

【講義】 國家の法度を奉行し世の條理に循ふの吏、我が功に伐らず、吾が能に矜らず、目に立ち耳を驚かすこと無ければ天下の萬民別に稱贊することなけれども、亦其の身を過る行爲もなし、循吏列傳第五十九を作る、

正衣冠立於朝廷、而群臣莫敢言浮說、長孺矜焉、好薦人稱長者、壯有漑、作汲鄭列傳第六十、

【講義】 衣冠束帶を正しくし威儀嚴格にして朝廷に立つときは、群臣畏れ憚りて敢て浮說を言ふ者なし、此の點に於ては長孺（汲黯の字）己が特得として矜れり、好みて人物を推薦して長者と稱せらる、此れは壯（鄭當時の字）に於て其の節概あり、汲鄭列傳第六十を作る、

【字解】 壯有漑、壯は卽ち莊の字なり、漑は槩と通ず、節槩、風槩の槩なり、札記に漑下當有焉字、與上長孺矜焉相對と、志疑には漑は卽ち旣の古字、旣は已なり、助語の辭なりと曰へり、則ち壯有漑と讀むなり、

自孔子卒、京師莫崇庠序、唯建

【講義】漢は既に中國を平定す、而して趙陀は能く楊越の地を治め、自立して南越王となりしが、後、漢の藩臣となり、以て南藩を保ち、貢物を收納せり、南越列傳第五十三を作る、

【字解】集、就なり、嬪職、湖本貢に作る、是なり、

吳之叛逆、甌人斬濞、葆守封禺爲臣、作東越列傳第五十四、

【講義】吳王濞の漢に叛きて兵を作す時、東甌人は濞を斬り、後閩越に攻められ、封禺山に據り保ちて漢の臣となる、東越列傳第五十四を作る、

【字解】葆守、葆は保と通用す、

燕丹散亂遼間、滿收其亡民、厥聚海東、以集眞藩、葆塞爲外臣、作朝鮮列傳第五十五、

【講義】燕の太子丹は秦を逃げ走りて遼東の間に散亂し、燕の人滿（衞氏）は燕王盧綰反して匈奴に入る時其の亡民を拾收して東に走る、こゝに海東に聚り、眞番を服屬して朝鮮王となり、漢の塞を保ち守りて外臣と爲る、朝鮮列傳第五十五を作る、

【字解】眞藩、藩の字、湖本に番に作るに從ふ可し、

唐蒙使略通夜郎、而邛笮之君、請爲內臣受吏、作西南夷列傳第五十六、

【講義】唐蒙漢の使節として南夷に使し、地を略して夜郎に交通を開きぬ、而して西夷の邛の君長、笮の君長も請願して內屬の臣となり、漢の官吏を請ひて其の治を受く、西南夷列傳第五十六を作る、

子虛之事、大人賦說、靡麗多誇、然其指風諫、歸於無爲、作司馬相如列傳第五十七、

【講義】司馬相如の作れる子虛の事及び大人賦の說は靡麗にして浮誇多し、然れども其の本指は全く風諫して節儉をすゝめ、畢竟は無爲に歸す、司馬相如列

勇於當敵、仁愛士卒、號令不煩、師徒鄉之、作李將軍列傳第四十九、

【講義】李將軍廣は戰場に出でて敵に當るに勇み、仁愛深く部下を惠み、號令は簡明にして煩はしからず、將卒軍衆は之が用を爲さんことを願ふ、李將軍列傳第四十九を作る、

自三代以來、匈奴常爲中國患害、欲知彊弱之時設備征討、作匈奴列傳第五十、

【講義】古へ夏殷周の三代以來匈奴いつも中國（支那本土）の患害をなす、匈奴の强弱の時を知り軍備を十分にして征討せむと欲す、匈奴列傳第五十を作る、

直曲塞、廣河南、破祁連、通西國、靡北胡、作衛將軍驃騎列傳第五十一、

【講義】衛青は邊塞に直り、河南の地を廣め、祁連山最寄りに居る匈奴を擊破し、西域に交通し、北方の胡を靡かす、衛將軍驃騎列傳第五十一作る、

【字解】直曲塞、直は當なり、アタルと訓ず、曲塞は邊塞なり、

大臣宗室、以侈靡相高、唯弘用節衣食爲百吏先、作平津侯列傳第五十二、

【講義】武帝の時、大臣及び漢の帝王の一族は衣食車馬宮室等に贅澤を盡すを以て相推尊し高ぶる際に當り、唯獨り公孫弘は衣服食を節して質素にし、百官の諸吏の先導を爲す、平津侯列傳第五十二を作る、

漢既平中國、而佗能集楊越以保南藩、納〔貢〕職、作南越列傳第五十三、

【講義】 扁鵲秦越人は醫の事を言ひて方術者の本宗たり、醫術の學理を守ること精細にして明達後世の醫術は其の法を修めて次第するに過ぎず、少しも彼れが方術を易ふること能はず、而して倉公淳于意も神醫にして扁鵲に近しといふべし、扁鵲倉公列傳第四十五を作る、

【字解】 修序、修は襍志に循に作るべしと云ふ、

維仲之省、厥濞王呉、遭漢初定、以塡撫江淮之間、作呉王濞列傳第四十六、

【講義】 維れ劉仲の高帝に善せらるゝや、それ其の子濞は封ぜられて呉に王たり、漢朝の初めて定まるに遭ひて江淮の間を鎭撫す、呉王濞列傳第四十六を作る、

【字解】 維仲之省、錢大昕曰く、省は善と訓ず、仲罪(代王となり匈奴に攻められ亡走せしをいふ)を以て王爵を奪はると雖も、而れども高帝猶之を善す、故に又其の子を封ずるを言ふなりと、仲は高帝の兄、

呉楚爲亂、宗屬唯嬰賢而喜士、士鄕之、率師抗山東滎陽、作魏其武安列傳第四十七、

【講義】 呉楚七國叛きて亂を爲す時、多くの皇室の親戚中にありて唯孝文帝の皇后の從兄の子竇嬰(魏其侯)のみ賢材にして士を喜み、士も亦其の德に服せしが、此の時勅を奉じ兵を率ゐて呉楚の叛國及び山東滎陽の地にて敵抗す、魏其武安列傳第四十七を作る、

【字解】 鄕之、鄕は嚮と通ず、

知足以應近世之變、寛足用得人、作韓長孺列傳第四十八、

【講義】 韓安國字は長孺は人となり謀略多く、其の智慧は當世時變に應用して事を處置するに十分なり、其の寛大なる德量はそれを働かして使ひて賢れたる人物を手に入れ用ふるに十分なり、韓長孺列傳第四十八を作る、

爲國家、樹長畫、作袁盎朝錯列傳第四十一、

【講義】敢て至尊の顏色を犯して直言し、以て君主の執るべき義卽ち條理を貫徹せしめて其の身を顧みず、國家の爲に長計を樹立す、袁盎朝錯列傳第四十一を作る、

守法不失大理、言古賢人、增主之明、作張釋之馮唐列傳第四十二、

【講義】張釋之は法を守り上を規して大理を失はず、馮唐は古の賢人を引いて將帥を論じて天子の明德を增したり、張釋之馮唐列傳第四十二を作る、

敦厚慈孝、訥於言、敏於行、務在鞠躬君子長者、作萬石張叔列傳第四十三、

【講義】動止は敦厚に家庭は慈孝に、言語に訥辯にして行事に銳敏に務むる所鞠躬遜讓の君子長者たるに在り、萬石張叔列傳第四十三を作る、

守節切直、義足以言廉、行足以厲賢、任重權、不可以非理撓、作田叔列傳第四十四、

【講義】田叔は趙王の爲に節操を守りて深切直實なり、義は以て廉と言ふに足り、行ひは以て賢人を奬めて起たしむるに足れり、魯の相となりては重權ある職に任じ、毅然たる操守ありて、他よりして非理なる事を以て脅威してその行儀を屈撓すべからず、田叔列傳第四十四を作る、

扁鵲言醫、爲方者宗、守數精明、後世修序、弗能易也、而倉公可謂近之矣、作扁鵲倉公列傳第四十五、

第三十七、

【講義】辯舌を以て使者の趣意を通じ諸侯を約束し懷柔して、諸侯咸く親しみ仰ぎ、漢に歸服して漢の藩屏となる、酈生陸賈列傳第三十七を作る、

欲詳知秦楚之事、維周緤常從高祖、平定諸侯、作傅靳蒯成列傳第三十八、

【講義】詳かに秦楚の際の事態を知らむと欲すれば、ただ蒯成侯周緤は始終漢の高祖に附き從ひて諸侯を平定して之を熟知せり、靳蒯成列傳第三十八を作る、

【字解】 蒯成、梁玉繩曰く、蒯當作蒯と、蒯は卽ち蒯の字、音ハイ、

徙彊族、都關中、和約匈奴、明朝廷禮、次宗廟儀法、作劉敬叔孫通列傳第三十九、

【講義】都を關中に建て、こゝに齊楚燕趙韓魏の名族及び豪傑名家を徙したるは劉敬の議に本づきたるにて、敬は又婚姻政策を建議して匈奴と和親の約を結べり、叔孫通は朝廷の禮を明かにし、宗廟の儀式作法を次第せり、劉敬叔孫通列傳第三十九を作る、

能摧剛作柔、卒爲列臣、欒公不劫於勢而倍死、作季布欒布列傳第四十、

【講義】季布は楚に將として數ゝ漢王を窘め又朱家の奴となりたれども、漢に事へて卒に大官に至る、欒公は帝王の威勢に劫かされて死者に背くことをせず、季布欒布列傳第四十を作る、

【字解】 欒公云々、岡龍洲曰く、欒布爲梁王彭越、使齊未還、彭越以反誅、梟越頭於雒陽、詔曰、有敢收視者捕之、布從齊還、奏事越頭下、是不劫於勢、不倍死也と、死は彭越を指す、

敢犯顏色、以達主義、不顧其身、

楚漢相距鞏洛、而韓信爲塡潁川、盧綰絕籍糧餉、作韓王信盧綰列傳第三十三、

【講義】楚の項羽と漢王と鞏洛の間に相戰ひ相防ぎて、韓信は漢の爲に潁川の地を鎮撫し、盧綰は項籍の兵糧運搬の道を杜絕せり、韓王信盧綰列傳第三十三を作る、

諸侯畔項王、唯齊連子羽城陽、漢得以間遂入彭城、作田儋列傳第三十四、

【講義】天下の諸侯の楚王項羽に畔くに當りて、唯齊の田儋の從弟田榮の弟田横は項羽と兵を城陽に連ねて戰ふ、漢王其の間に乘じて諸侯を率ゐて楚を敗り彭城に入るを得たり、田儋列傳第三十四を作る、

攻城野戰、獲功歸報、噲商有力焉、非獨鞭策、又與之脫難、作樊酈列傳第三十五、

【講義】攻城戰に野戰に功を獲て歸り報ぜることは、樊噲と酈商と力あり、獨り武士として鞭策を揚げて千軍萬馬の間に驅馳せし功あるのみならず、又漢王をして危急の大難を脫れしめたり、樊酈列傳第三十五を作る、

漢既初定、文理未明、蒼爲主計、整齊度量、序律歷、作張丞相列傳第三十六、

【講義】漢既に初めて天下を一統して文治の事業未だ明かならず、張蒼は主計の官となり、尺度斗量を整へ揃へ、律歷の順序を次第せり、張丞相列傳第三十六を作る、

結言通使、約懷諸侯、諸侯咸親、歸漢爲藩輔、作酈生陸賈列傳

萬の大軍を將ゐて北の方匈奴を靡かし附け、河に據りて塞を爲し山に因りて固めと爲し、楡中の塞を建つ、蒙恬列傳第二十八を作る、

【字解】楡中、岡龍洲曰く、塞名、秦漢故塞地、皆植楡、其在朔方長楡、卽是也、或謂之楡中と、

塡趙塞常山、以廣河內、弱楚權、明漢王之信於天下、作張耳陳餘列傳第二十九、

【講義】趙を平定し、常山に塞を構へて以て河內の地を廣め、楚の項羽の權威を衰へしめて漢王の信義を天下に明かにす、張耳陳餘列傳第二十九を作る、

收西河上黨之兵、從至彭城、越之侵掠梁地、以苦項羽、作魏豹彭越列傳第三十、

【講義】魏王豹は西河、上黨の兵を取纏めて漢王に從ひて楚の軍を彭城に擊ち、彭越は梁の地を侵し掠めて以て項羽を苦しむ、魏豹彭越列傳第三十を作る、

以淮南叛楚歸漢、漢用得大司馬殷、卒破子羽于垓下、作黥布列傳第三十一、

【講義】黥布は淮南の地を以て楚に叛き漢に歸服し、漢は布によりて楚の大司馬の周殷を身方に致すを得、遂に項羽を垓下に擊破す、黥布列傳第三十一を作る、

楚人迫我京索、而信拔魏趙、定燕齊、使漢三分天下有其二、以滅項籍、作淮陰侯列傳第三十二、

【講義】楚の項羽の軍は我が漢を京縣、索亭の間に迫り攻む、而して韓信は魏を拔き趙を破り燕を伐ち齊を平らげ、天下の土地を三分したる其の二を皆漢に有たしめ、以て項籍を滅せり、淮陰侯列傳第三十二を作る、

四、

【講義】文辭を作りて以て風諫し、事物の類例を列べ擧げて義のある所を爭ふは屈原の離騷に於てその特色あり、屈原賈生列傳第二十四を作る、

結子楚親、使諸侯之士斐然爭入事秦、作呂不韋列傳第二十五、

【講義】秦の公子子楚が趙に質となり居るを呂不韋偶、見て子楚の爲に謀りて華陽夫人の子となし、子楚は立ちて莊襄王となる、又天下諸侯の説士をして靡然として爭ひ來りて秦の爲に力を盡さしむ、呂不韋列傳第二十五を作る、

【字解】斐然、靡然なり、

曹子匕首、魯獲其田、齊明其信、豫讓義不爲二心、作刺客列傳第二十六、

【講義】齊の桓公、魯の莊公の柯の會に曹沫は匕首を執りて齊の桓公を劫かす、魯は因りて其の嚮に侵されし土地を齊より取り還し、齊は其の土地還付の約に倍かずして信義を天下に明かにす、豫讓は二心の行ひを嫌ひて劍に伏して自殺し遂に趙襄子に事へず、刺客列傳第二十六を作る、

能明其畫、因時推秦、遂得意於海內、斯爲謀首、作李斯列傳第二十七、

【講義】秦の始皇の能く其の計畫を明かにして時勢に因りて秦を推し廣め、遂に意を天下に得たるは、李斯其の謀主たり、李斯列傳第二十七を作る、

爲秦開地益衆、北靡匈奴、據河爲塞、因山爲固、建楡中、作蒙恬列傳第二十八、

【講義】秦の爲に土地を開拓し人民を益殖し、三十

毅列傳第二十、

【講義】燕の昭王、樂毅の謀を率行し、樂毅は趙楚魏韓燕五國の兵を連ね引きて齊を伐ち之を破り、又臨菑に攻入りて齊の寶財祭器を取りて燕に送り、弱燕の爲に强齊の讎を報じ其の先君の恥辱を雪ぐ、樂毅列傳第二十を作る、

能信意彊秦、而屈體廉子、用徇其君、俱重於諸侯、作廉頗藺相如列傳第二十一、

【講義】藺相如は秦に使ひして趙の璧を取返し、又秦王をして趙王の爲に缻を鼓せしめて意を彊秦に伸べ、身は廉頗に屈し、出でゝ頗を望見すれば車を引きて避け匿る、是に於て頗は相如に謝し刎頸の交を結び、與に趙君の意にしたがひ忠を盡し、兩人俱に諸侯に重んじ尊ばる、廉頗藺相如列傳第二十一を作る、

湣王既失臨淄、而奔莒、唯田單用即墨、破走騎劫、遂存齊社稷、作田單列傳第二十二、

【講義】齊の湣王は既に首府臨淄を燕軍に奪はれて莒に奔り保つ、唯田單は即墨に立籠りて燕の將騎劫を破り走らし、遂に齊の國を存す、田單列傳第二十二を作る、

能設詭說、解患於圍城、輕爵祿、樂肆志、作魯仲連鄒陽列傳第二十三、

【講義】魯仲連は新垣衍に詭說を設け說きて秦軍が趙の都城を包圍せる患へを救ひ解き、而して爵祿を輕んじて趙の封を受けず、我が志を自由に振舞ふことを樂しむ、魯仲連鄒陽列傳第二十三を作る、

【字解】詭說、詭は異なり、詭說は平凡の者の思ひ付かざる說を云ふ、

作辭以諷諫、連類以爭義、離騷有之、作屈原賈生列傳第二十

君虞卿列傳第十六、

【講義】趙の平原君趙勝は韓の上黨の守たる馮亭が邪說を拒ぎ爭ふに權略を以てし、又楚に往きて從を約し、以て秦が趙の都の邯鄲を包圍せるを救ひ、趙王をして復天下に諸侯と稱せしむ、平原君虞卿列傳第十六を作る、

能以富貴下貧賤、賢能詘於不肖、唯信陵君爲能行之、作魏公子列傳第十七、

【講義】能く富貴の身分にて貧賤の者に卑下し、賢明にして能く不肖者に身を屈するは爲し難き所なるを、唯魏の信陵君公子無忌のみは能く之を行ひ爲す、魏公子列傳第十七を作る、

以身徇君、遂脫彊秦、使馳說之士南鄉走楚者、黃歇之義、作春申君列傳第十八、

【講義】身を差出して楚王にしたがひ、說を以て秦王を悅ばしめて遂に强秦の兵禍を脫し、又天下游說の士をして南に嚮ひて楚に走り就かしめ以て楚を重からしめたるは、これ全く楚の春申君黃歇が義氣に由れり、春申君列傳第十八を作る、

能忍詢於魏齊、而信威於彊秦、推賢讓位、二子有之、作范雎蔡澤列傳第十九、

【講義】范雎は能く魏の宰相魏齊が折脅摺齒はては厠中に置きたる無類の恥辱を忍びて秦に入り、宰相となりて威權を强秦に伸ぶ、范雎は蔡澤の人物に服して之を推薦し、澤も亦相たること數月にして辭す、則ち賢者を推し尊び位を讓るは范蔡二子皆これあり、范雎蔡澤列傳第十九を作る、

【字解】詢、辱なり、信、伸なり、

率行其謀、連五國兵、爲弱燕報彊齊之讎、雪其先君之恥、作樂

苞河山、圍大梁、使諸侯斂手而事秦者魏冉之功、作穰侯列傳第十二、

【講義】黄河、華山を苞ね大梁を圍み、六國の諸侯をして手を斂め攻撃を爲さずして秦に臣事せしめしは穰侯魏冉の功業なり、穰侯列傳第十二を作る、

南拔鄢郢、北摧長平、遂圍邯鄲、武安爲率、破荊滅趙、王翦之計、作白起王翦列傳第十三、

【講義】秦が南の方楚の鄢、郢の地を攻め落し、北の方趙の長平の軍を摧き、遂に趙の都邯鄲を圍むことは、武安君白起の將帥たりし功なり、又荊楚を破り趙を滅すことは王翦の計を以てなり、白起王翦列傳第十三を作る、

獵儒墨之遺文、明禮義之統紀、絶惠王利端、列往世興衰、作孟子荀卿列傳第十四、

【講義】荀卿は儒者、墨者の遺せる典籍を渉獵して、往世の道德の興衰を論じ列ね、孟子は縱橫戰伐の世に禮義の統紀を明白にし、梁の惠王が利を好むの端緒を遏絶す、孟子荀卿列傳第十四を作る、

【字解】獵儒墨云々、本篇にいふ、天下方務於合從連衡、以攻伐爲賢、而孟軻乃述唐虞三代之德、と、又其の荀卿の條にいふ、推儒墨道德之行事興壞、序列著萬言而卒と、則ちこゝの四句の先後錯綜して文を成すを知る可し、

好客喜士、士歸于薛、爲齊扞楚魏、作孟嘗君列傳第十五、

【講義】齊の孟嘗君田文は賓客を好み游士を喜び、天下諸國の士は君の封地薛に馳せ集まる、齊國の爲に楚魏の强暴を扞ぐ、孟嘗君列傳第十五を作る、

爭馮亭以權、如楚以救邯鄲之圍、使其君復稱於諸侯、作平原

孔氏述文、弟子興業、咸爲師傅、崇仁厲義、作仲尼弟子列傳第七、

【講義】孔子は文を以て道を述べ、弟子は道を學びて業を與し、咸王侯の師傅となり、仁を崇び義を厲ませり、仲尼弟子列傳第七を作る、

鞅去衞適秦、能明其術、彊霸孝公、後世遵其法、作商君列傳第八、

【講義】商君衞鞅は衞を去りて秦に適き、吾が術業を推明して孝公を覇者とならしめ、秦の後世其の法に遵ふ、商君列傳第八を作る、

天下患衡秦毋饜、而蘇子能存諸侯、約從以抑貪彊、作蘇秦列傳第九、

【講義】天下山東の諸侯韓魏楚燕趙齊の六國は六國を連橫して秦に服從せしめんとする計策を患へ、秦は貪り求めて饜くことなし、而して蘇子は能く其の地勢の縱に列れる六國同盟して秦に抗する策を行ひ、以て諸侯を存し貪強の秦を抑へたり、蘇秦列傳第九を作る、

【字解】衡、橫なり、從、縱なり、

六國既從親、而張儀能明其說、復散解諸侯、作張儀列傳第十、

【講義】六國既に合從して親和す、而して張儀能く其の連衡の說を明にして、復諸侯の排秦同盟を散解す、張儀列傳第十を作る、

秦所以東攘雄諸侯、樗里甘茂之策、作樗里甘茂列傳第十一、

【講義】秦が山東の地を一掃して諸侯に雄長となりし所以は、樗里子疾と甘茂との策によりてなり、樗里甘茂列傳第十一を作る、

桓公は夷吾を用ひて覇者となり、齊の景公は平仲を用ゐて國治まりぬ、管晏列傳第二を作る、

李耳無爲自化、淸淨自正、韓非揣事情、循勢理、作老子韓非列傳第三、

【講義】老子卽ち李耳は無爲の道を持して人自ら德に化し、淸淨無欲にして自ら方正なり、韓非は事物の情態を揣りて、時勢に逆らはず事理に順へり、老子韓非列傳第三を作る、

自古王者、而有司馬法、穰苴能申明之、作司馬穰苴列傳第四、

【講義】古への王者の時代よりして司馬の兵法といふものあり、穰苴は能く之を敷演して明瞭にせり、司馬穰苴列傳第四を作る、

非信廉仁勇、不能傳兵論劍、與道同符、內可以治身、外可以應變、君子比德焉、作孫子吳起列傳第五、

【講義】信實、廉直、仁恕、勇武の四德あるに非ざれば兵法を傳へ劍道を論ずる能はず、而して兵法は道德と契合する所ありて、之を身に近づくれば修身の學となり、人に對しては臨機の處置を取るを得べし、因りて君子は其の德を比し竝べて文武一致と謂ふ、孫子吳起列傳第五を作る、

維建遇讒、爰及子奢、尙既匡父、伍員奔吳、作伍子胥列傳第六、

【講義】楚の平王の太子建は其の少傅の役の費無忌の讒言に遇ひ、其の禍ひ延きてこゝに伍子胥の父なる太傅の伍子奢に及びて殺さる、子胥の兄伍尙は既に父をすくはんとして縛に就きしも、父と併せ殺され、伍員卽ち子胥は吳に奔れり、伍子胥列傳第六を作る、

【字解】匡父、匡は救なり、

七國叛逆、蕃屛京師、唯梁爲扞、偩愛矜功、幾獲于禍、嘉其能距吳楚、作梁孝王世家第二十八、

【講義】 吳楚七國の叛逆して京師を攻めんとするや、唯梁京師の藩屛となりて、賊兵を扞ぐ、寵愛を自負し功勞に矜りて幾んど禍を獲んとせり、其の能く吳楚の兵を距ぎし功を嘉し、梁の孝王世家第二十八を作る、

【字解】 蕃屛、蕃は藩なり、

五宗既王、親屬協和、諸侯大小爲藩、爰得其宜、僭擬之事、稍衰貶矣、作五宗世家第二十九、

【講義】 景帝の子十三人ありて其の母は五人なり、其の五宗の子卽ち十三人は既に王となり、親屬協和し、諸侯大小とも藩屛となり、其の處置は宜しきを得たり、故に身分不相應なる僭擬の事は次第に衰貶す、五宗世家第二十九を作る、

三子之王、文辭可觀、作三王世家第三十、

【講義】 武帝の三子閎、旦、胥の封ぜられて齊王、燕王、廣陵王となるや、其の疏奏制冊の文詞爛然觀る可し、之を存して紀事に代ふ、三王世家第三十を作る、

末世爭利、維彼奔義、讓國餓死、天下稱之、作伯夷列傳第一、

【講義】 末世澆季の時代には衆人皆利を得むとのみ爭ふ、然るに彼の伯夷は只一人義の爲に身を顧みず父の遺言を守り國を讓りて受けず、又周に仕へずして首陽山に餓死す、天下皆其の高義を稱揚す、伯夷列傳第一を作る、

晏子儉矣、夷吾則奢、齊桓以霸、景公以治、作管晏列傳第二、

【講義】 晏嬰字は平仲は一狐裘三十年の儉約にして管夷吾字は敬仲は三歸反坫の奢侈なり、されど齊の

【講義】曹參は韓信と與に、魏を平定し趙を攻め破り齊を拔き平げ、遂に楚の項羽の勢力を弱め、蕭何につぎて相國となり、蕭何の立て置きたる所を變革せず、人民安堵せり、曹參が其の功を自負せず又才能を矜らざるを嘉し、曹相國世家第二十四を作る、

運籌帷幄之中、制勝於無形、子房計謀其事、無知名、無勇功、圖難於易、爲大於細、作留侯世家第二十五、

【講義】計籌を帷幕の中に運らし勝利を無形の見えざるに制するは張良字は子房の畫策する所、なれども其の人智深くして功に誇らざれば世に知らるゝ名もなく勇功の沙汰もなく、難事を易きに計らひ大事を細事に始末を爲す、是れがその特色長技たり、留侯世家第二十五を作る、

六奇既用、諸侯賓從於漢、呂氏之事、平爲本謀、終安宗廟、定社稷、作陳丞相世家第二十六、

【講義】漢は陳平の六つの奇計を用ひて諸侯漢に服從す、又呂氏を伐つ事は陳平之が謀主たり、終に漢の宗廟を安んじ社稷を定む、陳丞相世家第二十六を作る、

【字解】賓從、賓は服なり、

諸呂爲從、謀弱京師、而勃反經合於權、吳楚之兵、亞夫駐於昌邑、以戹齊趙、而出委以梁、作絳侯世家第二十七、

【講義】呂氏の一族合從して漢室の威を弱め自ら代らむとす、而して周勃は正經に反して權宜に合ひ、其の處置宜しきを得たり、吳楚七國の兵起るや、勃の子周亞夫は兵を引きて昌邑に駐屯し、以て齊趙二國の兵を困戹せしめ、而して敵に出し委するに梁の兵を以てし梁を犧牲として吳の兵を禦がしむ、絳侯世家第二十七を作る、

らず乃ち當時創業の際なれば、劉賈と劉澤とは同族を以て王に封ぜられて漢の藩屛となる、荊燕世家第二十一を作る、

天下已平、親屬既寡、悼惠先壯、實鎭東土、哀王擅興、發怒諸呂、駟鈞暴戾、京師弗許、厲之內淫、禍成主父、嘉肥股肱、作齊悼惠王世家第二十二、

【講義】天下已に平定して高祖の親屬既に多からず、齊の悼惠王劉肥は先づ壯年にして實に山東の地を鎭む、子の哀王は擅に兵を興して怒りを諸呂に向ひて發し、之を討滅せんとしたり、其の舅父駟鈞が暴戾なるが爲に、文帝の未だ立たざる以前に齊王を迎へて皇帝となさんと謀りたれども、朝廷之を許さずして止みぬ、厲王は其の姉翁主と姦す、主父偃齊の相となり糺斷するによりて事發し厲王は自殺せり、劉肥が漢の高祖の股肱となり忠節あるを嘉し、齊の悼惠王世家第二十二を作る、

楚人圍我滎陽、相守三年、蕭何塡撫山西、推計踵兵、給糧食不絕、使百姓愛漢不樂爲楚、作蕭相國世家第二十三、

【講義】楚の項羽の軍は我が漢王を河南の滎陽に圍む、漢は守り防ぐこと三年の久しきに彌る、蕭何は華山以西の地を鎭撫し、計策を推し廣め兵卒を繰出し、糧食を運送して絕たず、天下の萬民をして漢王を愛戴し楚の民たるを悅び樂まざるやうに仕向けたり、蕭相國世家第二十三を作る、

【字解】塡撫、塡は鎭に同じ、

與信定魏、破趙拔齊、遂弱楚人、續何相國、不變不革、黎庶攸寧、嘉參不伐功矜能、作曹相國世家第二十四、

幸せられ代王の立ちて文帝と爲るに及びて身は皇后となり一族崇ばる、景帝の妃栗姬は太子榮を生み貴を恃みて驕り妬みしより退けられて王夫人皇后となる、武帝の陳皇后は太だ驕れるより廢せられ、卒に衞夫人子夫（夫人の字）は皇后となる、夫の婦德の斯のごときを嘉し、外戚世家第十九を作る、

【字解】 偩貴、偩は負と同じ、恃なり、嘉夫德若斯、范棫曰く、此語欠明と、

漢既譎謀、禽信於陳、越荊剽輕、乃封弟交、爲楚王、爰都彭城、以彊淮泗、爲漢宗藩、戊溺於邪、禮復紹之、嘉游輔祖、作楚元王世家第二十、

【講義】 漢の高祖は既に欺きて楚王韓信を陳に生擒す、越や荊楚の地の風俗は氣強く輕薄なり、是に於て高祖は其の同母弟劉交を封じて楚王となす、元王これなり、爰に彭城に都し淮泗の地を強く固めて漢室の藩屏となる、孫の王戊は邪道に溺れ、呉王濞と謀叛して自殺し、元王の子禮復其の後を紹ぐ、始祖游（交の字）が高祖を輔けしを嘉し、楚の元王世家第二十を作る、

維祖師旅、劉賈是與、爲布所襲、喪其荊呉、營陵激呂、乃王琅邪、怵午信齊、往而不歸、遂西入關、遭立孝文、獲復王燕、天下未集、賈澤以族、爲漢藩輔、作荊燕世家第二十一、

【講義】 維れ高祖の兵を興すや、荊王劉賈是れ與す、賈、黥布に襲はれて其の荊呉の地を喪ふ、燕王劉澤は、はじめ功を以て營陵侯となりしが、齊人田生をして呂后を激勵し琅邪王となるを得たり、澤、齊王の使者祝午にいざなはれ信じて齊に至り國に歸らず、遂に西の方關に入り諸呂を誅せんとす、漢の孝文帝を立つるに遭ひて復燕に王たるを獲たり、天下未だ成

廢樂崩、追修經術、以達王道、匡亂世、反之於正、見其文辭、爲天下制儀法、垂六蓺之統紀於後世、作孔子世家第十七、

【講義】　周の天子の威德衰微して諸侯各自に放逸自恣の行のみを事とす、此の時に當りて仲尼は古來治國の要道たる禮の廢れ樂の崩るゝことを悼み、經術を後世より追修して以て王道の趣意を發し顯はし、人倫なき亂世を匡し直して之を正道に反し、其の文辭に現はし出して天下の儀法を制し、六蓺卽ち禮樂詩書易春秋の正統の紀文を後世に垂れ施せり、孔子世家第十七を作る、

桀紂失其道、而湯武作、周失其道、而春秋作、秦失其政、而陳涉發迹、諸侯作難、風起雲蒸、卒亡秦族、天下之端、自涉發難、作陳涉世家第十八、

【講義】　桀王、紂王は王者の道を失ひて湯王、武王は代りて天下に王たり、周亦王道を失ひて孔子春秋を作りて大義名分を正しくす、秦亦王者の政を失ひて一匹夫陳涉兵を起して事を首め、天下の諸侯響應して兵を發し難を作す、其の勢ひ風の起る如く烈しく雲の蒸す如く熾んにして卒に秦の族を亡ぼす、天下大變動の發端は實に陳涉の兵難を構へたるに始まる陳涉世家第十八を作る、

成皐之臺、薄氏始基、詘意適代、厥崇諸竇、栗姬偩貴、王氏乃遂、陳后太驕、卒尊子夫、嘉夫德若斯、作外戚世家第十九、

【講義】　漢の文帝の母薄太后は、そのはじめ漢王に河南宮の成皐臺に於て知られ、遂に文帝を生み、それよりして薄氏は外戚となれり、文帝の竇皇后は、そのはじめ意を屈し不本意ながら代に行きしが、代王に

す、惠王は自ら矜りて齊秦之を攻む、既にして信陵君無忌を疑ひて諸侯は魏を救ふことを罷め、卒に大梁を亡ぼし、王假は秦王に虜にせられて厮養の卒とせらる、魏武子が晉の文公を佐けて霸道を伸べたることを嘉し、魏世家第十四を作る、

韓厥陰德、趙武攸興、紹絕立廢、晉人宗之、昭侯顯列、申子庸之、疑非不信、秦人襲之、嘉厥輔晉匡周天子之賦、作韓世家第十五、

【講義】韓厥は陰德ありて趙武は身を興せり、韓厥は趙氏の祀の絕えたるを紹ぎ家の廢滅せるを立てたり、晉人其の義を貴べり、韓の昭侯の名のあらはれしは申不害を相としてもちひしに由る、韓王安は韓非を疑ひて用ひず、秦人は韓を襲ひ破れり、韓厥が晉を輔けて周の天子より命ぜられたる貢賦を匡せる行爲を嘉し、韓世家第十五を作る、

【字解】韓厥陰德云々、韓厥が趙朔の遺孤趙武を晉の景公に言ひて復故の趙氏の田邑を與へしをいふ、委しくは本篇竝に趙世家を參看すべし、

完子避難、適齊爲援、陰施五世、齊人歌之、成子得政、田和爲侯、王建動心、乃遷于共、嘉威宣能撥濁世而獨宗周、作田敬仲完世家第十六、

【講義】田齊の始祖完子(陳完)は陳の宣公の太子禦寇の難を避けて齊國に出奔し、桓公を助け、後五世の間陰かに民に德を施し、齊人は之を詠歌す、成子即ち田常は簡公の相となりて政を得、田和は立ちて齊侯となる、王建は秦の詭計に心を動かし、遂に秦に降りて共に遷さる、威王、宣王が混亂の世を撥ひ平げて獨り周室を尊びしを嘉し、田敬仲完世家第十六を作る、

【字解】成子、常の謚號、敬仲、完の謚號、

周室既衰、諸侯恣行、仲尼悼禮

世家第十二、

【講義】 鄭の始祖桓公友(周の宣王の庶弟)は周の太史伯陽の言を用ひて洛水の東に居る、鄭が周の地を侵し禾を取るや、王室の人議して禮せず、鄭の大夫蔡仲は宋に刼要せられて盟ひて厲公を立て、是れより鄭は内亂ありて繁昌せず、宰相子產が仁政を施すや、世を紹ぎて賢者と稱す、三晉侵し伐ちて鄭は韓の哀侯に滅さる、厲公が王子穨を殺して惠王を周に納れしを嘉し、鄭世家第十二を作る、

維驥騄耳、乃章造父、趙夙事獻、衰續厥緒、佐文尊王、卒爲晉輔、襄子困辱、乃禽智伯、主父生縛、餓死探爵、王遷辟淫、良將是斥、嘉鞅討周亂、作趙世家第十三、

【講義】 維れ驥、騄耳の名馬は造父を彰はす、造父名馬を周の穆王に獻じたるより遂に趙城に封ぜられ趙氏の先となる、子孫の趙夙は晉の獻公に事へ、其の子趙衰は其の跡を繼ぎ、晉の文公を輔佐して周王を尊び、卒に晉の輔弼の臣となる、趙襄子困辱して、乃ち智伯を擒にせり、主父生きながら捕はれて、餓死せんとして雀の子を探り食ふ、王遷は僻淫にして良將を斥け、終に秦に降參せり、趙鞅が周室の亂を討せることを嘉し、趙世家第十三を作る、

【字解】 爵、雀なり、本篇に爵鷇とあり、雀のひよこなり、

畢萬爵魏、卜人知之、及絳戮干、戎翟和之、文侯慕義、子夏師之、惠王自矜、齊秦攻之、既疑信陵、諸侯罷之、卒亡大梁、王假廝之、嘉武佐晉文申霸道、作魏世家第十四、

【講義】 畢萬の封土爵位を魏國に賜はることは卜人前に之を知る、萬の後の魏絳が晉の悼公の弟楊干を僇辱するや戎翟親附す、文侯義を慕ひて、子夏を師と

好レ諛信レ讒、楚幷二於秦一、嘉二莊王之義一、作二楚世家第十一、

【講義】楚の祖先重黎は帝嚳高辛氏の火正の官に居り、其の弟吳回之を接ぎ復火正たり、重黎が後となる殷の晩年に其の子孫鬻子即ち鬻熊の子は文王に事へ、此れより世次譜牒すべし、周の成王の時熊繹用ひられ、熊渠之を續ぐ、莊王の賢なる、陳に克ちてやがて復陳國を與さしむ、既にして莊王は鄭を伐ち、鄭伯肉袒して降るを赦しやり、又宋を包圍攻擊したるに、宋の華元の陳情にきゝて兵を罷め去る、懷王は秦王に欺かれて秦に客死し、子蘭は屈原を咎め讒す、平王諂諛を好み讒言を信じ、楚は負芻の時に至りて秦に併せらる、莊王陳鄭宋に對して爲せる高義を嘉し、楚世家第十を作る、

【字解】鬻子牒之、牒は譜牒なり、系圖のこと、楚は鬻熊よりして世系得て明らかに叙すべし故に云ふ、乃復國陳、余有丁曰く、按楚莊王克レ陳、以二申叔之諫一而復レ之、故曰二復國一陳と、

少康之子、實賓二南海一、文レ身斷レ髮、黿鼉與處、既守二封禺一、奉二禹之祀一、勾踐困レ彼、乃用二種蠡一、嘉下勾踐夷蠻、能修二其德一、滅二彊吳一、以尊中周室上、作二越王勾踐世家第十一一、

【講義】夏の帝少康の庶子擯斥せられ會稽に封ぜられて南海に居る、夷狄の風俗に從ひ身に入墨し髮を斷ちて黿鼉と同居す、既にして封禺山を守り、禹の祭祀を奉ず、勾踐の世に及びて吳王と戰ひ、敗れて會稽山に困しみ、乃ち大夫種と范蠡とを用ひたり、勾踐が夷蠻の中に在りて能く其の德を修め强吳を滅して周室を尊びしを嘉し、越王勾踐世家第十一を作る、

【字解】實賓南海、賓は擯と通ず、

桓公之東、太史是庸、及レ侵二周禾一、王人是議、祭仲要盟、鄭久不レ昌、子產之仁、紹レ世稱レ賢、三晉侵伐、鄭納二於韓一、嘉下厲公納二惠王一、作二鄭

は正言殷の紂王を諫めて用ひれず、乃ち反りて佯りて身を亂し奴となる、紂の子武庚既に死して周は微子を宋に封ず、後世に至り襄公は楚と泓水に戰ひて大敗す、されど其の戰ひに臨みて禮を忘れざるを以て君子これをしも稱せずして孰れをか稱せん、景公謙讓の德あり、熒惑（火星）の妖星は移動して宋を退きしが、辟公の子剔成暴虐にして、宋は乃ち滅亡せり、微子國を去るとき太師の箕子に問ひて其の說に從へるを嘉し、宋世家第八を作る、

【字解】剔成云々、本篇によれば、暴虐にして宋を覆したるは剔成の弟の偃なり、梁玉繩曰く、疑剔成乃王偃之譌と、

武王既崩、叔虞邑唐、君子譏名、卒滅武公、驪姬之愛、亂者五世、重耳不得意、乃能成霸、六卿專權、晉國以耗、嘉文公錫珪鬯、作晉世家第九、

【講義】周の武王既に崩じて武王の子、成王の弟なる叔虞は封ぜられて唐（後の晉）に邑す、君子は晉の穆侯が太子を仇と名づけ、少子を成師と名づけし違禮を譏り、晉は卒に曲沃の武公に滅ぼされ其の併す所となる、驪姬が獻公（武公の子）に寵せられてあり晉國は亂るゝもの五世、獻公の子重耳（文公）は一旦意を得ず出奔して、後に國に還りて遂に能く霸業を成せり、悼公以後は智伯、范、中行、韓、魏、趙の六卿權を擅にして、晉國の勢力衰耗す、文公の周の天子より祭器珪鬯を賜はりしを嘉し、晉世家第九を作る、

【字解】錫珪鬯、本篇にいふ、天子使王子虎命晉侯爲伯、賜大輅彤弓矢百、玈弓矢千、秬鬯一卣、珪瓚、虎賁三千人と、秬鬯は黑黍なり、珪瓚は玉にて造りたる酒器なり、今の珪鬯は此の二をいふ、

重黎業之、吳回接之、殷之季世、粥子牒之、周用熊繹、熊渠是續、莊王之賢、乃復國陳、既赦鄭伯、班師華元、懷王客死、蘭咎屈原、

の餘烈を蒙り、百世の遠きまで其の祭祀を享く、爰に周の封ずる所の舜の後の陳國、禹の後の杞國は楚實に之を滅せり、齊の田氏既にして起れり、田氏の祖陳完は陳の厲公の子なり、舜は抑〻如何なる人ぞや、盛德大業あるにあらずんば、いづくんぞ此のごときを得むや、陳杞世家第六を作る、

〔牧〕殷餘民、叔封始邑、申以商亂、酒材是告、及朔之生、衞傾不寧、南子惡蒯聵、子父易名、周德卑微、戰國既彊、衞以小弱、角獨後亡、嘉彼康誥、作衞世家第七、

【講義】殷の亡餘民を收容して武王の少弟康叔名は封始めて衞に封邑を有す、商の亂の始末を申述して康叔を誡め、又酒誥、梓材を作り酒色の害を告げて敎訓とす、宣公の子朔（惠公）生るゝに及びて內亂ありて國傾き危く安寧ならず、靈公の夫人南子は太子蒯聵を惡み、太子出奔す、後に蒯聵の子名は輒を立てゝ君とす、是れ孫が祖父を承けて君となり父の蒯聵は太子にて出奔したるなれば、子父が名を易ふるなり、周の威德振はず卑微にして戰國の諸侯既に强し、衞は小國弱兵を以て君角の時に獨り六國の最後に滅びたり、彼の康誥卽ち美はしき訓戒を嘉し、衞世家第七を作る、

【字解】牧殷餘民、牧の字、柯本、毛本に收に作るに從ふ可し、周紀亦「頗收殷餘民」といふ、酒材、酒誥、梓材なり、皆尙書の篇名なり、角、元君の子なり、

嗟箕子乎、嗟箕子乎、正言不用、乃反爲奴、武庚既死、周封微子、襄公傷於泓、君子孰稱、景公謙德、熒惑退行、剝成暴虐、宋乃滅亡、嘉微子問太師、作宋世家第八、

【講義】あゝ箕子なるかな、あゝ箕子なるかな、箕子

燕易之禪、乃成禍亂、嘉甘棠之詩、作燕世家第四、

【講義】武王は殷の紂王に大捷して後、天下未だ協和せざる前に崩ず、成王既に幼年にして、周公の兄弟の管叔、蔡叔などは周公旦の處置を疑ひ、又淮夷は叛きぬ、是に於て燕の祖召公奭は德に率ひて周室を安集即ちやすんじて、以て東方の諸國を寧んず、燕の易王は欺かれて位を宰相の子之に禪りしより國の禍亂を釀成す、召公の遺德を述べたる甘棠の詩を嘉し、燕の世家第四を作る、

【字解】燕易、易の字、札記、志疑皆噲の誤なりとす、噲は易王の子なり、甘棠之詩、詩經に在り、

管蔡相武庚、將寧舊商、及旦攝位、二叔不饗、殺鮮放度、周公爲盟、太任十子、周以宗彊、嘉仲悔過、作管蔡世家第五、

【講義】管叔名は鮮、蔡叔名は度の兩人は紂王の子武庚を相けて舊商即ちもとの殷を寧んぜんとす、周公旦が政事を攝行するに及びて兩人上に奉ぜず、周公因りて兵を發し討ちて鮮を殺し、度を放ち、盟約を爲す、文王の元妃太任に十子（伯邑考、武王發、管叔鮮、周公旦、蔡叔度、曹叔振鐸、成叔武、霍叔處、康叔封、聃季載）あり、由りて周室の一族勢力強し、蔡叔の子蔡仲の父の過ちを悔ゆるを嘉し、蔡管世家第五を作る、

【字解】不饗、饗は享と通用す、享は上に奉ずるなり、嘉仲悔過、仲は蔡仲なり、本編に胡乃改行率德馴善云々と見えたり、胡は蔡仲の名なり、

王後不絕、舜禹是說、維德休明、苗裔蒙烈、百世享祀、爰周陳杞、楚實滅之、齊田既起、舜何人哉、作陳杞世家第六、

【講義】武王天下一統の後に至り、聖王の後世を封じ、古王の後絕えず、これ舜禹二聖人の大德を悅び慕ふの餘に出づ、維れ德休明にして苗裔の子孫まで其

作齊太公世家第二、

【講義】太公望呂尙の祖先は申呂に封ぜられしが、其後衰微して土地削小せられ、尙父卽ち太公望は卑賤なり、卒に西伯に身を寄せ、文王武王は是れを師とす、其の功績許多の大臣に傑出し、權謀を幽陰に施し、番々と白き髮が更に一變して黃色と爲りし老年に爰に齊の營丘に封ぜられ、柯の盟に違背せず、桓公に至りて以て隆昌にして、諸侯を九合し霸者の功績天下に顯彰し、田闞は寵を爭ひて、姜姓は之が爲に死解滅亡せり、尙父の謀を嘉し、齊の太公世家第二を作る、

【字解】申呂肖矣、申呂は二國の名、共に太公望祖先の封ぜらし國なり、齊太公世家を參すべし、肖は削の省字、

依之違之、周公綏之、憤發文德、天下和之、輔翼成王、諸侯宗周、隱桓之際、是獨何哉、三桓爭彊、魯乃不昌、嘉旦金縢、作周公世家第三、

【講義】武王病みて重し、天下或は之に依り或は之に違ふ、周公旦之を綏安し、憤發して仁義禮樂を行ひ、天下和す、且又成王を輔翼し、天下周室を奉戴す、周公の德此の如くにして其の子孫たる魯の隱公桓公の際に獨り何を以て衰ふるや、桓公の族にて魯の大夫たる仲孫、叔孫、季孫の三桓彊を爭ひて、魯は是れより繁昌せず、三桓の公室に於ける、周公の王室輔佐の忠と嘗に天淵のみあらず、周公旦の金縢の處置を嘉し、周公の世家第三を作る、

【字解】周公旦、身を以て武王の病に代らんとし、書を爲り、之を金縢卽ち錠前附の匱に藏む、書經に金縢の篇あり、

武王克紂、天下未協而崩、成王旣幼、管蔡疑之、淮夷叛之、於是召公率德、安集王室、以寧東土、

決瀆通溝、作河渠書第七、

【講義】維れ夏の禹王は九川を浚ふ、洪水は退き去り天下九州の人民安寧粒食するを得たり、こゝに雍塞を宣べ通じ、漲溢を堤防し、河江淮濟の四瀆即ち獨流して海に入る大河を決し、又田間の水道を通ず、河渠書第七を作る、

維幣之行、以通農商、其極則玩巧、幷兼茲殖、爭於機利、去本趨末、作平準書、以觀事變、第八、

【講義】維れ貨幣行はるゝは、交換の媒介具となり以て農商を通ず、其の極に至るときは、巧智を行ひ土地貨物を取込み幷兼の者ます〳〵殖え、機變の利益を爭ひ、本業の農を去りて末業の商賈に趨る、よりて平準書を作りて物事の變遷を觀る、第八、

太伯避歷、江蠻是適、文武攸興、古公王跡、闔廬弑僚、賓服荊楚、夫差克齊、子胥鴟夷、信嚭親越、吳國既滅、嘉伯之讓、作吳世家第一、

【講義】古公亶父の長子太伯は父の志を承けて末弟の季歷を位に立てんと思ひ、己れは避けて江蠻即ち吳に適く、是れに由りて文王武王を興起し、古公亶父が王道を創めし跡あり、闔廬は吳王僚を弑し荊楚を服從せしむ、闔廬の子夫差は齊に大捷して驕り、伍子胥は鴟夷に盛られて江に流さる、夫差は太宰嚭を信じ越を親しみ吳國は遂に滅びたり、太伯の讓るを嘉し吳の世家第一を作る、

申呂肖矣、尙父側微、卒歸西伯、文武是師、功冠群公、繆權于幽、番番黃髮、爰饗營丘、不背柯盟、桓公以昌、九合諸侯、霸功顯彰、田闞爭寵、姜姓解亡、嘉父之謀、

まざるべけむや、司馬の兵法の由來する所久し、太公望、孫子、吳子、王子卽ち成甫は能く其の道を紹ぎて之を昭明にせり、近世に切實にして人事の變化を極む、律書第三を作る、

律居陰而治陽、歷居陽而治陰、律歷更相治、間不容翲忽、五家之文佛異、維太初之元論、作歷書第四、

【講義】律は陰に居て陽を治め、歷(暦に同じ)は陽に居て陰を治む、律と歷とたがひに相治めて、其の間に一秒一忽の至微も容れず、黃帝、顓頊、夏、殷、周五家の歷文は相戾りて同じからず維れ漢の武帝太初元年より歷律を論せり、歷書第四を作る、

【字解】律居陰云々、岡龍洲曰く、律定數也、其體靜、以此作歷、以治陰陽變遷、故曰居陰治陽、歷數散數、其用動、旁羅日月星辰、以定天數、故曰居陽治陰と、翲忽、翲は正義に字當作秒といへり、秒は禾芒なり、のぎ、忽はひとすぢのきぬいとなり、

星氣之書多雜禨祥、不經、推其文、考其應、不殊、比集論其行事、驗于軌度以次、作天官書第五、

【講義】星辰氣象の書は多く禨祥の事を雜ふ、不稽なり、其の文義を推し、其の感應を考ふるに別途のものにあらず、因りて其の說を比べ集め其の行事を論じ、軌度卽ち星辰運行の路を驗するに次第を以てす、天官書第五を作る、

受命而王、封禪之符罕用、用則萬靈罔不禋祀、追本諸神名山大川禮、作封禪書第六、

【講義】天命を受けて天下に王となる、天地を祀る封禪の符は平常には用ふること罕(罕の古字)なり、用ふれば天下の萬靈禋祀らざることなし、諸神名山大川の禮を追ひ本きて封禪書第六を作る、

維禹浚川、九州攸寧、爰及宣防、

要以近情性通王道、故禮因人質爲之節文、略協古今之變、作禮書第一、

【講義】 維れ夏殷周三代の禮に於て減損増益する所あるは、各〻務むる所を異にすればなり、然れども其の主旨を云へば人の性情に近くして王道に通ずるを以て要とす、故に禮は人の性質に因りて之が節文度合ひを宜しくし、略〻古今の變に協ふ、因りて禮書第一を作る、

樂者所以移風易俗也、自雅頌聲興、則已好鄭衛之音、鄭衛之音、所從來久矣、人情之所感、遠俗則懷、比樂書以述來古、作樂書第二、

【講義】 樂は風俗を移し易ふるものなり、周の盛世に雅正の音樂興りてより、人は早已に淫猥なる音樂を好めり、されば淫猥なる音樂は由來久しきものなり、人の感情の起る所は何處も同じ事なれば、樂を以てすれば如何なる遠方殊俗の國といへども懷かしめて善導するを得べし、因りて樂書を比し序でて古來の音樂の興衰を述ぶ、樂書第二を作る、

【字解】 雅頌聲、雅正の音樂なり、鄭衛之音、鄭衛の音樂は淫猥なれば、淫猥なる音樂を鄭衛之音といふなり、

非兵不強、非德不昌、黃帝湯武以興、桀紂二世以崩、可不愼歟、司馬法所從來尚矣、太公孫吳王子、能紹而明之、切近世、極人變、作律書第三、

【講義】 兵威なき時は國は强からず、德化を行ふにあらざれば國家は繁昌せず、黃帝に阪泉の軍あり、殷湯に鳴條、周武に牧野の戰ありて以て興れり、夏桀、殷紂、秦の二世皇帝は德化無くして以て崩壞せり、愼

惠景之間、維申功臣、宗屬爵邑、作惠景間侯者年表第七、

【講義】惠帝景帝の間、高祖の時の遺功臣を追修し、又漢室の一族皆爵邑を有するに至れり、因りて惠景間の侯たる者年表第七を作る、

北討彊胡、南誅勁越、征伐夷蠻、武功爰列、作建元以來侯者年表第八、

【講義】北の方は强暴なる匈奴を討伐し、南方は力勁き越を征誅し、夷蠻の國を征伐し、武功こゝに列し將卒の封ぜらるゝ多し、因りて建元以來の侯たる者の年表第八を作る、

諸侯既彊、七國爲從、子弟衆多、無爵封邑、推恩行義、其勢銷弱、德歸京師、作王子侯者年表第九、

【講義】高祖の子孫の諸侯たるもの既に强大にして、吳楚七國合從して反を謀る、其の諸侯の子弟數多くして爵祿封邑無きは、其の宗家より恩を推し廣め義を行ひて邑を割きて分ち封ず、かくて諸侯の勢力銷え弱くなりて、威德天子に歸す、因りて王子の侯たる者の年表第九を作る、

國有賢相良將、民之師表也、維見漢興以來將相名臣年表、賢者記其治、不賢者彰其事、作漢興以來將相名臣年表第十、

【講義】國家に賢宰相と良將軍とあるは人民の師表手本なり、維れ漢室興起以來の將相名臣の年表を見はし、賢才の者は其の治め方の偉績を記載し、賢ならざる者は其の事柄を彰著す、因りて漢興以來の將相名臣年表第十を作る、

維三代之禮、所損益各殊務、然

【講義】秦は既に暴虐なりしかば、楚の人陳渉、呉廣の徒最初に兵を起して秦に反し、項氏遂に義帝を殺して逆亂なりしかば、漢王は乃ち大義名分を唱へて項羽を征伐す、八年の間に天下三たび擅り、事繁く變多し、故に其の委曲を示さむが爲に、秦楚の際の月表第四を著はす、

【字解】八年、二世元年七月、陳渉、王と稱してより、高祖、位に即くまでをいふ、三擅、擅は嬗、禪と同じ、三擅とは陳渉、項羽、高祖の相ゆづりしをいふ、

漢興已來、至于太初百年、諸侯廢立分削、譜紀不明、有司靡踵、彊弱之原云以世、作漢興已來諸侯年表第五、

【講義】漢室興起以來武帝の太初年間に至るまで百年なり、此の間諸侯に廢立あり、分封削地あり、系譜記録の上に其の繼嗣の次第分明ならず、これ有司の役人彊弱の本原を繼ぎ明かにすること無しといふべきのみ、因りて漢興已來の諸侯年表第五を作る、

【字解】踵、繼なり、彊弱、年表に曰く、漢郡八九十、形錯諸侯之間、犬牙相臨、秉其阸塞地利、彊本幹、弱枝葉之勢也と、云以世、徐廣曰く、一作云已也と、今之に從ふ、

維高祖元功、輔臣股肱、剖符而爵、澤流苗裔、忘其昭穆、或殺身殞國、作高祖功臣侯者年表第六、

【講義】維れ高祖の大功績の輔佐の臣、股肱の臣は信符を剖きて爵祿を賜ひ、恩澤は子孫の末に傳はる、子孫は其の先代より世々相傳ふる所を忘れ、或は身を殺し、國を亡ぼせり、因りて高祖の功臣の侯たる者の年表第六を作る、

【字解】昭穆、諸侯は五廟あり、太祖の廟は中に居き、四世二世は左に居きて之を昭といひ、三世一世は右に居きて之を穆といふ、四世の祖以上は太祖の廟の右側の夾室に合祀す、今忘其昭穆といふは、其の先より世々相傳ふる所を忘るゝを言ふなり、

維三代尙矣、年紀不可考、蓋取之譜牒、舊聞本于茲、於是畧推作三代世表第一、

【講義】維れ夏殷周三代の事迹は其の時代久遠なれば、年代の次第は考ふべからず、蓋し之を系譜の書に取る、舊聞古記は玆に其の基を發す、是に於て大略推し考へて三代世表第一を作る、

【字解】譜牒、系譜の書をいふ、譜は布なり、しきならぶるなり、牒はかきものなり、下文譜諜の諜は牒に同じ、

幽厲之後、周室衰微、諸侯專政、春秋有所不紀、而譜諜經略、五霸更盛衰、欲睹周世相先後之意、作十二諸侯年表第二、

【講義】周の幽王厲王以來、周室衰微し、列國諸侯各自に政事を行ひ、春秋記錄にも記載せざる所あり、而れども譜諜の載する所の經略の迹を案ずるに、齊桓、晉文、宋襄、楚莊、秦穆の五霸互に盛衰あり、周の世の相先後する意を發見せむと欲し、因りて十二諸侯年表第二を作る、

春秋之後、陪臣秉政、彊國相王、以至于秦、卒幷諸夏、滅封地、擅其號、作六國年表第三、

【講義】春秋時代の後戰國時代に及びて諸侯の臣たる陪臣が國政を自由にし、强國は互に王となりたり、以て秦に至りて遂に中國の諸侯の地を併合し、其の封地を滅ぼし、獨り號を擅にして皇帝となる、六國年表第三を作る、

秦旣暴虐、楚人發難、項氏遂亂、漢乃扶義征伐、八年之間、天下三擅、事繁變衆、故詳著秦楚之際、月表第四、

德盛阿衡、武丁得說、乃稱高宗、帝辛湛湎、諸侯不享、作殷本紀第三、

【講義】維れ契は商の世を作興し、爰に成湯に及ぶ、太甲（四代）は桐の地に居り、德は伊尹を阿衡とせしによりて盛んなり、武丁（二十二代）は傅說を得て、乃ち高宗と稱せり、帝辛（三十代）即ち紂王は酒に溺れて諸侯上に奉ぜず、殷本紀第三を作る、

【字解】不享、享は上に奉ずるをいふ、不享は歸服せざるをいふ、

維棄作稷、德盛西伯、武王牧野、實撫天下、幽厲昏亂、既喪酆鎬、陵遲至赧、洛邑不祀、作周本紀第四、

【講義】維れ棄は后稷（農官の長）となり、其の德は西伯文王の時に至りて盛んなり、武王は紂を牧野に征伐して、實に天下の萬民を撫恤せり、幽王（十二代）、厲王（十代）は昏亂にして、周は既に酆鎬の地を喪失し、丘陵の次第に缺け減ずるが如く王威は振はず、赧王（三十七代）に至りて洛邑に於て宗廟の祭祀も出來ずして滅亡せり、周本紀第四を作る、

【字解】幽厲昏亂、厲王暴虐にして國人亂を成し、王、晉の彘に出奔す、幽王は淫亂にして犬戎の弒する所と爲る、

維秦之先、伯翳佐禹、穆公思義、悼豪之旅、以人爲殉、詩歌黃鳥、昭襄業帝、作秦本紀第五、

【講義】維れ秦室の先世伯翳は禹王の輔けとなり、穆公は義を思ひて晉との戰ひに崤山に於て全滅したる我軍を悼み、其の卒するや殉死の者百七十七人を用ひ、秦人之を哀みて黃鳥の詩（詩經秦風に載す）を歌ふ、昭襄王は六國を攻めて帝業を創す、秦本紀第五を作る、

【字解】悼豪之旅、豪は崤の異音にして旅は師なり、

維昔黃帝、法レ天則レ地、四聖遵レ序、各成ニ法度ー、唐堯遜レ位、虞舜不レ台、厥美ニ帝功ー、萬世載レ之、作ニ五帝本紀第一ー、

【講義】維れ昔し黃帝は天地四時の大法に順ひて政を施き、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜の四聖は卽位の順序に遵ひて各、法度を成す、唐堯位を遜りて虞舜は之を悅ばず、虞舜が太平の政を行ふことは乃ち唐堯の意旨に依るとして何時までも堯帝の功を美として揚げたるは流石に聖人にして亦堯の聖人たるを知るべし、萬世の後まで之を記載す、因りて五帝本記第一を作る、

【字解】黃帝云々、此の事實は宜しく各本篇を參看して知るべし、今一々解釋して擧げず、以下皆同じ、法天則地、本篇に順ニ天地之紀ーとあるに同じ、不台、台は古の怡字なり、音イ、ヨロコブと訓む、不台は舜が堯に代はりて天子となりしは、堯の子丹朱不肖にして已むを得ざるに出でたるを云ふ、○中井履軒曰く、自レ此以下贊語（維昔黃帝云々の類）蓋後人之附益、決非ニ太史公之筆ー、匯是索隱述贊之伎倆、班史於ニ全篇ー（司馬遷傳を見よ）無レ所ニ刪除ー、而此只言ニ五帝本紀第一ー、以至ニ貨殖傳第六十九ー、蓋史記之文耳、と、兪樾曰く、紀事之體、本ニ尚書ー、故太史公作ニ自序一篇ー、云、爲ニ某事ー作ニ某本紀、某表、某書、某世家、某列傳ー、猶ニ尚書之有ー レ序也、古人之文、其體裁必有レ所レ自、非ニ漢以後之人所ー レ識也と、今按ずるに、漢書班固の敍傳亦某事の爲に某紀、某表、某志、某傳を作れることを敍せしを見れば、兪樾の說之を獲たり、

維禹之功、九州攸レ同、光ニ唐虞際ー、德流ニ苗裔ー、夏桀淫驕、乃放ニ鳴條ー、作ニ夏本紀第二ー、

【講義】維れ禹王の治水の功績たる、天下九州遍く其の恩惠を受く、偉業、唐虞の際を光耀し、其の德は子孫に傳はる、桀王（十七代）淫樂驕奢にして乃ち鳴條の地に放逐せらる、夏本紀第二を作る、

維契作レ商、爰及ニ成湯ー、太甲居レ桐、

國語、孫子臏脚、而論兵法、不韋遷蜀、世傳呂覽、韓非囚秦、說難孤憤、詩三百篇、大抵賢聖發憤之所爲作也、此人皆意有所鬱結、不得通其道也、故述往事、思來者、於是卒述陶唐以來、至于麟止、自黃帝始、

【講義】　太史公刑せられてより退いて深く自から思惟すらく、夫れ詩經書經の其の義隱微にして言詞の簡約なるは其の志の思ふ所を遂げむと欲してなり、昔し西伯文王は紂王に羑里に囚はれて周易を演べたり、孔子は陳蔡に困厄して春秋を作れり、楚の屈原は讒に遇ひ放逐せれて離騷を著はせり、左丘明は失明して此に國語の作あり、孫子は脚の臏を斷たれて兵法を論じたり、呂不韋は秦の相なりしが、蜀に左遷せられて此に呂氏春秋を傳ふるに至る、韓非は秦に使して囚はれて說難、孤憤等の篇あり、詩經三百篇も大抵賢人聖人が發憤の餘に成れるものなり、此れ人皆心意に憂憤の鬱結する所ありて其の道を通ずるを得ず、故に過去の事跡を述べ序でて來者を思ひ、其の意志を遂げんと欲してなりと、是に於て卒に陶唐氏帝堯以來を著述して今上武帝が麟を獲たるに閣筆す、黃帝を起始とす、

【字解】　左丘失明云々、國語一に盲史の名あるは此の語あるによりてなり、不韋遷蜀云々、董份曰く、呂氏春秋蓋不韋當國時作也、而云遷蜀、韓非說難蓋未入秦時所著也、而云囚秦、古之文人取其意、不泥其詞、往々如此と、述陶唐以來、陶唐は帝堯の國號なり、書經には堯以來を載す、史記之に據る、故に述陶唐以來といふ、至于麟止、服虔云く、武帝至雍獲白麟、而鑄金作麟足形、故云麟止と、止は趾と同じ、遷の史記を作りて麟止に止むるは春秋の筆を獲麟に絕つの例に倣ふなり、自黃帝始、百家の黃帝を言ふこと、其の文雅馴ならず、然れども其の事の始を示さんが爲に黃帝を述べて本紀の首と爲せるなり、

て德の天下に布き聞えざるは在朝百官の行届かぬにて其の過失なり、

且余嘗掌其官、廢明聖盛德不載、滅功臣世家賢大夫之業不述、墮先人所言、罪莫大焉、余所謂述故事整齊其世傳、非所謂作也、而君比之於春秋謬矣、

【講義】 且つ余は嘗て其の史官の職を掌りながら明聖の盛德を差置きて記載せず、又功臣、世家、賢大夫の事業を滅却して述べずと、先人談の言ふ所を吾に於て墮廢せば、罪として是より大なるものなかるべし、余が爲さんとする所の業は全く故事を述べて其の代々の傳記を整頓するに在り、謂はゆる聖人の爲す創作にはあらず、さるを君は之を孔子の春秋に比して論ずるは謬れりと、

【字解】 其所謂作也、作者謂之聖、述者謂之明と禮の考工記に見えたり、作は聖人に非ざれば敢て爲さず、是れ支那古代の教へなり、故に云ふ、

於是論次其文、七年而太史公遭李陵之禍、幽於縲紲、乃喟然而歎曰、是余之罪也夫、是余之罪也夫、身毀不用矣、

【講義】 是に於て文を論評次序す、着手して七箇年目（太初元年より天漢三年に至る）に太史公遷は匈奴に降れる李陵を救ひたる爲に囚獄に下され、剩へ宮刑に處せらる、乃ち太息して歎じて曰く、是れ余の罪なるかな、是れ余の罪なるかな、父母より受けたる此の身は毀損せられて世に用ひられぬまでになりぬと、

退而深惟曰、夫詩書隱約者、欲遂其志之思也、昔西伯拘羑里、演周易、孔子厄陳蔡、作春秋、屈原放逐、著離騷、左丘失明、厥有

獨刺譏而已也、

【講義】太史公曰く、唯々御尤もなり、否々さやうになき所あり、余は之を先人談に聞く、其の言に曰く、伏羲氏は至りて純粹敦厚なるが易の八卦を作れり、堯舜の盛んなる、其の事業は之を尙書卽ち書經に書き述べたり、此の時禮樂作れり、湯王武王の隆んなる、其の事跡は詩人之を歌へり、春秋は善は揚げて之を賞し、惡は惡みて之を貶し、夏殷周三代の盛德を推褒し、周室を褒美せり、獨り刺り譏るのみにはあらず、

漢興以來、至明天子、獲符瑞、封禪、改正朔、易服色、受命於穆淸、澤流罔極、海外殊俗、重譯款塞、請來獻見者、不可勝道、

【講義】漢室興り天下一統以來明天子（武帝）に至り、符瑞の吉兆を獲、封禪の大祀を行ひ、歲の正朔を改め始め、火德に順ひて服色を易へて赤色を尙び、帝王たるべき大命を穆淸なる天帝に受け、德澤は極り罔きの後代に流傳す、海外遠方の風俗を殊にする異國よりは譯を重ねて國境の塞門をおとづれ、來りて方物を獻じ謁見を請ふ者は、一々言舌の及ぶべきにあらず、

【字解】獲符瑞、寶鼎及び麟を獲たる如きをいふ、封禪、一本、封の上に建の字あり、建封禪なり、穆淸、穆は深穆なり、淸は淸靜なり、天を賛美して云ふ、重譯、幾度も通譯を用ふるをいふ、

臣下百官、力誦聖德、猶不能宣盡其意、且士賢能而不用、有國者之恥、主上明聖而德不布聞、有司之過也、

【講義】臣下百官力の限りを出して聖天子の盛德を誦賛するも猶其の意を宣べ盡すこと能はざるがごとし、且つ士に賢能のものありて登用せられざるは國を有つ人君の行屆かぬにて恥辱なり、主上明聖にし

【字解】君不君則犯、南宋、中統、游、毛諸本、君不の上に夫の字あり、補ふ可し、

夫禮禁未然之前、法施已然之後、法之所爲用者易見、而禮之所爲禁者難知、

【講義】夫れ禮は事の未だ起らざる前に禁じて制を立つるものなり、法は事の已に起れる後に適用する者なり、法の用をなす所の者は已發の事なれば形迹ありて見易し、而して禮に於て制禁する所の者は未發の事に係れば知り難しと、

壺遂曰、孔子之時、上無明君、下不得任用、故作春秋、垂空文以斷禮義、當一王之法、

【講義】壺遂曰く、孔子の時代には、上に明德の君なく、下たるもの賢才なりと雖も登庸委任せらるゝを得ず、故に孔子は春秋の書を作り、實地に用ひぬ文章を書いて禮義上に於て決斷して一王者の法に引當つ、

今夫子上遭明天子、下得守職、萬事既具、咸各序其宜、夫子所論、欲以何明、

【講義】今夫子（太史公を指す）の場合は、上は明德の天子に値遇し、下はそれ〴〵職任を守るを得、天下の萬事既に備具し、一切皆其の便宜を占め得たり、夫子の論著する所は、以て何物を明にせむと欲するかと、

太史公曰、唯唯、否否不然、余聞之先人曰、伏羲至純厚、作易八卦、堯舜之盛、尚書載之、禮樂作焉、湯武之隆、詩人歌之、春秋采善貶惡、推三代之德、褒周室、非

爲善爲之、不知其義、被之空言、而不敢辭、

【講義】故に國を有つ人君は以て春秋を知らざるべからず、知らざれば、前に讒者あれども見ず、後に虐賊あれども知らず、又人の臣下たる者は以て春秋を知らざるべからず、知らざれば、經常方式通りの事のみを守りて其時宜の處置を知らず、非常の事に出遭ひて其の權變の處置を知らず、人の君、人の父となりて春秋の義理に通ぜざる者は、必ず惡事の發頭人と見做さるゝ事あるべし、又人の臣となり人の子となりて春秋の義理に通ぜざる者は、必ず君父を簒ひ弑するの誅罰、死罪の惡名に陷るべし、其の實は皆善事と思ひて之を行ふも、其の大義を辨へ知らず、爲に我れに惡の實なくして空言の誹謗を被むりて敢て其の罪を辭退せず、

【字解】被之空言云々、張晏曰く、趙盾不知討賊、而不敢辭其罪也と、

夫不通禮義之旨、至於君不君、臣不臣、父不父、子不子、〔夫〕君不君則犯、臣不臣則誅、父不父則無道、子不子則不孝、此四行者天下之大過也、以天下之大過予之、則受而弗敢辭、故春秋者禮義之大宗也、

【講義】夫れ禮義の旨趣に通ぜざる時は、君にして君の行ひなく、臣にして臣の行ひなく、父にして父の行ひなく、子にして子の行ひなき始末に至る、夫れ君にして君の行ひあらざれば則ち臣下の凌ぎ犯す所となり、臣にして臣の行ひあらざれば則ち誅罰せられ、父にして父の行ひあらざれば則ち道なく、子にして子の行ひあらざれば則ち孝ならず、此の四つの行ひは天下中の大なる過ちなり、天下中の大なる過ちを以て君臣父子に與ふるを、君臣父子は身に受けて敢て其の責任罪惡を辭せず、故に春秋は禮義の大本なり、

君三十六、亡國五十二、諸侯奔走、不得保其社稷者、不可勝數、察其所以、皆失其本已、

【講義】　春秋は其の文數萬より成り、其の趣旨數千あり、萬物の散聚皆春秋にあり、春秋の中に君を弑せるもの三十六、國を亡ぜるもの五十二あり、諸侯奔走して其の社稷を保ち國を治むるを得ざるものは數へ難き程あり、其の所以を察するに、皆是れ仁義の道の本を失ふより來るのみ、

【字解】　春秋文成數萬、孔子の春秋は萬八千字なり、數萬と云ふを得ず、或は云ふ、司馬遷が此の辭は董生の言を述ぶるなり、董生は公羊の學を治む、故に春秋の義を傳ふる公羊傳に就きて云へるのみと、又一說に、數は計數なり、數目にあらず、春秋文成數萬と讀みて、春秋の文章成就したるが其の字は萬を以て計數し、其指趣は千を以て計數すと云へるなりと、

故易曰、失之毫釐、差以千里、故曰、臣弑君、子弑父、非一旦一夕之故也、其漸久矣、

【講義】　故に易(易緯)に曰く、之を一毫一釐の處に過つときは、其の結果千里の大差を生ずと、故に曰く、臣が君を弑し子が父を弑するは一朝一夕の突發事にあらず、其の浸漸久しきものなりと、

故有國者不可以不知春秋、前有讒而弗見、後有賊而不知、爲人臣者不可以不知春秋、守經事而不知其宜、遭變事而不知其權、爲人君父而不通於春秋之義者、必蒙首惡之名、爲人臣子而不通於春秋之義者、必陷簒弑之誅死罪之名、其實皆以

にし、下は人事の紀綱を辨じ、彼此の嫌疑を別ち、是非を明にし、猶豫して決せざるを定め、善を善とし惡を惡とし、賢を賢として貴び不肖者を賤しみ、亡びたる國を再び存し、絶えたる世を繼ぎ、敝れたるを補ひ、廢れたるを起す、此れ王道の大業なる者なり、

易著天地陰陽四時五行、故長於變、禮經紀人倫、故長於行、書記先王之事、故長於政、詩記山川谿谷禽獸草木牝牡雌雄、故長於風、樂樂所以立、故長於和、春秋辨是非、故長於治人、

【講義】 易は天地、陰陽、四時、木火土金水の五行を著明にす、故に變化の次第長ずる所あり、禮は人の道をさめしるす、故に行儀に長ずる所あり、書は先王の事跡を記す、故に政道に長ずる所あり、詩は山川谿谷禽獸牝牡雌雄を記す、故に諷し諭すに長ずる所あり、樂は身の以て立つ所を樂しむ、故に人と和するに長ずる所あり、春秋は是非得失を辨明す、故に人を治むるに長ずる所あり、

【字解】 風、風は諷なり、たとへかこつけて曉らしむるなり、

是故禮以節人、樂以發和、書以道事、詩以達意、易以道化、春秋以道義、撥亂世反之正、莫近於春秋、

【講義】 是の故に禮は以て人を節度し、樂は以て和を發し、書は以て事をいひ、詩は以て意を達し、易は以て變化をいひ、春秋は以て義をいふ、亂世を收拾して之を正しき世に反すことは春秋より手近きものはなし、

春秋文成數萬、其指數千、萬物之散聚、皆在春秋、春秋之中、弑

作春秋哉、太史公曰、余聞董生、曰、周道衰廢、孔子爲魯司寇、諸侯害之、大夫壅之、孔子知言之不用道之不行也、是非二百四十二年之中、以爲天下儀表、貶天子、退諸侯、討大夫、以達王事而已矣、子曰、我欲載之空言、不如見之於行事之深切著明也、

【講義】上大夫壺遂といふ者曰く、昔孔子は何の爲にして春秋を作りしかと、太史公曰く、余之を董先生（董仲舒）に聞く、曰く、周の王道は衰へ廢れて天下に行はれず、其の時孔子は魯の定公の司寇の官たり、列國の諸侯は之を忌み、國の大夫は之を壅塞し邪魔を爲す、孔子は吾が言論の用ひられず、吾が正道の行はれざるを知るや、魯の隱公元年より哀公十四年に至る二百四十二年間の出來事を褒貶して春秋を作り、以て天下の儀表法則と爲す、不善なるは天子も憚らずに之を貶し、諸侯も恐れず之を退け、大夫も之を攻撃し、以て王者の事業を通達せしのみ、孔子曰く、我は抽象的空言を以て訓を垂れんよりは、之を當時行ふ所の人臣の行事乃ち實際的に就いて書き立てゝ將來の誡となさむことの方が寧ろ深切にして著明なるに如かずと、

【字解】上大夫、壺遂の官は詹事たり、秩二千石故に上大夫と云ふ、子曰云々、董仲舒の春秋繁露の兪序篇に、吾因其行事而加王心焉、以爲見之空言、不如見之行事博深切明とあり、

夫春秋上明三王之道、下辨人事之紀、別嫌疑、明是非、定猶豫、善善惡惡、賢賢賤不肖、存亡國、繼絶世、被敝起廢、王道之大者也、

【講義】夫れ春秋は、上は夏殷周三代聖王の道を明

【講義】　太史公卒して三歳ありて遷太史令となり、史官の記錄を始め石室金匱に藏せる祕襲の圖書を引出して披閱す、それより五年にして太初元年に當る、此の時史記を述ぶ、年四十二歳、其の年十一月甲子朔旦の冬至の入りに天歷始めて改まり、明堂を建て諸侯及び縣守を朝せしめ、歷を頒ち正朔を授けしむ、よりて各郡山川の祀を行ふ、

【字解】　太史令、錢大昕曰く、令當に公に作るべしと、紬、抽に同じ、石室金匱、皆國家書を藏するの處、天歷、邵寶曰く、有天歷、有人歷、天歷始十一月甲子朔夜半冬至、如環無端、終則復始、太史公所謂天歷此之謂也、人歷合是而已と、諸神受紀、張晏曰く、以元新改、立明堂、朝諸侯及郡守、受正朔、各有山川之祀、故曰諸神受紀と、

太史公曰、先人有言、自周公卒、五百歲而有孔子、孔子卒後、至今五百歲、有能紹明世、正易傳、繼春秋、本詩書禮樂之際、意在斯乎、意有斯乎、小子何敢讓焉、

【講義】　太史公曰く、先人の言はれしに、周公卒してより五百歳にして孔子の出づるあり、孔子卒して後、今に至りて五百歳なり、能く大道昌明の世に紹ぎ、易傳を正し、春秋を繼ぎ、詩書禮樂の大旨に本づくることあるべしと、父談の意はそれ斯に在か、それ斯に在るか、今五百歳の曆數に當ればとて小子何ぞ敢て謙讓せん、

【字解】　太史公云々、正義に曰く、太史公司馬遷也、先人司馬談也と、自周公卒云々、梁玉繩曰く、案周公至孔子、其年歲不能的知、恐不止五百歲、若孔子卒至漢太初之元、三百七十五年、何概言五百哉、蓋此語略取于孟子、非事實也と、孟子に、由堯舜至於湯五百有餘歲云々、又五百年必有王者興の語あり、紹明世、方苞曰く、孔子に繼ぎて、而して世教を明かにするなりと、小子云々、晉灼云く、己當述先人之意業、何敢自嫌値五百歲而讓之也と、

上大夫壺遂曰、昔孔子何爲而

餘歲、而諸侯相兼、史記放絕、

【講義】周の末期幽王、厲王より後は、王者世を治むるの道は缺損し、制度の大本たる禮樂は衰壞せり、孔子之を慨き、舊聞を修め、廢滅せるを起し、詩と書とを論定し、魯國の史記に據りて春秋を作れり、此の爲に學者は古より今に至るまで皆此の典籍を法則とす、孔子が春秋に於て魯の哀公西狩して麟を獲たるに筆を絕ちしより今まで四百餘歲、而して其の間諸侯力征して殆ど弱肉强食の狀態なりしかば、史官の記錄の事は放棄廢絕せり、

【字解】自獲麟云々、梁玉繩曰く、案魯哀公十四年獲麟至漢元封元年封太山、凡三百七十二年と、

今漢興海內一統、明主賢君、忠臣死義之士、余爲太史而弗論載、廢天下之史文、余甚懼焉、汝其念哉、

【講義】今や漢室興隆して天下一統し、明德の主賢才の君、忠節の臣、義に死するの士あり、余其の事跡を記錄すべき太史となりながら、之を評論記載せず、天下の史文を廢棄す、余甚だ其の責任を盡す能はざるを懼る、汝其の次第を能く能く心に銘じて忘るゝことなかれと、

遷俯首流涕曰、小子不敏、請悉論先人所次舊聞、弗敢闕、

【講義】遷父太史公の訓誡を聽きて感激に堪へず、涕を流し誓ひて曰く、小子不敏なれども、請ふ悉く父公の次第序列する所の舊聞を論辨著述して敢へて闕廢せずと、

【字解】先人、父談を指す、これ當時の文にあらず、追錄の文なればなり、

卒三歲、而遷爲太史令、紬史記石室金匱之書、五年而當太初元年、十一月甲子朔旦冬至、天歷始改、建於明堂、諸神受紀、

ならば、吾が祖先の事業を續ぐ可し、

今天子接千歲之統、封泰山、而余不得從行、是命也夫命也矣、余死、汝必爲太史、爲太史、無忘吾所欲論著矣、

【講義】今や天子は古來廢絶せし跡を接ぎて泰山に封ぜらる、實に未曾有の盛典なり、而して余は其の行に從ふを得ず、是れ天命なるかな天命なるかな、是非なきことどもなり、余死なば、汝必ず太史となるらむ、太史となつたらば、吾が著はさむと心掛けし所を忘却することなかれ、

且夫孝始於事親、中於事君、終於立身、揚名於後世、以顯父母、此孝之大者、

【講義】且つ夫れ孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終る、名を後世まで揚げて以て父母の名を顯はす、これは孝の大なるものなり、

夫天下稱誦周公、言其能論歌文武之德、宣周邵之風、達太王王季之思慮、爰及公劉、以尊后稷也、

【講義】夫れ天下の人々の周公を稱へ誦するは、周公旦の能く文王武王の鴻德を論歌し、周南、召南の詩の意を宣揚し、太王、王季の思慮を達成し、爰に遡りて公劉に及び、以て祖先后稷を追尊せるを言ふなり、

【字解】周邵之風、詩經國風の周南、召南なり、文王時代の作、太王王季、太王は王季の父王季は文王の父なり、公劉、后稷の曾孫、

幽厲之後、王道缺、禮樂衰、孔子修舊起廢、論詩書、作春秋、則學者至今則之、自獲麟以來、四百

に遊歷し、會稽山に上りて禹穴を探り問ひ、更に舜帝を葬りたる九疑山を闚ひ、沅水、湘水に浮び、北の方汶水、泗水を涉りて學業を齊魯の都會に於て講習し、孔子の遺音餘風を觀察し、鄒縣の嶧山に於て鄕射の禮を演習し、鄱、薛、彭城の地にて厄困難澁し、それより梁、楚の地を經過して以て京都長安に歸りぬ、

於是遷仕爲郎中、奉使西征巴蜀以南、南略邛笮昆明、還報命、

【講義】天下名勝の地を歷覽してより後、遷は仕宦して郎中の官となる、使を承りて西方巴蜀以南の異國を征討し、南の方邛、笮、昆明の地を略取し、歸還して復命せり、

是歲天子始建漢家之封、而太史公留滯周南、不得與從事、故發憤且卒、而子遷適使反、見父於河洛間、

【講義】是の歲天子始めて漢家封禪の禮を行ひ天地を祀る、而して太史公は周南の地に留滯しありて封禪の事に與り從ふを得ず、故に發憤してまさに卒せむとす、而るに子の遷適ゝ使ひに行きて反りて父太史公に河洛の間に見ゆ、

【字解】是歲云々、元封元年四月泰山に封ぜしをいふ、周南、洛陽の古稱、

太史公執遷手而泣曰、余先周室之太史也、自上世嘗顯功名於虞夏、典天官事、後世中衰、絕於予乎、汝復爲太史、則續吾祖矣、

【講義】太史公は遷が手を執り涕を垂れて語りて曰く、余の先祖は周の王室の太史の官たり、上世嘗て功名を虞の世夏の世に顯はしゝより以來天文の事を典れり、然るに後世に及び中ごろ衰微して世に知られず、予が身に至りて絕え失せんか、汝復太史の官とも

【字解】混混冥冥、元氣の貌、

凡人所生者神也、所託者形也、神大用則竭、形大勞則敝、形神離則死、死者不可復生、離者不可復反、故聖人重之、

【講義】凡そ人の生活する所は神氣なり、寄託する所は形體なり、神氣を過度に用ふる時は則ち竭亡し、形體を過度に勞する時は則ち靡敝す、形體、神氣の離散する時は死亡す、死者は復生くべからず、離者は復反るべからず、故に聖人は神氣、形體を重んず、

由是觀之、神者生之本也、形者生之具也、不先定其神、而曰我有以治天下、何由哉、

【講義】右の理に由りて觀るときは、神氣は生命の基本なり、形體は生命の機關なり、先づ第一に其の神氣を治め定めずして、我は以て天下を治むる事あらむといふは抑、何の由る所あるかと、

【字解】其神、下に形の字を脫すと張文虎は曰へり、

太史公既掌天官、不治民、有子曰遷、遷生龍門、耕牧河山之陽、

【講義】太史公は既に天文を掌る役に在りて民政を採らず、子あり、其の名を遷と云ふ、遷は夏陽縣の龍門に生れ、（孝景帝中元五年）黄河の北、龍門山の南にて耕耘し牧畜す、

年十歲、則誦古文、二十而南游江淮、上會稽、探禹穴、闚九疑、浮於沅湘、北涉汶泗、講業齊魯之都、觀孔子之遺風、鄉射鄒嶧、戹困鄱薛彭城、過梁楚、以歸、

【講義】遷年十歲にして古文即ち古書を誦讀す、二十歲（孝武帝元朔三年）にして南の方江水、淮水地方

の後にも付かず、故に能く萬物の主となる、法あれども定法なく、時の物に因りて法を成して業をなす、度あれども定度なく、萬物の形に因りて度を成して與に居る、故に曰く、聖人は伎巧ならず、時變を守りこれに順ふと、

【字解】道家云々、王啓原曰く、道經云、道常無爲而無不爲と、與合、合の字、一本に舍に作るに從ふ可し、王念孫曰く、舍者居也、言因物與居而無成心也と、不朽、朽の字、漢書に巧に作るに從ふ可し、

虛者道之常也、因者君之綱也、羣臣竝至、使各自明也、其實中其聲者、謂之端、實不中其聲者、謂之窾、

【講義】何の物事もなく空なるものは道の自然なり、されば百姓の心に因りて敎を爲し、何事をも大綱のみを執り主として自然に順ひて行ふことは君の法度なり、群臣竝に至りて君に仕へ、君羣臣各自をして自らその伎倆を明かならしめて、君より一々に干渉せざるなり、而して臣下の行へる事實が其の名即ち議論に適中する者は之を端といひ、實の其の名に適中せず、即ち言行の不一致なる者は之を窾即ち空といふ、

窾言不聽、姦乃不生、賢不肖自分、白黑乃形、在所欲用耳、何事不成、乃合大道、混混冥冥、光燿天下、復反無名、

【講義】君たる者臣下の空言を聽かざれば、臣下より君を欺く能はずして姦乃ち生ぜず、賢と不肖と自然に分るれば、白黑即ち物事の是非乃ちあらはる、されば君自身が用ひんと欲する所にあるのみ、何事か成らざらむ、斯の如くにして乃ち始めて自然の大道に合して、混々冥冥と混然として何とも形容すべからずして元氣世界に充實し、その德は天下に光燿し、名づくべきなきの無名にかへる、

れども長く用ふべからず、故に前にいふ、法家は嚴刻にして恩義少なしと、然れども君主を尊とし、臣下を卑とし、各自の分限職守を明にして相踰越するを得ざる點に至りては、百家の說ありと雖も改むる能はず、

名家苛察繳繞、使人不得反其意、專決於名而失人情、故曰、使人儉而善失眞、若夫控名責實、參伍不失、此不可不察也、

【講義】名家は論理の推究苛察纏繞にして煩瑣に流れて大體に通ぜず、人をして理論上に於て束縛せられて其の意に反することを得ざらしめ、專ら名義即ち理窟一方に決して人の情誼を失ふ、故に前にいふ、名家は人を收縮的ならしめ善く本眞を失はしむと、若し夫れ名義を引き事實の之に相當すべきを責め參錯交互して失はざる點は其の長所なれば、能く注意して察せざるべからず、

道家無爲、又曰、無不爲、其實易行、其辭難知、其術以虛無爲本、以因循爲用、無成勢、無常形、故能究萬物之情、不爲物先、不爲物後、故能爲萬物主、有法無法、因時爲業、有度無度、因物與〔合〕、故曰、聖人不〔朽〕、時變是守、

【講義】道家は淸淨を守りて無爲なり、又曰く、無爲とは何も爲さゞるにあらず、或る一面より見れば仲仲無爲どころにあらず、萬物を生育する功德莫大なり、其の實際は人々各自其の自然に遵ふことなれば行ひ易し、其の辭は幽深微妙にして知り難し、其の方法は心を虛しうして挾む所なきを以て本とし、自然に任すを以て用となす、平常極まりたる勢もなければ、平常定まりたる形もなし、故に能く萬物の眞情を究む、物に因りて制となせば物の前にも付かず又物

の樸の椽にて刮らず、土製の飯器にて食ひ、土製の羹器にて啜る、搗かざる糲米や稷の食に、藜や藿の羹なり、夏の熱き日には葛布の衣を着、冬の寒き日には鹿の裘を着る、葬送には桐の木の棺にて厚さ三寸、音を擧げて哭するに其の哀の極を盡さず、喪禮を教ふるに必ず儉薄此の如きを以て萬民の法則と爲すと、若し天下の法をして此のごとくならしめば、則ち尊きと卑しきと區別なき事となるべし、夫れ世代は追追變り時勢は漸次移るものなれば、其の世其の時の事業はいつも必ず同じとは爲し難し、故に前にいふ、墨家の道は儉薄にして遵據し難しと、

【字解】 采椽、漢書に棌椽に作る、棌は柞木なりと、土簋、土製の簋なり、簋は内圓外方の器、土刑、土製の鉶なり、鉶は兩耳三足の器、糲粱之食、李斯傳には粢糲之食とあり、張文虎曰く、糲は粗、粱は精、連文を得ず、粱當に粢と爲すべしと、粢は稷なり、

要曰、彊本節用、則人給家足之道也、此墨子之所長、雖百家弗能廢也、

【講義】 さりながら墨家の要旨にいふ基本を強くし財用を節約するの點は人每に足り家每に足る良法にて、こは墨子の長所、百家の說ありと雖も廢棄し難き所なり、

【字解】 人給家足、給も亦足なり、

法家不別親疏、不殊貴賤、一斷於法、則親親尊尊之恩絕矣、可以行一時之計、而不可長用、故曰、嚴而少恩、若尊主卑臣、明分職、不得相踰越、雖百家弗能改也、

【講義】 法家は親しきと疏きとを別たず、貴きと賤しきとを殊にせず、專一に法に據りて處斷す、然れば親む可きを親まず、尊ぶ可きを尊ばず、親を親しみ尊を尊ぶの恩義失せて絕ゆ、以て一時の計を行ふべけ

法なり、之に順はざる時は、則ち以て天下の法則となるを得ず、故に前にいふ、四時の大順は失ふべからずと、

夫儒者以六蓺爲法、六蓺經傳以千萬數、累世不能通其學、當年不能究其禮、故曰、博而寡要、勞而少功、若夫列君臣父子之禮、序夫婦長幼之別、雖百家弗能易也、

【講義】夫れ儒は禮樂詩書易春秋の六藝を以て法則となす、六藝の經書と其の注釋とは千萬を以て數ふる程多し、代を累ぬるも悉く其の學に通じ渉ることを能はず、當年にも其の禮一經の理を究め盡すこと能はず、故に前にいふ、博大にして要領たる所寡く、勞して功少なしと、もしそれ君臣、父子の禮を列ね、夫婦、長幼の別を序づることとは、百家の說ありと雖も之を變易すること能はず、

【字解】當年、丁年と同じ、丁は當なり、丁壯を云ふ、淮南子齊俗訓に丈夫丁壯而不耕、婦人當年而不織の文あり、

墨者亦尙堯舜道、言其德行曰、堂高三尺、土階三等、茅茨不翦、采椽不刮、食土簋、啜土刑、糲粱之食、藜藿之羹、夏日葛衣、冬日鹿裘、其送死、桐棺三寸、擧音不盡其哀、敎喪禮、必以此爲萬民之率、使天下法若此、則尊卑無別也、夫世異時移、事業不必同、故曰、儉而難遵、

【講義】墨者も亦堯舜古聖の道を尙び其の德行の次第を言ふ、曰く、堂の高さは三尺、土の階段はたゞ三段に過ぎず、茅葺屋根の而も其の端を翦り揃へず、柞

するなり、絀聰明、私智を去りて太素に還る意、絀は黜と同じ、

夫神大用則竭、形大勞則敝、形神騷動、欲與天地長久、非所聞也、

【講義】　夫れ神氣を大に用ふる時は則ち竭亡し、形體を大に勞する時は則ち靡敝す、形體、神氣俱に騷動しながら、天地と與に長久に生存せむことは世に無き所なり、

【字解】　夫神云々、下文に云く、凡人所生者神也、所託者形也と、騷動、漢書、搔衰に作る、

夫陰陽四時、八位十二度、二十四節、各有敎令、順之者昌、逆之者不死則亡、未必然也、故曰、使人拘而多畏、

【講義】　以下又上に云ふ所を復說していはく、さて陰陽の術は、春夏秋冬の四時、乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤の八卦の位、十二度卽ち十二支、二十四節、各、敎會ありて、其の敎條に順ふ者は繁昌し、之に逆ふ者は身死せざれば家亡ぶといふ、併しながらこは未だ必ずしも然りといふ能はず、故に前條にいふ、陰陽家の學は人を拘束して畏れ忌むこと多からしむと、

【字解】　二十四節、立春、雨水、驚蟄、春分、淸明、穀雨、立夏、小滿、芒種、夏至、小暑、大暑、立秋、處暑、白露、秋分、寒露、霜降、立冬、小雪、大雪、冬至、小寒、大寒の二十四氣をいふ、これ一年の氣候にて、十五日を一氣として二氣を一月とす、

夫春生夏長、秋收冬藏、此天道之大經也、弗順則無以爲天下綱紀、故曰、四時之大順、不可失也、

【講義】　夫れ春は萬物を生じ、夏は之を成長し、秋は其の實れるを收め、冬は之を藏め蓄ふ、此れ天道の大

【講義】刑名家は人を收縮的ならしめ、餘りに物事に拘泥する處よりして奇妙に實際的を離れて本眞を失はしむ、然れども其の名と實とを一々にあてはめて正す所は注意し察せざるべからず、

【字解】儉、一說に撿の誤、撿は斂なり、

道家使人精神專一、動合無形、贍足萬物、其爲術也、因陰陽之大順、采儒墨之善、撮〔明〕法之要、與時遷移、應物變化、立俗施事、無所不宜、指約而易操、事少而功多、

【講義】道德家は人をして精神を專一ならしめ、動きて無形卽ち大道に合ひ、萬物をにぎはしたす、其の學術たるや、陰陽家四時の大順に因り、儒家君臣等の禮墨家節用の善き所を采り、名法兩家の要旨を撮み、時世と與におしうつりて逆はず、事物に應じて變化して異を樹てず、時俗を侮らず之を立てゝ事を運ぶ、何れに向ひても宜しからざる所なし、其の旨趣簡約にして執り持ち易く、事少くして功驗多し、

【字解】明法、明は名の誤なりと張文虎は云へり、

儒者則不然、以爲人主天下之儀表也、主倡而臣和、主先而臣隨、如此則主勞而臣逸、至於大道之要、去健羨、絀聰明、釋此而任術、

【講義】儒は則ち然らず、儒家以爲へらく、人君は天下億兆の手本となるものなり、人君倡へ初めて臣下之に和協し、人君先立ちて臣下之に追隨すと、此のごとくなる時は、人君獨り骨折りて臣下は安逸なる理なり、大道の要旨といふものは、健羨を去り聰明を絀くるに在り、然るに儒家は此の大道を釋て智術に一任す、

【字解】去健羨、如淳曰く、知雄守雌、是去健也、不見可欲使心不亂、是去羨也と、羨は貪り欲

察すると省察する能はざるとあるのみ、

嘗竊觀陰陽之術、大祥而衆忌諱、使人拘而多所畏、然其序四時之大順、不可失也、

【講義】嘗て竊に天文占候星卜等の學なる陽陰家の術を觀るに、大に詳細にして物事に忌諱する所多く、爲に人をして其の忌諱に拘泥して畏れ避くる所多からしむ、然れども其の春生夏長秋收冬藏の大順を云ふ點は失ふべからず、

【字解】大祥、祥は詳と通用す、

儒者博而寡要、勞而少功、是以其事難盡從、然其序君臣父子之禮、列夫婦長幼之別、不可易也、

【講義】儒道の學は博大にして主要の事寡く、勞して其の功少なし、されば其の事盡く從事することは難し、然れども其の君臣の際、父子の間の禮儀をついで、夫婦の別、長幼の序をつらぬる點は他の學に比類なき所にして、萬古易ふべからざるものなり、

墨者儉而難遵、是以其事不可偏循、然其彊本節用、不可廢也、

【講義】墨翟の學は儉素を尙ぶ所常に過ぎて遵ひ難し、されば其の事盡くは用ふべからず、然れども其の基本を養ひて强固にし財用を節して過ぎざらしむる點は廢棄すべからず、

法家嚴而少恩、然其正君臣上下之分、不可改矣、

【講義】法家は嚴刻にして人を慈む恩義少なし、然れども其の君臣上下の分限を正す所は變改すべからず、

名家使人儉而善失眞、然其正名實、不可不察也、

高門の地に葬る、喜は談を生む、談は太史公となる、

【字解】漢市長、漢の時、長安の都に四市を置く、市長はその一市の長なり、太史公、如淳曰く、漢儀注、太史公武帝置、位在丞相上、天下計書先上太史公、副上丞相、序事如古春秋、遷死後、宣帝以其官爲令、行太史公文書而已と、錢大昕曰く、按ずるに、太史公は是れ官名、遷父子世々其の職に居る、衞宏(漢儀注の著者)は漢人、其の言信ずべし、而して後人多く之を疑ふと、

太史公學天官於唐都、受易於楊何、習道論於黃子、

【講義】太史公は天文を方士唐都といふ者に學び、又易を楊何といふ者に受け、黃老の道を黃子といふ人に習へり、

太史公仕於建元元封之間、愍學者之不達其意而師悖、乃論六家之要指曰、易大傳、天下一致而百慮、同歸而殊塗、

【講義】太史公は武帝の建元元封の間に仕官す、時に世の學者が學問の本意に達せずして其の師匠に悖り畔けるを愍然に思ひしかば、乃ち陰陽家、儒家、墨家、刑名家、法家、道德家の主要なる旨趣を述べたり、其の辭に曰く、易の大傳に曰く、天下の道は主旨は一致なれども人々に因りて思慮は百通りもあり、其の歸著する所は同じけれども行ふ上の方法は殊なりと、

【字解】易大傳、繫辭傳をいふ、殊塗、塗は途と通ず、

夫陰陽儒墨名法道德、此務爲治者也、直所從言之異路、有省不省耳、

【講義】夫れ陰陽の學、儒家の學、墨子の學、刑名家の學、法家の學、道德家の學は、此れ皆務めて天下の平治をなす者なり、唯其の從りて言說する所に於て路を異にし、學ぶ者の六家の同じく治に歸するを省

惠王使錯將伐蜀、遂拔、因而守之、錯孫靳事武安君白起、而少梁更名曰夏陽、靳與武安君阬趙長平軍、還而與之俱賜死杜郵、葬於華池、

【講義】司馬氏の秦に在任せる者は名を錯と云ふ、かの辯者張儀と爭論す、卽ち張儀は韓を伐てといひ錯は蜀を伐つべしと爭ふ、是に於て惠王は錯をして將として蜀を伐たしむ、遂に之を攻め下す、因りて其の郡守となりたり、錯が孫の靳は武安君白起に事へたり、而して少梁の地を更め名けて夏陽といふ、(今の陝西韓城縣の南)靳は武安君と趙の長平の戰ひに大勝して趙の降卒四十萬人を阬埋にす、軍を引きて還りて、白起と倶に杜郵(今の陝西咸陽縣の東)にて死を賜はり自殺す、華地に葬る、

靳孫昌、昌爲秦主鐵官、當始皇之時、蒯聵玄孫卬、爲武信君將、而徇朝歌、諸侯之相王、王卬於殷、漢之伐楚、卬歸漢、以其地爲河內郡、

【講義】司馬靳に孫あり、昌と云ふ、昌は秦の主鐵官となる、始皇帝の時に當りて、蒯聵の玄孫卬は武信君武臣の將となりて朝歌(殷の古都、今の河南淇縣)の地を平定す、秦亡びて諸侯相互に推し立てゝ國々の王となるや、當時の盟主項藉卬を殷の地に王とす、漢が楚を伐つに及びて卬は漢に服屬す、因りて其の地を以て河內郡となす、

昌生無澤、無澤爲漢市長、無澤生喜、喜爲五大夫、卒、皆葬高門、喜生談、談爲太史公、

【講義】司馬昌は無澤を生む、無澤は漢の市長となる、喜を生む、喜は五大夫となる、卒するや皆

而爲司馬氏、司馬氏世典周史、

【講義】昔顓頊帝は南正重に命じて天に關する事務を司らしめ、北正黎をして地に屬する事務を司らしむ、唐堯、虞舜の世に至りて南正重、北正黎の子孫をして復其の職をつかさどらしめ、以て夏の世を經て商の世に至る、故に重黎二氏の家は代々天地の事務を敍で陳ぶ、其の周の世にありては、程伯休甫といふ者は其の子孫なり、周の宣王の時に當りて先祖以來の職守を失ひて司馬氏となる、司馬氏は世々周室の記錄を司る役を勤む、

【字解】顓頊命南正重云々、歷書を見よ、南正北正は官名、重、黎は其の名なり、北正は又火正といふ、程伯休甫、程は國名、伯は爵にして、休甫は卽ち字なり、

惠襄之間、司馬氏去周適晉、晉中軍隨會奔秦、而司馬氏入少梁、

【講義】周の惠王、襄王の時に子頽、叔帶の内亂ありしが爲に、司馬氏は周を去りて晉國に適く、晉の中軍の將隨會の秦に出奔するや、司馬氏は晉より秦の少梁(古の梁國)に入る、

自司馬氏去周適晉、分散、或在衞、或在趙、或在秦、其在衞者、相中山、在趙者、以傳劍論顯、蒯聵其後也、

【講義】司馬氏が周を去りて晉に適きてより、一族分離して各所に散在し、或者は衞に在り、或者は趙に在り、或者は秦に在り、其の衞にある者司馬喜は中山國の相となりたり、趙にある者司馬凱は劍論卽ち擊劍の論を傳へたるが爲に世上に名を知られたり、蒯聵は其の子孫なり、

【字解】蒯聵、刺客傳之蒯聵也と如淳は云へども今の傳には無し、張文虎は、荊軻嘗游過楡次、與蓋聶論劍とあるを援き、卽ち蒯聵の誤ならんと云へり、

在秦者、名錯、與張儀爭論、於是

ず、大厦を建て家族多ければ、鐘を撃ちて用を辨ずるなり、

由是觀之、富無經業、則貨無常主、能者輻湊、不肖者瓦解、千金之家、比一都之君、巨萬者、乃與王者同樂、豈所謂素封者邪、非也、

【講義】上述の次第によりて通觀するときは、富みには定りたる常業なく、されば貨財には定りたる常主なし、有能の者はそこに財貨輻湊して聚り、不才なる者は折角の畜財も忽ち瓦解して亡失す、千金を積む富家は一都會の領主に比肩し、巨萬を累ぬる大富豪は乃ち國王と樂みを同じくす、豈に前に謂ふ所の素封といふ者か、然らざるか、定めて素封といふものにてこそあれ、

【字解】經業、經は常なり、豈所謂云々、上文に云ふ、今有無秩祿之奉爵邑之入、而樂與之比者、命曰素封と、○此の文純然議論にして、諸人の事實を以て我が持論の引證となす、故に先きに若干人を出し、後に若干人を出す、要するに文中の照應となすに過ぎず、全文分ちて兩半篇となす、前半は是れ富國、富家の事を叙論し、後半は是れ本富、末富、奸富の事を叙論す、前半は漢以前の事を序し、後半は漢以後の事を序す、而して其局調の排蕩、起伏の層疊、句法の古峭變化の如きは、又其の剩伎餘事なり、

太史公自序第七十

昔在顓頊命南正重以司天、北正黎以司地、唐虞之際、紹重黎之後、使復典之、至于夏商、故重黎氏世序天地、其在周、程伯休甫其後也、當周宣王時、失其守、

ぐるに堪へざる程なり、

夫纖嗇筋力、治生之正道也、而富者必用奇勝、田農拙業、而秦陽以蓋一州、掘冢姦事也、而曲叔以起、博戲惡業也、而桓發用之富、行賈丈夫賤行也、而雍樂成以饒、販脂辱處也、而雍伯千金、賣漿小業也、而張氏千萬、洒削薄技也、而郅氏鼎食、胃脯簡微耳、濁氏連騎、馬醫淺方、張里擊鍾、此皆誠壹之所致、

【講義】 夫れ浪費せざる事と筋力を働かす事とは生活を無事に繼續する正當の方法なり、而れども富者は奇變を以て功を收む、農耕は氣のきかぬ職業なり、而れども秦陽と云へる人は以て富みて州中の第一となる、人の墳墓を發掘して寶物を奪ふは姦惡の事たり、而れども曲叔と云へる人は以て家を起す、博奕を爲すは惡業なり、而れ共桓發と云へる人は以て富を致す、行商は丈夫の爲すを潔しとせざる所行なり、而れども雍樂成と云へる人は以て富饒なり、牛羊等の脂肪を販賣するは恥辱とする所なり、而れども雍伯と云へる人は千金を累ね、飲料水を賣るは小業なり、而れども張氏は千萬金を積む、刀磨は輕き技なり、而れども郅氏は美食を常とす、羊の胃の腑を乾して之を賣るは簡單微少の業たるに過ぎず、而れども濁氏は巨富を致して外出に多數の供連を召し隨へたり、馬醫は淺薄なる方技なり、張里と云へる人は之を以て大に富み人を呼び又は食事を報ずるに鐘を擊つ程なり、此等は皆誠心一意側目も振らずに貨殖を心懸けたるの致す所なり、

【字解】 販脂、脂は角を戴くものにいひ、角無きには膏といふ、洒削、刀を摩し水を以て之を洒ふをいふ、かたなとぎなり、胃脯、太官に需要あるものといふ、擊鍾、生活の富裕なるを形容していふ、鍾は鐘と通

亦巨萬、此其章章尤異者也、

【講義】關中の富商大商人は大概皆田氏の族なり、卽ち田嗇、田蘭、韋家栗氏、安陵縣及び杜縣の杜氏も亦巨萬の身代なり、此等は富豪中の彰々として尤も卓異なる者なり、

皆非有爵邑奉祿、弄法犯姦而富、盡椎埋去就、與時俯仰、獲其贏利、以末致財、用本守之、以武一切、用文持之、變化有概、故足術也、

【講義】これら皆爵位、領邑、俸祿あるにあらず、法律を巧みに利用し、姦計を廻らし非道を行ひて富む、盡く椎埋卽ち人を擊ち殺し埋め藏すことや身の進退去就は時世に順應して爲し、以て其の利益を獲たり、商業を以て貨財を取込み、農業を以て之を維持し、椎埋去就のごとき、武を以て之を斷行し、富を致して前業を改め、今は遂に良民となる、此の如く時に臨みて變化すること節を失はず、されば其の事迹は、述べて世に示すに足れり、

【字解】以末致財云々、岡龍洲曰く、末謂商賈也、賈人既富、而歸本業、坐而待收、是以本守之也、椎埋去就、是以武一切也、致富而改前業、今遂爲良民、是用文持之也と、尙上文椎埋の二字に就きては、是れ推移の誤なるべしとする者（顧炎武）あり、當に推埋に作るべしとする者（梁玉繩）もあり、故足術也、術は述と通ず、下文の不可勝數に對して云ふ、

若至力農畜工虞商賈、爲權利以成富、大者傾郡、中者傾縣、下者傾鄕里者、不可勝數、

【講義】若し夫れ農耕や牧畜や工藝や虞人の山澤の材を出す事や商賈の業を精勵し、臨機應變の利益を得て富豪となれる者に至りては、大にしては一郡に竝ぶ者なきに至り、中にしては一縣に竝ぶ者なきに至り、下にしては一鄕里に竝ぶ者なきに至り、一々擧

を食ふを得ずと、此の爲に一郷の統率者と仰がる、されば其の家富みて時の天子にも知られて重んぜられたり、

【字解】 賤賈、賈は價なり、閭里率、率は帥に同じ、

塞之斥也、唯橋姚已致馬千匹、牛倍之、羊萬頭、粟以萬鍾計、

【講義】 漢が匈奴を撃退して國境を開拓するや、橋姚と云ふ人ひとりそこに牧畜を恣にするを得、馬千匹を致し牛は二千頭に至り羊は萬頭に及び、米穀は何萬鍾と計算する程の富を致せり、

【字解】 塞之斥也、塞は國界上の陣屋、斥は開拓なり、萬鍾、六石四斗を一鍾とす、

吳楚七國兵起時、長安中列侯封君、行從軍旅、齎貸子錢、子錢家以爲侯邑國在關東、關東成敗未決、莫肯與、唯無鹽氏出捐千金貸、其息什之、三月吳楚平、一歲之中、則無鹽氏之息什倍、用此富埒關中、

【講義】 漢の景帝の時吳楚七國同盟して兵を擧げて漢に反するや、長安にある大小の諸侯等皆征討の軍に從ひ出征するに付き、軍用金の爲に金貸業者に就きて利子附の金を借る、時に金貸しどもは心に思ふやう、諸侯の領土は關東にあるに、關東にての戰ひ勝敗は未だいづれとも定め難しと、故に之を危みあへて金を借し與ふる者なし、然るに唯無鹽氏のみは千金を投げ出して貸し與へたり、其の利息は十倍の高利なり、さて三箇月にして吳楚の亂は平定す、僅々一年の中に無鹽氏の利息は元金の十倍の萬金を得たり、其の富は全關中のそれに比敵する程となりたり、

【字解】 齎貸、かりること、

關中富商大賈、大抵盡諸田、田嗇田蘭、韋家栗氏、安陵杜、杜氏

任氏獨窖倉粟、

【講義】宣曲の任氏の先祖は督道の倉吏なりき、秦の滅亡の時に當りて豪傑は皆先を爭ひて金銀珠玉の寶物を分捕りしが、任氏は獨り地を穿ちて倉の粟を蓄藏せり、

【字解】宣曲、地名、宮名の兩說あり、督道倉吏、韋昭曰く、督道秦時邊縣名と、顏師古曰く、於京師四方諸道督其租耳、道者非謂上道也と、倪思曰く、督道者倉所在地名耳と、

楚漢相距滎陽也、民不得耕種、米石至萬、而豪傑金玉盡歸任氏、任氏以此起富、富人爭奢侈、而任氏折節爲儉、力田畜、田畜人爭取賤賈、任氏獨取貴善、富者數世、

【講義】楚の項羽と漢の沛公と滎陽に對陣の折柄、人民は戰亂の爲に耕作することを得ず、爲に米は一石萬錢に價ひするに至り極めて貴きものとなり、而して豪傑の曩に秦の寶庫に入りて奪ひ取りたる金玉の財寶も、米を買はむが爲に餘儀なく出したれば、それらは盡く任氏の手に入るに至れり、任氏は此れより富家となりぬ、富人は皆奢侈を競ひ爭ふ、而して任氏は威張らずに儉約をなし、耕作、牧畜を精勵す、耕作牧畜をなすに要するものは人爭ひて安價なる物を買ひ取るに、任氏は唯一人價の貴くして善き物を取りて價の高下を爭はず、而して富むこと數世に及べり、

然任公家約、非田畜所出、弗衣食、公事不畢、則身不得飲酒食肉、以此爲閭里率、故富而主上重之、

【講義】然して任氏の主人公は家憲を作り一族と約束して曰く、自分の耕作牧畜の所得にあらざれば衣食に用ひず、官の用務畢らぬ間は則ち身酒を飲み肉

と云ふ人は獨り奴隸を愛し貴ぶ、桀黠卽ちわるがしこき奴は人の迷惑に思ふものなり、唯刁間は引取りて之をして漁鹽商賈のまうけ仕事を爲さしむ、彼等の或者は供連の車騎を引連れて郡の太守宰相と交際す、然れども刁間は愈〻益〻之に委任して干渉せず、終に刁間は其の奴虜の戮力を得て數千萬の資産を作れり、故に時人相謂ひて曰く、むしろ爵か、むしろ刁かと、其の意は刁氏が能く豪奴をして自身富裕ならしめて、又一方には主人たる刁氏の爲に其の力を盡さしむることを譽めて云へるなり、

【字解】刁間、人の姓名なり、寧爵毋刁、周壽昌曰く、當時諺語、(中略)蓋此乃反揭語言、寧爲爵之貴、無若刁之饒邪と、

○周人既纖、而師史尤甚、轉轂以百數、賈郡國、無所不至、洛陽街居在齊秦楚趙之中、貧人學事富家、相矜以久賈、數過邑不入門、設任此等、故師史能致七千萬、

【講義】周人は本來しまつやにして、師史は其の尤も甚しき者なり、師史は貨物の車を運轉すること何百といふ程にて、之を以て手廣く郡國にあきなひし、天下至らざる所なし、周都洛陽の市街は齊秦楚趙四大國の中間に在りて四通八達の地なり、此の地の貧人の自らあきなふ能はざる者は相率ゐて富家に事へ、之に從ひて諸國に往き相互に永年行商に從事して諸國に往來せることを自慢せり、其の者等は時々己が邑を過ぐることあれども家に入らず、師史は此等の者共に委任して業を營めり、故に能く七千萬の巨富を致すことを得たり、

【字解】纖、纖嗇なり、師史、師は姓、史は名、轂、こしきにて車の意、洛陽街云々、上文に云ふ、洛陽東賈齊魯、南賈梁楚と、設任、委任なり、

○宣曲任氏之先、爲督道倉吏、秦之敗也、豪傑皆爭取金玉、而

交際振は游閑公子卽ち貴公子と評判せらるゝ程なり、然れども結句これによりて莫大の利益を得、夫のしみつたれの始末や商人よりも身入あり、家は富を致すこと數千金なり、故に南陽の行商人は殘らず孔氏のゆつたりとして迫らざるあきなひぶりを手本とせり、

【字解】規陂池、陂池は池を擧げて田を顯す意、漢書には陂田に作る、規は井田の四分の一をいふ、游閑公子云々、游閑は優游閑暇なり、公子は公侯貴人の子なり、賜與の二字は漢書に據り之を削るを可とす、贏得、まうけなり、行賈、各地をめぐりて商ふなり、

魯人俗儉嗇、而曹邴氏尤甚、以鐵冶起、富至巨萬、然家自父兄子孫約、俛有拾、仰有取、貰貸行賈徧郡國、鄒魯以其故多去文學而趨利者、以曹邴氏也、

【講義】魯人の習俗はしわく、而して曹の邴氏は尤も甚し、鐵冶を以て家を起し、富みて莫大の身代となれり、然れども家法として父兄子孫と相約して曰く、地に俯せば物を拾へ、天を仰げば物を取れと、金錢を貸し歩く者、行商人は郡國に偏くして手廣く行へり、鄒魯の人は其の爲に文學愛好の古俗を離れ去りて商賈の利に趨り就く者多し、これ全く曹の邴氏の風を倣へるなり、（上文の「鄒魯濱洙泗」云々）の條を看合す可し、

○齊俗賤奴虜、而刁間獨愛貴之、桀黠奴人之所患也、唯刁間收取、使之逐漁鹽商賈之利、或連車騎、交守相、然愈益任之、終得其力、起富數千萬、故曰、寧爵毋刁、言其能使豪奴自饒而盡其力、

【講義】齊の地の習俗は奴隷を輕蔑す、而して刁間

し、其の民は交易に巧にして物を賣買すと、

【字解】 蹲鴟、蹲る鴟のごとしと形容したるにて芋の大きなるをいふ、

乃求遠遷、致之臨邛、大喜、卽鐵山鼓鑄、運籌策、傾滇蜀之民、富至僮千人、田地射獵之樂、擬於人君、

【講義】 そこで卓氏は遠地に移らむことを求む、役人は卓氏を臨邛に移らしむ、卓氏大に喜び、早速鐵山に就きて鎔鑄して金屬を造り、又計策を廻らして交易し、滇蜀の民を壓倒す、其の富の大なるは奴婢千人を有するに至り、山野に射獵し池塘に釣漁するの樂みは一國の君主に比ぶる程なり、

○程鄭山東遷虜也、亦冶鑄、賈椎髻之民、富埒卓氏、俱居臨邛、

【講義】 程鄭は山東より遷されたる捕虜なり、鄭も亦卓氏のごとく冶鑄を爲し、椎髻の民卽ち蠻民と交易す、其の富力卓氏に等し、卓氏と俱に臨邛に居る、

【字解】 賈椎髻之民、南越と交易するをいふと、椎髻は頭髮を椎の形に束ぬるなり、

○宛孔氏之先、梁人也、用鐵冶爲業、秦伐魏、遷孔氏南陽、大鼓鑄、規陂池、連車騎、游諸侯、因通商賈之利、有游閑公子之〔賜與〕名、然其贏得過當、愈於纖嗇、家致富數千金、故南陽行賈、盡法孔氏之雍容、

【講義】 宛の孔氏の先祖は梁の人なり、鐵冶を業とす、秦の魏を伐つ時に孔氏を南陽に遷す、遷りてより大に鎔鑄して器を造り、陂池田園を澤山所有す、かくて彼れは供連の車騎を多く引連れて諸侯の間に遊び、其の聲勢を借りて商業をなし利益を得、其の生活

千乘の家卽ち千戸侯の所得に比ぶ可し、以上は其の大略の數なり、右の外諸種の雜些なる業を爲す者は、其の利益十分の二にも中らず、こは吾が財貨ならずして他人の財貨を働かすを以てなり、

【字解】 鮿、張文虎曰く、此の文鮿鮑を以て類と爲せば當に鮿に从ふべしと、鮿は音テフ、膊魚なり、鮑、鹽漬の魚なり、狐鼦裘、鼦は貂の古文なり、其の皮極めて輕暖なるより珍貴とす、佗果菜、佗の字疑ふらくは衍と張文虎は曰へり、節駔會、會は儈に同じ、駔儈は賈を成す所以なり、節は物を出し其の時を失はざるなり、貪賈云々、余有丁曰く、貪賈貴不肯賣、反致失時、故三之、廉賈貴出如糞土、故五之と、

請略道當世千里之中、賢人所以富者、令後世得以觀擇焉、

【講義】 請ふ、大略今の世の方千里の中の賢き人の富む所以の理を説明し、後世の人をして此れを觀て宜しきを擇ばしめむ、

○蜀卓氏先趙人也、用鐵冶富、秦破趙、遷卓氏、卓氏見虜略、獨夫妻推輦、行詣遷處、

【講義】 蜀の卓氏の先祖は趙の人なり、鐵冶を以て富人となれり、秦が趙を攻め破りし時、秦は卓氏を他所に遷す、當時卓氏一家は捕虜となり又財物を奪掠せらる、たゞ卓氏夫婦は手車を推し行きて遷されたる地に詣る、

諸遷虜少有餘財、爭與吏、求近處、處葭萌、唯卓氏曰、此地狹薄、吾聞汶山之下沃野、下有蹲鴟、至死不饑、民工於市易賈、

【講義】 其の時移轉を命ぜられたる者共の中にて少しく餘財ある者は先を爭ひて役人に賄賂し、近處を求めて葭萌縣に居を定めぬ、然るに唯、卓氏のみは曰く、此の葭萌の地は狹く且つ土地瘦せて宜しからず、吾嘗て聞く、汶山の下に膏腴の土地あり、其處に蹲鴟即ち大芋あり、是を得ば死するまでも饑うることな

豉千荅、

【講義】 其の小車は百乘、牛車は千輛、木器の髹りたるは千枚、銅器は重さ千鈞、素器、鐵器及び巵子、茜草千石、馬は七十七頭、牛は二百五十頭、羊彘は五百頭、奴婢は百人、筋、角、丹沙は千斤、其の白帛、絮、細布は千鈞、絹の模樣、色物は千匹、榻布、皮革は千石、漆は千斗、蘗、麴、鹽、豉は千合、

【字解】 軺車、一馬を駕する小車也、兩、輛なり、鈞、三十斤をいふ、素木云々、素木は素器なり、木地のままの器なり、若は及なり、石は百二十斤なり、馬蹄躈千、躈は竅の異文なり、馬四蹄九竅あり、蹄竅合計千なるは則ち七十七頭なり、實には千有二なり、倘此の馬の數は、下文の謂ふ所の千乘の家に比するものとしては多きに過ぐ、前文千戸侯に比する馬の數は五十匹なりしなり、因りて顧胤は其の所を知らずと曰へり、次の牛の數も亦然り、僮千指千、僮は奴婢、古へ奴婢は作業を休む日なし、手指を須ひて事に從ふ、因りて其數を數ふるに手指といひて馬牛の蹄角を數ふるに別つ、文采千匹、文は文繒なり、采は色ある帛なり、匹は二端、榻布、粗厚の布なり、其の價賤し、故に皮革と同じくす、千荅、荅は合に通ず、

鮐鮆千斤、〔鯫〕千石、鮑千鈞、棗栗千石者三之、狐鼦裘千皮、羔羊裘千石、旃席千具、佗果菜千鍾、子貸金錢千貫、節駔會、貪賈三之、廉賈五之、此亦比千乘之家、其大率也、佗雜業不中什二、則非吾財也、

【講義】 鮐鮆卽ち河豚と太刀魚は千斤、鯫は千石、鮑は千鈞、棗、栗は三千石、狐、鼦の裘は千枚、羔、羊の裘は千石、旃席卽ち氈は千具、他の果實蔬菜は千鍾、利子附の金錢卽ち貸附金は千貫、市肆にて相場を計りて賣出すに、慾深き商人は賣惜みの爲に反りて時機を失ひ、十に三の利益を得、廉直なる商人は貴に賣ること糞土の如くなれば十に五の利を得、此れ亦

【講義】凡そ庶民の間に於て富の程度我れより十倍の者には卑下して對等の禮を執らず、百倍の者には之を畏れ憚る、千倍の者には之に使役せらる、萬倍の者には之れに僕とせらる、是れ所謂優勝劣敗にて物の自然の理なり、如何ともすべからず、

夫用貧求富、農不如工、工不如商、刺繡文不如倚市門、此言末業貧者之資也、

【講義】夫れ貧にて富を得むとするには、農は工に及ばず、工は商に及ばず、刺繡するは市場にて商賣するに及ばずとは、此れ商業の貧者富を致すの資源なるを言ふなり、蓋し商に由るときは利得易きなり、

通邑大都、酤一歲千釀、醯醬千〔瓨〕〔醬〕千甔、屠牛羊彘千皮、販穀糶千鍾、薪稾千車、船長千丈、木千章、竹竿萬个、

【講義】四通八達の交通利便なる大都會にては、酤ること一年間に千瓮、醯、醬は千瓨、漿は千瓨、牛羊彘を屠ること千皮、穀を販ぎ糶ること千鍾、薪稾は千車、船の長さ千丈、木は千章、竹竿は萬本なり、

【字解】千釀、顏師古曰く、千瓮以釀酒也と、醯醬千瓨、醯は醋なり、坻は錢大昕曰く、當に瓨に作るべし、說文に、瓨は罌に似て長頸十升を受くと、醬千甔、醬は南宋本、毛本に漿に作るに依る可し、のみもの、しるなり、甔は大瓶の名、一石を受く、船長千丈、索隱に曰く、總積數長さ千丈と、乃ち積量を數ふるに、丈の長さを以て言へるなり、萬个、个は竹を數ふるにいふ

其軺車百乘、牛車千兩、木器髤者千枚、銅器千鈞、素木鐵器若巵茜千石、馬蹄躈千、牛千足、羊彘千雙、僮手指千、筋角丹沙千斤、其帛絮細布千鈞、文采千疋、榻布皮革千石、漆千斗、糱麴鹽

時、此其大經也、

【講義】素封家は町中にも出で歩かず、隣村にも出向かず、家に安坐して收入の時を待つ、身は處士の分限ありて衣食奉用は十分に足り、王侯と同一なる生活を爲せり、然るに同じく人類にてありながら、若し家は貧しく親は老衰し妻子は軟弱にして依賴すべきなく、年中時々の祖先の祭典も擧ぐる事能はず、飮食の物を多數の人互に資財を出し合ひ始めて辨じ、衣服の類は人中に出づる能はざる程に至るも、かゝる境遇に在るをしも恥辱とせざるは、これはコンマ以下にて世に比すべきものありと覺えず、さればにや財産なき時は力役をなし、少しく有る時は智巧を鬪はして勝たむことを求め、既に財産饒足する時は時を逐ひ利を爭ふ、此れ貨殖家が務むべき方法の大概なり、

【字解】不窺市井、工賈を爲さゞるなり、不行異邑、商を爲さゞるなり、

今治生不待危身取給、則賢人勉爲、是故本富爲上、末富次之、姦富最下、無巖處奇士之行、而長貧賤、好語仁義、亦足羞也、

【講義】今生計を營むに、身を殺すが如き危險を履まずして衣食の奉用を取るは、則ち賢者之を勉む、是の故に農種して富む者、即ち市井を窺はず、異邑に行かず、坐して收を待つ者を最上とし、商業を營みて富むものを次等とし、姦巧智を鬪はして富む者を最下とす、されば巖穴に隱れ棲む、卓落奇異の行ひもなくして始終貧賤にして好みて仁義の理窟を言ふばかりの輩は、亦羞づかしき者とするに十分なり、

【字解】本富末富、孝文帝の詔にも農天下之本なりとある如く、當時は農を本とし商賈を末とせり、下文末業の末も亦同じ、巖處奇士、隱君子をいふ、

凡編戸之民、富相什則卑下之、伯則畏憚之、千則役、萬則僕、物之理也、

樹萩、陳夏千畝漆、齊魯千畝桑麻、渭川千畝竹、及名國萬家之城、帶郭千畝、畝鍾之田、若千畝卮茜、千畦薑韭、此其人皆與千戶侯等、然是富給之資也、

【講義】故に曰く、陸地は牧場より出す馬五十匹、牛なれば百六十七頭、羊なれば二百五十頭、澤中の二百五十頭の彘、水邊の住居は千石の魚を得る陂澤、山居は千株の材木、安邑の千本の棗、燕秦の千本の栗、蜀漢江陵の千本の橘、淮水の北常山以南河水濟水の間の千本の萩、陳縣夏縣の千畝の漆の木、齊魯の千畝の桑麻、渭川の千畝の竹、及び名高き國の繁昌の城下にて帶郭卽ち廓に傍へる田地千畝の畝毎に一鍾の收穫ある腴田、若しくは千畝の卮子、茜草、千畦卽ち二十五畝の薑と韭、山澤水陸の出す所なる此等の一を有するは、此れ其の人は皆夫の千戶侯の收入と同一なり、故に素封と云ふと、然れども是れは夫の租入と異なり、益、富給となる資源なり、

【字解】二百蹄、馬は四足あるが故に、二百蹄は五十匹なり、千足羊、千足彘も準じて知る可し、牛蹄角千、牛は四足と二角とあるが故に、蹄角千は百六十七頭なり、實には蹄角千有二なれども、此には成數を擧げたるなり、千石、魚は斤兩を以て記と爲す、故に石といふ、千章、大材木を數ふるに幾章といふ、章は株なり、萩、楸に同じ、梓の屬、鍾、六斛四斗をいふ、卮茜、卮は烟支なり、紫赤色の染料とす、茜は一名紅藍、赤黃色の染料とす、

不窺市井、不行異邑、坐而待收、身有處士之義、而取給焉、若至家貧親老、妻子軟弱、歲時無以祭祀進醵、飲食被服不足以自通、如此不慚恥、則無所比矣、是以無財作力、少有鬪智、既饒爭

樂與之比者、命曰素封、封者食租稅、歲率戶二百、千戶之君、則二十萬、朝覲聘享出其中、庶民農工商賈、率亦歲萬息二千、[戶]百萬之家、則二十萬、而更徭租賦出其中、衣食之欲、恣所好美矣、

【講義】今官より給せらるゝ俸祿も爵位に依りて賜はる領地の收入もなくして其の樂しみは此の高位高官の人と比較して劣らぬものあり、之を名づけて素封といふ、全體封とは其の領地の人民より出す租稅を收入するものにして、毎年大抵戶毎に二百なり、千戶の君には則ち二十萬の收入あり、天子に參朝し、諸侯同志互に聘問を交換し饗宴を催すの費を其の中より支出す、平民農工商賈の財產多き者は、是れ亦大概毎年元金一萬に付利息二千なり、元金一百萬の家には則ち二十萬の收入あり、而して人夫を出し、租稅を納め、賦庸を輸す費用を其の中より支辨し、華衣美食、其の好しとし美しとする所を思ひのまゝにするを得、

【字解】素封、素は空なり、諸侯の位無くして諸侯の封土と同じき收入あり、故に素封と云ふ、戶百萬、張文虎曰く、戶の字衍なりと、朝覲、朝は臣下が天子に拜謁すること、覲は諸侯が北面して天子に見ゆる意、聘享、聘は諸侯が大夫をして他の諸侯の安否を問はしむるをいふ、享は宴會なり、更徭、更は夫役なり、卒更、踐更、過更の別あり、既に前に解せり、徭は徭役なり、力役の征をいふ、

故曰、陸地牧馬二百蹄、牛蹄角千、千足羊、澤中千足彘、水居千石魚陂、山居千章之材、安邑千樹棗、燕秦千樹栗、蜀漢江陵千樹橘、淮北常山已南河濟間千

刀鋸之誅者、沒於賂遺也、農工商賈畜長、固求富益貨也、

【講義】官吏が法令規則を强牽變弄し、官印、官文書を僞造し、極刑に處せらるゝを避け畏れぬは、賄賂の多きに引き込まるゝなり、夫の農、工、商賈が貯蓄を殖すは、固より富を求めて貨財を益さむとするものなり、

【字解】刀鋸之誅、刀鋸は古代の刑具、刀は割刑に用ひ、鋸は刖刑に用ふ、沒、沈溺の意、ハマリコムなり、畜長、之を畜へ之を長ずるなり、

此有知盡能索耳、終不餘力而讓財矣、

【講義】此れ唯富を求めて知力才能を傾け盡すことあるのみ、終に力を餘し財を讓ることをせず、利を逐ふに全力を用ひ、財利の場に臨みて讓ることなしと、上文「由此觀之」以下を總束す、

【字解】知盡能索、索も盡なり、盡知索能とあるべきを、倒字法を用ひたるなり、

諺曰、百里不販樵、千里不販糴、居之一歲、種之以穀、十歲樹之以木、百歲來之以德、德者人物之謂也、

【講義】古來言ひ傳へたる語に曰く、物事は場處と時の見別けが大切なる者ぞ、百里の遠方に行きて焚付の木を販賣せず、千里の遠方に行きて糴を販賣せず、如何となれば遠路にして引き合はざればなり、其の場處に居ること一年の久しき時は之に種うるに穀類を以てし、十年なる時は之に樹うるに木を以てし、百年なる時は之を來すに德を以てすと、德とは德を人物に樹つるの謂なり、

【字解】來之以德、德を樹つるときは、報應身に來らずといふとも必ず子孫に來るの意、人物之謂也、人物の上に樹德の二字を加へて看るべし、方苞曰く、德、人物に被る、然る後澤百年斬えざるべしと、

今有無秩祿之奉、爵邑之入、而

のみ、

今夫趙女鄭姬、設形容、揳鳴琴、揄長袂、躡利屣、目挑心招、出不遠千里、不擇老少者、奔富厚也、

【講義】　今夫れ趙國の美人、鄭國の美女が十二分に化粧を施し、善く鳴る琴を揳ち、長き袂をひらく〱と揄き、輕く舞屣を躡み、目にて挑發し心にて引寄せ、出づるには千里の道をも遠しとせず、對手には敢て老人少者を問はざる者は、財力優れて我に贈るの多きを欲すればなり、

【字解】　揳、音カッ、うちもつなり、揄、引くなり、利屣、舞屣なり、利は尖纖の義、

游閑公子、飾冠劍、連車騎、亦爲富貴容也、

【講義】　貴族の子の游樂する者が冠劍を立派にし、從者の車騎を連ぬるも、これ亦其の身の富貴を示さんが爲に形容を盛にするなり、

弋射漁獵、犯晨夜、冒霜雪、馳阬谷、不避猛獸之害、爲得味也、博戲馳逐、鬪雞走狗、作色相矜、必爭勝者、重失負也、醫方諸食技術之人、焦神極能、爲重糈也、

【講義】　矢に絲をつけて鳥を射、或は川に漁し、山に獵する者、星を戴きて出で月を履みて歸り、霜雪の寒さをも厭はず、大穴をも谷間をも馳け廻り、猛獸の害をも避けざるは、畢竟美味を得むが爲の奔走なり、又雙六を打合ひ、又は雞を蹴合せ、狗を放ち走らせ、劍相をかへて互に自負して必ず勝たむと爭ふ者は、敗北するを口惜しと思へばなり、又醫術其の他諸種の技術に衣食する人が潛心焦慮腕を振ふ所以のものは、謝禮の財を得むと欲するが爲なり、

【字解】　失負、まくること、糈、報酬の財をいふ、

吏士舞文弄法、刻章僞書、不避

【講義】此れに由りて之を觀れば、賢才ある人の深く廟堂に計謀し朝廷に論議し、信實を守り節義に死する者も、又隱居巖穴に住む士の名譽を世に揚げむと心掛くる者も、結局は何れなる所に歸著するか、すべて富厚に歸著するなり、是を以て廉潔の役人も年久しく務めて更に富み、廉直の商賈も永年從事して亦富饒に歸す、

【字解】廉吏云々、李廷機曰く、廉能自保、則歷顯任、是吏富也と、廉賈歸富、廉賈の下に上句と同じく久久の二字を加へて看る可し、省文法を用ひ略したるなり、乃ち廉賈は多く利益を貪らざるが故に、久しく勉強して商業に從事するを以て結局は富厚に歸着するをいふ、

富者人之情性、所不學而俱欲者也、故壯士在軍、攻城先登、陷陣却敵、斬將搴旗、前蒙矢石、不避湯火之難者、爲重賞使也、

【講義】富といふものは人の情性の然らしむる所として別に他より學ぶことなくして誰も一同に欲する所のものなり、此の故に氣滿ちて逞しき男子の兵士として軍にありては敵の城を攻めて一番乘をなし、敵陣を落し、强敵を追ひ拂ひ、大將を斬り、敵の軍旗を引拔き、前進しては矢石を身に受け、熱湯をも烈火をも避けずして戰ふものは、全く特別なる賞與あるが爲に使はれてかくはするなり、

其在閭巷少年、攻剽椎埋、劫人作姦、掘冢鑄幣、任俠幷兼、借交報仇、篡逐幽隱、不避法禁、走死地如騖、其實皆爲財用耳、

【講義】又其地の民間の若者が攻剽即ちおひはぎを行ひ、人を擊殺して之を埋め、人を劫迫して姦曲をなし、冢墓を發掘して寶を盜み、貨幣を僞造し、任俠にして人を從へて手下とし、交友に命を借して其の仇を報じやり、世間の目をくゞりて强奪排逐して國法の禁令を避け畏れず、死地に趍くこと馬の馳するが如くなるものは、其の實皆貨財を得んとてのしわざ

の患なし、

【字解】 嶺南沙北云々、方苞曰く、沙漠の北自成の鹽ありと、火耕而水耨、火耕は枯葉を焼き、土を堀返すと、水耨は灌漑除草すること、果隋、隋は隋の省文なり、漢書に蓏に作る、音隋と相近しと、錢大昕は曰へり、木實を果といひ、草實を蓏といふ、蠃蛤、蠃は螺なり、

以故呰窳偸生、無積聚而多貧、是故江淮以南、無凍餓之人、亦無千金之家、

【講義】 故を以て楚越人は苟且懶惰にして其の日其日を送り、貯蓄することなくして貧乏者多し、是の故に江淮以南の地方には凍餒寒餓の人無けれども、亦千金の富者も無し、

【字解】 呰窳、徐廣曰く、苟且墮嬾之謂也と、

沂泗水以北、宜五穀桑麻六畜、地小人衆、數被水旱之害、民好畜藏、故秦夏梁魯、好農而重民、三河宛陳亦然、加以商賈、齊趙設智巧、仰機利、燕代田畜而事蠶、

【講義】 沂水泗水」北は五穀、桑麻、六畜（馬牛羊雞犬豕）に適せる地なり、なれども土地狹小にして人民は衆多なり、加ふるに度々水害と旱魃の難とを被る、從ひて人民は他日に備ふるの計を爲し貯蓄を好む、故に秦、夏、梁、魯は農業を好みて其の民を重んず、三河（河内、河南、河東）の地方も宛も陳も亦同じ、其の上に商業盛なり、齊、趙は智巧を務めて機變の利益を希ひ、燕、代は耕作、牧畜し又蠶桑を業とす、

由此觀之、賢人深謀於廊廟、論議朝廷、守信死節、隱居巖穴之士、設爲名高者、安歸乎、歸於富厚也、是以廉吏久久更富、廉賈歸富、

夏人は政治に忠實質朴なるを尙べり、此の地には今以て禹王仁義の遺俗餘風あり、穎川の民は敦厚謹愿なり、

秦末世、遷不軌之民於南陽、南陽西通武關鄖關、東南受漢江淮、宛亦一都會也、俗雜好事、業多賈、其任俠、交通穎川、故至今謂之夏人、

【講義】秦の世の末年に國事犯の罪人を南陽に遷したり、南陽は西の方武關と鄖關とに交通し、東南方は漢水江水淮水を控へたり、宛も亦一都會なり、民俗一樣ならず、事あるを好む風あり、商賈を業とするもの多し、其の人任俠にて穎川と交通す、故に今に至るも世に之を夏人と稱せり、

【字解】鄖關、凌稚隆曰く、是古鄖國、今鄖陽也と、

夫天下物所鮮所多、人民謠俗、山東食海鹽、山西食鹽鹵、嶺南沙北、固往往出鹽、大體如此矣、總之楚越之地、地廣人希、飯稻羹魚、或火耕而水耨、果隋嬴蛤、不待賈而足、地勢饒食、無饑饉之患、

【講義】夫れ天下の物は鮮なき所あり多き所あり、其の土地々々に依りて貨物の有無同じからず、又人民の風俗も相異なり、盡く一概にして言ふべからず、されば山東は海に近ければ海水より取りたる鹽を養ひ、山西は鹹地なれば其の地の出す所の石鹽及び池鹽を食ふ、又嶺南沙北は本來往々鹽を產す、大體此のごとし、之を概言するときは、楚越の地は土地廣く人口希薄に、稻米を飯に炊ぎて食ひ、魚介の汁を食し、或は火耕水耨して穀物を獲、くだもの、うりの類又螺蛤の類の水陸の物產は他の商賈の手を待たずして自給自足するを得、地勢食料に豐富にして民に飢饉

信、江南卑溼、丈夫早夭、多竹木、豫章出黄金、長沙出連錫、然菫菫物之所有、取之不足以更費、

【講義】衡山、九江、江南、豫章、長沙は是れ南楚なり、其風俗は大に西楚に似たり、郢の後壽春に徙る壽春も亦一都會なり、而して合肥縣は江淮の潮を南北より受けて船艦湊し、皮革鮑木を輸し來りて此に集まる、合肥は閩中、于越と風俗相互に入雜れり、故に南楚は飾言巧説して信義少なし、江南は土地低く濕氣多ければ、男子年若くして死する者多し、産物には竹木多し、豫章は黄金を出し、長沙は鉛鑛と錫とを出す、然れども有る所僅少にして、之を採取するに其の費用を辨ずるに足らず、

【字解】郢之後云々、正義に曰く、楚考烈王二十二年、自陳徙都壽春、號之曰郢、故言郢之徙壽春也と、江南卑溼、錢大昕曰く、篇中江南は皆豫章長沙南楚の地を謂ふ、今の江南に非ずと、連錫、連は鉛の未だ錬らざるもの、菫菫、菫は少なり、更費、更は償なり、

九疑蒼梧以南、至儋耳者、與江南大同俗、而楊越多焉、番禺亦其一都會也、珠璣犀瑇瑁果布之湊、

【講義】九疑山、蒼梧以南、儋耳に至るまでは、江南と大に其の俗を同じくす、而して住民は楊州の南越人多し、番禺も亦其一都會なり、珠、璣、犀、瑇瑁、龍眼肉、茘枝のたぐひの果物及び葛布の集合地なり、

【字解】蒼梧儋耳、皆郡の名、楊越、一説に産物と爲し、楊は川やなぎ、越は音クワツ、蒻席なりといふ、番禺、南海の地名、

潁川南陽夏人之居也、夏人政尚忠朴、猶有先王之遺風、潁川敦愿、

【講義】潁川、南陽は古へ夏人の住居せし土地なり、

貨、其民多賈、徐僮取慮、則淸刻矜已諾、

【講義】江陵は故の郢の都なり、此の地は西の方巫郡と巴郡に通じ、東に雲夢の物產の豐富なるあり、陳は楚と中國との間に在り、魚類や鹽の貨物を以て交易す、其の民は商賈多し、徐、僮、取慮三縣の人は淸廉刻薄にして、然諾を重んずるを自慢にせり、

【字解】故郢都、郢は春秋戰國時代の楚の都なり、雲夢、澤の名、

彭城以東、東海吳廣陵、此東楚也、其俗類徐僮、朐繒以北俗則齊、浙江南則越、

【講義】彭城以東、東海、吳、廣陵までは此れ東楚なり、其の風俗は徐、僮に類似し、朐、繒二縣以北の風俗は齊に類似し、浙江の南の風俗は越に類似す、

夫吳自闔廬春申王濞三人、招致天下善游子弟、東有海鹽之饒、章山之銅、三江五湖之利、亦江東一都會也、

【講義】夫れ吳は闔閭、春申、王濞の三人の時より天下の仕宦を希望する少壯有爲の人を招き寄せて文化を進めたり、其の東方には海鹽の豐富なると、章山の銅や、三江五湖より出づる物資も有りて、亦江東の一都會なり、

【字解】三江、南江、北江、中江をいふと漢書地理志に見えたり、五湖、具區、洮滆、彭蠡、靑草、洞庭を五湖となすと索隱に見えたり、

衡山九江江南豫章長沙、是南楚也、其俗大類西楚、郢之後徙壽春、亦一都會也、而合肥受南北潮、皮革鮑木輸會也、與閩中于越雜俗、故南楚好辭巧說少

【字解】濱洙泗、濱は地の水に近き意、洙は泗水の支流なり、齪齪、急促局陋の貌、及衰、張文虎曰く、及の下、南宋舊刻、毛本に其字ありと、

夫自鴻溝以東、芒碭以北屬巨野、此梁宋也、陶睢陽亦一都會也、昔堯作游成陽、舜漁於雷澤、湯止于亳、其俗猶有先王遺風、重厚多君子、好稼穡、雖無山川之饒、能惡衣食、致其蓄藏、

【講義】夫れ鴻溝(今の賈魯河)より以東、芒碭以北、巨野即ち鉅野(今は縣の名、山東濟寧道)に至るまでは此れ梁宋二國の地なり、陶、睢陽も亦一の都會なり、昔堯帝は游息の宮室を成陽(陶に在り、今の山東濮縣の東南)に爲り起し、舜帝は雷澤(今の山東濮縣の東南荷澤縣の界)に魚を捕り、殷の湯王は亳(今の河南商邱)に止まり都せり、かゝる由緒ある處なれば、其の俗今猶古聖王の時の美風を遺せり、沈著に手厚くして君子人多く、又農事を好めり、土地には山川の物產無けれども、人々能く粗衣麁食に甘んじて浪費せず、貨財を畜積せり、

【字解】作游成陽、張文虎曰く、游は疑ふらくは於字の譌、下二句と一例なりと、

越楚則有三俗、夫自淮北、沛陳汝南南郡、此西楚也、其俗剽輕、易發怒、地薄、寡於積聚、

【講義】越楚には則ち吳、越、楚の三國の習俗を存せり、夫れ淮水の北より、沛、陳、汝南、南郡までは此れ西楚なり、其の俗きばやく怒りを發し易し、土地瘦せて物產の聚藏少なし、

【字解】越楚、正義に曰く、越滅吳、則有江淮以北、楚滅越、則兼有吳越之地、故言越楚也と、

江陵故郢都、西通巫巴、東有雲夢之饒、陳在夏之交、通魚鹽之

綵布帛魚鹽、

【講義】洛陽は東の方齊魯と交易し、南の方梁楚と交易す、故に泰山の南は則ち魯にして其の北は則ち齊なり、さて齊は山と海とを兼ね有し、肥沃の地限りも無く廣く、桑と麻とを採るに適し、人民は衆多にして、美麗なる模樣ある織物及び海產物に富めり、

臨菑亦海岱之間一都會也、其俗寬緩闊達而足智、好議論、地重難動搖、怯於衆鬭、勇於持刺、多劫人者、大國風也、其中具五民、

【講義】臨菑も亦東海と泰山との間に於ける一都會なり、其の民俗は寬くゆるやかに、闊達とさばけてあり、智慧も十分にて議論を好む、土着を重んじ騷動を好まず、團體的鬪爭には拙劣なけれども、個々ひとりだちの刺擊には長ぜり、されば人を劫して物を奪ふ者多し、大國の風あり、其の中に四方及び中央の五方の民人を包容せり、

【字解】持刺、或は云ふ持は恐らくは特の誤かと、具五民、如淳曰く、游子樂其俗、不復歸、故有五方之民と、

而鄒魯濱洙泗、猶有周公遺風、俗好儒、備於禮、故其民齪齪、頗有桑麻之業、無林澤之饒、地小人衆、儉嗇、畏罪遠邪、及衰、好賈趨利、甚於周人、

【講義】而して鄒魯は洙水と泗水とに濱し、今以て最初此の地に封ぜられし周公の仁義の遺風あり、其の習俗は儒學を好みて禮儀を備へたり、故に其の人民はそゝくさといそがしげに頗る桑麻の業即ち織物業を營めども、林澤より出す產物なく、土地狹小にして人口稠密に、皆しわく、且つ罪惡を畏れ邪曲に遠かる、其の衰ふるに及びてよりは商賈を好み利に趨り赴くこと、周人よりも甚し、

趙相類、然近梁魯、微重而矜節、濮上之邑徙野王、野王好氣任俠、衛之風也、

【講義】然して趙の邯鄲も亦漳河兩水の間の一都會地なり、其の北は燕、涿に交通し、南には鄭と衛とあり、さて鄭衛人の習俗は大體趙と相類すれども、梁即ち魏と魯とに近似し、少しく沈著にして節操を尙ぶ風あり、濮上の邑は衞王角の時秦に拔かれて野王に移さる、衞國はもと子路、夏育の如き尙武の人ありしより、今野王の人も氣槩を喜ぶ、これ衞の遺風なり、

夫燕亦勃碣之間一都會也、南通齊趙、東北邊胡、上谷至遼東、地踔遠、人民希、數被寇、大與趙代俗相類、而民雕捍少慮、有魚鹽棗栗之饒、北鄰烏桓夫餘、東綰穢貉朝鮮眞番之利、

【講義】夫れ燕も渤海、碣石の間の一都會地なり、南は齊と趙とに交通し、東北は胡即ち匈奴に接し、上谷(今の懷來縣)より遼東に至る、其の地絕遠にして人口は希薄に、何度も外國の侵入を被れり、其の俗大抵趙代と相類似すれども、人民の性質雕の捍なるがごとく氣が早く勇氣はあれども思慮に乏し、魚類、鹽、棗、栗等の物產豐富なり、北の方は烏桓即ち東胡の別種と夫餘(今の奉天の昌圖洮南以北蒙古科爾沁諸旗の地)とに相鄰し、東の方は穢貉(今の奉天鳳城縣の東及び朝鮮の江原道)朝鮮眞番(今の鴨綠佟佳兩江及び興京附近の地)等の利益をつかねすぶ、

【字解】踔遠、踔は遠なり、穢貉、薉貊に同じ、又濊貊、獩貊に作る、

洛陽東賈齊魯、南賈梁楚、故泰山之陽則魯、其陰則齊、齊帶山海、膏壤千里、宜桑麻、人民多文

といふ、時有奇羨、奇羨は餘羨の意、陳子龍曰く、用レ兵之地、資財所レ聚、民得ニ以貿易獲一レ利と、猲羠不均、猲羠は皆健羊の名、其の地方の人性羊の捷悍なるが若くにして均しからずとなり、全晉、三晉に分割せぬ以前の晉、陳椽、猶ニ經營馳逐一也と索隱に見ゆ、椽は音テン、

溫軹西賈ニ上黨一、北賈ニ趙中山一、中山地薄人衆、猶有ニ沙丘紂淫地餘民一、民俗懁急、仰ニ機利一而食、丈夫相聚游戲、悲歌忼慨、起則相隨椎剽、休則掘レ冢、作ニ巧姦冶一、多〔美〕物、爲ニ倡優一、女子則鼓ニ鳴瑟一、跕レ屣、游ニ媚貴富一、入ニ後宮一、徧ニ諸侯一、

【講義】　溫軹即ち河内に屬せる二縣は、西の方上黨と交易し、北の方は趙と中山とに交易す、原來中山（今の直隷定縣）は土地痩せて人民多く、今以て沙丘（今の直隷平鄕縣の東北）の殷の紂王が酒池肉林の淫樂を爲したる地の餘民あり、人民の習俗はせはしく急にして機會を捕へて利益を得ることを賴みとして衣食せり、男子は互に集會して遊戲し、悲歌をうたひて忼慨す、起ちて働く時は仲間を組みて人を打殺して追剝をなし、休息する時は墳墓を發掘して寶を盜み、又巧に人に媚ぶる行爲をなす、又多く樂器の類を弄び、俳優を業とす、女子は鳴瑟を彈き、うはぐつを躡み、貴人富者と游び媚び王侯の奥向きに入込み、諸侯の國々に行渡れり、

【字解】　沙丘云々、殷本紀を看よ、懁急、懁は急なり、椎剽、椎は椎を以て人を撃ち殺すこと、剽は剽掠にて劫かし取るなり、巧姦冶、冶は媚なり、美物、美の字、一本の弄に作るに從ふ可し、鼓鳴瑟、瑟は二十五絃の琴なり、鼓は弦を彈ずるにも亦曰ふことなり、跕屣、跕は輕く躡むなり、屣は底の平面なるはきものなり、草履の類をいふ、

然邯鄲亦漳河之間一都會也、北通ニ燕涿一、南有ニ鄭衞一、鄭衞俗與レ

央に在りて對立すること鼎足の如く、帝王のかはるがはる居を奠めたる所なり、而して國家を組織すること各、數百千年に及べり、其の土地は區域狹く小さく人民は數多あり、かつ首都は天下諸侯の四方より聚まり會する所なり、故に其の俗しわくして事業に習熟せり、

楊平陽〔陳〕西賈秦翟、北賈種代、種代石北也、地邊胡數被寇、人民矜懻忮好氣、任俠爲姦、不事農商、

【講義】楊、平陽の二邑は西の方秦及び白翟と交易し、北の方種と代とに交易す、種、代は石邑縣の北に在り、種、代は其の地胡に接近したれば、數、胡兵の侵略を被る、其の人民は自負心強くまけずぎらひにして人にさからひ、勇氣を好みをとこだてにして、是非に拘らず賴まれ事を引受け、姦曲を爲す、農商の生業を嫌ひ、極めて放逸なる民なり、

【字解】楊平陽陳、楊、平陽は趙の西に在り、陳の字、索隱に從ひ、衍文とすべし、懻忮、つよくもとる、

然迫近北夷、師旅亟往、中國委輸、時有奇羨、其民羯羠不均、自全晉之時、固已患其慓悍、而武靈王益厲之、其謠俗猶有趙之風、故楊平陽陳椽其間得所欲、

【講義】然れども其の地北の胡夷と接したれば、北夷征伐の軍隊はしばしば往く、其の爲に中國より金穀を輸送すれば、交易してぼろいまうけをすることあり、其の人民はすばしこきあり強勇なるありて均しからず、全晉のころよりもともと已に其の慓輕と勇悍とに苦しめり、而して趙の武靈王は益、之を厲ましたるを以て、其の俗は依然古の趙國の風あり、故に楊人、平陽人は其の間に經營馳逐して欲する所を得、

【字解】委輸、運送と言ふが如し、物を以て車上に置くを委といふ、轉運して他處に到りて交卸するを輸

僰の夷を制御す、其の僰よりは奴婢を出す、西は邛、笮の地に近し、其の笮よりは馬、旄牛を産す、然して四方要害の地にして絶壁に棧道を架して千里の長途も交通意の如し、唯褒斜の地は道狹くして其の道口をつかねまとへり、巴蜀は其の地の多き所を以て他の少なき所に出して交易せり、

【字解】褒斜云々、褒斜は地名、綰轂は取束ねて湊め持つ意、道狹く其の道口を綰めること車轂の湊まるごときをいふ、

天水隴西北地上郡、與關中同俗、然西有羌中之利、北有戎翟之畜、畜牧爲天下饒、然地亦窮險、唯京師要其道、故關中之地、於天下三分之一、而人衆不過什三、然量其富、什居其六、

【講義】天水、隴西、北地、上郡は關中と風尚習俗を同じくす、然れども西に羌中に於ける物産交易の利あり、北に戎翟の牧畜あり、牧畜に於ては天下の富裕の地たり、然れども土地亦邊鄙にして險岨なり、唯長安の京師は其の路を要束し、交通の不便なし、故に關中の地は全國の三分の一なれども、人民の數は其の十分の三に過ぎず、然れども其の富力を量るときは天下總體の十分の六を占む、蓋し隴蜀の貨物皆關中に湊まればなり、

昔唐人都河東、殷人都河內、周人都河南、夫三河在天下之中、若鼎足、王者所更居也、建國各數百千歲、土地小狹、民人衆、都國諸侯所聚會、故其俗纖儉習事、

【講義】むかし唐堯は河東の晉陽に都し、殷の盤庚は河內の殷墟に都し、周の平王以後は河南の洛陽に都せり、夫れ河東、河內、河南の三河の地は天下の中

を重んじ、輕しく他に移住を爲さず、

【字解】公劉、后稷の曾孫、太王、古公亶父なり、王季、古公の子にて文王の父なる季歷なり、

及秦文〔孝〕繆居雍隙、隴蜀之貨物而多賈、獻孝公徙櫟邑、櫟邑北卻戎翟、東通三晉、亦多大賈、武昭治咸陽、因以漢都、長安諸陵、四方輻湊、並至而會、地小人衆、故其民益玩巧而事末也、

【講義】秦の文公、德公、穆公が雍縣に徙り居るに至りて、隴蜀地方の貨物多く、隨つて商人も多くなれり、獻公、孝公、櫟邑に徙りてより、櫟邑は北の方戎翟の蠻民を驅逐して、東の方三晉の地に交通を始む、亦大商人多し、武王、昭襄王、咸陽に都してより、地利便なれば、漢朝も之に都せり、都の長安の諸陵の地は四方より此の地に寄集まりて會合を成す、地は狹くして人民多し、故に其の地の人民は益〻贅澤品を好み、農業を厭ひて商業を事とするに至る、

【字解】秦文孝繆、秦に穆公の以前に孝公と云ふ君なし、秦本紀に德公居雍とあれば孝は德の誤なるべし、雍隙、雍の地、隴蜀の間の要路に居る、故に隙と曰ふ、北卻、一說に卻は郤の訛と、因以漢都、此の四字を一句とす、岡龍洲の說に依る、長安諸陵、漢、高祖を長陵に葬りしより、歷朝の諸陵皆共に天下の富豪を其邑に移して地の繁華を圖ることをなせり、謂はゆる五陵年少の如きも即ち是地より產す、

南則巴蜀、巴蜀亦沃野、地饒巵薑丹沙石銅鐵竹木之器、南御滇僰、僰僮、西近邛筰、筰馬旄牛、然四塞棧道千里、無所不通、唯褒斜綰轂其口、以所多易所鮮、

【講義】長安の南は巴蜀なり、巴蜀も亦肥えたる田地多く、又其の土地より巵といふ紫赤色の染草、薑、丹沙、石、銅、鐵、竹器、木器を多量に產出す、南は滇、

續し、貨財を利用して自ら警衛し、他人より侵犯せられず、秦の始皇帝は以て貞婦と爲し、之を客分として待遇し、爲に女懷清臺といふうてなを築く、

夫倮鄙人牧長、清窮郷寡婦、禮抗萬乘、名顯天下、豈非以富邪、

【講義】夫れ倮は田舍者の牧長にて、淸は片田舍の寡婦の身分なり、而るに其の待遇は天子と對等になり、名聲天下に顯はる、豈に是れ富を以てのゆゑにあらずや、

漢興、海內爲一、開關梁、弛山澤之禁、是以富商大賈、周流天下、交易之物、莫不通得其所欲、而徙豪傑諸侯彊族於京師、

【講義】漢室興隆以來、天下一統し、所々の關所を取拂ひ、魚梁を毀ち去り、又山澤に對する禁令を寬大にす、是を以て富商大賈天下にめぐり行き、交易の貨物は何處にても通じ得て人々其の欲望を充し得ぬことなし、而して政府は地方の豪族と諸侯の强勢なるものとを長安の都に移住せしめたり、

關中、自汧雍以東、至河華、膏壤沃野千里、自虞夏之貢、以爲上田、而公劉適邠、太王王季在岐、文王作豐、武王治鎬、故其民猶有先王之遺風、好稼穡、殖五穀、地重、重爲邪、

【講義】漢の首府長安附近關中の地は、汧雍の地より以東黃河華山の附近に至るまで土地肥沃にして、廣袤千里もあり、虞舜夏禹時代の貢の定めより引續きて上等の田地と爲せり、而して周の公劉は邠に適きて國し、太王、王季は岐山の下に國し、文王は豐京を作し、武王は鎬に都す、此れ皆今の關中の地なれば、其の地の人民には今以て先王有德の遺風存す、されば人々農業を好み、五穀を栽培し、土着して其の地

せるなり、其の道其の理に闇くして輕率に爲したるにはあらざるなり、

○倚頓用盬起、而邯鄲郭縱、以鐵冶成業、與王者埒富、

【講義】倚頓は魯の窮士なりしが、盬田を以て鹽を造り富を與し、而して趙の邯鄲の郭縱は鑛山開掘を以て成功し、王者と其の富力を爭ふ程になれり、

【字解】倚頓、倚は一本に猗に作る、猗氏なり、地名、頓は名、盬鹽、盬は鹽の出づる池なり、盬を以て鹽を造る、鐵冶、鑛山を開掘するをいふ、

○烏氏倮畜牧、及衆斥賣、求奇繒物、間獻遺戎王、戎王什倍其償、與之畜、畜至用谷量馬牛、秦始皇帝令倮比封君、以時與列臣朝請、

【講義】烏氏縣の倮は牧畜を業とし、其の畜類衆多なるに至れば斥けて之を賣り、以て珍らしき絹織物を求めて、內々にて夷狄王に獻上す、夷狄の王は其の償ひとして十層倍の畜を與ふ、畜谷に滿ち數を以て計る能はず、一谷二谷と量るに至れり、秦の始皇帝は倮をして諸侯竝として待遇し、時節々々には諸の大臣等と與に參覲伺候せしむ、

而巴蜀寡婦淸、其先得丹穴、而擅其利數世、家亦不訾、

【講義】而して巴蜀の寡婦淸は、其の先代が丹砂坑を發見したるより其の利益を獨占すること數世、家資財衆多にして訾量すべからず、

【字解】巴蜀云々、漢書に巴寡婦淸に作る、丹穴、丹砂の出づる山穴なり、

淸寡婦也、能守其業、用財自衛、不見侵犯、秦皇帝以爲貞婦而客之、爲築女懷淸臺、

【講義】淸は寡婦なり、而れども能く其の事業を繼

欲長錢、取下穀、長石斗、取上種、能薄飲食、忍嗜欲、節衣服、與用事僮僕同苦樂、趨時若猛獸摯鳥之發、

【講義】錢を增殖せむと思ふ時は、安價なる米穀を取り、穀の分量を增殖せむと思ふ時は、上等の種籾を取る、能く飲食を薄くして奢らず、嗜好欲望をこらへて買取らず、衣服を節約して餘分のものを調へず、我が家に立働く下男下女等と骨折り樂しみを同一にし、時の可なるを觀て之に趨り就くことは、猛獸鷙鳥が獲物に飛付くが如く、少しも猶豫せず、

【字解】僮僕、僮は奴婢の總稱、摯鳥、鷙鳥なり、

故曰、吾治生產、猶伊尹呂尙之謀孫吳用兵、商鞅行法是也、是故其智不足與權變、勇不足以決斷、仁不能以取予、彊不能有所守、雖欲學吾術、終不告之矣、

【講義】故に白圭曰く、吾が產業を治むる事は、譬へば猶伊尹が湯王を輔佐し、太公望が文王武王を助けたる謀、或は孫子、吳子が兵法を運用し、又商鞅が秦の相となりて法令を厲行するがごときもの是れなり、是の故に本人其物の智惠が遂に與に臨機應變の相談相手となるに足らず、其の勇氣が以て物を決斷するに足らず、其の仁德が人より物を自分に取り又自分より人に與ふる見計らひが出來ず、其の力の强さが一旦決定せる事は確と守ることが出來ざるものには、如何に吾が計術を學ばむと欲するも決して何時になりても之を授けずといへり、

蓋天下言治生祖白圭、白圭其有所試矣、能試有所長、非苟而已也、

【講義】大抵天下の人々の貨殖を言ふものは、白圭を以て祖として貴べり、白圭は其の法を實地に試み、る所ありしなり、實地に試みて長ずる所ありて成功

故人棄我取、人取我與、

【講義】 白圭は周の人なり、魏の文侯の時に當りて李克は務めて土地を利用し農耕を力め、而して白圭は時變を觀るを樂む、卽ち投機を爲すを喜びたり、故に世人が棄てゝ顧みざる時は我之を取入れ、世人が爭ひ取入るゝ時は我が物を出して與ふ、

【字解】 李克云々、索隱に曰く、案、漢書食貨志、李悝爲魏文侯作盡地力之敎、國以富强、今此及漢書言克、皆誤也と、人棄云々、謂はゆる賤に買ひ貴に賣るなり、前の物賤之徵貴、貴之徵賤の文、以て參照すべし、

夫歲孰取穀、予之絲漆、蠒出取帛絮、與之食、

【講義】 夫れ穀登りて豐年なる時は穀類を取入れて、之に絲、漆、蠒を與へ、凶年なる時は帛と絮とを取入れて、之に穀物を與ふ、

【字解】 蠒出、程一枝曰く、蠒字上句に屬して讀む、出字もと凶に作る、蓋し字形相近きを以て譌するなり、凶字別に句と爲す、歲孰と相應ず、正に上文人取我與の意を實にすと、從ふ可し、蠒は繭の俗字、

太陰在卯穰、明歲衰惡、至午旱、明歲美、至酉穰、明歲衰惡、至子大旱、明歲美、有水、至卯積著率歲倍、

【講義】 太陰星、東方卯にあれば饑饉なり、其の明年東南方辰巳にあるは衰惡なり、南方午に至れば旱魃す、其の翌年西南未申にあるは收穫多し、西方に至れば豐穰なり、其の翌年西北方戌亥にあるは衰惡なり、北方子に至りて大に旱魃す、明年東北方丑寅にあるは收穫多し、洪水のうれへあり、終りて復始まり東方卯に至り、都合一週十二歲にして、其の吉凶變化を觀て交易を策するにより、金穀蓄積の割合年毎に倍す、

【字解】 太陰云々、太陰は歲星の後の二星なり、穰の字、越絕書に依りて穅に改む可し、穅は荒凶なり、不作のこと、

る身代となりぬ、故に世の富饒を言ふものは、皆陶朱公を稱せざるなし、

【字解】 巨萬、徐廣曰く萬萬也と、

○子贛既學於仲尼、退而仕於衞、廢著鬻財於曹魯之間、

【講義】 子贛既に仲尼に就いて學び、學成りて後、衞の君に仕官し、巧に賣買して、貨物を曹魯兩國の間に鬻ぐ、

【字解】 子贛、端木賜の字なり、衞の人、贛は貢なり、廢著、廢は卽ち斥賣なり、前に所謂貴出如糞土なり、著は卽ち居積なり、所謂賤取如珠玉なり、

七十子徒、賜最爲饒益、原憲不厭糟糠、匿於窮巷、子貢結駟連騎、束帛之幣、以聘享諸侯、所至國君無不分庭與之抗禮、夫使孔子名布揚於天下者、子貢先後之也、此所謂得勢而益彰者乎、

【講義】 孔門七十子の中賜最も富裕なりとす、同門の原憲粗食だにも十分腹一杯に食ふ事出來ず、袋町に伏し匿れて住へり、然るに子貢は治生の術に長じたれば、大車に四頭の馬をつけ、從騎を引連ね、束帛の禮物を備へて大諸侯の國に招聘饗應せられ、到る處の國君、座席を分ちて對等の敬禮を拂はぬはなし、夫れ孔子の大名を天下に普く發揚せしめしは、全く子貢之を導きて輔佐したるに因るなり、此れ所謂富む者勢威を得れば益〻天下に知らるゝ者なるべし、

【字解】 原憲、字は子思、不厭糟糠、糟はサカヾス、糠はヌカなり、厭は饜なり、柯維騏曰く、陶朱公治産、已詳越世家、子貢廢著、亦見仲尼弟子、太史公于此特引以證上文富好行其德二句、非爲二子立傳也と、

○白圭周人也、當魏文侯時、李克務盡地力、而白圭樂觀時變、

るを得たり、因りて今日以後は予は之を吾が家計の上に應用せむと思ふなりとて、乃ち輕捷なる小舟に打乘り江湖に乘り出し、姓名を變じ齊國に適きて鴟夷子皮と號し、又陶に之きては朱公と號す、

【字解】浮於江湖、國語によれば五湖に浮びたるなり、五湖は多くは太湖の別名とす、鴟夷子皮、酒を盛る皮囊を鴟夷といふ、之を用ふる時は容納する所多く、用ひざる時は卷いて懷にすべし、時と張弛し物を忤はざるより取りて自ら名づく、鴟夷は皮の爲る所、故に子皮といふ、尚越世家を看よ、陶、地の名、定陶なり、

朱公以爲陶天下之中、諸侯四通、貨物所交易也、乃治產積居、與時逐而不責於人、

【講義】朱公思ふやう、陶は天下の中央の勝地、諸侯の國との交通に至便の地なれば、貨物交易の無二の所なりと、是より大に產業を營み、多く貨物を用意し、時機を見て賣る、而して人を擇びて取引きするが故に人負かず、從ひて人に向ひて督責することなし、

故善治生者、能擇人而任時、十九年之中、三致千金、再分散與貧交疏昆弟、此所謂富好行其德者也、

【講義】故に上手に生產を營む者は、能く相手を擇びて取引し時機に任せて賣買するなり、朱公は十九年の間に、三度千金の富を致し、二度之を分ち散じて朋友の貧窮なる者或は遠緣の兄弟從弟等に分ち與へたり、是れ上文に所謂富めば好みて其の德を行ふといふものなり、

後年衰老而聽子孫、子孫脩業而息之、遂至巨萬、故言富者、皆稱陶朱公、

【講義】朱公後年衰老して子孫に任せたりしが、子孫亦能く其の業を脩めて益々貨殖し、遂に億に達す

むる事なかれ、敢て高價に据置くべからず、其の貨物の過不足を詮議すれば物價の高低を知る、物價の騰貴其の極度に達すれば、則ち反對に安くなる、又安價極まる時は、反對に騰貴す、されば騰貴したる場合には之を賣出すこと、糞土の如くに心殘さず賣盡すべし、其の反動來りて下落せんことを恐るゝなり、又低廉なる場合には之を買込むこと、珠玉を引取るが如くに猶豫なく買取るべし、其の反動來りて騰貴せんことを恐るゝなり、すべて貨物金錢の流通することは、流水の流れ〳〵て息まざるが如くならんことを欲するものなりと、

【字解】積著、錢大昕曰く、著は古の貯の字なりと、無息幣、久しく貨物を停息すれば、則ち利無し、

修之十年、國富、厚賂戰士、士赴矢石、如渴得飮、遂報彊吳、觀兵中國、稱號五霸、

【講義】越王は此の法を修め行ふこと十年にして國富みて財物饒になりたれば、是より軍備の充實に意を用ひ戰士を優遇せり、軍士戰場に赴くを競ひ勇みて、譬へば咽喉の乾きたる者が飮水を得たるを喜ぶがごとくなるを以て、遂に强國の吳を伐ち負かして宿怨を報い、兵威を天下に觀し稱して五霸と號せり、

【字解】稱號五霸、荀子に依れば齊桓公、晉文公、楚莊王、吳王闔閭、越王句踐を以て五霸と爲せり、

范蠡既雪會稽之恥、乃喟然而歎曰、計然之策七、越用其五而得意、既已施於國、吾欲用之家、乃乘扁舟、浮於江湖、變名易姓、適齊爲鴟夷子皮、之陶爲朱公、

【講義】范蠡は既に越王勾踐を輔けて多年の吳の讎を報じ、嘗て會稽山にて受けし恥辱を洗ひ去りたれば、是に於て太き溜息を吐いて歎息して曰く、計然が計策本來すべて七つあるを、越は其の中の五つを用ひて既に十分に其の本意を遂ぐるを得たり、計然の策は既に已に之を國家に用ひて富國强兵の實を擧ぐ

るなり、穰は豐盛なり、水毀は歳星北方に在るは毀なりの意なり、毀は饑饉の輕度のもの、收穫豐年の三分一なりといふ、木饑火旱之に準じて知るべし、旱則資舟云々、旱極まれば則ち水あり、水極まれば則ち旱あり、故に旱時に於て豫め舟を蓄へ、水時に於て豫め車を畜へ、以て其の貴を待ち、其の利を收むるなり、

夫糶二十病農、九十病末、末病則財不出、農病則草不辟矣、

【講義】夫れ米を賣出すに一斗の價二十なれば、農者を病ましむ、低廉に過ぐればなり、九十なれば商人を病ましむ、高貴に過ぐればなり、商人苦しむ時は貨財出でず農者苦しむ時は田園荒蕪す、

【字解】糶二十、糶は穀を賣出すこと、二十及び下文の九十、八十、三十は、皆一斗に對する直段なり、病末、末は商人を指す、當時農業を本とし、商賈を末業とす、草不辟矣、辟は闢と通ず、草闢けずは田圃の荒れ行くをいふ、

上不過八十、下不減三十、則農末俱利、平糶齊物、關市不乏、治國之道也、

【講義】米一斗の上値も八十を越さず、下値も三十を減ぜざれば農商俱に利益あり、賣米の價を平等にし物價の亂高下なからしめ、かくて四方の貨物相出入して關市乏しからざるは治國の要道なり、

積著之理、務完物、無息幣、以物相貿易、腐敗而食之貨勿留、無敢居貴、論其有餘不足、則知貴賤、貴上極則反賤、賤下極則反貴、貴出如糞土、賤取如珠玉、財幣欲其行如流水、

【講義】貯蓄の法は、物を完くすることを務めて其の積む所は必ず好物たるべく、幣即ち貨物を停息せしめず、之を出して貿易し、腐敗して貿易に堪へざるものは之を自己の食料とす、すべて貨物は停留せし

君、尙有レ患レ貧、而況匹夫編戸之民乎、

【講義】 夫れ千乘の地を有する諸侯の王も萬家の地を有する諸侯の公も、乃至一小地を有する領主も尙貧を苦痛に思ふ事なり、ましてや賤しき人民に於いてをや、以て貨殖の已む能はざるを見る可し、

【字解】 百室之君、大夫の稱、編戸之民、籍に編列せる民にて、庶人をいふ、

○昔者越王勾踐困二於會稽之上一、乃用二范蠡計然一、計然曰、知レ鬪則修レ備、時用則知レ物、二者形、則萬貨之情、可二得而觀一已、

【講義】 昔越王勾踐は吳王夫差に攻められて會稽山の上に困みしが、是より范蠡、計然の二人を登用せり、計然王の爲に說きて曰く、戰爭あるを知れば豫め防備を修む可きを知り、時に用ふれば時に用ある所の物を知る、此の二つのものがあらはれて明かに知るときは、天下萬物貨財の情態は能く洞察するを得るものなり、

【字解】 計然、范蠡の師なり、吳越春秋には之を計倪といふ、

故歲在レ金穰、水毀、木饑、火旱、旱則資レ舟、水則資レ車、物之理也、六歲穰、六歲旱、十二歲一大饑、

【講義】 故に歲星金にある時は五穀豐饒なり、水にある時は毀なり、木にある時は饑饉なり、火にある時は旱魃なり、旱魃あれば此の反しは洪水なるべきを豫料して船を買ひ入れて需要を待ち、洪水の時は此の反しの旱魃を慮り、車を買ひ入れて賣らむことを待つ、是れ事物循環の理法なり、六年目に豐穰あり、又六年目に旱魃あり、十二年目に一回大饑饉ある割合なり、

【字解】 歲在金云々、歲星の位置によりて吉凶を言ふことにて、歲は歲星なり、卽ち木星なり、五行家は木火金水を東南西北に相配す、歲在レ金は歲星西方に在

あり、輕重、錢を謂ふ、九合諸侯、九は鳩、糾と通ず、聚むるなり、一說に九たび諸侯を會するをいふと、一匡、匡は正なり、

故曰、倉廩實而知禮節、衣食足而知榮辱、禮生於有而廢於無、故君子富、好行其德、小人富以適其力、淵深而魚生之、山深而獸往之、人富而仁義附焉、

【講義】故に曰く、米倉充實して今日に事缺かざるときは人民始めて禮節を知り、衣食十分にして生計意の如くなるときは人民始めて榮譽と恥辱とを知ると、禮は產有るに生じ產無きに廢る、故に有道の君子富むときは好みて其の德を行ひ、小人富むときは其の力量相應の事を爲す、水の多く聚まる處には魚屬之に生じ、山の深く草木多き處には獸類往きて之に棲み、人は富裕にして仁義其の身に附くやうになるなり、

【字解】倉廩云々、此の二句、管子牧民篇に出づ、

富者得勢益彰、失勢則客無所之、以而不樂、夷狄益甚、諺曰、千金之子不死於市、此非空言也、故曰、天下熙熙皆爲利來、天下壤壤皆爲利往、

【講義】財產饒多なる者勢力を得れば益其の名を天下に知られ、勢力を失へば則ち賓客皆去りて寄附くことなく、以て樂まず、此の理、夷狄に在りては益甚し、故に曰く、大金持の子は市に死せずと、此れ虛言にあらず、故に曰く、天下和らぎ樂しみて皆利益の爲に集まり來り、天下入り亂れて皆利益の爲に奔走すと、

【字解】不死於市、戮死せられざるをいふ、熙熙、和樂の貌、壤壤、紛錯の貌、

夫千乘之王、萬家之侯、百室之

巧、通魚鹽、則人物歸之、繦至而輻湊、故齊冠帶衣履天下、海岱之間、斂袂而往朝焉、

【講義】故に彼の齊の祖先太公望呂尚は、周室創業の功に依りて齊の營丘（今の山東昌樂縣東南）に封ぜられて侯となるや、其の地海に濱し鹹地なりし上に人民寡少なりき、因りて太公は其の地方人の女子の機織を奬勵し、工藝の術精巧を極め、魚鹽山海の產物を內地に輸りて有無相通ぜしかば、天下の人と物とこゝを指して至り集ること、繦の相續くが如く、車の輻の轂に湊るが如し、故に齊は大に富國の實を擧げ、能く天下に冠帶衣履を供給するを得て、東海、泰山の間の諸侯は敬ひ肅みて齊に參朝して物資の供給を仰げり、

【字解】潟鹵、鹹地なり、鹽分を含みてしめりけのある土地、繦至、繦は繩索なり、冠帶衣履天下、全國に衣冠帶履の屬を供給する意、海岱、海は東海なり、岱は泰山なり、又岱宗ともいふ、岱は大の意、斂袂、斂衽といふに同じ、其の衣襟を斂めて肅敬する意、

其後齊中衰、管子修之、設輕重九府、則桓公以霸、九合諸侯、一匡天下、而管氏亦有三歸、位在陪臣、富於列國之君、是以齊富彊至於威宣也、

【講義】齊國盛大となりし後に至りて一旦勢力衰へぬ、然るに管子ありて齊國の宰相となり、能く其の弊政を改革し、財幣を掌る九つの役所を設け、財政能く整ひたれば、是より桓公は以て天下諸侯の長となるを得たり、或は諸侯を同盟せしめ、或は天下を正して周室を尊ぶを知らしむ、而して管氏自身も亦諸侯の用ふる三歸の臺を造り、位は諸侯の臣にてありながら列國の君主よりも富む、是を以て齊は富國强兵にして、延いて威王、宣王の治世に及ぶまで勢力を墜さず、

【字解】管子、名は夷吾、字は敬仲、本書に管晏列傳

【字解】故物賤之徵貴、之は則と同じ、僖九年左傳に東略之不知、西則否矣、晉語に華則榮矣、實之不知とあり、之と則、互文に用ひたり、王引之の說に依る、徵は前徵なり、乃ちそれを前徵として見込みを付くること、物價賤極すれば人之を棄つ、其の反動や必ず騰貴すべし、之を見込みて買ひ取ることを云ふ、下句亦同例に解すべし、

周書曰、農不出則乏其食、工不出則乏其事、〔商不出則三寶絕〕虞不出則財匱少、財匱少而山澤不辟、〔商不出則三寶絕〕矣、

【講義】周書に曰く、農出さゞるときは食物に乏しく、工出さゞるときは事を辨ずるに困み、虞出さゞるときは材料に事缺く、材料缺乏するときは山澤の開拓又從ひて行はれず、商出さゞるときは食物、製品、原料の人生の三大必要物迹を絕ちて世に流通せずと、

【字解】商不出一句、今藤澤東畝の說に依り改めて矣の字の上に置く、財、材と通ず、竹木其の他の原料を云ふ、辟、闢に同じ、三寶、農の食、工の器、虞の財を云ふ、

此四者民所衣食之原也、原大則饒、原小則鮮、上則富國、下則富家、貧富之道、莫之奪予、而巧者有餘、拙者不足、

【講義】農工虞商の四者は人民の衣食する本原なり、本原大なれば物豐かに本原小なれば物少なし、上に於ては國を富饒ならしめ、下に於ては家を富裕ならしむ、貧富の道は畢竟其人の手腕に存し、他より之を奪ひ之を與ふるによるにあらず、其の巧妙なるものは餘裕あれど、拙劣なるものは足らず、

故太公望封於營丘、地潟鹵人民寡、於是太公勸其女功、極技

同じ、

皆中國人民所喜好、謠俗被服飲食、奉生送死之具也、故待農而食之、虞而出之、工而成之、商而通之、此寧有政教發徵期會哉、

【講義】上述の貨物は皆中國人民の喜み好む所、而して世俗の被服飲食乃至生を奉じ死を送るの生活資料なり、故に農を待ちて之を食ひ、虞ありて原料を供し、工ありて之を製造し、商ありて之を四方に通ず、此れいかにして政敎を待ちて行はれ發徵せらるゝによりて爲し、期會あるによりて致されたるものならんや、

【字解】謠俗、世俗といふほどの意ならん、虞、山澤の材を出す者をいふ、もと山澤を掌る官の名なり、期會、期日を定めて會計すること、

人各任其能、竭其力、以得所欲、故物賤之徵貴、貴之徵賤、各勸其業、樂其事、若水之趨下、日夜無休時、不召而自來、不求而民出之、豈非道之所符而自然之驗邪、

【講義】農虞工商の行はるゝは他の故あるにあらず、各〻其の能くする所を營み、其の全力を出して以て我が得むと欲する所を得るのみ、故に物の價の低廉なる時は其の反動を見込みて騰貴の徵として之を買ひ入れ、之に反して價の騰貴する時、低廉になる前徵として見切りを付けて賣り拂ひ、各〻其の業を勉勵して其の事を樂しむこと譬へば水の下きに趨くがごとく、日夜休息する時なし、されば別に招かずして自然に來り、求めずして民は之を出すに至る、豈に是れ道の一致する所にして自然の效果の顯はれたるものにあらずや、

めむと欲し、口に味ふ所は牛羊のごとき美食に厭かむことを欲し、身には歡樂をなすを心安しとし、心には權勢の能く至る所の榮に誇りて得意となれり、かゝるさまにて其の習俗が自然に人民にしみこみたること年久しくなりぬ、かくては天下の人を一軒々々に訪問して說き聞かするに微妙の論を以てすとも、終に其の德化に從はしむること能はず、

【字解】 芻豢、芻は草を食ふもの、豢は穀を食ふもの、卽ち牛羊の屬を謂ふ、眇論、眇は妙に同じ、

故善者因之、其次利道之、其次敎誨之、其次整齊之、最下者與之爭、

【講義】 故に善く世を治むる者はその自然に因りて治む、其の次は利益ある所を示して誘ひ道く、其の次は令して敎誨す、其の次は刑を備へて整齊す、最も下なる者は法令施すに足らずして之を爭ふ、

夫山西饒材竹穀纑旄玉石、山東多魚鹽漆絲聲色、江南出枏梓薑桂金錫連丹沙犀瑇瑁珠璣齒革、龍門碣石北多馬牛羊旃裘筋角、銅鐵則千里往往山出棊置、此其大較也、

【講義】 夫れ山西地方には材木、竹、穀、纑、旄卽ち牛の尾玉石等充ち足れり、山東には魚、鹽、漆、絲又は音樂美人多し、江南には枏卽ち楠、梓、薑、桂、金、錫、連卽ち鉛の鑛石、丹沙、犀、瑇瑁、珠、璣、齒、革を產す、龍門、碣石の二山の北方には馬、牛、羊、旃卽ち氈、裘、筋、角多し、銅鐵は千里にして往々山より出て、棊石を置きたるが如くに處々に皆有り、此れ四方物產の大略なり、

【字解】 穀纑、穀は木の名、カウゾ、其の皮、紙を爲る可し、但し此の時未だ紙あらず、中井履軒曰く、以て布に造るなりと、纑は紵の屬、璣、珠の圓ならざるもの、丹沙、丹砂にて卽ち珠砂なり、大較、大略といふに

老子曰、至治之極、鄰國相望、雞狗之聲相聞、民各甘其食、美其服、安其俗、樂其業、至老死、不相往來、必用此爲務、輓近世、塗民耳目、則幾無行矣、

【講義】　老子曰く、有道の聖人、無爲を以て國を治めむに、至極の治世となれば、其の國は鄰國と接近して雞犬の聲も互に聞ゆる程にても其の國の人民は一向他に求むる心なく、各自に其の國の食物を甘美とし、其の國の服を立派なるものとし、其の人民の習慣を守りて移らず、其の本業を天職と樂しみ復他國に求むる事もなく、かくて永き年月を經て遂に身は老いて死するに至るまでも互に他國に往來して智識と物貨との交換を欲せずと、是れ老子の言なるが、今太史公の心には、必ず此の無爲の政治を以て務とし、晩近末世に於て人民の視聽を禁じて闇愚にする政治を爲さんとする時は政治は行ひ難しとなり、

【字解】　至治之極云々、此れ老子の言を引けども多少の異あり、要するに太史公が老子の意を取りて云へる者と承知すべし、雞狗之聲相聞、地の接すること甚だ相近きをいふ、樂其業、他に求めざるなり、必用此爲務、其の世を問はず必ず無爲の政治を行はむとせばの意、輓近世、輓は晩と古字通用す、

太史公曰、夫神農以前、吾不知已、至若詩書所述虞夏以來、耳目欲極聲色之好、口欲窮芻豢之味、身安逸樂、而心誇矜勢能之榮、使俗之漸民久矣、雖戶說以眇論、終不能化、

【講義】　太史公曰く、夫れ神農氏以前の太古の狀況は吾は一向知らず、彼の經書たる詩經、書經に見えたる虞舜、夏禹以來の世に至りては、人智開くるに隨ひ耳に聽き目に視る事々につけて音樂美女の限りを集

【講義】省く、

此横吉上柱載正身節折内外自擧、以卜病者卜日不死、其一日乃死、

【字解】其一日、日を卜するの翌日をいふ、

此横吉上柱足肣内自擧外自垂、以卜病者卜日不死、其一日乃死、

【講義】省く、

〔爲人病〕首俯足詐有外無内、病者占龜未已急死、卜輕失大一日不死、

【字解】爲人病、張文虎曰く、此の三字疑ふらくは衍なり、此の條、毛本は上に連ぬと、足詐、足を匿すなり、

首仰足肣、以卜有求不得、以繫有罪、人言語恐之毋傷、行不行、見人不見、

【字解】首仰足肣云々、張文虎曰く、此の條又當に上に連ぬ可しと、以繫有罪、又曰く、以の下疑ふらくは脱字ありと、

大論曰、外者人也、内者自我也、外者女也、内者男也、首俛者憂、大者身也、小者枝也、大法、病者足肣者生、足開者死、〔行〕者足開至、足肣者不至、行者足肣不行、足開行、有求足開得、足肣者不得、繫者足肣不出、開出、其卜病也、足開而死者内高而外下也、

【字解】大論曰、汎論するなり、行者足開至、行の字、下文と複して義合はざれば、張説に依りて來に改む可し、内高而外下也、張文虎曰く脱文あらんと、

貨殖列傳第六十九

殖は増加の義、此の篇財貨の増加を謀りたる人を傳にす、故に貨殖を以て名とす、

數起、〔繫〕酉禍罪無傷、〔繫〕出、行不行、來者不來、見人不見、

【字解】 酉禍罪無傷繫出、繫の字、毛本に酉の上にあり、

此挺詐內外自舉、以卜有求得、病不死、繫毋罪、行行、來來、田、賈市、漁獵盡喜、

【講義】 省く、

此狐狢、以卜有求不得、病死難起、繫酉毋罪難出、可居宅、可娶婦嫁女、行不行、來不來、見人不見、有憂不憂、

【字解】 此狐狢、狐一本に交に作る、下の狐徹の狐亦同じ、

此狐徹、以卜有求不得、病者死、繫酉有抵罪、行不行、來不來、見人不見、言語定、百事盡不吉、

【講義】 省く、

此首俯足肸身節折、以卜有求不得、病者死、酉繫有罪、望行者不來、行行、來不來、見人不見、

【字解】 酉繫有罪望、酉繫の字、張文虎曰く、倒すと、望は怨なり、

此挺內外自垂、以卜有求不晦、病不死、難起、繫酉毋罪難出、行不行、來不來、見人不見、不吉、

【字解】 不晦、晦の字疑ふべし、池田公承曰く得の誤と、

此橫吉楡仰首俯、以卜有求難得、病難起不死、繫難出毋傷也、可居家室、以娶婦嫁女、

得、行者行、病者有瘳、繫者不出、來者來、見貴人不見、吉、

【講義】省く、

命曰、外格、求財物不得、行者不行、來者不來、繫者不出不吉、病者死、（求財物不得）見貴人見、吉、

【字解】求財物不得、「病者死」の下の此の五字は衍文ならん、

命曰、內自擧外來正足發者、行、來者來、求財物得、病者久不死、繫者不出、見貴人見、吉、

【字解】行來者來、張文虎曰く、行の下、疑ふらくは者行の二字を脫すと、

此横吉上柱外內、內自擧足肸、以卜有求得、病不死、繫者毋傷未出、行不行、來不來、見人不見、百事盡吉、

【字解】此横吉云々、余有丁曰く、凡そ此れを言ふもの、必ず當時象ありて、之に繫くるに此の詞を以てしたるなり、今象無く特其の占を存するのみと、內自擧、張文虎は內の字を衍となせり、

此横吉上柱外內自擧柱足以作、以卜有求得、病死環起、繫畱毋傷環出、行不行、來不來、見人不見、百事吉、可以擧兵、

【字解】柱足以作、張文虎曰く、作は疑ふらくは詐字の譌なりと、

此挺詐有外、以卜有求不得、病不死數起、繫禍罪、聞言毋傷、行不行、來不來、

【講義】省く、

此挺詐有內、以卜有求不得、病不死

擊盜有用勝、聞盜來來、徙官不徙、居官家室不吉、歲不孰、民疾疫、歲中有兵不至、見貴人喜、請謁追亡人不得、遇盜凶、

【講義】 省く、

命曰、內格外垂、行者不行、來者不來、病者死、繫者不出、求財物不得、見人不見、大吉、

【講義】 省く、

命曰、橫吉內外相應自橋、榆仰上柱[上柱足]足肸以占病病甚不死、繫久不抵罪、求財物買臣妾馬牛、請謁追亡人、漁獵不得、行不行、來不來、居官家室、見貴人吉、徙官不徙、歲不大孰、民疾疫、有兵、有兵不會、行遇盜、聞言不見、雨不雨、霽霽、大吉、

【字解】 上柱足、張文虎曰く、三字衍と、

命曰、頭仰足肸內外自隨、卜憂病者甚不死、居官不得居、行者行、來者不來、求財物不得、求人不得、吉、

【字解】 自隨、張文虎曰く、隨は垂の誤なりと、

命曰、橫吉下有柱、卜來者來、卜日即不至未來、卜病者過一日毋瘳死、行者不行、求財物不得、繫者出、

【講義】 省く、

命曰、橫吉內外自舉、以占病者久不死、繫者久不出、求財物得而少、行者不行、來者不來、見貴人見、吉、

【講義】 省く、

命曰、內高外下疾輕足發、求財物不

者不來、繫者久毋傷、吉、
【字解】而市買不得、張文虎曰く、而の字は市の字の譌衍ならんと、
命曰、頭見足發有內外相應、以占病者起、繫者出、行者行、來者來、求財物得、吉、
【講義】省く、
命曰、呈兆首仰足開、以占病病甚死、繫者出有憂、求財物買臣妾馬牛、請謁追亡人漁獵不得、〔行〕行不行、來不來、擊盜不合、聞盜來來、徙官居官家室不吉、歲惡、民疾疫無死、歲中毋兵、見貴人不吉、行不遇盜、雨不雨、霽不〔霽〕、吉、
【字解】行行不行、第一の行の字衍なり、歲惡、歲稼熟せずなり、霽不吉、張文虎の說に依りて吉の上に霽字を補ふ、
命曰、呈兆首仰足開外高內下、以占病不死、有外祟、繫者出有憂、求財物買臣妾馬牛相見不會、行行、來來、聞言不來、擊盜勝、聞盜來不來、徙官居官家室見貴人不吉、歲中民疾疫、有兵、請謁追亡人漁獵不得、聞盜遇盜、雨不雨、霽凶、
【字解】行行來、張文虎曰く、來字當に重ぬ可しと、聞盜遇盜、又曰く、上に聞盜來不來と云ふ、此れ誤に非ざれば卽ち衍なりと、霽凶、又曰く、霽の下脫字あらんと、
命曰、首仰足肣身折內外相應、以占病病甚不死、繫者久不出、求財物買臣妾馬牛漁獵不得、行不行、來不來、

【字解】 雨霽、張文虎曰く、雨の下脱字あらんと、

命曰、横吉下有柱、以占病病甚不環、有瘳無死、繫者出、求財物、買臣妾馬牛、請謁、追亡人、漁獵不得、行、來不來、擊盜不合、聞盜來來、徙官居官吉不久、居家室不吉、歲不孰、民毋疾疫、歲中毋兵、見貴人吉、行不遇盜、雨不雨、霽小吉、

【字解】 行來不來、行の上に行又は行者の字を補ひて解すべし、

命曰、載所、以占病環有瘳無死、繫者出、求財物、買臣妾馬牛、請謁、追亡人、漁獵得、行者行、來者來、擊盜相見不相合、聞盜來來、徙官徙、居家室憂、見貴人吉、歲孰、民毋疾疫、歲中毋兵、行不遇盜、雨不雨、霽霽、吉、

【講義】 省く、

命曰、根格、以占病者不死、繫久毋傷、求財物、買臣妾馬牛、請謁、追亡人、漁獵不得、行不行、來不來、擊盜盜行不合、聞盜不來、徙官不徙、居家室吉、歲稼中、民疾疫無死、見貴人不得見、行不遇盜、雨不雨、大吉、

【字解】 歲稼中、年穀中等の出來なりの意、

命曰、首仰足肣外高內下、卜有憂無傷也、行者不來、病久死、求財物不得、見貴人者吉、

【講義】 省く、

命曰、外高內下、卜病不死、有祟、而市買不得、居官家室不吉、行者不行、來

者出、求財物、買臣妾馬牛、擊盜、請謁、追亡人、漁獵得、行者行、來、聞盜來不來、徙官不徙、居家室吉、歲稼不孰、民疾疫、歲中毋兵、見貴人吉、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、吉、

【字解】漁人、此の類皆象の詞なれども其の義未だ審かならず、行者行來、來の上に來者の二字を補ひて見る可し、

命曰、首仰足肣內高外下、以占病病者甚不死、繫者不出、求財物買臣妾馬牛、追亡人、漁獵得、行不行、來者來、擊盜勝、徙官不徙、居官有憂無傷也、居家室多憂病、歲大孰、民疾疫、歲中有兵不至、見貴人請謁不吉、行遇盜、雨不雨、霽不霽、吉、

【講義】省く、

命曰、橫吉上有仰下有柱、病久不死、繫者不出、求財物買臣妾馬牛、追亡人、漁獵不得、行不行、來不來、擊盜不行、行不見、聞盜來不來、徙官不徙、居家室見貴人吉、歲大孰、民疾疫、歲中毋兵、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、大吉、

【講義】省く、

命曰、橫吉楡仰、以占病不死、繫者不出、求財物買臣妾馬牛至不得、行不行、來不來、擊盜不行、行不見、聞盜來不來、徙官不徙、居官家室見貴人吉、歲孰、歲中有疾疫毋兵、請謁、追亡人不得、漁獵至不得、行不得、行不遇盜、雨霽不霽、小吉、

民疾疫少、歲中毋兵、見貴人得見、請謁、追亡人、漁獵不得、行遇盜、雨不雨、霽不霽、吉、

【講義】省く、

命曰、首仰足開有內、以占病者、死、繫者出、求財物、買臣妾馬牛不得、行者、行、來者來、擊盜行不見盜、聞盜來不來、徙官徙、居官不久、居家室不吉、歲孰、民疾疫有而少、歲中毋兵、見貴人不吉、請謁、追亡人、漁獵不得、行不遇盜、雨霽、霽小吉、不霽吉、

【字解】雨霽、張文虎曰く、雨の下脫文あらんと、

命曰、橫吉內外自橋、以占病、卜曰、毋瘳死、繫者毋罪出、求財物、買臣妾馬牛得、行者行、來者來、擊盜合交等、聞盜來來、徙官徙、居家室吉、歲孰、民疫無疾、歲中無兵、見貴人、請謁、追亡人、漁獵得、行遇盜、雨霽、雨霽大吉、

【字解】合交等、手合せするに實力相比敵す、雨霽雨霽、張文虎曰く、當に雨雨霽霽に作るべしと、

命曰、橫吉內外自吉、以占病病者死、繫不出、求財物、買臣妾馬牛、追亡人、漁獵不得、行者不來、擊盜不相見、聞盜不來、徙官徙、居官有憂、居家室見貴人、請謁不吉、歲稼不孰、民疾疫、歲中無兵、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、不吉、

【字解】自吉、張文虎曰く、吉の字疑ふらくは誤ると、

命曰、漁人、以占病者病者甚不死、繫

頭を昂ぐるなりと、

命曰、首仰足肣、有內無外、占病病甚不死、繫者不出、求財買臣妾不得、行者不行、來者不來、擊盜不見、聞盜來內自驚不來、徙官不徙、居官家室吉、歲稼不孰、民疾疫有病甚、歲中無兵、見貴人吉、請謁追亡人不得、亡財物財物不出得、漁獵不得、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、凶、

【講義】省く、

命曰、呈兆首仰足肣、以占病不死、繫者未出、求財物買臣妾馬牛不得、行不行、來不來、擊盜不相見、聞盜來不來、徙官不徙、居官久多憂、居家室不吉、歲稼不孰、民病疫、歲中毋兵、見貴人不吉、請謁不得、漁獵得少、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、不吉、

【講義】省く、

命曰、呈兆首仰足開、以占病病篤死、繫囚出、求財物買臣妾馬牛不得、行者行、來者來、擊盜不見盜、聞盜來不來、徙官徙、居官不久、居家室不吉、歲稼不孰、民疾疫有而少、歲中無兵、見貴人不見吉、請謁追亡人、漁獵不得、行遇盜、雨不雨、霽小吉、

【字解】霽小吉、張文虎曰く、霽の下脫文あらんと、

命曰、首仰足肣、以占病不死、繫者久毋傷也、求財物買臣妾馬牛不得、行者不行、擊盜不行、來者來、聞盜來、徙官聞言不徙、居家室不吉、歲稼不孰、

來者來、而市買不得、憂者毋憂、追亡人不得、

【講義】命に曰く、柱の徹るは、病を卜するには其の病人死なず、拘留せらるゝ罪人は赦さる、行く者は行く、來る者は來る、而して賣買は利あらず、心配する人は其の心配ごとなし、逃亡者を追ふには得ずと、

命曰、首仰足肸有內無外、占病病甚不死、繫者解、求財物買臣妾馬牛不得、行者聞言不行、來者不來、聞盜不來、聞言不至、徙官聞言不徙、居官有憂、居家多災、

【講義】命に曰く、首仰ぎ足肸まり內兆ありて外兆なきは、病を占ふには病重けれども死なず、拘留せらるゝ者は釋さる、貲財雜具を求め臣妾馬牛を買ふに手に入らず、行く者は言を聞きて行かず、來る者は來らず、盜あるを聞くには來らず、言を聞くには至らず、官に徙るには言を聞きて徙らず、官に居るには憂あり、家に居るには災難多し、

歲稼中孰、民疾疫多病、歲中有兵、聞言不〔開〕、見貴人吉、請謁不行、行不得善言、追亡人不得、漁獵不得、行不遇盜、雨不雨甚、霽不霽、故其〔莫〕字皆爲首〔備〕、〔問〕之曰、〔備〕者仰也、故定以爲仰、此私記也、

【講義】年穀は中等の作なり、人民の流行病は病むこと多し、一年中に戰爭の事あり、言を聞くには來らず、貴人を見るには吉なり、依賴ごとは行はれず、行くには善言を得ず、逃亡者を追ふには得ず、漁獵は得ず、行くに盜に遇はず、雨は雨降らざること甚し、霽は霽るゝことなしと、故に其の龜の文理皆首儼を爲す、之を問ふに曰く、儼は仰なり、故に定めて以て仰と爲すと、此れ私記なり、

【字解】聞言不開、張文虎曰く、開は當に來に作るべしと、故其莫字、張文虎曰く、莫は其の字の譌にして衍字なりと、備者仰也、張文虎曰く、備は儼の誤、儼は

【字解】 瘳、音チウ、病氣の本復するなり、環出、環は還と通用す、

求財物買臣妾馬牛、一日環得、過一日不得不得、行者不行、來者環至、過食時不至不來、

【講義】 家財道具類を求め又は臣妾馬牛等を買ふに、一日なれば還りて得、一日を過ぎて得ざるは得ず、行く者は行かず、來る者は還りて至る、食時の程を過ぎて至らざるは來らず、

擊盜不行、行不遇、聞盜不來、徙官不徙、居官家室皆吉、

【講義】 盜一揆の類を擊つには行かず、道を行くも盜に遇はず、盜あるを聞くには來らず、他の官に轉任するには轉任せず、官と家室とに居るには皆吉なり、

歲稼不孰、民疾疫無疫、歲中無兵、見人行、不行不喜、請謁人不行不得、追亡人漁獵不得、行不遇盜、雨不雨、霽不霽、

【講義】 稻の出來は豐熟せず、民の流行病は之を病むことなし、一年中に戰爭の事なし、人を見るには行く、行かざれば喜び事なし、人にたのみごとするには行かざれば得るなし、逃亡者を追ふと、魚を捕り鳥獸を捕るとは皆得ず、行きて盜に遇はず、雨には雨降らず、雨の霽るゝには霽れずと、

命曰、呈兆、病者不死、繫者出、行者行、來者來、市買得、追亡人得、過一日不得、問行者不到、

【講義】 命に曰く、兆を呈するは、病める者は死なず、拘留せらるゝ者は赦さる、行く者は行く、來る者は來る、賣買は得るあり、逃亡者を追ふは捕へらる、一日を經過すれば捕へられず、行く人を問ふには到らず、

【字解】 命曰呈兆、張文虎曰く、此の下に脫文あらんと、

命曰、柱徹、卜病不死、繫者出、行者行、

【字解】身作外彊情、此の句疑ふらくは脫字あらんと張文虎云へり、

卜見貴人吉不吉、吉足開首仰身正內自橋、不吉首仰身節折、足肣有外、若無漁、

【字解】若無漁、此の句脫誤あるべし、

卜請謁於人得不得、得首仰足開內自橋、不得首仰足肣有外、

【字解】請謁、謁も亦請なり、たのみごとするなり、

卜追亡人當得不得、得首仰足肣內外相應、不得首仰足開若橫吉安、

【講義】省く、

卜漁獵得不得、得首仰足開內外相應、不得足肣首仰若橫吉安、

【講義】省く、

卜行遇盜不遇、遇首仰足開身節折外高內下、不遇呈兆、

【字解】不遇呈兆、下脫文あらんと張文虎は云へり、

卜天雨不雨、雨首仰有外外高內下、不雨首仰足開若橫吉安、

【講義】省く、

卜天雨霽不霽、霽呈兆足開首仰、不霽橫吉、

【講義】省く、

命曰、橫吉安、以占病、病甚者一日不死、不甚者卜日、瘳不死、繫者重罪不出、輕罪環出、過一日不出、久毋傷也、

【講義】命に曰く、橫吉安まるは、以て病を占ふには、大病人も一日死せず、さほど甚しからざる者は、卜に曰く平癒して死せずと、罪人として拘留せられし者は重罪は赦されず、輕罪は之に反して赦さる、一日を經過すれば赦されず、久しければ損傷なし、

次、

【講義】 盗人あるを聞きて來るか來らざるかをトするには、來らむには其の兆外高く内下く、足斂まり首仰げ、來らざらむには、足開き首仰げ、若しくは横吉安まらば、之を期し自から至らむと、

【字解】 自次、次は至なり、

ト遷徙去官不去、去足開有肣外首仰不去自去卽足肣、呈兆若横吉安、

【講義】 遷徙して官を去らるゝか去らざらむかをトするには、曰く、去らば足開き外の兆を斂め首仰ぐことあれ、去られずして自から去らば卽ち足斂まれ、若しくは横吉安まるの呈兆あれと、

【字解】 肣外、張文虎曰く、肣の字衍ならんと、

ト居官尙吉不吉、呈兆身正若横吉安、不吉身節折首仰足開、

【講義】 官に居ることの尙吉か又は不吉かをトするには、曰く、吉ならば呈兆身正しく若しくは横吉安まれ、不吉ならば、身節折れ首仰ぎ足開けと、

ト居室家吉不吉、吉呈兆身正若横吉安、不吉身折節首仰足開、

【字解】 身折節、張文虎曰く、折節倒すと、

ト歲中禾稼孰不孰、孰首仰足開、内外自橋外自垂、不孰足肣首仰有外、

【講義】 一年中の農作物の熟不熟をトするには、曰く豊熟する時は首仰ぎ足開き内外の兆自然に喬くして外兆自から垂れよ、若し豊熟せざる時には、足斂まり首仰ぎ兆外に呈することあれと、

【字解】 孰、熟なり、

ト歲中民疫不疫、疫首仰足肣、身節有彊外、不疫身正首仰足開、

【字解】 疫、エヤミと訓ず、傳染病の流行廣き者皆疫と稱す、身節有彊外、張文虎の說に依り身節彊有外に改むべし、

ト歲中有兵無兵、無兵呈兆若横吉安、有兵首仰足開、身作外彊情、

若横吉安、

開、內外相應、不得首仰足肣、呈兆若横吉安、

【講義】臣妾牛馬の類を他に賣り又は他より買はむとする吉凶を卜するには、曰く、叶はゞ首仰ぎ足開きて兆內外相應ぜよ、叶はずば首仰ぎ足斂まれ、若しくは横吉安まるの呈兆あれと、

卜擊盜聚若干人在某所、今某將卒若干人往擊之、當勝、首仰足開、身正內自橋外下、不勝、足肣首仰、身首內下外高、

【講義】盜人若干人聚合して某所に在るを擊つを卜するには、曰く、今某の將卒若干人往きて之を擊つに、當に勝つべくば、首仰ぎ足開き、身正しく內自からたかく外ひくかれ、勝たずば足斂まり首仰ぎ、身首內下く外は高かれと、

【字解】橋、喬と通用す、

卜求當行不行、行首足開、不行足肣首仰、若横吉安、安不行、

【講義】當に他に行くべきか行かざるべきかを求むるを卜するには、曰く、行くべくば首足開け、行かざるべくば足斂まり首仰ぎ、若しくは横吉安まれ、安まれば行かずと、

卜往擊盜當見不見、見首仰足肣有外、不見足開首仰、

【講義】往きて盜人を當に見るべきか見るべからざるべきかを卜するには、曰く、見るべくば首仰ぎ足斂まり兆外に呈することあれ、見えざるべくば、足開き首仰げと、

卜往候盜見不見、見首仰足肣肣勝有外、不見足開首仰、

【字解】候盜、盜の動靜を候ふなり、肣勝、此の二字衍ならんと張文虎は云へり、

卜聞盜來不來、來外高內下、足肣首仰、不來足開首仰、若横吉安、期之自

ふ、三に反易とは、其の順逆を相て其の向背を審にして之を反見するをいふ、四に對易とは、其の陰陽を比し其の剛柔を絜して之を對觀するをいふ、五に移易とは、其の分聚を審にして其の往來を計り推移して之を上下するをいふ、

卜占病者祝曰、今某病困、死首上開、內外交駭、身節折、不死首仰足肣、

【講義】病人を卜占するには祝して曰く、今何某といふ者大病にて困難す、死病ならば、龜の首上の方開き、內外交り身節折れよ、若し死病ならずむば、首仰ぎ足斂まれと、

【字解】首上開、中統本に上を止に作る、疑ふらくは足の壞文なり、而して上に仰字を脫すと、張文虎は云へり、內外交駭、駭の字衍ならんと、

卜病者祟曰、今病有祟無呈、無祟有呈、兆有中祟有內、外祟有外、

【講義】病者の身に鬼神の禍をなすことあらむをトするには、祝して曰く、今大病人鬼神の禍をなすこと有らば兆呈すること無かれ、若し鬼神の禍をなすことあらば兆呈することあれ、其の兆、中の鬼神の禍をなすことあらば內に呈すること有れ、外の鬼神の禍をなすことあらば外に呈することあれと、

卜繫者出不出、不出橫吉安、若出足開首仰有外、

【講義】囚獄に拘繫せられてある者の出獄するかせぬかをトするには、曰く、出獄せざらむには橫吉卽ち甲を橫切る割目安まれ、若し出獄するものならば、足開き首仰ぎて兆外に呈出することあれと、

卜求財物、其所當得、得首仰足開、內外相應、卽不得呈兆首仰足肣、

【講義】資財道具等の其の當に得べき所を求むるをトするには、曰く、當に得べきには、首仰ぎ足開き、兆內外相應ぜよ、若し得べからざらむには、其の呈する兆は首仰ぎ足斂まれと、

卜有賣若買臣妾馬牛、得之首仰足

して曰く、之を神龜先生に假る、先生神龜よ、荊木を以て汝の心を灼きて汝をして先づ知らしむ、汝上は天に行き、下は淵に行く、他の諸の靈威ある者が策を數へて汝の信に如くものなし、

【字解】灼首曰正足、張文虎は、灼首の下、疑ふらくは曰正首、灼足の五字を脱すと云へり、數劄、義未だ審かならず、

今日良日、行一良貞、[其]欲卜某、即得而喜、不得而悔、即得發鄉我、身長大、手足收入、皆上偶、不得發鄉我、身挫折、中外不相應、手足滅去、

【講義】今日は良日なり、行ふに一切良貞なり、某は某事をトせむとす、若し欲する所を得て喜びあるか、若し欲する所を得ずして悔いあるか、若し欲する所を得ば、發して我れに向ひ、身長大にして手足收入して皆上に合へよ、若し得ずば、發して我に向ひ、身挫折して內外相應ぜず、手足滅し去れと、

【字解】其欲、其は某の譌なり、卜者の自稱、手足收入皆上偶、皆龜を灼きて龜我に狀を示すなり、手の字張文虎は首の誤なりとせり、下の手足滅去も同じ、偶は合なり、

靈龜卜祝曰、假之靈龜、五筮五靈、不如神龜之靈、知人死、知人生、某身良、某欲求某物、即得也、頭見足發、內外相應、即不得也、頭仰足肣、內外自隨、可得占、

【講義】靈龜の卜には祝祓して曰く、之を神龜の力に假る、五筮即ち五易の靈も、神龜の靈の人の死を知り人の生を知るに及ばず、某の身良貞なり、某、某事をトせむとす、若し欲する所を得ば、頭あらはれ足ひらきて、其の兆內外相應ぜよ、若し欲する所を得ずんば、頭は仰ぎ足は斂まり、內外自から隨へて占を得べからしめよと、

【字解】五筮五靈、五筮は五易にて、易の五義なり、一に變易、即ち陽が陰に變じ陰が陽に變ずるをいふ、二に交易とは陰が陽に交はり、陽が陰に交はるをい

卵周環之、祝曰、今日吉、謹以粱卵焍黃祓去玉靈之不祥、玉靈必信以誠、知萬事之情、辯兆皆可占、不信不誠、則燒玉靈、揚其灰以徵後龜、其卜必北向、龜甲必尺二寸、

【講義】常に朝の日の出に於て龜を祝す、先づ清き水を以て澡ひ雞卵を以て摩でて祝す、乃ち龜を持して卜す、此の仕方は常に以て法となす、人若し已に卜して中らざる時は、皆之を祝するに雞卵を以てし、東に向ひて立ちて生荊枝若しくは生堅木を取りて之を燒き、土にて造れる雞卵を以て三度之を指して不祥を厭ひ、かくて龜を持し雞卵を以て之をめぐらし、祝して曰く、今日吉なり、謹みて粱卵焍黃を以て玉靈の不祥を祓し去る、玉靈必ず信誠にして萬事の眞實を知らしめよ、其の兆を辯じて皆占ふべし、若し信誠ならずんば、玉靈を灼き其の灰を揚げて以て後の龜を懲らさむと、其の卜する時は必ず北に向ふ、又龜の甲は必ず一尺二寸なり、

【字解】祓龜、祓は祝なり、遂之、之を卜するをいふ、嘗以爲祖、嘗は常と同じ、祖は法なり、粱卵焍黃、粱は精白米なり、焍は龜を灼く木なり、黃絹を以て粱米を裹みて之を灼く故に焍黃と曰ふと、玉靈、龜を尊びていふなり、下文の玉靈夫子亦同じ、徵後龜、徵は懲と通用す、

卜先以造灼鑽、鑽中已又灼龜首、各三、又復灼所鑽中曰正身、灼首曰正足、各三、即以造三周龜、祝曰、假之玉靈夫子、夫子玉靈、荊灼而心令而先知、而上行於天、下行於淵、諸靈數剡、莫如汝信、

【講義】卜するには、先づ鑽り取りし甲を造即ち竈にて荊木を以て灼く、中を鑽ること已りて又灼く、龜首各三度、即ち三たび鑽り三たび灼く、又復鑽る所の中を灼くを正身と曰ひ、首を灼くを正足と曰ひ、正身、正足各三度、即ち竈を以て三たび龜をめぐり祝

し日月を定め、星辰の運行を分ち事の吉凶を判斷して、其の得たる龜は全く神龜即ち靈異ある事を知れり、そこで平は王の放ち遣はさむとせるを諫めたれば、其の名龜を留めて卜用の爲の國の重寶とせられぬ、美なるかな、古代には占筮の時必ず龜を稱するものは、其の令名の從りて來る所久しきを以てなり、余之を述べて次の次第を記す、○按ずるに、此れ以下褚先生の文、兆辭紛淆、解し難きもの多し、司馬貞曰く、褚先生所ㇾ取、太卜雜占卦體、及命兆之辭、義蕪辭重、殆無ㇾ足ㇾ採と、此に依れば唐以來の學者既に定說あり、今唯其の文義を略釋するに止むることとせり、

三月、二月、正月、十二月、十一月、四月、□□首仰足開、肣開首俛大、五月、橫吉首俛大、六月、七月、八月、九月、十月、

【講義】一年の中に於て三月、二月、正月、十二月、十一月、四月は灼龜の首仰起し足開く、足肣り若しくは開き首俛して大なるは五月、橫吉にして首俛して大なるは六月、七月、八月、九月、十月なり、

【字解】肣開、肣は歛なり、音キン、首の俯仰、足の歛開等皆卜兆の狀なり、○張文虎に据れば、各本十一月の下に「中開內高外下」とある注は、此れ卜兆にして、乃ち正文なりと曰へり、

卜禁日、子亥戌、不ㇾ可ㇾ以卜及殺ㇾ龜、日中如食已〔卜〕暮昏、龜之徼也、不ㇾ可ㇾ以卜、庚辛可以殺及以鑽ㇾ之、

【講義】卜するに禁ずる日は子の日、亥の日、戌の日にて、此の日には卜し又は龜を殺すべからず、日中又は食畢はり日暮は龜の明に告げざる時なり、故に卜すべからず、庚辛の日には龜を殺し、又甲を鑽りはなして之を卜すべし、

【字解】食已卜、卜の字衍と張文虎は云へり、徼也、徼は徼繞して分明ならざるなり、

常以ㇾ日旦祓ㇾ龜、先以清水澡ㇾ之、以ㇾ卵祓ㇾ之、乃持ㇾ龜而遂ㇾ之、若嘗以爲ㇾ祖、人若已卜不ㇾ中、皆祓ㇾ之以ㇾ卵、東向立、灼以ㇾ荊若剛木、土卵指ㇾ之者三、持ㇾ龜以

黄金有疵、白玉有瑕、事有所疾、亦有所徐、物有所拘、亦有所據、罔有所數、亦有所疎、人有所貴、亦有所不如、何可而適乎、物安可全乎、

【講義】 黄金にも疵あり、白玉にも瑕あり、事にも疾くすることあり、亦徐にすることあり、物にも拘はる所あり、亦據る所あり、網にもこまかにする所あり、亦疎にする所あり、人も貴き所あり、亦及ばざるあり、何ぞしかく主とし一とすべけむや、物いづくんぞ完全なるもののみあるべき、不完全なるもあるなり、

【字解】 罔有所數、罔は網と同じ、數は音サク、密なり、何可而適乎、而は爾と通ず、シカクと訓ず、適は主なり、

天尚不全、故世爲屋、不成三瓦而陳之、以應之天、天下有階、物不全乃生也、

【講義】 天すら尚完全ならず、東南に傾けり、故に世上の屋を爲る者は、三枚の瓦を缺きて葺き、以て天の全からざるに應ず、天下に階級ありて一ならず、即ち萬物及び日月天地皆全きこと能はず、龜の全からざるに喩ふべし、物は全からずして生ずるものなり、

【字解】 不成三瓦而陳之、徐廣曰く、屋をつくるに三瓦を缺きて之を棟するなりと、張文虎曰く、陳は棟に作るべし、不成三瓦とは中霤を謂ふ、古へは後室の中霤正に棟下に當る、故に不成三瓦而棟之と云ふと、

褚先生曰、漁者擧網而得神龜、龜自見夢宋元王、元王召博士衞平、告以夢龜狀、平運式定日月、分衡度、視吉凶、占龜與物色同、平諫王、留神龜以爲國重寶、美矣、古者筮必稱龜者、以其令名所從來久矣、余述而爲傳、

【講義】 褚先生曰く、魚を漁する者、網を擧げて靈異なる龜を得たり、然るに龜自から元王に夢中に見えて其の由を訴ふ、元王は博士官の衞平を召して、告ぐるに龜を夢みたるさまを語られたり、平は栻を運ら

烏、月爲刑而相佐、見食於蝦蟇、蝟辱於鵲、騰蛇之神、而殆於卽且、

【講義】孔子之を聞きて曰く、神龜は事の吉凶を知れども、骨はたゞ空しく枯ると、日は陽にして其の象を德と爲し、德以て天下に君たれども三足の烏に辱めらる、月は陰にして其の象を刑と爲し、刑以て德を佐くれども蝦蟇に食はる、蝟は能く虎を制すれども鵲を見れば地に仰ぐ、騰蛇の神異なるも蝍蛆に殆めらる、

【字解】騰蛇、龍の屬、殆於卽且、卽且は蝍蛆にて蜈蚣なりといふ、又一說に蝗に似て大腹、蛇腦を食ふといふ、殆は危なり、

竹外有節理、中直空虛、松柏爲百木長、而守門閭、日辰不全、故有孤虛、

【講義】竹は節と理とあれども、其の中はたゞ空虛なり、松柏は百木の長たれども門閭を守る、十干の日、十二支の辰も完全ならず、故に孤と虛とあり、

【字解】而守門閭、松柏を伐り、以て門と爲せばなり、日辰、十干を日といひ、十二支を辰といふ、孤虛、孤はひとりの意にて、十干に十二支を配當して剩れる二つをいひ、虛とは干支を相配したる中の五位と六位との二つをいふ、左表を見て知る可し、

六甲孤虛法

甲子旬	甲戌旬	甲申旬	甲午旬	甲辰旬	甲寅旬
甲子	甲戌	甲申	甲午	甲辰	甲寅
乙丑	乙亥	乙酉	乙未	乙巳	乙卯
丙寅	丙子	丙戌	丙申	丙午	丙辰
丁卯	丁丑	丁亥	丁酉	丁未	丁巳
戊辰	戊寅	戊子	戊戌	戊申	戊午
己巳	己卯	己丑	己亥	己酉	己未
虛	虛	虛	虛	虛	虛
庚午	庚辰	庚寅	庚子	庚戌	庚申
辛未	辛巳	辛卯	辛丑	辛亥	辛酉
壬申	壬午	壬辰	壬寅	壬子	壬戌
癸酉	癸未	癸巳	癸卯	癸丑	癸亥
戌	申	午	辰	寅	子
亥	酉	未	巳	卯	丑
孤	孤	孤	孤	孤	孤

能左畫方右畫圓、日月之明、而時蔽於浮雲、羿名善射、不如雄渠蠭門、禹名爲辯智、而不能勝鬼神、地柱折、天故毋椽、又奈何責人於全、

【講義】元王の時に衞平は宋國の宰相となりてあり、諸侯の間に宋國最も勢力あり、これ神龜の威力なり、故に云く、彼の名龜は其の神なること能く夢に元王に見ゆるに至れども、而れども自から漁者の籠より出づること能はず、身は能く十言して盡く當つれども、使命を河神に通じて還りて江神に報ずること能はず、其の賢は能く人をして戰ひて勝ち攻めて取らしむれども、自から刀鋒を解き除けて甲を剝ぎ取らるゝ患苦を免るゝこと能はず、其の聖なることは能く前知して直に夢に王に見ゆれども、而れども衞平をして殺すべしとの議論なからしむること能はず、事を言へば百發百中すれども、其の身に至りては則ち拘繫せらる、時に當りて利あらずんば又焉んぞ賢を事とせむ、全體より云へば賢者は平素不變の定則あり、士はたま〳〵然ることあり、是の故に明眼も見ざる所あり、聰聽も聞かざる所あり、人賢なりと雖も同一時に左の手にて方形を畫き右の手にて圓を畫くこと能はず、日月は天下の至りて明なるものなれども時として空に起る雲に其の光を蔽はるゝことあり、羿は弓射の事を善くすとて評判高き人なれども、雄渠、蠭門の巧妙なるには及ばず、禹王は智の名あれども、鬼神の靈威には勝つこと能はず、地の柱折れては天は東南に傾きて椽なし、天すら且つ然り、又如何ぞ人に完全を責めむやと、

【字解】至身而攣、而は則と通用す、攣は拘繫なり、羿名善射、羿は夏の時の人、有窮の君、夏の相位を奪ひ、其の善く射るを特みて民事を修めず、寒浞に殺さる、雄渠蠭門、雄渠は楚の人雄渠子、夜行きて伏石の道に當るを見、虎なりと思ひて之を射しに、弦に應じて羽を沒すといふ、蠭門は逢蒙なり、古代善射の人、孟子に出づ、漢書に逢門に作る、

孔子聞之曰、神龜知吉凶、而骨直空枯、日爲德而君於天下、辱於三足之

草木畢分、化爲甲兵、戰勝攻取、莫如元王、

【講義】元王は大に衞平がいふ所を悅び喜びて滿足なり、是に於て元王は日に向ひて其の大寶を得たるを謝し、再拜して名龜を受け、日を擇び齋戒す、甲乙の日最も吉日なり、乃ち白き雉と黑き羊とを刑して其の血を以て龜に灌ぎ掛け壇の中央に於て刀を以て龜甲を剝ぎ取り、身は全うして傷らず、脯酒を以て之に禮意を表して其腹腸に橫へ、荆枝を燒て之を卜し、必ず甲を剔き取りて其の創を制す、理は理に達し、文は相錯はりて迎ふ、乃ち灼きたる龜甲が裂けて線を爲し、それが相互に通ひ入交りを爲せり、卜工をして占はしむるに、其の言ふ所盡く當る、邦に重寶を藏めて傍鄕に聞ゆ、牛を殺し革を取りて鄭の地より產出せる桐に被らしむ、草木畢く分れて化して甲兵となる、戰へば勝ち攻むれば取るは、元王に如くものなし、

【字解】向日而謝、日は天の最も光明なる者なれば天の代表と見做して、その恩賜を謝し敬意を捧ぐるなり、及與驪羊、及の字衍、驪羊は黑羊なり、荆支卜之、支は枝と通ず、荆の枝を燒くなり、必制其創、此は、蓋し甲を剔き取りて之を制するなり、理達於理、王念孫の說に依れば上の理は程の訛、程は呈と通ず、呈は示なり、龜を灼き兆を視るに、其の理縱橫になりて外に呈露するを謂ふと、福重寶、福は音ヒウ、藏なり、被鄭之桐、牛革と桐とを以て鼓を爲るなり、

元王之時、衞平相宋、宋國最彊、龜之力也、故云、神至能見夢於元王、而不能自出漁者之籠、身能十言盡當、不能通使於河、還報於江、賢能令人戰勝攻取、不能自解於刀鋒、免剝刺之患、聖能先知亟見、而不能令衞平無言、言事百全、至身而攣、當時不利、又焉事賢、賢者有恒常、士有適然、是故明有所不見、聽有所不聞、人雖賢不

故湯伐桀、武王剋紂、其時使然、乃爲天子、子孫續世、終身無咎、後世稱之、至今不已、是皆當時而行、見事而彊、乃能成其帝王、

【講義】 故に湯王は桀王を伐ち、武王は紂王を伐ちて之に剋ちしは其の時勢の然らしめしものなり、是に於て湯武は天子となり、子孫代々世襲し、終身天の咎めなく、後世之を稱賛し、今に至るまで其の聲譽衰へず、是れ皆時勢に乘じて行ひ事に逢ひて彊なりしため、乃ち能く其の帝王の業を成したるなり、

今龜大寶也、爲聖人使、傳之賢士、不用手足、雷電將之、風雨送之、流水行之、侯王有德、乃得當之、

【講義】 今龜は國家の大寶なり、聖人の爲に使して、之を賢士に傳ふ、自ら手足を用ひず、雷電は之を將り、風雨は之を送り、流水は之を押送る、侯王の德ある者、此の大龜を受くるに適せり、

【字解】 賢士、押韻を以てせば士は王の訛なり、將之、將は送なり、

今王有德而當此寶、恐不敢受、王若遣之、宋必有咎、後雖悔之、亦無及已、

【講義】 今吾が王は德ありて此の大寶たる龜を受くるに當らる、敢へて受けられざらむかと是れのみ恐れ危ぶまる、王若し此の寶龜を放ち遣らば、宋國は必ず大なる咎あらむと思はる、後に其の放ち遣りしを悔いらるともいかでか及ばむと、

元王大悅而喜、於是元王向日而謝、再拜而受、擇日齋戒、甲乙最良、乃刑白雉及與驪羊、以血灌龜、於壇中央、以刀剝之、身全不傷、脯酒禮之、橫其腹腸、荊支卜之、必制其創、理達於理、文相錯迎、使工占之、所言盡當、邦福重寶、聞于傍鄉、殺牛取革、被鄭之桐、

也、固以爲常、桀爲瓦室、紂爲象郎、徵絲灼之、務以費民、賦斂無度、殺戮無方、殺人六畜、以韋爲囊、囊盛其血、與人懸而射之、與天帝爭彊、逆亂四時、先百鬼嘗、

【講義】然るに今や王は自ら湯王武王を稱へられずして自ら桀王紂王の暴彊なる惡行を御自身の上に比せられ、それを當然と思召さる事は何ぞや、桀王は瓦葢を爲り、紂王は象廊を爲り、人民より絲を徵して薪に代へて之を灼き、務めて民の力を費消し、賦稅誅求法度の定めなく、民人を殺戮すること道なし、人の飼養せる六畜卽ち馬牛羊雞犬豚を殺して韋となし、其の韋にて囊を造り、其の囊に殺したる六畜の血を一杯容れて、人と共に懸けて之を射、名づけて天帝を射ると云ひて天帝と強を爭ひ、四時の節序を亂し常規に逆ひ、百神の祭祀に先だちて新穀を嘗め、以て鬼神を侮辱せり、

【字解】費民、押韻を以てせば民は當に泯に作るべきなり、

諫者輒死、諛者在傍、聖人伏匿、百姓莫行、天數枯旱、國多妖祥、螟蟲歲生、五穀不成、民不安其處、鬼神不享、飄風日起、正晝晦冥、日月並蝕、滅息無光、列星奔亂、皆絕紀綱、以是觀之、安得久長、雖無湯武、時固當亡、

【講義】諫爭する者は皆立所に殺され、諛ふ者は王の傍に在り、聖人は伏し匿れ、百姓は人倫の行ひなし、天は數旱りして草木枯れ果て、國には草木の怪異多く、稻蟲等の害蟲每歲發生して五穀成熟せず、人民は其の堵に安んぜず、鬼神は怒りて幣物を受け入れず、飄風日々に起りて白晝眞暗になり、日月は竝に蝕し、滅息して光なし、列星は奔り亂れて、皆其の定度を失ふ、是に由りて之を觀れば、此の王はいかで久しく長く天下を保つことを得む、たとひ湯王武王なしとも、自然に時節來りて當然滅亡すべきものなり、

今寡人之邦、居諸侯之間、曾不如秋毫、擧事不當、又安亡逃、

【講義】今寡人の邦は諸侯の間に居り、諸侯に比すれば小さく勢なきこと秋毫の細少なるにだも如かず、若し事を擧げて當らずんば、又何處にか亡げ逃れん、新規なる事は大に戒愼せざるべからずと、

衞平對曰、不然、河雖神賢、不如崑崙之山、江之源理、不如四海、而人尚奪取其寶、諸侯爭之、兵革爲起、小國見亡、大國危殆、殺人父兄、虜人妻子、殘國滅廟、以爭此寶、戰攻分爭、是暴彊也、

【講義】衞平對へて曰く、然らず、河は神賢なりと雖も、崑崙の山には及ばず、江の源理は四海の大に如かず、而るに人尚其の山海の寶を奪ひ取り、諸侯其の寶を取らんと爭ひ、戰爭も時に起ることをなす、因りて小國は亡ぼされ、大國は危殆に瀕し、人の父兄を殺し、人の妻子を虜にし、大にしては國家を殘ひ其の祖先の廟を滅し、以て此の寶を得むと爭ひて戰攻して分爭す、是れ則ち暴彊といふものなり、

故云、取之以暴彊、而治以文理、無逆四時、必親賢士、與陰陽化、鬼神爲使、通於天地、與之爲友、諸侯賓服、民衆殷喜、邦家安寧、與世更始、湯武行之、乃取天子、春秋著之、以爲經紀、

【講義】故に云く、天下を取るに暴彊を以てするも、之を治むるに文教を以てし、四時の順序に違ふことなく、必ず賢士を親しみ、陰陽の氣と共に變化し、鬼神を使役し、天地の道に通じて之と友たれば諸侯來貢し、人民も亦殷に喜び、國家安寧にして、世と共に制度を更め始むと、湯王武王は之を行ひて乃ち天子の位を取り、史冊之を記載して以て經世の大綱となす、

王不自稱湯武、而自比桀紂、爲暴彊

【字解】目巧、目分量にてなし、尺度を用ひざるをいふ、象郎、許愼曰く象牙郎と、郎は廊と古字通用す、淮南子に曰く、桀紂爲璇室瑤臺象廊と、殺周太子歷、周の太王の太子季歷にして文王の父なれども、紂の之を殺せしことは謬傳なり、徐孚遠は是れ伯邑考の誤なりと云へり、以昔至明、昔は夕なり、以は自の如し、明は天明、

陰兢活之、與之俱亡、入於周地、得太公望、興卒聚兵、與紂相攻、文王病死、載尸以行、太子發代將、號爲武王、戰於牧野、破之華山之陽、紂不勝敗而還走、圍之象郎、自殺宣室、

【講義】陰兢と云へる人文王を助命し、文王は之と與に亡げて周の地に入り、太公望を渭濱に得て卒を興し兵を聚め、紂王と相攻む、文王病みて死す、文王の尸體を載せ以て行き、太子發代りて將となる、號して武王といふ牧野にて紂王と戰ひて之を華山の陽に打破りぬ、紂王は勝たずして還り走る、武王は之を象廊に圍みしかば、紂王は宣室にて自殺を遂げたり、

【字解】陰兢、陰は姓、兢は名、宣室、徐廣曰く、天子之居、名宣室と、

身死不葬、頭懸車軫、四馬曳行、寡人念其如此、腸如涫湯、是人皆富有天下、而貴至天子、然而大傲、欲無厭時、擧事而喜高、貪狠而驕、不用忠信、聽其諛臣、而爲天下笑、

【講義】紂王自殺の後は其の身正式の葬儀もなく、其の頭は車の後の横木に懸り、四頭の馬に曳かれ行きぬ、寡人其の此の如きを念へば爲に心中甚だ苦しく沸ける湯のごとし、是の人皆富は天下を有ち貴きことは天子たり、然るに大に傲りて嗜慾厭くことなく、事を擧げて高きを好み、貪狠と貪り狠り、而も驕慢にして忠信の臣を用ひず、其の諛へる臣にのみ聽きて天下の人に笑はれたり、

【字解】車軫、軫は車後の横木なり、涫湯、涫は沸なり、

其諛臣、身獨受レ殃、春秋著レ之、至レ今不レ忘、

【講義】諛臣卽ち君の氣を取りて其の意に合せてゆく惡人は和する者衆し、桀王に諛臣あり、其の名を趙梁といふ、桀王に敎へて無道の行爲をなさしめ、勸むるに慾深く人に逆ふことを以てす、そこで殷の湯王を其の獄夏臺に繫へ、又忠臣の關龍逢を殺したり、王の近侍の臣も殺されむことを恐れて、同じく傍にあつて諛ひてその日暮しに送りしかば、國は累卵よりも危くなりぬ、然るに皆曰く、傷み憂ふるに及ばずと、表面に稱揚して御世動くことなしといひ、國王の快樂はいまだ其の半にも達せずといひ、王の見聞の屆かぬやうに仕向けて、王と詐り狂す、湯王は卒に桀王を伐ち、桀王は其の爲に身は死し國は亡びぬ、其の諛臣の言ふ所に聽いて、身獨り不仕合を被れり、春秋の史册にも之を記載したるが今に至るまで、人々忘れず、

【字解】貪狼、貪很の誤ならむと舒藝室隨筆に見えたり、曰く、案狼乃很字之誤、翼說、申子主二貪很一、亥卯主二陰賊一、辰未主二姦邪一、寅午主二廉貞一、巳酉主二寬大一、戌丑主二公正一、謂二之六情一、蓋以二貪很一對二廉貞一、陰賊對二寬大一、姦邪對二公正一、皆取二其對衝之辰一也と、

紂有二諛臣一、名爲二左彊一、誇而目巧、敎爲二象郞一、將レ至二於天一、又有二玉牀犀玉之器一、象箸而羹、聖人剖二其心一、壯士斬二其胻一、箕子恐レ死、被レ髮佯狂、殺二周太子歷一、囚二文王昌一、投二之石堂一、將二以レ昔至一レ明、

【講義】紂王に諛臣あり、名を左彊といふ、目分量にて室を造るを誇り、敎へて象牙にて飾れる廊堂を作り、將に高く天に達せむとす、又玉牀や犀玉の器あり、象牙の箸もて羹を食す、紂王の行爲益〻亂暴になりて、聖人の比干は諫めたるを以て其の心を剖きて之を見、朝に川を渉る壯武の士は其の胻を斬らる、箕子は殺されむことを恐れて髮を被り蠻人の風を裝ひ伴りて狂人の姿をなす、紂王尙滿足せず、周の太子季歷を殺し、文王昌を囚へて之を石室に投じ、將に夕より天明に至らむとす、

元王曰、不然、寡人聞之、諫者福也、諛者賊也、人主聽諛是愚惑也、雖然禍不妄至、福不徒來、天地合氣、以生百財、陰陽有分、不離四時、十有二月、日至爲期、聖人徹焉、身乃無災、明王用之、人莫敢欺、

【講義】元王曰く、然らず、寡人之を聞く、諫めは福なり、諛ひは賊なり、人主たる者臣の諛言を聽納するは是れ愚にして惑へる者なりと、然りと雖も禍は妄りに至らず、福は空しく來らず、何れも相當の理由ありて至る者なり、天地合體して以て巨多の物貨を生成す、陰陽分れて四時を離れず、一年十二箇月は夏至、冬至を期となす、聖人此の理に通達す、身是に於て災害なし、明德ある君主は之を用ふ、因りて人之を欺くことなし、

故云、福之至也、人自生之、禍之至也、人自成之、禍與福同、刑與德雙、聖人察之、以知吉凶、

【講義】故に云く、幸福の身に來ることは人自身に之を生ずるものなり、又不幸の至ることは人自身に之を造るものなり、されば不幸と幸福とは同一にして、刑罰と道德とは一對のものなり、聖天子此の理を推考して以て吉と凶とを知る、

桀紂之時、與天爭功、擁遏鬼神、使不得通、是固已無道矣、

【講義】夏の桀王、殷の紂王の時は、天と功績を爭ひ、鬼神をおさへとゞめて人と通ずることを得ざらしむ、是れ本來已に無道の所爲なり、

【字解】擁遏、擁は壅と通ず、

諛臣有衆、桀有諛臣、名曰趙梁、敎爲無道、勸以貪狠、繫湯夏臺、殺關龍逢、左右恐死、偸諛於傍、國危於累卵、皆曰無傷、稱樂萬歲、或曰未央、蔽其耳目、與之詐狂、湯卒伐桀、身死國亡、聽

米穀十分に蓄へられず、商賈彊ならざれば其の利益を得ず、婦女彊ならざれば布帛精巧ならず、官御彊ならざれば其の勢成らず、大將彊ならざれば卒は命令に從ひて行動せず、侯王彊ならざれば一生涯何の名聲もなしと、故に昔より云ふ、彊は事の始なり、分別の理なり、物の綱紀なり彊に求むる所、有らざるなしと、

【字解】 囷倉、廩の圓きものを囷といひ方なるものを倉といふ、

王以爲不然、王獨不聞玉櫝隻雉出於昆山、明月之珠出於四海、鐫石拌蚌、傳賣於市、聖人得之、以爲大寶、大寶所在、乃爲天子、今王自以爲暴、不如拌蚌於海也、自以爲彊、不過鐫石於昆山也、取者無咎、寶者無患、

【講義】 右の次第なるを、王は以て然らずと爲し給はんか、王には獨り聞かれずや、玉櫝、隻雉の玉の昆山より出で、明月の珠の四海より出づることを、石を鐫り蚌（眞珠貝）を拌きて市に出して傳賣す、聖德ある人之を手に入るれば、之を國家を鎭むる大寶となす、大寶の在る所乃ち天子となる、今王自から以て暴となすも、蚌を海に拌くに若かず、自から以て彊となすも、石を昆山に鐫るに過ぎず、取る者咎なく、寶とする者患なし、

【字解】 玉櫝隻雉、共に玉の名、拌蚌、拌は割なり、以爲大寶、古代は龜は卜に用ふるを以て、人君にして蓄ふることを得、臣下に蓄へざるものと爲せり、禮記の禮器篇に家は（大夫）不寶龜とあり、又家語の好生篇にも、臧氏（魯の大夫）に守龜あるを孔子は以て僭とせし事を載せり、共に以て之を證すべし、

今龜使來抵網、而遭漁者得之、見夢自言、是國之寶也、王何憂焉、

【講義】 今の龜は江神の使者として來りて網に罹り、漁者に遭ひて捕へられ、自から王の夢に見えて救はれむことをいふ、是れ國の大寶が自然に王に歸したるなり、王何ぞ憂ふるをせんと、

聖人別其生、使無相獲、禽獸有牝牡、置之山原、鳥有雌雄、布之林澤、有介之蟲、置之谿谷、

【講義】是に於て聖德ある君は其の生道を分別し、相混雜して殺伐せざらしむ、禽獸に牝と牡とあり、之を山原に置き、鳥に雌雄あり、之を林澤に散在せしめ、甲介ある蟲は之を谿谷に棲ましめたり、

故牧人民、爲之城郭、內經閭術、外爲阡陌、夫妻男女、賦之田宅、列其室屋、爲之圖籍、別其名族、立官置吏、勸以爵祿、衣以桑麻、養以五穀、耕之耰之、鉏之耨之、口得所嗜、目得所美、身受其利、以是觀之、非彊不至、

【講義】故に人民を治めて之が要害城郭を爲り、內には市區の區域を定め、外には田間の路を爲り、夫婦男女の者に田地宅地を割付けて與へ、其室屋の住居を列ね、之が戶籍地圖を爲りて其の名族を別ち、官を立て吏を置き、之を獎勵するに爵位と秩祿とを以てし、衣するに桑麻より取りたる衣服を以てし、養ふに五穀を以てす、田を耕し種を覆ひ地をならし雜草を除きて農業を勸む、かくて口には嗜むものを得、目には美むものを得、身には其の利益を受けしむ、是を以て之を觀れば、强く威あるにあらずんば其の所を得しむること能はず、

【字解】閭術、二十五家を閭とす、百家を里とし里十を術とす、耰之、耰は種を覆ふなり、

故曰、田者不彊、困倉不盈、商賈不彊、不得其贏、婦女不彊、布帛不精、官御不彊、其勢不成、大將不彊、卒不使令、侯王不彊、沒世無名、故云、彊者事之始也、分之理也、物之紀也、所求於彊、無不有也、

【講義】故に曰く、耕作する者彊ならざれば倉廩の

言する意、

春秋冬夏、或暑或寒、寒暑不和、賊氣相奸、同歳異節、其時使然、故令春生夏長秋收冬藏、或爲仁義、或爲暴彊、暴彊有鄉、仁義有時、萬物盡然、不可勝治、大王聽臣、臣請悉言之、

【講義】春と秋と冬と夏との四時に於て氣温の或は暑く或は寒きが自然の順序なり、然るに寒暑の氣相調和せざる時は、事物を傷害する氣起りて互に犯すことあり、同歳にありながら氣節を異にすることは其の時候の關係に因る、故に春は生じ、夏は長じ、秋は收め、冬は藏せしむ、或は仁義の善政をなし、或は暴虐剛强をなす、暴强なるも時に得る所あり、仁義も行ふべきと行ひて不可なるとの時節あり、萬物皆此の如し、此に得るあれば彼に失ふあり、一々勝げて治むべからず、大王若し臣が言ふ所を聽かば、臣請ふ悉く其の理を申さむ、

天出五色、以辨白黑、地生五穀、以知善惡、人民莫知辨也、與禽獸相若、谷居而穴處、不知田作、天下禍亂、陰陽相錯、忽忽疾疾、通不相擇、妖孽數見、傳爲單薄、

【講義】天は青黃赤白黑の五色を出して以て白と黑とを辨じ、地は米麥豆粟黍の五穀を生じて以て善きと惡しきとを知る、然れども未開の人民は之を識知し辨別するなく、禽獸と相似たり、谷間に住し穴居をなし、絕えて耕作して食物を求むるを知らず、人道立たず天下は禍亂紛起し、陰陽の氣は相入り交りて正しく行はれず、人民落ち著く間もなし、人民一般に惡を去りて善に就き谷穴を出でて田作に從ふを知らず、又妖怪の事數出現せり、此の如き世を傳へて單純薄弱の世とは申すことなり、

【字解】忽忽疾疾、驚きあわてゝ不安なる貌、妖孽、衣服歌謠草木の怪を妖といひ、禽獸蟲蝗の怪を孽といふ、

彊取者必後無功、桀紂暴彊、身死國亡、今我聽子、是無仁義之名、而有暴彊之道、江河爲湯武、我爲桀紂、未見其利、恐離其咎、寡人狐疑、安事此寶、趣駕送龜、勿令久留、

【講義】　元王其の思ふ所の行はれざるを歎きて曰く、夫れ人の使に遮ひ人の謀を絶つは是れ暴なる事ならずや、人の所有を取りて自から寶とするは無理に迫るといふものならずや、寡人之を聞く、暴にして得たる者は又必ず暴にして亡ひ、强ひて取りたる者は必ず後に功なしと、桀王、紂王は暴强にして身は死し國は亡びぬ、今我子が言ふ所に聽かば、是れ仁義の名なくして暴强の道なり、江河の神は湯王武王のごとく、我は暴强なる桀紂のごとし、未だ其の利を見ざるに其の咎に離はんことを恐る、寡人は爲に狐疑せり、到底如何にしても此の龜を取りて寶とすることは出來ぬ、急速に車に載せて江邊に送り、久しく留らしむべからずと、

衛平對曰、不然、王其無患、天地之間、累石爲山、高而不壞、地得爲安、故云、物或危而顧安、或輕而不可遷、人或忠信而不如誕謾、或醜惡而宜大官、或美好佳麗而爲衆人患、非神聖人、莫能盡言、

【講義】　衛平は更に對へて曰く、王の言然らず、王其れ患ふること勿れ、天地の間、石を累ねて山となす、山高けれども壞れ崩れず、地得て其の山を載せて安きを爲す、故に云く、物或は危くして顧りて安く、或は輕けれども遷すべからざるものあり、人も又其のごとく忠信にして其の功は反りて誕謾と目的もなき放言に及ばぬもあり、或は其の狀貌醜惡なれども反りて大官たるに宜しく、或は容貌美好佳麗にして反りて衆人の患をなすありと、神聖の人にあらざれば、能く道理を盡すことなし、乃ち決して偏固の見を執りて萬有の道理を解決し得べきにあらず、

【字解】　誕謾、放誕に同じ、放縱不羈にして好みて妄

仁となり上は無德となる、君臣禮なき時は何によりてか幸福あらん、決して幸福あるべからず、寡人之を抑留するに忍びず、いかにぞ放ち遣ることなからむ、必ず放ち遣らむとすと、

衞平對曰、不レ然、臣聞、盛德不レ報、重寄不レ歸、天與不レ受、天奪二之寶一、今龜周二流天下一、還二復其所一、上至二蒼天一、下薄二泥塗一、還二徧九州一、未三嘗愧二辱一、無レ所二稽留一、今至二泉陽一、漁者辱而囚レ之、王雖レ遣レ之、江河必怒、務求レ報レ仇、自以爲レ侵、因神與謀、陰雨不レ霽、水不レ可レ治、若爲二枯旱一、風而揚レ埃、蝗蟲暴生、百姓失レ時、王行二仁義一、其罰必來、此無二佗故一、其祟在レ龜、後雖レ悔レ之、豈有レ及哉、王勿レ遣也、

【講義】　衞平對へて曰く、王の言至當ならず、臣聞く、盛大なる恩德は報ずるに及ばず、重き寄託物は引取りて歸さず、折角天の與ふるを受けずんば、天は怒りて之が寶を奪ふと、今龜は天下に周流して其の所に還り復る、上は蒼天に至り、下は泥塗に薄り、九州をめぐりて未だ嘗て愧ぢ辱められず、引留むる所なし、今泉陽に至るに、漁人辱しめて之を囚ふ、王之を遣ると雖も、江神、河神は必ず怒り、務めて仇を報ずるを求め、自から以て侵されたりと爲し、因りて神は與に謀りて長く度に過ぎて降る雨は霽れず、洪水は始末するを得ざるべし、若しくは旱魃となり、風吹きて塵埃を揚げ、稻蟲にはかに發生し、農民をして收穫の時を失はしめん、王は仁義を以て放し遣るとも其の罰は必ず來らむ、此れ他の故なし、其の祟り龜にあればなり、後に悔ゆとも及ばじ、故に必ず遣ること勿れと、

【字解】　還徧、めぐること、還は旋に同じ、稽留、久しく留止するなり、

元王慨然而歎曰、夫逆二人之使一、絶二人之謀一、是不レ暴乎、取二人之有一、以自爲レ寶、是不レ彊乎、寡人聞レ之、暴得者必暴亡、

食、春倉夏黃、秋白冬黑、明於陰陽、審於刑德、先知利害、察於禍福、以言而當、以戰而勝、王能寶之、諸侯盡服、王勿遣也、以安社稷、

【講義】衞平は對へて曰く、龜は是れ天下の名寶なり、先づ此の龜を得る者は天子となる、且つ之を以てトする時は十言して十當し、十戰して十勝す、此の龜たる、深淵に生じ、黃土に長ぜり、以て天の道を知り、上古の事を知れり、江水に游すること三千歲、其の區域を出でしことなし、安平と平和に安泰にして靜に正しく、動くに力を用ひず、其の年壽天地と等しく、其の際限を知らず、物と變化して春夏秋冬に其の色を變ず、江に居て自から匿れ、伏して食物を取らず、卽ち春は蒼色になり、夏は黃色になり、秋は白色になり、冬は黑色になる、陰陽の理に明に通じ、刑罰と仁德とに審かなり、先づ其の利害を知り禍福を前知す、故に上述の如く言へば必ず當り、戰へば必ず勝つ、王能く之を寶とせば、諸侯盡く歸服せむ、故に王には此の龜を放し遣り給ふこと勿れ、之を以て國家を安んじ保つべしといふ、

【字解】春倉、倉は蒼なり、

元王曰、龜甚神靈、降于上天、陷於深淵、在患難中、以我爲賢、德厚而忠信、故來告寡人、寡人若不遣也、是漁者也、漁者利其肉、寡人貪其力、下爲不仁、上爲無德、君臣無禮、何從有福、寡人不忍、奈何勿遣、

【講義】元王曰く、龜は甚だ神靈なるものなり、然るに上天より降りて深き淵に陷り、漁人に囚はれて困難の中にあり、而して我を以て賢にして德厚くして忠信ありとなし、其の爲に來りて寡人に救を求めたり、寡人若し抑へて放ち遣らずんば、是れ彼の漁人と同じ、漁人の龜を網にて取りたる目的は其の肉を得るを利としてなり、然るに寡人若し龜の靈異の力を貪りて其れが爲に龜を放ち遣らざる時には、下は不

身如流水、潤澤有光、望見元王、延頸而前、三步而止、縮頸而卻、復其故處、元王見而怪之、問衛平曰、龜見寡人、延頸而前、以何望也、縮頸而復、是何當也、

【講義】龜は身流水の如く潤ひて光輝あり、其の元王を望み見るや、頸を延べて前進する三步にして止まり、而して頸を縮めて退きて故の位地に復りぬ、元王其の進退を見て之を怪しみ衛平に問ひて曰く、龜寡人を見て頸を延べて前むは何を望む意ならむ、又其の頸を縮めて故の位地に退くは是れ何事なるか不審なりと尋ねらる、

衛平對曰、龜在患中、而終昔囚、王有德義、使人活之、今延頸而前、以當謝也、縮頸而卻、欲亟去也、

【講義】衛平對へて曰く、龜彼の困難中に在りて終夕自由を得ず、王德義ありて使者を遣はして之を復活せしむ、其の恩寔に大なり、今頸を延べて前みしは以て其の恩を謝せむとするなり、又頸を縮めて後に卻くは急速に去らむことを欲するなりと、

【字解】終昔、終夕なり、

元王曰、善哉、神至如此乎、不可久留、趣駕送龜、勿令失期、

【講義】元王曰く、善いかな、神明貫徹此のごときに至れるか、かく靈異なる動物は久しく此處に留むべからず、宜しく急ぎ車に乘せ此の龜を彼の水濱に送り返して、時機を失はしむることなかれと、

衛平對曰、龜者是天下之寶也、先得此龜者爲天子、且十言十當、十戰十勝、生於深淵、長於黃土、知天之道、明於上古、游三千歲、不出其域、安平靜正、動不用力、壽蔽天地、莫知其極、與物變化、四時變色、居而自匿、伏而不

きて泉陽の縣令に問はしめて曰く、其の地の漁者は幾軒あるぞ、又誰を豫且といふ、其の豫且は龜を捕へ、其の龜王の夢の中に現はれて訴へ出でたり、故に王は我（使者自ら謂ふ）をして其の龜を求めしめらるるなりといふ、

泉陽令乃使吏案籍視圖、水上漁者五十五家、上流之廬名爲豫且、泉陽令曰、諾、

【講義】 泉陽の縣令は乃ち吏をして戸籍を案じ、地圖を視しめたるに、沿岸の漁家凡べて五十五家あり、上手の廬舍に豫且といふものありと報ず、泉陽の縣令曰く宜しと、

乃與使者馳而問豫且曰、今昔汝漁何得、豫且曰、夜半時擧網得龜、使者曰、今龜安在、曰、在籠中、使者曰、王知子得龜、故使我求之、豫且曰、諾、即系龜而出之籠中、獻使者、

【講義】 そこで縣令は使者と與に急行して豫且の許に至り問ひて曰く、今夜汝は漁して何物を得たると、豫且曰く、夜半の時に網を擧げて龜を得たりと、使者曰く、今其の龜は何處にあるかと、答へて曰く籠中にありと、使者曰く、我が王は足下が龜を得たる由を知り給へり、故に我をして其の龜を求めしめ給ふなりと、豫且曰く諾とて、即ち龜を繫ぎて之を籠の中より出して使者に獻ず、

使者載行、出於泉陽之門、正晝無見、風雨晦冥、雲蓋其上、五采青黃、雲雨並起、風將而行、入於端門、見於東箱、

【講義】 使者は龜を受取り、車に載せて行きて泉陽縣の門を出づ、眞晝なれども闇黑にして何にも見えず、風雨暗く空に滿ちて雲は其の上を蓋ふ、五彩青黃の色を呈す、雲雨竝に起り、風吹き送りて行く、王城に至り端門を入り、正寢の東室にて元王に見ゆ、

【字解】 五采、五彩と同じ、五色のこと、雲雨、雲の字一に雷に作る、端門、南面の正門、東箱、箱は廂と同じ、

介蟲先見、

【講義】衞平乃ち式を手に持ち起ち、天を仰ぎて月の光を視、北斗の向つて指す所を觀て、日の向ふ所を定め、規矩權衡を以て四方の位地を考へ、乾坤艮巽の四偶已に定まりて八卦相望み、其の吉凶を視るに、介蟲の象先づ見はる、

【字解】援式、式は日者傳に旋式正棊とある式なり、卽ち栻なり、陰陽を推して吉凶を占ふ所の器、音チヨク、處鄕、鄕は嚮と通用す、向ふ所なり、規矩云々、錢大昕曰く、按ずるに魏相奏事に言ふ、東方の神は規を執りて春を司どり、南方の神は衡を執りて夏を司どり、西方の神は矩を執りて秋を司どり、北方の神は權を執りて冬を司どると、此の規矩權衡を云ふ、四方を指して言ふ、四維を幷せて八卦と爲る、此れ遁甲式、今人云ふ所の奇門なりと、

乃對元王曰、今昔壬子、宿在牽牛、河水大會、鬼神相謀、漢正南北、江河固期、南風新至、江使先來、白雲壅漢、萬物盡留、斗柄指日、使者當囚、玄服而乘輜車、其名爲龜、王急使人問而求之、王曰、善、

【講義】そこで衞平は元王に對へて曰く、今夕壬子の月は、二十八宿は牽牛星の位にあり、河水大に會して鬼神相謀る、天漢、南北に正しく、江河、四時の常期を失はず、南風新に吹き起りて、江神の使者先づ來り、白雲、天漢を壅ぐ、萬物盡く留まり、北斗星の柄は日を指す、使者は當に囚はるべし、その使者は玄服を着て母衣あり車に乘る、其の名を龜となす、王急ぎ使者をして問ひて之を求めしめよといふ、王曰く善しと、

【字解】今昔、猶昨夜といふに同じ、又一說に昔は夕と通ずと、此の說を可とす、

於是王乃使人馳而往問泉陽令曰、漁者幾何家、名誰爲豫且、豫且得龜、見夢於王、王故使我求之、

【講義】是に於て元王は乃ち使者をして急行して往

且得我、我不能去、身在患中、莫可告語、王有德義、故來告訴、

【講義】　宋の元王の二年に、江の神は神龜をして河の神に使せしむ、神龜泉陽に至る時に、漁者豫且といふ者網を擧げて龜を得て之を囚へ、之を籠中に置く、夜半に龜來りて夢に宋の元王に見えて曰く、我江神の爲に河神に使せしに幕網吾が路に當り、泉陽の豫且我を得たり、我去ること能はず、身は困難の中にあり、告げ語るべき所なし、大王は德義あり、故に來りて告げ訴へて救濟を乞ふと、

【字解】　宋元王二年、錢大昕曰く、宋の世家に元公あれども元王なし、宋が王と稱するは偃より始まる、此の元王は或は卽ち王偃の謚なりと、○楊愼曰く、宋元王殺龜事、連類衍義、三千言皆用韻語、又不似諸先生筆、必先秦戰國文所記、亦成一家、不可廢也と、

元王惕然而悟、乃召博士衞平而問之曰、今寡人夢見一丈夫、延頸而長頭、衣玄繡之衣而乘輜車、來見夢於寡人曰、我爲江使於河、而幕網當吾路、泉陽豫且得我、我不能去、身在患中、莫可告語、王有德義、故來告訴、是何物也、

【講義】　元王は憂へおそれて夢覺めて後、乃ち博士衞平といふ臣を召して曰く、今日寡人夢に一の丈夫を見たり、頸を延べて長き頭のもの玄色の繡の衣を着、輜車卽ち母衣ある車に乘り、來りて夢に寡人に見えて云々せり、是何物ならむと問はれたり、

【字解】　惕然而悟、惕は憂懼なり、悟は夢覺むるなり、延頸而長頭、龜の頸を延べ頭を長くするを譬へたるなり、

衞平乃援式而起、仰天而視月之光、觀斗所指、定日處鄉、規矩爲輔、副以權衡、四維已定、八卦相望、視其吉凶、

に述べたるがごとし、然るに太卜の官人は生きたる龜を得れば何すれぞ其の都度に之を殺して其の甲を取るや、不審に堪へずと、

近世江上人、有得名龜畜置之、家因大富、與人議欲遣去、人敎殺之勿遣、遣之破人家、

【講義】近世江水の上に居る人、名龜を得て之を家に畜ひ置く、其の家之が爲に大に富裕となれり、人と相談して之を放さむとす、人之を殺して放し遣ることなからしむ、曰く之を放し遣らば其の人の家破らむと、

龜見夢曰、送我水中、無殺我也、其家終殺之、殺之後身死、家不利、人民與君王者異道、人民得名龜、其狀類不宜殺也、

【講義】其の龜飼主の夢に見えて曰く、我を水中に放ち送るべし、我を殺すことなかれと、其の飼主は終に之を殺したるが、其の後其の主は死して家は不吉のみ多かりき、されば人民と君王とは道を異にす、人民名龜を得ては、其の狀宜しく殺すべからざるに似たり、

以往古故事言之、古明王聖主、皆殺而用之、宋元王時、得龜亦殺而用之、謹連其事於左方、令好事者觀擇其中焉、

【講義】古昔の事實を以て之を言はむに、古の明君聖王は皆名龜を殺して之を卜に用ひたり、宋の元王の時に名龜を得たるに亦殺して之を用ひたり、謹みて其の事を次下に陳述す、事を好む者をして其の中に就きて觀擇ばしむ、

宋元王二年、江使神龜使於河、至於泉陽、漁者豫且擧網、得而囚之、置之籠中、夜半龜來見夢於宋元王曰、我爲江使於河、而幕網當吾路、泉陽豫

あらず、野火も焚かず、樵夫の斧斤も加ふることなし、かくもめでたき林なれば之を嘉林とはいふなり、其の嘉林中に龜あり、常に芳蓮の上に巣くひて棲めり、

【字解】　有神龜云々、水經決水注に引きて神龜出二於江灌之間嘉林之中一に作る、

左脅書レ文、曰、甲子重光、得レ我者、匹夫爲二人君有土正、諸侯得レ我爲二帝王、求二之於白蛇蟠杅林中一者、齋戒以待、譺然、狀如レ有二人來告一レ之、因以醮レ酒佗レ髮求レ之、三宿而得、由レ是觀レ之、豈不レ偉哉、故龜可レ不レ敬歟、

【講義】　其の神龜の左の脇に文を書してかくのごとくあり、曰く、甲子の重光即ち辛にある年に我を得たらむ者は、賤民も君主の土地を有する長とならん、一國の諸侯にて我を得たらむ者は帝王とならむと、之を白蛇の蟠居せる林中に求むる者は、身を淨め行を愼みて以て待ち、譺然と齋み敬みて居れ、其の狀人の來りて告ぐることあるがごとし、因りて酒を灌きて地を祭り髮を被りて求む、三日三夜にして得べし、是に由りて之を觀れば、神龜の靈妙豈偉大ならずや、故に龜は敬せざるべけむや、

【字解】　甲子重光、甲子は十幹十二支を云ふ、重光は辛の歲を云ふ、爾雅の釋天に太歲在レ辛曰二重光一とあり、

南方老人、用レ龜支二牀足、行二十餘歲、老人死、移レ牀、龜尚生不レ死、龜能行レ氣導引、

【講義】　南方の老人龜を用ゐて牀の足を支へて行ふこと二十餘歲、老人死して後其の牀の位置を變ふるに、彼の龜は尙生きて死なずにありき、龜は能く自から氣を運行して身體の加減するものなり、されば死なずしてありしなり、

問者曰、龜至神若レ此、然太卜官得二生龜、何爲輒殺取二其甲一乎、

【講義】　問ふ者曰く、龜の至極神變靈異なることと前

莖出たる蓍を手に入れ、同時に其下にある神龜を得てトする者は百言百當、吉凶を判別するに十分なり、

神龜出於江水中、廬江郡常歲時生龜、長尺二寸者二十枚、輸太卜官、因以吉日、剔取其腹下甲、龜千歲乃滿尺二寸、

【講義】神龜は江水の中より出づ、廬江郡の江中には龜を生じ、每年長尺二寸の者二十個を太卜の官に送り致すを恒例とす、太卜の官は因りて吉日を以て其の腹下の甲を解き取る、龜は千年を經れば長尺二寸に及ぶといふ、

王者發軍行將、必鑽龜廟堂之上、以決吉凶、今高廟中有龜室、藏內以爲神寶、

【講義】王者軍勢を出し大將を遣はす時は必ず龜を廟堂の上に於て鑽りて以てトして吉凶を決する例なり、只今漢の高帝の廟の中に神龜を藏する室あり、是は廟の內に藏めて神寶となすなり、

傳曰、取前足臑骨穿佩之、取龜置室西北隅懸之、以入深山大林中、不惑、

【講義】太卜官の傳に曰く、龜の前足の臑即ち臂の骨を取り穴を穿ちて之を佩び、又は龜を取りて室の西北隅に置いて之を懸くれば、以て深山大林の中に入れども道に迷ふことなしと、

臣爲郎時、見萬畢石朱方、傳曰、有神龜在江南嘉林中、嘉林者、獸無虎狼、鳥無鴟梟、草無毒螫、野火不及、斧斤不至、是爲嘉林、龜在其中、常巢於芳蓮之上、

【講義】褚先生曩に郎官にてありし時に、萬畢術の中に石朱方あり、其方中に嘉林の狀況を說くを見たり曰く神龜あり、嘉林の中にあり、其嘉林といふ意は、そこには虎狼の如き猛獸棲まず、鳥には鴟や梟の如き惡鳥なく、草には人を毒し螫す樣なる毒草も

九州龜、八に曰く玉龜、凡べて八種の名龜あり、其の龜の圖樣は各、模樣を異にし、皆腹の下に在り、其の模樣にしかく〵あるはなにく〵の龜なりと、今ほゞ其の大旨を記して其の圖樣を寫し出さず、

【字解】日月龜、腹下に十二黑點あるものなり、文云云者云々、龜の文卽ち模樣が北斗星のさまなるは此れ北斗龜なりとする類なり、尙此の北斗、南辰、五星、二十八宿は天官書に八風は律書に詳なり、

取此龜不必滿尺二寸、民人得長七八寸可寶矣、

【講義】此等の龜を取るには、必ずしも長一尺二寸に滿ちたるものに限らず、民間の人は長七八寸程のものを得ても名龜として寶藏すべし、

【字解】尺二寸、下文に曰く、龜千歲乃滿尺二寸と、

今夫珠玉寶器雖有所深藏、必見其光、必出其神明、其此之謂乎、

【講義】今夫れ珠玉寶器は深く祕藏すと雖も、其の靈異の力によりて其の光明を見はし、必ず其の神變不思議の力を出すとは其れ此の事を謂ふものか、

【字解】藏之、之の字一本に必に作り、下句に屬す、

故玉出於山而木潤、淵生珠而岸不枯者、潤澤之所加也、明月之珠、出於江海、藏於蚌中、蚗龍伏之、

【講義】故に玉は山に出でゝ爲に山の木は潤ひ、淵は珠を生じて岸の枯れざる者は寶玉の潤澤の加はればなり、明月の珠は江海に出でて蚌の中に藏まり、蚗龍は其の下に伏し藏る、

【字解】玉出於山、索隱本に出を處に作る、蚗龍、龍の屬、

王者得之、長有天下、四夷賓服、能得百莖蓍、幷得其下龜以卜者、百言百當、足以決吉凶、

【講義】帝王たる人此の名龜を手に入るれば長く天下を保有し、又四方の遠國歸服す、又能く一本より百

聞蓍生滿百莖者、其上必有神龜守之、其上常有青雲覆之、

【講義】 聞く所に因れば、蓍は生えて百莖以上に至れる者は、其の下に必ず神變の龜ありて之を守護し、其の上には青雲ありて之を覆ふと、

傳曰、天下和平王道得、而蓍莖長丈、其叢生滿百莖、方今世取蓍者、不能中古法度、不能得滿百莖長丈者、取八十莖已上蓍長八尺、即難得也、人民好用卦者、取滿六十莖以上長滿六尺者、即可用矣、

【講義】 太卜の傳に曰く、天下平和に治まりて帝王の道整へば、蓍の莖の長さ一丈、其の叢り生えたるもの百莖に滿つといふ、今の世に蓍を取る者は古代の規則に適中すること能はず、一本にて百莖に滿ち長さ一丈なる者を得ること能はず、八十莖以上の蓍の長さ八尺なるを取ることとすら得難しとす、人民の好みて卦を用ふる者は、六十莖以上に滿ちたる長さ六尺以上の者を取れば即ち用ふる次第なり、

【字解】 其叢生滿百莖、類聚、御覽に引きて其叢生百莖共根に作る、

記曰、能得名龜者、財物歸之、家必大富至千萬、一曰、北斗龜、二曰、南辰龜、三曰、五星龜、四曰、八風龜、五曰、二十八宿龜、六曰、日月龜、七曰、九州龜、八曰、玉龜、凡八名龜、龜圖各有文在腹下、文云云者、此某之龜也、略記其大指、不寫其圖、

【講義】 太卜家の記錄に曰はく、能く名龜を得たる者は財物多く集まり、家必ず大に富みて其の額千萬金に至る、其の名龜の目を擧ぐれば、一に曰く北斗龜、二に曰く南辰龜、三に曰く五星龜、四に曰く八風龜、五に曰く二十八宿龜、六に曰く日月龜、七に曰く

臣往來長安中、求龜策列傳、不能得、故之太卜官、問掌故文學長老習事者、寫取龜策卜事、編于下方、

【講義】因りて自から長安中を往來して龜策列傳を求むるに得ること能はず、太卜の官に之き、故事を掌る官人、文學の官人、長老などの事に慣れたる人々に問ひ、以て龜策卜事を寫し取りて下方に編次す、

聞、古五帝三王、發動擧事、必先決著龜、

【講義】諸先生聞くならく、古代五帝三王が起ちて事をなさむとする時には、必ず第一に蓍龜に因りて吉凶を決したりと、

傳曰、下有伏靈、上有兎絲、上有擣蓍、下有神龜、所謂伏靈者在兎絲之下、狀似飛鳥之形、新雨已、天淸靜無風、以夜捎兎絲去之、即以篝燭此地、燭之火滅、即記其處、以新布四丈環置之、明即掘取之、入四尺至七尺得矣、過七尺不可得、伏靈者千歲松根也、食之不死、

【講義】太卜が傳へたる龜策の傳に曰く、地を檢するに、下に伏靈即ち茯苓あれば上に兎絲あり、上に擣蓍即ち藂蓍あれば下に動物の神龜ありと、所謂伏靈は兎絲の下にあり、其の狀飛鳥の形に似たり、新に雨降りて歇みて天氣淸靜にして風なき時、夜中に兎絲を芟り去つて篝即ち篝火を以て此の地を照らして見る、氣地中より吹き出でて爲に篝火滅ゆれば即ち其の場處を見置きて、新しき布四丈を以て其の場處を環らし置く、さて翌朝往きて掘り取るなり、掘入ること四尺より七尺に至りて之を得るなり、若し七尺を過ぎては得べからず、伏靈は千年を經たる松の根なり、之を食すれば死すること無し、

【字解】伏靈、茯苓の借字なり、仙藥、擣蓍、擣は古の稠の字、藂なり、叢生したる蓍なり、捎兎絲、捎は芟るなり、

云、龜千歲乃遊蓮葉之上、蓍百莖共一根、又其所生、獸無虎狼、草無毒螫、江傍家人、常畜龜飮食之、以爲能導引致氣、有益於助衰養老、豈不信哉、

【講義】 太史公は自身江南に至りて龜卜者の行跡を觀、又其の地の年老いたる識者に問ひたるに云く、龜は千年にして靈あり、乃ち蓮葉の上に遊ぶ、蓍は百年にして一本に百莖を生ず、又龜蓍の生ずる處は、獸に虎狼のごとき猛獸なく、草には人を毒し、螫すものなし、江の沿岸の家人は常に龜を畜養して生長せしむ、以爲へらく、是に由りて能く人の血液の循環を調へて氣力を益し、衰弱を助け老體を養ふに益ありと豈信ならずや、信なるべし、

【字解】 蓍百莖云々、蓍は宿根草、莖直くして枝なく、年を歷れば一根五十莖以上に及ぶ、採りて筮となす、

褚先生曰、臣以通經術、受業博士、治春秋、以高第爲郎、幸得宿衞出入宮殿中十有餘年、竊好太史公傳、

【講義】 此れ褚先生の補傳なるが曰く、臣は經書の學術に通ずる廉にて業を博士に受くるを得たりしが、春秋を專攻し優等を以て天子近侍の官となり、幸に禁中に宿直して宮中に出入するを得たること十年以上に及べり、而して心中人知れず太史公のものせる傳を好めり、

太史公傳曰、三王不同龜、四夷各異卜、然各以決吉凶、略闚其要、故作龜策列傳、

【講義】 太史公の傳に曰く、夏殷周の三王はそれぞれ龜卜を異にし同じからず、四方の夷狄も亦各異なる卜筮を用ふ、然れども各以て事の吉凶を決定するものなり、大略其の要點を闚ひ、龜策列傳を作ると、

【字解】 三王云々、太史公自序の語、

即ち赤塗の弓を天子より賜りて征伐を專らにするの命を受けぬ、晉の獻公は驪姬といふ美女の愛に溺れて夫人となさんと卜する時に兆に口象あり、其の禍は五世の子孫に及べり、楚の靈王は將に周の天子に背かむとする時に卜して凶なりしが、終に乾溪の敗北を被る、然れば古來の占例を考ふるに吉凶の兆應は內心に信實ありて、時人明に之を外面に察見するものなり、故に吉凶兩つながら事實に合ふものといふべきにあらずや、

【字解】周公卜三龜、本書の周本紀に見えたり、晉文云々、事蹟は本書の晉世家に見えたり、獻公云々、同上、兆有口象楚靈云々、楚世家に見えたり、此の事詳かならず、

君子謂夫輕卜筮、無神明者悖、背人道信禎祥者、鬼神不得其正、故書建稽疑、五謀而卜筮居其一、五占從其多、明有而不專之道也、

【講義】君子謂ふ、夫れ卜筮を輕視し神明を無視するものは道に戾ける行爲なり、さりとて又人倫の道を背きて吉凶の前兆のみを信ずるものは、鬼神も其の正しきを告げず、故に書經の洪範篇には疑を考ふるの一條を設けてあり、大疑ある時は先づ心に謀り、龜に謀り、筮に謀り、卿士に謀り、庶民に謀る、此の如く卜筮は其の第二位に居る、又五占して其の多きに從ふ、是れ神明の有ることを認めながら、而も專らとせずして神人の一致を要求する道なり、

【字解】書建稽疑、書經の洪範に九疇を叙して七曰稽疑、擇建立卜筮人、乃命卜筮とあり、五謀云々、同篇に、汝則有大疑、謀及乃心、謀及卿士、謀及庶人、謀及卜筮、汝則從、龜從、筮從、卿士從、庶民從、是謂大同とあり、五占從其多、同篇に、卜五占、用二衍忒、立時人作卜筮、三人占則從二人之言とあり、明有云々、明有とは上文の無神明者悖の語に反應して云へるなり、

余至江南、觀其行事、問其長老、

者あれば卜筮を借りて之を誣ひ、公の威を借りて誅を加ふ、我が意にて中傷せむとする者を自由に中傷し、以て三族を夷げ一門を滅するもの一々計算するに堪へぬばかりあり、百官有司も大に恐れ皆曰く、龜策は能く吉凶を判定すと、されども後に事發覺して其の巫蠱を卜筮する者亦三族を誅せらる、

【字解】 射蠱道、射は弓を引きて的に中つる義より轉用して物事を的として爲すことを云ふ、此にては巫蠱の術に就いて一々に其の事を言ひ中つることなり、巫蠱時、戾太子巫蠱の事件は武帝の晩年にありて、史記の作者司馬遷はその時既に死せり、故に古人も之を疑へり、龜策、策は蓍なり、

夫擢策定數、灼龜觀兆、變化無窮、是以擇賢而用占焉、可謂聖人重事者乎、

【講義】 夫れ兩手に策を執りて分ちて其の數を定め、龜を火に灼きて吉凶の兆を觀る、其の變化窮まりなし、是を以て賢者を擇みて占を行はしむ、聖人の重事と謂ふべきものか、

【字解】 擢策、擢は搼の通字、兩手に蓍を分ち取りて數ふること、

周公卜三龜、而武王有瘳、紂爲暴虐、而元龜不占、晉文將定襄王之位、卜得黃帝之兆、卒受彤弓之命、獻公貪驪姬之色、卜而兆有口象、其禍竟流五世、楚靈將背周室、卜而龜逆、終被乾溪之敗、兆應信誠於內、而時人明察見之於外、可不謂兩合者哉、

【講義】 周公旦は三龜を卜して武王の大病全治したる事あり、殷の紂王は暴虐の政をなして元龜吉を告げず、凶兆を現はせり、晉の文公は將に周の天子襄王の位を定めむとする時に、卜して昔し黃帝が阪泉に戰ふの兆を得、而して大捷の勳功に依りて卒に彤弓

【講義】今上卽ち武帝の天子となるに及びて博く藝能の路を開き、悉く百端の學問を採用す、一伎能を有する人物は一齊に自から其の力を表はして世に用ひらるゝことを得たり、されば非常の敏腕の者は勿論特別傑出せる者は上位を占めて、何人にも諂ひ從はず、唯伎能を主とせり、數年の間に太卜の官は大に集まり增せり、

會上欲擊匈奴、西攘大宛、南收百越、卜筮至預見表象、先圖其利、及猛將推鋒執節、獲勝於彼、而蓍龜時日、亦有力於此、

【講義】武帝が匈奴を擊ちて西の方大宛を打拂ひ、又南の方百越の國を內屬せしめむとせらるゝに會ひぬ、是に於て卜筮の官は豫め吉凶の表象を見て、事に先だちて其の利を圖るに至る、又猛將が鋒を推し節を執り、敵と戰爭して勝つことを彼の地に獲るに至りても、蓍龜時日の卜ひが亦此の時に力を表はせり、乃ち猛將連の戰功も龜卜家の言が幾分かその勵みとなりて捷利を獲ることあり、

上尤加意、賞賜至或數千萬、如丘子明之屬、富溢貴寵、傾於朝廷、至以卜筮射蠱道、巫蠱時或頗中、素有眦睚不快、因公行誅、恣意所傷、以破族滅門者、不可勝數、百僚蕩恐、皆曰龜策能言、後事覺奸窮、亦誅三族、

【講義】武帝は尤も叡慮を用ひて龜卜の者に賞與を賜はること、或時は數千萬の多きに至る、龜卜家たる丘子明が屬のごときは、其の富裕にして身分の貴く天子に寵幸せられたるさまは、朝廷に竝ぶもの少なき程あり、卜筮を以て巫蠱咒詛の妖道を行ふ者を決知するにかの巫蠱の騷動の時に往々卜筮の決する所命中したり、又些少の怨ある者及び心に不快に思ふ

或以爲、昆蟲之所長、聖人不能與爭、其處吉凶、別然否、多中於人、

【講義】 或は思へらく、聖王は事に遭ひて吉凶を定めざることなく、疑を決するに之を見ざることなしと、其の神に稽へ問を求むる道を設くる者は思へらく、後世は道德衰微して、愚人尚智者を師とせず、人各、自ら安んじ、敎化分れて百家となりて互に爭ひ、道散じて際限なし、乃ち思ひ〳〵に意見を立て〻統一を闕く、故に神に稽へ問を求むるには、之を至微（蓍を指す）に推歸して精神を潔くするを要すと、或は思へらく、昆蟲（龜を指す）の長ずる所は聖德の人も與に爭ふこと能はずと、それが吉凶を分別し然ると否とを別つことは多く人に的中す、卽ち效驗あり、されば易道の興るは亦當然の現象なり、

至高祖時、因秦太卜官、天下始定、兵革未息、及孝惠享國日少、呂后女主、孝文孝景、因襲掌故、未遑講試、雖父子疇官、世世相傳、其精微深妙、多所遺失、

【講義】 漢の高帝の時に至りて、前代秦の龜卜を掌る官に因る、天下始めて定まりたれども戰亂未だ終息せず、孝景帝に及びては天子となりて幾何もなく崩ぜらる、呂后は女帝なり、孝文帝、孝景帝は古來の事例に因襲し、未だ其の理義を講じ試むるの暇あらず、父子相續して太卜官を受け世々相傳ふれども、其の精微にして深妙なる者は遺失して傳へぬ所多し、

【字解】 掌故、故式なり、疇、家業を世々相傳ふること、

至今上卽位、博開藝能之路、悉延百端之學、通一伎之士、咸得自効、絕倫超奇者爲右、無所阿私、數年之間、太卜大集、

參考するに卜筮を以てし、決斷するに蓍龜を以てす、是れ萬古不易の道なり、

【字解】蓍、メドギなり、メドギグサの莖を用ふ、後世竹を以て之に代ふ、

蠻夷氐羌、雖無君臣之序、亦有決疑之卜、或以金石、或以草木、國不同俗、然皆可以戰伐攻擊、推兵求勝、各信其神、以知來事、

【講義】蠻夷の氐羌の屬は君臣の次第なしと雖も、亦疑事を決する卜法あり、其の法たるや、或は金石を以てトし、或は草木を以てトす、國々其の習俗を同しうせず、然れども之に據りて以て戰爭を開始し、以て兵を進め勝ちを求むべし、各〻其の固有の神を信じて以て將來の事を知ればなり、

略聞、夏殷欲卜者、乃取蓍龜、已則弃去之、以爲龜藏、則不靈、蓍久則不神、至周室之卜官、常寶藏蓍龜、又其大小先後、各有所尙、要其歸等耳、

【講義】略〻聞く所に據れば、夏殷の時卜せむとする者は乃ち新に蓍龜を取り、已む時は之を棄て去る、以爲へらく、龜長く藏する時は、則ち靈妙ならず、蓍藏すること久しき時は、則ち神明ならずと、周室の卜官に至りては、平素蓍龜を寶として藏む、又其の大小の形先後の用各〻尊ぶ所あり、其の歸趣をもとむるに畢竟同じきのみ、皆以て吉凶を決するなり、

或以爲、聖王遭事無不定、決疑無不見、其設稽神求問之道者、以爲、後世衰微、愚不師智、人各自安、化分爲百室、道散而無垠、故推歸之至微、要潔於精神也、

となし、大耗小耗等を凶辰となし、以て生命の泰否時日物忌等の徵とする專門家、歷家、歷は暦と通用す、暦を見て吉凶を知るもの、天人家、錢大昕曰はく天一の誤か、藝文志五行三十一家に天一六卷泰一二十九卷あり、と云へり、天一は神名、宋均は北極神の別名となす、太一家、太一は星の名、傳へて十六龍を使令して、風雨水旱兵革飢饉疾疫を知るとするもの、以上七家に就きて皆日時を以て占す、故に龜卜占筮をも概して日者といふ本傳因りて名とす、

龜策列傳第六十八

太史公曰、自古聖王、將建國受命、興動事業、何嘗不寶卜筮以助善、唐虞以上、不可記已、

【講義】太史公曰く、古より聖德ある帝王の將に國を肇め、天命を受けて天子の業を興動せむとするに當り、何ぞ嘗て一人も卜筮を寶として尊び據りて以て善を助けざるものあらむや、皆之を寶として善を助けたり、唐虞の世以上の卜筮の事は載籍備はらざれば記するを得ざるなり、是寶に已むを得ずといふべし、

自三代之興、各據禎祥、塗山之兆從、而夏啓世、飛燕之卜順、故殷興、百穀之筮吉、故周王、

【講義】夏殷周の三代興隆してより、各〻卜筮に見はれたる禎祥に據れり、則ち禹王は塗山氏に娶らむとトして其の兆從即ち吉なりき、而して其の子啓世を嗣ぎて世襲の天子となれり、殷の始祖契の母簡狄玄鳥の兆ありて契を生む、因りて殷の世隆昌になれり、百穀の筮吉にして、周は王たりき、

王者決定諸疑、參以卜筮、斷以蓍龜、不易之道也、

【講義】王者諸般の疑はしき事を決定するに當り、

好む所と好まずして捨つる所との二者は苟に生活するの道なり、其の好む所に因りて之を成すべきなり、故に曰はく、宅を經營したり子に命したりするその遣り方を以て人物を觀察するに足る、子の其の所を得るあれば賢人と謂ふべしと云へり、

臣爲レ郎時、與二太卜一待詔爲レ郎者、同レ署、言曰、孝武帝時、聚二會占家一問レ之、某日可レ取レ婦乎、五行家曰、可、堪輿家曰、不可、建除家曰、不吉、叢辰家曰、大凶、歷家曰、小凶、天人家曰、小吉、太一家曰、大吉、辯訟不レ決、以レ狀聞、制曰、避二諸死忌一、以二五行一爲レ主、人取二於五行一者也、

【講義】 臣が郎の官にてありし頃、朝廷の卜を司る官人の郎とならむとして待詔してありしものと同宿してありしが、語りて曰はく、孝武帝の時、占筮家を召集して朝廷に聚めて問はるゝやう、某月某日は嫁入を行ふに吉日か否かと、五行家卽ち木火土金水を四時に分配して占ふを專門の術とする者は差支なしといふ、次に堪輿家卽ち地相學者は娶るべからずといふ、次に建除家卽ち建除以下の十二神を以て日の吉凶を定むる者は不吉なりといひ、又叢辰家卽ち星命及選擇家が生命時日物忌の占をなすものは大凶なりといひ、又歷家卽曆家は小凶なりといひ、又天人家は小吉なりといひ、又太一家卽ち太一神を主とする學者は大吉なりといひ、辯明紛訟して決せず、其の次第を天子に奏聞す、天子判決を下して曰はく、諸種の死忌を避けて五行を以て主とせよと宣せらる、其の謂は人は、木火土金水の五行に因りて成れるものなれば、宜しく五行家の說を主とすべしとの意なり、

【字解】 五行家、木火土金水の五大種の運行相生相尅に由りて吉凶を判ずる專門學、堪輿家、堪輿は天地の總名、卽ち天道地道に法とりて吉凶を判する專門學、今の家相學九星等のごとき類、漢書藝文志に堪輿金匱十二卷あり五行家に屬せり、建除家、建、除、滿、平、定、執、破、危、成、收、開、閉の十二辰を十二神となし、此を以て日の吉凶を定むる專門家、叢辰家、十二辰所隨の善神惡殺を叢辰といふ、天喜福德等を、吉辰

道義を稱揚して引用す、固に淺學短慮の人の能くする所にあらず、さて此の事は置きて卜筮者が名譽を千里の遠きにまで廣むるは亦往々なきにあらず、

傳曰、富爲上、貴次之、既貴各各學一伎能立其身、黄直大夫也、陳君夫婦人也、以相馬立名天下、齊張仲、曲成侯、以善擊刺學用劍、立名天下、留長孺、以相彘立名、滎陽褚氏、以相牛立名、能以伎能立名者甚多、皆有高世絕人之風、何可勝言、故曰、非其地樹之不生、非其意教之不成、

【講義】古人の書に曰はく、物資の豐饒なるを上とし、身分の位の高きは之に次ぐと、既に位高くして各、一の伎能を學びて其の身を立つるなり、黄直といふ者は男子なり、陳君夫といふものは婦人なり、馬の良否を見分くるを以て出世して有名なり、齊の張仲と曲成侯といふ二人は劍を投げて人を殺すことの上手なるを以て有名となる、留長孺といふ人は彘即ち小さき豕の良否を見分くるを以て有名なり、滎陽の褚氏は牛の良否を鑑定するを以て有名なり、能く伎能を以て有名となれる者甚多し、皆一世に傑出して他人よりも拔群なる風あり、一々擧ぐるに堪へざる程なり、故に古來傳へて曰はく、樹木も其の樹木に適せぬ地に植ゑたりとて生え繁らず、人も其の意なき者に教へたりとて、成業の見込なしといへり、是眞に爭ふべからざる論なり、

【字解】擊刺、劍を用ゐて人を刺すなり、張仲、張は姓仲は名、以相彘、彘は豕の子なり、曲成侯、曲成は地名、侯は爵、本書の高祖功臣侯者年表の索隱の註に據るに姓は蟲名は皐柔と云ふ、

夫家之教子孫、當視其所以好、好舍苟生活之道、因而成之、故曰、制宅命子、足以觀士、子有處所、可謂賢人、

【講義】夫れ家にて子孫を教養せむとするに、當然として其の子孫の好む所に注意して察すべし、其の

子之風、見性好解、婦來卜、對之顏色嚴振、未嘗見齒而笑也、

【解義】褚先生が曰はく、臣が郎の官たりし時、長安の中に游觀して卜筮者の賢大夫を見る、其の起居行步坐起の動作を觀察するに其の衣冠を整正して其の土地の人に對せり、其の容止君子の風なり、人の性相即ち人相を見て巧に理解して吉凶等を知る、婦人の來りて卜を賴むときは卜者は之に對して顏色嚴格に振動して未だ嘗て白齒を現はして笑ひしことあらず、

【字解】誓正、誓は整、通ず、又一說に誓は謹しむなり、謹直に正しくするなり、當鄉人ぞ、鄉人と雖ども必ず衣冠を正して之を待つをいふ、見性好解、性は性相なり好解は巧解と同義、顏色嚴振、嚴は寬の反、振は整なり、嚴格にして苟もせぬなり、

從古以來、賢者避世、有居止舞澤者、有居民間閉口不言、有隱居卜筮間以全身者、

【講義】古より以來賢人の世を避くると云ふことあり、されば草澤の中に居止して世を避くる者なり、民間に居て口を閉ぢて言はざる者あり、卜筮者の間に隱居して身を無事にして一生を暮すものあり、其の種類各同じからず、

【字解】居止舞澤、舞澤の義未だ詳かならず、舞は緐と相似たるを以て誤りて舞に作る、緐は蕪と同じ、蕪澤は衆草の繁蕪せる澤にて即ち草澤と云ふが如しと、恩田仲任の說に依る、

夫司馬季主者、楚賢大夫、游學長安、通易經術、黃帝、老子、博聞遠見、觀其對二大夫貴人之談、言稱引古明王聖人道、固非淺聞小數之能、及卜筮立名聲千里者、各往往而在、

【講義】夫れ司馬季主は、楚國の賢大夫なり、長安に游學して易經學問と黃帝老子の言に通達す、博く聞き遠見の明あり、今季主の宋忠賈誼の二大夫賢人に對する談話を觀察するに、其の口辯に、古代の聖人の

【講義】天地の曠々として博厚なる萬物の煕々として廣大なる、時に或は安く或は危くして一定せず、我等は果して如何にして此に處して宜さかを確知することなし、此の如き者なるが故に、我と汝と何ぞ彼の卜者の如き神聖なる事に關係する資格があらむや、彼の卜者は久しうして愈、安泰に我は官人なれば事へて愈、危し、是の比較の長短は彼の上述の莊氏が云はれたる義とて何ぞ此に異ならむや、誠に彼は羨ましき者なるかなと嘆息せり、

【字解】物之煕煕、煕は廣き意、曾氏之義、徐廣が説に莊に作る上文の莊氏之行の句より推せば固より莊に作るを是とす、乃ち上文に莊子曰君子內無飢寒之憂云々とあるを指して云へるなり、

久之、宋忠使匈奴、不至而還、抵罪、而賈誼爲梁懷王傅、王墮馬薨、誼不食、毒恨而死、此務華絕根者也、

【講義】久しくして後宋忠は匈奴に使す、匈奴に至らずして立戻りて罪に抵る、而して賈誼は梁の懷王の傅となる、王は馬より墮ちて薨ず、誼は食を取らず甚しく恨みて死す、所謂憤死す、此皆浮華を務めて其の根本を絕つ者なり、

太史公曰、古者卜人所以不載者多不見于篇、及至司馬季主、志而著之、

【講義】太史公が曰はく、古代の卜筮する者の本傳に載せざる所以の者は書物に見はれたる者無くして材料に乏しければなり、余多く本書に收錄せず、實は司馬季主の外に卜筮者なしといふにあらず、司馬季主に至るに及びてその事跡近代の人に屬して知るべきが故に余誌して之を本篇に著錄す、

褚先生曰、臣爲郎時、游觀長安中、見卜筮之賢太夫、觀其起居行步坐起自動、誓正其衣冠而當鄉人也、有君

乃相引屏語、相謂自歎曰、道高益安、勢高益危、居赫赫之勢、失身且有日矣、

【講義】宋忠と賈誼と家に歸りて居ること三日を經て、宋忠は賈誼に宮中の殿門の外にて行き逢ひたり、乃ち相近づきて人を避けて語る、相互に語りて自から歎息して曰はく、道德高き時は益〻安く、勢威高き時は益〻危しと知りぬ、隆盛なる勢力を有する者は且に身を失はむとする事目前に迫れり、

【字解】屏語、屏は人拂をする意、他の聞きを恐るゝなり、赫赫之勢、赫赫は盛なる貌、火の赤き義より事物の熾盛なる意に用ゐる目ざましき勢あるをいふ、

夫卜而有不審、不見奪糈、爲人主計而不審、身無所處、此相去遠矣、猶天冠地屨也、此老子之所謂、無名者、萬物之始也、

【講義】原來人の爲に卜者が卜筮して分明に知れぬ事ありても、謝禮に贈られたる財物を取返さるゝことなし、然るに仕官する者は、天子の爲に事を考へて分明ならぬ時は直に免官せられて身の措き處なし、然れば卜筮者と官人と大層な相違にて、譬へば猶人の禮裝に首に戴く冠と人の足に著くる履との相違のごとし、此こそ老子が謂はゆる無名は萬物の始といふ所なり、卽ち赫々の名無くして斯の如き卑汚の地に居ればこそ右の通りに氣樂生活を遂げ得ることなり、

【字解】不見奪糈、糈は卜を爲す時供するを糈と云ふ、轉用して卜者に謝する所の金品となす、無名云々、老子に無名天地之始と見えたり、

天地曠曠、物之熙熙、或安或危、莫知居之、我與若、何足預彼哉、彼久而愈安、雖「曾」氏之義、未有以異也、

を厭はず、故に千里馬といはるゝ騏驥は疲れたる驢と同列に馳するを得ず、而して鳳凰といはるゝ靈鳥は貧弱なる燕雀と相集まつて居らず、而して又賢人も亦愚なる者と同列にあらず、故に君子は平凡の羣聚と懸け離れて人より見下げらるゝ邊鄙の地に居て多數人の雜沓を避く、自から身を匿して普通人を避け又婉微に道德の順善なるを示して感化の力を以て羣害を除く、かくて天性を明かにし、天子を助け、人民を養ふ、されば其の功德利益を多くして尊き譽を求めず、是れ君子の道なり然るに今や公等がごときは只他に雷同す、定見なき者なれば何ぞ大人君子の大道を知らむや、

【字解】　騏驥、騏驥は千里馬なり、騏は馬の靑黑色の者なれど駿馬の意なり、驥も亦千里馬只其の駿足に取る、又騏驥にて人材の傑出したるものゝ意にも用ゐる、微見德順、微は婉微にして露骨ならざること、德順一に順德に作る、喁喁者也、聲相應和するなり、一說に衆人向ひ慕ふの義恰も群魚の上に向ふがごときを謂ふ、

宋忠賈誼、忽而目失、芒乎無色、悵然噤口不能言、於是攝衣而起、再拜而辭、行洋洋也、出市門、僅能自上車、伏軾低頭、卒不能出氣、

【講義】　宋忠賈誼兩人は恍惚として落膽し、茫然として顏色なく、悵然と恨しく思ひ口を噤みて物言ふこと能はず、是に於て衣の褄を取りて起ち、再拜して季主の許を辭し、出で行くに思案に暮れたる狀してありしが、市門を出でてより僅に能く自から體を車に上すを得て車に乘れば前の橫木に伏して頭を低れて卒に呼吸すらなすこと能はず、大に失望せり、

【字解】　芒乎無色、芒は罷倦の貌、又芒芒ともいふ、悵然、悵は望恨の意、長く望恨して忘れざるなり、噤口、凡そ聲を出さざるを噤といふ、沈默するなり、洋洋也、人の思想徬徨の貌といふ、途方に暮るゝ意、

居三日、宋忠見賈誼於殿門外、

主意、故言必稱先王、語必道上古、慮事定計、飾先王之成功、語其敗害、以恐喜人主之志、以求其欲、多言誇嚴、莫大於此矣、然欲彊國成功盡忠於上、非此不立、

【講義】 公等はかの談論家辯口者を見ざるか、事を慮り、計謀を定むるは必ず是の談士辯口家なり、然も只一言を以て天子の意を悦ばしむる事能はず、故に何か言はむとする時は必ず先王の事を引用して言ひ、談話には必ず上代の事を證據に云ひ立て、計を定むるには先王の成功せる事を立派に飾り云ひ、又其の失敗敝害の事を物語りて以て天子の志を或は脅迫し或は歡喜せしめ、以て我が欲を遂げむと求む、多言誇嚴は是より大なるはなし、然も國力を強くし功を成し忠を天子に盡さむと欲すること易にあらざれば立たず、

【字解】 多言誇嚴、既に上に見ゆ、

今夫卜者、導惑教愚也、夫愚惑之人、豈能以一言而知之哉、言不厭多、故騏驥不能與罷驢爲駟、而鳳皇不與燕雀爲羣、而賢者亦不與不肖者同列、故君子處卑隱以辟衆、自匿以辟倫、微見德順、以除羣害、以明天性、助上養下、多其功利、不求尊譽、公之等喁喁者也、何知長者之道乎、

【講義】 今卜者は、惑へる者を正しきに導き、愚昧なる者を敎ふるものなり、元來愚昧にして道に惑へる者は豈能く一言を以て之を知らむや、說明には多き

し上に居て敬せられ、下に居て害すとせざるは君子の行ふ所の法なりと、

今夫卜筮者之爲業也、積之無委聚、藏之不用府庫、徙之不用輜車、負裝之不重、止而用之、無盡索之時、持不盡索之物、游於無窮之世、雖莊氏之行、未能增於是也、子何故而云不可卜哉、

【講義】今夫又君見よ、卜筮する者の業たるや、之を積むも累り聚りて場塞ぎをなさず、僅少なる筮竹や算木があれば足れり、又之を藏するに府庫といふ大建物を用ゐず、又移轉するにも荷車を用ゐず、荷擔へにも重き程なく、その場に止まり、之を用ゐるときは千變萬化の占ひを現呈して盡き索くる時なし、此の盡き索くる無き神聖の物を持ちて宇宙無窮の世に自由に游び樂しめることは莊氏が行といふとも未だ是れより增すこと能はず、子は何故に左樣までに卜筮を不可といはるゝかといふ、

天不足西北、星辰西北移、地不足東南、以海爲池、日中必移、月滿必虧、先王之道、乍存乍亡、公責卜者言必信、不亦惑乎、

【講義】天は西北の方十分ならざる構造なり、故に星は西北方に移行して其不足を補ふ、地は東南不足す、故に海を以て池となして之を補ふ、日は天の中央に來れば必ず西に移る、月は滿月圓になれば又虧け行く、是自然の法則なり、先王の立てたる道は盈虚盛衰常に一定せず、されば大凡そ宇宙間の物事は何に限らず缺陷はある者なり、然るに公等は卜者の言辭の必ず信あるべきを責むとは亦道に迷へるものにあらずや、今少し活眼を以て看るべきなり、

公見夫談士辯人乎、慮事定計、必是人也、然不能以一言說人

錢、病者或以愈、且死或以生、患或以免、事或以成、嫁子娶婦、或以養生、此之爲德、豈直數十百錢哉、此夫老子所謂、上德不德、是以有德、

【講義】　且夫れ卜筮といふ者は、清淨に拂拭して坐を設け、其の冠帶を正しくし、然る後に事を言ふ、これ禮あるなり、其の吉凶を言ふに、神明の感應あることあり、かくて之を運用して忠臣は其の告ぐる所に基きて以て君上に事へ、孝子は以て其の親を養ふ、慈愛深き父は之に由りて以て其の子を養育す、此人を愛する道を盡せるものにて德あるなり、而も其の進退を決したる功に對する義務として、數十百錢を出して謝金とするものあり、大病人は癒ゆることもあり、又今や死なむとする人も其の方に從ひて生くることもあり、眼前に苦痛を訴ふる人も以て助かることあり、或は自分の女子を嫁し、或は男子の婦を娶ることもあり、或は生を養ひ命を長くする方法を得ることあり、此の利益の大なる豈只數十錢乃至百錢の僅少なる謝金の報ずべきものならむや、其の功莫大なるものなり、是老子がいひし無上の利益は利益と思はれず、卽ち眼前に知られぬ爲なり、

【字解】　以義云々、卜筮に謝する所以の者なり、下文の利大にして謝少といへる者なり、上德不德、其の謝の少なきを校せず、是を上德不德といふなり、

今夫卜筮者、利大而謝少、老子之云、豈異於是乎、莊子曰、君子內無飢寒之患、外無劫奪之憂、居上而敬、居下不爲害、君子之道也、

【講義】　今君試に見よ、卜筮は其の人を利する事大にして其の報酬少なきものを、老子の上德不德と云へること如何にも一致したるものならずや、莊子が曰はく、君子は心に飢寒の苦痛なく、身に劫奪の憂な

にあらず、今見よ、卜といふ者は、必ず天地の理に法り、春夏秋冬の序に象どり、仁義の道に從ひて、策を分ち卦を定めて、筮制を考へ、筮狀を正す、其の後に天地間一切の利害を判斷す、決して不明のものにあらず、

【字解】按式正棊、式は栻と通用す、古代に陰陽を推し吉凶を占する具、楓子棗心木を以て之を作るといふ、棊は筮の狀と見えて正棊とは卦を作る謂といふ、

昔先王之定國家、必先龜策日月、而後乃敢代、正時日、乃後入、家產子、必先占吉凶、後乃有之、

【講義】昔先王の國家を定むる時には、必ず先づ龜策と日月の運行とを考へて然る後に革命を行ひ政を爲し、時日を正し、その吉凶を占ひて出て入りをなし、若し又家にて產あれば必ず先づ吉凶を占して後に收養す、若し不祥なればその子は棄てゝ收養せず、右の如く內外萬事總べて龜卜に賴りて定めたり、

自伏羲作八卦、周文王演三百八十四爻、而天下治、越王勾踐倣文王八卦、以破敵國、霸天下、由是言之、卦筮有何負哉、

【講義】昔し伏羲氏が易の八卦卽ち乾兌離震巽坎艮坤の卦を作りしより、周の文王の各卦に六爻を配して三百八十四爻を敷衍し之を運用して天下平治せり、又越王勾踐は文王の八卦に倣ひて以て敵國を破り天下の諸侯の長となれり、(此の事未だ何に據るかを審にせず)是に由りて之を言へば、卜筮は何ぞ卑汙なりとして恥づる事あらむや、

且夫卜筮者、掃除設坐、正其冠帶、然後乃言事、此有禮者也、言而鬼神或以饗、忠臣以事其上、孝子以養其親、慈父以畜其子、此有德者也、而以義置數十百

禮、是僞也、

【講義】尚其の證據を云はゞ國內に盜賊出で來ても之を禁ずること能はず、外國歸服せざれども之を統一すること能はず、姦邪の者起れども、之を止むること能はず、官規は損じ亂るれども治むること能はず、四時の氣候不順なれども調節すること能はず、穀物豐熟せざれども適當に調ぶること能はず、若し謂ふがごとく才賢なる者にして是等を救濟せざるとならば、是眞心を盡さざる所なり、若し又其の才不賢にして官位に就きて恩賜の俸祿を受くるを幸として、眞の賢者に所を讓らぬならば是れ謂はゆる祿盜人なり、凡そ黨與ある者は立身せしめ、金錢多き者を禮するは是則僞なり、

【字解】夷貊、夷は外國の東方にある者の義より汎く外國の稱とす、貊は北狄の稱、耗亂、耗亂は損じ亂れて仕末のつかぬ意、歲穀、歲は年穀の成る意、不能適、適は猶調といふがごとし、利上奉、奉は俸と通用す、

子獨不見鴟梟之與鳳凰翔乎、

蘭芷芎藭弃於廣野、蒿蕭成林、使君子退而不顯、衆公等是也、

【講義】公等は只彼の鴟梟の惡鳥が靈鳥として尊む鳳凰と竝びて翔り飛ぶ不相當を見ずや、譬へば蘭芷芎藭などいふ名草は廣野に棄てられ、反りて蒿蕭のごとき雜草は盛に生ひ繁れり、卽ち君子をして退いて世に顯はれざらしむるは公等がごとき類なり、

【字解】蘭芷芎藭、蘭芷は香草、古は其の葉を以て香料となす、芎藭は全體芬馥なる草、又川芎といふ共に賢德才能の人に喩へたり、蒿蕭成林、蒿蕭は小人に喩へ、成林は勢を得て盛なるに喩ふ、

述而不作、君子義也、今夫卜者、必法天地、象四時、順於仁義、分策定卦、按式正棊、然後言天地之利害、事之成敗、

【講義】古へを述べて新に作らざるが、君子の謹愼なる筋道なり、乃ち物事を妄に私意を以て爲すべき

位、食飲驅馳、從姬歌兒、不顧於親、犯法害民、虛公家、此夫爲盜不操矛弧者也、攻而不用弦刃者也、欺父母未有罪、而弑君未伐者也、何以爲高賢才乎、

【講義】 初め官に任ぜらるゝ時に、自分の實力を一倍も增し加へて巧に詐ることをなし、實なき功名を言ひ立て、無實の事を書き立てゝ天子を欺き誣ふ、上位に居るといふ事を利用して尊貴となし、官に最初に試みられては我より賢れる者に其の職を讓らず、功績を擧ぐる時には僞を現はし示して眞實より增して功あるやうに取繕ひ、皆無の功を有功となし、少功を以て多く功ある者となし、而して便益と勢力と尊貴の位とを求む、又美食に厭き馬や車を驅りて處々に遊び廻はり美人を畜へ歌童を養ひ贅澤に暮せども、其の親の扶養を顧みず、國法を犯し、人民を害して朝廷の損害を來すものあり、是等の行爲は譬へば、竊盜をなして只矛や弧を執らざるだけの事なり、或は他を攻めて弓と刀とを用ゐざるに異ならざるものなり、斯の如き人物は父母を欺きながら幸に法律より免れて未だ有罪とならず、君を弑しながら僥倖にも未だ伐たれざる者にて、全く大罪を犯しながら免れて居る人物なり、何を以て高く賢しき人才となさんや、

【字解】 不操矛弧、矛は長き柄にて刃あり、敵を刺すに用ゐる者、弧は丸木弓なり、不用弦刃、弦は弓弦の義より弓の意とす、刃は刀の刃なり、是も刀の意に用ゐたり、

盜賊發不能禁、夷貊不服不能攝、姦邪起不能塞、官耗亂不能治、四時不和不能調、歲穀不熟不能適、才賢不爲是不忠也、才不賢而託官位、利上奉、妨賢者處、是竊位也、有人者進、有財者

ば、其の人の位地貴しとも尊敬せず、人の醜行あるを見れば、其の人の身尊きも吾が身を下して其の人を禮せず、若し地位を得たりとて其を喜とせず、若し其の地位を去りても心に殘り多き事と思はず、其の罪にあらざる時は憂き縄目に遇ふとも愧づべきことゝ思はず、心に病ましき所なければばなり、

今公所謂賢者、皆可爲羞矣、卑疵而前、孅趨而言、相引以勢、相導以利、比周賓正、以求尊譽、以受公奉、事私利、枉王法、獵農民、以官爲威、以法爲機、求利逆暴、譬無異於操白刄劫人者也、

【講義】今貴公等が謂はゆる賢人といふ者は皆眞の賢人に比すれば羞づべき行爲をなせる者なり、如何となれば、自から諂ひて前み、過度の謙遜をなして物言ふ又同類相引くに勢力を以てし、相導くに利益を以てし、相互に朋黨親厚し正人君子を擯けて他の榮譽を得むことを求め、而して俸祿を公家より受けながら私の利益を得ることを求むるのみに苦心努力し、國家の法を枉げて農民より過酷の收斂をなし、官名を以て威張道具となし、法規を以て機械として人を陥れ、利益を求めて道に逆ひ亂暴の行爲をなす、譬へば拔刀を以て人を脅迫するものと異なることなきものなり、いかんぞ之を賢者といふべき、

【字解】卑疵而前、卑疵は佞人の貌、自から卑しめ降すなり、孅趨而言、孅趨は謙遜に過ぐる意、足恭といふに同じ、乃ち巧みに佞ふること、比周賓正、比周は親厚なり、賓は擯と通ずシリゾクルこと、正は正人なり、受公奉、奉は俸と通用す、

初試官時、倍力爲巧詐、飾虛功、執空文、以誷主上、用居上爲右、試官不讓賢、陳功見僞增實、以無爲有、以少爲多、以求便勢尊

高く持ち上ぐることの由を重々しくいふなり、矯言、鬼神、矯は僞造妄託の意、

司馬季主曰、公且安坐、公見夫被髮童子乎、日月照之則行、不照則止、問之日月疵瑕吉凶、則不能理、由是觀之、能知別賢與不肖者寡矣、

【講義】司馬季主は兩人の言を聞き了へて曰はく、公且つ席に復して安坐せよ、言ふべき事あり、公等は彼の元服せぬ童子を見らるゝならん、彼は日月の照す時は行き、照さざる時は則ち止まる、其の身は日月と共に進退すれども、之に日月の蝕することや吉凶の沙汰を尋ぬれば條理を解する能はず、世人は概して此類なり、是に由りて觀れば賢と愚とを分別することを知れるものは多からず、

【字解】日月疵瑕、日蝕月蝕を云ふ、

賢之行也、直道以正諫、三諫不聽則退、其譽人也、不望其報、惡人也、不顧其怨、以便國家利衆爲務、故官非其任不處也、祿非其功不受也、見人不正、雖賢不敬也、見人有汚、雖尊不下也、得不爲喜、去不爲恨、非其罪也、雖累辱而不愧也、

【講義】賢なる人の行爲は道を直くして正しく諫む、三たび諫むるに聽かれざる時は則退去す、其の賢人若し人を譽むときは公平にして爲に其の報酬を得むと欲せず、若し人を惡むときは嚴正にして其の怨を顧み畏れず、而して只國家に便に一般人を利するを以て吾が務めとなせり、故に官に居るには其の適任の官にあらざれば居らず、俸祿も其の功にあらざる時は之を受けず、人の行爲の正しからざるを見れ

る所の人はいかなる人ぞ、又高尙なる人と思ふは何人ぞ、我は之を問はむと思ふなり、何故に此の長者たる我を侮蔑して吾が隱居卜筮を卑しといふやと反問す、

二君曰、尊官厚祿、世之所高也、賢才處之、今所處非其地、故謂之卑、言不信、行不驗、取不當、故謂之汙、

【講義】宋忠賈誼二君の曰く、尊き官に居て莫大の祿を受くる事は、世間にて高尙の位置とし、賢人亦其の地位に處りて仕ふ、今は先生の處る所適切の地にあらず、故に之を卑下なりといふ、言ふ所信實なし、行ひも驗なく、不當なる見料を取る、故に之を汙はしといふ、

夫卜筮者、俗之所賤簡也、世皆言曰、夫卜者多言誇嚴、以得人情、虛高人祿命、以說人志、擅言禍災、以傷人心、矯言鬼神、以盡人財、厚求拜謝、以私於己、此吾之所恥、故謂之卑汙也、

【講義】君試に見よ、卜筮といふ者は、世間俗人の賤簡卽ち賤しみ粗略する所なり、世人皆言ふ、夫れ卜筮は徒に多く言を弄び誇誕にして人情を得るなり、徒に人の宿命を高貴なる樣に言ひ做して人の志を悅ばしめ、擅に禍福災難のことを言ひて人の心を傷ましめ、鬼神の不可思議を言ひ以て人の錢金を出さしめ、厚く謝禮を求めて私腹を肥やす、此れ吾が恥づる所なれば、此の理由にて卑汙の行ひなりとはいふなり、

【字解】所賤簡也、簡は略なり賤しく手輕のものとして、さのみ高尙なるものとせぬ意なり、多言誇嚴、多言は多辯と同じ誇は誇張なり嚴は譀と通ず、說文に譀は誕也とあり、高人祿命、祿命は人は生るゝ初より自然に定まれる運命なり、虛高はその實無くして

ひの外、以前の話を總括する樣子なれば注意して耳を傾くれば、天地開闢以來今の世の今日に至れるまでの事より始めて日月星辰の運行の規則を分別し、又仁義の實際活用問題を次第を立てゝ辯解し、又吉凶の瑞徵等を列擧して說明する所、少しも淀みなく、其の流暢なる辯舌は二三千言を連ねたるが、皆々道理に外れたることなく頗る明確なり、

【字解】星辰之紀、星は四方の中星、辰は日月交會の所、尙云はゞ中星は二十八宿、其の人の目に見ゆるを星といひ、其の運行の時を辰といふ、紀とは交會の所なり、吉凶之符、符は驗なり、シルシと訓ず、

宋忠賈誼瞿然而悟、獵纓正襟危坐、曰、吾望先生之狀、聽先生之辭、小子竊觀於世、未嘗見也、何居之卑、何行之汙、

【講義】宋忠と賈誼とは之を聽きて今更に大に驚きて自己の不學に心付きて、冠の緖を正し、襟をかき合せ、行儀を改めて膝をつきて坐して謹みて司馬季主を禮して曰く、吾は今先生の風を仰ぎ見て先生の御辭を承はるに、全く世に類を見ず、小子心私に世上の大家を觀るに未だ嘗て先生のごときを拜したることなし、然程非凡なる御方の如何なれば、かゝる町中にありてかく卜筮などして生活してあらるゝかと怪しむ所なりといふ、

【字解】瞿然、驚き懼るの貌、獵纓、獵は攬なり、錢大昕曰く、獵と攬と聲相近しと、

司馬季主捧腹大笑曰、觀大夫類有道術者、今何言之陋也、何辭之野也、今夫子所賢者何也、所高者誰也、今何以卑汙長者、

【講義】司馬季主は之を聞きて可笑しく思ひ腹を抱へて大に笑つて曰はく、大官等が風采を觀ずれば學問藝術ある人のごとし、然るに今何ぞ言語の固陋にして文辭の粗野なるや、今諸公が見て以て、賢人とす

といふ程の人は、顯れて朝廷に居らざる時は、必ず隱れて卜筮者か又は醫者として市中にありとなり、今吾已に朝廷に立つて、三公九卿の重職にある者より乃至朝士郎ち在京の官員を見るに、皆其の人材の程は非凡ならぬを知れり、されば人物を求めむには必ず卜筮社會に就きて其の風采を觀察せむと思ふなりといふ、

【字解】朝士、汎く京朝の官にある人を稱する名、卜數中、卜數は術數といふに同じともいへど、易は大衍の數を用ゐて筮すれば、卜者といふに見るべし、觀采、采は風采なり、遺才隱賢の卜醫中にあるべければ、之きて其の風采を觀むといふなり、

二人即同輿而之市、游於卜肆中、天新雨、道少人、司馬季主問坐、弟子三四人侍、方辯天地之道、日月之運、陰陽吉凶之本、

【講義】宋忠と賈誼との兩人は直に與に同乘して市に之いて卜筮者の多く居る店に遊びぬ、其の折、天新に雨降りて道路に行人少なし、司馬季主も閑暇にて席に就きて居り弟子三四人程其の側に侍坐して、今しも天地の道、日月の運行乃至陰陽吉凶の本源を辯明してあり、

二大夫再拜謁、司馬季主視其狀貌、如類有知者、即禮之、使弟子延之坐、坐定、司馬季主復理前語、分別天地之終始、日月星辰之紀、差次仁義之際、列吉凶之符、語數千言、莫不順理、

【講義】宋忠賈誼の二大夫謹んで再拜して司馬季主に謁す、司馬季主も二大夫の容貌威儀を視るに智識ある人なるがごとくに見て取りしかば、直に之を禮して弟子に命じて召び入れて自身の側に坐せしむ、愈、席に就きて見れば、司馬季主は何か言ふかと思

【講義】古代より天命を受けて天下を統一して帝王となる、帝王の天下統一して國家を組織するには、何時とてか卜筮を以て天命のある所を決斷せざるものあらむや、而も其の事は周の代に於いて尤も甚盛なりき、秦の代に及びて卜筮を用ひし證を見るべし、代王卽ち漢の孝文帝が代王より入りて天子となる時猶豫したりしを、卜者の言に一任して去就を決したり、されば太卜の起るは漢室の興隆の時より有るなり、

【字解】代王之入、代王は卽ち孝文帝の王たりし時の名、入るは王より入りて宗家の嗣となりしをいふ、任於大卜、事は史記孝文本紀に委し、

司馬季主者、楚人也、卜於長安東市、宋忠爲中大夫、賈誼爲博士、同日俱出洗沐、相從論議、誦易先王聖人之道術、究徧人情、相視而歎、

【講義】司馬季主は楚の人なり、長安の東市に賣卜す、時に宋忠は中大夫の官たり、賈誼は博士の官たり、同日に打連れ立ちて五日毎に一日の休暇を賜はりて家に歸る日に當りしかば、相從つて論議す、易が先王聖人の研究に成れる學問にして、人情の極微を穿てる事を記憶のまゝに口ずさみて互に顏を見合せてその神聖なることを歎息す、

【字解】司馬季主、司馬は姓季主は名、俱出洗沐、漢の官人は五日に一日の休暇を賜ひ此の日を以て沐浴せしむる定なり、之を假といふ、字書に休沐也と見えたり、誦易、張文虎曰く、御覽引誦易作講習、今本誤と、今按ずるに舊に仍るも可なり、

賈誼曰、吾聞古之聖人、不居朝廷、必在卜醫之中、今吾已見三公九卿朝士大夫、皆可知矣、試之卜數中以觀采、

【講義】賈誼宋忠に謂つて曰はく、吾聞く、古の聖人

子之才能、誰最賢哉、辯治者、當能別之、

【講義】 以上述べたるがごとく西門豹は鄴の令となりて功績ありしかば、其の名譽は廣く世の中に聞え、其の恩澤は遙に後世に及びて、絶ゆる時なし、豈、賢明なる政治家にあらずと謂ふべけむや、即ち立派なる賢大夫なり、古人の書に曰はく、春秋時代の鄭の相子產といふ人が鄭の國を治めし程は子產の善政に感じて民人敢て欺くこと能はず、皆自から行を潔くせり、又同時代の宓子賤が單父を治めし程は、民人其の行跡に感じて之を欺くに忍びざりき、今西門豹が鄴を治めし時に、民は決して欺く行爲なしといふ、以上子產子賤と西門豹と三大人物の才能は誰か最第一の賢者とすべきか、今劇に斷定し難し、治め方を辨別する者は當然能く三大人物の優劣を分別すべきなり、因りて今予は此に斷言せずと、

【字解】 幾可謂非賢大夫哉、幾は豈と通ず、子產治鄭、本書鄭世家參看、子賤治單父、單父は魯の邑、此事は呂氏春秋察賢篇に見えたり、宓子賤は孔子の弟子宓子齊の字なり、辯治者當能別之、辯は辨と同じ、別なり、魏文帝（曹丕）問三不欺（民不能欺民不忍欺民不敢欺）於君德孰優　太尉鍾繇司徒華歆司空王朗對曰、臣以爲君任德則臣感義而不忍欺君任察則臣畏覺而不能欺君任刑則臣畏罪而不敢欺任德感義與夫導德齊禮有恥且格（論語爲政篇に見ゆ）等趣者也、任察畏罪與夫導政齊刑免而無恥同歸者也と、

日者列傳第六十七

卜筮者司馬季主の傳なり、日時の吉凶を占候するを以て卜筮を日者といふ、

自古受命而王、王者之興、何嘗不以卜筮決於天命哉、其於周尤甚、及秦可見、代王之入、任於卜者、太卜之起、由漢興而有、

弟、雖患苦我、然百歲後、期令父老子孫思我言、至今皆得水利、民人以給足富、

【講義】其の時に當りて人民は渠を治むる爲に要する些少の煩苦をも厭ひて渠を造るを欲せず、豹曰はく、古より傳へていふ人民は仕上げを樂しむ事は得れども、最初より事を相談すること難きものとかいふ、只今鄴の父老子弟一般に、我が設計したる工事を困苦すとはいへども、然も後世に至らば必ず諸氏の子孫等をして我が言の眞價を誠に思ひ知らしむる事あるべしといへり、果して此の十二渠の成れるが爲に後世まで皆用水の便を得て、一般土地の者が富裕に生活するを得たるは豹の功績莫大なりといふべし、

十二渠經絶馳道、到漢之立、而長吏以爲、十二渠橋、絶馳道、相比近、不可、欲合渠水、且至馳道、合三渠、爲一橋、鄴民人父老不肯聽長吏、以爲、西門君所爲也、賢君之法式、不可更也、長吏終聽置之、

【講義】さてかの十二の堀割の大河は天子の行幸の通路を横斷したれば、漢の世に至りて、長吏即ち縣吏の尊者思へらく、十二堀割の架橋は行幸の通路を横斷して相接近せるは甚宜しからず、因りて堀割を合せて大きくし三渠を一にして一橋を架設せむとす、時に鄴の民人の年長の尊者皆之を承知せず、思ふやう此の十二渠は西門君がなし置かれし所なり、賢君の遺されたる法式は變更すべきものにあらずといへば、長吏も終に其の儘に差置かれたりといふ、是西門豹の遺業の百歲の後に生きたるものなり、

故西門豹爲鄴令、名聞天下、澤流後世、無絶已時、幾可謂非賢大夫哉、傳曰、子產治鄭、民不能欺、子賤治單父、民不忍欺、西門豹治鄴、民不敢欺、三

且破額、血流地、色如死灰、

【講義】 西門豹は筆を頭に挿し體を折り曲げて恭敬の態度にて河に向ひて立ちて返事を待つこと良々久しくす、長老吏及び傍に見物して居りたる者の驚き恐れたるは言ふばかりなし、西門豹顧みて曰はく、巫嫗等も三老も來り還りて復命せず、之をいかにすべき、此の上は只官屬の廷掾と土地の豪家の人達の一人とをして入りて催促せしめむと欲す、誰かゆくものぞといへば、皆々頭を地に打つけて謝す、容易に許さねば、頭を叩きつけて且に額を打破らむばかりなるが、血は地上に流れて、面色は火の冷えたる灰のごとくなりて只管に宥免あらむことを乞ふ、

【字解】 簪筆磬折、簪筆とは毛髪を以て筆を頭に卷き挿みて冠の前にて髻華となすにて、禮に備ふる意、筆は首に挿みおきて事あれば笏に書す古人の法なり、磬折は體を前に曲めて揖すること石磬の形のごとくするなり、

西門豹曰、諾、且留、待之須臾、須臾、豹曰、廷掾起矣、狀河伯留客之久、若皆罷去歸矣、鄴吏民大驚恐、從是以後、不敢復言爲河伯娶婦、

【講義】 西門豹は曰はく、承知せり、暫時留まりて之を待たんといひて待たせたる後に、曰はく、廷掾等は起立せよ、河伯が我より送れる使者を久しく抑留して返さぬ模樣を認めたり、因りて汝等は最早用事了はりたれば此處より歸り去るべし、とて其の他の者を歸しぬ、鄴の吏民は此の奇拔なる處置に驚き西門豹を恐れて是の以後は敢へて復河伯の爲に婦を娶らむといふことを口にせざるやうになれり、

西門豹卽發民、鑿十二渠、引河水灌民田、田皆漑、

【講義】 西門豹は奇計を用ゐて民害を除きてより直に人民を徴發して十二の大渠を開鑿し、河水を引きて民田に灌ぐに、田地は皆能く水を得て耕作に便利を得たり、

當其時、民治渠少煩苦、不欲也、豹曰、民可以樂成、不可與慮始、今父老子

將女出帷中、來至前、豹視之、顧謂三老巫祝父老曰、是女子不好、煩大巫嫗爲入報河伯、得更求好女、後日送之、卽使吏卒共抱大巫嫗投之河中、

【講義】西門豹曰はく、河伯の嫁たるべき女子を呼び來れ、吾其の美なるか美ならざるかを檢査せむといへば、卽時に其の女子を例の帷張りたる中より出し來りて西門豹の前に至る、豹は女子を檢査し顧みて、三老乃至巫祝父老一同の係の者に向つて曰はく、是の女子は美人ならず、河伯の心に叶はざるべし、大巫嫗卽ち巫の大先達に苦勞をかけん、吾が爲に使者となりて河中に入りて河伯に申せ、今より更に美女を選みて美女を得むには他日之を送るべしと申せとて、卽座に吏卒に命じて共に打寄りてかの大巫嫗を抱へて河中に投げ込ましむ、

有頃、曰、巫嫗何久也、弟子趣之、復以弟子一人投河中、有頃、曰、弟子何久也、復使一人趣之、復投一弟子河中、凡投三弟子、西門豹曰、巫嫗弟子是女子也、不能白事、煩三老、爲入白之、復投三老河中、

【講義】やゝ暫くして西門豹は曰はく、巫嫗は何故に久しく出で來らざるか、弟子往いて催促せよとて、復一人の弟子を河中に投入れぬ、暫くして又曰はく、弟子何故に久しく來らざるか、更に一人を遣りて催促させんとて復一人の弟子を投ず、かくて終に三弟子を投じぬ、西門豹曰はく、巫嫗の弟子は是皆女子なれば、河伯を畏れて事狀を正しく申すこと能はぬならむ、今度は三老を煩はさむ、入りて能く事狀を河伯に申せとて、今度は三老を河中に投げ入れたり、

西門豹、簪筆磬折、嚮河立待良久、長老吏傍觀者、皆驚恐、西門豹顧曰、巫嫗三老不來還、奈之何、欲復使廷掾與豪長者一人入趣之、皆叩頭、叩頭

取之、以故多持女遠逃亡、以故城中益空無人、又困貧、所從來久遠矣、民人俗語曰、卽不爲河伯娶婦、水來漂沒、溺其人民云、

【講義】故に人家にて美女ある者は、大巫祝が河の神の爲に女子を取り去らむことを恐れ多數の者は女子を携へて遠方に立去るなり、此の故に鄴の地は益、人烟空しく戶口減少す、而も殘れる家は賦斂に苦しみて困難して貧窮なり、是其の由來甚久しきものなり、土地の人民の俗語に曰はく、若し河の神の爲に婦を娶らざる時は、其の祟にて大水來りて人家を漂沒して其の人民を溺死せしむといへり、

西門豹曰、至爲河伯娶婦時、願三老巫祝父老送女河上、幸來告語之、吾亦往送女、皆曰、諾、

【講義】西門豹が曰はく、河伯の爲に婦を娶らむ時に至らば、汝等願ひて三老及巫祝父老に、その女を河の邊にて送らしめよ、其時には何卒來りて吾に告げ語れ、吾も亦往いて女を送らむといふ、一同は皆承知せりといへり、

至其時、西門豹往會之河上、三老官屬豪長者里父老皆會、以人民往觀之者三二千人、其巫、老女子也、已年七十、從弟子女千人所、皆衣繒單衣、立大巫後、

【講義】愈、女子を河伯に送る期日に至るや、其の報知に依りて、西門豹は往いて河の邊に會す、三老官屬及び土地の豪家又里の年長者等一同に來り會す、其の他人民にして見物せる人は二三千人の多數に達す、而して其の巫といふのは年老いたる女子にして年は今や七十歲ばかり、弟子の女千人程を引連れたるが、皆々上等の絹の單衣を著して巫の先達の後に立てり、

西門豹曰、呼河伯婦來、視其好醜、卽

豹問其故、對曰、鄴三老廷掾常歲賦斂百姓、收取其錢、得數百萬、用其二三十萬、爲河伯娶婦、與祝巫共分其餘錢持歸、

【講義】 豹は其の故を問ふ、對へて曰はく、鄴の三老廷掾等、毎歳百姓に割り附けて税を取り其の錢を一括すれば二三百萬金を得るなり、而して其の內より二三十萬金を用ゐて河の神の爲に婦を娶る費用に使ひ、祝巫と共に其の剰餘金を分ちて持ち歸るなり、

【字解】 鄴三老廷掾、三老は亭の三老なり、十里に一亭、十亭に一鄕、一鄕に三老あり、敎化を掌る者、賦斂、賦は田賦、斂は收聚なり、祝巫、祝は神官、言を以て神に告げて主人の爲に福を祈る者、巫は舞を以て神を降し主人の爲に祈禱する者即ちミコ、

當其時、巫行視人家女好者、云是當爲河伯婦、卽娉取、洗沐之、爲治新繒綺縠衣、閒居齋戒、爲治齋宮河上、張緹絳帷、女居其中、爲具牛酒飯食、行十餘日、共粉飾之、如嫁女牀席、令女居其上、浮之河中、始浮、行數十里乃沒、

【講義】 其の時に當りて巫は人家を巡視して女子の美貌なるがあれば、之を見て曰はく、是は當然河の神の婦となるべきものなりとて、卽時に迎へ取りて、沐浴せしめ、女子には新調の上等の絹綾の衣服を著せ、閑處に居き物忌して身を淨め、爲に其の物忌の殿舍を河のほとりに造りて、此に黄赤色の上等の絹の帷を張りまはせば、女は其の中に居りて、爲に牛酒飯食の上等食を具へ此の如き禮式を行ふこと十日餘りに至れば、共に力を合せて粧飾を施すこと宛も女子を嫁入らしむる床席のごとくにす、かくて女子をして其の床席の上に居らしめ之を河中に浮ぶ、浮き始めてより二三十里ばかりも行けば水中に沒入す、無慚といふも愚かなり、

其人家有好女者、恐大巫祝爲河伯

を聞きて之を稱するか、何處で之を受けたるぞと問はる、對へて曰はく、之を文學の卒史王先生といふものより受けたり、

帝曰、今安在、對曰、在宮府門外、有詔、召拜王先生爲水衡丞、以北海太守、爲水衡都尉、

【講義】武帝曰はく、其の文學卒史は今何處にあるぞと、對へて曰はく、今は現に宮府の門外に臣と與に來りて在りといふ、詔あり召して王先生を拜して、水衡の丞となす、北海の太守を以てその長官たる水衡都尉となす、

【字解】水衡丞、水衡は官名、上林苑を掌り又主税の務を兼ね後に水軍を主る官となる、都尉は上官、丞は下官、

傳曰、美言可以市、尊行可以加人、君子相送以言、小人相送以財、

【講義】古人の書に曰はく、立派なる言は以て人に賣りて利益を收むべし、尊き行は以て人の上に仕向くるを得べし、又有德の者は互に送るに善言を以てし、賤人は互に送るに金錢を以てすといへり、これ著者が人に言を以て送れば、永久の寶となり、金錢を送れば僅に一時の利なる事をいひて王先生の言を賞したるなり、

○魏文侯時、西門豹爲鄴令、豹往到鄴、會長老、問之民所疾苦、長老曰、苦爲河伯娶婦、以故貧、

【講義】戰國時代魏の文侯の時に、西門豹といふ人、鄴縣の令となる、豹は出發して鄴に到りて年長者を集めて人民の苦痛とする所は何事なるかを問ふ、年長者の曰はく、此の地の風俗として河の神の爲に新婦を娶ることあり之を苦疾とす、其の爲に人民貧困に陷れりといふ、

【字解】河伯、河伯は河の神なり、華陽潼鄕の人、姓は馮、名は夷といふもの、河中に於いて溺死し、遂に河伯となりて婦を娶るといふ俗說のありし事正義に見えたり、

子卽問君何以治北海令無盜賊君對曰何哉、

【講義】太守宮府に入りて跪き拜する時に、王先生宮府の戶郎に語りて曰はく、願くば我が爲に吾が君卽ち太守を呼びて門內に至りて遙に語らしめよといふ、戶郎は爲に太守を呼ぶ、太守來りて王先生を望見せし時、王先生曰はく、天子若し君に何を以て北海を平治せしめて盜賊なからしめしかと問はれむ時に、君は何を以て對へむとせらるゝかと問ふ、

【字解】戶郎、官の名、門を守ることを掌る、

對曰、選擇賢材、各任之以其能、賞異等、罰不肖、王先生曰、對如是、是自譽、自伐功、不可也、願君對言、非臣之力、盡陛下神靈威武所變化也、太守曰、諾、

【講義】太守は曰く、我は問に對へて曰はんとす、賢人を拔擢して各之に適當の事を任せて其の手腕を十分に揮はしめ、他に超絕したるものを賞し、下劣の者を罰すと、王先生曰はく、若し對へが此のごとくならば、是れ自身を譽め上げて其の功を自負するものなれば甚不利なり、願はくは君は、天子の御問に對してかく言へ、是は決して臣が力にあらず、皆盡く陛下の御威稜が北海の風俗を變化せしなりと對へ給へといへば、太守は承知したり、

召入至于殿下、有詔問之曰、何以治北海、令盜賊不起、叩頭對曰、非臣之力、盡陛下神靈威武之所變化也、武帝大笑曰、於呼、安得長者之語而稱之、安所受之、對曰、受之文學卒史、

【講義】太守は召されて殿下に至る、詔ありて問ふて曰はく、何を以て北海を治めて盜賊起らぬやうにせしめたるぞと、太守低頭平身して曰はく、是は臣が力の致す所にあらず、盡く陛下の御威稜の然らしめたるものなりと申す、武帝大に笑つて曰はく、あゝさても立派なる言葉かな汝は何人から此の有德者の言

のありしよりも多かりしといふ、

【字解】昔者齊王云々、此の文前に承接すること無し、蓋し錯簡の文ならんと云へり、

○武帝時、徵北海太守、詣行在所、有文學卒史王先生者、自請與太守俱、吾有益於君、君許之、

【講義】武帝の時に、武帝は北海郡の太守を召し寄せられて、天子の御出先の御座所に詣らしむ、其の際に文學の卒史郎ち百人組の書記王先生といふものあり、自から出で願ひて曰はく、太守と與に上京せむと、吾必らず君に益する事あらむ、君之を許し給へと云ふ、

【字解】徵北海太守、索隱に漢書を引いて宣帝徵勃海太守龔遂、非武帝時、此諸先生記謬耳、と云へり、

諸府掾功曹白云、王先生嗜酒、多言少實、恐不可與俱、太守曰、先生意欲行、不可逆、遂與俱行、至宮下、待詔宮府門、王先生徒懷錢沽酒、與衛卒僕射飲、日醉、不視其太守、

【講義】諸府の吏員等は一樣に太守に告げて曰はく、王先生は酒を嗜みて多辯なる上に虛言のみいふ人なれば、恐らくは同行すべからずと、太守曰はく、王先生の心中に同行せむと欲する以上は反對することを得ずとて遂に同行することゝなりて、宮の下に至りて宮府の門に於て詔を待てり、然るに王先生は何の爲ともなく、只金錢を懷中して酒を沽ひ衛卒僕射などいふ一類のものと酒宴し、日日醉ひつぶれて少しも其の太守を見向き爲ず、

【字解】諸府掾功曹、諸府の吏員を指す解前にあり、沽酒、沽は酤と同じ、酒を買ふ意、衛卒僕射、衛卒は詹事に屬し、門衛等の事を掌る、僕射は武を以て警衛する官、

太守入跪拜、王先生謂戶郎曰、幸爲我呼吾君至門內、遙語、戶郎爲呼太守、太守來望見王先生、王先生曰、天

先生の決して只者ならざることは知るべし、

【字解】 敖倉、敖は山の名、河南滎澤縣の西北にあり、山上に城あり、秦の代倉を其の中に置くに因りて敖倉といふ、以手擊頭、非常に滿足する貌、

○昔者、齊王使淳于髡獻鵠於楚、出邑門、道飛其鵠、徒揭空籠、造詐成辭、往見楚王曰、齊王使臣來獻鵠、過水上、不忍鵠之渴、出而飮之、去我飛去、吾欲刺腹絞頸而死、恐人之議吾王以鳥獸之故、令士自傷殺也、鵠毛物、多相類者、吾欲買而代之、是不信、而欺吾王也、欲赴他國奔亡、痛吾兩主使不通、故來服過叩頭、受罪大王、楚王曰、善、齊有信士若此哉、厚賜之、財倍鵠在也、

【講義】 昔齊王は淳于髡をして鵠を楚王に獻上せしむ、髡はいかゞ思ひけむ、齊の邑門を出離るゝと途中にて鵠を飛ばし、空籠を揭げて詐の言を造りて文言を拵へ、往いて楚王に見えて曰はく、齊王は臣をして來りて鵠を獻上せしめむとす、臣命を受けて國を發し水上を通過する時に鵠の咽の乾きたるを見かねて、之を籠より出して水を飮ませむとせしに突然に飛び去りぬ、臣其の失錯と心付きて切腹若しくは頸を絞りて死せむと思ひしかど、又思ふにかく相果てむに他人が吾が王は鳥獸の爲に一人の士をして自殺せしめたりと評せむ、夫鵠は鳥類にて相類したるもの多かるべし、吾は因りて金を以て前と同樣の鵠を買ひて獻上せむとも思ひしかど、かくては虛言を設けて吾が王を欺くなり、因りて又他國に出奔して罪跡を晦まさむかとも思ひしが、かくては吾が兩國の王の使者往來絕えて仕舞むかと恐れ、其の爲に態々來りて過失を申し出で、低頭平身して處分を仰がむとは致すなりといふ、楚王之を聞いて曰はく、汝の言甚だ善し、齊王にかくも忠實の臣あるかとて感賞ありて厚く賜物を下されたるが、其の賞品は反りて鵠

きが世にいふ表面に賤者の服を衣て寶を懷く者、即ち貧賤にして德ある人といふものか、其の貧困なりし時に當りて人誰も顧みる者もあらざりしを、其の貴きに至りては、爭ひて之に追從す、古より俗にいひ傳へたる語に、馬を選拔せむとて視る時に瘦せたる馬なるを見て良馬と知らずして見失ふことあり、人物を相するに貧困なるを見て賢者と知らずして選拔するを過つといへるは此の東郭先生に於ける世人觀の如きを謂ふならむか、

【字解】佩青緺、緺は綬の紫青色をいふ、二千石は銀印青綬なり、所以同官、何焯曰く以は與と同じトモニと訓ずと、衣褐懷寶、褐は布に毛を織りて作れる物、賤者の服なり、賤者の服を着て玉を懷くは內に德あるに喩ふ、老子の語、

王夫人病甚、人主至自往問之、曰、子當爲王、欲安所置之、對曰、願居洛陽、人主曰、不可、洛陽有武庫敖倉、當關口、天下咽喉、自先帝以來、傳不爲置王、然關東國莫大於齊、可以爲齊王、王夫人以手擊頭呼幸甚、王夫人死、號曰齊王太后薨、

【講義】記者は東郭先生が何故に衞青に王夫人に取り入ることを敎へたるかに就いて附加して曰ひけるに、王夫人大病に罹りぬ、天子自身其の住所に往きて疾を問はるゝ序に、汝が子は自然王となるべきが、何處に置かむとするかと問はる、對へて曰く、願はくは洛陽に居らしめむと、天子曰はく、其の事のみは不可なり、其の故は、洛陽は武庫即ち武器の收藏せる所と敖倉即ち兵粮倉とありて關口に當れり、天下の樞要地なれば、御先祖以來國法として、此所に王を置くことを得ず、然も關東の國は齊の國より大なる國なし、此所に王として以て齊王となすべしとありしかば、王夫人大に喜びて自分にその手を以て頭を擊ちて幸甚と呼ぶ、さて王夫人の死するや、齊王の太后薨ずといふ名義にて發表あり、武帝は此の如く王夫人を寵愛したる者なり、東郭先生は此の消息を知れるが故に、衞青に敎へたるなり、さても之を觀ても東郭

召東郭先生、拜以爲郡都尉、

【講義】武帝其の由を聞し召して曰はく、大將軍は謹敕の人なれば此のごとき振舞をなすことを知らぬ筈なりと、因て衞青に之を問はれたるには何處よりかゝる計事を聞きつけたるかと、衞青對へて曰はく、此の計は待詔の者東郭先生より受けたりと申す、武帝は寵夫人の爲に計りたるを悅びて詔して東郭先生を召して拜して郡の都尉となせり、

東郭先生久待詔公車、貧困饑寒、衣敝履不完、行雪中、履有上無下、足盡踐地、道中人笑之、東郭先生應之曰、誰能履行雪中、令人視之、其上履也、其履下處、乃似人足者乎、

【講義】東郭先生久しく公車門に待詔して奉仕の途なき爲に、貧困にして饑寒に陷りぬ、衣は敝れ履も亦破れて完全せず、雪中を步行すれば、履は上のみありて下の底はなし、足にて地を踐む爲に足のまゝの形の雪の上に印するを見て途次に行き逢ふ人々は之を笑ふ、東郭先生之に應へて曰はく、誰か能く履をはいて雪中を行く時に他人をして之を視しむるぞ、恐らくは無からむ、即ち吾れならこそ之が爲に得るなり、其の上は履にして其の履の下の處は人の足に似たる者かなとて決して意とせざる程の奇人なり、

及其拜爲二千石、佩靑緺、出宮門、行謝主人、故所以同官待詔者等、比祖道於都門外、榮華道路、立名當世、此所謂衣褐懷寶者也、當其貧困時、人莫省視、至其貴也、乃爭附之、諺曰、相馬失之瘦、相士失之貧、其此之謂邪、

【講義】東郭先生が拜命して郡都尉となり靑綬を佩ぶるに及び、宮門を出でて、行いて亭の主人に謝す、故の官を同じうして待詔せし者ども都門の外にて送別の宴を張るに及びて道路にまで榮華を誇りて不次の出世の名譽を當代に顯はせり、此の東郭先生の如

を討つ軍に從ひて何奴を擊ち吾水の邊まで至りて軍を返せり、首を斬り虜を捕りて功あり、漢に來り歸る時天子は其の賞として詔ありて金千斤を賜ひぬ、

將軍出二宮門一、齊人東郭先生以二方士一、待二詔公車一、當レ道遮二衞將軍車一、拜謁曰、願白レ事、將軍止レ車、前二東郭先生一、旁レ車言曰、王夫人新得二幸於上一、家貧、今將軍得二金千斤一、誠以二其半一、賜二王夫人之親一、人主聞レ之、必喜、此所レ謂奇策便計也、

【講義】 衞將軍宮門を出でむとする時、齊の人にして東郭先生と稱する者あり、方術の士といふを以て公車の署に召されて待命中にてありしが、將軍の通路に當り將軍の車を遮りて拜し謁して曰く、願はくは事を言上せむと、將軍は車を止めて東郭先生を引見す東郭先生車の側について申して曰く、王夫人は近頃新に天子の寵幸を得たれど、其の實家は富裕ならず、今將軍は軍功に依りて金千斤を得られたり、されば誠に其の半分の金額を王夫人の兩親の家に賜へ、さすれば天子之を聞かば必ず滿足に思ひ給ふべし、此こそ世にいふ奇妙の策略にて都合善き計畫なれといふ、

【字解】 東郭先生、本名は甯乘といふ者の由、衞青が傳に見えたり、旁車、旁は依るの意、

衞將軍謝レ之曰、先生幸告レ之以二便計一、請奉レ教、於レ是、衞將軍乃以二五百金一、爲二王夫人之親壽一、王夫人以聞二武帝一、

【講義】 衞將軍東郭先生の言を謝して曰はく、先生幸に吾に告ぐるに便利の計畫を以てせらる、請ふ其の敎令を奉じ行はむと、是より衞將軍は其の恩賜の金の中より半分の五百金を以て王夫人の親の祝をなす、王夫人此の言を武帝に上聞す、

帝曰、大將軍不レ知レ爲レ此、問レ之、安所レ受二計策一、對曰、受二之待詔者東郭先生一、詔

極、交亂四國、願陛下遠巧佞、退讒言、

【講義】 東方朔老年に至りて病みて今や死せむとする時に、天子を諫めて曰はく、詩經小雅青蠅の篇に彼處此處飛びまはる青蠅は蕃に止まる、蠅の如く讒人は多し、樂易の君子卽慈祥樂易の王は讒言を信ずること勿れ、讒言は極まりなし、入替り入替り四方の國を亂る卽ち天下を亂るとはいへり、是は讒言を信ずるを以て戒となせるものなり、願ふことは陛下巧言令色の佞人を遠ざけ、讒言を退け給へといふ、

【字解】 詩云、詩は小雅青蠅の篇、營營青蠅、營營は往來飛ぶ聲人の聽を亂る意、青蠅は俗に云ふ糞蠅、青綠色にして光り聲高し、詩にては讒人に喩ふ、止于蕃、蕃は詩經には樊に作る、蕃は藩と通ず、栗丸太にて造りたる柵なり、樊は園圃の籬なり、愷悌君子、愷悌は和ぎ樂む貌、詩には豈弟に作る本字なり、君子は才德超越の人の義より王を指していふ、讒言罔極、極は已の意、詩經には此の上に營營青蠅、止于棘の句あり、

帝曰、今顧東方朔、多善言、怪之、居無幾何、朔果病死、傳曰、鳥之將死、其鳴也哀、人之將死、其言也善、此之謂也、

【講義】 武帝東方朔が諫言を聞かれて、只今顧み念ふに東方朔には善美の言多し、平素は往往放蕩諧謔ありしに似ずと曰はれて之を怪み居りしが、居る事幾何もあらぬに、案のごとく朔は大病にかゝりて死せり、記者附言して曰く、賢人の書に鳥が將に死なむとする時には其の鳴く聲哀しく聞ゆといひ、人が將に死なむとする時には其の言善美なるもの多しといへるが全く東方朔のごときをいふなり、

【字解】 傳曰云々、曾子の言論語泰伯篇に出づ、

○武帝時、大將軍衞青者、衞后兄也、封爲長平侯、從軍擊匈奴、至於吾水上、而還、斬首捕虜有功、來歸、詔賜金千斤、

【講義】 武帝の時に、大將軍衞青といへる人は、衞皇后の兄なり、領地を附けられて長平侯といへり、匈奴

て經學に通達せる者に問はるゝに能く知りたる者なし、東方朔に詔して之を視察せしめらる、朔申す、臣之を知れり、願ふことは、最上の酒と特別優良なる米の飯とを賜ひて多量に臣に食はしめられむには、臣、乃ち言上せむといふ、

【字解】重檪中、檪は闌干の類、重とは欄楯の下に更に設けたるよりいふ、縦を欄といひ、横を楯といふ、粱飯、白米を炊ぎたる飯なり、粱は米の名、

詔曰、可、已飡、又曰、某所有公田魚池蒲葦數頃、陛下以賜臣、臣朔乃言、詔曰、可、於是朔乃肯言曰、所謂騶牙者也、遠方當來歸義、而騶牙先見、其齒前後若一、齊等無牙、故謂之騶牙、

【講義】詔ありて曰はく、可なり請ふ所を允すと、其より美酒粱飯を食し了へて又曰く、某の所に、公田並に養魚池及び蒲葦の生ぜる處合せて數頃の地あり、陛下以て臣に賜へ、臣朔然らば申さむといふ、天子詔して又之を允さる、是に於て東方朔乃ち答申して曰はく、是の奇獸は世にいふ所の騶牙といふものなり、遠方の外國は當に來りて内屬すべき時には、騶牙は先づ見ゆる者なり、此の獸は其の齒は前後一枚のごとくにして牙といふものなし、故に之を騶牙（卽ち騶虞）といふなりと、

【字解】騶牙、獸の名、或は騶吾に作る、白質黑文尾は軀よりも長く、其の齒前後一のごとく齊等にして牙なし、生物を食せずと、詩經召南篇に文王の時諸侯の仁愛を騶虞に比して詠めり、騶は並趨の義に取る、

其後一歲所、匈奴混邪王果將十萬衆來降漢、乃復賜東方生錢財甚多、

【講義】東方朔が騶牙の説を述べしより後一年ばかりにして匈奴の混邪王は案のごとく十萬の人口を連れて來りて漢に内屬す、此に於て再度東方朔に天子より金錢物品を賜はること莫大なりき、

至老朔且死時、諫曰、詩云、營營青蠅、止于蕃、愷悌君子、無信讒言、讒言罔

て絶えず、此實に士の日夜勤勉怠らず學を修め道を行ひて敢て止まざる所以なり、

今世之處士、時雖不用、崛然獨立、塊然獨處、上觀許由、下察接輿、策同范蠡、忠合子胥、天下和平、與義相扶、寡偶少徒、固有常也、子何疑於余哉、

【講義】今世の仕官せずして野に居る士は、時に用ゐられずと雖ども、崛然と特起して獨り立ち、塊然と特立して獨り居り、上みにては高士許由を觀て下もにては狂接輿の行を察す、策は越王勾踐の輔佐たりし范蠡に同じくて、忠は吳王夫差の臣伍子胥に一致す、天下は泰平にして政事は義理に依り、別に賢才の伎倆を現はすべき機會なければ、賢才が其の黨類のなきは固に其の常なり、諸子何ぞ余を疑はむや、少しも疑ふべき筋なしと答ふ、

【字解】上觀許由、許由は上古の高士、堯天下を以て讓るに受けずして箕山に隱れたり、下察接輿、接輿は春秋楚の人、佯り狂して世を避く嘗て歌ひて孔子の門を過ぐる事論語に見えたり、察は反覆して詳審するなり、寡偶少徒、偶は對偶なり、徒は徒類なり、仲間の少きこと、固有常也、猶固に其の常なりといふがごとし、漢書には固其宜也に作る、

於是諸先生默然無以應也、

【講義】前のごとく東方朔の答に依りて博士諸先生輩も默然と口を緘して何一つ返答することもなかりき、東方朔の說に屈服したるなり、

建章宮後閤重櫟中、有物出焉、其狀似麋、以聞、武帝往臨視之、問左右群臣習事通經術者、莫能知、詔東方朔視之、朔曰、臣知之、願賜美酒粱飯大飧臣、臣乃言、

【講義】建章宮の後閤即ち後方の小門の高欄の中に物あり出でたり、其の形狀大鹿のごとし、因りて此の由を天子に奏聞す、武帝其の所に往いて直接觀覽あり、不思議なる物なりとて、近侍の群臣の經驗に富み

困於衣食、或失門戸、使張儀蘇秦與僕並生於今之世、曾不能得掌故、安敢望常侍侍郎乎、

【講義】方今天下の大なると士民の多數なるとを以て、根氣の限りを竭し自己の意見を言ひ立て、並び進みて寄り集まる者其の數を知るべからず、力を悉し義を慕へども衣食に困んで爲に或は進むべき門戸を失ひて沈淪の已む無きに至る、されば張儀と蘇秦と僕とをして同時に今日に生れ合はしめば、彼等は決して百石の吏の官をも得難かるべし、何ぞ敢て僕の今日の地位たる常侍侍郎を望まむや、

【字解】或失其門戸、一説に誅戮せられてその家室を喪ふを謂ふと云へり、

傳曰、天下無害菑、雖有聖人、無所施其才、上下和同、雖有賢者、無所立功、故曰、時異則事異、雖然安可以不務修身乎、

【講義】古への書に曰はく、天下に災害なき時は聖人有りとも、其の學才を運用する手段なし、君民よく一致する時は賢人ありとも、功績を顯はす所なし、故に曰はく、時代異なれば則ち事異なり、然りと雖どもいづくんぞ以て務めて身を修めざるべけむや、

【字解】無害菑、菑は災と同じ、

詩曰、鼓鐘于宮、聲聞于外、鶴鳴九皐、聲聞于天、苟能修身、何患不榮、太公躬行仁義、七十二年逢文王、得行其説、封於齊、七百歳而不絶、此士之所以日夜孜孜、修學行道、不敢止也、

【講義】詩の小雅白華篇に鐘を宮中に鳴らして其の聲外に聞ゆとあり、又詩の小雅鶴鳴の篇に鶴は深き澤に鳴けども聲は天に聞ゆとあり、されば苟も能く身を修めんには何ぞ身の榮達せざるを患へむや、昔し太公望呂尚は自から親しく仁義の道を行ひて七十二年目にして文王に見えて其自説を行ふことを得て、齊に領地を賜まりて子孫相續き七百歳にし

雄、得壯者彊、失士者亡、故說聽行通、身處尊位、澤及後世、子孫長榮、

【講義】　東方生は客難に對へて曰はく、是の問題は諸子が能く備さに知ることを得るものにあらず、彼の時は彼の時の都合あり、此の時は此の時の都合ありて、すべて時機に依ることとなり、決して今と同じものにあらず、君試に看よ、張儀蘇秦の時は周の天子の威德大に衰弊して諸侯も參朝せず、武力を事として權力を爭ひ、軍兵を用ひて互に擒にしあひたり、併せて魯、衞、齊、楚、宋、鄭、魏、燕、趙、中山、秦、韓の十二國ありて未だ優劣あらず、故に人物を召し抱へたるものは勢力強くなり、若し人物を得ざる者は滅亡す、故に言ふ程の說は採用せられ、行はんとする事は行はれて、身は卿相の高位に居り、其の餘功は後世に及び子孫代々長く繁昌してあり、

【字解】　彼一時也此一時也、本と孟子の語孟子に出づ、力政爭權、は力征と同じ、既に見えたり、

今非然也、聖帝在上、德流天下、諸侯賓服、威振四夷、連四海之外、以爲席、安於覆盂、天下平均、合爲一家、動發擧事、猶如運之掌中、賢與不肖、何以異哉、

【講義】　今の代は古と同じからず、聖天子上にましまして、恩惠の餘光天下に流布す、諸侯は貢物を獻じて來服し、天子の御威光は四夷に振ふ、四海の外までを連らねて一席となして其の上に坐する如くなれば盂を覆せたるより安らかなり、天下一統して一家のごとし、若し何事をかなさむとするときは其の容易きこと猶掌を反すがごとし、故に賢も不肖も何を以て異ならむや、

【字解】　安於覆盂、盂の形は上は大にして下は狹し、故に之を仰がしめば傾覆し易く、之を反し覆ふときは安帖にして傾側せず、故に以て安全なることに譬ふるなり、

方今以天下之大、士民之衆、竭精馳說、竝進輻湊者、不可勝數、悉力慕義、

用ゐらる、

時會聚宮下博士諸先生與論議共難之曰、蘇秦張儀一當萬乘之主、而都卿相之位、澤及後世、今子大夫修先王之術、慕聖人之義、諷誦詩書百家之言、不可勝數、著於竹帛、自以爲海內無雙、即可謂博聞辯智矣、然悉力盡忠、以事聖帝、曠日持久、積數十年、官不過侍郎、位不過執戟、意者尙有遺行邪、其故何也、

【講義】時に宮中に參聚せしに博士官の諸學者が與に論議して共に東方朔を難じて曰はく、昔の辯舌家の蘇秦と張儀とは一度大諸侯の君に見えて卿相の位を得て其の餘功は延いて後世に及べり、然るに、今子大夫は先王の學術を修めて聖人の道義を慕ひて詩書百家の言を諳誦して諷詠すること其の幾何なるを知らず、記錄に著錄し自から以爲く天下雙ぶものなしと、是換言すれば、博覽多識にして辯才智識あるものといふべし、然も力を悉し忠を盡して以て聖天子に奉仕し、徒に多年の日子を空過し現狀を維持して、二三十年に及べり、而も官は侍郎に過ぎず、位は執戟郎に過ぎず、意外に尙行爲の檢を失ふものあるか、其の故は何ぞといふ、

【字解】都卿相之位、都は居なり、子大夫、當時の敬稱士大夫と云ふと同じ、著於竹帛、竹帛は古は竹木を以て文字を書記す、帛を用ゐず、秦の時官獄の職務繁ければ始めて隷書を以て篆書に代へ帛を以て竹木に代へたり、因りて文字を書記するものをいひ、又史書の意に用ゐる、執戟、戟を執りて護衞する官卽ち侍郎の職の一名、

東方生曰、是固非子之所能備也、彼一時也、此一時也、豈可同哉、夫張儀蘇秦之時、周室大壞、諸侯不朝、力政爭權、相禽以兵、幷爲十二國、未有雌

在事、無爲是行者、若等安能及之哉、

【講義】 朔は天子より賜はりし錢帛をば空しく用ゐて年若き婦人を長安の中の美貌なるものより擇び取る、大抵婦を取る事一年許にて卽ち棄て去る、更に婦を取る、天子の賜ふ所の錢財は盡く之を女子に盡す、天子左右近侍の郎達は、半數は東方朔を狂人と呼ぶ、天子之を聞きて曰はく、朔をして事にあらしめば、是の行ひをなすもののなからむ、汝等いかで能く朔に及ばむやとて反りて歎感ありき、

朔任其子爲郎、又爲侍謁者、常持節出使、朔行殿中、郎謂之曰、人皆以先生爲狂、朔曰、如朔等所謂避世於朝廷間者也、古之人、乃避世於深山中、

【講義】 朔は其の子を保證して郎となす、又侍謁者たり、常に使者の信節たる節を持して出でて使す、朔が殿中を通行する時に、郎は朔に向つて、人は皆先生を以て狂人となすと云へば、朔曰はく、朔等がごときはいはゆる世の煩さきことを朝廷の間に隱れて避くる者なり、古の人は乃ち世を深山の中に避けたれど朔は然らず、

酒酣、據地歌曰、陸沈於俗、避世金馬門、宮殿中、可以避世全身、何必深山之中、蒿廬之下、金馬門者、宦署門也、門傍有銅馬、故謂之曰金馬門、

【講義】 酒を飲む十分に至れば朔は兩手を地につけて歌ひて曰はく俗人中に沈み隱れて世を金馬門に避く、宮殿の中は世を避けて身を安全に過すべし、世を隱るゝことは何ぞ必しも深山中茅葺屋の內に限らむやと、さて金馬門は未央宮の前の銅馬ある官署の門なり、（武帝學士をして金馬門に待詔せしめ以て顧問に備へたることあり、）

【字解】 據地、地に手を突くなり、陸沈於俗、陸沈とは陸に居ながら沈づむの意義にして人中に居て隱るる者に譬へたるなり、蒿廬之下、蒿は山野に自生する草なれば其の材にて造れる廬とは賤しき家の意に

上書に應ぜむとして命を待てり、其の上書に凡そ三千枚の奏進書を用ゐる、因りて公車にては兩人をして差向ひ持ちて其の書を擧げしめしも、僅に能く持つべき程多くあり、天子は其の積み重ねたる上の方より讀み行きて一通の止むとき、其の都度其の起りと止りとに一の字を畫して區別す、かくて讀むこと二ヶ月にして始めて結了す、詔して朔を拜して郎となす、蓋意表の方法を用ゐたるなり、

【字解】至公車上書、公車は衞尉に屬し、上書する者の詣る所なり、蓋し公車(官車)のある所、因りて名とす、漢の時徵に應ずる擧人は皆公家より車を以て遞送するが爲なり、此の時武帝は天下に詔して方正賢良文學材力の士を擧げ待つに不次の位を以てせしに朔も應じたるなり、輒乙其處、乙は我が日本の掟書の起首に一うちとて一の字を書くがごとく支那にては讀書の際筆を以て其の止まる處を志すを乙といふ、所謂讀み切りたる記號なり、

常在側侍中、數召至前談語、人主未嘗不說也、時詔賜之食於前、飯已、盡懷其餘肉持去、衣盡汙、數賜縑帛、擔揭而去、

【講義】東方朔は常に天子の側に在りて宮中に近侍せり、度々召されて天子の前に至りて談話するに天子はいつも滿足なさらぬことなし、時に詔して朔に料理を帝前にて賜はれば、頂戴すること了れば、盡く其の殘餘の肉を懷中に入れて家に持ち歸るに、容器なければ懷中などに押し込む爲に衣服は皆汙れても厭はず、又度々上等の絹帛の類を賜はれば肩にかついで歸る、斯の如く人に異なる振舞のみ多し、

【字解】縑帛、縑は國語にてカトリと訓ず、薄絹なり、帛は羽二重の類なり、擔揭而去、擔は音タン、肩に物を片荷に載するなり、揭は音ケツ、擔負なり、

徒用所賜錢帛、取少婦於長安中好女、率取婦一歲所者、卽棄去、更取婦、所賜錢財、盡索之於女子、人主左右諸郎、半呼之狂人、人主聞之曰、令朔

【字解】處之於邊、處は居なり置なり邊は邊境なり漢の時罪ある者は謫して邊境を戍らしむ既に前に見えたり、

乳母如其言、謝去、疾步、數還顧、郭舍人疾言罵之曰、咄、老女子、何不疾行、陛下已壯矣、寧尚須汝乳而活邪、尚何還顧、於是人主憐焉、悲之、乃下詔、止無徙乳母、罰謫譖之者、

【講義】乳母は郭舍人が敎へたるがごとくに心得て、やがて謝し去らむとする時、足早に步して度々振返りて天子の方を顧みて名殘惜しげなる狀を表はせば、郭舍人は見て早や口の言葉つきにて罵りて曰はく、咄、老女子何ぞ速に步みて出でざる、陛下は今や盛年になられたり、いつまで汝が乳を飲むことを必要として活き給はむや、然るに尚立戻りつゝ振返るは不埒なりと罵る、是天子の懷舊哀憐の情を起さしめて宥恕を乞はむとする意なり、是に於て果して天子は之を憐み給ふ情に堪へず、乃ち詔を下して移住の事件を中止し、前に乳母の子僕の暴行を天子に譖告せしものを罰して遠地に流して乳母は故のごとくになりぬ、

○武帝時、齊人有東方生、名朔、以好古傳書、愛經術、多所博觀外家之語、

【講義】武帝の時に齊人東方生名は朔といふ者あり、古昔の傳書を好み、又經書の學問を愛するを以て、其の傍博く經史以外の傳記雜說の書を觀たること多し、

【字解】東方生、漢書に東方朔字曼倩、平原厭次人也と見えたり、外家之語、外家は經史以外傳記雜說の書をいふと索隱に見えたり、

朔初入長安、至公車上書、凡用三千奏牘、公車令兩人共持擧其書、僅然能勝之、人主從上方讀之、止、輒乙其處、讀之二月乃盡、詔拜以爲郎、

【講義】東方朔は最初長安に上り公車の署に至りて

車行馳道中、

【講義】乳母上書して曰はく、某が所に公田あり之を借用することを得べきかといふ、帝其の田を得たく思へるなるべしとて曰はく、乳母は其の地を得たく欲するか、若し欲せば之を賜ふべしとて之を乳母に賜はりぬ、凡そ乳母が上言する所の事は何事にても聽許せられぬ事なし、又詔ありて乳母をして車に乗りながら行幸の時などに通行せらるゝ馳道を通行することを許されぬ、

【字解】假倩、字典に凡假代及暫倩使令曰倩と、馳道、行幸の時通御の常道を云ふ、

當此之時、公卿大臣皆敬重乳母、乳母家子孫奴從者、橫暴長安中、當道掣頓人車馬、奪人衣服、聞於中、不忍致之法、

【講義】乳母が特別の恩寵を忝うせる際は公卿大臣に至るまで皆乳母を敬重せしかば乳母の家の子孫奴僕より從者まで長安の市中に橫暴す、例へば途中にて他人の車馬を押倒し人の衣服を奪ひ取るがごとき非行あり、然も宮中に漏れ聞えても有司が法則のまゝに處分することを遠慮したり、是の乳母たるが爲なり、

【字解】掣頓、挽き止めて僵すこと、

有司請、徙乳母家室、處之於邊、奏可、乳母當入至前面見辭、乳母先見郭舍人、爲下泣、舍人曰、即入見辭去、疾步、數還顧、

【講義】有司請うて曰はく、乳母の家室を他所に移して之を邊境卽ち外國との堺に置かむと請ふ、天子之を許す、乳母は其の處置のまゝに天子の御前に出でて拜謁して御暇乞をせむとす、其の前に乳母は先づ郭舍人に見えて爲に淚を下して泣いて告ぐるに事情を以てし宥免あらむことを請ふ、舍人因りて敎へて曰はく、後程謁見の時御暇乞して出でむとする時、足早に歩みて度々立戻りて後を顧みよかくのごとくせば別に良法ありと告ぐ、

【講義】　褚先生が曰はく、臣幸に經學に達したる故を以て郎となるを得たり、而も好みて正史以外の諸家の記錄を讀む、因りて竊に不謙遜なれども玆に復舊來の事實と戲言の興あること六條を作りて之を次に編述して以て一編となす、されば當世の人は此の文章を覽觀して氣を晴らして面白く感ずべく又以て後世の事を喜むものに示し之を讀ましめて其の心を愉快にし初つ耳の珍事として驚嘆を博することを得べし、是の故に滑稽傳の末に附錄として上條太史公が述べられたる三條の傳の不足を增益すること然りといふ、

【字解】　可以覽觀云々、可の字は以游心駭耳の句までを管到す、下文の以示後世の以の上に又可の字を添へて看るべし、本來可の字あるべきを省略したるなり、

○武帝時、有所幸倡郭舍人者、發言陳辭、雖不合大道、然令人主和說、

【講義】　武帝の時寵幸せられたる樂者の郭舍人といふものあり、其の人は言語を述べても、文詞を連ねても、殊に正道に合ふことのみはあらねど、然しながら天子をして其の心を慰めて悅ばしむる功あり、

○武帝少時、東武侯母常養帝、帝壯時、號之曰大乳母、率一月再朝、朝奏入、有詔、使幸臣游卿、以帛五十匹賜乳母、又奉飮糒飧養乳母、

【講義】　武帝幼少の時、東武侯の郭他が母常に帝を乳養す、武帝壯年に及びて此の母を大乳母と號す、頗優待ありしかば、大概一月に再度參朝す、其の參朝し言上して入れば、詔ありて幸臣馬游卿といふものをして帛五十匹を以て乳母に賜はしめらる、其の上に又飮糒を以て乳母に食せしめて其の老を慰めらる、

【字解】　奉飮糒、飮は飮み物、糒音ビ乾飯なりホシイヒ、游卿、人の名、姓は馬と云ふ、

○乳母上書曰、某所有公田、願得假倩之、帝曰、乳母欲得之乎、以賜乳母、乳母所言、未嘗不聽、有詔、得令乳母乘

之、以其故止、居無何、二世殺死、優旃歸漢、數年而卒、

【講義】二世皇帝天子となりて後、又其の城を漆塗にせむとす、優旃曰はく、甚面白し、主上仰せ出されなくとも、臣は固より申し上げむと存じたり、抑城に漆を塗ることは莫大の費用を要すれば、天下の人民に於ては其の負擔額の重きを愁へむ、然も美麗なる事は又格別にこそあれ、其の漆を塗り上げたる城の蕩々として廣大なる事は世に比類あらじ、若し外敵襲來せばいかに上らむとすとも上ること能はざるべし、今若し之を成就せむと欲せば、漆を塗るは容易なるのみ、只一つ懸念することは、城を入るゝ程の大なる蔭室即ち漆を乾かす室のなきことをといふ、是を聞いて二世皇帝も笑ひて其の爲に止められたり、かくて秦に仕ふること幾何もなくて、二世皇帝はかの騷亂にて殺されて秦室滅亡せしかば、優旃は漢に歸服して仕ふこと二三年ばかりにて卒しぬ、

太史公曰、淳于髡仰天大笑、齊威王橫行、優孟搖頭而歌、負薪者以封、優旃臨檻疾呼、陛楯得以半更、豈不亦偉哉、

【講義】太史公が曰はく、淳于髡は天を仰ぎて大に笑ひて趙王の援兵を請ひて其の爲に齊王以て天下に威力を振へり、又優孟は頭を振りて歌ひし爲に、孫叔敖の子は寢丘の地に封ぜらるゝを得たり、又優旃は欄干にのしかゝりて聲を大にして疾呼せしために陛楯郎は半數づゝ交代するを許されたり、思へば滑稽家の功も亦偉大なるものならずや、

褚先生曰、臣幸得以經術爲郎、而好讀外家傳語、竊不遜讓、復作故事滑稽之語六章、編之於左、可以覽觀揚意、以示後世好事者、讀之、以游心駭耳、以附益上方太史公之三章、

臨檻大呼曰、陛楯郎、郎曰、諾、優旃曰、汝雖長、何益、幸雨立、我雖短也、幸休居、於是、始皇使陛楯者得半相代、

【講義】優旃曰はく、我若し汝を呼ばゞ早速之に應じてハアイといへと約束し置きて居ること少時ありて、殿上にては酒を以て君を祝し萬歳を唱へぬ、優旃殿上の欄干に差出で下を見下して大に呼びて陛楯郎と呼ぶ、郎ハアイと應ず、優旃曰はく、汝等身長甚だ長大なりといへども何の益がある、僥倖にして郎となりて雨中に立ちて御衛を承はる仕合せ者なるぞ、我は短人といはるれども、御蔭にて殿中に休息せり、と例の笑言を聞えよがしに辯じ立てたるを始皇帝成程雨中に立ち居るかと氣附かれ陛楯郎をして隊の半數づゝ交代せしめられたり、

始皇嘗議欲大苑囿、東至函谷關、西至雍陳倉、優旃曰、善、多縱禽獸於其中、寇從東方來、令麋鹿觸之足矣、始皇以故輟止、

【講義】始皇帝は嘗て動物を置かるゝ苑を大に取擴げ、東の方は函谷關に至り、西の方は雍縣及び陳倉縣にも至らしめむとせられたり、優旃曰はく其の御計畫甚だ面白し、多く禽獸を其の中に入れ置きて萬一敵兵の侵伐し來らむ時は、大鹿小鹿の類をして敵に衝突せしめば兵卒も何も必要なきことゝならむといふ、乃ち如何に廣大に爲すとも萬一緩急の際には何の益にも立たずと諷刺せしなり、始皇帝其の説の理あるに感じて苑囿取擴げの計畫は中止せられたり、

二世立、又欲漆其城、優旃曰、善、主上雖無言、臣固將請之、漆城雖於百姓愁費、然佳哉、漆城蕩蕩、寇來不能上、卽欲就之、易爲漆耳、顧難爲蔭室、於是、二世笑、

め甲斐の無きことなりといへり、

於是、莊王謝優孟、乃召孫叔敖子、封之寢丘四百戶、以奉其祀、後十世不絕、此知可以言時矣、其後二百餘年、秦有優旃、

【講義】優孟が言を聽いて後、莊王は忠臣孫叔敖が後の貧困を恤まざりしを悔い、優孟に謝して乃ち孫叔敖が子を召し出して之に寢丘の四百戶に封じて、孫叔敖の祭祀を絕たざらしむ、其の後十世まで子孫絕えず、此は優孟がよく機に投じて中てたるものにして、言ふべき時を知れるためなり、是にて滑稽者の世に用あるを見るべし、優孟より後二百餘年を經て秦に優旃といふものありて頗る世に聞えたり、

○優旃者、秦倡侏儒也、善爲笑言、然合大道、秦始皇時、置酒而天雨、陛楯者皆沾寒、優旃見而哀之、謂之曰、汝欲休乎、陛楯者皆曰、幸甚、

【講義】優旃といふ者は秦の樂人の身の丈短少なるものなり、善く戲言をなす、其の戲言も亦常に正道に一致して亦王の非行を匡救せり、秦の始皇の時、酒宴を開かれしに大雨頻りに降りしかば楯を執りて陛側に列する兵士は皆濡れて甚寒げに見えたり、優旃は之を見て憫然と思ひ、いかにもして之を休ませむものをと思ひ、郎に向って謂つて曰はく、汝等は休息せむと欲するか といへば、皆一同に答へて曰はく有難き仕合なりと、

【字解】倡侏儒、儒は孺と通す、倡は樂舞をなす者、侏孺は身の長け短き者、古しへは短身の人を以て倡優となす、故に倡侏儒と云ふ、陛楯者、始皇帝の時警護の爲に陛楯郎を置く、楯を執りて階下に列せるものなり、

優旃曰、我卽呼汝、汝疾應曰諾、居有頃、殿上上壽呼萬歲、優旃

是にて分明なるべし、如何とならば、叔敖は忠貞を盡して君に事へ、己が身を持する廉直にして以て楚國を治めしかば、楚王は天下諸侯の頭梁たるを得たり、然るに今其の身死して後、其の子は僅少の土地すら所有せず、貧困にして薪を負ひ賣りて以て自活の方法を立つ、如何に悲慘の事ならずや、若し必ず相となりて孫叔敖がごとく忠廉にして後嗣の貧困なるものならば自殺して早く斯の世を去るに若かずといふ、

【字解】無立錐之地、錐を立つる地も無しと云ふことにて少しの土地も有せぬ事、極貧の意、

因歌曰、山居耕田苦難以得食、起而爲吏、身貪鄙者餘財、不顧恥辱、身死家室富、又恐受相枉法、爲姦觸大罪、身死而家滅、貪吏不可爲也、念爲廉吏、奉法守職、竟死不敢爲非、廉吏安可爲也、楚相孫叔敖持廉至死、方今妻子窮困、負薪而食、不足爲也、

【講義】優孟因りて王の前にて歌つて曰はく、山に居り卽ち民間に隱れて田を耕して收穫するは皆勞苦なり、かくても食は自由に得られず、又出仕して官吏とならむか、身の品格卑しく他の財物を貪る者は蓄財して家に財産を餘す程あり、此のごとき者は恥辱を顧みずして貪婪なる行爲を敢てし、其の身死して家族富裕なり、但又恐るゝことは、不正の贈物を受けて國家の大法を濫用し不當の惡事を行ひ大罪を犯して刑罪せられ、かくて其の身死して家は全滅せむことなり、されば貪婪の官吏はいかでかなすべきものならむ、思ふに行爲方正の廉吏となりて、國法を大切に遵奉し、其の任務を盡し、一生涯强ひて惡事を働かず暮すは善き事のやうなれども、一轉して思へば廉吏とはいかでなるべきものならむや、其の所以は、楚の相孫叔敖は廉潔の行爲を一生涯なし通してありしも、現今其の妻子は貧窮困難して薪を賣り歩きて辛うじて生活す、是に由りて觀れば楚の相たる事は務

て優孟に見えよといへり、故に來りて君に逢へるなりと述べたり、

優孟曰、若無遠有所之、卽爲孫叔敖衣冠、抵掌談語、歲餘像孫叔敖、楚王左右不能別也、

【講義】優孟が曰はく、汝吾が所に來りしは幸なり、決して遠くに之く事なかれ、若し地境に適かば王の汝を求めむ時に得られずなりなむと敎へたり、此に於て直に孫叔敖が生存中の衣冠と同一なるを作りて之を自身の躬に裝ひ而して學びて掌を抵ちて談話を爲して叔敖の言語に似することを務めたり、一年有餘にして其の恰好宛も孫叔敖のごとくなりて、楚王の近侍の臣等には之を區別すること能はざるまでに至れり、

莊王置酒、優孟前爲壽、莊王大驚以爲孫叔敖復生也、欲以爲相、優孟曰、請歸與婦計之、三日而爲相、莊王許之、

【講義】莊王酒宴を開かるゝ事ありしに、優孟は王の前に出でて酒を以て萬歲を祝す、莊王優孟を見て大に驚きて全く孫叔敖の再生と思はれ、以て相とせむと欲す、優孟曰はく、願くは家に歸りて妻と相談致し三日の後に御請せむといふ、莊王之を許さる、

三日後、優孟復來、王曰、婦言謂何、孟曰、婦言愼無爲楚相、不足爲也、如孫叔敖爲楚相、盡忠爲廉以治楚、楚王得以霸、今死、其子無立錐之地、貧困負薪以自飮食、必如孫叔敖、不如自殺、

【講義】三日經て後に、優孟再び王の前に參る、王曰はく、家婦の返事如何なりしぞと、孟曰はく、婦申す、愼みて楚の相となることなかれ、相となるは無用の事なり、彼の孫叔敖が楚の相たりしがごときを見よ、

【字解】 六畜、畜は音キウなり、六畜とは馬牛羊鶏犬豕是なり、壚竈、地を穿ちて釜を承けて炊くを竈といふ、其の兩邊田壚のごとし、故に壚竈といふなり、要するに火葬せむとするなり、銅歷、銅製の釜鬲なり、歷は鬲と通す、鬲は音レキ、大釜なり、齎以薑棗、齎は音サイ、實つる意、肉を食ふに薑棗を用ゐる禮あるに因る、薦以木蘭、薦は下に入るゝ意より烹る意に用ゐたり、木蘭は香木の名、皮は桂に似て香しといふ、衣以火光、火光とは火の燃ゆる形容より取る、

於是王乃使以馬屬太官、無令天下久聞也、

【講義】 優孟の言に感じて楚王は愛馬を以て太官即ち膳食を主どる者に引渡されて、世の中のものをして永久に知らしめざるやうにせられたり、是則優孟が巧に諷諫したる好結果なりとす、但或説に久の字を人に作るべしともいへり、

楚相孫叔敖、知其賢人也、善待之、病且死、屬其子曰、我死汝必貧困、若往見優孟、言我孫叔敖之子也、

【講義】 楚の相孫叔敖は優孟の賢人なる由を知りて善く之を待遇せり、叔敖大病になりて今や死なむとする時に、其の子を呼び言ひ遺して曰はく、我死なむ後は、汝必ず貧困なるべし、其の時は汝往いて優孟に見えて、我は叔敖が子なる由を述べよ、必ず助けて汝を捨てざるべしと言へり、

居數年、其子窮困負薪、逢優孟、與言曰、我孫叔敖之子也、父且死時、屬我、貧困往見優孟、

【講義】 父の遺言を承けてより數年にして果して孫叔敖が子窮困して薪を負うて市に賣るまでに及べり、因りて父の言に從ひ優孟の許に逢ひて語りて曰はく、我は孫叔敖が子なり、我が父の今や死なむとする時に我に遺言して曰はく、貧困にならむ時は往い

て葬るとは普通の葬りと何如に差異あるか、孟對へて曰はく、臣請ふ其の仔細を申さん先づ玉を彫刻したる棺を以て馬を納れ、裝飾を施せる梓の木を槨となし、又楩楓豫章などいふ名高き木材もて棺の外に累ねて込め物とし、又、甲卒の武士を發して墓穴を堀らしめ、老人も幼子も其の工事に從事して土を運ばしめむ、さて又齊趙の國々よりは使者を遣はして其の棺前の位地に就いて葬禮に參列し、韓魏の國よりも其の後列に警護として列せしめむ、かくて葬らば其の廟を祭るには太牢を以てし、其の所領として、萬戶の一邑を附けむ、諸侯此の事を聞かむに、定めて皆大王が人を賤んで馬を貴ぶ思し召しを知りて大王を稱贊せむ、故に王の禮を以て葬るべしといふなりと對へたり、

【字解】　文梓、文は文彩あるなり、梓は落葉亞喬木其の材美なるが爲に、古代天子の棺材とす、因りて天子の棺を梓宮といふ、楩楓豫章、楩は大木の名、楓は其の質硬し、豫章は楸に似たる木といふ、皆上等の材木の意、題湊、棺の外に累ぬる材の稱、其の累ぬるに其の木の頭皆内に向ふ故に題湊といふといへり、趙韓魏、楚の莊王の時に未だ趙韓魏の三國あらず、此は後人の増飾する所なるべしと索隱に云へり、

王曰、寡人之過、一至此乎、爲之奈何、優孟曰、請爲大王、六畜葬之、以壠竈爲槨、銅歷爲棺、齎以薑棗、薦以木蘭、祭以糧稻、衣以火光、葬之於人腹腸、

【講義】　楚王曰はく、寡人の過失もかくばかり大なるに至れるか、之をいかにして可ならむかと問はる、優孟が曰はく、請ふ大王の爲に王の愛馬相當なる六畜の禮法もて葬らむと欲す、先づ其の次第は、土を凹ませて兩邊を高くすること田の畝のごとく卽ち竈を壙穴となし、銅製の釜を棺となし、其の腹中に詰め入るには薑と棗とを以てし、下敷に木蘭と稱する香木を用ゐ、祭るに糧稻を以てし、著するに火光を以てす卽ち釜を焚き烹て以て人の腹腸に葬らむとすといふ、卽ち人に食はしめむとなり、

【講義】楚の莊王（五伯の一）の時に王の愛する善馬ありき、王は愛する餘りに、其の馬に著するに刺繡のある衣を以てし、其の馬を美麗なる屋の内に置き、其の敷物には帷幕なき牀を以てし、啗はしむるに棗と脯とを以てす、然るに馬は肥え過ぎて遂に死せり、王は之を惜み、羣臣をして喪せしめ、棺槨の一切は大夫の禮遇もて葬らむとす、近侍の人々皆互に論じて不可として王を諫めたり、

【字解】露牀、蔽の無きを露と云ふ、露牀は帷幕を施さゞる牀、

王下令曰、有敢以馬諫者、罪至死、優孟聞之、入殿門、仰天大哭、王驚而問其故、優孟曰、馬者王之所愛也、以楚國堂堂之大、何求不得、而以大夫禮葬之、薄、請以人君禮葬之、

【講義】楚王は命令を下して曰はく、吾が馬を葬る事に就きて敢て諫むる者あらば罪死に至らしめむとあり、優孟之を聞きて諫めばやと思ひて殿門に入るや否や大聲にて哭す、王は驚きて其の仔細を問はる、優孟曰はく、馬は王の愛せらるゝ所のものなり、今楚國の大を以て何事をなさむとすとも何事にても得られぬ事あらず、而るに大王は愛馬を葬るに大夫の禮遇を以てせんとするは甚だ儉素なり、臣請ふ、大夫の禮を捨てゝ更に王の禮を以て葬らむといふ、是極端に出でて反省を促す法なり、

王曰、何如、對曰、臣請、以彫玉爲棺、文梓爲槨、楩楓豫章爲題湊、發甲卒爲穿壙、老弱負土、齊趙陪位於前、韓魏翼衞其後、廟食太牢、奉以萬戸之邑、諸侯聞之、皆知大王賤人而貴馬也、

【講義】楚王優孟の語を聞いて曰はく、王の禮を以

故曰、酒極則亂、樂極則悲、萬事盡然、言不可極、極之而衰、以諷諫焉、

【講義】此のごとく亂醉に至りては、髡が心に歡びて能く一石をも飲むべし、故に曰はく、酒は飽くまで飲めば亂る、樂しみ極まりては悲しみ來る、人間萬事此の理に外ならずと、以上の如く陳べて樂みは極むべからず極むれば衰ふべきことを言ひ以て齊王を諷諫せり、

【字解】言不可極、以下記者の辭、極之而衰、而の字は則の字と義相通す、既に前に屢々見えたり、

齊王曰、善、乃罷長夜之飲、以髡爲諸侯主客、宗室置酒、髡嘗在側、其後百餘年、楚有優孟、

【講義】齊王髡が說を聞きて曰はく先生の言ふ所有理なりとて乃ち長夜の酒宴を止められたり、是髡が謎語の功なり、是より後髡を以て諸侯の接待役となさる、又齊王の一族の人の宴會ある時には髡は常に王の側にあり、其の後百餘年を經て楚の地に優孟といふものあり、

【字解】諸侯主客、主客は後世の鴻臚卿のごとし、置酒、置は設くる意、漢語の習慣にて置酒と讀む、

○優孟者、故楚之樂人也、長八尺、多辯、常以談笑諷諫、

【講義】俳優の孟といふ人は故の楚の國の音樂者なり、身長八尺ありて辯口多く常に面白き談話をなして君の非なる事を婉曲に諫むるを以て名高し、

楚莊王之時、有所愛馬、衣以文繡、置之華屋之下、席以露牀、啗以棗脯、馬病肥死、使群臣喪之、欲以棺槨大夫禮葬之、左右爭之、以爲不可、

落ちたる簪があり、男女互に入亂れて飲みかはす時は、髡も心中に之を樂まむ、かくのごとき會ならば飲むこと八斗ばかり而かも醉ふことは十中に二三位なり、仲々興深くして容易に醉倒せず、

【字解】　稽留、稽は止なり、六博投壺、六博は古代遊戯の名、六箸に同じ、博奕に六棊を用ゐるよりいふ、博は局にて盤なり、投壺は古代賓主燕飲のとき相與に娯樂する具、壺一つを設けて賓主をして順次に矢を其の中に投じ勝ちたる者は酒を酌んで勝たざる者に飲ましむるなり、禮記に投壺編あり、相引爲曹、曹は偶なり、目眙不禁、眙は直視なり、瞪と同じ、前有墮珥、珥は珠玉を以て耳の飾とするもの、醉二參一、索隱に曰く此爲レ樂亦甚、飲可二八斗一而未二徑醉一故云二竊樂二一參言三十有二一參醉一也、上文の徑醉に對照して云ふ、

日暮酒闌、合レ尊促レ坐、男女同レ席、履舃交錯、杯盤狼藉、堂上燭滅、主人留レ髡而送レ客、羅襦襟解、微聞二薌澤一、

【講義】　日暮れ酒宴闌にして酒尊を合せ、各々の坐を近づけ、男女席を同じうし、彼方此方の穿き物は互に入り亂れ、酒食は食ひ荒らして杯や食器は散り亂れ、堂上に燈燭は滅えて後、主人は髡のみを留めて他の客を送り出だしたる時殘りし美人の薄物の襟が解き開けて素肌の香ばしき臭を嗅ぐことあらん、是最甚しく酒宴の亂れたるさまなり、

【字解】　履舃交錯、履は屨なり、夏は葛にてつくり冬は皮にて作る、舃はもと禮服のくつなり、裏に木を付けて久しく禮を行ふに地に立ち居ても濕りの通らぬやうにしたるもの、但字書には草曰レ扉、麻曰レ屨、皮曰レ履と見えて履は廣く用ゐられたり、交錯は互に入り雜はること、羅襦襟解、羅は紗縠の類、薄織物、襦は内衣なり、襟は襟の前襟にて前に交はるもの、微聞薌澤、聞は臭を嗅ぐことを聞と云ふ、薌は香と通用す、澤は光潤の意、

當二此之時一、髡心最歡、能飲二一石一、

若親有嚴客、髡帣韝鞠䠷、侍酒於前、時賜餘瀝、奉觴上壽、數起、飲不過二斗、徑醉矣、

【講義】若し臣が親の處に丁重に待遇すべき尊客あらむ時に、髡が尊者に對する禮として、衣衿を收めて體を曲げ小し跪きて酒宴の席に侍坐せむに、折折殘餘の酒を賜はりて之を飲み、又酒を盛りたる爵を呈して尊者の健康を祝する爲に度々起立して務めむには飲むこと二斗に過ぎずして忽に醉ふべし、

【字解】親有嚴客、親は父なり、嚴は憚なり嚴客は憚るべき客なり、俗に改まりたる客などいふに同じ、帣韝鞠䠷、帣は衣袖を收むるにて折目正しくする意、韝は韝に同じ、韝は左右の手を縛して事に便する爲のもの、後世に臂韝といふ、鞠は體を曲ぐる意、䠷は跽と同じ、跽は長跪なり、ひざまづくなり、

若朋友交遊、久不相見、卒然相覩、歡然道故、私情相語、飲可五六斗、徑醉矣、

【講義】若し又明友か平素親密に交はる者が、久しく逢はずして急に逢ひ、心に嬉しく歡びて過去の事を話し合ひ、又內證の事まで隔意なく相語る時は大に打解けて面白ければ五六斗程飲みて忽に醉ふべし、

若乃州閭之會、男女雜坐、行酒稽留、六博投壺、相引爲曹、握手無罰、目眙不禁、前有墮珥、後有遺簪、髡竊樂此、飲可八斗而醉二參、

【講義】若し吾が住む村里の會合に男も女も雜はり坐らむに酒を飲み廻し止留し又博奕投壺のごとき遊戲をなし相互に連れ立ちて仲間を爲し、手を握りても罰せらるゝこともなく、又目を動かし思ふ人に心を通はしても禁ぜられず、漸く無禮講となるまでに婦人も亦取亂して前には落ちたる珥があり後には

於是、齊威王乃益齎黄金千鎰、白璧十雙、車馬百駟、髠辭而行、至趙、趙王與之精兵十萬、革車千乘、楚聞之夜引兵而去、

【講義】齊王は髠が意を悟り、贈物を增して黄金千鎰と白璧十雙と車馬百駟を持ちて行かしむ、髠暇乞して行く、趙に至れば、趙王は直に其の幣の厚きを悦びて屈强の兵十萬と兵車千乘とを與ふ、楚は此の由を聞きて大に恐れ夜間に兵を引いて歸りぬ、齊は因りて安きを得たり、是髠が力なり、

威王大說、置酒後宮、召髠、賜之酒、問曰、先生能飲幾何而醉、對曰、臣飲一斗亦醉、一石亦醉、

【講義】威王は楚の軍引き去りて國の安堵を得たるを悦びて後宮にて酒宴あり、髠を召されて酒を賜ふ、王問ひて曰はく、先生は幾何を飲まれて醉はるゝかと、對へて曰はく、臣は一斗を飲むも醉はむ、亦一石を飲むも醉はむといふ、

【字解】臣飲一斗亦醉、一石亦醉、物徂徠の度量衡考に依れば周の一斗は今の捌合玖勺捌撮有奇にして一石は今の捌升玖合捌勺貳撮有奇に當る、

威王曰、先生飲一斗而醉、惡能飲一石哉、其說可得聞乎、髠曰、賜酒大王之前、執法在傍、御史在後、髠恐懼俯伏而飲、不過一斗徑醉矣、

【講義】威王曰はく、先生若し一斗の酒を飲みて醉はゞいかでか能一石の大量を飲むべきや、其の譯を聞くを得べきかと、髠曰はく、若し酒を大王の御前にて賜はらば、違法の者を處分する官人は臣が傍にあり、違式のものを處分する御史の官人は臣が後にあり、かくては臣は其の威に恐懼し平伏して酒を飲むを以て、一斗に過ぎずして、忽に醉ふべし、

斤、車馬十駟、

【講義】 威王の八年に、楚王は大軍を起して齊に向けたり、齊王は淳于髡をして趙に之いて救ひの兵を請はしむ、其の贈物として、金百斤と車馬四十を持ち行かしむ、

淳于髡仰天大笑、冠纓索絕、王曰、先生少之乎、髡曰、何敢、王曰、笑豈有說乎、髡曰、今者臣從東方來、見道傍有禳田者、操一豚蹄、酒一盂而祝曰、甌窶滿篝、汙邪滿車、五穀蕃熟、穰穰滿家、臣見其所持者狹、而所欲者奢、故笑之、

【講義】 淳于髡仰向になりて大に笑ふ、其の狀は冠を髻に結ぶ緒も皆絕えぬるばかりなり、齊王見て問ひて曰はく、先生は今の贈物を少量なりとして笑ふかと、髡曰はく、何ぞ敢て然らむ、王曰はく、然らば今の笑ふものには何か說あるかと問はれたれば、髡曰はく、只今臣は東方より參りしに、道傍に田の爲に福を求むる者あり、其の人は一豚蹄と酒一杯とを捧げて祝りて曰はく、高地の狹小の地よりも篝に一杯になる程の多額の收穫を得たく、低地の狹少の地よりも車に滿つる程の巨多の收得ありたし、さて五穀は皆豊作にして盛大に家に滿てむとこそ欲すれと云へり、臣は其の捧ぐる幣物の少なくして欲する所の者分に過ぎたるを笑ふなりといふ、

【字解】 冠纓索絕、纓は冠を結ぶ組緒、纓は二本の組緒を以て冠武に係けて頤の下に結ぶなり、索は盡なり、コトゴトクと訓ず、禳田者、禳は穰と通す、イノルと訓す、酒一盂、盂は碗なり、水を飲む器、甌窶滿篝、甌窶は坏樓といふがごとし高地狹小之區の意、篝は籠なり、此の謂は瘠地の豊收を望む意なり、汙邪滿車、汙邪は低窪の地なり、此の謂は窪地にも收穫の多きを望む意なり、

序紊れて諸侯並に寇し伐つ、國は今や亡びむとする事差迫れり、然れども、誰一人として君側の者諫むる事なし、

【字解】喜隱、隱は隱語、物事の實を隱して其の意は何ぞと問ひかけて解き答へしむる遊戲、謎語に同じ、沈湎、湎は酒に沈む即ち酒氣の顏面にあらはるゝ意、旦暮、猶朝夕といふがごとく其の時の迅きをいふ、

淳于髡說之以隱曰、國中有大鳥、止王之庭、三年不蜚、又不鳴、王知此鳥何也、王曰、此鳥不飛則已、一飛沖天、不鳴則已、一鳴驚人、

【講義】淳于髡王に說くに謎語を以てして曰はく、齊國の中に大なる鳥ありて王の庭に止まる、三年の間飛ばず又鳴かず、此の鳥を王は如何なる鳥と思はるるかといふ、王曰はく、此の鳥は飛ばずんば其迄なり、されど一度飛ばゝ天に飛びあがらむ、又若し鳴かずば其迄なり、されど若し鳴かば人を驚かさむと即ち今迄沈湎せる王も一度蹶起せば天下に目覺しき活動をなさむとの意なり、

【字解】沖天、天に飛び上るなり、

於是、乃朝諸縣令長七十二人、賞一人、誅一人、奮兵而出、諸侯振驚、皆還齊侵地、威行三十六年、語在田完世家中、

【講義】淳于髡が謎語の諷諫より心機一轉したる齊王は諸縣の令長七十二人を參朝せしめ、其の中にて一人を賞し一人を誅して兵威を盛にして打つて出づ、諸侯振ひ驚きて皆今迄に侵掠せし土地を齊國に還付す、かくて齊王の威力天下に行はること三十六年に及べり、其の詳細は既に本書の田完が世家中に載せたり、

威王八年、楚大發兵加齊、齊王使淳于髡之趙請救兵、齎金百

以て義理を辨明す、と云はれたり、

【字解】 六藝、漢代六經の別稱、既に伯夷列傳にあり、

太史公曰、天道恢恢、豈不大哉、談言微中、亦可以解紛、

【講義】 太史公孔子の言を承けて曰はく、天道と申す者は恢々と至りて廣大にして何に物をも網羅して收めざること無しと云へることあり、眞に其の言のごとく天道は大なるものにはあらずや、則他にあらず、彼の滑稽一流の言を弄して人の意に適中せしめて而も事の入り亂れたるを理むる事を得るは卽ち天道の妙にして六藝と滑稽と其の歸を一にせるなり、

【字解】 天道恢恢、老子の書に出づ、恢恢は打晴れて大なる意、大にして包まざる所なきなり、可以解紛、紛は紛爭の意、

○淳于髡者、齊之贅壻也、長不滿七尺、滑稽多辯、數使諸侯、未嘗屈辱、

【講義】 淳于髡といふ人は齊國の或る家へ入り聟と爲りたる人なり、卽ち自分素性は良しからず、身長七尺に滿たず、戲言に巧にして辯口多し、度々諸侯に使して一度も屈辱を受けしことなし、

【字解】 贅壻、贅は餘剩の物にて人の疣のごとき意よりして男が女家に附きて居る事に假る、壻は女の夫なり、又婿に作る、聟は禮記の釋文に見えたり、滑稽、戲言なり、說已に上に見えたり、

齊威王之時、喜隱、好爲淫樂長夜之飮、沈湎不治、委政卿大夫、百官荒亂、諸侯並侵、國且危亡、在於旦暮、左右莫敢諫、

【講義】 齊の威王の時に隱語卽ち謎辭を喜ばる、淫樂に耽り、徹夜にて酒を飮むことをなし、飮酒に耽りて女色に溺れて國事を治めず、專ら政事を大臣等に任す、然るに上に倣ふ下とて百官も事を怠りみず秩

れ幸せられたり、然れども此の人々は頗材智藝能ある人なれば其の特技を以て自から立身せり、

【字解】 大底、大抵と通す、

太史公曰、甚哉、愛憎之時、彌子瑕之行、足以觀後人佞幸、雖百世可知也、

【講義】 太史公が曰はく、甚しいかな、人の愛すると憎むとの變は、かの古代衞の靈公の寵臣彌子瑕が行ひ卽ち詔を矯めて車を駕する事や、又食ひ餘しの桃を進めたるがごとき事が其の愛せらるゝ時は忠となり、憎まれば罪となるがごとき、是に因りて後世の佞人の寵幸を得る狀態を觀察するに足れり、此の觀察はたとひ幾百千年を經とも同一轍に歸せむこと知るべし、

【字解】 彌子瑕之行、本書韓非傳に見えたり、

滑稽列傳第六十六

滑は亂なり稽は同なり、辯舌を以て是非を顚倒して能く同異を亂るゝよりして滑稽と曰ふと、又滑稽は酒を流す器なり、轉注して酒を吐きて終日已まざる者なるよりして、辯舌に滔々として窮まらざること宛も滑稽の器が酒に似たるとの意味にて、諧謔滑利なる者を滑稽を名づくと、其他種々の說あれども予は酒器の說を取らんとす、

孔子曰、六藝於治一也、禮以節人、樂以發和、書以道事、詩以達意、易以神化、春秋以道義、

【講義】 孔子の曰はく、儒敎の敎旨を記したる六經の文は異なりと雖ども、政治の上には一なり、禮は以て人を制限して秩序を立て、樂は以て和樂の情を發舒し、書は以て事實を說明し、詩は以て意のある所を通ぜしめ、易は以て天地變化の迹を神聖にし、春秋は

有子男、延年佩二千石印、號協聲律、與上臥起、甚貴幸、埒如韓嫣也、

【講義】 延年善く歌ふ、新規に變はりたる音樂を作る、而も武帝は此の際主として天神地祇の祠を新興し、祭祀に用ゐる樂詩を造らして之を歌ひ又之を樂器に合せて用ゐむと欲す、延年は善く武帝の意を承けて樂器に合せて新造樂詩の樂譜を定めぬ、其の妹李夫人も亦幸せられて子男あり、卽ち昌邑王是なり、延年は功に依りて二千石の印を佩ぶ、音律を協和する伎能ありと號す、又今上と臥起す、甚身柄高く又幸せられたること、全く韓嫣と同一なり、

【字解】 爲變新聲、一に新變聲に作る、新たなる變聲の樂なり、歌弦之、弦は樂器の絲を以て聲を發する者多く弦と稱す、通じて絃に作る、次初詩、新造の樂章の次第を立つるなり、埒如韓嫣也、埒は等なり、必敵する意、

久之、寖與中人亂、出入驕恣、及其女弟李夫人卒後、愛弛、則禽誅延年昆弟也、

【講義】 久しくありていつとはなしに、延年が弟たる者、宮女と不行跡ありしに、其の上に驕慢にして放恣の振舞あり、延年が妹李夫人卒後に及びて後、天子の寵愛衰へて、延年が兄弟共を皆擒へて誅す、

【字解】 寖與中人亂、徐廣の說に依れば一本に坐弟季與中人亂に作ると、下句の禽誅延年兄弟の文に據るときは從ふべきに似たり、禽誅、禽は擒と同じ、

自是之後、內寵嬖臣、大底外戚之家、然不足數也、衛青霍去病、亦以外戚貴幸、然頗用財能自進、

【講義】 延年の一族誅滅の後、內寵の嬖臣卽ち宮中にて賤しき者にて君の寵幸を得るものは大抵皇后の姻戚の家の者なるが、然も數ふる程のものなし、只衛青や霍去病のごときは亦皇后の姻戚たるを以て貴ま

【字解】嗛嫣、嗛は音カン銜と同じフクムと訓す遺恨に思ふこと、

嫣侍上、出入永巷不禁、以姦聞皇太后、皇太后怒、使使賜嫣死、上爲謝、終不能得、嫣遂死、而案道侯韓說其弟也、亦佞幸、

【講義】嫣は今上の側に侍して永巷卽ち宮女の居る所、所謂宮中の長巷に出入して禁ぜられねば、江都王は嫣が宮女と姦することを以て皇太后に聞せり、皇太后怒り使を使はして嫣に死を賜はしむ、今上は嫣の爲に陳謝せらるれども終に解くことを得ず、嫣は遂に死にき、而して案道侯韓說といふは嫣が弟なり、亦天子に諂ふを以て寵幸せらる、

○李延年、中山人也、父母及身、兄弟及女、皆故倡也、

【講義】李延年は中山の人なり、父母及び李延年自身も、又兄弟及女も皆故は樂人なり、

【字解】故倡、倡は娼と通ず、女樂人を倡といひ男樂人を優といふといへり、但本條の故倡は今の俳優のごときもの、

延年坐法腐、給事狗中、而平陽公主言延年女弟善舞、上見心說之、及入永巷、而召貴延年、

【講義】延年事に因り法律に依りて罪せられ腐刑に處せらる、腐刑は男子の勢を割くなり、是より延年は天子の御料の犬を飼ふ者の中に入りて事に從ふ、而して景帝の姉平陽公主延年が妹は善く舞ふ由を言上す、女弟は卽ち李夫人なり、今上召し見て之を悅ぶ、延年の妹が永巷に入るに及びて召して延年の待遇を善くす、

延年善歌、爲變新聲、而上方興天地祠、欲造樂詩、歌弦之、延年善承意、弦次初詩、其女弟亦幸、

となるに及びて愈〻益〻嫣を親しく愛せられぬ、

嫣善騎射、善佞、上卽位、欲事伐匈奴、而嫣先習胡兵、以故益尊貴、官至上大夫、賞賜擬於鄧通、

【講義】嫣は常に馬に騎りて弓射ることを得意とし、而も善く諂ひて天子の氣を取る、今上天子となるに及び、匈奴征伐を志とせられしに、嫣は兼ねてより匈奴の騎射の法を習熟す、其の爲に益〻尊敬せられて身分も貴くなりて官は上大夫まで昇れり、而して賞賜の優渥なることは前の鄧通のごとくなりき、

時嫣常與上臥起、江都王入朝、有詔得從入獵上林中、天子車駕蹕道未行、而先使嫣乘副車、從數十百騎、騖馳視獸、江都王望見、以爲天子、辟從者、伏謁道傍、嫣驅不見、

【講義】嫣が全盛の時は常に今上と臥起を共にせり、江都王入朝の時、詔ありて江都王をして今上に從ひて上林苑中に獵するを許さる、其の時天子の御車の用意成りて行人を止めて未だ出門なき程に、嫣をして先づ天子の副車に乘りて數十百騎を從へて馳せまはりて獸を視せさせられしに、江都王は嫣の行列を見て以て天子なりと思ひ從者を去らしめて獨り自から道の傍に伏して謁す、然るに嫣は馬を馳せ急がせて見向もせず、

既過、江都王怒、爲皇太后泣曰、請得歸國入宿衞比韓嫣、太后由此嗛嫣、

【講義】江都王は嫣が通過ぎたる後に此の事分りたれば嫣の無禮を怒りて泣いて皇太后に申して曰はく、願はくば爵封を奉還して宮中に入りて宿衞して韓嫣と同じ待遇を得むと太后此の事より嫣に對して不滿の意を持たれたり、

長公主賜鄧通、吏輙隨沒入之、一簪不得著身、於是長公主乃令假衣食、竟不得名一錢、寄死人家、

【講義】景帝の御姉長公主即ち館陶公主憐む所のありて通に賜ふ所あり、吏は賜ふことあれば其の都度之を沒收して通に與へず、因りて通は冠を髮に連ぬるに用ゐる笄一本をも身に著くるを得ず、是に於て長公主は乃ち衣食を假し與へしむ、然れども竟に一錢の小なるものも鄧氏と銘打ちて通用さする事叶はぬ身の上となりて、人の家に寄食して死せり、果してかの相者の觀たるに違はざりき、

【字解】竟不得名一錢、名は鄧氏錢と銘打ちて名づくること、上文に賜嚴道銅山得自鑄錢、鄧氏錢布天下とあり、然るに今は一錢の微も鄧氏錢と名づくること相叶はぬことになれり、

景帝時、中無寵臣、然獨郎中令周文仁、仁寵最過、庸不乃甚篤、

【講義】孝景帝の時に、中に寵幸せらるゝ臣なし、只一人郎中の令周文仁といふものあり、仁寵せらるゝこと最も特別なり、されど信用は左程に甚篤からず、庸不乃甚篤、庸は用と通す、

今天子中寵臣、士人則韓王孫嫣、宦者則李延年、

【講義】今上即ち武帝の宮中の寵臣にては士人にては韓王の孫嫣と云ふ者あり、近侍の少年にては李延年あり、

○嫣者、弓高侯孽孫也、今上爲膠東王時、嫣與上學書相愛、及上爲太子、愈益親嫣、

【講義】嫣といふ人は韓王信が子弓高侯頽當が側室の孫なり、今上帝が未だ膠東王たりし時、嫣は今上と與に書を學びて互に親しく交はりたり、今上が太子

之、文帝不樂、從容問通曰、天下誰最愛我者乎、通曰、宜莫如太子、太子入問病、文帝使唶癰、唶癰而色難之、已而聞鄧通常爲帝唶吮之、心慙、由此怨通矣、

【講義】文帝嘗て癰といふ脊に發する重き腫物を病まれたることあり、鄧通は毎度帝の爲に其の膿を唶ひ吮ふ、文帝病の重きが爲に心樂しまず、間を以て通に問はるゝことは、世の中にて最我を大事として奉仕するもの誰ならむ恐らくは汝に越したる者あらじといふ下心にて問を發せられしに、通曰はく、勿論太子に勝るものなしと答ふ、太子入りて病を問はる、文帝癰を唶ひ吮はしむ、太子癰を吮ふに迷惑なる樣子見えたりしが、後になりて鄧通が毎度帝の爲に唶ひ吮ひたる由を聞きて、心中に慙ぢたり、やがて此の事より通を怨むに至る、

【字解】唶吮之、唶は音サク本は歎聲なるを、譜の古文又咋に通用し、齰と同用す、漢書齰に作る其の膿血を齧み出すなり吮は朽ちたるものをすひとる意、不樂、病困の爲に樂しまざるなり、俗の面白くなき意、

及文帝崩景帝立、鄧通免家居、居無何、人有告鄧通盜出徼外鑄錢、下吏驗問、頗有之、遂竟案、盡沒入鄧通家、尙負責數巨萬、

【講義】文帝崩じて景帝天子となる時に及びて、鄧通は免官になりて家に居るに、幾程もなくて、或人鄧通は錢を塞外に盜出すと告げたる者あり、當時の律にて錢を塞外に出すを禁じたればなり、帝は因りて通を吏に引渡して取調べしむるに頗る證據あり、遂に其の罪を糺すことゝなりし結果通が家を官沒す、其の上に負債數巨萬あり、

【字解】徼外、徼は猶塞のごとし、東北之を塞と謂ひ、西南之を徼といふ、塞は障塞の意、徼は徼遮の意に因る、負責、責は債と通用す、負債なり、

說焉、尊幸之日異、通亦愿謹、不好外交、雖賜洗沐、不欲出、於是文帝賞賜通巨萬以十數、官至上大夫、

【講義】文帝かの背後の穿てる黃頭郞を召して其の名姓を尋ね問はるれば、答へて曰く、臣が氏は鄧、名は通と申す、文帝鄧は猶登のごとしとて悅び給ふ、因りて之を尊幸すること日に異なり、通も亦物事を大事にかけて謹直にし、絕えて外交を好まず、時々定まりたる歸休の暇を賜はりても家に歸るを欲せず、是に於て、文帝寵幸益〻厚く賞賜の物巨萬十を以て數ふる程に達す、通が官は上大夫に至れり、

【字解】愿謹、愿は眞正直なこと、

文帝時時如鄧通家遊戲、然鄧通無他能、不能有所薦士、獨自謹其身以媚上而已、

【講義】文帝は時時に鄧通が家に出でまして遊戲せらる、然も鄧通は他の伎能なければ人物を推薦して天子の爲に盡すこと能はず、只獨自から其の身を謹みて、文帝に媚び仕へたり、

上使善相者相通、曰、當貧餓死、文帝曰、能富通者在我也、何謂貧乎、於是賜鄧通蜀嚴道銅山、得自鑄錢、鄧氏錢布天下、其富如此、

【講義】文帝は善く人相を觀る者をして通の人相を觀しむ、相して曰はく、當然貧賤になりて餓ゑて死すべしと、文帝曰はく、能く通を富ます事は我が自由になすべきものなり、何ぞ貧しからむといふやとて、鄧通に蜀の嚴道(今の四川榮經縣の治所)の銅山を賜ひて自由に錢を鑄ることを許さる、是に於て鄧氏の鑄たる錢は天下に普及す、其の富めること此のごとし、

文帝嘗病癰、鄧通常爲帝唶吮

父の名を談と云へるより避けたるなり、支那に於ては臣子は君父の名を諱み避くるを以て禮と爲す、參乘、陪乘なり、本は驂乘に作る、古代乘車に君の右にある人をいふ、乘車の法導者は左に居り、御者は中に居り又一人あり車の右に居り以て傾倒に備ふ、戎車には車右と稱す、其の餘には驂乘と曰ふ、驂は三の意、蓋し三人を取つて名となすものなり、

○鄧通、蜀郡南安人也、以濯船爲黃頭郎、

【講義】鄧通は蜀郡の南安縣の人なり、善く船を濟ぐ爲に黃頭郎即ち天子の御座船を漕ぐ御船頭となる、

【字解】以濯船、濯は讀みて櫂となす、櫂はカイと訓ず長き竿、(短なるを楫といふ)此處にては動詞として以櫂船と解すべし、黃頭郎、支那古代五行說にて土は水の所生とするに其の色黃なるより刺船の郎皆黃帽を著る、因りて名づく、

孝文帝夢、欲上天不能、有一黃頭郎、從後推之上天、顧見其衣裻、帶後穿、覺而之漸臺、以夢中陰自求推者郎、即見鄧通、其衣後穿、夢中所見也、

【講義】孝文帝夢見らる、其の夢は天に上らむと欲すれども能く上る事叶はず、其所に一黃帽を著たる御船頭あつて天子の御後より推し申したれば天に上ることを得られぬ、其の際顧みて黃頭郎の衣服の背後の縫目の綻び破れたるを見る、かくて御夢覺めてより漸臺とて未央宮中の蒼池にある臺に臨幸あり、帝夢中に見えたる人物をそれとなく求めらるゝに、かの推して上げたる者に似たるは即ち鄧通あり、其の衣の脊縫の帶の下の方綻びて穿たれたり、全く夢に見られたると同じ、

【字解】其衣裻、裻は音トク索隱に衫襦之橫者とあり、集韻に衣背縫也と云へり、

召問其名姓、姓鄧氏、名通、文帝

兩人徙家安陵、

【講義】昔時容貌の美を以て君の寵を得たる者多かりき、漢室興隆の時に至りて、高祖皇帝は極めて暴猛抗直なり、然れども籍孺と稱する美少年を以て高祖の寵を得たり、孝惠帝の時に、美少年閎孺あり、兩人は固より他に異なる本來の材力藝能あるにあらず、徒に容貌の婉柔にして佞媚なるが爲に身も貴く又君の寵を得、而して天子と共に臥起して大に用ゐられたり、公卿大臣は皆其の人々に就いて天子に我が請ふ所を通ずる便利を得たり、故に孝惠帝の時に、郎侍中は皆鵔鸃即ち文彩の美しき山鳥の羽毛を以て飾れる冠を着、貝帶の華美なるを用ゐて顏面に臙脂や白粉を附けて奉仕す、是等は前の籍孺や閎孺の類に感化を受けてかくばかりになり下れるものなりといふ、さて此の籍孺や閎孺は家を徙して安陵即ち孝惠帝の陵邑に住せり、

【字解】暴抗、暴猛抗直、籍孺、籍は其の名、孺は少年なり、次下の閎孺も亦同義なり、樊噲傳に高帝枕宦者而臥とある宦者は蓋籍孺かと楊愼言へり、關說、關は通なり、公卿之に因りて其の詞說を通ずるを謂ふなり、鵔鸃亦鵕雉と云ふ、日本の山鳥(錦雞鳥)といふ鳥の羽毛を以て冠を飾るなり、趙の武靈王に始まるといふ、貝帶、貝を以て飾れる帶なり、傅脂粉、傅は音フ附け添ふる意、脂は胭脂にて所謂紅なり、又臙脂に作る、粉は白粉なり、

孝文時中寵臣、士人則鄧通、宦者則趙同、北宮伯子、北宮伯子以愛人長者、而趙同以星氣幸、常爲文帝參乘、鄧通無伎能、

【講義】孝文帝の時に宮中の寵臣は、仕宦して居る人にては則ち鄧通、寵幸の少年にては趙同と北宮伯子あり、北宮伯子は人を愛撫する有德の人なるを以て又趙同は占星望氣の術卽ち星の占術と雲氣を望みて吉凶を知る方法など心得たりしが爲に幸せられて平素文帝の陪乘となりてありき、只鄧通のみは別に才能なし、

【字解】趙同、漢書趙談に作る、同と云ふは太史公の

ゐて解せり、○此の傳儒を假りて俠と相形し而して俠に重きを歸するが如くなれども、その實は之を反言し之を激言し以て作者當時感憤不平の氣を洩らせしものなり、篇中先づ儒俠を以て双提して論を起し、層々廻環し歩々轉折し、曲さにその妙を盡くす、而して後ちに始めて朱家郭解の二傳（田仲劇孟あれども附傳に過ぎず）を出だして傳の本文たるべき叙事が、反りて前きの序論の印證たり注解たる者の如し、此れ又篇章の妙構奇態と謂ふべきなり、

佞幸列傳第六十五

佞媚を以て君の寵幸を得たる者を記せるを以て佞幸傳と名づく、

諺曰、力田不如逢年、善仕不如遇合、固無虛言、非獨女以色媚、而士宦亦有之、

【講義】古來傳へたる語に曰はく、骨を折つて耕作する者は、豐年に逢うて自然に收穫の多きに及ばず、善く力を盡くて君に仕ふる者は君と歩調を合はして氣に入るやうにするには及ばずといへり、是の諺は固に虛言にあらず、正に眞實の言と見るべし、凡て世間は機嫌を取ることが專一肝要なり、是只に女が容貌の美を以て人の氣に入らむとするのみにあらず、一個士人が仕官するにも亦此の趣意あり、男色と云ふ者が調法がらるゝなり、

【字解】遇合、遇一に偶に作る、

昔以色幸者多矣、至漢興、高祖至暴抗也、然籍孺以佞幸、孝惠時有閎孺、兩人非有材能、徒以婉佞貴幸、與上臥起、公卿皆因關說、故孝惠時、郎侍中皆冠鵔鸃、貝帶、傅脂粉、化閎籍之屬也、

の一類共、又南道の仇景、東道の趙他羽公子、南陽の趙調が徒のごときは、此れ盜跖等のごとき賊が公然民間に居る者といふべき類なり、いかで任俠をなす者として論ずるに足らむや、此等は以前にいへる朱家が羞づる所の卑劣の俗輩のみ、

【字解】北道、道は猶方のごとし、京師四出の道をいふ、下文西道東道など皆同じ意なり、趙他羽公子、漢書に趙の字なし、師古が說に、姓は他、名は羽、字は公子と云へり、又索隱には、姓は趙、名は他羽、字は公子といへり、

太史公曰、吾視郭解、狀貌不及中人、言語不足採者、然天下無賢與不肖、知與不知、皆慕其聲、言俠者、皆引以爲名、諺曰、人貌榮名、豈有既乎、於戲惜哉、

【講義】太史公が曰はく、吾は郭解を見るに其の狀態は普通の中等人にも及ばず、又其の言語も採るに足らず、極めて平凡の人なり、然も賢人も愚人も、直接面識ある者もなき者も、皆一齊に解の評判の盛なるを慕ひ又任俠を言ふ者は皆解を取立てゝ名義として俠者の模範となす、古來言ひ傳へたる言葉に、人が盛なる名譽を戴きて身の飾りと爲す時は假粧で顏狀を飾ると異りて、いつの時になりても盡くる事なしといへり、今解は卽ち之に適當せる人物なりしか、あさても郭解が三族を夷滅せられしは惜しみても餘りある事ならずや、

【字解】貌榮名、貌はカタチ、本と名詞なれども此にては之を動詞に變化して貌を修飾して作ることに用ゐたり、乃ち光榮の名譽を取りて其の身の光り輝きを增す意義なり、豈有既乎、既は盡なり、ツクルと訓ず、此の句兩說あり、一說は通常の形貌は年の老弱に因りて盛衰あれども名譽を貌とする者は際限無く相變らずして長久に傳はるとの意なりと云ふ、又一說は名譽は元來定まりたる極りと云ふ者無きが故に、游俠一輩の爲に竊み取らるときは、何れまで竊み取らるにや見當付かずと、深く之を惜むと共に深く游俠の竊名を貶したるなりと云へり、今姑く前說を用

御史大夫公孫弘議曰、解布衣爲任俠行權、以睚眦殺人、解雖弗知、此罪甚於解殺之、當大逆無道、遂族郭解翁伯、

【講義】御史大夫公孫弘議して曰はく、解は布衣たる身にして任俠をなして、我が勢力のまゝに些の怨みより人を殺すことをなせり、解は其の儒生を殺したるものを知らずといふと雖ども、此の罪は解が直接に人を殺せるよりも甚し、是の罪は大逆無道の科に相當すと議したれば、遂に郭解翁伯を族滅の刑に處す、

自是之後、爲俠者極衆、敖而無足數者、然關中長安樊仲子、槐里趙王孫、長陵高公子、西河郭公仲、太原鹵公孺、臨淮兒長卿、東陽田君孺、雖爲俠、而逡巡有退讓君子之風、

【講義】郭解が三族罪せられし後、任俠の行をなす者至極衆し、而も傲慢にして數ふるにも足らぬ人物なり、然も、關中の人にては長安の樊仲子、槐里の趙王孫、長陵の高公子、西河の郭公仲、太原の鹵公孺、臨淮の兒長卿、東陽の田君孺等は任俠の行をなすと雖ども而も却退して人に謙遜する君子人の樣子あり、故に稍言ふに足るものならむ、

【字解】敖而、敖は倨なり、鹵公孺、鹵は漢書に魯に作る魯は姓、一說に地名と見えたり、田君孺、漢書陳君孺に作る、

至若北道姚氏、西道諸杜、南道仇景、東道趙他羽公子、南陽趙調之徒、此盜跖居民間者耳、曷足道哉、此乃鄕者朱家之羞也、

【講義】其の他北道の姚氏や、西道の諸杜即ち杜氏

解、解轉入太原、所過輒告主人家、吏逐之、跡至籍少公、少公自殺、口絕、久之、乃得解、窮治所犯、爲解所殺皆在赦前、

【講義】郭解は亡命して臨晉に至る、臨晉の籍少公は固より解を見知らず、解は他人の姓名を僞稱して關を出でむことを求む、籍少公之を信じて已に解を出す解は轉じて太原に入る、郭解の往くべき先方は、我は此より某の方へ往くべしと告げ殘して出發したるが故にその足が付きて縣吏は追跡して遂に籍少公の許に至る、少公は其の解なりしを知りて其の累を及ぼさじとて自殺して其の解を出したる由を知る者なからしめたり、久しくありて解を捕へ得たり、因りて嚴しく取調べて解が前に犯せる罪を治せむとするに解に殺されたるものは皆大赦の前にあり、

【字解】解冒、冒は假稱なり、他人の姓を稱すること、所過輒告主人、所過は經過し立ち寄るべき家を云ふ、主人は乃ち其家の主人を云ふ、郭解の客たるよりして之を主人と云へるなり、此れ郭解の報告を記したるなり、

軹有儒生、侍使者坐、客譽郭解、生曰、郭解專以姦犯公法、何謂賢、解客聞、殺此生、斷其舌、吏以此責解、解實不知殺者、殺者亦竟絕莫知爲誰、吏奏解無罪、

【講義】軹縣に儒學生ありて郭解搜索の使者の坐に侍坐す、解の客が解を譽めたれば儒生曰はく、郭解は專ら姦を以て天下の法令を犯す者なり、何ぞ賢人と謂ふを得むやと、解が客聞いて怒り此の儒學生を殺し其の舌を切斷せしことあり、吏は今解を取調ぶるに當りて此の事を以て解に責む、解實は此の加害者は何人なるかを知らず、同時に實際の加害者も行衞不明にして果して何者なるかを絕えて知るべからず殺せる人亦絕對に知る者なし、因りて治獄の吏は解は罪なしといふ事を奏す、

遂に茂陵に徙りぬ、諸大官の送る者千餘萬錢を出して解を送る、

【字解】 及徙豪富茂陵、漢の文帝より生前壽陵を造り天下の豪富を其下に移して地の繁盛を圖ることを爲せり、武帝亦自ら茂陵を築き此に倣へるなり、不中貲、中は當なりアタルと訓ず、貲は財なり其貲少くして徙るに合はざるなり 索隱に貲不レ中三百萬已上一爲レ不レ中と、衞將軍、大將軍衞青なり、

軹人楊季主子、爲二縣掾一、擧徙レ解、解兄子斷二楊掾頭一、由レ此楊氏與二郭氏一爲レ仇、解入レ關、關中賢豪知與レ不レ知、聞二其聲一、爭交二驩解一、

【講義】 軹の人楊季主が子は縣の掾となりてありしが、詮議して解を茂陵に徙しぬ、實は解が願ふ所にあらざるなり、解が兄の子其の楊掾の首を斬りつ、此の爲に楊氏と郭氏と仇敵となりぬ、解が關に入る時に、關中の賢大夫豪俠の者は平素より直接に知りたる者も知らぬ者も、解の名聲の盛なるを聞きて、爭ひて我も我もと誼を通ぜむと求めたり、

【字解】 擧徙解、漢書に鬲之に作る、鬲は隔と同じ、乃ち解の徙るを阻止することなり、本文と少しく義を異にせり、

解爲レ人、短小、不レ飲レ酒、出未三嘗有二騎一、已又殺二楊季主一、楊季主家上書人、又殺二之闕下一、上聞、乃下レ吏捕レ解、解亡、置二其母家室夏陽一、

【講義】 解の人となり短小にして酒を飲まず、又外出する時に未だ嘗て從騎なし、已にして楊季主を殺せり、楊季主が家に郭解の事を訴へて上書を爲す人ありしを郭解は又之を宮城の前にて殺せり、武帝其の重々の罪あるを聞きて其の筋の吏に命じて解を捕縛せしむ、解は逃亡して其の母と家室とを夏陽といふ所に置けり、

身至二臨晉一、臨晉籍少公素不レ知レ解、解冒因求レ出レ關、籍少公已出レ

敢嘗酒食、諸公以故嚴重之、爭爲用、

【講義】解は最も人に對して禮儀を厚くし恭敬の誠を致せり、されば敢て車に乘りて吾が屬する縣の廷に入らず、傍の郡國に之いて他人の訴訟其の他紛れ事を請ひ求むるに事の免れ出すを得る者は之を救ひ出だし、救ひ出すべからざる者は、各々それ相當の手段を講じて先方の心に此の上は致し方なしと諦らめをさせ滿足を與へたる後に始めて己は思ひ切りて飲酒をなす、乃ち出來得る限りの努力を盡くすなり、諸大家も此の故を以て解を嚴重んじて我も我もと其の用を爲せり、

邑中少年及傍近縣賢豪、夜半過門常十餘車、請得解客舍養之、

【講義】河内軹縣の地即ち解が居る所の年少き者及び近縣の賢大夫豪俠の者が夜半に解が家に立寄る者常に十餘車あり、解が賓客を貰ひ請けて之を連れ歸りて自家に食客とす、蓋し解が許に亡命の者藏れたれば之を迎へ取りて食客とせむと請ふなり、

及徙豪富茂陵也、解家貧、不中訾、吏恐不敢不徙、衞將軍爲言、郭解家貧、不中徙、上曰、布衣權至使將軍爲言、此其家不貧、解家乃徙、諸公送者、出千餘萬、

【講義】武帝の朝雒陽の大富人を茂陵に引移らしむる時に及びて、郭解が家は貧にして制限の財産額に達せず、然るに其の專任の吏は郭解の威勢を恐れて致し方無く徙さんとしたるに、衞將軍靑之れが爲に苦情を持ち出だして郭解が家貧くして徙さるゝ資格なしと云へり、武帝曰はく、平民の權を以て流石の貴顯たる將軍をして此の如き言をなさしむるに至ると云ふ事は餘程の物になくては叶はぬことなり、されば其の家貧しからざるなりとて、其の爲に解が家は

郭解が行爲の非凡なるを慕ひてありき、
【字解】尉史、尉吏のこと更繇の事を索る、踐更、役夫のこと既に前に解せり、

雒陽人有相仇者、邑中賢豪居間者以十數、終不聽、客乃見郭解、解夜見仇家、仇家曲聽解、

【講義】雒陽の人に相仇する者あり、其の土地の賢明豪俠の人々中に立ちて仲裁すれども兩家之を聽き入れず、或る人郭解に見えて其の解決方を乞ふ、解乃ち夜間仇の家に到りて面會して其の和解を談ず、仇の家も解の言に從ひて曲げて不本意ながら和解の事を承知したり、
【字解】居間者、中間に居て仇家の間を融和するなり、曲聽解、曲は屈曲にて自己の主張を曲げて他の說に從ふなり、

解乃謂仇家曰、吾聞、雒陽諸公在此間、多不聽者、今子幸而聽解、解奈何從他縣奪人邑中賢大夫權乎、乃夜去、不使人知、曰、且無用待我、待我去、令雒陽豪居其間、乃聽之、

【講義】解乃ち仇家に謂つて曰はく、吾聞く、雒陽の諸大家仲裁を試みるに大抵仇家の聽き入るゝ所とならず、然るに今は幸にして吾が言に從つて和談せむとす、吾はいかで他縣より來りて此の地の諸賢大家の權力を奪ふことをせむやと、夜間に其の地を立ち去りぬ、さて人をして知られぬやうにして言ひ置くやうは、暫時吾が言を用ゐることなかれ、我が此の地を立ち去る後に洛陽豪俠をして和談の取扱をなさしめ和解を承和せよといへり、

解執恭敬、不敢乘車入其縣廷、之傍郡國、爲人請求事、事可出、出之、不可者各厭其意、然後乃

れば曲我にありとて其の相手の罪を問はず、其の人を去らしめたり、而も甥を罪して、その死骸を引取りて埋葬す、然るべき人々も解が所置に感心して解が義俠なるを天晴の事として是の時より一層解に深く交はる者出で來れり、

【字解】使人微、微は伺ひ問ふこと、遂去其賊、去は放免して去らしむるなり、皆多解之義、多は尊重すること、

解出入、人皆避之、有一人、獨箕踞視之、解遣人問其名姓、客欲殺之、解曰、居邑屋、至不見敬、是吾德不修也、彼何罪、乃陰屬尉史曰、是人吾所急也、至踐更時脫之、每至踐更、數過、吏弗求、怪之、問其故、乃解使脫之、箕踞者、乃肉袒謝罪、少年聞之、愈益慕解之行、

【講義】郭解が出入には人皆憚りて之を避くる例なりき、或る時一人は只獨にて箕踞即ち兩足を前に投げ出しひらきて、解をよく〳〵見てありしかば、解は人を遣りて其の姓名を聞かしむ、食客中の一人は彼の男を殺さむといふ、解押止めて曰く、吾がかく市中の住居をなして人にも知られたる身ながら、かく敬禮せられざるは是吾が人格が未だ完全に修められざるに原因するものと思ふなり、彼に何の罪かあらむとて彼の人を罪せずして乃ち陰に縣の尉史に依賴して曰はく、彼は吾が心中にて大切に思へる必要の人なり、因りて人夫に徵發せらるゝ時あらば之を徵發せずして置かれよといへり、されば是の後每年人夫の徵集ある度に、他の人々は皆々徵集せらるれども、此の人のみは官吏も徵發することなし、此の人怪しく思ひて其の理由を聞けば、乃ち郭解が助けたる爲なりき、前に投げ出し足にて無禮を加へし人は、兩肌を脫いで罪人の狀を表はして解の許に來りて先日の、罪を謝す、土地の壯年の者は此の事を聞いて愈、益、

若き者は郭解の行を慕ひて、亦其のごとく何の事もなく人の仇を討ちても決して之を其の人に知らしめぬやうにせり、

【字解】陰賊著於心、於の字ヨリと讀み自の字と倣して解すべし、睚眦、解は范雎傳に見えたり、

解姉子負解之勢、與人飲、使之嚼、非其任、彊必灌之、人怒拔刀刺殺解姉子、亡去、

【講義】郭解が姉の子は解が勢を肩に着て、人と酒を飲むとき、之を飲み盡さしむ、其の人酒量少なきを以て飲み盡さぬに、解が姉の子は彊ひてなみ〳〵と酒を注ぎしかば、其の人怒りて刀を拔きて解が姉の子を刺し殺して亡げ去りぬ、

【字解】使之嚼、嚼は音シヤウ一に噍に作る、飲み盡す意、漢書嚼に作る、非其任、飲む程度にあらぬ意、

解姉怒曰、以翁伯之義、人殺吾子、賊不得、棄其尸於道、弗葬、欲以辱解、解使人微知賊處、賊窘自歸、具以實告解、解曰、公殺之固當、吾兒不直、遂去其賊、罪其姉子、乃收而葬之、諸公聞之、皆多解之義、益附焉、

【講義】郭解が姉は子の殺されたるを怒りて曰はく、翁伯(解が字)が義俠を以て世に知られたるに、今人が吾が子を殺したるに其の下手人は見附けられずといふ甚不平の事なりと、さて解を辱めむとて其の子の死骸を道旁に棄てゝ埋葬せずして置けり、解は人をして甥を殺したる相手を伺問せしむるに其の者の居所を突き止めたり、殺したる人は解より如何なる辛き目に遭はんも知れずと進退谷まりて自身より解の許に來りて身を任せて且告ぐるに逐一詳細なる事狀を以てせり、解其の自首して來れるを壯として曰はく、君が吾が甥を殺したることは至極當然なる事なり、吾が甥は至つて曲りたる事をなせるものな

解爲人、短小精悍、不飲酒、少時陰賊、慨不快意、身所殺甚衆、以軀借交報仇、藏命作姦、剽攻不休、及鑄錢掘冢、固不可勝數、適有天幸、窘急常得脫、若遇赦、

【講義】郭解の人となりは身長低くて勝ち氣にして勇悍なり、而して酒を飲まず、少年の時は內心に物を殘害する癖あり、常に我が志のごとくならぬことを憤りて愉快ならず日を送りぬ、自身に殺せる所の人甚多數なり、我が身を交際する人に代へて其の人の仇敵を殺すごとき事をなす、又亡命の人を潛に藏して惡事を作し、人の追剝をなし又夜盜に押入りなどすること休まず、又其の上に私に錢を鑄て用ゐ、又人の冢を發掘して寶物を奪ひ取りたる類の事は一々擧ぐるに堪へず、然れども折能く天幸ありて進退谷まりたる折に其の危急の場合を助かりて免るゝを得若しくは大赦に遇ひて其の罪を赦されたり、

及解年長、更折節爲儉、以德報怨、厚施而薄望、然其自喜爲俠益甚、

【講義】郭解が年齡長ずるに及びて、更に本來の氣節を曲げて身の制節をなし、恩惠を以て怨に報ず、厚く人に施して我に取ることは薄く望む、以前の行爲は打てかはりたれど、然れども、其の心には自から喜びて任俠をなすこと益〻前より甚し、

既已振人之命、不矜其功、其陰賊著於心、卒發於睚眦如故云、而少年慕其行、亦輒爲報仇、不使知也、

【講義】是迄に郭解は他人の命を振ひても、其の手柄を矜らず、其の內心に他を殘害する意を有せしが今は表面に表はれて、其の結果些細の怨ある者にも仕返しする所爲は前のごとくなりと云ふ、然して年

喪蓋千乘、及劇孟死、家無餘十金之財、而符離人王孟亦以俠稱江淮之間、

【講義】劇孟が行ひは大に朱家に類せり、而して博奕を好む、少年の戲多し、然れども劇孟が母の死せし時、遠方より喪を送る者の數無慮千乘あり、劇孟が死せるに及びて其の家に十金ほどの財物も餘さず、極めて貧しかりき、而して符離の人王孟も亦任俠を以て江淮の間に評判高し、

【字解】符離、地名沛郡の縣、

是時、濟南瞯氏、陳周庸亦以豪聞、景帝聞之、使使盡誅此屬、

【講義】是の王孟が名聲を博せる際に當りて、濟南の瞯氏と陳の周庸とも亦豪强を以て世に知られたり、景帝之を聞し召して、使者をして此等朝命を奉ぜぬ豪强の者を誅罰せしむ、

其後、代諸白、梁韓無辟、陽翟薛況、陝韓孺、紛紛復出焉、

【講義】濟南の瞯氏誅伐せられし後に代郡の白氏の一類、梁の韓無辟、陽翟の薛況、陝の韓孺等の類何れも俠客なるが續々多く前に繼いで世に出でたり、

【字解】諸白、諸は多數なりモロ〱と訓す、代郡に白氏一類多く、豪俠一にあらず故に諸白といふ、梁韓無辟、梁國の人韓は姓、無辟は名、陝韓孺、陝は地名、一に郟に作るべしと云へり、韓孺は韓千秋とて壯士なり、韓孺は南越傳に見えたり、漢書には寒孺に作れり、

○郭解、軹人也、字翁伯、善相人者許負外孫也、解父以任俠、孝文時誅死、

【講義】郭解といふ人は河内の軹の人なり、字は翁伯といふ、善く人相を觀たる許負が外孫即ち女の生みたる子なり、解が父は任俠を以ての爲に孝文帝の時に誅せられて死にき、

事よりも急にす、以前季布が漢に購ひ捜索せられし時、朱家は季布を髡鉗して奴の姿に變へ、高柳車に載せて出し遣して援けたりしが、季布が侯となりて尊位高官になるに及びて朱家は一生季布に會ふことを避けたり、關より以東の人々、我先にと朱家に交らむことを願はぬ者なし、

【字解】　軥牛、軥は軛クビキの兩端の曲れる者、大牛は軛に當て小牛は軥を挽かしむ、此の時牛車を賤む、而して朱家は牛車中の貧弱なる軥を挽く小牛の者に乘る、その儉素知るべし、

楚田仲以俠聞、喜劍、父事朱家、自以爲行弗及、田仲已死、而雒陽有劇孟、周人以商賈爲資、而劇孟以任俠顯諸侯、

【講義】　楚國の田仲といふ人は任俠を以て世に名あり、撃劍を好む性なりしが、朱家に父子の約をなして交はりたるに自身にて朱家の行ひには到底及ばずと思へり、田仲已に死してより、洛陽の地に劇孟といふ者あり、周の人は商業を以て生活の資となすに劇孟は任俠を以て諸俠の間に其の名を知られたり、

吳楚反時、條侯爲太尉、乘傳車、將至河南、得劇孟、喜曰、吳楚擧大事、而不求孟、吾知其無能爲已矣、天下騷動、宰相得之、若得一敵國云、

【講義】　吳楚七國の反逆の時、條侯周亞夫太尉として宿次の傳車に乘りて將に河南に至らむとす、劇孟を手に入れて喜びて曰はく、吳楚强きを恃みて反逆をなせり、然れども、劇孟を手に入るゝことをなさず、吾其の七國が能く成就せぬことを知れり、天下反逆の騷動に當りて宰相が之を得たることの有功なることは恰も新に一敵國を得たるがごとしと云ふ、

劇孟行、大類朱家、而好博、多少年之戲、然劇孟母死、自遠方送

に此等義俠の人傑を傳して世に知らしめむとす、

○魯朱家者、與高祖同時、魯人皆以儒教、而朱家用俠聞、所藏活豪士以百數、其餘庸人不可勝言、然終不伐其能、歆其德、諸所嘗施、唯恐見之、振人不贍、先從貧賤始、

【講義】魯國の朱家といふ人は漢の高祖皇帝と時を同じうす、魯人は皆儒學を以て人に敎ふ、然るに朱家は任俠を以て人を救ひ其の名聲天下に知られたり、是頗る魯國の人と異なる所なり、其の朱家が弱者を藏し助けて活かしたること莫大にて其の爲に助かりたる豪傑の士は百を以て數ふるばかりなり、其の他普通の人を助けたること幾何あるか一々言ふに堪へぬ程あり、而も其の終まで自身の人を助けたる力を長所として他にほこる事なく、又人が恩德として仰ぎ貴ぶことをも自身に受けずして知らざる者のごとくす、諸事につけて從來施したる所の功績は唯世に知られむことを恐れ、人の衣食の足らざるを助くることは先づ貧賤の者より始めたり、

【字解】歆其德、歆は信を以てすれば神其の氣をうくるといふ意、享の意に通用す、振人不贍、振は賑と通用す救なり、贍は給足の意、不贍は給する能はざる意、

家無餘財、衣不完采、食不重味、乘不過軥牛、專趨人之急、甚己之私、既陰脫季布將軍之阨、及布尊貴、終身不見也、自關以東、莫不延頸願交焉、

【講義】朱家が自宅には日常必要の道具のみにて別に餘分の金錢什器等あらず、又自身の衣服は飾あるを用ゐず、食事には甘美の物を食はず、車に乘る時にも小牛を駕せる車を用ゐて大牛を用ゐず、而も主として他人の急なる事に就きて盡力することは自身の

擯は其の中よりはね出す意、湮滅、湮は埋沒なり、滅は盡くる意、

以余所聞、漢興、有朱家、田仲、王公、劇孟、郭解之徒、雖時扞當世之文罔、然其私義廉潔退讓、有足稱者、

【講義】太史公自身が聞く所に據れば、漢が天下一統の後に俠者と聞えたる者は朱家、田仲、王公、劇孟、郭解が類の輩あり、時に當代の法律を犯すことありといへども、其の自己の主義と廉直潔白の心と其の行爲の人より謙遜したる事等は、世に稱賛するに足る者なり、

【字解】文罔、文は法なり、罔は網なり、法禁を網と喩へたるより法禁を犯すを扞文罔といふ、

名不虛立、士不虛附、至如朋黨宗彊比周、設財役貧、豪暴侵凌孤弱、恣欲自快、游俠亦醜之、

【講義】俠者その事實なきには世に名聲を稱せらるる事なく、又人物は其の實なき人に歸服せず、かの世間定見なき類が、互に黨與を結び宗彊比周卽ち一門の强きを恃み誇りて比附親厚して金錢を設け貧民を使役し、豪强暴逆にして孤弱の者を侵凌して以て慾を恣にして自から愉快なりとするがごとき者に至りては、游俠の者といへども亦之を醜づるなり、

【字解】游俠亦醜之、醜は恥辱とすることハヅと訓ず、亦の字は聖賢君子に對して亦と云ふ、

余悲、世俗不察其意、而猥以朱家郭解等、令與暴豪之徒同類而共笑之也、

【講義】余(太史公)は悲しむ事は、世間の人は、豪强暴逆の者が弱者を使役して自己の欲を恣にする事の世に愧づべき譯をも心得ずして多愛もなく朱家郭解などいふ義俠の人を以て、かの暴逆豪强の者共と同類として共に之を笑はむことを偏に悲しむ、故に殊

厚招天下賢者、顯名諸侯、不可謂不賢者矣、

【講義】古代に於ける布衣俠客と申す者は其の詳らかなることは聞き得べからず、近代にては吳の延陵の季子、齊の孟嘗君、楚の春申君、趙の平原君が徒は皆王者の親屬たる關係に因ると今一つは土地を有し卿相たる富裕とを楯にして、天下の賢人を招きて俠者の名を世間に顯せり、是不賢者と謂ふべからず、

【字解】延陵、吳の公子季札延陵に封ぜられ延陵季子と稱すれども此れは春秋時代にして、且孔子其賢を稱すれば此の本文の延陵は他人なるべし、韓子に趙襄子召延陵生令車騎先至晉陽の文あり、但未だその人なるや否を知らずと古人も云へり、漢書游俠傳には延陵の二字を削れり、

此如順風而呼、聲非加疾、其勢激也、至如閭巷之俠、脩行砥名、聲施於天下、莫不稱賢、是爲難耳、

【講義】然かしながら以上季子以下の人々の俠者の名を成せるは譬へば風上より大聲に呼ふがごとし、其の聲は疾きを加ふるにあらず、其の勢、激するが故に聲の遠きに達するなり、別に難事にあらず、又彼の一地方の村里にあつて俠者の名を成すがごときは行を脩め名を立てむと勵みて而して其の令名が天下に廣まり何人も之を賢と稱せざるものなし、是れぞ乃ち難しとなす、

【字解】此如順風、此れ一に比に作る、比は譬なり、タトヘバと訓ず、

然儒墨皆排擯不載、自秦以前、匹夫之俠、湮滅不見、余甚恨之、

【講義】無位無官の匹夫にして俠者の名を成す賢と謂ふべきを、何故か儒者も墨家も皆之を除外して書籍中に記載せざるや、秦以前の平民の俠者は世に埋れて知る者なし、余は甚之を恨むものなり、

【字解】排擯、二字皆斥くる意排は押除け捨つる意、

は細少の義を守りて久しく世と相離れて獨りものとなる、是甚愚なり、むしろ彼の卑近の論をなして世人と伍し、世の中と調子を合せて巧みに浮き沈みをなして世を渡りて光榮ある名譽を取るに超えたるものあらむや、世の中に巧みに世を渡る者程賢なる者あることなし、而して布衣の平民共卽ち俠客が物の取り遣りに義理を立て、承諾不承諾の筋道を定めて千里の遠方に於て義理を申し立て一死を擲ちて世の人の是非を顧みず、此亦長所ありて一時を苟くもするものにあらざるなり、

【字解】今拘學云々、拘學は拘り泥みて變通を知らざる學者なり、此の句は儒者の無用をいふなり、卑論云々、術を以て卿相を取る者を謂ふ、儕俗、儕は等輩にて俗人と等輩をなすを謂ふ、取予、予は與と同じ、不顧世、世人の是非を顧みざるなり、

故士窮窘而得委命、此豈非人之所謂賢豪間者邪、誠使鄉曲之俠、予季次原憲、比權量力、効功於當世、不同日而論矣、要以功見言信、俠客之義、又曷可少哉、

【講義】故に士の進退谷まるに當りて一命を游俠の徒に託することを得るなり、此豈游俠の徒は人の所謂賢豪の間に位する者にあらずや、されど誠に部落に住する俠者をして彼の清貧の季次原憲と權を比べ、力を量りて功を其の世に效さしむとも彼の二儒が身は世の名敎に任じて當世の典型となりしとは同日に論ずべき所にはあらざるなり、其の大體を總括して曰へば功の世に現はれ、言の信なるを以て、俠客の義といふものは又何ぞ無かるべけんや、

【字解】鄉曲、曲は部落のこと、予季次、予は與と同じ、

古布衣之俠、靡得聞已、近世延陵、孟嘗、春申、平原、信陵之徒、皆因王者親屬、藉於有土卿相富

に命を捨てゝ振舞ふことあるを以てなりといふなり、此太史公游俠傳を著はすの本旨なり、

鄙人有言曰、何知仁義、已饗其利者爲有德、故伯夷醜周、餓死首陽山、而文武不以其故貶王、跖蹻暴戾、其徒誦義無窮、由此觀之、竊鉤者誅、竊國者侯、侯之門、仁義存、非虛言也、

【講義】鄙賤の人の言に曰はく、何ぞ仁義を知らむ、仁義は知らず、只己の身に其の利益を享くる者を德ありとなす、世の中利德に及ぶ者なしと、故に伯夷は周の般を伐つを見苦しき行として周の粟を食はずして首陽山に餓死せり、而も周の文王武王は伯夷が死したるが爲に王たる資格を貶さず是れ世の人が文武の利益を受くればなり、盜跖と莊蹻とは世に名高き大盜なるが其の行爲暴逆人道に戾れども、其の黨與の者は彼れの利益を受くれば其の義を誦して稱揚すること窮まりなし、以上の例に由りて觀察すれば、鉤を竊める竊盜は其の欲小なるが爲に誅せられ、一國を奪ふ者は侯となる、侯の門に利德あれば、卽ち仁義存せりといへるは此の言實に空言にあらず、

【字解】已饗利者、己の字舊本巳に作る、今札記に依りて改む、饗は享と同じ、跖蹻、跖は盜跖、蹻は莊蹻、共に古しへの大盜なり、蹻は音ケウ、竊鉤者云々、鉤は釣針なり、此れもと莊子胠篋篇の語なり、但仁義存焉の下に則是非竊仁義聖知耶の句あり、仁義存、衆人その利益を受くるが故に仁義の人を以て彼の國を盜みし者を稱することを云ふ、

今拘學、或抱咫尺之義、久孤於世、豈若卑論儕俗、與世浮沈、取榮名哉、而布衣之徒、設取予然諾、千里誦義、爲死不顧世、此亦有所長、非苟而已也、

【講義】今の世、區々たる道理に拘泥せる學者は或

の間の相距る度なり、古は定制あり、其の廣さ八尺、車行く時は則ち轍と相合す、亦車轍を軌ともいへり、因つて法又則の意とす、法度に循はざるを不軌といふ、不矜其能、矜は何事も人よりも遙にまされりと思ひ誇る意、羞伐其德、伐は普通のものより超越したるものとして言ひなす意、緩急、緩は帶說、急を主として云ふ、

太史公曰、昔者、虞舜窘於井廩、伊尹負於鼎俎、傅說匿於傅險、呂尙困於棘津、夷吾桎梏、百里飯牛、仲尼畏匡、菜色陳蔡、此皆學士所謂有道仁人也、猶然遭此菑、況以中材而涉亂世之末流乎、其遇害何可勝道哉、

【講義】太史公が曰はく、昔者虞舜は井を掘り廩を塗らせられたるに進退極まりし事あり、伊尹は鼎俎即ち割烹の具を負ひて湯王に干めし事あり、傅說は傅巖の下の川に堤防を築く人夫となりし事あり、呂尙は世に謂ふ太公望なるが棘津にて食を賣りて困難の生活をなせる事あり、夷吾卽ち管仲は桎梏せられ、百里奚は牛に食を與へて飼ひ、孔子は匡人に圍まれ、陳蔡にて飢ゑて顏色なかりし事あり、此皆學者のいはゆる道德高き仁義の人なり、然も猶此の災難に遭へり、まして、中等の人物にて亂世の人心惡しき世の中を渡らむとするに於ては、其の害に遇ふこと一々計へて擧ぐるに堪へぬ程多し、

【字解】窘於井廩、窘は前途の塞りて進退に窮する意、傅險、險一本巖に作る、古く通用す、傅巖は窟の名、傅巖の下に水あり、常に胥靡をして之を築かしむ、傅說胥靡(刑徒)となりて此に築く、遂に傅を以て姓となす、所謂傅說は版築の間に擧げらるといへるものなり、棘津、尉繚子に太公望年七十にて食を棘津に賣ると見えたり、菜色、人飢ゑて菜を食すれば肌膚青黃なるを菜色といふ、遭此菑、菑は災と通用す、中材、中人の材にて中等の人物の意、何可勝道哉、道は說明する意、文意は游俠の多とする所以は人の緩急

已、四百餘年、而弟子志之不倦、

【講義】孔子の弟子公晳哀字は季次及原憲の兩人は仕官せず、町の長屋住ひの人なり、讀書を勤めて高尚の行をなし、君子の人格を心に有せり、義を守りて苟も當世に合はんとせず、亦其の世の人は世に合はざるを笑へり、故に季次原憲は一生涯空屋に居て蓬戶完からず、粗服粗食すら十分ならず清貧にして遂に死せり、以後四百餘年に及びても、其の流の學者等は其の言行を書記して倦まず、蓋し世人は笑ふと雖ども、而も其の名は後世に垂れて埋るゝ事なし、

【字解】蓬戶、蓬はよもぎなり、編みて戶となす、貧賤者居る所の室の名とす、褐衣、褐は毛布なり、賤者の服、亦因りて賤者の意とす、疏食、粗食をいふ、死而已云々、索隱は死而已にて句としたるを岡白駒は死而已四百餘年と訓讀せり、程一枝も亦同說亦以て一說とすべし、

今游俠、其行雖不軌於正義、然其言必信、其行必果、已諾必誠、不愛其軀、赴士之阨困、既已存亡死生矣、而不矜其能、羞伐其德、蓋亦有足多者焉、且緩急人之所時有也、

【講義】今游俠卽ち交游を好みて人の難に赴く者は、其の行爲常軌を逸して必ずしも正義に合する者に非ずと雖ども、其の言や必ず信實にして其の行爲たる必ず實行す、一旦諾する時は必ず眞實の意あり、其の一身を捨つることを意とせず、他人の困難を救ふに急なり、疾くに早や存亡死生を決し乃ち生命を最初より無き者と覺悟して居ることとなり、而も其の我が力の大なるを矜らず、其の人格の高きを自負するを羞づ、蓋し亦他に勝る者ありといふに足るなり、且や人には困難の捨て置き難き時もあるものなれば、緩急乃ち火急の場合と申す者は時に有るものなり、されば眞逆の時に益に立つ俠者は世に有用の者なり、

【字解】不軌、軌度の外に出づるなり、軌は車の兩輪

國の遠きを恃みて漢を輕んずる事を叙し、又蜚蝗騷動の事を叙す、即ち大宛の一捷も、亦中城に入らず王昧蔡を殺せども討ずる能はずして賂を賜ひ鎮撫せし事を以て、終りと爲せり、多少の譏諷と多少の嗟嘆を含む、亦得て味ふべし、

游俠列傳第六十四

游俠とは俠客の謂なり、荀悅曰く氣を立て齊く威福を作し私黨を結び以て强を世に立つる者之を游俠と謂ふと、

韓子曰、儒以文亂法、而俠以武犯禁、二者皆譏、而學士多稱於世云、至如以術取宰相卿大夫、輔翼其世主、功名著於春秋、固無可言者、

【講義】韓非子に記して曰はく、儒者は文の蔽害にて徒に古に泥み又は論辯を弄びて國の法度を亂し而して意氣を以て人の苦難を救ふ俠者は武力を以て國家の禁制を犯す、此の二者は皆非とせらる、然るに儒者(學者)は多くは世間に名譽を得る事ありて俠客は世間より誹斥せらると、法術を以て匹夫より起りて國家の宰相の官乃至卿大夫の位を取りて其の君主を輔翼し其の功勞も名譽も歷史に著はれて後世に傳はるものの如きは是固より特に叙述するまでもなき事なり、

【字解】春秋、國史の意、功勞ある者は其の國の歷史に記さるゝなり、固無可言者、別に論述するを要せず人皆已に之を歷史に就いて知ればなり、

及若季次原憲閭巷人也、讀書懷獨行君子之德、不苟合當世、當世亦笑之、故季次原憲終身空室蓬戶、褐衣疏食不厭、死而

太史公曰、禹本紀言、河出崑崙、崑崙其高二千五百餘里、日月所相避隱爲光明也、其上有醴泉瑤池、

【講義】太史公が曰はく、禹王の本紀に曰はく、河は崑崙より源を發せり、其の崑崙といふ山の高さは二千五百餘里ありて、日月互に避け隱れて晝夜の別をなす所なりといふ、其の山の嶺に醴泉とて味甘き泉あり、又瑤池とて仙人の居る所ありといへり、

今自張騫使大夏之後也、窮河源、惡睹本紀所謂崑崙者乎、故言九州山川、尚書近之矣、至禹本紀山海經所有怪物、余不敢言之也、

【講義】今張騫が大夏に使者として往きしより後に、河の源を探檢したるに、如何ぞ其の本紀に書けるやうなる、二千五百餘里の高さの崑崙といふ山を目擊する事あらむや、決して見たる事なしといふ、故に支那全土の山川を叙述せるものは尙書が正確なるがごとし、禹の本紀又は山海經のごとき書物に記せるものは數多怪異の事あれど、余は之を正確なりと信ぜられぬ爲に、强ひて之を記述せず、其の信據すべき限りを擧げたるなりと云ふなり、

【字解】山海經、山海經は十八卷、山海の動植物等を記す、著者未詳、傳へて夏禹王の作となす、郭璞の注あり、

此の一篇、西北の諸國を叙し其の中大宛烏孫、康居奄柴、大小月氏、安息條枝、大夏を詳叙し、又扜罙、于窴、樓蘭、姑師、黎軒、身毒、驩潛、大益、蘇薤の九國を附叙し又西南の駹、冉、徙、功、僰、氐、筰、嶲、昆明、滇越の十國を帶叙す、而して烏孫大宛を叙すること更に詳らかなり、要するに傳文に於て、大宛を以て起し、大宛を結びたるが故に、大宛傳を以て名となせるなり、漢の武帝、邊を開き事を生ぜしは、盛事にあらず、故に作者漢の諸國に夸耀せる事、諸

凡、四年にして始めて罷むることを得たり、

【字解】奮行者、奮迅して自から樂みて從行する者なり、適過、適は謫に同じ前に解せり、絀其勞、絀は抑退なり、謫を以て行く者は功勞重んずるに足らず、之を抑退して奮行の者と齊しく賞するを得ずといふなり、

漢已伐宛、立昧蔡爲宛王而去、歲餘宛貴人以爲、昧蔡善諛、使我國遇屠、乃相與殺昧蔡、立毋寡昆弟日蟬、封爲宛王、而遣其子入質於漢、漢因使使賂賜以鎭撫之、

【講義】漢は今や全く大宛を征伐し、昧蔡を立てゝ宛王となして歸る、一年有餘にして、宛の王の一族等は思ふやう、昧蔡は善く諛ひて宛國をして全滅せしめたるは不埒の事なりとて、乃ち相與に昧蔡を殺して毋寡が兄弟なる日蟬といふ者を立て、封じて宛王となし、其の子をして入りて漢に人質たらしむ、漢は其の事を善き折として使者をして厚く贈物を賜ひて其の國の安堵するやうに取扱はしむ、

而漢發使十餘輩、至宛西諸外國、求奇物、因風覽以伐宛之威德、而燉煌置酒泉都尉、西至鹽水、往往有亭、而侖頭有田卒數百人、因置使者護田積粟、以給使外國者、

【講義】而して漢は使者十餘列車の多數の人を發して大宛の西の諸外國に至りて奇異の物を求めしむ、此の際を以て諷して漢が大宛を征伐したる威光と恩德とを見せしむ、而して燉煌に酒泉の都尉を置く、西の方鹽水に至るまでに、諸所便宜の所に宿次の驛舍あり、而して侖頭に屯田兵數百人あり、此の時機を利用して使者を置きて田を護り籾を積み蓄へて外國に使する者に供給す、

多、而將吏貪多不愛士卒、侵牟之、以此物故衆、

【講義】貳師將軍が再度出征する時に、軍の食糧不足ならず、又戰ひて死する者も多からず、而も大將も軍吏も格外に慾を恣にして士卒を愛撫せずして其の上に掠め取る事をなす、此の故に死するもの多數に上れるなり、

【字解】侵牟之、侵牟は掠め取る意、牟は苗の根を食ふ蟲にて所謂甲蟲類の仔蟲、ぢむしといふ、蟊賊ともいふ、卽ち牟賊が苗を食ふごとくするをいふ、物故、死するの代用語、其の義は鬼物に同じくして故き故なりとも、其の服用の物皆故くなる故とも、何事をもなす事なき意なりとも諸說ありて一定せず、

天子爲萬里而伐宛、不錄過、封廣利、爲海西侯、又封身斬郁成王者騎士趙弟、爲新時侯、軍正趙始成爲光祿大夫、上官桀爲少府、李哆爲上黨太守、軍官吏爲九卿者三人、諸侯相郡守二千石者百餘人、千石以下千餘人、奮行者官過其望、以適過行者、皆絀其勞、士卒賜直四萬金、伐宛再反、凡四歲而得罷焉、

【講義】天子は遙々と大宛を征伐したるが爲に將卒に過失あるものも之を詮議して罰せず、卽ち廣利を封じて海西侯となし、又自身に郁成王を斬りたる騎士趙弟を封じて新時侯となす、軍正たる趙始成を光祿大夫となす、上官桀を少府となす、李哆を上黨の太守となす、軍吏の九卿の位地に至る者三人、諸侯王の相乃至郡の太守にて二千石たる者百餘人、千石以下千餘人、奮進して志望にて出征に加はりし者の賞與は望外なり、又罪ありて邊土に遣はされたる者は、其の犯せる罪を免して、其の功勞を叙せず、士卒の賜ものは其の價直四萬金、大宛を伐ちて再たび引戻し、

す、弟桀等は後より逐ひて貳師將軍に到りぬ、

【字解】大將軍、時に別將多ければ特に貳師將軍を大將軍といふなり、漢國所毒、毒は恨の意、又惜むの意、卒失大事、卒は猝と同じ、

初貳師後行、天子使使告烏孫、大發兵幷力擊宛、烏孫發二千騎往、持兩端不肯前、貳師將軍之東、諸所過小國、聞宛破、皆使其子弟從軍入獻見天子、因以爲質焉、

【講義】初め貳師將軍が再度の出征の時、天子は使者をして烏孫王に告げしむるやうは、漢は大軍を發したれば烏孫王も協力して宛を擊つべしとあり、烏孫王之を聞きて二千騎を出して宛を擊たしむ、然れども結果を氣遣ひ二心を抱きて前進するを肯んぜず、貳師將軍が東に向つて漢に還る時、諸所途中沿道の小國は宛の敗軍を聞きて皆其の子弟をして貳師將軍に從ひて漢に來り天子に拜謁し國の物產を獻せしめたり、此に因りて其の子弟等を人質とせり、

【字解】貳師後行、後に行くは宛を伐つ時をいふ、持兩端、左右定まらざる意より二心を抱きて一方に從はぬ事に用ふ、貳師將軍之東、東は軍を旋して東に出づるをいふ、漢に歸るなり、

貳師伐宛也、而軍正趙始成力戰、功最多、及上官桀敢深入、李哆爲謀計、軍入玉門者萬餘人、軍馬千餘匹、

【講義】貳師將軍が大宛を征伐するに際して軍正の趙始成は力を盡して戰ひ軍功第一たり、上官桀の敢て敵地に深入して戰ふに及び李哆は亦軍師として參謀の功大なり、斯くて貳師將軍の軍の凱旋して玉門關に入るもの萬餘人軍馬は千餘匹のみ、多くは戰歿せり、

貳師後行、軍非乏食、戰死不能

申生軍日少、晨用三千人、攻戮殺申生等、軍破、數人脫亡走貳師、

【講義】王申生は本隊を去ること二百里なりしが敵軍の樣子を偵察して郁成を輕蔑して、郁成に食料を出せよと責めしに郁成にては食料は出さずとて承知せず、又申生が軍の人數の日毎に少なきを窺ひ知りしかば、未明に三千人を用ひて、襲擊して攻めて申生等を辱しめ殺しぬ、申生の軍大敗す、其の中二三人身を脫して亡げ歸りて貳師將軍の手に來り其の旨を報ぜり、

貳師令搜粟都尉上官桀往攻破郁成、郁成王亡走康居、桀追至康居、康居聞漢已破宛、乃出郁成王、予桀、桀令四騎士縛守詣大將軍、四人相謂曰、郁成王漢國所毒、今生將去、卒失大事、欲殺、莫敢先擊、上邽騎士趙弟最少、拔劍擊之、斬郁成王、齎頭、弟桀等逐及大將軍、

【講義】貳師將軍は郁成王が王申生を戮殺せるを聞きて怒り搜粟都尉上官桀といふ者をして郁成を攻め破らしむ、郁成王は敵し難しと思ひしにや康居へと亡げ行きぬ、桀は追ひて康居に赴く、康居王は漢が已に宛を破りて勢力ありと聞きしかば其の難を避けむと欲し、郁成王を出して漢の將上官桀に引渡しぬ、桀は四人の騎士をして郁成王を縛し嚴重に護衛して貳師將軍の許に詣らしむ、然るに四騎士相與に語りて曰はく、郁成王は漢國の最深く恨める所の者なれば、今生かしつゝ引率して去らば、急遽に大事を過たむ、されば之を殺さむと思へど誰も强ひて殺す者なし、時に上邽(地名、今の甘肅天水縣の境)の出身の騎士趙弟といふ者年齡四人中にて最少きものなるが、勇氣あり劍を拔いて擊ちて郁成王の首を斬り之を齎ら

宛乃出其善馬、令漢自擇之、而多出食、食給漢軍、漢軍取其善馬數十匹、中馬以下牡牝三千餘匹、而立宛貴人之故待遇漢使善者名昧蔡、以爲宛王、與盟而罷兵、終不得入中城、乃罷而引歸、

【講義】 宛は漢の休戰すべきを申送れるを聞き是に於て其の國の駿馬を出して漢の軍をして任意に其の中より擇び取らしむ、而して約束のごとく多く食料を出して漢の軍人を饗應す、漢の軍人は其の駿馬二三十匹、中等の馬以下牡牝三千餘匹を取る、而して宛の王族の人にて最初より漢の使を待遇して好意を表したりし者にて名は昧蔡を立てゝ宛王となす、昧蔡は宛の將なり、仍りて宛と漢と與に盟ひて戰爭を止めぬ、然れども、遂に本丸まで漢の軍は入ることを得ず、乃ち戰を止めて大軍を引率して漢の將軍は歸りたり、

初貳師起燉煌西、以爲人多、道上國不能食、乃分爲數軍、從南北道、校尉王申生、故鴻臚壺充國等千餘人、別到郁成、郁成城守、不肯給食其軍、

【講義】 初め貳師將軍は燉煌より出發して西に向へり、其の際思へらく、大軍勢にて往かば途中の國々にて食糧供給十分ならざるべしと思ひて其の全軍を分ちて二手三手に分ち南北の道より往く、校尉王申生を始め故の鴻臚壺充國等千餘人は別れて郁成にと向へり、郁成に到りて見れば、郁成は堅く籠城して漢の軍に糧食を支給せず、漢の軍を困しめたり、

王申生去大軍二百里、偵而輕之、責郁成、郁成食不肯出、窺知

なりとなして、相互に謀りて其の王母寡を殺し其の首を持ちて一族の人をして貳師將軍に使せしめ約束して曰はく、漢の軍我が國を攻むる事なくば、我が國にては殘らず駿馬を出して隨意に取らしめ而して又漢の軍に糧食を給すべし、併し若し之を聽かずば、我が國にては殘らず駿馬を殺して漢に取らしめじ、而して康居の援兵其の中に到著せむとす、援兵至らば我は境內に居り康居は城外に居て漢の軍と戰はむ、漢の軍にては熟考していづれにとも定めよと言ひ送りぬ、

【字解】何從、攻戰せむとするか、攻めずして善馬を取らむとするかといふなり、

是時、康居候視漢兵、漢兵尚盛、不敢進、貳師與趙始成李哆等計、聞宛城中新得秦人、知穿井、而其內食尚多、所爲來、誅首惡者母寡、母寡頭已至、如此而不許解兵、則堅守、而康居候漢罷而來救宛、破漢軍必矣、軍吏皆以爲然、許宛之約、

【講義】是の時に康居は漢の軍の樣子を視察するに、漢の軍の勢尙盛なり、之を見て敢て進んで宛を援けず、貳師將軍は趙始成李哆等と計るに、傳へ聞く所に依れば、宛の城中に近頃更に秦人卽ち支那の人を得て井を掘ることを知れりと、而して、城內に食糧多く尙ありといふ、原來漢軍が征伐の目途は張本の惡人母寡を誅せむとて來れるものなり、然るに母寡の首は今や漢の軍の許に差出されたり、此のごとくなりて戰爭する事を止めずんば、宛は必死になりて籠城せむ、其の上に、康居は漢の軍兵の疲勞せるを偵察し、來りて宛を救はむ、然らば漢の軍を破らむこと必定なりといふ、軍吏は皆此の計略を至當なりとして、遂に宛の申出を承知したり、

【字解】新得秦人、秦人漢書に漢人に作る、當時西南の國人支那を稱して或は秦人と云ひ亦漢人と云ふ、

益〻詐りの心を生ぜししめんことを氣遣はる、

乃先至宛、決其水源、移之、則宛固已憂困、圍其城、攻之四十餘日、其外城壞、虜宛貴人勇將煎靡、宛大恐、走入中城、

【講義】 そこで貳師將軍の軍は先づ大宛に至り、其の城の水源を決して之を他所に移して城中に入らしめず、是に於いて大宛は固に今や將來の汲水の竭きむことを恐れて困難す、漢軍は大宛の城を圍み攻むる事四十日餘に及びて、其の外城は壞れぬ、而も亦宛の貴族に將となりて勇猛なる者にて名を煎靡といふ者を生捕にす、大宛の兵は大に恐れて其の中廓に入りぬ、

宛貴人相與謀曰、漢所爲攻宛、以王母寡匿善馬而殺漢使、今殺王母寡而出善馬、漢兵宜解、卽不解、乃力戰而死、未晩也、

【講義】 大宛王の一族相與に評議して曰はく、漢が大軍を出して宛を攻むる理由は、宛の王母寡が善馬を匿して漢の使者を殺せるを以てなり、今我等が王母寡を殺して善馬を出さば、漢の兵宜しく圍を解くべし、萬一かくして解けずんば、其の時必死に戰ひて死なむこと、未だ晩からざるなりといふ、

【字解】 王母寡、母寡は宛王の名なり、

宛貴人皆以爲然、共殺其王母寡、持其頭、遣貴人使貳師、約曰、漢毋攻我、我盡出善馬、恣所取、而給漢軍食、卽不聽、我盡殺善馬、而康居之救且至、至我居內、康居居外、與漢軍戰、漢軍熟計之、何從、

【講義】 大宛の王の一族の人々は一同の意見を至當

を破りて其の善馬を擇び取る用意をなしたりといふ、

【字解】 空以云々、上の空の字は穴を鑿る意、徐廣曰く一に穴に作ると下の空は空竭なり、其の意は別に低處に穴を鑿りて城下の水を引き、城中をして水に空乏せしむるなり、居延休屠、居延は今の甘肅酒泉邊外蒙古額濟納旗、休屠は地名、甘肅甘涼道東部、或は曰く二部の都尉を置きて酒泉を衞ると、七科適、適は謫の借字要塞を戍る卒の科目七つあるなり、一に吏に有ㇾ罪、二に亡命、三に贅壻、四に賈人、五に故有ニ市籍一、六に父母有ニ市籍一、七に大父母有ㇾ籍、等是なり、載糒、糒は乾飯にて、軍用とするもの、執驅校尉、一人を執馬校尉とし、一人を驅馬校尉とするなり、

於ㇾ是、貳師後復行、兵多、而所ㇾ至小國莫ㇾ不ㇾ迎出ㇾ食給ㇾ軍、至ニ侖頭一、侖頭不ㇾ下、攻數日、屠ㇾ之、自ㇾ此而西、平行至ニ宛城一、漢兵至者三萬人、

【講義】 是に於て貳師將軍再度大宛に行く時には、兵數多ければ、之を見て、沿道の小國は迎へ出でて食料を出して饗應し又軍士に食糧をも供給せぬものなし前の時と大に反せり、さて貳師將軍の軍が侖頭に至るに侖頭は貳師將軍に下らず、因りて之を攻むること二三日程に及べば、遂に攻め落して其の軍士を鏖殺す、かくて西の方に行くに何等の敵對するものなくて、大宛の城に攻め寄せたり、此に至りて漢の人數を計ふれば、三萬人到着してあとは途中に斃れて進むを得ざる者なりき、此の行軍の困難想ふべし、

宛兵迎ニ擊漢兵一、漢兵射敗ㇾ之、宛走入、葆ニ乘其城一、貳師兵欲ㇾ行ニ攻郁成一、恐ㇾ留行而令ニ宛益生ㇾ詐、

【講義】 大宛の兵は漢の軍を迎へ擊つ、漢の兵射で之を敗る、大宛の軍は走りて城に入り、持ち怺へて其の城を守る、貳師將軍の兵は行いて郁成城を攻めむと欲す、其の軍を留めて行かざるときは、大宛をして

從者不與、牛十萬、馬三萬餘匹、驢騾橐它以萬數、多齎糧、兵弩甚設、天下騷動、傳相奉伐宛、凡五十餘校尉、

【講義】漢の軍出でて一年有餘にして、燉煌を出でたる者六萬人なり、私の糧食を負ひ及び私に從ひたる者は前の六萬人中の數にあらず、牛は十萬匹、馬は三萬餘匹、驢馬、騾即ち驢と馬との相合して生める馬、及駱駝等は萬を基數として數ふる程の大數にて多く糧食を齎して、軍器の類殊の外に多數に備へたり、天下騷動して、命令を傳へて相奉じて大宛を伐つ、總計五十餘の校尉あり、

【字解】負私云々、私の糧食を負ふ者を負私といふ、從者は私に從ふ者なり、匈奴傳に負私從馬あり、漢書に私負從馬に作る、此れ蓋し同じ、傳相奉、命令を傳へて相奉ずることを云ふ、

宛王城中無井、皆汲城外流水、於是乃遣水工徙其城下水、空以空其城、益發戍甲卒十八萬、酒泉張掖北、置居延休屠、以衞酒泉、而發天下七科適、及載糒給貳師、轉車人徒相連屬、至燉煌、而拜習馬者二人、爲執驅校尉、備破宛擇取其善馬云、

【講義】宛王の城中に飲水を汲むべき井戸なし、皆城外の流水を汲む、是に於て乃ち水道の工事を善くする工人を遣はして、其の城下の水を徙さしめ、坑道を造りて以て城中の水を渇乏せしむ、益、邊塞の番卒十八萬人を徴發し、酒泉張掖の北に居延休屠の二縣を置きて酒泉を衞らしむ、而して天下の七科の謫卒を徴發して、及び兵粮の乾飯を載せて貳師將軍に支給す、運送の車輛及び人夫相連屬して燉煌に至る、而して馬に習へる者二人を拜して執驅校尉となす、宛

貳師の軍士等を玉門關に遮らしめて曰はく、敢へて關を入る者あらば之を斬らむと言はしむ、貳師將軍は之を恐れて入らず、因りて敦煌に留まる、

其夏、漢亡浞野之兵二萬餘於匈奴、公卿及議者、皆願罷擊宛軍、專力攻胡、天子已業誅宛、宛小國而不能下、則大夏之屬輕漢、而宛善馬絕不來、烏孫侖頭、易苦漢使矣、爲外國笑、

【講義】 太初二年の夏、漢は浞野侯趙破奴が浚稽將軍として二萬騎を率ゐて匈奴を擊ちしが破れて還らずなりぬ、是に於て、漢の公卿及び評議する大官等皆願ひて曰はく、大宛を擊つ軍を罷めて、全力を盡して胡を攻めむといふ、天子は以前より今に至るまで、大宛を誅せむの心止め難ければ之を聽かずして曰く、大宛は小國なり、而も漢の軍が之を攻め平ぐる事能はざる時は、大夏の類の有力なる國は、益、漢を輕蔑して服從することなく、其の他又かの大宛の駿馬を得むとするにも、全く來らずならむ、而して烏孫や侖頭（國の名漢書に輪臺に作る、同じなるべし、輪臺は今の新疆輪臺縣、土名玉古爾）は漢の使者を輕蔑して苦しませむ、而も又外國の物笑ひとなる事あるべしとて從はれず、

乃案言伐宛尤不便者鄧光等、赦囚徒材官、益發惡少年及邊騎、

【講義】 是に於て大宛を伐つは不便なりといふ論をなす鄧光等がごとき者を罪せむとて其の詮議をなす、而して囚徒の能く强弓を引く者を赦免して、又益、惡少年卽ち少年無賴の徒及び邊境の騎士を徵發す、是飽くまでも大宛を征伐せむとせらるゝなり、

【字解】 乃案云々、其の罪を案じて罰を行ふなり、案は論定の意、材官、其の幹力ある官人の意にして、役に立つ人といふこと、要するに强弓を引く者なり、

歲餘而出敦煌者、六萬人、負私

參すべしと思ひの外、後日の祟りを恐れて、各、堅く籠城して漢軍に兵糧を支給せず、さりとて之を攻むれども、下すこと能はず、若し下したる者は兵食を得れども、下すを得ざる者は二三日にして立去るといふ體なり、漢軍が郁成城に至る頃、軍士の續き至る者は二三千人に過ぎず、多くは皆食物に窮して饑ゑて疲勞せり、かくて郁成城を攻むれば、郁成は大に漢軍を破りて殺傷する所殊の外に多かりき、

貳師將軍與哆始成等計、至郁成、尙不能擧、況至其王都乎、引兵而還、往來二歲、還至燉煌、士不過什一二、

【講義】貳師將軍は李哆、趙始成等と將來を考ふるに、郁成城に至る迄の城すら、尙攻め取る能はず、況んや其の王都まで往かむと覺束なしと、則ち軍士を引連れて漢に還りぬ、其の往來の日子二年にして、還りて燉煌に至れば、軍士は出發の際に比すれば十が一二に過ぎず、其の損失莫大なり、

【字解】燉煌、前條に敦煌に作る、今の甘肅安肅道の地、什一二、什は十と同じ、

使使上書言、道遠多乏食、且士卒不患戰、患饑、人少不足以拔宛、願且罷兵、益發而復往、

【講義】貳師將軍は使者をして天子に上書して申す道遠くして途中兵糧乏しきに、其の上士卒は戰爭することを苦痛とはせずして、食物なき爲に餓死するを苦痛とす、又軍人の數少なくして、大宛を攻め取るに足らず、因りて願ふ所は、今一旦戰爭を罷めて、更に益〻軍士を發して、再度出征せむとすと、

天子聞之、大怒、而使使遮玉門、曰、軍有敢入者、輒斬之、貳師恐因留敦煌、

【講義】天子貳師將軍の使の上書の意を聞き、其の本意に忤へるを怒りて之を聽さず、而も使者をして

廣利爲貳師將軍、發屬國六千騎及郡國惡少年數萬人、以往伐宛、期至貳師城、取善馬、故號貳師將軍、趙始成爲軍正、故浩侯王恢使導軍、而李哆爲校尉、制軍事、是歲太初元年也、

【講義】天子は嘗て浞野侯をして樓蘭を攻めしめしが、七百騎を以て先づ至りて樓蘭王を虜にせしことありたり、故に今度定漢等が言上する所は至當の言なりと思はるれども、而も寵姬李氏を諸侯にせむとし、その兄李廣利を拜して、貳師將軍となす、屬國の六千騎と郡國の惡少年數萬人を徵發して以て往いて宛を伐たしめ、貳師城に至りて有名なる善馬を取らむと期す、因りて廣利を祝福して貳師將軍と號す、趙始成を軍正となし、故の浩侯王恢をして、軍の先導をなさしむ、而して李哆を校尉となし、軍事を制せしむ、是の歲は實に武帝の太初元年の時にあり、是より外國征伐多く、大宛は叛くに至れり、

【字解】欲侯寵姬李氏、侯は封して諸侯となすこと李氏は李夫人の家を云ふ、漢の制として軍功あるに非れば諸侯たるを得ず、故に下句に李廣利を以て將軍となせるなり、

而關東蝗大起、蜚西至敦煌、貳師將軍軍既西過鹽水、當道小國恐各堅城守、不肯給食、攻之不能下、下者得食、不下者、數日則去、比至郁成、士至者不過數千、皆饑罷、攻郁成、郁成大破之、所殺傷甚衆、

【講義】貳師將軍が貳師城征伐に向ふ事になりてより、函谷關以東の地に稻を害する稻蟲大に發生して、飛びて西の方燉煌に至る、かくて貳師將軍の軍既に西の方に進みて、鹽水を經過す、其の沿道の小國は降

ば、胡の寇あり、若し漢の南方より出づれば、水草に乏しく到底來り難し、又其の上に往々不毛の地にして、食粮に乏しき者多し、漢の使者數百人の者が毎に列をなして來れども、毎々食物缺乏の爲に死する者半數以上に上れり、此のごとくなれば、如何にすとも大軍を宛國まで致すことを得むや、然れば、結局我に對しては、漢は手を下すことは出來るものにあらず、其の上、彼の求むる善馬は、我が國の寶の馬なれば、決して與ふべきものにあらずとて、遂に漢の使に與ふることを承知せず、漢の使はかくと聞きて甚怒りて齎物に持ち來りし金馬を打碎きて大言を吐きて歸り去りぬ、

宛貴人怒曰、漢使至輕我、遣漢使去、令其東邊郁成遮攻殺漢使、取其財物、

【講義】宛國の王族の人々漢の使者の所爲を見て甚怒りて曰く、漢の使者の所爲は、我が國を見下げたる不敬の所爲なれば、其の怨を晴らしやらむとてまづ漢の使を歸らしめ、其の途中東邊の郁成をして、歸路を遮りて、漢の使者を攻め殺さしめ、又其の有せる財物を取りぬ、

於是、天子大怒、諸嘗使宛姚定漢等言、宛兵弱、誠以漢兵、不過三千人、彊弩射之、卽盡虜破宛矣、

【講義】是に於て、天子大に宛國の漢使を攻め殺せるを怒りしに、以前彼の國に使せし姚定漢などいふ人上言す、宛の兵は彊からず、誠に漢の兵力を用ひるに比べば三千人にて事足れり、我が强弩を以て射拂はゞ直に盡く生捕にして、宛國を打破らむと言ふ、

天子已嘗使浞野侯攻樓蘭、以七百騎先至、虜其王、以定漢等言爲然、而欲侯寵姬李氏、拜李

に器物を造る、然れども、幣に作ることをせず、而して漢の使者大宛に往く事既に度々に及べり、其の年若くして使者に隨行して外國に往く者は、大抵多く天子に進見して慣れて居れば、所謂心易くなりて、言上するやうは、大宛に善馬多し、貳師城に在り、大宛にては其の善馬を匿して、漢の使者に與ふる事を承知せずと言ふ、

【字解】 少從、漢の時、使に隨ひて外國に出づる者を謂つて少從となす、すべて少年にして使に從ふを言ふと師古の說あり、進熟、進見して習熟するを云ふ、

天子既好宛馬、聞之甘心、使壯士車令等、持千金及金馬、以請宛王貳師城善馬、宛國饒漢物、相與謀曰、漢去我遠、而鹽水中數敗、

【講義】 天子は以前より大宛の善馬を好まる、今少從等の申す所を聞きて、心に甘しと悅びて、愈壯士車令などいふ者をして、千金と金製の馬とを持して、往いて宛王に貳師城の善馬を與へむことを請はしむ、宛國は今迄に漢の物を多く得て莫大に有してあれば、今更に漢の物を欲せず、其の爲大臣等と與に謀りて曰はく、漢は宛國を去ること遠くして、而も鹽の鹹苦なる沙漠の中の草木なき處にて食糧盡きて幾度も死亡し盡したる事あり、(今の燉煌の西北にある惡磧の地などさすものならむ)、

出其北、有胡寇、出其南、乏水草、又且往往而絕邑、乏食者多、漢使數百人、爲輩來、而常乏食、死者過半、是安能致大軍乎、無奈我何、且貳師馬、宛寶馬也、遂不肯予漢使、漢使怒妄言、椎金馬而去、

【講義】 漢の使漢の北より出でて宛に來らむとすれ

り、

於是、天子始種苜蓿蒲陶肥饒地、及天馬多、外國使來衆、則離宮別觀旁、盡種蒲萄苜蓿、極望、

【講義】漢の使者葡萄苜蓿等の實を取りて宛より歸りしより、天子始めて其の葡萄と苜蓿とを肥饒なる地に種ゑたり、天馬の多く外國の使の來ること衆きに及びて、離宮別觀（別莊）の傍に盡く葡萄苜蓿を種ゑて望を極む、

【字解】極望、望は遠く視るなり、眺望の出來る限りを盡せるなり、

自大宛以西、至安息國、雖頗異言、然大同俗、相知言、其人皆深眼、多鬚頿、善市賈、爭分銖、俗貴女子、女子所言、而丈夫乃決正、

【講義】大宛以西より安息國に至るまで、頗る言語は異なりと雖ども、然も大に習慣を同じうして、言語を互に知り合へり、大宛の人は、皆眼凹みて、頤の毛と頰の毛と多し、商法に巧にして、少許の利益も忽諸にせず、其の國人の習慣は女子を男子よりも貴ぶ、女子の言ふ所に由りて男子も事を決定す、

其地無絲漆、不知鑄錢器、及漢使亡卒降、教鑄作他兵器、

【講義】大宛の地には絲と漆とはあることなし、又錢其の他の鑄物をなすことを知らず、漢の使者又は逃亡したる卒の降參する者に依りて、鑄物をなさしめて他の兵器をも作れり、但其の比支那本土の兵器はすべて鍛冶せず皆鑄て造りしに由るなり、

得漢黃白金、輒以爲器、不用爲幣、而漢使者往既多、其少從、率多進熟於天子、言曰、宛有善馬、在貳師城、匿不肯與漢使、

【講義】大宛にて漢の黃金白金を得て、其の得る毎

以禮羈靡而使也、

【講義】西北の外國の使者更る〱來りて更る〱去る、宛以西は皆自から遠しとして、尙驕り恣にして、平然としてあり、未だ屈するに君臣の禮を以てすべからず、又羈縻とて此の方へ味方に引付けて使ふべからず、

【字解】羈靡、羈は馬の絡頭、靡は縻と通ず、牛の紖なり、因りて牽制することに喩ふ、

自烏孫以西、至安息、以近匈奴、匈奴困月氏也、匈奴使持單于一信、則國國傳送食不敢留苦、及至漢使、非出幣帛不得食、不市畜不得騎用、所以然者、遠漢、而漢多財物、故必市、乃得所欲、然以畏匈奴於漢使焉、

【講義】烏孫より以西、安息に至るまで匈奴に近し、匈奴は威力を以て月氏を困します、匈奴の使者が、匈奴王單于の信節を持ちて行く限りは、何處の外國にても驛傳を發して使者を送り馳走して、敢て留めて苦しめず、然れども、漢の使者に至りては、幣帛を出す事なき時は、馳走せず、家畜を買はざれば、之を騎用とするを得ず、此のごとく甚しき差異のあるは、漢を遠方の國として居る上に、財物多ければなり、故に必ず財物を出して市に出でて買ひて始めて欲する所を得、是匈奴を漢の使者よりも畏れてあるに依りてなり、

宛左右、以蒲陶爲酒、富人藏酒至萬餘石、久者數十歲不敗、俗嗜酒、馬嗜苜宿、漢使取其實來、

【講義】宛の附近一帶の地には、葡萄を以て酒を造る、富有なる人は其の酒を貯藏すること一萬石餘に及ぶ、其の年數の久しき者は、二三十年に及べども腐敗せず、其の地の人の習慣たる、酒を嗜む、馬は苜蓿(馬肥、荳科植物)を嗜む、漢の使其の實を取りて來れ

へり、

【字解】 曰崑崙、崑崙本と昆侖に作る、王闓運曰く爾雅西方之美者有昆侖墟之球琳琅玕、故以玉石名河所出山爲昆侖と、

是時、上方數巡狩海上、乃悉從外國客、大都多人、則過之、散財帛以賞賜、厚具以饒給之、以覽示漢富厚焉、

【講義】 是の時、今上は丁度度々に海上に巡幸あり、其の都度一切外國の使者等を隨行せしめらる、人多き時は、大概之を過ぎて、財物金帛を散じて賞賜せらる、手厚く供張を具して十分に饗應し、以て漢の富有にして充實せるさまを外國の人に觀せられたり、

【字解】 大都、大抵大概大率等と共に概括して云へる詞オホムネと訓ず、

於是、大觳抵、出奇戲諸怪物、多聚觀者、行賞賜、酒池肉林、令外國客、偏觀名倉庫府藏之積、見漢之廣大、傾駭之、及加其眩者之工、而觳觝奇戲歲增變、甚盛益興、自此始、

【講義】 是に於て大に角觝して外に奇妙の游戲又諸の怪物を出すに、都邑の人の聚まりて觀る者多し、天子は又之に賞與として多く物を賜ひ、山海の珍味を列ねて飲食せしむ、外國の客をして、悉く漢の有名なる倉庫府藏の畜積の物を觀て、漢の廣大なる事を見して、客を吃驚せしむ、又其の幻術を善くする工を加へ行ふに及びて、角抵奇戲は年々に巧妙を加へ、甚盛にして益流行することは此の時より始まるなり、

【字解】 觳抵、角抵と同じ、力を較する意、今の相撲のごとし、觳は校なり、抵は擊なり、傾駭之、一同に揃つて駭くなり、駭は驚起なり、

西北外國使更來更去、宛以西皆自以遠、尙驕恣晏然、未可詘

將二萬騎、迎於東界、東界去王都、數千里、行比至、過數十城、人民相屬甚多、

【講義】鳥孫には馬を多く產す、其の貲力饒なる人は、馬の四五千匹を有するものあり、初め漢の使者安息に至る時、安息王は二萬騎をして漢の使者を東界に出迎へしむ、東界は王都より距ること數千里、行いて至る比ひ、二三十の城ある所を過ぐ、人民相屬せること甚多し、

漢使還、而後發使、隨漢使、來觀漢廣大、以大鳥卵、及黎軒善眩人、獻于漢、及宛西小國驩潛、大益、宛東姑師、扜罙蘇薤之屬、皆隨漢使獻見天子、天子大悅、

【講義】漢の使者胡より還る、其の後胡は使者を發し、漢の使者に伴ひて漢に來りて漢の國の廣大なる有樣を觀、大鳥の卵及び黎軒の幻術を善くする人を漢に獻ず、又宛の西方の小國の驩潛、大益、宛の東方の姑師、扜罙、蘇薤などいふ國々は、皆漢の使者に隨ひて來りて、天子に見え方物を獻ず、天子其の化を慕ふを見て大に悅ぶ、

【字解】大鳥卵、大鳥は卽ち駝鳥を云ふ、說は王先謙の漢書西域傳補注に詳かなり、文長ければ略す、黎軒眩人、黎軒漢書に犂軒に作る、地の名、眩は幻に通ず、幻術を爲す人なり、

而漢使、窮河源、河源出于窴、其山多玉石、采來、天子案古圖書、名河所出山、曰崑崙云、

【講義】而して漢の使者、胡に入りて黃河の水源を探檢す、黃河の水源は于窴國より出づ、其の山に玉石多くありとて、之を採收して來りぬと、天子古の圖書を檢せらるゝに、黃河の水源の處の山を名づけて、崑崙山と曰ふと言ひ傳へたりとありといふ、今は黃河の源は青海巴顏哈喇山の噶達素齊老峯下に出づと云

因擧兵威、以困烏孫大宛之屬、還封破奴、爲浞野侯、

【講義】從驃侯破奴が胡を撃ちたる翌年に、又姑師を撃ちたり、破奴は輕裝迅疾の騎兵七百餘騎と先づ至りて、樓蘭王を生捕りにす、其より姑師を破りぬ、因りて、其の餘勢を振つて烏孫大宛等の國を困ましめたり、漢は破奴が漢に歸る時胡を破りたる功に依りて、之を封じて浞野侯となす、時に元封三年なり、

王恢數使、爲樓蘭所苦、言天子、天子發兵、令恢佐破奴、擊破之、封恢爲浩侯、於是、酒泉列亭鄣至玉門矣、

【講義】王恢は數〻胡に使して樓蘭に苦しめられて天子に言す、天子軍兵を發して恢をして破奴を佐けしめて、擊ちて之を破る、因て恢を封して浩侯となす、是に於て、酒泉より塞上要險の處に亭障を列ねて之を守らしめ以て玉門に及べり、是版圖の大に廣まりたるなり、

烏孫以千匹馬、聘漢女、漢遣宗室女江都翁主、往妻烏孫、烏孫王昆莫以爲右夫人、匈奴亦遣女妻昆莫、昆莫以爲左夫人、昆莫曰、我老、乃令其孫岑娶妻翁主、

【講義】烏孫王は馬千疋を上りて漢の宗室の女を妻とせむと請ふ、漢は宗室の女江都の翁主を以て往いて昆莫の妻たらしむ、烏孫王昆莫は尊んで右夫人となす、時に匈奴も亦女を遣りて昆莫の妻たらしむ、昆莫之を左夫人となす、右夫人よりも卑し、昆莫が曰はく、我は老年に及びたればとて、漢の翁主をば、其の孫岑娶に妻はせしむ、

烏孫多馬、其富人至有四五千匹馬、初漢使至安息、安息王令

ふ、又其國にて考ふるに、漢の兵は道遠ければ、容易に來る事能はずと、而して使者の食物を禁じて與へずして漢の使者を苦しめたり、之が爲に漢の使者は、食物等乏絕し困窮の餘り互に責め合ひ怨みて相攻擊するに至りぬ、

【字解】欲賤市以私其利、市は賣買の二義を有す此にて買ひ入れの意に用ふ、卽ち外國が漢使の齎らせる官物を買ひたるを、使者は賤價を以て賣りたるやうに、漢の朝廷に報告し、因て自ら其利を私することを云ふ、

而樓蘭姑師、小國耳、當空道、攻劫漢使王恢等、尤甚、而匈奴奇兵、時時遮擊使西國者、使者爭徧言外國災害、皆有城邑、兵弱易擊、

【講義】而も樓蘭及姑師卽ち車師（今の新疆鄯善縣）は西域中の小國のみ、此の兩國が、かの空道卽ち孔道に當りて漢の使者王恢等を攻め劫すこと、中に於て尤も甚し、而して、匈奴の奇襲兵は、折り〲に案外の時に出でて西域に使する漢の使者を遮り擊つ、使者等は我も我もと、一般に外國にて逢へる災害を言上す、又皆言はく、西域には、皆城邑あり、軍士は强からず、擊ち易きものなりと云ふ、

【字解】姑師、國の名卽ち車師國なりとも云ふ、空道、空は孔なり孔道と同じ、

於是、天子以故遣從驃侯破奴、將屬國騎及郡兵數萬、至匈河水、欲以擊胡、胡皆去、

【講義】是に於て、天子は使者の言に任せて、從驃侯趙破奴と云ふ者をして、屬國の騎及び郡の兵二三萬を將ゐて匈河水に至りて以て胡を擊たむとす、胡は皆引去りぬ、

其明年、擊姑師、破奴與輕騎七百餘先至、虜樓蘭王、遂破姑師、

しむるを云ふ毋は無と通用す、以廣其道、顏師古曰く不爲限禁遠近、雖家人私隸、並許應募と、

天子爲其習之、輒覆案致重罪、以激怒令贖復求使、使端無窮、而輕犯法、其吏卒亦輒復盛推外國所有、言大者予節、言小者爲副、故妄言無行之徒、皆爭效之、

【講義】　然かしながら天子はその使者に往きし人が外國の事をば習熟せるが故に一策を立て先づ使者に往きて失錯せる人あればば輒ち其の取調をなして、重罪を科し、大に懲戒して、然る後ちに大罰金を科して罪を贖はしめ、且窮迫の地に陷れて是非に奮發し復又使者たるを希望せしむる手段を取る、然るに使者の用向は益〻多く殆んど際限なく、一方に於て輕々しく法を犯す、又其隨行の吏卒は盛に外國の特長を推賞す、其の上言の大きなるには使者の節を與へ、其の規模の小なるをば副使となす、故に妄に上言して、些の行跡なき類も我も我もと其の使者とならむと希望す、

【字解】　爲其習之、習は慣習することと之とは外國の使事を云ふ、以激怒令贖、育嵩壽曰く漢法死罪皆聽贖罪愈重則贖金愈多所侵盜帑不足當重罪輒加覆按致之重罪、使蠲所侵盜以贖と、

其使、皆貧人子、私縣官齎物、欲賤市以私其利外國、外國亦厭漢使人人有言輕重、度漢兵遠不能至、而禁其食物、以苦漢使、漢使乏絕、積怨、至相攻擊、

【講義】　漢より西域に通ずる使者は、皆貧人の子なり、故に其使者として持ち行くべき官物を竊に私して賤價にて外國に賣り拂ひて其の利益を私有して官に入れざるなどの行爲をなす、外國にても、亦漢の使者が人人言ふ所輕重不同ありて眞實ならざるを厭

去る、其の後、使者を遣るに、昆明は復侵掠するを以て竟に大夏に通ずるを得ず、

而北道酒泉抵大夏、使者既多、而外國益厭漢幣、不貴其物、自博望侯開外國道以尊貴、其後從卒皆爭上書、言外國奇怪利害、求使、

【講義】而して北方酒泉より、大夏に至るまで、使者の往くこと既に多し、而も、外國にては、益、漢の遣る金幣を厭忌して、漢の財物を貴まず、博望侯が外國交通の道を開き、其の功勞に依りて尊貴になりしより、其の後、使者に隨伴せる吏卒等、之を見て皆爭ひて上書して、外國の奇怪なることゝ、其の利害得失とを言ひて、我も我もと使者たらむことを願ひ求めたり、

【字解】北道酒泉、道は從なり、其に附きてゆく意、漢の西域に通ずる、南道は蜀よりし、北道は金城酒泉よりす、而も南道は大抵通ぜずして北道は通ず、蓋し匈奴遠く遁れたるに依り、北道通ずべく、南道は險阻にて通じ難きなり、

天子爲其絕遠、非人所樂往、聽其言、予節、募吏民、毋問所從來、爲具備人衆、遣之、以廣其道、來還、不能毋侵盜幣物、及使失指、

【講義】天子は西域に通ずる道の極めて遠くして、普通人の往くを希望する所にあらざる事を知りたる爲に、今や吏卒の上言を聽納ありて、其の人々に使者の信節を與へらる、是より濫使の弊起る、而も、吏民より募集して遠近を言はず、家人私隸の賤しき者と雖も、並に募集に應ずることを許され、又其の供人を具備せしめて之を使者とす、此のごとくして以て其の使者の範圍を廣む、而して其の使して還り來る時、報謝の幣物を橫領する事有り勝ちなる上に、又其の使節として、天子の本旨を失ふこと多し、

【字解】毋問所從來、其の筋性の賤きをも問はざら

來る、其の國家の財力を竭すこと莫大なるを察すべし、

【字解】　一輩　輩は列車なり、卽ち車は列を以て分つを輩といふに取る、齎操、齎は持ち行きて人に與ふるなり、操は持なり、使者の信節を持つなり、

是時、漢既滅越、而蜀西南夷皆震、請吏入朝、於是、置益州越巂、牂牁、沈黎、汶山郡、欲地接以前、通大夏、乃遣使柏始昌呂越人等、歲十餘輩、出此初郡、抵大夏、皆復閉昆明、爲所殺、奪幣財、終莫能通至大夏焉、

【講義】　是の時、漢も最早越を滅したれば、蜀の西南の外國は其の威勢に驚き畏れて派出の官吏を請ひ下し、漢に參朝するに至る、是に於て、漢にては、益州の越、巂、牂牁、沈黎、汶山郡を置き、土地の界相接し、卽ち地續にて以て、前みて大夏に通ぜむとす、乃ち使者柏始昌呂越人等を遣はす、一年每に十餘列車を出す、其の使者は皆以上に揭げたる越巂汶山等の郡より出發す、

【字解】　地接、地界相接するなり、出初郡、初郡は越巂汶山等の郡なり、之を初と謂ふは、後に皆叛きて併せて之を廢したるに依るなり、

於是、漢發三輔罪人、因巴蜀士數萬人、遣兩將軍郭昌衛廣等、往擊昆明之遮漢使者、斬首虜數萬人而去、其後遣使、昆明復爲寇、竟莫能得通、

【講義】　是に於て、漢は三輔卽ち京兆、左馮翊、右扶風(今の陝西關中道の地)の罪人を徵發して、巴蜀の軍士數萬人に因りて、兩將軍郭昌衛廣等を遣はして、往いて昆明の漢の使者を妨害する者を擊たしむ、時に元封二年なり、敵の首を斬り、又生捕二三萬を獲て

初天子、發書易云、神馬當從西北來、得烏孫馬、好、名曰天馬、及得大宛汗血馬、益壯、更名烏孫馬、曰西極、名大宛馬、曰天馬云、

【講義】初め天子易書を發して以て卜するに曰はく、神馬ありて西北より來るべしとあり、此の度、烏孫の馬を得るに及びて、之を名づけて、天馬といふ、大宛の馬を得るに及びて、烏孫の馬よりも益〻壯なりしかば、更めて烏孫の馬を西極といひ、大宛の馬を名づけて天馬と云ふといへり、

而漢始築令居以西、初置酒泉郡、以通西北國、因益發使、抵安息、奄蔡、黎軒、條枝、身毒國、而天子好宛馬、使者相望於道、

【講義】而して漢は始めて令居(今の甘肅平番縣の西北)以西に三城を築かしめ初めて酒泉郡を置きて、以て西北の外國に交通を始む、因りて益〻使を發して、安息、奄蔡、黎軒、條枝、身毒等の國に抵らしむ、而して天子は大宛の馬を好む爲に、使者は常に往來して絕ゆる事なし、

諸使外國、一輩、大者數百、少者百餘人、人所齎操、大放博望侯時、其後益習而衰少焉、漢率一歲中、使多者十餘、少者五六輩、遠者八九歲、近者數歲而反、

【講義】漢より諸外國に使すること、一輩、卽ち一列車、大數なる時には、二三百、少き時には百餘人、人每に齎し持ち行く所の節と金幣とは、大に博望侯の時の例に依れり、其より後次第に慣習として多く人を發せず、漢は大抵一年中に使者を出すこと、多き者は十餘列車、少なき者は五六列車なり、而して道の遠きは八九歲にして歸り來り、近きは二三年にして歸り

一年餘ありて、騫が分遣せし副使の大夏等に通ぜし一行は多く其の國々の使者と倶に皆漢に來れり、是に於て西北の國始めて漢と交通す、

然張騫鑿空、其後使往者、皆稱博望侯、以爲質於外國、外國由此信之、

【講義】然れども、張騫が始めて西域の道を開通して、其の後使者の往く者は、皆博望侯の事を引き合に出して以て外國に喩す、外國此に由りて使者を信ぜり、

【字解】鑿空、鑿開空通の意、西域の地は險阨にして、本來道路の通行すべきものなし、今騫が之を開通せしめたりといふなり、師古曰はく空孔也、猶始鑿其孔穴也と、乃ち始め道路を開鑿して疎通すること、爲質、質は信なり、博望侯の事を引き合はせに出して外國に喩すなり、

自博望侯騫死後、匈奴聞漢通烏孫、怒欲擊之、及漢使烏孫、若出其南、抵大宛大月氏、相屬、烏孫乃恐、使使獻馬、願得尚漢女翁主、爲昆弟、

【講義】博望侯張騫が死せしより後に、匈奴は漢が烏孫に交通を開きたりと聞き、怒りて烏孫を擊たむとす、漢が烏孫に特使を送り若しくは、其の南路より出發せる者は、大宛大月氏の國に至りて追ひ著きたり、烏孫乃ち恐れて使を使はし馬を獻ぜしめ、又漢の王族の女を得て夫人として、漢と兄弟の國とならむと請ふ、蓋此は張騫の約のごとくなりしなり、

天子問群臣、議計、皆曰、必先納聘、然後乃遣女、

【講義】天子は群臣に問ひて烏孫の請願を如何にすべきかを評議せしむ、群臣皆曰はく、必ず先づ結納の禮を行ひて、然して後に翁主を遣ると定むべしと言ふ、

るや、乃ち其の諸兄弟等を收合して、其の軍衆を統轄し叛き、甥の岑娶と父の昆莫とを攻めむと謀る、昆莫は年老いたれば、常に大祿が孫の岑娶を殺さむことを恐れて、岑娶に一萬餘騎を與へて別居せしむ、昆莫は一萬餘騎を保ちて自身の防備とす、此に於て昆莫の國の軍衆は分れて三となりぬ、然して、大體の統一は、昆莫に支配せらる、昆莫も亦此の爲に、敢へて吾が勢力のまゝに專斷もて、騫に對して、漢に內屬すべき約を成すを得ず、

騫因分遣副使、使大宛、康居、大月氏、大夏、安息、身毒、于窴、扜罙及諸旁國、烏孫發導譯送騫還、騫與烏孫遣使數十人、馬數十匹報謝、因令窺漢、知其廣大、

【講義】騫は昆莫が約の成らざるより、別に副使を分遣して、大宛、康居、大月氏、大夏、安息、身毒、于窴、扜罙及び諸の旁國に使ひせしむ、烏孫にては、案內者と通譯とを發して之を送る、騫が漢に還る時、騫は烏孫の送使二三十人、馬二三十匹と倶に歸る、烏孫は其の報酬とするなり、其より騫は漢の容子を見せて、漢の廣大なることをも知らしめたり、

【字解】騫與烏孫云々、漢書に昆莫亦發使送騫、因獻馬數十匹報謝とあり。

騫還到、拜爲大行、列於九卿、歲餘卒、烏孫使既見漢人衆富厚、歸報其國、其國乃益重漢、其後歲餘、騫所遣使通大夏之屬者、皆頗與其人俱來、於是西北國始通於漢矣、

【講義】騫が漢に還り到るや、其の功に依りて拜して大行として、九卿に列せらる、一年餘ありて卒しぬ、烏孫の使者は、既に漢の容子を見たるに、人民衆くして、物資富みて盛なり、因りて其の國に歸りて其の由を報ずれば、其の國は乃ち益漢を重んず、其の後

も大國の漢に遠くして、未だ漢の國の大小をも知らず、素より匈奴に服屬すること年久しく且又匈奴に近し、其の大臣は匈奴を畏れて渾邪の地に移徙する事を欲せず、王も自由に其の意見を立てゝ決する事能はざれば、騫も亦折角使せし要點を得ず、

【字解】諭使指、指は本旨なり、翁主、西漢の世、諸王の女を翁主といふ、天子は親から婚を主らず、故に其の女を公主と云ふ、諸侯は即ち自から婚を主る、故に其の女を翁主と云ふ、翁は父の意、又王主と稱す、

昆莫有十餘子、其中子曰大祿、彊善將衆、別居萬餘騎、大祿兄爲太子、太子有子、曰岑娶、而太子蚤死、臨死、謂其父昆莫曰、必以岑娶爲太子、無令他人代之、昆莫哀而許之、卒以岑娶爲太子、

【講義】昆莫に十餘人の子あり、而して其の中子即ち次男を大祿と曰ふ、彊くして善く軍衆を統率す、別居するもの萬餘騎あり、大祿の兄を太子となす、太子に子あり、岑娶と云ふ、而して太子早く死す、其の死するに臨みて、其の父昆莫に謂て曰はく、必ず岑娶を以て太子とせよ、他人をして代らしむること勿れと、昆莫其の意を哀みて、之を許す、卒に岑娶を以て太子となす、

大祿怒其不得代太子也、乃收其諸昆弟、將其衆畔、謀攻岑娶及昆莫、昆莫老、常恐大祿殺岑娶、予岑娶萬餘騎別居、昆莫有萬餘騎自備、國衆分爲三、而大總取羈屬昆莫、昆莫亦以此不敢專約於騫、

【講義】大祿は、其の身が太子に代るを得ざるを怒

天子以爲然、拜騫爲中郎將、將三百人、馬各二匹、牛羊以萬數、齎金幣帛、直數千巨萬、多持節副使、道可使使遺之他旁國、

【講義】天子は張騫が言上せし所を至當の言と聞し召して、騫を拜して中郎將となす、部下三百人を率ゐ人毎に馬は二匹づゝを附し、牛羊は萬を基數として數ふる程に數多く、金幣帛を齎すこと直數千巨萬の額あり、而して節を持したる副使を多くし、皆張騫の都合に任かして、途中にて使者を分遣して可なる時は之を他の旁國に遣り之かしむべきやうに爲せり、

騫既至烏孫、烏孫王昆莫、見漢使、如單于禮、騫大慙、知蠻夷貪、乃曰、天子致賜、王不拜、則還賜、昆莫起拜賜、其他如故、

【講義】騫はかくて烏孫に至れり、烏孫王昆莫は漢の使者騫を見るに、單于が漢使を見るがごとくして拜せず、騫大に慙づ、張騫は蠻夷の强慾なるを知りたれば、是に於て曰はく、漢の天子より特使もて賜ふ所の重幣なるに、單于と同じく心得て、其の賜物を受けて、拜せぬ時は不敬なれば、疾く其の賜物を還せと云ふに驚きて、昆莫起ちて賜物を拜す、其の他は單于のごとくして少しも內附の王の禮儀をなさず。

騫諭使指曰、烏孫能東居渾邪地、則漢遣翁主爲昆莫夫人、烏孫國分王老、而遠漢、未知其大小、素服屬匈奴日久矣、且又近之、其大臣皆畏胡、不欲移徙、王不能專制、騫不得其要領、

【講義】騫は因りて漢の天子が昆莫に幣物を遺る本旨を諭して曰はく、烏孫若し能く東の方渾邪の地に居らば則ち漢は諸王の女を昆莫の夫人たらしめんと時に烏孫國は三つに分割して王は年齡老いたり、而

す、壯年に及びしかば、單于は昆莫をして兵に將たらしめて戰はしむるに、度々功あり、單于復今度は昆莫が父の民人を昆莫に與へて、永久に西城の守たらしめぬ、昆莫は其の讓られたる人民を愛撫して近傍の小國を攻むるに、弓射る名士數萬を有し、戰爭に熟達せり、

單于死、昆莫乃率其衆、遠徙、中立、不肯朝會匈奴、匈奴遣奇兵擊、不勝、以爲神而遠之、因羈屬之、不大攻、

【講義】　單于死する時、昆莫は乃ち其の軍衆を率ゐて遠く引移り、自立して匈奴に朝會せず、匈奴は遊擊隊をして擊たしむれども、勝たず、昆莫を神なりと思ひなして、自から之に遠ざかり、是より外屬の國と見做して大に攻めず、

今單于新困於漢、而故渾邪地空無人、蠻夷俗、貪漢財物、今誠以此時、而厚幣、賂烏孫、招以益東、居故渾邪之地、與漢結昆弟、其勢宜聽、聽則是斷匈奴右臂也、既連烏孫、自其西大夏之屬、皆可招來而爲外臣、

【講義】　今單于は新に漢より攻めらるゝに困めり、而して故の渾邪の地は空しうして人なし、殊に蠻夷の人の習慣として、漢の財物を貪れり、今眞實に此の時を以て、而も重く賂遺の物を烏孫王に遺り、招きて益東に來らしめて故の渾邪の地に居らしめ、且漢は烏孫王と兄弟の義を結ばゝ烏孫王も其の勢必ず之を承知すべし、果して承知せば、是則匈奴の賴める有力の一國を分割したるものにして、譬へば匈奴の右方の臂を切斷せるがごとし、既に烏孫を連合したらむには、其の西方の大夏の附屬の國々は、皆利を啗はしめて召し寄せて內附せしめむことを得べしと言ふ、

を西城に破らしむ、數萬人逐ひて祁連山に至る、其の明年渾邪王卽ち匈奴の屬王其の民を率ゐて漢に降伏す、而して金城河西より西の方、南山に並行して、鹽澤に至るまで、悉皆匈奴を駈逐せり、匈奴は時に斥候を出して來り覗ふものあれども亦希なるに至る、其の後二年ありて漢は匈奴を撃ちて、其の王單于を幕北(卽ち沙漠の北)に走らしむ、

【字解】驃騎、驃は馬の行く事疾き貌、輕鋭の騎士の意、武帝始めて霍去病を以て驃騎將軍となす、秩大將軍と同じ、幕北、幕は漠と通ず、沙土を幕といふ、

是後、天子數問二騫大夏之屬一、騫旣失レ侯、因言曰、臣居二匈奴中一、聞三烏孫王號二昆莫一、昆莫之父、匈奴西邊小國也、匈奴攻二殺其父一、

【講義】是の後、天子數、騫に大夏の屬國の容子を問はる、騫は是より前侯を失ひて庶人となりてあれば、此の機會に乘じて言上せむものをと思ひしかば、是に於て言ひて曰はく、臣が嘗に匈奴の中に居りし時に、烏孫王が昆莫と號する由を聞けり、昆莫が父は、匈奴の西邊の小國の人なり、匈奴攻めて其の父を殺せり、(其の父の名は難兜靡と號したるが大月氏に殺されたりと云ふ)、

而昆莫生棄二於野一、烏嗛レ肉、蜚二其上一、狼往乳レ之、單于怪以爲レ神、而收二長之一、及レ壯、使レ將レ兵、數有レ功、單于復以二其父之民一、予二昆莫一、令三長守二於西城一、昆莫收二養其民一、攻二旁小邑一、控弦數萬、習二攻戰一、

【講義】而して昆莫は生るゝや、野に棄てられぬ、然るに、烏は肉を嗛み來りて其の上に飛びて之に與へ、又狼は昆莫の所に往いて乳を飲ましむ、單于は此の由を聞きて、其の不思議なるに驚きて、昆莫は凡人にあらず、蓋し神なるべしと思ひ、引取りて之を養育

初漢欲通西南夷、費多、道不通、罷之、及張騫言可以通大夏、乃復事西南夷、

【講義】最初漢にては西南夷と交通を開かむと欲せしかど、費用莫大にして道塞がりたる爲に一旦中止となる、後に張騫が大宛より歸りて大夏に通ずる事は可能なりといふに及びて、乃ち復西南夷と交通する方針を取るに至れり、

騫以校尉、從大將軍、擊匈奴、知水草處、軍得以不乏、乃封騫爲博望侯、是歲元朔六年也、

【講義】騫は校尉の官にて、大將軍衞青に從ひて匈奴を擊ちたるが、水草のある處を知りたる爲に、兵食缺乏の患なきを得たり、乃ち張騫を博望侯に封ず、是の歲武帝の元朔の六年なり、

其明年、騫爲衞尉、與李將軍俱出右北平、擊匈奴、匈奴圍李將軍、軍失亡多、而騫後期、當斬、贖爲庶人、

【講義】元朔七年張騫衞尉として、李將軍卽ち李廣に從ひて、俱に右北平より出でて、匈奴を擊つ、匈奴は李將軍を圍みぬ、軍の損害莫大なり、而も張騫は會期に後れて、所定の部署に就くを得ず、斬罪に當す、然れども贖銅を出して、其の罪を贖ひて平人となる、

是歲、漢遣驃騎破匈奴西城、數萬人至祁連山、其明年、渾邪王率其民降漢、而金城河西西並南山至鹽澤、空無匈奴、匈奴時有候者到、而希矣、其後二年、漢擊走單于於幕北、

【講義】是の歲に漢は驃騎將軍（霍去病）をして匈奴

天子欣然、以騫言爲然、乃令騫因蜀犍爲發閒使、四道並出、出駹、出冉、出徙、出邛僰、皆各行一二千里、其北方閉氐筰、南方閉巂昆明、

【講義】天子心に喜しく滿足の意を顏に表はして、張騫が言を以て、至當なりとして、是に於て、騫をして、蜀の犍爲と云ふ處より閒使即ち微行の使者を發して、四道より同時に往かしむ、一使は駹より出で、一使は冉より出で、一使は徙より出で、一使は邛僰より出でたり、皆各行くこと一二千里ばかりすれば、其の北方は氐と筰にて道を塞がれ、南方は巂昆明にて塞がれたり、

【字解】氐筰、氐と筰二種の蠻族、巂昆明、巂は音スキ、蠻族の名、昆明も亦蠻族の名、

昆明之屬、無君長、善寇盜、輒殺略漢使、終莫得通、然聞其西可千餘里、有乘象國、名曰滇越、西蜀賈姦出物者、或至焉、於是、漢以求大夏道、始通滇國、

【講義】昆明等の國には、君長なし、善く侵入して財物を掠奪す、此のごとくなれば、漢の使者を殺し、其の財物を奪ひ取り居れば、漢の使者は、結局、天竺に交通することを得ずなりにき、然れども、其の西方には、千里ばかり往かば、象に乘りて戰爭する習慣の國ありと聞く、其の國は滇越と曰ふ、而して蜀の貿易の商人は禁制を破りて、財物を内々輸出して、我儘に貿易する者は時として彼の地に至ることありと聞く、是に於て、漢は最初は、大夏に交通する道を求むることよりして、始めて滇國(舊雲南府の地)に交通するを得たり、

【字解】滇越、滇は音テン今の雲南の地、姦出物、姦漢書に閒に作る、師古曰く閒出物謂私往市者と、

て詣らむに、羌中の險路よりせば、羌人は之を惡まむ、さりとて今少し北の路を取らば、匈奴に捕へられむ、故に蜀の地より直に近路して一直線に往くべし、而して又我を侵掠するものなからむと申す、

【字解】從蜀宜徑、從は自なり、徑は直なり、近徑を取り直に行くこと、

天子既聞大宛及大夏安息之屬、皆大國、多奇物、土著、頗與中國同業、而兵弱、貴漢財物、

【講義】天子は既に張騫よりして、大宛及び大夏安息等の諸國が、皆大國にして、奇異の財物多く、其の俗は土著にして城市を有し、頗る支那本土と産業生活の狀態を同じくし、而も軍士は强からずして、漢の財物を貴重すと聞かれたり、

其北、有大月氏康居之屬、兵彊、可以賂遺設利朝也、且誠得而以義屬之、則廣地萬里、重九譯、致殊俗、威德徧於四海、

【講義】大夏安息等の北方には、大月氏康居等の諸國あり、其の國は軍士强くあれど、漢の珍奇の財物を欲するまゝに遺りて賂とせば、其の利德あるに釣り込まれて、入朝するに至るべし、其の上に、眞實此等の國を入朝せしめたる上に、兵革を用ゐず、義を以て屬せしめば、漢の版圖を廣大にすることは、萬里以上に達せむ、而も許多の通譯を用ひて、外國を內附せしめば、天子の威勢と恩德とは、世界に隱れなきに至らむと思はれたり、

【字解】設利云々、設は施なり、之に施すに利益を以て誘ひて入朝せしめむといふなり、以義屬之、義は平和の手段にして兵革を以てせざるをいふ、屬は內屬なり、卽ち外交を以て近づくるなり、重九譯、九譯は大多數の通譯を云ふ、必ずしも九の數を限るには非らず、致殊俗、殊俗は殊異なる風俗乃ち夷狄蠻人を云ふ、

の首府を藍市城と曰ふ、市ありて諸種の物品を販賣す、其の東南の方に身毒國あり、

【字解】身毒、今の印度なり、毒音篤、李奇曰く一名天篤、則浮屠胡也と、天篤古本に天竺に作る、

騫曰、臣在大夏時、見卭竹杖蜀布、問曰、安得此、大夏人曰、吾賈人往市之身毒、身毒在大夏東南可數千里、其俗土著、大與大夏同、而卑濕暑熱、其人民乘象以戰、其國臨大水焉、

【講義】張騫は天子に上言して曰く、臣が大夏にありし時、卭の竹杖と蜀の布とを見て、彼の地の人に問ひて曰はく、何處より此の物を得たるかと問へば、大夏の人曰く、吾は商人なるが、貿易に出でて之を身毒即ち天竺の國より得たり、其の天竺といふは、大夏の東南數千里ばかりにあり、其の國人の習慣は土著にして、一般に大夏に同じ、而して其の地卑濕にして暑熱なり、其の人民は象に乘りて戰爭す、其の國は大水即ち大河に臨みてありといへり、

【字解】卭竹云々、本文は西南夷列傳に詳あり、參看、大水、印度三大河のいづれかを指せるなるべし、

以騫度之、大夏去漢萬二千里、居漢西南、今身毒國、又居大夏南數千里、有蜀物、此其去蜀不遠矣、今使大夏、從羌中險、羌人惡之、少北、則爲匈奴所得、從蜀宜徑、又無寇、

【講義】愚臣張騫が度り見るに、大夏は漢を去ること、萬二千里にして、漢の西南に在り、今天竺國は又其の大夏の東南數千里にありて、而も蜀の貨物あり、是に由りて觀れば、天竺が蜀の地を去ることはさのみ遠くはあらじと思ふなり、今騫が大夏に使者とし

【講義】條枝は安息の西方二三千里の所にあり、西海に臨みて氣候暑く、土地卑濕なり、田を耕して稻を作る、大鳥あり、其の卵の大さ甕のごとし、人民甚多し、所々に小君長あり、而して安息は之を使役し屬國の取扱にして、外國と思へり、條枝の俗、善く幻術をなす、

【字解】大鳥、即ち今の駝鳥ならむ、善眩、眩は人の目をくらますこと幻と通す、手品輕業などの類、

安息長老傳聞、條枝有弱水、西王母、而未嘗見、

【講義】安息の年長古老の者傳へ聞く事には、條枝國に弱水、(今の甘肅の張掖河)と云へる川、又有名なる西王母と云ふ仙人ありと而も未だ嘗て見たることなしと、

【字解】西王母、西王母は仙女の名、徐昭曰く史記索隱引括地圖云、崑崙弱水非乘龍不至、有三足神鳥、爲王母取食と、

○大夏、在大宛西南二千餘里、嬀水南、其俗土著、有城屋、與大宛同俗、無大王長、往往城邑、置小長、其兵弱、畏戰、善賈市、及大月氏西徙、攻敗之、皆臣畜大夏、

【講義】大夏(今の西洋史に所謂巴克特里亞、即ち阿富汗北部の地)は、大宛の西南二千餘里嬀水の南にあり、其の國人の習慣は土著にして城屋あり、大宛と其の習慣を同じうす、大王長なく、所々に城市あり、其の地に小長を置きてあり、其の國の軍人は弱くして戰爭を畏る、但貿易の事に熟練す、大月氏が西方に移住するに及びて、攻めて之を敗る、皆大夏を臣として服屬せしむ、

大夏民多、可百餘萬、其都曰藍市城、有市販賈諸物、其東南有身毒國、

【講義】大夏の人民の人口は百餘萬ばかりなり、其

む、遂に嬀水の北に都を定めて、王庭となす、其の餘の小部落にして遠く去る事能はざる者は、南山の羌を維持して、小月氏と號す、

○安息、在大月氏西、可數千里、其俗土著、耕田、田稻麥、蒲陶酒、城邑如大宛、

【字解】安息、古代波斯地方の王國、

其屬小大數百城、地方數千里、最爲大國、臨嬀水、有市民商賈、用車及船、行旁國、或數千里、以銀爲錢、錢如其王面、王死、輒更錢、效王面焉、畫革旁行、以爲書記、

【講義】安息の城邑に附屬の出城は、其の數小大總べて數百城なり、地の廣きこと數千里、最も大國となす、嬀水に臨みてあり、其の國に市民ありて商賈す、車及び船を用ひて近傍の國に行く、遠きは二三千里に及ぶ、其の國の通貨は銀錢を用ふ、錢面には國王の顏面を作る、王死する時は、其の度每に改鑄すること皆王の顏面に從ふ、革に畫いて橫書して書籍記錄等を作る、

【字解】嬀水、河の名後世烏滸河とも云ふ、畫革旁行以爲書記、旁行は橫書きにすること、王先謙曰ク、今西洋文字猶如此と、

其西則條枝、北有奄蔡黎軒、

【講義】安息の西方には條枝(今のアラビヤなりと云ふ)あり、北方には奄蔡及び黎軒(今の埃及の亞歷山大城)あり、

○條枝、在安息西數千里、臨西海、暑濕、耕田、田稻、有大鳥、卵如甕、人衆甚多、往往有小君長、而安息役屬之、以爲外國、國善眩、

○奄蔡、在康居西北可二千里、行國、與康居大同俗、控弦者十餘萬、臨大澤、無崖、蓋乃北海云、

【字解】 蓋乃北海、北海は乃ち今の裏海なり、

○大月氏、在大宛西、可二三千里、居嬀水北、其南則大夏、西則安息、北則康居、行國也、隨畜移徙、與匈奴同俗、控弦者可一二十萬、

【講義】 解を要せず、

故〔時〕彊、輕匈奴、及冒頓立、攻破月氏、至匈奴老上單于、殺月氏王、以其頭爲飲器、

【講義】 故に大月氏は勢力强きを恃みて、匈奴を輕侮せしが、冒頓が王となるに及びて、月氏を攻め破りて、匈奴の老上單于に至りて、月氏王を殺して、其頭を斬り、其の骸骨を以て、所謂髑髏盃を作りぬ、

【字解】 故時彊、彊は强を本字、時は恃の訛、通考に引きて恃に作る、漢書の頭注に自恃其彊盛而輕易匈奴也とあり、今本の漢書西域傳月氏には故彊輕匈奴に作れとも、その恃ありしことを以て知るべし、輕は輕々しく虐待する意、冒頓、墨突の音、匈奴の單于の名、

始月氏居敦煌祁連間、及爲匈奴所敗、乃遠去、過宛、西擊大夏而臣之、遂都嬀水北、爲王庭、其餘小衆、不能去者、保南山羌、號小月氏、

【講義】 始め月氏は敦煌（今の甘肅安肅道）と祁連即ち天山の間にあり、匈奴に敗らるゝに及びて、遠く去り大宛を過ぎて、西の方大夏を擊ちて之を服屬せし

里、匈奴右方、居鹽澤以東、至隴西長城、南接羌、鬲漢道焉、

【講義】黄河は支那本土に注ぐ、而して樓蘭（今の新疆婼羌縣舊城あり）と姑師（今の新疆鄯善縣）とには、城郭ありて、鹽澤に臨めり、鹽澤は長安を距ること、五千里許あり、匈奴の右方は、鹽澤は東に居り、隴西長城の西に至りて、羌の地と境を接す、而して漢と交通の道を隔ててありといふ、

【字解】鬲、隔に同じ、

○烏孫、在大宛東北可二千里、行國隨畜、與匈奴同俗、控弦者數萬、敢戰、故服匈奴及盛取其羈屬、不肯往朝會焉、

【講義】烏孫國は大宛の東北にありて、漢の首府長安よりは二千里ばかりにありて、土著せぬ國にして、水草を逐うて家畜と共に居を移し、匈奴と其の人々の習慣を同じくせり、弓を引くに強き武士數萬あり、決死にて戰ふ、以前は匈奴に臣伏してありしが、其の勢力の盛なる時に至りては、匈奴よりして烏孫は己の屬國とならむことを要求すれども匈奴に往きて年々の朝會するを肯んぜず、甚勢力あり、

【字解】行國、土著せざる國卽ち牧畜を主として水草を逐うて移る國なり、控弦、控は引くなり、控弦にて兵卒の稱とす、後世の彍騎、弓手の類なり、羈屬、羈は馬の頭を絡する具より、因て繫き屬することを云ふ、

○康居、在大宛西北可二千里、行國與月氏大同俗、控弦者八九萬人、與大宛隣國、國小、南羈事月氏、東羈事匈奴、

【字解】羈事月氏、羈事は純然たる臣屬にあらずして但羈縻せられて事ふるのみ、俗に半屬國と云へると大略同じ、

を耕し、稲と麥とを作る、葡萄酒あり、駿足の馬多し、其の馬は血を汗す、其の王の先祖は、天馬の子なりといふ、

【字解】 蒲陶酒、葡萄酒に同じ、本西域の國名に取る、其の音譯字、馬汗血、沈欽韓曰く、後書東平王蒼傳宛馬血從前膊小孔中出、應劭曰、大宛舊有天馬種、蹋石汗血從肩膊出如血、號一日千里、案今伊犁馬之强健者前膊及脊往々有小瘡出血、名曰傷氣、必在前肩膊者以用力多也、前賢未白驗、故不知其審と、

有城郭屋室、其屬邑、大小七十餘城、衆可數十萬、其兵弓矛騎射、其北則康居、西則大月氏、西南則大夏、東北則烏孫、東則扜罙、于寘、

【講義】 大宛には城郭屋室あり、其の附屬の城には大小七十餘城あり、軍卒の衆きは數十萬許あり、其の武器は、弓矛を用ひ、騎馬にて射るに巧みなり、其の北方には康居（今の新彊の北境）あり、西には大月氏あり、西南には大夏（今阿富汗北部の地）あり、東北には烏孫（今の新彊伊犂河流域の地）あり、東には扜罙（今の新彊于闐縣克勒底雅以東の地）あり、又、于寘（今の新彊の和闐城）あり、

【字解】 扜罙、拘彌と同じ、國名、于寘、于闐に同じ、

于寘之西、則水皆西流、注西海、其東、水東流、注鹽澤、鹽澤潛行地下、其南則河源出焉、多玉石、

【講義】 于寘の西は、川の流れは皆西に向つて流れて西海に注ぐ、其の東は、川の流れ東に向つて、鹽澤即ち蒲昌海（今の吐魯蕃の西南、羅布倬爾）に注ぐ、鹽澤は其の水地下を潜り流れてあり、其の南は則ち黄河の水源たり、玉石多し、

河注中國、而樓蘭姑師、邑有城郭、臨鹽澤、鹽澤去長安可五千

中大夫、堂邑父爲奉使君、

【講義】張騫が匈奴に留まる事一年有餘にして、匈奴の王單于死す、左谷蠡王は其の太子を攻めて自から王となり、國内大に騷動す、騫は胡にて娶れる妻と先導の堂邑父と倶に亡げて漢に歸る、漢は張騫が功を賞して太中大夫となし、堂邑父に奉使君といふ官號を賜へり、

騫爲人彊力、寬大信人、蠻夷愛之、堂邑父故胡人、善射、窮急、射禽獸給食、初騫行時、百餘人、去十三歲、唯二人得還、

【講義】張騫は天性堅忍の志强き人なり、而も度量寬大にして、人を信用す、故に匈奴の蠻地に在りても、人騫を大切にす、堂邑父は本は胡國の生れにして、弓射る事を善くす、故に騫が一行の旅行窮急なる時には、禽獸を射て食料を補足せり、最初張騫が使者として出發するの時に、隨行の者百餘人ありしが、年月を積むこと、十三年に及びて、今漢に還る者は僅に二人のみ、其の困難の狀、察するにあまりありと謂ふべし、

騫身所至者、大宛、大月氏、大夏、康居、而傳聞其旁大國五六、

【講義】騫が自身に至りし國々は、大宛、大月氏、大夏、康居の國々なり、而も彼の地にて傳へ聞くに傍に大國五六あり、

具爲天子言之曰、大宛在匈奴西南、在漢正西、去漢可萬里、其俗土著、耕田田稻麥、有蒲陶酒、多善馬、馬汗血、其先天馬子也、

【講義】張騫は匈奴より歸りて、一々天子の爲に悉しく說明して申すやう、大宛は匈奴の西南に在りて、漢の正西方にあり、漢を距ること、一萬里程あるべし、其の人々の習慣は、其の地に住み着きて居て、田

王已爲胡所殺、立其太子爲王、既臣大夏而居、地肥饒少寇、志安樂、又自以遠漢、殊無報胡之心、

【講義】大宛王は張騫が言ふ所を以て至當の事なりと思ひて、張騫を西の方に遣る、其の爲に先導と通譯とを添へて康居に到らしむ、康居にては、又傳馬を發して大月氏に送り屆けたり、かくて張騫が、大月氏に到りて見れば、大月氏王は是より先、胡に殺されて、其の太子を王となし、既にして一切大夏の國を征服し、之を臣としてその地に居住せり、其の地は肥えて作物饒く、外國の侵掠少なく、又人の志安樂なり、以爲く、漢より遠く隔りて救を乞ふべき手段もなしと、依て胡に復讎する心なし、

【字解】導驛、驛馬を發し人をして導引して康居に至らしむるなりと索隱云へり、但下文に烏孫發導譯の文に據れば、本文のごとく解すべし、漢書亦導譯に作る、王先謙曰く、驛譯竝に通ずと、抵康居、抵は其所へ往きいたる意、既臣大夏而居之、本傳の下文及び漢書西域傳に月氏匈奴に敗られ益遠く去りて宛を過ぎ西し、大夏を擊ち之を臣とし嬀水の北に都し、王城を爲すことを云へり、此と參看すべし、

騫從月氏至大夏、竟不能得月氏要領、留歲餘還、竝南山、欲自羌中歸、復爲匈奴所得、

【講義】張騫は月氏より大夏に至りて種々力を盡せども竟に漢へ報告すべき月氏の要領なる意趣を聞き取ることを得ず、已むを得ず、留まる事一年餘ありて、引返して南山に竝行して、羌中より漢に歸らむとす、再度匈奴に捕へられ、其の地に留まること一年餘に及べり、

留歲餘、單于死、左谷蠡王攻其太子自立、國內亂、騫與胡妻及堂邑父、俱亡歸漢、漢拜騫爲太

致す、單于其の擅に通行するを怒りて留めて曰く、月氏は吾が國の北にあり、漢如何にして往いて通ずる自由を得む、吾もし越に通ぜむとするに、漢を擅に通行することを、漢は承知すべきかと、其より張騫を引留めて歸さぬ事十餘歲に及び、然も妻を與へて子あらしめたり、蓋し永く歸らしめざらむとするなり、然れども、騫は漢の使者の節を持して片時も手放さず、いつか使者の任務を果さむの下心なり、かくて匈奴の中に居る間に次第に其の取締寬大になりしかば、騫は是を幸として、其の部下の衆と倶に逃亡して、月氏を指して往けり、西に大急行する事數十日を費して大宛に到著す、

【字解】　吾欲使越、吾の上に若の字を添へて看るべし、越は漢の南にあり故に假設して云へるなり、西走數十日、餘り遠方にて道の里程幾何なるやを知らず、故に日數を以て云ふ、

大宛聞漢之饒財、欲通不得、見騫喜、問曰、若欲何之、騫曰、爲漢使月氏、而爲匈奴所閉道、今亡、唯王使人導送我、誠得至反漢、漢之賂遺王財物、不可勝言、

【講義】　是より先、大宛王は漢の物資に豐富なる由を聞き及びしかど、其の地遠隔にして不便なれば、今迄通交せむとして通ずるを得ざりしを以て、今度張騫を見るや、喜びて曰く、汝は何處に往かむとするものかと、騫曰はく、我は漢の爲に月氏に使として往かむとするなり、然るに、匈奴にて引留められて往くを得ざりしこと十餘年に及べり、然れば、今は亡げて此處に來りぬ、唯いかにもして、王は人を以て我を月氏まで送らしめよ、眞實に月氏に通ずる事を得て漢に反らむ時は、其の恩を德として、漢より王に種々の財物を贈呈せむことは、如何程といふ際限をも知るべからず、王必ず我を送れといふ、

大宛以爲然、遣騫、爲發導驛、抵康居、康居傳致大月氏、大月氏

參せる者に問へるに、降人皆一樣に言す、匈奴は月氏王を破りて、其の頭蓋骨をば、酒を飲む器に作りて誓盟に用ひたり、月氏は恐れて遁逃して、常に深く怨みて匈奴を仇どして、其の讎を報ぜむとす、然れども、月氏には共同して匈奴を擊つべき有力の者なしといふ、

【字解】大宛、大宛は淸時代の浩罕圖、今は露領中亞細亞の佛爾哈那州の地、飲器、飲酒の器、一に虎子の屬の說あれど取らず、

漢方欲事滅胡、聞此言、因欲通使、道必更匈奴中、乃募能使者、騫以郎、應募、使月氏、與堂邑氏故胡奴甘父、俱出隴西、經匈奴、

【講義】漢の朝廷にては其の頃丁度胡即ち匈奴を滅さんと欲する時なりしかば、匈奴の降人の言ふ所を聞きて、其事由を以て月氏に通ぜむとす、然れども、月氏に通ぜむとするには、其道は必ず匈奴の地を踏まざるべからず、是困難の事なれば、是に於て能く其の困難を犯して使するに堪ふべき人物を募りぬ、張騫は時に郎の官なりし所より、其の募に應じて、月氏に使する事となる、是に於て騫は堂邑氏の故の胡奴甘父と同行して隴西より出でて、匈奴の地を經由せり、

【字解】堂邑氏云々、堂邑は縣の名、其の地の人の家に奴隸となりて居たる甘父と稱する者なり、甘は其の姓本は胡人なれば胡奴と云ふ、或は云ふ名は甘父と、下文堂邑父とあるは甘の字を略して云ふ、

匈奴得之傳詣單于、單于留之曰、月氏在吾北、漢何以得往使、吾欲使越、漢肯聽我乎、留騫十餘歲、與妻有子、然騫持漢節不失、居匈奴中、益寬、騫因與其屬亡、鄕月氏、西走數十日、至大宛、

【講義】匈奴は張騫一行を得て、其の王單于に傳へ

て傳を立つべきものなり、

【字解】儀表、儀形の表明すべきものある者をいふ、彬彬、文と質と備はる貌、

至若蜀守馮唐暴挫、廣漢李貞擅磔人、東郡彌僕鋸項、天水駱璧推減、河東褚廣妄殺、京兆無忌、馮翊殷周蝮鷙、水衡閻奉朴擊賣請、何足數哉、何足數哉、

【講義】以上十人の酷吏以外に、蜀の太守馮唐が暴强に人を挫く、廣漢の李貞が擅に人を磔する即ち肢體を分裂して刑する、東郡の彌僕が人の項を鋸びきにする、天水の駱璧が推擊して獄を成せる、河東の褚廣が妄に人を殺し、京兆の無忌、馮翊の殷周の苛酷なる、蝮蛇鷙鳥の人を毒するがごとき、水衡の閻奉が朴擊して人を殺して賣請するがごとき類に至りては、何ぞ數へ擧げて言ふに足らむや、何ぞ數へ擧げて言ふに足らむや、固より酷吏として傳するまでもなき下輩なり、

【字解】磔人、磔はハリツケにあらず、肢體を分裂するなり、推減、減は、徐廣曰く、一に成に作ると、馮翊、馮翊は郡の名、朴擊賣請、朴は撲と同じ、小擊なり、打なり、賣請は賣免請求なり、乃ち其の罪を赦免するを條件として收賄をなすを云ふ、

大宛列傳第六十三

大宛之跡、見自張騫、張騫漢中人、建元中爲郎、是時、天子問匈奴降者、皆言、匈奴破月氏王、以其頭爲飮器、月氏遁逃、而常怨仇匈奴、無與共擊之、

【講義】大宛の事跡は、張騫が西域に使せし時より分明になれり、張騫は漢中の生れの人なり、武帝の建元年中に仕へて郎となる、是の時天子は、匈奴より降

にして、調子を合せたり、時に毎々事の當否を辯じて行へば、國家亦其の利便を得たり、

【字解】與俱上下、天子と同一に處置すること、

趙禹時據法守正、杜周從諛、以少言爲重、自張湯死後、網密多詆嚴、官事寖以耗廢、九卿碌碌奉其官、救過不贍、何暇論繩墨之外乎、

【講義】趙禹は時に法を標準として正直を守る、杜周は人に追從して諛ひたれど、只言葉少なきを以て貫目ある人物とせられたり、張湯が自殺の後、法令は益〻細密になりて、吏の人を誣ひて罪する事嚴酷なり、而して官の政事はいつとはなしに衰微す、九卿の高位にある人は、只唯々諾々として其の官を奉じてあるのみにして、何等の治績なし、されば人主の過を救ふ事も力足らず、如何にして法度の外を論ずる暇あらむや、

【字解】耗廢、耗は減なり、減廢なり、碌碌、錄錄と通ず、凡庸の貌より隨從の意となる、不贍、贍は給足なり、物の滿足してあること、何暇云々、繩墨は大工の用ふる墨繩にて直線を畫く具、因りて法度に喩ふ、一句の意本官を奉ずるが關の山といふなり、

然此十人中、其廉者足以爲儀表、其汚者足以爲戒、方略敎導、禁姦止邪、一切亦皆彬彬質有其文武焉、雖慘酷、斯稱其位矣、

【講義】然れども此の十人の中にて、其の行ひ廉潔なる者は、之を以て他の模範とするに足れり、又其の中にて行ひの正しからぬ者は之を以て人の戒とするに足れり、其の在官の時に於ての方略と敎導とを以て姦惡の者を禁じて邪曲の者を止むる、其の所行たる、一切亦皆文質盛んに備はりて、其の身に文武兼ねたる者あり、其の治め方は苛刻にして殘忍なりと雖も、亦其の官位の所職に相當せる人才なれば、擧げ

桑弘羊衛皇后昆弟子、刻深、天子以爲盡力無私、遷爲御史大夫、家兩子夾河爲守、其治暴酷、皆甚於王温舒等矣、

【講義】杜周は中途に免官となり、後に執金吾即ち中尉の官として盗賊を逐ふ、又桑弘羊、衛皇后の兄弟の子を追捕して治すること極めて殘刻なり、天子は其の所謂貴戚を避けざるを見て力を盡して公平なりと思召して、轉任して御史大夫となす、周が家の兩子は河を挾みて郡の太守たり、其の政治の暴酷なる事、皆王温舒等よりも甚し、

杜周初徵爲廷史、有一馬、且不全、及身久任事、至三公列、子孫尊官、家訾累數巨萬矣、

【講義】杜周が最初朝廷に徵されて廷尉の史となりし時に、僅に一疋の馬を持てり、而も全きものにはあらざりき、かばかり貧弱なりしものが、其の身久しく治獄の職事に從事するに及びて三公の列に昇るに至り、子孫皆高官に上り、家の資産は數巨萬の多額に達せり、

【字解】家訾、訾は貲と同じ、財貨なり、數巨萬、漢書に數の字無し、

太史公曰、自郅都杜周十人者、此皆以酷烈爲聲、然郅都伉直、引是非、爭天下大體、張湯以知陰陽、人主與俱上下、時數辨當否、國家賴其便、

【講義】太史公曰く、郅都より杜周に至る十人の者は、此れ皆過刻にして暴烈なるを以て名聲あり、然れども其の各自の特長を擧ぐれば、郅都は伉强にして直平なれば、是非公正の道を引きて、天下の大體に就いて爭論する事もありき、張湯は智を以て人主即ち天子の意指を觀望し、表裏只天子の欲する所のまゝ

にして、調子を合せたり、時に毎々事の當否を辯じて行へば、國家亦其の利便を得たり、

【字解】 與俱上下、天子と同一に處置すること、

趙禹時據法守正、杜周從諛、以少言爲重、自張湯死後、網密多詆嚴、官事寖以耗廢、九卿碌碌奉其官、救過不贍、何暇論繩墨之外乎、

【講義】 趙禹は時に法を標準として正直を守る、杜周は人に追從して諛ひたれど、只言葉少なきを以て貫目ある人物とせられたり、張湯が自殺の後、法令は益、細密になりて、吏の人を誣ひて罪する事嚴酷なり、而して官の政事はいつとはなしに衰微す、九卿の高位にある人は、只唯々諾々として其の官を奉じてあるのみにして、何等の治績なし、されば人主の過を救ふ事も力足らず、如何にして法度の外を論ずる暇あらむや、

【字解】 耗廢、耗は減なり、減廢なり、碌碌、錄錄と通ず、凡庸の貌より隨從の意となる、不贍、贍は給足なり、物の滿足してあること、何暇云々、繩墨は大工の用ふる墨繩にて直線を畫く具、因りて法度に喩ふ、一句の意本官を奉ずるが關の山といふなり、

然此十人中、其廉者足以爲儀表、其汚者足以爲戒、方略敎導、禁姦止邪、一切亦皆彬彬質有其文武焉、雖慘酷、斯稱其位矣、

【講義】 然れども此の十人の中にて、其の行ひ廉潔なる者は、之を以て他の模範とするに足れり、又其の中にて行ひの正しからぬ者は之を以て人の戒とするに足れり、其の在官の時に於ての方略と敎導とを以て姦惡の者を禁じて邪曲の者を止むる、其の所行たる、一切亦皆文質盛んに備はりて、其の身に文武兼ねたる者あり、其の治め方は苛刻にして殘忍なりと雖も、亦其の官位の所職に相當せる人才なれば、擧げ

桑弘羊衛皇后昆弟子刻深、天子以爲盡力無私、遷爲御史大夫、家兩子夾河爲守、其治暴酷、皆甚於王溫舒等矣、

【講義】杜周は中途に免官となり、後に執金吾即ち中尉の官として盜賊を逐ふ、又桑弘羊、衛皇后の兄弟の子を追捕して治すること極めて殘刻なり、天子は其の所謂貴戚を避けざるを見て力を盡して公平なりと思召して、轉任して御史大夫となす、周が家の兩子は河を挾みて郡の太守たり、其の政治の暴酷なる事、皆王溫舒等よりも甚し、

杜周初徵爲廷史、有一馬、且不全、及身久任事、至三公列、子孫尊官、家訾累數巨萬矣、

【講義】杜周が最初朝廷に徵されて廷尉の史となりし時に、僅に一疋の馬を持てり、而も全きものにはあらざりき、かばかり貧弱なりしものが、其の身久しく治獄の職事に從事するに及びて三公の列に昇るに至り、子孫皆高官に上り、家の資産は數巨萬の多額に達せり、

【字解】家訾、訾は貲と同じ、財貨なり、數巨萬、漢書に數の字無し、

太史公曰、自郅都杜周十人者、此皆以酷烈爲聲、然郅都伉直、引是非爭天下大體、張湯以知陰陽人主與俱上下、時數辨當否、國家賴其便、

【講義】太史公曰く、郅都より杜周に至る十人の者は、此れ皆過刻にして暴烈なるを以て名聲あり、然れども其の各自の特長を擧ぐれば、郅都は伉强にして直平なれば、是非公正の道を引きて、天下の大體に就いて爭論する事もありき、張湯は智を以て人主即ち天子の意指を觀望し、表裏只天子の欲する所のまゝ

獄、吏因責如章告劾、不服以笞掠定之、

【講義】公訴狀の大なるは連坐證案する者數百人に及び、少なるは二三十人、遠き者は數千里より、近き者は數百里より來りて獄に會し取調べを受く、官吏は因りて被告を責むること訴狀の告劾する通りなりとて服罪せしむ、若し服罪せざる時は笞ちて之を定む、

【字解】會獄、往き赴きて獄吏の尋問に對するなり、如章告劾、皆服罪せしむること、告劾の本文のごとくするなり、

於是聞有逮、皆亡匿、獄久者、至更數赦、十有餘歲而相告言、大抵盡詆以不道、以上廷尉及中都官、詔獄逮至六七萬人、吏所增加十萬餘人、

【講義】是に於て逮ありと聞けば、皆亡げ匿る、牢獄に繋がるゝ、年月久しき者は、度々赦令を更ふるに至る、一旦亡げ匿れて十餘年の後に至り告訴せらるゝ者は、大抵盡く不道の罪を以て之を治し、罪案を具へて廷尉及び中都官に上申す、かくて詔獄にてなす、追捕して考問するもの六七萬人に至る、其の審問の官吏の定員を增加すること十萬餘人に至る、

【字解】有逮、逮は追して考問するなり、至更數赦、張晏曰く、詔書赦、或有不從此令と、詆以不道、詆は抵と同じ、既に上文に解せり、不道の律は重くして虛なり、以て人を陷れ易きなり、以上廷尉及中都官、中都官は、師古曰く、凡そ京師の諸官府なりと、舊本に以上の二字を上句に屬し、詆以不道以上の六字を句とす、王先謙曰く、罪至不道極矣、更無所謂以上也、索隱道字絕句、以上屬下、讀謂吏具獄以上之廷尉及中都官也、似當從之と、今按ずるに、漢法、不道を以て、謀逆極惡の罪名とす、故に不道の外に以上の罪なし、索隱の說用ふべし、故に之を改む、

周中廢、後爲執金吾、逐盜、捕治

様子を見る意、ウカガフ、微見、微は見えぬ程すこしなる意、見は目につくやうに表はし示すなり、

客有讓周者、曰、君爲天子決平、不循三尺法、專以人主意指爲獄、獄者固如是乎、周曰、三尺安出哉、前主所是、著爲律、後主所是、疏爲令、當時爲是、何古之法乎、

【講義】杜周が賓客にて杜周を詰責する者ありて曰く、君は天子の司法官となりて、少しも法律に據りて事を決せず、專ら天子の意向をのみ見て判決を與へらる、司法官の本領は本來此のごときものか、然るべからざる事なるべしと問へり、周曰く、君の謂ふ所の法律といふ者は果して何處より出でたるものぞ、前王の見て是なりとする所のものは犯罪者を糺す律となり、後王の見て是なりとする所は、其の意義を陳べて令となす、其の時に相當するが卽ち道理となりて卽ち法律となるなり、何ぞ古法をのみ標準とせむや、其の要なしと云へり、

【字解】三尺法、古代は三尺の竹簡に法律を書するより法律の一名とす、著爲律、著は明表をいふ、疏爲令、疏は分條なり、

至周爲廷尉、詔獄亦益多矣、二千石繫者、新故相因、不減百餘人、郡吏大府、擧之廷尉、一歲至千餘章、

【講義】杜周が廷尉となりてより、詔書もて繫治する獄益〻多し、二千石の官人の拘留せらるゝ者、新と故と重なりて、百餘人に下らず、郡吏、大府の獄事は悉皆廷尉に歸して、一年間に千餘通もあるに至る、

【字解】郡吏大府、郡吏は太守なり、大府は丞相御史の府なり、擧之、擧は皆なり、之は往なり、

章大者、連逮證案數百、小者數十人、遠者數千、近者數百里、會

史、事張湯、湯數言其無害、至御史、使案邊失亡、所論殺甚衆、

【講義】杜周といふ人は南陽の杜衍縣の生れなり、義縱が南陽の太守たりし時杜周を以て己が手先きとなす、推薦して廷尉の史となす、張湯に事ふ、湯は數度杜周の無害卽ち法令を公平に運用する由を上言して、御史の官に至る、湯は周をして外國の寇虜が侵入して攻掠せる人畜甲兵倉廩の損害を取調べしめたり、論奏して殺す所殊の外多し、

【字解】邊失亡、邊は國境、失亡は損失なり、

奏事中上意、任用與減宣相編、更爲中丞十餘歲、其治與宣相放、然重遲外寬、內深次骨、

【講義】杜周は事を上奏して天子の意見に適中す、故に任用せらるゝこと減宣と一列なり、更互に中丞となること十年餘、其の治、宣と相同じ風なり、然れども周は其の性質おちついて迫らず、表面は寬やかなるに似て、實は深刻にして透入の程度は骨までに至る、

【字解】相編、編は埒なり、埒は等の意、更爲、更は互なり、相放、放は倣と通用す、次骨、次は至なり、

宣爲左內史、周爲廷尉、其治大放張湯、而善候伺、上所欲擠者、因而陷之、上所欲釋者、久繫待問、而微見其寃狀、

【講義】減宣は左內史となり、杜周は廷尉となる、而して其の政治方は大に張湯に倣へり、而して善く天子の意を觀望す、天子が其の者の罪は實は無けれども之を罪に抵して失敗せしめむと欲せらるゝ所は、其の意を奉じて之を陷れ、又天子が其の者の罪は實は有れども之を放免せむと欲せらるゝものは、久しく拘留しておきて、下問を待ちて少しく其の寃罪の由を申上ぐるといふ有樣なり、

【字解】候伺、天子の意指を觀望するなり、候伺共に

居官數年、一切郡中爲小治辦、然獨宣以小致大、能因力行之、難以爲經、中廢爲右扶風、

【講義】宣が左內史たること數年、一切に郡中は小き治め方の取捌きをなして政治の行屆きたるやうに見するなり、然れども獨り宣は小治にて大治を致し、よく力めて之を行ふ、他人には出來得ざる事なるが故に以て常法とはなすこと難し、中途に免官せられて右扶風となる、

【字解】致大、一本に致治に作る、能因力行之、因の字、王念孫は、自の字と隸書の字形相似たるを以て、自の誤とし、又漢書に能自行之を引きて證となせり、難以爲經、經は常なり、減宣の能力にして爲し得べく他人にて能はざれば、常法となすべからずといふなり、右扶風、右扶風を治むる官を云ふ、京兆竝に左馮翊と共に長安の三輔とす、

坐怨成信、信亡藏上林中、宣使郿令格殺信、吏卒格信時、射中上林苑門、宣下吏、詆罪以爲大逆、當族、自殺、而杜周任用、

【講義】宣は其の吏成信を怨むる事ありしに信は逃亡して上林苑の中に入れり、宣は其の部下の郿の縣令をして信を拘へて殺さしむ、其の吏卒が信を拘へむとする時、其の射たる矢は上林苑の門に中りたり、こは不敬罪なりと云ふに坐して宣は捕へられて司獄の官に引渡さる、取調の末宣は罪に抵り、裁判は以て不逆となす、三族を滅さるゝに當す、因りて宣は自殺せり、かくて杜周は任用せらるゝに至る、

【字解】坐怨云々、坐の字、下の二十七字を管到す、怨、漢書に怒に作る、格殺信、格は擊ち殺すなり、相抱きて殺すを格といふ、詆罪、詆は抵と通ず、至なり、又致なり、

○杜周者、南陽杜衍人也、義縱爲南陽守、以爲爪牙、擧爲廷尉

厩丞、官事辦、

【講義】 減宣は楊邑の生れなり、刺史の部下の佐官にて無害即ち法律を援引するに少しも枉害するなきを特色として、河東縣の守府に給事として仕へたり、將軍衞青使ひして馬を河東に買ふ時、宣の無害なるを見て天子に奏言す、召し上げて大厩丞となす、官の職事大に行届けり、

【字解】 減宣、減は漢書咸に作る、減の省文、官事辦、辦は力を致す意、取捌くこと、

稍遷至御史及中丞、使治主父偃及治淮南反獄、所以微文深詆殺者甚衆、稱爲敢決疑、數廢數起、爲御史及中丞者、幾二十歲、

【講義】 稍く遷りて御史及び中丞に至る、天子、宣をして主父偃の事及び淮南王の反亂の獄を治せしむ、微密なる法律と深く誣ひて處分するが爲に、殺す所殊の外に衆し、天子は稱して果斷にして疑獄の判決を能くするといふ、度々免官となり又度度任官して、御史及び中丞たるもの二十年近くに及べり、

王溫舒免中尉、而宣爲左內史、其治米鹽、事大小皆關其手、自部署縣名曹實物、官吏令丞、不得擅搖、痛以重法繩之、

【講義】 王溫舒が中尉を免ぜられし時、減宣は左內史となる、其の米鹽のごとき細雜なる政治方に於て、何事にても皆其の手を煩はさゞるなし、自身に縣の諸局の實物を手分けして、官吏令丞の部下の者は自儘に之を動かし移すを得ず、手嚴しく過刻の法令を以て之を取締りたり、

【字解】 治米鹽、米鹽は共に多粒と細屑なるとを以て物事の煩瑣に喩へて云ふ、韓非の說難篇にもあり、名曹實物、實、漢書には寶に作る、名曹は諸局なり、各部に分れて事務を取扱ふ署を曹といふ、

べき由もなし、

【字解】使御史云々、丞相長史は丞相の下役なり、既に前に數、見ゆ、督之とは都外に出でて使者として督察せしむるなり、諸輔都尉、諸とは一人にあらずして多數なるを云ふ、漢書百官表に左右京輔都尉あり、中尉に屬す、衣繡衣云々、所謂直指使者なり、興擊は軍興の法を以て擊つをいふ、誅通飮食、盜賊と飮食を通行する者を誅するなり、卽ち坐連なり、渠率、巨帥なり、

於是作沈命法、曰、群盜起不發覺、發覺而捕弗滿品者、二千石以下至小吏、主者皆死、

【字解】沈命法、沈は沒なり、敢て盜賊を蔽匿する者は其の生命を沒するを云ふ、沒は沒收なり、弗滿品、品は率あり、人數を定めて率とするなり、二千石、郡の太守を云ふ、

其小吏畏誅、雖有盜不敢發、恐不能得坐課累府、府亦使其不言、故盜賊寖多、上下相爲匿、以文辭避法焉、

【講義】其の小官吏なるは責任を盡さざる時は誅せらるゝを畏れて、敢へて盜賊を發見せず、畢竟其の賊を得ざれば誅せらるゝを恐れてなり、又一つには法の課程に坐して吾が所轄の郡府をも連坐せしむることを恐るゝなり、郡府も亦小官吏をして盜賊あるを言はざらしむ、故に盜賊知らず識らずに多くなりぬ、郡も縣も互に匿し合ひて、虛文を詐り爲りて盜賊なしと云ひて法令を脫するを期せり、

【字解】其小吏、漢書には其の下に後の字あり、是とす、坐課、課は程なり、法の第限をいふ、寖多、寖は漸漬して驟ならざるなり、イツトナクの意、

○減宣者、楊人也、以佐史無害、給事河東守府、衞將軍靑使買馬河東、見宣無害、言上、徵爲大

縣、趣具食、小群盜以百數、掠鹵鄕里者、不可勝數也、

【講義】其の盜賊の中、南陽には梅免、白政あり、楚には殷中あり、齊には徐勃あり、燕趙の間には堅盧、范生の屬あり、大なる群盜は數千人に至り、擅に自から他の城を攻め、兵庫の武器を取り、死罪の囚人を放免す、又郡の太守都尉を捕縛し辱め、二千石を殺せり、又觸れ書を出し縣々へ廻し、催促して飮食を具へ設けしめぬ、小群盜は百を基數として數ふる程多く、土地土地にて物を分捕りすることは、其の數を計るに勝へざるばかりなり、

【字解】梅免白政、梅白は皆姓なり、

於是天子始使御史中丞丞相長史督之、猶弗能禁也、乃使光祿大夫范昆、諸輔都尉、及故九卿張德等、衣繡衣、持節虎符、發兵以興擊、斬首大部或至萬餘級、及以法誅通飮食、坐連諸郡、甚者數千人、數歲、乃頗得其渠率、散卒失亡、復聚黨阻山川者、往往而群居、無可奈何、

【講義】是に於て、天子始めて御史中丞、丞相の長史をして群盜を視察せしむ、然れども猶之を禁止する事能はず、乃ち光祿大夫范昆、諸輔都尉及び故の九卿たりし張德等をして、刺繡ある衣を著、節と虎符とを持ちて信表とし、兵卒を發して軍與の法を以て群盜を擊たしむ、其の首を斬ること大部には萬餘級に上るもあり、及び法令を以て盜と飮食を融通する者を誅し、罪に坐する者諸郡に連り涉る、甚しき者は數千人に及ぶ、數年を經て頗る群盜の首魁を得たり、然れども其の部下の卒は散亂して各處に集合し、再度黨類を聚め、山川を隔てゝ不便の所には往往集合して居るあり、此のごとくにて到底其の處置に手を下す

や、其の遺産は千金を累ぬるまでありき、

【字解】五族、溫舒と弟と同じく三族を夷げられ、而して兄弟兩妻の家各、一なる故に五族といふ、直累千金、直は遺産の價格なり、累千金は數多の額をいふ、

後數歲、尹齊亦以淮陽都尉、病死、家直不滿五十金、所誅滅淮陽甚多、及死、仇家欲燒其尸、尸亡去歸葬、

【講義】溫舒が死後二三年にして、尹齊も亦淮陽の都尉の現官にありて病死す、其の遺産の價格五十金に滿たず、誅滅せる所は淮陽に於て甚だ多かりき、死するに及び、淮陽の人にて其の所置を恨み惡む者、尹齊の屍骸を燒かむとす、屍骸をば其の家人亡げ去りて持行き故鄕に歸りて埋葬せり、

【字解】尸亡去、漢書には妻亡去に作る、

自溫舒等以惡爲治、而郡守都尉諸侯二千石欲爲治者、其治大抵盡放溫舒、而吏民益輕犯法、盜賊滋起、

【講義】溫舒等が惡を以て政治を行ひてより、而して郡守都尉諸侯二千石等の政治を行はむとする者は、其の政治方は大抵皆溫舒の風に倣ひて過刻なり、而して官吏も人民も益法を犯すを輕んずる者多く、盜賊は滋、起れり、

【字解】郡守、郡の太守、郡尉、兵を典り、盜賊を禁備するを掌る、武帝又三輔都尉各一人を置き、出入を視察す、

南陽有梅免、白政、楚有殷中、杜少、齊有徐勃、燕趙之間、有堅盧范生之屬、大群至數千人、擅自號、攻城邑、取庫兵、釋死罪、縛辱郡太守都尉、殺二千石、爲檄告

なる、是の時武帝は丁度太一の神を祭る爲の通天臺を造らむと思へる時なりしが、未だ其の人なし、温舒は中尉の官にありて未だ卒とならざるものを調査して二三萬人を得て其の工事を遂げむと請ふ、武帝之を悦びて、温舒を拜して少府となす、又徙して右内史となす、其の治め方前の時のごとし、姦邪禁ずること少し、

【字解】不中意、中は先方の目的にあてはまる意、矢の的に中るよりいふ、通天臺、武帝元封二年甘泉宮中に造る、高さ五十丈、太一を祭る爲なり、

坐法失官、復爲右輔、行中尉事、如故操、歲餘會宛軍發、詔徵豪吏、温舒匿其吏華成、及人有變告温舒受員騎錢他姦利事、罪至族、自殺、

【講義】法に觸るゝ事ありて温舒は復免官となり、後復右輔となりて中尉の事を行ふ、故の志行のごとし、一年餘にして大宛征伐の事始まるに會ふ、詔して豪强の吏を徵集す、時に温舒は其の部下の豪吏華成といふ者を匿して出さず、時に又人ありて温舒は騎士の正員の錢を受けたる爲に放免し、又其の他の姦曲にて利を得たりと變告せり、因りて温舒は死罪の上に三族を夷滅せらるゝ處分となりし爲に、自殺して果てぬ、

其時、兩弟及兩婚家亦各自坐他罪而族、光祿徐自爲曰、悲夫、夫古有三族、而王温舒罪至同時而五族乎、温舒死、家直累千金、

【講義】其の時温舒の兩弟及び兩姻戚の家も亦各、他の罪の連坐として三族を滅されぬ、光祿徐自爲曰く、悲しき事かな、古へには三族を戮せらるゝ事ありき、然るに今王温舒の罪は一時にして五族を誅滅せらるゝに至るか、前代未聞の事共なりと、温舒死する

法令を無理に適用して巧妙に下等の姦猾の輩を誣告して罪に陷れ、以て大豪姦惡の徒に見せつけて彼等を惧れしむるやうに計らへり、其の中尉の職事を處理すること此の如し、

【字解】 謟、諂に通ず、諛なり、佞なり、焄大豪、焄は音クン、薰なり、狐鼠を薰ぶるより逼るの意とす、下戸の中に姦猾の者あれば、之を誣告して遠廻しに大豪の者を懼れしむるなり、畢竟大豪中には權要にありて治すべからざる故なり、漢書には焄を動に作る、師古曰く諷動也と、

姦猾窮治、大抵盡靡爛獄中、行論無出者、其爪牙吏、虎而冠、於是中尉部中中猾以下皆伏、有勢者、爲游聲譽稱治、治數歲、其吏多以權富、

【講義】 姦猾の輩は溫舒に窮治せられて、大抵は盡く獄中にて自滅し、控訴する者もなし、又溫舒が手先となりて力を助くる吏は暴威を振ふ事恰も猛虎の衣冠せるが如くにして、人情などは露程も無し、是に於て、中尉の部中の中猾の輩以下は、皆溫舒の治に伏して平らぐ、其の勢力ある者は溫舒が名譽を言ひ立て治を稱す、治すること數年にして、其の下級吏は多く權勢を利用して富を致すに至る、

【字解】 靡爛、靡は碎なり、又糜と通ず、散々になりて自滅する形容、游聲譽、游は唱へ揚ぐること、言ひ觸らすなり、

溫舒擊東越還、議有不中意者、坐小法抵罪免、是時天子方欲作通天臺、而未有人、溫舒請覆中尉脫卒得數萬人作、上說拜爲少府、徙爲右內史、治如其故、姦邪少禁、

【講義】 溫舒は東越を擊ちて凱旋す、其の建議武帝の意に適はぬ事ありしが爲に、法令に觸れて免官と

督盜賊、素習關中俗、知豪惡吏、豪惡吏盡復爲用、爲方略、吏苛察盜賊惡少年、投缿購告言姦、置伯格長、以牧司姦盜賊、

【講義】　王溫舒は再度中尉となる、溫舒は性質文飾なき人なり、廷に居りては只茫然として辯舌なし、中尉の官に至れば心打開けて能く通達す、其の盜賊を視察するにも、平素關中の風俗に慣れてあれば、又從つて豪惡の吏の消息を知悉せり、されば豪惡の吏は盡く復用を爲して方略計謀の吏となる、彼等は溫舒が手先きに使はれて、盜賊と惡少年とを苛酷に視察し、其の告發状を投書函に入れて姦惡の者を告發する者を募集す、又伯格長卽ち町と村とに取締役を設け、以て姦惡盜賊の捕縛を司らしめたり、

【字解】　居廷、廷の字、漢書に它に作る、惛惛不辯、惛は惛と同じ、心明らかならざるなり、ボンヤリしてあるなり、故に職事擧らざるなり、投缿、缿は投書を受くるの器、入るれば出す可からず、人の密事を告發せしむるに用ふ、我が德川幕府時代に評定所前に設けたりし目安箱のごときもの、俗に云ふ、直訴箱、伯格長、漢書に伯落長に作る、伯は阡陌、格は村落なり、町と村とに長を置くなり、牧司、牧、漢書に收に作る、收捕司察の意、王引之は牧司を以て是として曰く、相監司也と、

溫舒爲人諂、善事有勢者、卽無勢者、視之如奴、有勢家、雖有姦如山、弗犯、無勢者、貴戚必侵辱、舞文巧詆下戶之猾、以焄大豪、其治中尉如此、

【講義】　溫舒は性質心にもなき事を言ひて人の氣に入る事を務め、善く勢力ある者に事へたり、若し勢力なき者は侮りて奴隷のごとく見下げたり、されば勢力ある家には、姦惡の事如何程多くありとも、告發處分することをなさず、又權要の職にあらずして勢力なきものは、貴族外戚といへども必ず之を侮り辱む、

楊僕は嚴しく過刻なるを以て、主爵都尉となる、主爵都尉は治獄の官にあらねど、かく云ふは次條を起す連絡なり、

【字解】刀筆吏、古代未だ紙あらざる時、刀を以て竹簡に刻して文字を書し、誤あれば之を削り去る、故に文書を記する吏僚を刀筆吏と云ふ、

○楊僕者、宜陽人也、以千夫爲吏、河南守案擧以爲能、遷爲御史、使督盜賊關東、治放尹齊、以爲敢摯行、

【講義】楊僕は宜陽の人なり、千夫を以て吏となる、河南の太守が楊僕を推擧して事に任ふる者となしてより、遷して御史となし關東にて盜賊を視察せしむ、其の治の方は尹齊の風を學べり、而して强ひて人の非行を告發して政治とせり、

【字解】千夫、武功十一等爵の第七なり、舊二十等爵の第九の五大夫に當る、武帝、軍用足らざるが爲に武功爵を制し、民をして錢穀を出さしめて之を授く、尙平準書を見よ、敢摯、摯は鷙なり、果敢搏擊して其治を行ふなり、漢書には擊に作る、

稍遷至主爵都尉、列九卿、天子以爲能、南越反、拜爲樓船將軍、有功、封將梁侯、爲荀彘所縛、居久之、病死、

【講義】楊僕は漸次歷任して主爵都尉となり、大臣の席に列す、武帝は楊僕を事に勝ふる者とせられ、南越の反亂の時、楊僕を拜して樓船將軍として征伐せしむ、軍功に依り、封ぜられて將梁侯となる、左將軍荀彘と俱に朝鮮を伐ち、軍機を失して縛せられ、還りて免官となり庶人に下さる、後に病氣にて死せり、

【字解】爲荀彘所縛、事は朝鮮列傳に見えたり、

而溫舒復爲中尉、爲人少文、居廷惛惛不辯、至於中尉則心開、

殘刻にして人を罪に陷る、官吏を召し寄せて與に政治に從事せしむ、其の人は河內には楊皆、麻戊あり、關中には楊贛、成信等あり、義縱が內史たる時は、彼れは最も有名なる酷吏なりしかば、溫舒は之を憚りて其の酷暴を恣にするを得ざりき、さて義縱死し、又張湯自滅の後に及び、溫舒は榮轉して廷尉となりぬ、入替りて尹齊、中尉となる、

【字解】徒諸云々、索隱に 徒請下名ニ禍猾ー吏上に作り漢書に徒請ニ召猜禍吏ーに作る、然れども皆譌字あり、錯倒あり、當に徒召ニ諸猾吏ーに作る可しと、

○尹齊者、東部茌平人、以ニ刀筆ー稍遷至ニ御史ー、事ニ張湯ー、張湯數稱以爲ニ廉武ー、使レ督ニ盜賊ー、所ニ斬伐ー、不レ避ニ貴戚ー、遷爲ニ關內都尉ー、聲甚ニ於寧成ー、上以爲レ能、遷爲ニ中尉ー、吏民益凋敝、

【講義】尹齊は東郡茌平縣の生れなり、書記の如き小官吏より少しづつ昇進して御史に至る、張湯の部下となりて事ふ、張湯は每々稱して尹齊は廉直にして武勇の人なりとし、盜賊の視察をなさしむ、尹齊斬伐する所、貴顯の人をも忌み憚らず、やがて轉じて關內都尉となる、其の名聲は寧成よりも勝れり、武帝は能ある者とせられて、轉じて中尉の官となす、其の虐政に依りて官吏も人民も一樣に疲弊せり、

尹齊木彊少レ文、豪惡吏伏匿、而善吏不レ能レ爲レ治、以レ故事多レ廢、抵レ罪、上復徙ニ溫舒ー爲ニ中尉ー、而楊僕以ニ嚴酷ー爲ニ主爵都尉ー、

【講義】尹齊は性質無骨にして文飾少なき人なり、豪强姦惡の官吏は其の人格に懼れて出でず、而して善良の官吏はあれども、尹齊の思ふやうに政治を行はしめ難し、故を以て職事多く廢して罪に坐するに至る、武帝は再度王溫舒を徙して中尉となす、而して

の地方の人、皆其の奏聞の迅速なるを怪しみて、神變不思議とせり、かくて十二月を盡して郡中何事をも言ふものなし、又敢て夜中往來するものもなく、野には犬が吠えて咎むる竊盜もなし、

【字解】 償臧、臧は贓と通ず、竊盜して得たる物、又犯罪に依りて得たるものをいふ、得可事、上奏して裁可の事を得るを云ふ、

其頗不得、失之旁郡國、黎來、會春、溫舒頓足歎曰、嗟乎、令冬月益展一月、足吾事矣、其好殺伐行威、不愛人如此、

【講義】 若し盜賊郡內にあらずして得られぬ時は、近傍の郡國より橫取りして來る程に、過劇に處分したる程に、冬も去りて春になりぬ、古代殺戮は秋冬の時に行ふ例なれば、春は行ふを得ず、是に於て王溫舒は、足を重ね踴り上りて歎息して曰く、えゝ殘念よ、冬月をして今一月を益すことを得しめば、吾が政事を十分に行ふべきに、あゝ殘念なりと云へり、其の人を殺伐する事を好み、威勢に任せて暴力を振ひ、人民を大切にせざる事は、大概此のごとし、

【字解】 黎來、黎は比なり、黎は犂と通ず、劃の意、力を以て物を割り取る意、漢書に追求に作る、頓足、足を重ねて踴り上る意、累足、重足に同じ、歎ずる時、樂しむ時にする貌、足吾事矣、立春の後は復刑罰を行はず、故に冬月を一月展ばさば、吾が獄事は十分に出來しならんにと云ふなり、

天子聞之、以爲能、遷爲中尉、其治復放河內、徙諸名禍猾吏與從事、河內則楊皆、麻戊、關中楊贛、成信等、義縱爲內史、憚未敢恣治、及縱死張湯敗後、徙爲廷尉、而尹齊爲中尉、

【講義】 天子は溫舒が政治を聞きて能く事に任ふる者とし、榮轉せしめて中尉とす、其の中尉の政治方も、亦同じく河內にありし時のごとく過酷なり、數多

峻嚴なる取締りに畏縮したるなり、

【字解】 弗法、法は法律を以て處分すること、卽有避、避とは其の人を憚りて十分に捕撃せざるをいふ、乃ち溫舒の意に不滿足を與ふるもの、聲、評判なり、

上聞、遷爲河內太守、素居廣平時、皆知河內豪姦之家、及往、九月而至、令郡具私馬五十疋、爲驛、自河內至長安、部吏如居廣平時方略、

【講義】 武帝は溫舒が政治の名譽あることを聞きて能として、遷して河內の太守とす、溫舒は平素廣平にありし頃より、河內の地の豪家にて惡事をなせる者を知悉してありしかば、之を夷滅せむの下心にて、任地河內に往くに及びて九月の頃を期として往く、是亦豪强撲滅の心算なり、其の時、郡に令して、各豪家の私有の馬匹五十疋を具へて宿次とし、河內より長安に往くまで繼ぎ立てしむ、而して吏員を部署する事は、廣平に居りし時の方針と同一ならしむ、

捕郡中豪猾、郡中豪猾相連坐千餘家、上書請、大者至族、小者乃死、家盡沒入償臧、奏行不過二三日、得可事論報、至流血十餘里、河內皆怪其奏、以爲神速、盡十二月、郡中毋聲、毋敢夜行、野無犬吠之盜、

【講義】 溫舒は郡中の豪强猾賊を召し捕れり、郡中の豪猾なるもの相連坐し引合ひにて罪に陷る者千餘家に上りぬ、溫舒は上書して請ふ、豪猾の大なるは一族を亡し、小なる者は其の身を殺し、其の家財一切は官に引上げ贓物の賠償に當てんと、其の上奏には前に備へし驛馬を用ひ、往返二三日に過ぎず、裁可を得て論決し、罪人を殺すこと十餘里の遠きに至る、河內

【講義】王溫舒と云ふ人は陽陵の生れの人なり、年少き時に人を椎殺して之を埋めて其の物を取るなどの惡事を爲したりき、已にして試驗を經て縣の驛亭の長となり、度々免職となれり、官吏となり、囚徒を取調ぶる役を務めて遂に廷史の官に至り、從つて張湯に事へたり、轉任して御史に上り、盜賊を督するに殺傷すること甚だ多し、

【字解】椎埋爲姦、椎を以て人を擊殺して之を埋むるを椎埋と云ふ、又一說に塚を發掘するなりと、

稍遷至廣平都尉、擇郡中豪敢任吏十餘人、以爲爪牙、皆把其陰重罪、而縱使督盜賊、

【講義】王溫舒は稍くに轉任して廣平の都尉となる、溫舒は廣平郡中の豪强の者にして其の性果敢事に任ふる人物十餘人を選拔して我が手先きの者となし、而して豪傑連の內々犯せる重罪を確に知り拔いて、巧に其の弱點を把持し、而して其の罪を見免して、盜賊の目付として視察せしめたり、

【字解】豪敢任吏、豪は土地の豪傑、敢は其の性質果敢決行の氣ある者、任吏は事に任ふる吏なり、漢書には豪敢往吏に作る、往とは一往顧みる所なきなり、從ふべきに似たり、

快其意所欲得、此人雖有百罪弗法、卽有避、因其事夷之、亦滅宗、以其故、齊趙之郊、盜賊不敢近廣平、廣平聲爲道不拾遺、

【講義】溫舒が意に捕へ得んと欲する點に滿足を與へて乃ち溫舒が思ふ通りに盜賊の視察をなして捕へたる人は、他に如何なる重罪ある者と雖も、法に照して處分する事なし、若しも其の檢擧を憚りて避すやうのことあれば、かの陰重罪を發きて之を誅戮し、又其の一族まで滅して殘すことなし、故に齊趙の附近の地には、盜賊は畏れて敢へて廣平郡の地には近づかず、廣平は其の評判に於ては道に遺失物ありても拾ふ人もなき迄に治まりたりと稱す、畢竟、王溫舒が

【講義】　閻奉は嚴惡の故を以て任用せらる、縱は酷政を行へども其の性廉なり、而して其の治め方は郅都に倣ひて伉直の點あり、武帝は鼎湖に行幸ありし出先にて病氣に罹り、久しく逗留せられしが、病愈えて猝かに甘泉宮に幸せらる、其の途中の道路淸潔に脩治してあらざりしかば、武帝大に怒りて曰く、縱は右內史の官にありながら、我をば再度此の道を通行することあるまじと思ひて、かく迄に不潔にして置けるものかとて、殊に外其の不行屆を不平に思はれたり、

【字解】　閻奉、閻は姓、奉は名、已而卒起、已は病の愈ゆるをいふ、イユと訓ず、卒は猝と同じ、嗛之、嗛は銜なり、心につゝみふくみて過となすなり、

至冬、楊可方受告緡、縱以爲此亂民、部吏捕其爲可使者、天子聞、使杜式治、以爲廢格沮事、棄縱市、後一歲、張湯亦死、

【講義】　其の年の冬卽ち元狩六年の冬になりて、告緡の事件を監督する楊可が丁度或る者より人民の中にて法規に違ひて緡錢を出さざる者ありとの告發を受領す、時に義縱は思へらく此は人民を騷動せしむるものなりと、よりて小吏を部分けして楊可の手先きとなりて働ける者を捕へたり、天子は此の事を聞きて、杜式に命じて其の事件を取調べしむ、杜式思へらく、こは告緡の令を廢格して已に成れる事を破壞するものなりと、これによりて義縱を棄市の刑に處せられぬ、其の後一年にして、酷吏の聞え高き張湯も亦自殺して果てぬ、

【字解】　廢格沮事、廢格は止め扞ぐ意、沮は壞るの意法令に定められたる事を用ひずして政治の妨害をなすといふなり、

○王溫舒者、陽陵人也、少時、椎埋爲姦、已而試補縣亭長、數廢、爲吏、以治獄、至廷史、事張湯、遷爲御史、督盜賊、殺傷甚多、

羽摯取飛鳥也と、

後會五銖錢白金起、民爲姦、京師尤甚、乃以縱爲右內史、王溫舒爲中尉、

【講義】後に五銖錢と白金とを以て天下の疲弊を救はむとの事起るに及びて、人民或は其の通貨を贋造などして大に法を亂せり、其の中にも京師は殊に多くかゝる犯罪者を出せり、因りて之を治めむが爲に義縱を以て右內史となす、又王溫舒を中尉となす、

【字解】五銖錢白金起、事は孝武本紀に見えたり、

溫舒至惡、其所爲不先言縱、縱必以氣凌之、敗壞其功、其治所誅殺甚多、然取爲小治、姦益不勝、直指始出矣、吏之治以斬殺縛束爲務、

【講義】王溫舒は至極酷惡の人なり、其の爲す所先づ縱に言はずして斷行す、縱は必ず氣力を以て之を侮り抑へて其の功績を破壞して溫舒より甚しき事をなす、故に其の政治に於て誅殺する所甚だ多し、然れども一時的の治安を保つを主要とするのみ、姦益〻多くして誅するに勝へず、直指が始めて出發して盜賊を討つに及ぶや、官吏の政治方は只管斬殺と縛束とを以て先務とす、

【字解】取爲小治、取は主意とすること、小治は目前の小治なり、乃ち壓迫して一時的の治安を主意とすること、直指、出でゝ盜賊を討つ使者の名、直に事を指して行ひて阿私するなき意より云ふ、武帝の置く官、繡衣を着、斧を持つ、又繡衣直指とも云ふ、漢書武帝紀に詳なり、

閻奉以惡用矣、縱廉、其治放郅都、上幸鼎湖、病久、已而卒起、幸甘泉、道多不治、上怒曰、縱以我爲不復行此道乎、嗛之、

及賓客昆弟私入相視亦二百餘人、縱一捕、鞠曰、爲死罪解脫、是日皆報殺四百餘人、其後郡中不寒而栗、猾民佐吏爲治、

【講義】 是のごとく定襄の吏民亂れ散ずるに至りし爲に、朝廷にては義縱を轉任せしめて定襄の太守となし、之を治めしむ、義縱は任地に至りて、定襄の獄中の重罪拘留になりてありし者二百餘人及び賓客兄弟の內密に入りて視る者亦二百餘人を一切に捕へ、嚴しく取糺して、死罪を解脫したりといふ名義の下に於て皆悉く單に判決を報告するのみにて專斷にて殺しぬ、此の後郡中の人々は畏れて、氣候の寒からぬ時にも身の毛をよだてて顫ひ畏れたり、且又土地の豪猾なる者にて罪惡をなしたる者も今は義縱の嚴を畏れて、反りて吏の耳目となりて公務を助けて自から上に盡すに至れり、

【字解】 掩云々、掩は不意に覆ふ意、備なきに乘じて覆ふこと、縱一捕、罪の輕重と有無とを問はず、一切に皆捕ふるをいふ、鞠曰云々、窮治を鞠といふ、爲死罪解脫とは死罪ある者を解き放つことを取計らふなり、法律は諸の囚徒私に桎梏錯赭を解脫するものは罪一等を加ふ、人の爲に解脫するものは與に罪を同じくすとあり、故に義縱は相贍餉する者二百餘人を鞠して死罪を解脫すとなして、盡く殺すなり、報殺、論決を以て直に報告とし、一一奏請せずして專斷を以て殺すこと、不寒而栗、栗は股栗なり、股のふるふなり、深く臆し驚き惶るゝ貌、猾民、人民中の大家にて、素より豪猾にして罪惡をなす者なり、

是時、趙禹張湯、以深刻爲九卿矣、然其治尚寬、輔法而行、而縱以鷹擊毛摯爲治、

【講義】 是の時趙禹、張湯は深刻を以て大臣の位に上りぬ、然れども其の政治は尚寬大なり、法を本として行へり、然るに縱は鷹がはゞたきして飛鳥を擊取るがごとき猛烈なる政治を行へり、

【字解】 鷹擊毛摯、師古云く、言如鷹隼之擊奮毛

じと、此に依れば、郡國の關に出入する者を隷すと讀みて、守關の吏、郡國の人の關を出入する者を檢閲するを云ふ、乳虎、子を育つる母虎なり、乳を與ふる虎の意、無値、値は當る意、

義縱自河內遷爲南陽太守、聞寧成家居南陽、及縱至關、寧成側行送迎、然縱氣盛弗爲禮、

【講義】義縱は河內の都尉より轉じて南陽の太守となる、寧成が南陽に浪人して居るを聞く、義縱が關に至るに及びて、寧成は畏敬して側行し以て出迎へ又見送りをなす、然れども義縱は意氣盛なれば、かくまで禮しても少しも相當の答禮をなさず、

至郡、遂案寧氏、盡破碎其家、成坐有罪、及孔暴之屬皆犇亡、南陽吏民、重足一迹、

【講義】義縱は任地に到り其より、寧氏の豪强なる事狀を取調べて、盡く其の一家を分散せしむ、寧成は罪あるに連坐す、又孔氏、暴氏の二大族の豪猾なる輩は、皆出奔して亡ぶ、南陽の官吏も人民も恐懼して妄動せず、

【字解】重足一迹、足と足と重ねて立ち、足の踐み方を同一にすと云ふ事にて、畏れて妄動せざる意、

而平氏朱彊、杜衍杜周、爲縱牙爪之吏、任用、遷爲廷史、軍數出定襄、定襄吏民亂敗、

【講義】而して平氏縣の朱彊や杜衍縣の杜周のごときは義縱の威力を助くる官吏にして、任用せられたり、縱は轉じて廷史となる、時に外國征伐の軍は度々定襄地方より出づ、定襄の吏民は其の爲に疲弊して生活難に陷りぬ、

於是、徙縱爲定襄太守、縱至、掩定襄獄中重罪輕繫二百餘人、

るなり、長陵、高祖陵墓の所在地、少蘊藉、含容の度量缺くるをいふ、蘊は醞と同じ、藉はしく意、無遁事、未納租税の事なきなり、修成君、王太后の女の號なり、仲、名、穰氏、豪族の氏なり、

而張次公亦爲郎、以勇悍從軍、敢深入有功、爲岸頭侯、

【講義】此のごとくして張次公も亦出身して郎となる、勇氣あり强捷なるを以て征伐の軍に從ひて、決死の覺悟にて敵地に深入して戰ひたる爲に功あり、封ぜられて岸頭侯となる、

寧成家居、上欲以爲郡守、御史大夫弘曰、臣居山東、爲小吏時、寧成爲濟南都尉、其治如狼牧羊、成不可使治民、上乃拜成爲關都尉、歲餘、關東吏隸郡國出入關者號曰、寧見乳虎、無値寧成之怒、

【講義】寧成は仕官せず浪人してありしに、武帝は郡の太守とせむと欲せらるゝに、御史大夫公孫弘曰く、臣前に山東に居て小官吏たりし時、寧成は濟南の都尉たりしが、其の政治の法の酷なる事は、例へば狼が暴威を以て柔順なる羊を追ひ廻はすがごとき樣なりき、されば寧成は地方官として直接に人民を治めしむべからざるなりといふ、武帝乃ち改めて寧成を拜して關の都尉となす、一年有餘にして、關東の吏の郡國に隸屬し關を出入する者、皆寧成の威に恐れて號して曰く、寧ろ乳養する虎が、子を愛護する結果、人を見れば搏噬する事、平素よりも一層猛烈なるは畏るべしと雖も、其の虎に遇ふとも、寧成が怒に觸るべからずと、

【字解】關東吏云々、隸は隸屬なり、郡は天子の直轄地方、國は諸侯の國なり、關東の吏の郡國に隸屬する者皆關を出入するなり、漢書には東の字なく、隸は肄に作る、李奇曰く、肄は閱なり、王先謙曰く、肄隸字同

群に入りたる放蕩者なりき、

【字解】 攻剽、剽は劫なり、行人を追ひおびやかして衣服を剝ぎ取ること、

縱有姊姁、以醫幸王太后、王太后問、有子兄弟爲官者乎、姊曰、有弟無行、不可、太后乃告上、拜義姁弟縱爲中郎、

【講義】 義縱には姊の姁といふ者あり、女醫といふ爲に武帝の母王太后に幸せられたり、太后は姁に對して其許の兄弟達の中に仕官せしむべきものあるかと、姊曰く、弟あり、但し甚だ不品行なれば仕官せしむべからずと曰ふ、太后依りて武帝に告げ、帝は義姁が弟の縱を拜して中郎の官とせらる、

補上黨郡中令、治敢行、少蘊藉、縣無逋事、擧爲第一、遷爲長陵及長安令、直法行治、不避貴戚、以捕案太后外孫修成君子仲、上以爲能、遷爲河內都尉、至則族滅其豪穰氏之屬、河內道不拾遺、

【講義】 義縱は上黨郡中某縣の令に補せらる、治め方は手荒く決行して含蓄なし、從つて縣中に未納の租稅なし、因りて銓衡の際第一とせられ、任を遷して長陵及び長安の令となす、法令のまゝに行ひて少しも假借せず、故に若し犯罪の事あれば貴顯外戚の家をも斟酌なく處分す、又皇太后の外孫修成君が子仲といふ者を捕へて其の取調をなしたるを、武帝は役に立つ人物なりと賞せられたり、是より榮轉して河內の都尉となる、任地に到りて則ち其の地の豪家の稱ある穰氏の一族を全滅す、此の事に懲りて河內の地には、道路に遺失物あるを拾ふ者もなき程に政治行き屆きたり、

【字解】 郡中令、上黨郡中某縣の令になりしをいふ、史官其の縣名を失せるなり、敢行、壓制政治を決行す

爲廷尉、

【講義】丞相青翟は湯を罪せし事の爲に自殺す、さて前に湯を罪にする爲に捕へ置きたる田信を放免す、天子は張湯の死を惜み、稍くに其の子張安世を昇進せしめらる、又かの趙禹は中途にして免官となりしが、後に廷尉となりぬ、

始條侯以爲禹賊深、弗任、及禹爲少府比九卿、禹酷急、至晩節、事益多、吏務爲嚴峻、而禹治加緩、而名爲平、

【講義】始め條侯周亞夫は趙禹を賊害深刻なる人物として之に任ぜざりき、禹少府となり、大臣の位置に列するに及びて、酷烈偏急なる所置を取れり、晩年に至りて事務は益、多端となれり、下級の官吏に至るまで務めて手嚴しく猛烈の政治を行へり、而るに禹の政治振は其の反對に緩く穩かなり、而して名けて平穩となす、

【字解】賊深、賊は害なり、深は深刻なり、晩節、晩年と同じ、節は時を以て云ふ、節操の節にあらず、

王溫舒等後起、治酷於禹、禹以老徙爲燕相、數歲亂悖有罪、免歸、後湯十餘年、以壽卒于家、

【講義】王溫舒等は後に身を起し、其の政治は遙に趙禹よりも過酷なりき、趙禹は年老いたるを以て轉任して、燕王の相となりぬ、數年して其の心意昏惑して罪ありしが爲に、免官せられて都に歸れり、張湯に後れたる事十餘年、天壽を全うして家にて卒しぬ、

【字解】亂悖、悖は惑なり、其の心意昏惑なるをいふ、

○義縱者、河東人也、爲少年時、嘗與張次公俱攻剽爲群盜、

【講義】義縱と云ふ人は河東の生れの人なり、少年たりし時、嘗て張次公といふ者と追剝をして盜賊の

【講義】湯は趙禹の說得に折れて、乃ち書を作りて謝罪して曰く、湯は少許の功勞もなく、小役人より起れり、陛下幸に寵幸を賜ひて三公の位に進めらる、かくなみ／＼ならぬ恩命を蒙りながら、其の責任を盡すこと能はず、然れども湯を罪に陷れむと謀る者は、かの三長史なりと云ひて、遂に自殺して果てぬ、

湯死、家產直不過五百金、皆所得奉賜、無他業、昆弟諸子、欲厚葬湯、湯母曰、湯爲天子大臣、被汙惡言而死、何厚葬乎、載以牛車、有棺無槨、天子聞之曰、非此母不能生此子、乃盡案誅三長史、

【講義】張湯が自殺したる後、家の資產を取調べて見れば、其の價額五百金以上はあらず、皆俸祿或は天子の賜ふ所の物にして、他に產業として得たるものなし、湯が兄弟及び諸子は手厚く葬儀を營まむとす、然るに湯の母は曰く、湯は天子の大臣となりて、聞くも忌はしき言を被りて死せるものなれば、世間に對して丁重に葬儀を營むことは然るべからずと打消して從はず、柩を載するには牛車を以てし、死骸を納るゝ棺はあれども、其の外を覆ふ槨はなし、天子此の事を聞きて曰く、此の母にあらずんば此の子を生む事能はじ、さても天晴の親子なるかなと感歎せられて、後に其の罪を構成したる三長史を取調べて皆之を誅せり、蓋し三長史は湯を陷るゝに富を致すを以てしたるに、今薄葬此のごときに依りて天子も湯の廉なるを知りたるを以て三長史を誅せらるゝなり、

【字解】奉賜、奉は奉祿なり、賜は天子の恩賜の物なり、被汙惡言、汙惡は穢惡と同じく、居レ物致レ富の名を被りたるをいふ、

丞相青翟自殺、出田信、上惜湯、稍遷其子安世、趙禹中廢、已而

せず、剩へ詐り驚くまねして曰く、固に然る事もあるべしといひて、我は知らぬものゝごとく欺けり、かゝる中に減宣も亦謁居等が湯と結托して姦曲をなせる由を上言す、是に至りて天子は果して湯は內心に詐僞の心を持ちながら、表面には天子を欺く不敵の者とせられて、使者八人をして帳簿に記載したる事項に就いて詰責せしめらる、湯は仔細に自から辯じて、決して此の事なしとて服罪せず、

【字解】簿責湯、文簿の次第を以て一一に責むるなり、自道、湯自身說明して辯駁するなり、道は言なり、

於是上使趙禹責湯、禹至讓湯曰、君何不知分也、君所治夷滅者、幾何人矣、今人言君皆有狀、天子重致君獄、欲令君自爲計、何多以對簿爲、

【講義】此のごとく罪に服せざるに及びて、天子は趙禹をして湯を責めしむ、趙禹至りて湯を見て詰責して曰く、君は何ぞ身の程を知らざるや、君が治罪の折、法を曲げて一族を全滅せしもの幾人ありと思ふや、今は人々皆悉く君を訟ふるに證據分明なり、然れども君は國家の重臣なるが爲に、天子は君を罪人として獄に致さむことを億劫に思はれて、成るべく君をして自身より始末をなさしめむと思はるゝなり、此のごとき上は、何ぞ今更に取調書の上に就きて是非を爭ひて辯駁するの手數を用ひむや、君が身の程を知らざるは、誠に案外の事なりと、皮肉的に責めたり、

【字解】讓湯、讓は責なり、有狀、狀は狀態の明なるにて、今の證據十分の意、重致、重は持ちにくゝ思ふ意、厄介に思ふなり、

湯乃爲書謝曰、湯無尺寸功、起刀筆吏、陛下幸致爲三公、無以塞責、然謀陷湯罪者、三長史也、遂自殺、

以故三長史合謀曰、始湯約與君謝、已而賣君、今欲劾君以宗廟事、此欲代君耳、吾知湯陰事、使吏捕案湯左田信等、曰、湯且欲奏請、信輒先知之、居物致富、與湯分之、及他姦事、事辭頗聞、

【講義】以上の干係に依りて三人の長史等は互に相談して丞相青翟に言つて曰はく、最初湯は君と約束して園陵發掘事件の謝罪を御前にてなさむと言ひしに、やがて君のみ謝罪せしめて、湯は謝せず、君を欺きたり、而も今に於ては君を罪人とせむとて、其の事件を作るにかの園陵發掘の一條を以てせむとす、此は君に代りて丞相とならむとするなり、吾々は湯が内々の惡事を多く知れりと、そこで吏をして捕へて湯の證人田信等を取糺さしむ、田信は言ふやう、湯が財利の事を奏聞せむとするには、信は第一に之を知り、所謂買占を行ひ方外の利益を得て、湯と其の利を折半すと、又其の他の姦惡なる所業に至るまで逐一仔細に天子の聽く所となれり、

【字解】左田信、左は證左なり、證據をいふ、今云ふ證人の意、田信は賈人なり、居物致富、居は買ひ儲へて貴價を射るなり、事辭頗聞、事狀が天子の知る所となれるなり、

上問湯曰、吾所爲、賈人輒先知之、益居其物、是類有以吾謀告之者、湯不謝、湯又詳驚曰、固宜有、減宣亦奏謁居等事、天子果以湯懷詐面欺、使使八輩簿責湯、湯具自道無此、不服、

【講義】天子は湯に問ひて曰く、吾がなす所は、商人が其の都度前に知りて益々貨物を買ひ占めて利益を獨占すといふ、是は吾が計畫を以て内密に商人に告ぐる者あるに似たりといはるゝに、湯は其の罪を謝

淮南王の反逆の罪を治むるに至り、前に己れ跪伏して事へし莊助を排斥して、其の身を罪に陷れむとす、買臣は心中に深く湯の刻薄なる行爲を怨みぬ、湯が後に御史大夫となるに當り、買臣は會稽郡の太守より主爵都尉卽ち列侯の事を掌る官に登り、大臣の身分となる、數年にして法律に觸るゝ事ありて免職せられ長史の職を守る、湯に面會の時には、湯は牀の上に坐して下らず、買臣を單純の丞史の待遇にして、少しも以前貴かりし人として禮遇する事なし、買臣は楚の生れの氣節を尙ぶ人物なれば深く湯の所爲を怨み、つね〴〵機會だにあらば我が身を捨てても彼れを害してくれむずと覺悟したり、

【字解】排擠、排は斥にて、直接に退くる意、擠は押除け落す意、陷るゝに似たり、楚士、朱買臣は吳の會稽の生れなれど、周末に越王句踐は吳を滅し、楚の威王は越を滅し、吳の地は總べて楚に屬するに因りて楚士といふなり、

王朝齊人也、以術至右內史、邊通學長短、剛暴彊人也、官再至濟南相、故皆居湯右、已而失官守長史、詘體於湯、湯數行丞相事、知此三長史素貴、常凌折之、

【講義】王朝と云ふ人は齊國の生れの人なり、法術を以て出身して左內史に至る、又邊通といふ人は、長短術卽ち戰國に所謂縱橫家の說のごとき學問をなし、而して剛氣にして暴なる强人なり、官は再度濟南王の相にまで登りし人なり、さればもと皆張湯の上に位する人物なり、已にして免官の後は丞相の長史の役を勤め、已むなく湯の下に屈し居たり、湯はしばしば丞相の事を行ひたるに、此の三長史は本來我よりも上位の貴き身分なりしを今は我が下位にありとて、常に我が勢力を以て之を侮り辱しめたり、

【字解】以術、術は法術卽ち法律に精しきを云ふ、邊通、邊は姓、通は名、詘體、詘は屈なり、學長短、長短は漢書に短長に作る、戰國縱橫家の流なり、張晏曰く、蘇秦之謀、趣彼爲短、歸此爲長と、

て死を送る風あり、欲致其文、文は文法にて法律規則の類、其の文を舞して丞相を見知の罪に致さむとするなり、見知、見知故縱の罪なり、乃ち罪の犯を見知しながら故らに見逃して罰せざる罪を云ふ、

三長史皆害湯、欲陷之、始長史朱買臣會稽人也、讀春秋、莊助使人言買臣、買臣以楚辭與助俱幸、侍中、爲太中大夫用事、而湯乃爲小吏、跪伏使買臣等前、

【講義】三長史即ち丞相府の長史の官を守る者三人は皆張湯の反對者なれば、いかにもして湯を中傷して罪に陷れむと欲したり、三長史中の一人なる朱買臣の最初を云はゞ、彼れは會稽生れの人なるが、春秋の書に通じたるが爲に、同郷人にて早く立身せる莊助が、他人より買臣を推薦せしめて立脚地を造りたるに、買臣は楚辭を讀む爲に莊助と倶に天子の寵幸を得て中に侍する身分となれり、やがて太中大夫の官になりて專ら勢力あり、而して其の折は湯は乃ち小役人にして、低頭平身して朱買臣等の前に使役せられて居たり、

【字解】三長史、丞相には兩長史定員なるに本文に三長史と云へるは、員外長史ありて其の官を守れる者あるが爲なり、三長史は即ち朱買臣、王朝、邊通の三人なり、楚辭、楚の屈原、宋玉等の作れる諸賦を云ふ、後ち劉向集めて一書となす、今傳ふる楚辭は即ち是れなり、

已而湯爲廷尉、治淮南獄、排擠莊助、買臣固心望、及湯爲御史大夫、買臣以會稽守、爲主爵都尉、列於九卿、數年坐法廢、守長史、見湯、湯坐牀上、丞史遇買臣、弗爲禮、買臣楚士、深怨、嘗欲死之、

【講義】此のごとくなる中に張湯は廷尉に累進し、

留せらる、其の際張湯も亦他の四人取調を其の假獄舍にて取扱ひたりしが、謁居の弟を見て、內々にて之を助けんと思ひ、態と佯りて知らぬ顏して過ぐ、謁居の弟は其の意中を知る由もなく、湯を怨みて人をして上書して、湯と謁居と共謀して一緒に李文の飛變を上つりたる由を告發せしむ、其の事件は減宣に引渡されたり、

【字解】導官、官名、小府に屬す、導は擇なり、米を擇ぶを主どる、但、時として諸獄滿員の際には、便宜此の署に留置して取調をなすといふ、變告、告變と同じ、漢代の常語なり、他にも多く見ゆ、變事を告ぐること、乃ち前の飛變を上つりて告ぐる意、減宣、減は姓、宣は名、

宣嘗與湯有郤、及得此事、窮竟其事、未奏也、會人有盜發孝文園瘞錢、丞相青翟朝、與湯約俱謝、至前、湯念、獨丞相以四時行園、當謝、湯無與也、不謝、丞相謝、上使御史案其事、湯欲致其文丞相見知、丞相患之、

【講義】減宣は對張湯事件の擔當者となりしが、是より前に、宣は張湯と仲惡しき事ありしを以て、此の事件を受取りてより、其の事を悉皆取調べて未だ上奏せざりき、時に會、孝文帝の園陵に葬禮の當時瘞めたりし錢を發掘して盜み取りし者あり、丞相青翟は參朝し、張湯と俱に御前にて其の怠慢の罪を謝せむと約束し、連立ちて天子の前に至る、然るに湯は念ふやう、只丞相は不斷御陵を巡廻して見めぐるに因りて、謝罪するは當然なり、己れは御史大夫にて園陵の事に關係なき事なれば謝罪に及ばずと心變りして謝罪せず、丞相謝罪す、天子乃ち御史に命じて其の事の次第を調査せしめらる、湯は其の法令を巧に適用して丞相を見知罪の名に於て罰せむとす、丞相は之を苦痛に感じたり、

【字解】瘞錢、瘞は埋藏なり、古は錢を園陵に瘞埋し

謁居病、臥閭里主人、湯自往視疾、爲謁居摩足、

【講義】魯謁居大病の時、謁居が閭里の主人の家に居て治療す、湯は自身に往きて病氣を見舞ひ、謁居が爲に其の足をさすりて之を勞はりぬ、蓋し李文を計略にて殺したるを恩としてなり、

【字解】閭里主人、村中の主人と云ふが如し、乃ち今の旅宿若くは下宿の類、

趙國以治鑄爲業、王數訟鐵官事、湯常排趙王、趙王求湯陰事、謁居嘗案趙王、趙王怨之、幷上書告、湯大臣也、史謁居有病、湯至爲摩足、疑與爲大姦、事下廷尉、

【講義】趙王の國にては、冶金と鑄鐵とを以て產業とす、趙王は數度漢朝に對して鐵の官業に從事せる官人に對する訴訟をなす、張湯は每々趙王の訴を敗訴にす、趙王之を惡みて張湯が內證の惡事を搜索す、湯の史官魯謁居又嘗て趙王の取調をなし、趙王之を怨めり、よりて幷せて上書して、湯は國家の重任を負へる大臣なるに、書記の謁居が病めるとき、湯は其の病氣を見舞ひ、謁居の爲に其の足をさするに至りたる事あり、かゝる所爲をなす以上は、兩人組み合ひて大惡事を企てむかと疑はるといふ、其の事件は廷尉に引渡さる、

謁居病死、事連其弟、弟繫導官、湯亦治他囚導官、見謁居弟、欲陰爲之、而詳不省、謁居弟弗知、怨湯、使人上書告湯與謁居謀、共變告李文、事下減宣、

【講義】謁居大病にて身死す、其の事に就いて謁居が弟も連坐する事あり、弟は導官卽ち假の獄舍に拘

爲御史中丞、恚、數從中文書事、有可以傷湯者、不能爲地、

【講義】河東の人にて李文と云ふ者あり、嘗て張湯と仲善からぬ事あり、やがて湯の下吏の中丞となるに、其の所爲に不平を懷きしかば、毎々御史臺より出す公文書の中に湯を中傷すべき材料ある時は、湯をして道地をなすこと能はぬやうに仕向けたり、是は湯を失脚せしめむ下心あるに由るなり、

【字解】恚、恨み怒る意、漢書は恚を蔫に作る、劉奉世曰く、蔫數猶簡閲、太史公作悉數從中文書、蓋其時、文盡閲數從中所下文書云々と、此に依れば、劉氏の見たる宋本には恚を悉に作れるが如し、從中文書、御史大夫の役所の御史臺中より發する公文書、不能爲地、湯を傷るべき事あれば之を手引きして湯の不都合なるやうにするなり、地は道地なり、之が爲に稱說して預め地歩をなすをいふ、

湯有所愛史魯謁居、知湯不平、使人上蜚變、告文姦事、下湯、湯治論殺文、而湯心知謁居爲之、上問曰、言變事、蹤跡安起、湯詳驚曰、此殆文故人怨之、

【講義】張湯には、兼ねて大切にして使ふ書記に魯謁居といふ者なり、湯が李文の所爲に不平を懷けるを知りたれば、他人をして匿名にて非常の出來事ありとの上告をなさしめて、李文の姦曲なる事を告げしむ、天子は其の處分を湯に引渡されたるに、湯は何の酌量もなく李文を殺しぬ、而して湯は心の中に、こは其の史の謁居の所爲たるを知れり、或時天子、湯に對ひて彼の李文の變事を申告せるは、其の出處は何處なるかと問はれしに、湯は態と驚きたるまねして曰く、此は察する所、李文の舊き友人などの中にて、文を怨める者のしわざならむと思はると答へたり、

【字解】蜚變、蜚は飛と同じ、飛變は飛語の如く姓名無くして變を上る者を云ふ、故に蹤跡安起の問あるなり、詳驚、詳は佯と通ず、即ち詐なり、殆、殆は近の意、

【講義】狄の言に對して天子は殊に怒りを顏に顯はして曰く、吾は狄をして一郡の太守として治せしめば、能く外敵をして境内に入りて物を掠奪するやうの事なからしむるを得むかと、對へて曰く臣は能はずと、天子曰く、さらば一縣に居らしめば如何と、對へて曰く、臣は能はずと、再度重ねて宣ふには、さらば、國境の要處に守備隊長として居らしめば、侵入を防ぐ事を得むかと、狄山自から計るに、此は吾が答辯つまらば罪せられむ爲に吏に引渡さるべしと、强ひて對へて曰く、能くせむと、是に於て天子は狄山をして要塞に登り、隊長として守らしめしに、任地に至りて一ケ月餘りにして匈奴は侵入し、狄山の頭を斬りて引上げぬ、是より後は、群臣身顫ひして張湯を慴れたり、

【字解】一障間、障は塞上要險の處に別に城を築いて吏士を置き、守りて以て寇盜を扞ぐをいふ、間とは場處の意、乘鄣、鄣は障と同じ、乘とは登りて守らしむるなり、

湯之客田甲、雖賈人、有賢操、始湯爲小吏時、與錢通、及湯爲太吏、甲所以責湯行義過失、亦有烈士風、湯爲御史大夫七歲、敗、

【講義】張湯が賓客に田甲と云ふ者あり、是の人は、商人とは云ひながら、賢明なる志操ありて見上げたる人物なり、最初湯が小役人たりし時、利の爲に田甲と交際せり、併しながら湯が御史大夫などいふ大官に上りてよりは、田甲は張湯の行爲に就いて、其の義理の正當ならぬ點に注意して、湯の過失を詰責して以て反省を促す等の事あり、其の所業は亦古代忠烈の士の遺風ありき、湯は御史大夫たること七年にして失敗せり、

【字解】有賢操、操は執り持つ志行の意、與錢通、徐廣曰く、以利交と、「與に錢通す」とよむべし、烈士、節義の士、利の爲に動き威の爲に屈せざる人物をいふ、

河東人李文、嘗與湯有郤、已而

今自陛下擧兵擊匈奴、中國以空虛、邊民大困貧、由此觀之、不如和親、

【講義】只今陛下が軍を興して匈奴を征伐なされしより、本土は疲弊し、國境の民は大に物資の缺乏を來して困難せり、此の事實に由りて其の次第を觀察すれば、和睦して親しく交際するに増すことなしといふ、

上問湯、湯曰、此愚儒無知、狄山曰、臣固愚忠、若御史大夫湯、乃詐忠、若湯之治淮南江都、以深文痛詆諸侯、別疏骨肉、使蕃臣不自安、臣固知湯之爲詐忠、

【講義】天子は改めて張湯に匈奴和戰問題を問はる、湯、狄山の說に反對して曰く、狄山は愚昧の儒學者にして、時事に就いて論ずる智識なき者なりと、狄山之を聞いて罵りて曰く、臣は固に愚昧にして忠なる者なり、御史大夫張湯のごときは乃ち詐僞にして忠を裝ふものなり、例へば、湯が前に淮南、江都の反亂を始末したる時のごとき、深刻に法令を適用して、殊の外に諸侯を誣ひて罪に處し、親族の間柄を離間し、藩臣即ち諸侯をして自から安心することを得ざらしめたり、臣は固に張湯が詐僞にして忠を裝ふ姦人なるを知ると、

【字解】蕃臣、舊刻、蕃を藩に作ると、

於是上作色曰、吾使生居一郡、能無使虜入盜乎、曰、不能、曰、居一縣、對曰、不能、復曰、居一障間、山自度辯窮、且下吏、曰、能、於是上遣山乘鄣、至月餘、匈奴斬山頭而去、自是以後、群臣震慴、

匈奴來請和親、群臣議上前、博士狄山曰、和親便、上問其便、山曰、兵者凶器、未易數動、高帝欲伐匈奴、大困平城、乃遂結和親、

【講義】　匈奴は漢朝に來りて和して親睦にせむことを請ふ、群臣、天子の御前にて其の可否を論ず、時に博士狄山曰く、和親すること便利なりと、天子其の理由を問はる、山曰く、軍事は人を殺すものなれば國家に取りて不吉の事なれば、古來妄りに用ふべきものにあらずとす、其の證據は、高帝が匈奴を伐たむとして、大に平城に圍まれて困難なされたるより、結局和睦して親しく交際するに至りぬ、是不吉なる事といふ所以なり、

【字解】　凶器、凶は人を傷ふ意、人を殺すを凶手と謂ひ、人を殺す器を凶器といふより兵の稱となる、孫子にも兵者凶器、戰者危事と云へり、

孝惠高后時、天下安樂、及孝文帝、欲事匈奴、北邊蕭然苦兵矣、孝景時、吳楚七國反、景帝往來兩宮間、寒心者數月、吳楚已破、竟景帝不言兵、天下富實、

【講義】　孝惠帝と高后との時は、天下安堵して人々生を樂めり、孝文帝に及びて、匈奴を討ち從へむと欲す、是の時、北の國境は騷ぎ擾れて軍事に苦みたりき、孝景帝の時、吳楚七國謀反す、景帝は太后に諮詢せむが爲に、皇宮と皇太后の宮(東宮と稱せり)との間を往返して、兵難を懼れ、心配せられたること數箇月に及びぬ、吳楚始めて平ぎてより、景帝の身を訖ふるまで、卽ち景帝一代の間、征伐の事に就いて議する事もなかりき、爲に天下富み足りて、國家充實せり、

【字解】　蕭然、煩ひ苦む貌とも、又騷然と通じ、騷擾の貌とも解したり、寒心、恐懼して心膽の冷なる義より、深く恐るゝ意とす、

【字解】丞上指、丞の字、一本、承に作るに從ふ可し、白金及五銖錢、白金は銀錫雜鑄の貨幣なり、五銖錢は銅なり、平準書に委し、籠天下、籠は籠羅の意、一切の利を官に入れしむるなり、告緡令、緡錢稅と共に平準書に詳なり、緡は錢の貫なり、鉏豪彊、鉏は鋤と同じ、雜草を去りて苗の長ずるやうにする意より除去の意に用ひたり、

湯每朝奏事語國家用、日晏天子忘食、丞相取充位、天下事皆決於湯、

【講義】張湯參朝して事を奏し國家の財用を言上する每に、いつも天子は日中に至るまでも食事を忘れて傾聽せらる、此のごとくなれば、時の丞相たる李蔡、莊靑翟の如きは只其の位に備はるを取るのみにて、何の用事もなし、天下の大政は皆張湯に依りて決す、

百姓不安其生、騷動、縣官所興、未獲其利、姦吏世侵漁、於是痛繩以罪、則自公卿以下至於庶人、咸指湯、湯嘗病、天子至自視病、其隆貴如此、

【講義】かゝりければ、萬民は不安の念に驅られて騷動し、政府の諸制度は未だ其の利益を得ざる中に、姦曲の官吏が揃つて侵し入り取込み次第に其の利を收む、是に於て非常なる手段を以て其の檢擧を行ひて一齊に處分せり、此のごとくなれば、上は朝廷の大臣より始めて下は平民に至るまで、悉皆張湯を目指して、其の罪の發頭人となす、張湯は、或る時に大病す、天子親しく其の邸に臨みて容子を視らるゝに至る、張湯が人に目立ちて貴ばるゝこと、此の如し、

【字解】痛繩、痛は極甚の辭、痛飮、痛哭等のごとし、繩は、繩を引きて物のゆがみを直す義より、一齊に檢擧する意とす、隆貴、隆は「むつくりと中高になる」の義より、目に立ちて威勢のある意、

所、此の類多し、

【字解】弘數稱其美、公孫弘は外寛にして內忮なれば、湯と意見合す、且つ上の意の傾く所を觀る、故に之を薦むるなり、禁闥、闥は宮中の小門、爪牙臣、舊く禁衞を稱して爪牙官といふ、天子の爪牙たるの意なり、可論之、湯の議を可として論決するなり、

於是湯益尊任、遷爲御史大夫、會渾邪等降、漢大興兵伐匈奴、山東水旱、貧民流徙、皆仰給縣官、縣官空虛、

【講義】此のごとくして、張湯は益、天子の尊信を得て親任せらるゝより、轉任して御史大夫となる、元狩二年に渾邪王等は漢に降服し、漢は大に兵を興して匈奴を征伐す、時に又山東地方に洪水と旱魃とありて、貧民は散じて四方に移轉す、其の救濟は皆政府に請求に及べり、然るに朝廷の府庫空虛にして應ずること能はず、

【字解】渾邪、匈奴の部將渾邪王、山東水旱、山東は華山以東の地、又殽山以東とも云ふ、乃ち昔しの六國の地なり、今の山東省のみを云ふにあらず、皆仰給縣官、縣官は朝廷卽ち政府のこと、既に前に解せり、

於是丞上指、請造白金及五銖錢、籠天下鹽鐵、排富商大賈、出告緡令、鉏豪彊幷兼之家、舞文巧詆以輔法、

【講義】是に於て張湯は天子の意見を奉じて請願して、白金及び五銖錢を鑄造して通貨を助け、又天下の鹽と鐵との利を政府に取る今日所謂政府の專賣制を始め、以て富商大商人の利を得ざるやうにし、又緡錢稅を納めぬ者を告發したる者には、其の稅金の半額を告發者に與ふとの令を發布し、以て羽振り善き者共の利益獨占の弊を一掃し、而して例の法令を巧みに適用し、强ひて人を罪に陷れて、法の不備を補けたり、

其造請諸公、不避寒暑、是以湯雖文深意忌、不專平、然得此聲譽、而刻深吏多爲爪牙用者、依於文學之士、

【講義】 張湯が、大臣公卿の人々に請謁に廻禮する事は、暑寒の別なく熱心に務めたり、是の故に湯は法令を無理に適用して人を罪し、而も內心は人の善を忌みて、必ずしも專一に公平を保たずといへども、此のごとく非常なる好き評判を取りたるなり、而して深刻に人を罪する下役の者にて湯の手先となりて活動する者は、文學を心得たる人物なりけり、

【字解】 造請、造は至詣なり、イタルと訓ず、爪牙用、爪と牙とは鳥獸が用ひて威力を助くる者なるより、其の主人を防衞する者に喩へたる語、

丞相弘、數稱其美、及治淮南衡山江都反獄、皆窮根本、嚴助及伍被、上欲釋之、湯爭曰、伍被本畫反謀、而助親幸、出入禁闥爪牙臣、乃交私諸侯、如此弗誅、後不可治、於是上可論之、其治獄、所排大臣自爲功、多此類、

【講義】 丞相公孫弘は、每々張湯の治法の巧妙なるを褒め立てたり、淮南王、衡山王、江都王の謀叛の裁判を取扱ふ時は、皆其の反逆の根本を取糺して餘蘊なからしめたり、嚴助と伍被とは淮南王の反逆の首謀者なるが、天子は特に之を釋さむと思はれしに、張湯は之を論じて、伍被は自身反逆の首謀者となれり、嚴助は天子の信任を得て常に左右に奉侍し宮中に出入する天子の侍衞の臣なり、然るに我が儘に諸侯と私に交際す、此のごとくなるを誅せずんば、以後若しかゝる者あらむ時に始末すべからずと論諍せり、是に於て天子も之を可として、遂に殺すに至る、彼れ張湯が獄訟を取捌くに大臣をおしのけ自ら功と爲す

有時奏事也と、

所治即上意所欲罪、予監史深禍者、即上意所欲釋、與監史輕平者、所治即豪、必舞文巧詆、即下戶羸弱、時口言、雖文致法、上財察、於是往往釋湯所言、

【講義】取捌く所若し天子の意見にて罪せむと思はるゝ時には、部下の監史の强ひて重罪に陷るゝやうに取糺す者に引渡して之を罪す、若し又天子の意見にて釋さむと思はるゝ時には、監史の罪を輕くして公平に取扱ふ癖のある者に引渡して處分せしむ、又取捌く所若し豪家にて權勢ある者なる時は、法令を無理に適用して之を罪に陷れ、若し又身分賤しき者なる時は、判決文は作成して奏聞しても、湯自身の口にて天子に對して之を辯護して曰く、法文の適用は此のごとくなれども、只陛下の裁察を仰ぐと、蓋し恩宥を希ふなり、是に於て往々湯が申す通りに釋さる事あり、

【字解】深禍、深刻なる者なり、巧詆、詆は誣なり、下戶羸弱、下戶は、上戶に對する古代民法上の用語、轉じて卑賤の意となる、羸弱は薄弱といふがごとく資力のなき者なり、財察、財は裁と通ず、決斷の意、漢書には裁察に作る、

湯至於大吏、內行脩也、通賓客飮食、於故人子弟爲吏、及貧昆弟、調護之尤厚、

【講義】張湯は榮轉して大官に至りても內行善く脩まりて、他の非難を受くる缺點なし、又其の賓客は一般に十分の待遇を與へ、又故き友人の子弟にて下吏となれる者や、貧乏せる兄弟に對しては、相當の方針を授けて其の生活を得しめ、且又之を保護して甚だ親切なりき、

【字解】調護、調は和適して其の所を得しむるの意、因りて其の人相當の處置を取る意とす、

評斷するなり、著讞決法、著は明書する意、絜令、法令の意、絜は度卽ち矩の義より法度の意とす、又絜は擧なり、獄訟の要を擧げたる法令の書を云ふと、揚主之明、此れ自ら天子の意なり、臣下有司に由るにあらずといふなり、

奏事卽譴、湯應謝、鄕上意所便、必引正監掾史賢者、曰、固爲臣議、如上責臣、臣弗用、愚抵於此、罪常釋聞、

【講義】 湯が事を天子に奏聞するに、もし譴責を蒙る事あれば、湯は之に應じて謝罪して、天子が湯を責めらるゝ旨のごとくにして、我意を通すことをなし、必ず正監掾史の賢なる者を引合ひに出して申すには、此等の屬僚が臣の爲に評議せしこと、今陛下が臣を責め給へる事のごとし、乃ち陛下の仰せは畏れながら臣の僚屬と同一の見解にして、誠に公論と申すものは上下の區別無きものを、臣用ひざりしが爲に今日譴責を蒙むるに至る、是臣一人の過失なりといひ立てゝ、少しも自說を通さず、故に湯の罪は常に不問に附せられたり、

【字解】 應謝、應は引受けての意、所便、都合の善き方に轉ずるなり、正監掾史、正及び左右監は廷尉官の屬官、秩皆千石、釋聞、聞は答聞なり、構ひ無しとありて赦さるゝこと、

卽奏事上善之、曰、臣非知爲此奏、乃正監掾史某爲之、其欲薦吏揚人之善蔽人之過如此、

【講義】 若し湯が奏聞したる事を天子が嘉賞せらるる時には、之を辭退して曰く、是は臣の爲す所にあらず、乃ち部下の正監掾史某の爲す所なりとて功を人に讓りて受けず、其の下僚を引立て、人の善行を揚げ、人の過失を蔽ひ隱さんとすること、大抵右のごとし、

【字解】 卽奏事、漢書には 間卽奏事に作りて 上文の釋聞の 聞の字なし、王闓運曰く、間卽奏事、猶言

湯爲人多詐、舞智以御人、始爲小吏、乾沒、與長安富賈田甲・魚翁叔之屬交私、及列九卿、收接天下名士大夫、己心內雖不合、然陽浮慕之、

【講義】張湯は性質詐僞多く、智慧を使ひ舞して人を制御す、始め小役人たりし時、所謂買占をなし射利を計りて利を得たる事もあれば損をなしたる時もあり、其頃は長安の富商田甲、魚翁叔等が輩と內々交際を厚うせり、九卿の位置に列するに及びて天下の名士大夫を引附けて手なづけたり、己が心の內には好まぬ事にても、表面には之に身を入れたるものゝごとく裝ひて先方の意志を慕うやうに見せかけたり、

【字解】乾沒、如淳曰く、利を得るを乾と爲し、利を失ふを沒と爲すと、

是時、上方鄕文學、湯決大獄、欲傳古義、乃請博士弟子治尙書春秋、補廷尉史、亭疑法、奏讞疑事、必豫先爲上分別其原、上所是、受而著讞決法廷尉絜令、揚主之明、

【講義】是の時、天子は丁度文學を好みて盛に之を用ひらるゝ時なり、張湯は大事件の疑獄を判決するに、之を古文學の義理と合一せしめむと欲せしかば、是に於て博士官の弟子にて尙書、春秋に通ずる者を賴みて、廷尉の史に補して、疑はしき問題を平均に處分せしめたり、疑問の罪を判決せむとするには、必ずまづ天子の爲に其の原因を分別す、天子の是とせらるゝ所の問題は、天子の意を受けて公判の原案となし、之を廷尉の板に書して後の法式となす、かくして天子の裁判の賢明なる事を表明す、

【字解】欲傳、傳は附會するなり、亭疑法、亭は平均の意、疑問を解決するなり、奏讞、讞は罪を議する意、

【講義】武安侯田蚡、丞相たる時に、張湯を召し出して史となす、時に之を天子武帝に推薦して其の能を言上し、御史に補して事務を取扱はしむ、陳皇后が子なき爲に呪咀したる事の獄を治めて深く其の一味の黨人を處分す、是に於て天子は張湯を以て能く事に堪ふる者となし、稍くに遷りて太中大夫に至る、趙禹と與に諸種の律令を定む、務めて法を深刻にして職を守る吏を拘束するを本旨とせり、

【字解】蠱獄、武帝の皇后陳氏子なきを以て衞皇后を呪咀して人を殺す、元光五年其の事件を治む、皇后廢せらる、事は本書の外戚世家に見えたり、蠱は惑の意、方術を以て人を疑はしむ、日本の藁人形を作りて人を咀ふの類、

已而趙禹遷爲中尉、徙爲少府、而張湯爲廷尉、兩人交驩而兄事禹、

【講義】已にして趙禹は遷りて中尉となり、轉任して少府となる、而して張湯は司法の官なる廷尉となる、兩人は非常に親しく交はりて、湯は趙禹を兄として事へたり、

禹爲人廉倨、爲吏以來、舍毋食客、公卿相造請禹、禹終不報謝、務在絕知友賓客之請、孤立行一意而已、見文法輒取、亦不覆案求官屬陰罪、

【講義】趙禹の性質は廉直にして人に倨る風あり、吏となりて以來、其の舍內に寄食の客なし、公卿大臣等が禹の第に詣りて禹に請謁する者あれども、禹は終に行いて報謝せず、務めて知友賓客の請謁を絕ちて廉直を立て通さむの心なれば、孤立して吾が了簡を行ふのみ、擬律の當れる者は輒ち之を取り上げて相當の處置を爲せども、覆案卽ち取調直しを命じて所屬官吏の隱れたる罪を求め出すことをなさず、

【字解】覆業、覆は審なり、詳察するをいふ、案は案驗するなり、

を以て其の口辭に代換するなり、口供を取るなどいふがごとし、訊鞫は考問して窮覈するの意、論報は罪狀を論ずる書を上り報を獲るなり、具獄、具さに治獄の文を爲りて其の罪を正すなり、

父死後、湯爲長安吏、久之、周陽侯始爲諸卿時、嘗繫長安、湯傾身爲之、及出爲侯、大與湯交、徧見湯貴人、湯給事內史、爲寧成掾、以湯爲無害、言大府、調爲茂陵尉、治方中、

【講義】 張湯が父の死後に、張湯は長安の官吏となる、久しくして、周陽侯が始め諸卿たりし時に、事に依りて獄に繫がる、湯は吾が身に代へて周陽侯の爲にす、其より放免の後、周陽侯の封を得るに至りて周陽侯は大に張湯と交際し、周陽侯は張湯を多くの貴人に對面せしむ、而して湯は內史に給事として仕へ、寧成が屬官となる、寧成は張湯を公平にして得難き人物なりとなして丞相府に推薦す、選拔を得て茂陵の尉となり、壙穴を作る工事を奉行せり、

【字解】 周陽侯、武帝の舅にして王太后の弟なる田勝、封ぜられて周陽侯たり、傾身爲之、爲は助なり、一身の力を入れて周陽侯を助くること、調爲茂陵尉、調は選なり、選拔を得たるなり、茂陵は武帝の壽陵、漢の時天子卽位するや豫め陵を作る、治方中、壙穴を造るなり、直言するを憚りて方中と云ふ、荊楚の俗、土功築作等の程課には方を以て之を計る、よりて地を掘りて坑となすを方と曰ふなり、

武安侯爲丞相、徵湯爲史、時薦言之天子、補御史、使案事、治陳皇后蠱獄、深竟黨與、於是上以爲能、稍遷至太中大夫、與趙禹共定諸律令、務在深文、拘守職之吏、

傳得相監司、用法益刻、蓋自此始、

【講義】今の天子卽ち武帝の時に、趙禹は小官吏より功勞を積みて漸次に昇進して御史の官に至りぬ、武帝は禹を以て能く事に堪ふる力量ある者となす、太中大夫に至る、張湯と與に諸の律令を論定し、見知とて犯人を見知しながら擧げ劾せざる者は同罪に處する箇條を立て、又吏たる者轉た互に監伺する所の法を始めたり、此のごとく法を用ひて益、深刻なる事は大體趙禹の時より始まる、

【字解】吏傳得相監司、傳は轉と同じ、司は伺と同じ、沈欽韓は謂所部屬吏有罪、坐其長上也と云へり、今王先謙の説に依る、

○張湯者、杜人也、其父爲長安丞、出、湯爲兒守舍、還而鼠盜肉、其父怒笞湯、湯掘窟、得盜鼠及餘肉、劾鼠掠治、傳爰書訊鞫論報、幷取鼠與肉、具獄磔堂下、其父見之、視其文辭、如老獄吏、大驚、遂使書獄、

【講義】張湯は杜卽ち後に所謂杜陵縣の產なり、其の父が長安の丞の官たりし時、事ありて外出の際、張湯は尙幼少にて留守居をなしたりしに、其の間に鼠出でて肉を盜みて去れり、其の父還りて此の體を怒りて張湯を笞ちて懲らしぬ、湯は之を無念の事に思ひて早速鼠の穴を掘りて盜鼠と餘肉とを得、鼠の罪を推窮して之を笞ちて取調べをなし、令狀を發し口供書を作り考問窮覈し論告するなど、一々獄官が罪人を取扱ふ順序手續を盡し、鼠と肉とを竝せ取り其の書類を取揃へて堂下にて磔刑に處しぬ、其の父見て其の所爲に驚き、能く其の書類を視れば、多年經驗を積みたる獄吏のごとくなれば大に驚き、此より司獄の書類を書記せしむ、

【字解】掠治、掠は笞擊の意、傳爰書云々、傳は傳逮の意、今の令狀を發するなどの類、爰は換の意、文書

勝居公は自殺す、而して由は棄市の刑に處せられたり、

【字解】 勝居公、勝居は姓、風俗通に申徒、申屠と同じと、

自寧成周陽由之後、事益多、民巧法、大抵吏之治、類多成由等矣、

【講義】 寧成、周陽由が酷吏として出でたる後に、事故は益〻多くなると與に、人民は巧みに法網を免るゝやうになりたり、大抵官吏の政治方は概して寧成、周陽由等が流の者を多しとす、

【字解】 類多、類は概括して云ふ辭、或は大類とも云ふ、上の大抵は汎く天下に係けて云ひ、後の類は吏之治に就いて言ふ、

○趙禹者斄人、以佐吏補中都官、用廉爲令史、事太尉亞夫、亞夫爲丞相、禹爲丞相史、府中皆稱其廉平、然亞夫弗任、曰、極知禹無害、然文深不可以居大府、

【講義】 趙禹は斄縣の產なり、佐吏といふを以て中都官となる、公廉といふ爲に令史となり、太尉周亞夫に事へたり、亞夫丞相となるや、禹は丞相の史となる、府中皆其の廉直公平を稱美す、然れども亞夫は趙禹に事を任せず、曰ふ、極めて禹が公平なるを知れり、然れど法を用ふる事深刻なれば、以て久しく丞相の府に居くべからず、

【字解】 斄人、斄は音タイ、邰と同じ、扶風の縣名、佐吏、刺史の下にある官名、中都官、京官の意なり、中都は京師なり、無害、其の解、蕭丞相世家に見えたり、公平なるを謂ふ、文深、文法卽ち法律規則を使ひて深刻なるなり、

今上時、禹以刀筆吏積勞、稍遷爲御史、上以爲能、至太中大夫、與張湯論定諸律令、作見知、吏

恣、所愛者、撓法活之、所憎者、曲法誅滅之、所居郡、必夷其豪、爲守、視都尉如令、爲都尉、必陵太守、奪之治、

【講義】然れども由は二千石郡守の中にても最も暴虐慘酷の政治をなして、自身は人に驕り自儘の行爲をなす、例へば其の愛する所の者には、國家の法例を枉げて之を助け、又其の憎む者は法例を曲げて誅滅す、其の居る郡中豪家と稱せられて勢力ある者は其の九族を全滅す、太守と爲りては都尉の官人を視ること縣令を視ると同一にし、都尉と爲りては必ず太守を侵し侮りて之が職權を奪ふ、

【字解】撓法、撓は屈曲なり、夷其豪、豪は豪傑、夷は九族を誅滅するなり、古代刑法に謀反等の事に於ては此の刑あり、高祖より玄孫に至る親族皆誅滅して遺類なきをいふ、

與汲黯倶爲忮、司馬安之文惡、倶在二千石列、同車、未嘗敢均茵伏、

【講義】由は彼の嚴直なる汲黯と抗して相下らず、司馬安が法律を以て人を傷害す、此の二人倶に二千石の列にあり、三人一車に乘りたる時も未だ一度も敢て車中の蓐や軾を同じうしたることなし、

【字解】倶爲忮、忮は意の堅きなり、汲黯と抗するを言ふ、文惡、文法卽ち法律を以て人を傷害するなり、茵伏、茵は車中の蓐なり、伏は憑る所のものにて、卽ち軾なり、

由後爲河東都尉時、與其守勝屠公爭權、相告言罪、勝屠公當抵罪、義不受刑、自殺、而由棄市、

【講義】由は後に河東の都尉となりし時、其の太守勝屠公と權力を爭ひ、相互に其の罪狀を具申して訴訟に及びぬ、勝屠公は當に罪せらるべきに定まる、然れども名分上處刑を受くべきものにあらずと云ひて

貰は賒なり、貸は借入るゝなり、陂田、山傍の田地、千餘頃、頃は田積の名、百畝を頃といふ、假貧民、師古曰く、假謂二雇賃一也と、賃錢を拂ひて雇ふこと、

數年、會レ赦、致產數千金、爲二任俠一、持二吏長短一、出從二數十騎一、其使レ民威重二於郡守一、

【講義】數年の後大赦の恩典に依りて其の罪を赦さる、資產を作る事數千金に達す、任俠の行をなし、官吏の短所を探り知りて恐れず、外出には數十の騎馬せる者を從へり、其の民人を使役するや威勢郡の太守よりも盛なり、

【字解】持吏短長、短長は緩急の緩と同じく只添へて云ふ辭、持は堅く執ること、乃ち官吏の弱點を握るを云ふ、

○周陽由者、其父趙兼、以二淮南王舅父一侯二周陽一、故因姓二周陽氏一、

【講義】周陽由は其の父は趙兼なり、趙兼は淮南王の舅父といふ廉を以て周陽の地に封ぜられたり、是の理由よりして趙姓を改めて周陽氏を姓とす、

【字解】淮南王舅父、母の兄弟を舅と云ふ、舅父も亦同じ、漢書には淮南王舅に作る、

由以二宗家一任、爲レ郎、事二孝文及景帝一、景帝時、由爲二郡守一、武帝卽レ位、吏治尙循謹甚、

【講義】由は漢室の外戚に準ずる家柄といふ爲に其の父の任位に依りて郎となり、孝文帝及び景帝に事へたり、景帝の時に由は出でて郡の太守となる、武帝の時に至りても官吏の政治振は尙舊治に因循して謹直なる事甚しかりき、

【字解】以宗家任、漢室の外戚の緣故あるものは宗室に比して宗家といふ、任は子弟が父兄の蔭に由りて官を得る者の稱、漢の制に、二千石以上、子弟一人を任じて郎とす、

然由居二二千石中一、最爲二暴酷驕

寧成の政治振は郅都の風に模せり、但し其の公廉なる點は郅都に及ばず、然れども漢の皇族及び威勢時めく輩は皆人人互ひに寧成を惴ぢ恐れたり、

【字解】 豪桀、桀は傑と通用す、智萬人に勝るゝを傑といふ、但し此にては唯勢力家を云ふ、必らずしも才智に拘らず、惴恐、惴はふるへ恐るゝ貌、

武帝卽位、徙爲内史、外戚多毀成之短、抵罪髡鉗、是時九卿罪死卽死、少被刑、而成極刑、自以爲不復收、

【講義】 武帝天子となるに及びて、寧成は徙りて内史となる、然るに漢室の外戚は多く成が缺點を擧げて之を誹毀す、遂に罪を構成して處分して其の頭髮を切り鐵を以て首を束ねて奴隷の如くにす、是の時代には九卿の高官たる者は罪死に當れば卽ち決して刑に處せらるゝ者少なかりしが、然るに成は重き刑に處せらる、因りて自から思へらく、かくては到底宥免を得て再び登用せらるゝの望なしと、

【字解】 髡鉗、髡は頭髮を切り去る刑、鉗は鐵の首枷なり、極刑、極は身を殘ひ毀るの重きをいふ、

於是解脫、詐刻傳出關、歸家、稱曰、仕不至二千石、賈不至千萬、安可比人乎、乃貰貸買陂田千餘頃、假貧民、役使數千家、

【講義】 是に於て鉗を取りはづして亡げ去りて傳符を詐り刻して乃ち僞手形を用ひて函谷關を出でて家に歸りぬ、而して言ひふらして曰く、仕官して刺史の官に至らず、又商賣して千萬金を積むに至らずしては、如何ぞ人並に思ふべき、決して人並にあらずと稱して罪迹をくらましたり、さて家に居て現金に金を拂はず人より借り入れて陂田卽ち山田を買ひ入るゝ事千餘頃に上れり、而して貧民を雇入れて作らしめ二三千家の者を役使せり、

【字解】 解脫、輙ち鉗を解き脫ぎて亡げ去るなり、詐刻傳、傳は關所を出づる爲の割符、貰貸、音シャトク、

吏、爲人上、操下如束溼薪、滑賊任威、稍遷至濟南都尉、

【講義】寧成は穰縣の產れの人なり、郎謁者の官卽ち宮内官より景帝に事へたり、氣力に任すを好む、其の爲に人の目下の小役人の地位に在りては必ず其の上長官の威勢を侵し侮り、又己れ人の上位に在りては下に對する取扱ひの嚴急なること、譬へば水氣に濕りたる薪を束ぬるがごとく易々と抑壓す、又惡ごすくして人を賊ひ威勢に任す、歷任して濟南都尉の官に至りぬ、

【字解】如束溼薪、濕へる物は束ね易ければ急なる喩とせるなり、滑賊、滑は漢書に猾に作る、狡なり、

而郅都爲守、始前數都尉、皆步入府、因吏謁守、如縣令、其畏郅都如此、及成往、直陵都、出其上、都素聞其聲、於是善遇與結驩、

【講義】而して郅都は濟南の太守として在りたり、寧成より前に都尉となりたる數多の人は皆自身步行して太守の廳に入り、部下の官吏に案内せられて太守に謁する事は縣令のごとくす、其の郅都を畏るゝ事此のごとくなりき、然るに寧成が都尉となりて赴任するに及びては赴任早々郅都を侵侮すること甚しく、其の威勢遂に郅都の上に出づ、郅都は平素より寧成が氣力を好む評判を傳聞して居たりしかば、寧成が著府するや、自分は長官の尊を屈して善く寧成を待遇し、與に心を併せて萬事打解けたるありさまなり、

久之、郅都死、後長安左右宗室、多暴犯法、於是上召寧成爲中尉、其治效郅都、其廉弗如、然宗室豪桀、皆人人惴恐、

【講義】久しく月日を歷て郅都は死亡せり、後に長安の漢の皇族達暴行多くして國法を破る者あり、是に於て天子特に寧成を召し上せられて中尉となす、

【字解】竇太后、文帝の皇后景帝の母にして、臨江王の祖母に當る、危法、强ひて構成したる罪を法に照すなり、中都、中は中傷するなり、便道之官、闕に詣りて天子に陳謝せずして任地に之かしむるは、蓋し太后の怒りを避けむが爲にするなり、得便宜從事、便宜は都合なり、乃ち一々裁可を仰がずして都合を以て專斷するを得ること、

匈奴素聞郅都節、居邊、爲引兵去、竟郅都死、不近鴈門、匈奴至爲偶人象郅都、令騎馳射、莫能中、見憚如此、匈奴患之、

【講義】匈奴は平素より郅都の節義を聞き恐れをなしたりしかば、其の漢の國境に居りし者共は爲に兵を引きて本土に去りて、郅都が生きてありし程は雁門に近づかず、匈奴は又木にて郅都の像を造りて之を郅都となし、騎馬の士に馳せながら此の像を射しむるに、畏れて能く中つる者なきに至る、其の畏敬せらるゝこと此の如し、匈奴は郅都をけむたく思へり、

【字解】偶人、木を彫刻して人形に寓類するにて偶は寄の意なり、又寓人に作る、

竇太后乃竟中都以漢法、景帝曰、都忠臣、欲釋之、竇太后曰、臨江王獨非忠臣邪、於是遂斬郅都、

【講義】竇太后は臨江王の件にて郅都を嫉み居られしが、竟に郅都を中傷するに漢の法律を用ひて罪に處す、景帝之を惜みて曰く、郅都は忠臣なりと、之を放免せんと欲せらる、竇太后は之を打消して曰く、然らば自殺したる臨江王は獨り忠臣に非ざるかと反對ありしかば、已むを得ず郅都を斬りて之を誅せられぬ、

○寧成者穰人也、以郎謁者事景帝、好氣、爲人小吏、必陵其長

に諸侯及び漢の一族たる王侯も郅都を見るには正しく見ず横目にて伺ひ視るさまなり、此より皆其の渾名を附けて蒼鷹といへり、

【字解】致行法、致は極なり、蒼鷹、其の小鳥を搏擊する甚しきを以て酷吏に喩へたる語、

臨江王徵詣中尉府對簿、臨江王欲得刀筆爲書謝上、而都禁吏不予、魏其侯使人以間與臨江王、臨江王既爲書謝上、因自殺、

【講義】景帝の廢太子臨江王漢廷に徵されて中尉の府に詣りて取調を受く、臨江王は刀と筆とを得て自己の意見を書記して天子に謝せむと請ふ、而るに郅都は部下の吏に命じて刀筆を貸與することを禁じて與へず、魏其侯竇嬰は人をして隙間を見て私に臨江王に與へしかば、臨江王其の便を得たる爲に書面をつくりて天子に謝し、因りて自殺す、

【字解】臨江王、景帝の太子、名は榮、廢せられて臨江王に封ぜらる、徵詣中尉府、事は臨江王の傳に見ゆ、對簿、簿は卽ち罪狀を書記したる文書にて、今の豫審調書などいふがごとし、刀筆、刀は書を削る爲の具、古代は簡牘に書するを以て刀筆を用ふるなり、

竇太后聞之怒、以危法中都、都免歸家、孝景帝乃使使持節拜都爲雁門太守、而便道之官、得以便宜從事、

【講義】竇太后は臨江王の始末を聞きて怒り、因りて殊更に其の罪を構成して郅都を中傷す、郅都此が爲に中尉官を免じて家に歸る、孝景帝乃ち使者を遣はし節を持たしめ其の家に就きて郅都を拜して雁門の太守となさしむ、而して拜禮の爲に朝廷に參らずして直に任地に之かしめらる、且つ又任地に著きても一一上裁を待たずして專斷することを得しめらる、

【字解】豪猾、豪は豪強の意、猾は亂の意、其の勢力豪強にして法度を無視するをいふ、股栗、股は髀脚、栗は戰搖する意、ガタ〳〵ブルヒをして畏るゝをいふ、大府、上官の稱、後世總督、巡撫をも大府と云へり、

都爲人、勇有氣力、公廉不發私書、問遺無所受、請寄無所聽、常自稱曰、已倍親而仕、身固當奉職死節官下、終不顧妻子矣、

【講義】郅都は天性眞の元氣に滿ちて、精力盛なりき、而も依怙偏頗の處置なく潔白にして、私人の送れる書簡は封を切らず、親友の贈物其の他の進物は一つも受けず、內證の依賴事は少しも取上げず、常に自から稱して曰く、今日現在の職に在るや、親に倍いて仕宦したる我なり、故に當然其の職に從つて役目の爲に死するを節操とすと云ひて、終に妻子をも振捨てゝ意とせず、

【字解】問遺、親友の相贈る物をいふ、問は音問なり、遺は贈なり、請寄、請托といふに同じ、內々の依囑なり、官下、現官の下の意、

郅都遷爲中尉、丞相條侯、至貴倨也、而都揖丞相、

【講義】郅都は轉任して中尉となる、時に丞相條侯は其の態度至極貴顯振りして尊大なり、而れども郅都は丞相に卑下して拜禮を執らず、只揖禮を行ふのみ、

【字解】至貴倨、倨は息り傲ること、

是時民朴、畏罪自重、而都獨先嚴酷、致行法、不避貴戚、列侯宗室見都側目而視、號曰蒼鷹、

【講義】是の時人民甚だ質朴にして罪科を畏れ自身より大事を取りて强ひて法を犯すものなし、而して郅都は只一人嚴重苛酷なるを第一とし法令を極度に運用して貴顯と外戚とを宥恕せずに處分す、此の故

乎、陛下縱自輕、奈宗廟太后何、上還、彘亦去、太后聞之、賜都金百斤、由此重郅都、

【講義】 郅都は或る時孝景帝に從つて上林苑に入る、帝の寵姬なる賈姬といふ人は便所に如く、時に野彘は突然に出で來て賈姬が入れる便所に入れり、蓋し彘は不潔を食はむとするなり、帝は郅都に目くばせして郅都をして行いて之を救はせむとせり、然るに郅都は頑として其の救ひに行かず、怺へ兼ねて天子は自身に武器を執りて如きて賈姬を救はむとす、郅都は平伏して帝に申して曰く、今若し野彘に害せられて相果つとも、重ねて同樣なる美人は參上すべし、天下になくてならぬ者は賈姬一人にあらじ、陛下たとひ御自身に輕卒なる御振舞ありとも、若し萬一の御事あらば、此の漢室の御宗廟と御母太后とはいかになさるべき、此れ決して容易なる問題にあらずと申す、之に由つて帝も引戻されてあれば、野彘も亦去りぬ、竇太后此の由を聞かれて、郅都に金百斤を賜ひて其の直諫の功を賞せられたり、此の事ありしより帝も郅都を重んじ給へり、

【字解】 賈姬、趙王彭祖を生む、

濟南瞯氏、宗人三百餘家、豪猾二千石莫能制、於是景帝乃拜都爲濟南太守、至則族滅瞯氏首惡、餘皆股栗、居歲餘、郡中不拾遺、旁十餘郡守、畏都如大府、

【講義】 濟南の瞯氏といふ者、一族三百餘家もあり、其の勢豪猾にして其の縣の長たる者も之を制する能はず、是に於て孝景帝は乃ち郅都を以て濟南の太守となして之を鎭撫せしむ、郅都郡に至りて瞯氏の首惡の者の一族を全滅す、此の事に懲りて他の支族は皆戰栗して畏れ靜まる、居ること一年餘にして、郡中の俗改まりて途に遺失したる物を拾ふ者もなし、其の附近十餘郡の太守等は、郅都を畏敬する事は、郅都の部下に隷屬するものゝごとくなりぬ、

室、侵辱功臣、呂氏已敗、遂禽侯封之家、

【講義】高后の時に嚴酷の吏獨り侯封と云へる人あり、漢帝の宗族を威力にて抑壓し、功臣を侵し辱む、呂后の一族失敗して後、遂に侯封の一族を擒にす、

【字解】侯封、侯は姓、封は名、刻轢宗室、刻は責むること、轢は陵ぎ賤むこと、遂禽、禽は擒と同じ、

孝景時、鼂錯以刻深頗用術輔其資、而七國之亂、發怒於錯、錯卒以被戮、其後有郅都甯成之屬、

【講義】孝景帝の時に、鼂錯法令を用ふる事苛刻にして事に遇ひて深く求むるを以て聞えしが、頗る法家の術を以て其の材を輔く、而して反對に天下は治まらずして吳楚七國の亂は鼂錯を誅せむとするを以て名として反す、錯は結局其の爲に誅戮せられたり、其の後苛酷の法令を用ふる者には郅都、甯成の輩出でて嚴酷を以て知られたり、

【字解】其資、資は材能なり、○王愼中曰く、錯非酷吏比也、特借言刻者之不可爲耳と、

○郅都者、楊人也、以郎事孝文帝、孝景時、都爲中郎將、敢直諫、面折大臣於朝、

【講義】郅都は楊縣の人なり、郎となりて孝文帝に事ふ、孝景帝の時に、都は中郎將となる、强ひて天子に對して極諫し、又大臣の非行ある時は、之を朝廷にて眼前に攻擊す、

嘗從入上林、賈姬如廁、野彘卒入廁、上目都、都不行、上欲自持兵救賈姬、都伏上前曰、亡一姬、復一姬進、天下所少、寧賈姬等

らざるが爲に只大に笑ひてあるのみにて之を行はむともせずと云へるは皆眞實の言葉にして、決して虛妄の言といふべからざるなり、

【字解】網嘗密矣、網とは法の嚴酷なるに喩ふ、密は苛酷なる形容、不振、振は振ひ起して引戾す意、救の取止めすくふより意重し、救火揚沸、沸湯せる湯を沸といふ、本の弊害を除かずして其の末の止め難きを喩ふ、溺其職矣、其の道に沈滯して擧らざるをいふ、聽訟云々、論語顏淵篇に出づ、下士云々、老子第四十一章に出づ、

漢興、破觚而爲圜、斲雕而爲朴、網漏於呑舟之魚、而吏治烝烝不至於姦、黎民艾安、由是觀之、在彼不在此、

【講義】漢の世が天下一統に及びて、秦の苛法を除いて法三章を約したるは、譬へば八角の木を破りて圓形となしたるがごとき政治を始め、疲弊したる民俗を理めて質樸に反らしむること、譬へば彫刻せる物を其の本來の形に切り改めたるがごとき事を行ひ、爲に大國を以て朝命に背くものには其の威令を加ふること能はざる程寬大なり、しかれども官吏の政治は專心一意力を盡して姦曲をなすに至らざらしめ、人民は枕を高うして安堵するを得たり、是に由りて觀察する時は、政治は其の根本は道德にありて法令の嚴酷にあらざること知られたり、

【字解】破觚云々、觚は六角或は八角の材にて作れる簡策の類、古人之に字を書す、圜は圓と同じ、一句の意嚴刑を去りて簡易に從ふなり、斲雕云々、雕は彫り磨く意、朴は質朴裝飾を用ゐぬ意、卽ち巧僞を抑へて敦厚を務むる意、網漏云々、魚の大なる者能く舟を呑む、故に呑舟之魚と云ふ、以て權勢ありて法律を犯し破る者に喩ふ、網漏於呑舟之魚とは乃ち刑罰の寬にして之を罰する能はざるをいふ、烝烝、純一の貌、又進む意、在彼不在此、彼とは道德を指し、此とは嚴酷なる法令を示す、

高后時、酷吏獨有侯封、刻轢宗

【字解】老氏稱云々、上徳云々の章は老子第三十八章に出で、法令云々の章は其第五十七章に出でたり、

太史公曰、信哉是言也、法令者、治之具、而非制治淸濁之源也、

【講義】太史公上擧孔老二子の論を承けて曰く、信實なるかな以上の言は、至極當然の言と思ふなり、抑、法令といふ者は、政治の道具とは云ひながら、人民の善惡を根本より治むる者即ち道德のごとき者にあらざるなり、されば天下を根本より治むるに法令を先とするは危險なる由を含めたり、

昔天下之網嘗密矣、然姦僞萌起、其極也、上下相遁、至於不振、當是之時、吏治若救火揚沸、非武健嚴酷、惡能勝其任而愉快乎、言道德者溺其職矣、故曰、聽訟吾猶人也、必也使無訟乎、下士聞道大笑之、非虛言也、

【講義】昔天下即ち秦の代の苛酷の法令は譬へば罪ある者は輕重を論ぜず之を處分して遁さぬこと網もて魚など捕るがごとき程苛酷なりき、かくせば天下安泰ならむといふに、反對にも姦計を廻らし詐僞をなすもの續々起りて、其の結果に至りては、上官吏は巧に責任を避け、人民は巧に法律を避け、如何とも手を著くる事能はざるに至りぬ、是の時に當りて、官吏の政治方は只其の末のみに力を盡して根本の政治を務めざるが爲に、譬へば火を救ひて煮え湯を揚ぐるがごとく、益、攪亂するのみに至りしが、此のごときに至りては、武力剛健にして法令の嚴重苛酷なるにあらずんば如何にして其の政治を行ひて心に愉快と思ふべきや、道德を說き仁義を言ふ者は吾が職とする者に拘り溺るゝのみ、是を以て孔子も訴訟を聽く事は難きにあらず、期する所は訴訟其の事のなきやうになしたきものかなと云へり、又老子は曰く、最下等の鄙人は大道の玄深なるを聞けば其の及ぶ所にあ

師承を説きて、獨り左氏傳の相傳に及ばざりしは、三傳の中、左氏最も後に世に著はれ、乃ち西漢の末に至りて學者に稱せられ、司馬遷が史記を作りし時は、未だ大いに行はれざりしを以ての故なり、〇此の傳、末に論贊の無きは、初頭に「太史公曰、余讀二功令一」云々を以て書き起せしを以てなり、此の結構は孟子荀卿列傳と同じ、

酷吏列傳第六十二

孔子曰、導レ之以レ政、齊レ之以レ刑、民免而無レ恥、導レ之以レ德、齊レ之以レ禮有レ恥且格、

【講義】　孔子曰く、人民を導くに法令禁制を以てし、人民を齊一にするに、導きて從はざる者を刑法を以て處分す、此のごとくなる時は人民は唯刑罰をさへ免るれば宜しと思ひて其の不善を心に恥づる所なし、又人民を導くに君主の人格を以てし、人民を齊一にするに人を敬する道を以てすれば、民は心から不善に恥ぢて且つ善に至ると云へり、是れが卽ち道德と法律との效果相違の點なり、

【字解】　民免無恥、民惡をなさざれども惡をなす心の亡びざるは德と禮とを本とせざるに因るなり、有恥且格、格は朱子は至なりと、何晏は正なりと云へり、何れも通ず、是は德と禮とを以てする效果の只罪に遠ざからしむるよりも大なるをいふなり、本條孔子の語は論語爲政篇に出づ、

老氏稱、上德不レ德、是以有レ德、下德不レ失レ德、是以無レ德、法令滋章、盜賊多有、

【講義】　老氏は稱して曰く、上德の人は德ありて自から其の德を知らず、是德と同化して人と別ならざるを以てなり、故に德ありとす、下德の人は德を固く執りて德と同化せず、同化せざるが爲に德ありとなすを得ず、又曰く、法令滋整頓し、それにつれて盜賊愈〻盛になるといへり、

し所により卒に董仲舒の說を採用す、

【字解】爲穀梁春秋、爲は治なり、穀梁春秋は魯の人穀梁赤の春秋傳をいふ、赤は公羊高と同じく子夏に從ひて春秋を受けたり、卒用董仲舒、董仲舒が春秋說を用ふるなり、胡毋生公羊春秋を治め、仲舒と業を同じくす、公孫弘も亦頗る受けたり、一旦穀梁說を用ひたれども、卒に公羊を用ひたるなり、

仲舒弟子遂者、蘭陵褚大、廣川殷忠、溫呂步舒、褚大至梁相、步舒至長史、持節使決淮南獄、於諸侯擅專斷不報、以春秋之義正之、天子皆以爲是、

【講義】董仲舒の弟子の名位成達する者には蘭陵の褚大、廣川の殷忠、溫の呂步舒あり、褚大は梁王の相となるに至れり、步舒は長史たるに至れり、天子の使節となりて淮南王の獄に判決を與へたり、諸侯我儘にして、天子に報ぜずして決斷し、決斷處分後に報ずるものに對しては春秋の大義名分を以て之を說明せり、天子皆以て至當の處分なりとせられたり、

【字解】持節使云々、淮南王の反亂の始末を附くるに向ひしをいふ、

弟子通者、至於命大夫、爲郎謁者、掌故者、以百數、而董仲舒子及孫、皆以學至大官、

【講義】又董仲舒の弟子の名位成達する者には命大夫に至る者あり、郎謁者となる者あり、掌故となる者あり、百を基數として數ふる程多し、而して董仲舒が子及び孫は皆學問を以て大官に至る、

【字解】通者、通は通達なり、前の遂と同じく名位成達する者を謂ふ、命大夫、周の制、仕ふる者、一たび命ぜられて士となり、再び命ぜられて大夫となり、三たび命ぜられて卿となる、故に大夫を命大夫と稱し、大夫の妻を命婦と稱す、漢の世仍ほ此の遺意を以て高官の事を大夫と云ふ、乃ち此の處にては蓋し今我が邦に高等官と云ふが如し、〇此の本文、春秋の諸傳の

言於上曰、獨董仲舒可使相膠西王とあり、

董仲舒恐久獲罪、疾免居家、至卒終不治產業、以修學著書爲事、故漢興至于五世之間、唯董仲舒名爲明於春秋、其傳公羊氏也、

【講義】董仲舒は永く膠西王に仕へたらむ時は罪を獲むかと恐れ、病氣を言ひ立てゝ官を辭し家に居る、身卒するに至るまで生計上に就いて少しも蓄財の事を心掛けず、只管學問修業と著述とを以て事となす、故に漢朝が天下を一統して五帝の世を重ぬるに至るまで、多くの學者先生あれども何れも只文字の解釋を專一とせしが、ひとり董仲舒のみは春秋の奧義に通達せるを以て有名なりとす、其の學統は公羊氏を相承せるなり、

【字解】其傳公羊氏也、齊の人公羊高の春秋傳を相傳したるなり、高は子夏の門人にして春秋傳を著せり、穀梁赤が穀梁傳、左丘明が左氏傳と併せて世に春秋三傳と稱す、而して西漢時代には公羊傳最も權威ありたり、

○胡毋生、齊人也、孝景時、爲博士、以老歸、教授、齊之言春秋者、多受胡毋生、公孫弘亦頗受焉、

【講義】胡毋生字は子都は齊の人なり、孝景帝の時に博士となる、年老いたるを以て官を辭して鄕に歸り、弟子に教授す、齊國の學者にて春秋傳を說く者は、多くは胡毋生に業を受けたる者なり、當世に時めける公孫弘も亦頗る其の傳を受けたり、

瑕丘江生、爲穀梁春秋、自公孫弘得用、嘗集比其義、卒用董仲舒、

【講義】瑕丘の江生といふ者穀梁春秋を研究せり、公孫弘が登用を得てより、嘗て其の義を類集比較せ

然るに主父偃は仲舒との交情善からざりければ此の書を竊みて內々天子に奏上す、天子不思議の說と思はれて諸學者を召して其の書を示さる、中には之を惡しく言ひなして仲舒の行爲を咎むる者もあり、其の中に仲舒が弟子の呂步舒といふ者は、其の災異の書は自身の師たる仲舒の學說と心得ずして、是は極めて愚昧者のなす事なりとせり、是に於て董仲舒を獄吏に引渡し、獄吏は死罪に處すべしとなしぬ、詔命ありて赦免せらる、是に於て董仲舒は竟に敢て復た災異の說をなさず、

董仲舒爲人廉直、是時方外攘四夷、公孫弘治春秋不如董仲舒、而希世用事、位至公卿、

【講義】董仲舒は性質廉潔正直なり、是の時方に外國征伐を主として外夷を打拂ふ最中の時なり、公孫弘は春秋の研究は董仲舒に及ばず、而るも公孫弘は世才に長じたれば、世に合はせ時に阿りて自在に振舞ひ、其の位公卿に至りぬ、

【字解】方外、方はマサニと訓ず、正に當るなり、外は外部に於てと云ふ意、希世、世の流行に媚びて人の氣を取るなり、

董仲舒以弘爲從諛、弘疾之、乃言上曰、獨董仲舒可使相膠西王、膠西王素聞董仲舒有行、亦善待之、

【講義】董仲舒は公孫弘を以て人の氣を取り諛ひて節操なき者となす、公孫弘は之を惡む、是に於て天子に奏して曰く、他の人々は仲々任に堪へざれども只一人董仲舒のみは膠西王の相として適任なるべしと、蓋し表面は尊敬して實は地方へ赴任せしめて都を離れしめむとするなり、天子之を許す、膠西王は平素より董仲舒の廉直の行あるを聞きたれば、亦善く之を待遇したり、

【字解】可使相膠西王、膠西王名は端、武帝の兄、漢書に膠西王亦上兄也、尤縱恣、數害吏二千石、弘乃

中には仲舒の面を見ぬ者すらある程なり、董仲舒は學に專らにして出でゝ自家の庭園をも見ざること蓋し三年なりき、其の勤勉此のごとし、進退動作は極めて嚴格にて、禮に合へる事にあらざれば行はず、故に學者は皆仲舒を師範として尊敬せり、

【字解】久次、舊弟子に就いて順番に教を受くるをいふ、

今上卽位、爲江都相、以春秋災異之變、推陰陽所以錯行、故求雨、閉諸陽、縱諸陰、其止雨反是、行之一國、未嘗不得所欲、

【講義】今上卽ち武帝が天子となられてより仲舒は江都王卽ち武帝の兄なる易王に事へて相となる、春秋の書に記せる所の天變地異の理を本として、陰陽の氣の交互に行はるゝ理由を推究して國家を治むる基本とす、故に若しも雨の降らむ事を求むる時は陽氣を起らぬやうにし陰氣を十分に起るやうにして雨を降らす、若し又晴を乞ふ時は前の法に反する術を取る、此の方法を江都の一國内に試みて、未だ一度にても我がなさむと欲する所を得ざるなし、

【字解】閉諸陽云々、師古云く、謂若閉南門、禁擧火、及開北門、水灑人之類と、

中廢爲中大夫、居舍、著災異之記、是時、遼東高廟災、主父偃疾之、取其書奏之天子、天子召諸生示其書、有刺譏、董仲舒弟子呂步舒、不知其師書、以爲下愚、於是、下董仲舒吏、當死、詔赦之、於是董仲舒竟不敢復言災異、

【講義】仲舒は中途に一度江都の相を廢せられて中大夫の官となる、其の時仲舒は我が官の詰所に居ながら天變地異の災難あるべき由の書を起草す、是の時遼東の高廟に事變あり、仲舒が豫言に的中す、

子莊といふ者に至れり、而して漢が天下一統の時に至りて、田何は東武の人王同子仲に傳へたり、子仲は菑川の人楊何に傳ふ、楊何は易を知りたるが爲に武帝の元光元年に召し出されて、官は中大夫まで至れり、

【字解】 六世、漢書に商瞿は魯の橋庇子庸に、子庸は江東の馯臂子弓に、子弓は燕の周醜子家に、子家は東武の孫虞子乘に、子乘は田何に授くと、

齊人卽墨成、以易至城陽相、廣川人孟但、以易爲太子門大夫、魯人周霸、莒人衡胡、臨菑人主父偃、皆以易至二千石、然要言易者、本於楊何之家、

【講義】 齊人卽墨成といふ者、易に通じたるを以て城陽の相に至る、廣川の人孟但は易に通じたるを以て太子の門大夫となる、又魯の人周霸、莒の人衡胡、臨菑の人主父偃は、皆易に達したるより二千石の秩を得る刺史に至る、然れども結局易を說く者は、楊何が家より源を發せり、

【字解】 卽墨成、卽墨は姓、成は名、城陽相、城陽は齊の分國の名、相は輔相の官、太子門大夫、官の名、東宮に屬す、莒人、莒は地名、衡胡、衡は姓、胡は名、

○董仲舒、廣川人也、以治春秋、孝景時爲博士、下帷講誦、弟子傳以久次相受業、或莫見其面、蓋三年、董仲舒不觀於舍園、其精如此、進退容止、非禮不行、學士皆師尊之、

【講義】 董仲舒は廣川の產なり、春秋を脩得せるを以て孝景帝の時博士の官となる、元來仲舒は大勤勉家にて、帷を下して其の中に在りて書を研究して又詩書を諷誦す、門下弟子は順番に舊弟子より新弟子へと敎授して仲舒より直ちに業を受けざれば、弟子

國の徐生は善く禮の容貌威儀を爲せり、

孝文帝時、徐生以容爲禮官大夫、傳子至孫徐延徐襄、襄其天姿善爲容、不能通禮經、延頗能未善也、襄以容爲漢禮官大夫、至廣陵內史、

【講義】　孝文帝の時に徐生は禮容を心得たるより禮官大夫となり、其の子に傳へて孫の徐延と徐襄とに至る、襄は其生れ付き起居動作善く禮容に叶ひたれども禮經の道理に通曉する事能はず、延は頗る能く禮經を說けども未だ其の說盡く善しとなさず、襄は禮容を以て漢の禮官大夫となり、累遷して廣陵の內史に至る、

延及徐氏弟子公戶滿意、桓生、單次、皆常爲漢禮官大夫、而瑕丘蕭奮、以禮爲淮陽太守、是後能言禮爲容者、由徐氏焉、

【講義】　徐延及び徐氏の弟子にて公戶滿意及び桓生、單次などいふ者、皆嘗て漢の禮官大夫たりき、而して瑕丘の蕭奮といふ者、禮に通ずるを以て、淮陽の太守となる、是の後に至り、能く禮を說き禮容を爲す者は皆徐氏の系統を受けたる者なり、

【字解】　公戶滿意、公戶は姓、滿意は名、單次、單は姓、次は名、常爲、常は嘗と通ず、瑕丘、地の名、

自魯商瞿受易孔子、孔子卒、商瞿傳易、六世至齊人田何字子莊、而漢興、田何傳東武人王同子仲、子仲傳菑川人楊何、何以易元光元年徵、官至中大夫、

【講義】　魯國の商瞿といふ者が、易の敎を孔子より直傳せしより、孔子が卒去の後、商瞿は易を以て人に敎へたりしが、六世の學統に傳へて齊の人、田何字は

尙書徵、不能明也、

【講義】張生も亦博士の官となる、而して伏生が孫は尙書を能く知りたるを以て召し出さる、されど十分に其の深義に通達することを得ず、

【字解】張生、前に伏生敎濟南張生とありし人、

自此之後、魯周霸、孔安國、雒陽賈嘉、頗能言尙書事、孔氏有古文尙書、而安國以今文讀之、因以起其家逸書、得十餘篇、蓋尙書滋多於是矣、

【講義】伏生が尙書を傳へし後に、魯國の周霸、孔安國及び雒陽の賈嘉等は、他よりも優れて尙書の事を言ふ、孔氏の家に古文尙書あり、而して安國は今文尙書を以てその古文尙書を讀み理會をなせり、因りて此より其の家に祕藏せし世に希なる書を世に現はして十餘篇を得たり、蓋し尙書は是より滋〻世に多くなれり、

【字解】以今文讀之、漢代流行の隷書にて物したるものを以て古文尙書を讀みたるなり、古文は漆液を以て竹簡に書せる古文字にして、其の頭圓大に尾に至りて稍〻小なるが、其の形恰も蝌蚪に似たるより蝌蚪文字の稱あるものなり、

諸學者多言禮、而魯高堂生最、本禮、固自孔子時而其經不具、及至秦焚書、書散亡益多、於今獨有士禮、高堂生能言之、而魯徐生善爲容、

【講義】諸學者が多く禮の說を述ぶ、而して魯國の高堂生其の中に傑出したり、禮を根本的に尋ぬるに、もと孔子の在世中よりして禮經は完全せず、秦の世に書を焚くに至りては、禮書の天下に散亂して亡失したる事益〻多し、今に於ては只士の禮經のみ存せり、而して高堂生は善く其の說を知れり、而して又魯

是時、張湯方鄕學、以爲奏讞掾、以古法議決疑大獄、而愛幸寬、

【講義】是の時、張湯は學問奬勵の最中なりしかば、兒寬を以て奏讞掾卽ち罪狀論告を上奏する官の屬官となす、兒寬は古法を以て疑獄を論決す、是が爲に張湯は兒寬を愛幸す、

寬爲人、溫良、有廉智自持、而善著書書奏、敏於文、口不能發明也、湯以爲長者、數稱譽之、

【講義】兒寬は性質溫順善良なり、且つ廉直にして智慧ありて自ら身を守る、而して善く書を著はし善く書を爲る、文に達筆なれども、口には發表して意見を明にする事を得ず、張湯は之を以て有德の君子として、度々之を賞讃す、

及湯爲御史大夫、以兒寬爲掾、薦之天子、天子見問、說之、張湯死後六年、兒寬位至御史大夫、九年而以官卒、

【講義】張湯が御史大夫の官に昇るに至りて兒寬を以て部下の掾となす、而して之を天子に推薦す、天子兒寬を見て政事上の事を問ひ、其の說の上意に副へるを悅ぶ、張湯死して後六年にして、寬は位地又御史大夫に至る、九年にして現官にして卒しぬ、

寬在三公位、以和良承意、從容得久、然無有所匡諫於官、官屬易之、不爲盡力、

【講義】兒寬は三公の位にありて唯柔和順良を以て天子の意に從ひて職に任じ、從容として天子の意に從ひて官にある事久しきを得たり、然れども天子の過失を諫めて其の過の漸次に改まるやうに仕向くる所あることなし、其の爲に部下の屬吏は寬を輕蔑して爲に全力を盡して職に從はず、

張生亦爲博士、而伏生孫以治

を患へ、保存を圖りて其の藏書を壁中に藏せり、其の後に天下大亂戰爭起りて皆散々に其の住所を離るゝに至る、漢の世に戰爭治まりてより、伏生前に藏したる書を求むるに二三十篇を亡へり、只其の中の二十九篇を得たり、卽ち之を以て齊魯の間にて弟子に敎授す、學者是の爲に頗る能く書經を諳記す、山東の大學者にて書經の大體を通曉して敎授せぬ者はなき程なるは皆伏生の功なり、

【字解】獨得二十九篇、古文尙書序に、伏生年老いて正言する能はず、其の女をして言を傳へて錯に敎へしむ、齊人の語多く潁川の語と同じからず、錯が知らざる所の者凡べて十に二三あり、其の意を以て屬し讀む、二十九篇を得たりと見えたり、卽ち今文尙書なり、尙書、今の書經の書を云ふ、尙は上の意、其の上古典謨訓誥の文なるに由りて尙書といふ、

伏生敎濟南張生及歐陽生、歐陽生敎千乘兒寬、兒寬既通尙書、以文學應郡擧、詣博士受業、受業孔安國、

【講義】伏生は濟南の人張及び千乘の人歐陽生字は和といふ者に敎授す、歐陽生は千乘の人兒寬に敎授す、兒寬は既に尙書に通曉す、文學を以て郡よりの推擧に依りて都の博士官に詣りて業を受けたるが、其の敎授は孔安國の許にて受けたり、

兒寬貧無資用、常爲弟子都養、及時時間行傭賃以給衣食、行常帶經、止息則誦習之、以試第次、補廷尉史、

【講義】兒寬は家貧しく學資とてもなし、嘗て弟子の食事掛となりて學問し、又或る時は、間暇の時に外出して日傭となりて衣食の資を得、其の出行の際常に經書を携へたり、休息する時には之を誦習す、試驗及第の順序を以て廷尉の書記に補せらる、

【字解】常爲、常は嘗と通ず、都養、都は凡衆なり、養は煮炊を主る意、卽ち諸弟子の煮炊の用をなすなり、

萬言の者あり、其の說明は頗る齊魯間の學說と殊異なり、然れども其の歸する主意は同一なり、淮南の賁生といふ者、韓詩の傳を受く、是より後、而も燕趙間の詩を說く者は皆韓生の說に由る、韓生が孫の商は今上卽ち武帝の博士となりてあり、

【字解】爲內外傳、今傳ふる韓詩外傳は卽ち此の外傳なり、內傳は散佚して存せず、數萬言、一字を一言と云ふ、淮南賁生、淮南は地名、賁は姓、生は先生の略稱、

○伏生者、濟南人也、故爲秦博士、孝文帝時、欲求能治尙書者、天下無有、乃聞伏生能治、欲召之、是時、伏生年九十餘、老不能行、於是、乃詔太常、使掌故朝錯往受之、

【講義】伏生、名は勝といふ、濟南の產なり、もと秦の博士の官たり、漢の世孝文帝の時に至りて、尙書卽ち書經を能く研究したる者を求めむと欲するに、研究したる者天下にあらず、是に於て伏生が能く詩を研究したりと聞きて之を召さむとす、是の時伏生は年齡九十歲に餘り、老いて步行困難にて朝廷に參ること能はず、是に於て乃ち太常に詔して掌故の官なる朝錯といふ者に命じ、伏生の家に就いて尙書の傳を受けしむ、

【字解】太常、官の名、旣に前に習見す、掌故、職掌旣に前に解せり、朝錯、朝は一に鼂に作る、同じ、

秦時焚書、伏生壁藏之、其後兵大起流亡、漢定、伏生求其書、亡數十篇、獨得二十九篇、卽以敎于齊魯之間、學者由是頗能言尙書、諸山東大師、無不涉尙書以敎矣、

【講義】秦の始皇帝の時、儒書を燒かむとす、伏生之

正直の者となして、淸河王卽ち景帝の子哀王乘の太傳となす、久しくして大病の由にて官を免ぜらる、

今上初卽位、復以賢良徵固、諸諛儒多疾毀固曰、固老罷、歸之時固已九十餘矣、

【字解】 復以云々、再び賢良の科にて徵されたるなり、固老罷、固老疲す、用に中らずとなり、歸之時、致仕して故山に歸るの時なり、

固之徵也、薛人公孫弘亦徵、側目而視固、固曰、公孫子、務正學以言、無曲學以阿世、

【講義】 轅固生が二度目に朝廷に召し出されたる時に、薛の人公孫弘も亦同時に召し出されたり、弘は憚りて橫目に固を視る、固曰く、公孫子は正學を務めて直言すべし、自己の學問を捨てゝ世の流行に從ふことなかれと、

自是之後、齊言詩、皆本轅固生也、諸齊人以詩顯貴、皆固之弟子也、

【字解】 省く、

○韓生者、燕人也、孝文帝時爲博士、景帝時爲常山王太傅、

【字解】 韓生、名は嬰、常山王、憲王舜なり、景帝の子、

韓生推詩之意、而爲內外傳數萬言、其語頗與齊魯間殊、然其歸一也、淮南賁生受之、自是之後、而燕趙間言詩者由韓生、韓生孫商、爲今上博士、

【講義】 韓生は詩經の意義を敷衍して、內傳外傳數

は君王を放逐殺戮したりとも强ひて其の解決をなす者なきに至れり、

【字解】不食馬肝、馬肝は毒あり、食へば人を殺すといふ、毒ある者を食はずとも味を知らずとせず、卽ち湯武の天子となる理由を研究せずとも愚とせずといふの喩なり、

竇太后好老子書、召轅固生問老子書、固曰、此是家人言耳、太后怒曰、安得司空城旦書乎、乃使固入圈刺豕、景帝知太后怒而固直言無罪、乃假固利兵、下圈刺豕、正中其心、一刺、豕應手倒、太后默然、無以復罪、罷之、

【講義】竇太后は老子が虛無の言を好む、轅固生を召して老子の書の意を問ふ、然るに轅固生は儒者なれば老子の言を排して、此は是れ家人僮僕等が言ふ所の無學者の論にて取るに足らずといふ、太后怒りて曰く、いかにして司空の掌る徒刑の罪人を處分する書を得たきものかなと、卽ち固生を詈りて罪に處したきことよといふなり、是に於て固生をして動物の圈に押し入れて豕を刺さしむ、蓋し刺す能はざる時は罪せむの內意あるなり、景帝は太后が怒りて難題を言ひ掛けらるゝにて、固は直言して勿論罪なきものと思はれたれば、乃ち固に銳利なる刀を借し、之を持つてかの圈に入りて豕を刺さしむ、正に豕の心臟のある所を刺しぬ、是に因つて一度刺して直に豕は倒れぬ、太后大に案外の結果なるを見て默然として言はず、復罪する事なくして罷みぬ、

【字解】司空城旦書、楊愼の說に據りて太后の罵詈の言とす、入圈、圈は獸類を飼養する檻なり、假固利兵、假は給與するなり、利兵は兵及の利なる者、

居頃之、景帝以固爲廉直、拜清河王太傅、久之、疾免、

【講義】かくて時移る程に、景帝は固生を以て淸廉

【講義】黄生之に對へて曰く、冠は破損したりとも必ず首に被る、又履は新しき物と雖も必ず足に穿かる、是の故何ぞと云はゞ、冠は首に戴くもの、履は足に穿くものと本來定まりたる上下の區分あれなり、今桀王紂王は惡逆無道にして人民を苦ましむとも、然れども此の兩王は君として上位に在る者なり、湯王武王たとひ智德圓滿の聖人と稱すとも臣下の位地にあるものなり、決して同一のものにあらずと、

【字解】必關、關は貫なり、

夫主有失行、臣下不能正言匡過以尊天子、反因過而誅之、代立踐南面、非弒而何也、

【講義】試に見よ、君主に過失ありて臣下たる者が、正理を説いて其の過失を匡救して天子を天子とすること能はず、反對にも其の過失に附け込んで之を攻め殺し、自身之に代りて天子の位に卽きたり、是君上を臣下として殺したる者にあらずして何と云はむや、正しく弒逆の罪を犯せるものなり、

【字解】匡過、匡は漸次に過の改まるやうに仕向くる意、踐南面、古代に人君の位は南に向ふ、因りて人に君たる者を南面と稱す、天子の位に卽く意、

轅固生曰、必若所云、是高帝代秦、卽天子之位、非邪、於是景帝曰、食肉不食馬肝、不爲不知味、言學者無言湯武受命、不爲愚、遂罷、是後學者莫敢明受命放殺者、

【講義】轅固生答へて曰く、必ず君が論のごとくならば、是れ高帝が秦に代りて天子となれるは非なるかと、是に於て景帝は、肉を食ふに馬肝を食はずとも味を知らずとは言はれず、學問を論ずる者、湯武の受命を云々することなしとも愚者とは言はず、此の論は爲さざるが勝ると云はれしより事止む、是より後ち漢代の學者は天命を受けて天子となりたりとも或

【講義】學官卽ち申公の弟子の政府の學校に居る者は、其の學行完全とは云ひ難しと雖も、而れども大夫郎中掌故等の官に任ぜられたる者百を基數として數ふる程許多あり、又詩の說を述ぶることを得る者は、其の流儀多種多樣なりと雖も、多くは申公に本づきたるなり、申公の功亦大なりと謂ふべし、

○淸河王太傅轅固生者、齊人也、以治詩、孝景時爲博士、與黃生爭論景帝前、黃生曰、湯武非受命、乃弑也、轅固生曰、不然、夫桀紂虐亂、天下之心皆歸湯武、湯武與天下之心、而誅桀紂、桀紂之民、不爲之使、而歸湯武、湯武不得已而立、非受命爲何、

【講義】淸河の太傅の官たる轅固生は、齊國の人なり、詩の義に通じたるを以て孝景帝の時に博士となる、黃生と景帝の前にて爭論す、黃生曰く、殷の湯王周の武王は天命を受けて天子となりしにあらず、乃ち君を弑したる者なりと、轅固生曰く、否然らず、見よ彼の夏の桀王、殷の紂王が虐政を以て天下を亂したれば、天下の人心は皆桀紂を離れて、湯王と武王に歸す、是に於て湯武は天下の人心に從つて惡逆なる桀王紂王を殺せり、桀王紂王の人民は此の王の爲に臣民として服從する事をなさずして湯武に歸服す、湯武は已むを得ずして自立して天子となれるなり、何ぞ天命を受けたる者にあらずといふを得むやと駁せり、

【字解】轅固生先、生は先生の略語、下の黃生の生も亦同じ、

黃生曰、冠雖敝、必加於首、履雖新、必關於足、何者、上下之分也、今桀紂雖失道、然君上也、湯武雖聖、臣下也、

【講義】武帝の祖母君に當らる、竇太皇太后は固より老子の無爲說を好まれて儒者の說を悅ばれず、又趙綰、王臧が他の事件に關しての過失を探り得て天子の兩人を信任せるを責む、天子も其の爲に計畫中の明堂復興の取調を中止するに至り、又趙綰、王臧が主として其の事を企てたるを以て吏に引渡して罪を治せしむ、後に此の二人は自殺しぬ、申公も亦病氣の爲に免官を願ひて鄉里に歸り、二三年にして卒しぬ、

【字解】太皇竇太后、天子の祖母を太皇太后と云ふ、武帝の祖母にして姓は竇氏なるが故に太皇竇太后と云へるなり、得趙綰云々、王先謙曰く、太后陰求得綰臧姦利事以讓上、上下綰臧吏也と、讓上、讓は責なり、

弟子爲博士者十餘人、孔安國至臨淮太守、周霸至膠西內史、夏寬至城陽內史、碭魯賜至東海太守、蘭陵繆生至長沙內史、徐偃爲膠西中尉、鄒人闕門慶忌爲膠東內史、其治官民、皆有廉節、稱其好學、

【講義】申公の弟子にて博士の官に任ぜられたる者は十餘人あり、即ち孔安國は臨淮の太守に至り、周霸は膠西の內史に至り、夏寬は城陽の內史に至り、碭の魯賜は東海の太守に至り、蘭陵の繆生は長沙の內史に至り、徐偃は膠西の中尉となり、鄒の人闕門慶忌は膠東の內史となる、皆各、其の官民を治むるに正廉にして節操あり、其の學問の素養ある者と云ふに稱へり、

【字解】碭魯賜、碭は音タウ、地名、魯は姓、賜は名、繆生、繆は卽ち穆にして、楚の元王の禮せし穆生なり、闕門慶忌、闕門は姓、慶忌は名なり、

學官弟子、行雖不備、而至於大夫郎中掌故、以百數、言詩雖殊、多本於申公、

從至、見天子、天子問治亂之事、申公時已八十餘老、對曰、爲治者、不至多言、顧力行何如耳、

【講義】是に於て天子、使者をして束帛卽ち聘問の禮物に璧を添へ坐乘の車に四頭の馬を以て申公を迎ふ、蓋し老人を優待する禮を盡せるなり、弟子二人一馬の小車に乘りて師に從ひて都に至る、天子に謁見す、天子は國家を治むる方法を下問あり、申公時に已に八十餘歲の老體なりしかば、對へて曰く、國家を治むるには多言する要あらず、只力の限り實行して僞なきことが果して他人に比較して孰れか勝るかと考ふるのみといへり、

【字解】束帛加璧、束は五兩なり、古代帛を以て兩端相向はしめて卷きて共に一兩を成す、一兩は卽ち一匹なり、五兩を一束となす、之を束帛といふ、璧は玉の平圓形にして孔ある者、其の徑六寸といふ、安車駟馬、安車は坐乘の車の名、四馬の車は立乘す、臣下致仕の後は一馬の小車に乘りて坐乘す、安車駟馬は畢竟老佚優遇の異數にして常人の有する所にあらず、不至多言、一本に至を在に作る、漢書亦在に作る、

是時、天子方好文詞、見申公對、默然、然已招致、則以爲太中大夫、舍魯邸、議明堂事、

【講義】申公が參朝の頃は、天子は丁度學問文章を好まれたれば、今申公が力行說を聽きて感心せられず、爲に一語を發せず、然れども既に態々都に招き寄せたれば太中大夫の官を授けて、魯王の邸に止宿せしめて、明堂復興の事を議せしめられたり、

太皇竇太后、好老子言、不說儒術、得趙綰王臧之過、以讓上、上因廢明堂事、盡下趙綰王臧吏、後皆自殺、申公亦疾免以歸、數年卒、

はしき者は其の儘措いて傳ふることとなし、

【字解】王命、王は魯の恭王なり、申公獨以云々、漢書には申公獨以詩經爲訓故以敎亡傳に作る、此に依れば、申公は只訓詁を以て詩經を口授して別に解釋の書を作らざるなり、訓故は訓詁と同じ、古義を今言に改めて解するを云ふ、故に師古曰く、口說其指而不爲解說之傳と、無傳疑、張文虎曰く、毛本無疑字、與漢書合と、闕不傳、申公は詩の傳を作らず、但門人に口授し、疑ひあれば闕いて採らずとなり、

蘭陵王臧既受詩、以事孝景帝、爲太子少傳、免去、

【講義】蘭陵の人王臧は申公より詩を受けて卒業の後、孝景帝に事へて太子の少傳の官に任ぜらる、後に免官に依りて國に歸りぬ、

今上初即位、臧迺上書宿衞上、累遷、一歳中爲郎中令、及代趙綰亦嘗受詩申公、綰爲御史大夫、綰臧請天子、欲立明堂以朝諸侯、不能就其事、乃言師申公、

【講義】今上皇帝即ち武帝天子となるに及び、王臧乃ち上書して天子に請願して宮中に入りて夜當直して護衞す、今上特旨にて官を度々遷して一年の中に郎中令に轉任す、代の趙綰も以前に詩の敎授を申公に受けたり、綰が御史大夫となるに至り、綰と臧と共に請願して明堂を立てゝ諸侯を朝せしめむとす、されど其の事は兩人の力にては成就するに至らず、乃ち其の師申公を推薦す、

【字解】及代、代は地名、明堂、政敎を明にする意の堂、古代に上帝を祀り、先祖を祭り、諸侯を朝せしめ、老を養ひ、賢を尊ぶなど、凡そ大典禮に關する者を行ふ所、不能就、就は成なり、

於是、天子使使束帛加璧、安車駟馬、迎申公、弟子二人、乘軺傳

と、是の後公卿大夫士の吏人にして盛に文學ある者輩出せり、

【字解】 斌斌、文質相等しき意、字又份彬に作る、文學の名實相伴ふ者をいふ、

○申公者、魯人也、高祖過魯、申公以弟子從師入見高祖于魯南宮、呂太后時、申公遊學長安、與劉郢同師、已而郢爲楚王、令申公傅其太子戊、戊不好學、疾申公、及王郢卒、戊立爲楚王、胥靡申公、

【講義】 申公は魯國の人なり、漢の高祖が魯を過ぐる時、申公は、弟子といふ所より其の師に從つて入りて高帝に魯の南宮にて謁見す、呂后の時に、申公は長安に遊學して劉郢と與に浮丘伯に就きて學ぶ、やがてにして郢は楚王となる、楚王は申公をして太子の戊といふ者に師傅たらしむ、然るに戊は學問を好まずして申公を疾む、楚王郢の卒するに及びて、戊は楚王となりしかば、申公を胥靡の刑に處す、

【字解】 從師、師は齊人浮丘伯にて、詩を傳習せるをいふ、胥靡、徒刑の名、胥は相なり、靡は繫なり、繫りて作役するなり、

申公恥之、歸魯、退居家教、終身不出門、復謝絕賓客、獨王命召之、乃往、弟子自遠方至受業者百餘人、申公獨以詩經爲訓以教、無傳疑、疑者則闕不傳、

【講義】 申公は胥靡の刑に處せられたるを恥ぢて都より鄕里の魯國に歸り、隱居して家にて弟子に教ふ、一生涯外出せず、受業弟子の外には復一切の來客を謝絕して相見ず、只魯王の召に依りて往く、弟子の遠方より至りて業を習ふ者百餘人あり、申公只詩經を以て人に口授し教へ、疑はしき者は傳へず、又詩の疑

に作ると、或は曰く、以は與と通ずと、漢書には以治禮掌故に作る、王先謙曰く、以の字衍なりと、今按ずるに、治禮は乃ち上文の禮を興さんが爲に置ける博士弟子を云ふ、是れ特に優遇すべき者なるに反りて其の位は掌故を治むる者に次ぎ、而して其の職は文學禮義を以て官として、掌故の僅に文書を掌る比にあらず、然るに其昇遷常に留滯して進まざるを云ふ、

請、選擇其秩比二百石以上、及吏百石通一蓺以上、補左右內史大行卒史、比百石以下、補郡太守卒史、皆各二人、邊郡一人、先用誦多者、若不足、乃擇掌故、補中二千石屬、文學掌故、補郡屬備員、請著功令、佗如律令、

【講義】 請ふ所は、其の一年の秩祿比二百石以上及び吏の百石にて一藝に通ずる者以上を選拔して、左右の內史大行の卒史に補せむ、比百石以下は、郡の大守の卒史に補せむ、皆各二人、邊郡に一人、先づ多く詩書を諳誦すること多き者を採用せむ、若し不足の時は、乃ち掌故を擇びて中二千石の屬に補せむ、文學の掌故の者は郡の屬に補すべき豫備員とせむ、請ふ之を功令卽ち選叙の法令に新に記錄せむ、他は從來の律令のごとくにせむと奏す、

【字解】 左右內史、後に左を左馮翊、右を右扶風と改む、大行、大鴻臚なり、皆各二人、內地の郡に各太守卒史二人を補するなり、若不足云々、不足とは治禮たる博士弟子の人が補員に足らざるを云ふ、亦以て前文の治禮次治掌故云々の句が從前の待遇方を謬りしを云へることとなるを知るべし、備員、其の人を登用するを示すにて、補闕員の數に入るゝことなり、著功令、新たに此の條目を立つる故に功令に記載せむといふなり、功令は官吏登用規則のごとき者なり、

制曰、可、自此以來、則公卿大夫士吏、斌斌多文學之士矣、

【講義】 丞相の奏請する所を裁可して曰く、可なり

ごとくし、一歲にして皆輙ち試驗し、能く一藝に通ずる以上の者は、文學掌故の官の補缺とせむ、其の優等にして郎中の官となすべき者は、太常博士は其の名籍を錄して奏聞せよ、若し秀才異等の最優等の者あらば、名を書して上聞に達せよ、其の學事を勉强せず、若しくは劣等の者、或は學習しても一藝に通ずる事能はざる者は輙ち之を廢學せしめむ、而して請ひ願ふ所は、諸の人才推薦の官に居て其の任に相副はず、濫に不肖者を推薦したる者あらば、その推薦者の責任として之を罪せむ、

【字解】　與計、計は計吏なり、郡より朝廷へ出納等の計簿を上る官人、文學掌故、文學は郡國にある博士、助敎の任に當る者、掌故は太常博士の官屬、故事を主どる者、籍奏、籍は姓名を籍に書きて奏聞すること、秀才、科目の稱、後に茂才といふ、德行道藝ある者をいふ、異等、才能衆人に特異なる者の稱、諸不稱者罰、稱は副なり、不稱は相當せざること、沈欽韓曰く、當是兼坐擧主也、通考四十云、諸不稱者、謂太常之謬選、博士之失敎、及郡國之濫以充賦也と、

臣謹案詔書律令下者、明天人分際、通古今之義、文章爾雅、訓辭深厚、恩施甚美、小吏淺聞、不能究宣、無以明布諭下、治禮次治掌故、以文學禮義爲官、遷留滯、

【講義】　臣謹で詔書律令の天下に發布せられたる者を案ずるに、其の內容は、天人の區別を明白にして、古今の義理に通じたり、其の文章雅正に近くして、訓辭深厚にして、恩德の天下に普遍する事甚だ美なり、吾々小吏學才淺く見聞博からねば、其の本義を研究して敷衍する事能はず、是の故に明白に下民に普く了解せしめ難し、治禮の役は、其の位治掌故に次げども文學あり禮義を習ふ人を以て官に任ず、而して其の昇遷は常に留滯せり、

【字解】　爾雅、爾は邇と同じ、近なり、雅は雅正なり、治禮次治云々、次の字、張文虎曰く、中統本、游本、以

教育するは、是天下安寧ならしむる原因なり、古代政治教育未だ天下に普及せざる時は、其の典禮を具足せず、乃ち禮樂は德を積みたる上ならでは妄に完備を求めざるなり、請ひ願はくは當分舊來の官制を基本として教育を隆興せしめむ、

爲博士官、置弟子五十人、復其身、太常擇民年十八已上、儀狀端正者、補博士弟子、郡國縣道邑、有好文學、敬長上、肅政教、順鄕里、出入不悖所聞者、令相長丞、上屬所二千石、

【講義】博士官の爲に、弟子五十人を置きて其の一生の課役を免除せむ、太常は民人の年齡十八歲以上の者にて威儀行狀の方正の者を擇びて、博士の弟子に補せむ、郡國縣道邑に、文學を好み、長上を尊敬し、政治教育を嚴守して、而も其の土地に順ひて擧動の順當なることありて、其の評判と實行と一致して世に知られたる程の人物あらば、縣令、諸侯の相及び縣の長丞等は其の所轄の郡守又は諸王の相に差出すべし、

【字解】復其身、復は除の意、其の徭役を免ずるを謂ふ、不悖、悖は音バイ、乖なり、二千石、郡守及び諸王の相を云ふ、

二千石謹察可者、當與計偕詣太常、得受業如弟子、一歲皆輒試、能通一藝以上、補文學掌故缺、其高第可以爲郎中者、太常籍奏、即有秀才異等、輒以名聞、其不事學、若下材、及不能通一藝、輒罷之、而請諸不稱者罰、

【講義】郡守及び諸王の相は其の薦告を受くれば、丁重に吟味を遂げて當に計吏と連立ちて太常博士に詣らしむべし、かくて業を受くるを得ること弟子の

洽聞興禮、漢書には洽聞の下、擧遺の二字あり、師古曰く謂經典遺逸者求而擧之と、丞相御史言、以下は公孫弘奏請の辭なり、廣賢材焉、此より以上、弘が引く所の詔文なり、

謹與太常臧、博士平等議曰、聞、三代之道、鄕里有敎、夏曰校、殷曰序、周曰庠、其勸善也、顯之朝廷、其懲惡也、加之刑罰、故敎化之行也、建首善、自京師始、由内及外、

【講義】丞相御史等、太常博士孔臧、博士平等と議して曰く、聞く所は、夏殷周三代の政道たる、鄕里に敎育あり、夏の世には之を校といひ、殷の世には序といひ、周の世には庠といふ、而して其の善行を奬勵するには、之を朝廷にて顯はし、又其の惡行を再び犯さぬやうに示すには、之に刑罰を加ふ、故に敎育の效能の天下に廣まるには、首府の都より始まる、是内より外に及ぶ理なり、

【字解】校、敎の義、道藝を敎ふる所以に由る、序、舒の義、禮敎を舒ぶる所以に由る、孟子に序者射也と云へり、射を習ふより云ふ、庠、詳の義、經典を詳審する所以に由る、孟子に庠は養也と云へり、老を養ふより云へり、建首善、建は始なり、首は鄕なり、始めて善道に鄕ふこと、後世帝都を首善之地と云へるは此れより出づ、

今陛下、昭至德、開大明、配天地、本人倫、勸學修禮、崇化厲賢、以風四方、太平之原也、古者、政敎未洽、不備其禮、請因舊官而興焉、

【講義】只今陛下は至極の聖德を天下に示し、大智を以て天下の政治を聽き給ふ、其の聖德は天地の大に比すべく、人道を基本として學問を奬勵し、禮を修め、敎育を尊重し、賢人を勵まして以て四方の人民を

侯、天下之學士靡然鄉風矣、

【講義】竇太后崩ずるに及びて、武安侯田蚡は丞相たり、黄老の術及び刑名の法律學、其の他諸子各流の學説を黜けて、專ら文學者儒學者二三百人を召し出したり、其の中にても公孫弘は春秋に通ずるを以て、平民より起りて天子の三公となり、平津侯に封ぜらる、是より天下の學者皆一齊に揃うて文學に志すに至れり、

公孫弘爲學官、悼道之鬱滯、乃請曰、丞相御史言、制曰、蓋聞、導民以禮、風之以樂、婚姻者、居室之大倫也、今禮廢樂崩、朕甚愍焉、故詳延天下方正博聞之士、咸登諸朝、其令禮官勸學講議、洽聞興禮、以爲天下先、太常議與博士弟子崇鄉里之化、以廣賢材焉、

【講義】公孫弘が學政官となりてより、儒道の世に埋れて行はれざるを悼みて書を天子に上りて復興あらむことを請願して曰く、丞相御史等言す、上意に曰く、蓋し聞く、民を善道に導くには禮を以てし、不知不識の間に善道に趨かしむるには樂を以てす、禮樂は敎化の本源なり、而も男女婚姻する事は、夫婦の大道理なり、今の世禮樂共に世に埋れ果てゝ用ふる事なきは甚だ憫然なり、故に普く天下に詔して方正博聞の人物を召して悉く朝に登用すべし、其の禮儀を典る官人をして學問を奬勵し其の議を研究して博く取調べて禮樂を盛にして天下の先覺者とならしめ、禮官の太常は議して太常博士官の弟子と鄉里の敎育を尊重して模範人物を數多輩出せしむる方針を執れよとあり、

【字解】鬱滯、積り滯る意、年來廢れて世に現れぬをいふ、風之、風は諷と同じ、咸登諸朝、諸は於と同義、又之於二字の約語なり、講議、議は義と古へ通用す、

言即ち法律の學を好めり、孝景帝の時に及びては儒者を任ぜず、其の上に皇太后竇氏又黄帝老子の學風を好みしかば、多數の儒學者は只官を有して下問を待つのみ、未だ玉座の前に召されて有力なる位地を得たる者あらず、

及今上卽位、趙綰、王臧之屬、明儒學、而上亦鄕之、於是、招方正賢良文學之士、自是之後、言詩、於魯則申培公、於齊則轅固生、於燕則韓太傅、言尙書、自濟南伏生、言禮、自魯高堂生、言易、自菑川田生、言春秋、於齊魯自胡毋生、於趙自董仲舒、

【講義】今の陛下卽ち孝武皇帝天子となられしより、趙綰、王臧が徒、能く儒學に通じたるに、時の天子も亦儒學を好まれたり、是に於て天子は天下に詔して品行正しく心賢くして學問ある人を登用す、是よりして詩を說く者は、魯國にては申培公あり、齊國にては轅固生あり、燕にては韓太傅あり、而して書經を說く者は濟南の伏生より始まり、禮を言ふ者は魯の高堂生より始まり、易を言ふ者は菑川の田生より始まり、春秋を言ふ者は、齊魯にては胡毋生より始まり趙にては董仲舒より始まり、儒學の士輩出せり、

【字解】方正賢良、賢良方正といふ科擧の名稱、漢の武帝詔して賢良方正文學材力の士を擧げ待つに不次の位を以てす、賢良方正を擧ぐる事此に始まる、賢良は善行ある者をいふ、申培公、轅固生、申、轅は姓、培、固は名、公、生は其の土地にての稱號なり、而して生は先生の略語なり、韓太傅、韓嬰のこと、常山王の太傅たりき、伏生、伏勝、字は子賤、

及竇太后崩、武安侯田蚡爲丞相、絀黄老刑名百家之言、延文學儒者數百人、而公孫弘以春秋白衣爲天子三公、封以平津

身に修め、又諸侯祭祀ある始に方りて行ふ射禮の儀及び鄕飲酒の禮を研究することを得るに至れり、

【字解】修經藝、經術を修むる意、文侯受子夏經藝とあるに同じ、大射、諸侯將に祭祀の事あらむとすれば、其の群臣と弓を射て禮を觀る、數中る者は祭に與かるを得、數中らざる者は祭に與かるを得ず、畢竟諸侯が群臣と飲酒して射を習ふ禮と云ふべし、本邦中古正月の公事に射禮あり、鄕飲、鄕飲酒の禮なり、古代鄕學にて三年にして卒業すれば必ず其の德行を考へ、其の道藝を察す、而して賢者能者を君に推薦す、將に推薦せむとする時に、鄕大夫、主人となり、之と飲酒して後推薦す、之を鄕飲酒禮といふ、後世の科擧の賓興のごとし、いづれも儀禮に詳なり、

叔孫通作漢禮儀、因爲太常、諸生弟子共定者、咸爲選首、於是、喟然歎興於學、然尚有干戈、平定四海、亦未暇遑庠序之事也、

【講義】叔孫通が高帝の命に依りて漢朝の典禮作法式を定む、因りて太常の官となる、其の諸生弟子の共に其の事に與かりたる者は皆選の首たり、是に於て天子は深く歎息ありて學問を講習せしむる方針を取らる、然れども尚戰爭打續きて天下一統の業に忙はしくて亦地方の學校を建つるに遑あらず、

【字解】平定四海、陳豨、盧綰、韓信、黥布の徒反逆せるを以て征討に從事して閒暇なきなり、庠序、學校をいふ、下文に解あり、

孝惠呂后時、公卿皆武力有功之臣、孝文時、頗徵用、然孝文帝本好刑名之言、及至孝景、不任儒者、而竇太后又好黃老之術、故諸博士具官待問、未有進者、

【講義】孝惠帝より呂后の時には、公卿は皆武力を以て天下の事に從ひて大功を樹てたる人々なれば、固より學者はあらず、孝文帝の時には學者が格外に登用せられたり、然れども孝文皇帝は本より刑名の

音不絕、豈非聖人之遺化、好禮樂之國哉、

【講義】漢の高祖皇帝が楚の項籍を誅伐する時に當りて、大軍を帥ゐて魯を圍む、魯の地にありとある儒學者共は、戰爭さしも猛烈の際にも拘はらず、平素のごとく學を講じ或は書を節附して讀むことは勿論、禮樂を練習して居りしかば、琴を彈じ歌ふ聲も絕えざりき、是豈孔子が後世に遺されたる德化の力にして、又魯國がいかに禮樂を好める國なるかを知るべきにあらずや、

【字解】講誦、講は研究する意、誦は誦讀にて、書を讀むに音節あるをいふ、

故孔子在陳曰、歸與歸與、吾黨之小子狂簡、斐然成章、不知所以裁之、

【講義】故に孔夫子、陳に滯留中に宣はく、四方に周遊して道行はれず、故に歸らむか歸らむか、吾が門人の魯にある者は狂簡とて志大にして事に疎略なり、其の文理の成就は觀るべき者あれども、或は其の中正に過ぎて異端に陷らむ恐あれば、歸りて之を裁抑せむと欲す、然れども之を裁抑する方法に苦しむなりと申さる、當時齊魯の學者の意氣汪盛なりしを見るべし、

【字解】吾黨之小子、孔子の弟子の魯に在る者なり、狂簡、志大にして事に疎略なるをいふ、斐然成章、斐は文采の明瞭なる貌、章は文理、成は成就なり、立派に仕上げたるをいふ、裁之、裁は制正なり、此の章は論語公冶長篇に出でたり、

夫齊魯之間、於文學、自古以來、其天性也、故漢興、然後諸儒始得修其經藝、講習大射鄉飲之禮、

【講義】試に看よ、齊魯の間の學問に深き士人の多きことは、古より今に至るまで、其の自然の生れつきなり、故に漢の隆盛の時に至りて始めて、其の經術を

陳涉博士、卒與涉俱死、

【講義】陳涉が兵を起して秦を伐つに當りて楚王と稱す、時に魯國の學者中儒學を修めたる者は、孔子が家に傳へたる禮樂の器物を携へて往いて陳王に服從す、是に於て孔甲は陳涉が博士となる、陳涉が其の御者莊賈に殺さるゝに及びて、孔甲も俱に死す、

【字解】陳王、陳勝字は涉、二世元年吳廣と兵を起し、自立して楚王となる、本書列傳參看、孔甲、名は鮒、孔子八世の孫、博士、秦の置く所の官名に始まれど、此は禮樂敎令を掌る官の意に用ひたるならむ、

陳涉起匹夫、驅瓦合適戍、旬月以王楚、不滿半歲、竟滅亡、其事至微淺、然而縉紳先生之徒、負孔子禮器、往委質爲臣者何也、以秦焚其業、積怨而發憤于陳王也、

【講義】陳涉は民間の一賤民より身を起して、元來統一もなき屯兵の邊地に遷さるゝ者を寄せ集めて、一ケ月許にして楚王となり、半年に滿たぬ程に竟に滅亡せり、其の事たる甚だ小規模にして言ふにも足らぬ事なり、然れども地位高き學者達が、孔子の禮器を携へて陳涉の許に往つて、臣下の禮を致して之に仕へたるは何故ぞと云はゞ、秦が其の基礎とする典籍を燒きたるに不平を抱きて、其怒を陳涉に假りて發したるものなり、

【字解】瓦合適戍、破瓦の相合ふがごとく、聚合すといへども齊しからぬ喩なり、適は謫と同じ、邊要を守る屯兵なり、縉紳先生、縉紳は搢紳に同じ、笏を帶の間に搢む意、古の仕官する者は、紳を垂れ笏を搢むより仕官する徒を搢紳と云ふ、委質、委は置なり、質は音シ、贄と通ず、ニへと訓ず、臣下が初めて謁見の時進獻して誠意を表する物なり、士は雉を執る、其の義を守りて死するを取るなり、

及高皇帝誅項籍、擧兵圍魯、魯中諸儒、尙講誦習禮樂、絃歌之

是時、獨魏文侯好學、後陵遲以至于始皇、天下竝爭於戰國、儒術既絀焉、然齊魯之門、學者獨不廢也、

【講義】是の時に只一人魏の文侯は學問を好まれたりしが、漸次に世の中の政治は衰へ行きて、遂に秦の始皇帝に至る、天下戰國の亂に乘じて皆勢力を爭ふ、儒術もかうして排斥せられ果てぬ、然れども流石に齊魯の地方は他國と異り儒術を學ぶ者廢棄せらるゝに至らず、

【字解】陵遲、陵夷と同じ陵は丘陵なり、夷は平なり、其の頽廢すること丘陵の漸く平なるがごときをいふなり、遲は逶遲なり、既絀焉、絀は黜と同じ、擯斥して去る意、齊魯之門、門の字、漢書は間に作る、

於威宣之際、孟子荀卿之列、咸遵夫子之業、而潤色之以學顯於當世、及至秦之季世、焚詩書、坑術士、六蓺從此缺焉、

【講義】齊の威王、宣王の際に至りて、孟子、荀卿の徒は、悉く孔子の遺業を紹ぎて各〻一己の見識を立つるに師より傳承したる學問を以てす、而して皆其の一代に名を揚げたり、秦の始皇帝の時に及びて、先王の禮法を破壞したる結果、儒學の基礎たる詩經、書經等を集めて之を燒き棄て、又儒學を專門とせる學者を坑埋にす、是まで必須の學問となしたりし六蓺卽ち六經は此の時より天下に完全に傳はらぬことゝなれり、

【字解】威宣、戰國の時に齊を强大ならしめたる二王の名、術士、經術を專門とする士を云ふ、猶有道の人を道人と云ふが如し、六蓺、六經と同じ、既に伯夷列傳其他に見えたり、漢書儒林傳に六學に作る、義同じ、蓺は藝と通用す、

陳涉之王也、而魯諸儒持孔氏之禮器、往歸陳王、於是孔甲爲

屆けらるゝものなりと云へり、今汲黯、鄭當時の兩人も亦此と同一轍の言を云へり、さて〱人世には悲しきことのあるものかな、

【字解】下邽、京兆の縣の名、翟公、武帝の時の人、闐門、闐は塡め塞ぐ意、盛に滿つる貌、大署、署は書き付くること、曰一生云々、生情同韻、富は渠之切、態は土宜切、共に音キ、古韻同叶、賤見同韻、汲鄭亦云、汲黯、鄭當時も翟公と同樣の言を云へりと、

儒林列傳第六十一

太史公曰、余讀功令、至於廣厲學官之路、未嘗不廢書而歎也、曰、嗟乎、夫周室衰、而關雎作、幽厲微而禮樂壞、諸侯恣行、政由彊國、

【講義】太史公曰く、余昔の學令を讀みて、學政官を奬勵する路を廣むるに至りて、是迄に書を打棄てゝ歎息せぬことあらず、其の歎じて言ふことは、嗟乎、試に見よ、彼の周の天子の勢力衰へてより關雎の詩出來て、國初の盛時を言ひて上を諷刺すること始まり、又幽王、厲王の時、周室の威力微少になりて、其の極盛の時に制定したる禮も樂も皆破壞せり、天下諸侯は專政にして、法度は悉く强暴なる國より出せるものに從ふ事となりぬ、

【字解】功令、學官が科目を課して法令に書き載する者をいふ、後世の學令のごとし、關雎作、關雎は詩經の國風首篇の名、文王后妃の作る所、淑女を思ひ得て以て自から助くる意をいふ、然れども本書には、揚雄の周康之時關雎作、爲傷始亂と云へるが如く、關雎を以て諷刺の詩となせり、幽厲微、周の幽王犬戎に殺され、厲王の崩後共和十六年に及べるがごときを指す、幽王の後平王を經て東周となり、天下春秋の世となる、微は衰ふるなり、禮樂壞、禮樂は周の先王が治世の要具とせる者、壞は毀壞なり、

故孔子閔王路廢而邪道興、於

兼ぬ、天子は莊を以て老いたりとなし、汝南の太守となす、二三年にして現官を以て卒す、鄭莊、汲黯は始め列して九卿たり、廉直にして私行整ひて潔白なり、此の莊黯の兩人は中途にて頓挫したる爲に賓客亦益、零落す、郡太守の官にて卒するに及びて、其の家に財產の餘りたる者なし、其の潔白想ひやるべし、莊が兄弟子孫は、莊が善く務めたる功勞に依り、二千石の位地にまで昇りし者六七人まであり、

【字解】守長史、長史は漢の相國丞相の官屬、守とは高官を卑官にて兼ぬるをいふ、益落、落とは零落にて離散する意、貲財、貲は財貨の意、

太史公曰、夫以汲鄭之賢、有勢則賓客十倍、無勢則否、況衆人乎、

【講義】太史公論じて曰く、試に見よ、汲黯、鄭當時の賢を以てすら、勢力ある時は賓客十倍なり、而も其の勢ひなくなる時は一時に離散して一人も止まらず、まして一般の人の盛衰に因りて異なる狀況を呈する事推して知るべし、

下邽翟公有言、始翟公爲廷尉、賓客闐門、及廢、門外可設雀羅、翟公復爲廷尉、賓客欲往、翟公乃大署其門曰、一死一生、乃知交情、一貧一富、乃知交態、一貴一賤、交情乃見、汲鄭亦云、悲夫、

【講義】下邽の人翟公といふ人言へることあり、始め翟公が廷尉の官たりし時は、賓客門に滿ちて多かりき、然るに一旦廷尉を免ぜらるゝに至るや、門外人の來ることなく、雀を捕る網を張るばかりに淋しくなれり、後に翟公復廷尉となるに及び賓客は以前の如く往かむとするに、翟公大字もて門に書きつけて曰く、人は一度死し一度生じて、是に於て平素交際する者の人情の厚薄を知るを得、又一度貧しく一度富みて、是に於て平素の交際振の實否を知るを得、又一度貴く一度賤しくして、是に於て交際の情誼は正に見

の遠きに行くにも食糧を用意せずと、今支度せむと請ふは如何なる故ぞと問はる、然れども莊が朝廷に在る時は、常に相應なる説に從ひ、天子の欲する意向を呑込んで無理に自己の説を以て事を是非せず、極めて穩當なり、

【字解】決河、堤防潰決して水の氾濫したるなり、治行、旅行の支度を整ふるなり、不齎糧、食粮を用意せざるは簡便主義を常習となしたるなり、趨和承意、穩和の方に向ひて天子の意に忤はぬなり、

及晩節、漢征匈奴、招四夷、天下費多、財用益匱、莊任人賓客爲大農僦人、多逋負、司馬安爲淮陽太守、發其事、莊以此陷罪、贖爲庶人、

【講義】莊は年齢長けてより、漢は匈奴を征伐して、遠方の國々と交通して其の國々の人々の來朝を喜ぶに及びて費用甚だ嵩みて、國家の用途益〻缺乏す、莊は賓客の身元引受人となりて之をして大司農の雇人となしゝに、久しく償ふべき物を償はずに居る者多くなれり、司馬安が其の時に淮陽の太守なりしが、其の不始末を檢擧したるに因りて、莊は其の爲に罪に陷りしに、銅錢を以て其の罪を贖ひて庶民となる、

【字解】晩節、晩年といふに同じ、益匱、匱は乏しき意、任人云々、賓客の保證をして大農の僦人となすをいふ、大農の僦人とは大司農の官物の運搬等を請負はしむる雇人なり、僦は雇なり、逋負、負債を償はざるをいふ、

頃之、守長史、上以爲老、以莊爲汝南太守、數歲以官卒、鄭莊汲黯始列爲九卿、廉內行修絜、此兩人中廢家貧、賓客益落、及居郡卒後、家無餘貲財、莊兄弟子孫、以莊故、至二千石六七人焉、

【講義】少しく月日を過ぎて莊は丞相の府の長史を

餽遺、餽は饋と同じ、食物を贈る意、遺は贈遺の遺なり、算器食、竹器に入れたる食物なり、我が邦の折詰料理のごとし、漢書には貝器食に作る、

毎朝候上之間說、未嘗不言天下之長者、其推轂士及官屬丞史、誠有味、其言之也、常引以爲賢於己、未嘗名吏、與官屬言、若恐傷之、聞人之善言、進之上、唯恐後、山東士諸公、以此翕然稱鄭莊、

【講義】 鄭莊が參內する每に天子の閑暇の時を見て意見を述ぶるに、未だ嘗て天下の德長けたる人物の事を言上せずんばあらず、其の天下に名ある人物及び官屬丞史を薦擧するに實に美言を以てす、其の例を云はゞ、常に引き進めて皆自身よりも遙に賢き人なりといふ美き言語を用ひ、又始より一度も下吏に對して其の名を呼び捨てにせず、又官屬の者と物言ふに、若しも其の人の機嫌を損せぬかと恐れつゝ談ずる類なり、又人の善言を聞けば皆天子に申して唯奏上の後れむ事を恐る、故に山東の士は勿論、然るべき身分の人々も、皆同一に鄭莊の人物を賞美す、

【字解】 候上之間、天子の閒暇の際を候ひて稱說するなり、推轂、人才を推擧する事、車轂を推して前進せしむるが如きをいふ、轂は音コク、車輪中心の圓木、所謂車の軸なり、官屬丞史、官衙の屬官、丞史は次官以下の者の稱、誠有味云々、其言之也、誠有味の倒語なり、翕然、翕は四方より眞中の所へ寄集る意、

鄭莊使視決河、自請治行五日、上曰、吾聞、鄭莊行千里、不齎糧、請治行者、何也、然鄭莊在朝、常趨和承意、不敢甚引當否、

【講義】 鄭莊が使して河の堤防の決壞して水の押出したるを視察す、莊は自から請ひて旅裝を整へむこと五日ならむと願ふ、天子曰く、吾聞く、鄭莊は千里

人物のみ、

【字解】 大父行、行は輩行なり、我が邦の年輩若くは年頃と云ふが如し、大父は祖父なり、父に對して云ふ、

武帝立、莊稍遷爲魯中尉、濟南太守、江都相、至九卿、爲右內史、以武安侯魏其時議、貶秩爲詹事、遷爲大農令、

【講義】 武帝天子となるに至りて、莊は漸次立身して魯の中尉を歷て濟南太守又江都の相と轉任す、九卿に至りて右內史となる、田蚡及び竇嬰が事を議するを以て俸祿を下げられて詹事の官となる、又遷りて大農の令となりぬ、

【字解】 武安侯云々、武安侯は田蚡を、魏其は竇嬰を云ふ、時議、蚡嬰の兩人が朝廷に於て相爭ひたる時の議論を云ふ、此の事の始末は本書の魏其武安列傳に詳らかなり、詹事、皇后、太子の家務を掌る、我が國の大夫のごとし、大農令、大農は卽ち大司農にて、錢穀の事を掌る、

莊爲太史、誡門下、客至、無貴賤、無留門者、執賓主之禮、以其貴下人、莊廉又不治其產業、仰奉賜以給諸公、然其餽遺人、不過算器食、

【講義】 鄭莊が太史たりし時、門下の者を誡めて、客至らば貴と賤とを論ぜず門に留まらしめず、賓主の禮を執りて款待せよと、其の身の貴きを以て人に下ること他人の及ばざる所なり、又莊は廉潔にて少しも其生活の上にて資產を殖すことを心掛けず、天子より賜はる俸祿金銀布帛の屬は諸公に給して身に止めず、然れども其の人に贈遺するには竹器に容れたる食物位を以てして、銅器漆器等に容れたる者を遺ることなし、蓋し儉約なるなり、

【字解】 仰奉賜、仰は上より戴くなり、奉は俸と通ず、賜は臨時の恩賜の物、卽ち金銀布帛の類をいふ、

て項籍の名を言はしむ、鄭君は只一人高帝の詔を奉ぜず、詔ありて盡く籍を名いふ者を拜して大夫となす、而るに鄭君は詔を奉ぜぬを以て、高帝は鄭君を逐ふ、鄭君死す

【字解】鄭君、鄭當時の父なり、名籍、支那の禮俗、尊者の爲に名を諱むを敬意を表すとなす、名籍とは項籍の名を犯して呼ばしむるなり、然れども當時の父は嘗て項籍に事へし故の義あれば、之をなさざるなり、

孝文時、鄭莊以任俠自喜、脫張禹於戹、聲聞梁楚之間、

【講義】孝文帝の時に、鄭莊は氣力に任せて人を助くる事を以て自ら滿足せる氣風なりしかば、梁の孝王の將張禹を厄より救ひ出したるに依りて、其の評判が梁楚の間に廣まりぬ、

孝景時、爲太子舍人、每五日洗沐、常置驛馬長安諸郊、存諸故人、請謝賓客、夜以繼日、至其明旦、常恐不徧、

【講義】孝景帝の時に、太子の舍人となる、五日の洗沐每に常に驛馬を長安の城外四面の地に置きて多くの舊友を慰問し、又は賓客を請待して善く禮遇す、大抵夜晝押通して其の明朝に至るとも常に行屆かぬかと恐るゝ程なり、

【字解】太子舍人、太子の更直宿衞を務むる官、長安諸郊、長安城外四面の郊地をいふ、存諸故人、存は存問なり、訪問と同じ、故人は昔馴染の人の意、

莊好黃老之言、其慕長者、如恐不見、年少官薄、然其游知交、皆其大父行、天下有名之士也、

【講義】鄭莊は黃帝老子の學問を好みて、年長の尊者を慕ふこと、謁見せざらんことあるを恐るゝが如し、年若く官卑し、然れども其の互に交際する友人は皆父祖と同等の尊者にして、天下に名を知られたる

以河南太守卒、

【講義】汲黯卒して後に、天子は汲黯が善く仕宦したる故を以て、其の弟汲仁を任官せしめて九卿に至らしむ、子汲偃は諸侯の相に至る、黯が姑姉の子司馬安も亦少き時汲黯と太子の洗馬たり、司馬安は外面文飾にして心の内は深刻なり、巧猾にして善く宦海游泳に達せしかば、仕宦して四度まで九卿に至り、河南の太守にて卒しぬ、

【字解】姑姉子、父方の小母の生みたる子なり、父の姉妹を姑と曰ふ、又父の姉に當れば姑姉と云ひ、妹に當れば姑妹と云ふ、安文深巧善宦、王先謙曰く、文深者外文飾而内刻深なり、巧善宦其人巧猾而善宦也、後世省善字曰巧宦、

昆弟以安故、同時至二千石者十人、濮陽段宏、始事蓋侯信、信任宏、宏亦再至九卿、然衛人仕者、皆嚴憚汲黯、出其下、

【講義】司馬安の兄弟は安の縁故を以て同時に二千石に至る者十人あり、濮陽の人段宏といふ者、始め蓋侯信に事ふ、信は宏を信用す、之に因りて宏も亦再度九卿に至る、然れども汲黯が生國なる衛の人は汲黯を殊の外に憚りて誰一人として其の上に立つ者はなかりき、

【字解】蓋侯信、蓋は音カフ、地の名、侯は爵の名、太后の兄王信なり、父は王仲、衛人、黯の郷里濮陽はもと衛國の地なり、

○鄭當時者、字莊、陳人也、其先鄭君、嘗爲項籍將、籍死、已而屬漢、高祖令諸故項籍臣名籍、鄭君獨不奉詔、詔盡拜名籍者爲大夫、而逐鄭君、鄭君死、

【講義】鄭當時は字は莊といふ、陳の人なり、其の祖先は鄭君といふ、嘗て項籍が將となりぬ、項籍死したる後に、漢に屬す、高祖は舊來項籍に屬せる諸臣をし

の者は、之に附け込んで惡しきものになし、天子の欲する所の者は、亦之を譽む、好んで事を新に仕出して、法令を利用し、内には詐僞の心を以て天子の心に附け入り、外には惡黨の吏を手足として我が貫目を示して天子に驕れり、公は九卿の位地に列せられながら、早く此の事を天子に言上せずんば、公は後に張湯の罪に當りて處刑せられむ時に、倶に大罪を受けて罰せらるべしといふ、李息は張湯の威に畏れて、最後まで天子に上言せざりき、

【字解】辯數、數は音ソク、速なり、辯數は疾辯と同じ、雄辯なり、舞二文法一、文法は法律規則の屬、舞は弄する意、其僇、僇は音リク、辱の意、戮と通用す、

黯居レ郡如レ故、治二淮陽一政清、後張湯果敗、上聞二黯與レ息言一、抵二息罪一、令下黯以二諸侯相秩一居中淮陽上、七歲而卒、

【講義】汲黯が淮陽郡に太守として居ること東海の治のごとし、其の政治甚だ善く整へり、後に張湯は朱買臣等に陷れられて自殺するに至る、天子は汲黯が李息と前に談じたる由を聞し召して、李息が張湯を憚りて上言せざりしを怒りて李息を罪す、汲黯をして諸侯の相の秩祿を受けつゝ淮陽郡の太守たらしむ、かくて七年ありて汲黯は卒す、時に元鼎五年なり、

【字解】政清、淮陽にて僞錢を多く鑄たるを禁ずれども止む能はざりしを、黯は一人を刑せずして治まりしをいふ、王充の論衡に委し、諸侯相秩、諸侯王の相は郡守の上にあり、秩眞二千石とす、集解に依れば眞二千石は俸月に二萬にして、二千石は月に萬六千なり、

卒後、上以二黯故一、官二其弟汲仁一至二九卿一、子汲偃至二諸侯相一、黯姑姊子司馬安、亦少與レ黯爲二太子洗馬一、安文深、巧二善宦一、官四至二九卿一、

に堪へず、臣願はくは中郎となりて宮中に出入し、御側の御用を務めむとす、是臣が願なりといふ、天子曰く、君は淮陽を不足と思ふか、吾は早速に君を召し還すべし、顧ふに淮陽の吏民相和せず、吾は徒君が貫目を以て手を下さずして能く之を治めむことを信ずるなりと、

【字解】 塡溝壑、溝壑は溪谷なり、塡溝壑とは死して棺槨なく溪谷に塡てらるるをいふなり、狗馬病、犬馬之疾と同じ、漢書に狗馬之心に作る、要するに臣が君に對する卑下の詞、中郎、宿衞侍直を掌る官、禁闥、闥は宮中の小門なり、補過拾遺、供奉諷諫、人主言行の遺失を救ふをいふ、今召君矣、今は後ち間も無くと云ふごとし、即ち今日の後早速君を召さむといふなり、吾徒得君之重、徒は但なり、タヾと訓ず、重は威重なり、

黯既辭行、過大行李息曰、黯棄居郡、不得與朝廷議也、然御史大夫張湯、智足以拒諫、詐足以飾非、務巧佞之語、辯數之辭、非肯正爲天下言、專阿主意、主意所不欲、因而毀之、主意所欲、因而譽之、好興事、舞文法、內懷詐、以御主心、外挾賊吏、以爲威重、公列九卿、不早言之、公與之俱受其僇矣、息畏湯、終不敢言、

【講義】 汲黯は既に天子に辭訣して赴任する途次、大行の官なる李息に過りて曰く、黯は宮中より出されて僻遠の郡に赴任し、朝廷の大議に參與するを得ず、誠に遺憾とす、然るに張陽は、奸智に長けたれば理窟を以て他の諫を受けつけぬ程の智あり、詐僞の巧なるは吾が非行を打消して正しく思はする程の術あり、巧に人に取入る談話を務めて、辯口を振舞はし、天下の利となることを正しく言ふことなし、專ら天子の好む所に阿附して、例へば天子の欲せざる所

陛下の爲に贊成せざるなりと曰へば、天子口を閉ぢて一語を發せず、而も許さずして曰く、吾は汲黯が論を久しく聞かざりしが、今又復勝手に議論をいふとて汲黯を厭はる、此後二三ヶ月にして汲黯は些細なる法に觸れたるに坐したるが、赦免の後本官を免ず、

於是、黯隱於田園、居數年、會更五銖錢、民多盜鑄錢、楚地尤甚、上以爲、淮陽楚地之郊、乃召拜黯爲淮陽太守、黯伏謝、不受印、詔數彊予、然後奉詔、

【講義】 汲黯免官の後田舍に退隱して居ること二三年、五銖錢を更め鑄るに會す、人民多く盜みて錢を鑄る、楚の地其の中にて特に甚し、天子以爲へらく、淮陽は楚の要道にて尋常の所にあらずとて、乃ち汲黯を召して淮陽の太守となす、汲黯は伏して其の謝辭を陳べて太守の印を受けず辭退せり、天子は詔して度々諭して强ひて太守たらしむ、遂に其の命を拜す、

【字解】 五銖錢、武帝元狩五年に鑄る、三銖錢を改鑄したる者、輪郭を高くせる錢、郊、交道要衝の處なり、

詔召見黯、黯爲上泣曰、臣自以爲塡溝壑、不復見陛下、不意、陛下復收用之、臣常有狗馬病、力不能任郡事、臣願爲中郎、出入禁闥、補過拾遺、臣之願也、上曰、吾薄淮陽邪、吾今召君矣、顧淮陽吏民不相得、吾徒得君之重、臥而治之、

【講義】 天子詔ありて汲黯を召して對顏あり、黯は天子に對して涕を墮して泣いて曰く、臣自から思へらく、谷川に死骸を棄てられ誰も顧みぬ程の身となりて再び陛下に拜謁すること能はざるものと思へり、然るに意外にも、陛下は再び臣を召し上げて官を授けむとは、臣常に持病の爲に其の體力郡守となる

物を劫奪するなり、俗に分捕といふ、塞百姓、塞は滿足せしむる意、

今縱不能、渾邪率數萬之衆、來降、虛府庫賞賜、發良民侍養、譬若奉驕子、愚民安知市買長安中物、而文吏繩以爲闌出財物于邊關乎、

【講義】今縱ひ天下の苦を謝し百姓の滿足を得ざるまでも、渾邪王が數萬の衆を率ゐて來り降るに、漢朝の府庫の物貨を莫大に出して之に賞賜し、良民を發して之を欵待す、譬へば道樂息子に仕送りするがごとし、際限もなきことなり、愚なる民はいかでか匈奴の吏民と長安市中に貨物を賣買したるを、官吏は律に照して漢の物貨を外國に勝手に出したりとなして處分するを預め知らむや、乃ち人民の方にては何心無く匈奴に賣りたるも、官吏は闌出の法律を以て處分を爲すなり、

【字解】文吏、法律を司る官吏、繩以爲云々、繩は糾正なり、闌は妄なり、本字は闌に作る、說文に妄入宮掖也と、錢大昭曰く、妄入爲闌、則妄出亦爲闌也と、應劭曰く、律胡市吏民、不得持兵器及鐵出關、雖於京師市買、其法一也と、

陛下縱不能得匈奴之資、以謝天下、又以微文殺無知者五百餘人、是所謂庇其葉而傷其枝者也、臣竊爲陛下不取也、上默然、不許曰、吾久不聞汲黯之言、今又復妄發矣、後數月、黯坐小法、會赦免官、

【講義】陛下はよしや匈奴の物資を得て天下に謝する能はずとも、極力法令を楯にとりて、何の知る事なき者五百人を殺す、是は世に謂ふ、其木の葉をかばひて反りて其枝を傷つけて枯らす者に同じ、臣は竊に

ゐて漢に降參す、漢は車二萬乘を徵發す、朝廷其の用途に乏しくて馬の價を償ふ能はず、因りて俗に云ふ懸買にしたり、民は馬の價を得ざるを苦しみて、馬を匿す、馬の數揃はず、天子之を怒りて長安の縣令を斬らむとす、汲黯は曰く、長安の令は罪なし、只單に汲黯を斬らば民は馬を出すことを承知すべしと、蓋し長安の令は右内史に屬す、汲黯は時に右内史たりし故なり、汲黯は又天子に申して曰く、匈奴は其の王に畔いて漢に降る、漢は徐々に宿次を以て送らしめば、何ぞ天下をして騷動して漢の本土を疲弊せしめて夷狄の人をのみ大事にして騷ぐに及ばむや、是は朝廷の失錯なりと論斷す、天子一言の返答なし、

【字解】縣官、朝廷の意、既に前に習見せり、貰馬、貰は音セイ、賖なり、物を買ふに現金にて仕拂はず、後になりて其の價を償ふをいふ、

及渾邪至、賈人與市者、坐當死者五百餘人、黯請間見高門曰、夫匈奴、攻當路塞、絕和親、中國興兵誅之、死傷者不可勝計、而費以巨萬百數、臣愚以爲、陛下得胡人、皆以爲奴婢、以賜從軍死事者家、所鹵獲、因予之、以謝天下之苦、塞百姓之心、

【講義】渾邪王が漢に至るに及びて、長安の商人の匈奴人と密々交易をなしたる爲に死刑に處せるべき者、五百餘人に及べり、汲黯、天子の閑暇の際を伺ひて天子に高門殿に於て謁見して曰く、夫れ匈奴は通路の要害に攻入りて漢と仲違ひせり、漢室は兵を出して之を誅す、其の死にたる者數を知らず、而して軍費は莫大なり、臣愚思へり、陛下、匈奴の人を得ば、皆奴隸として從軍の際討死したる者の家に賜ひ、又戰利品は、之を與へて天下萬民の苦を謝し萬民に滿足を得させ給はんと、

【字解】市者、市場に出でて物を賣買する者の意、高門、未央宮中の殿の名、鹵獲、鹵は虜と通用す、人の財

黯褊心、不能無少望、見上、前言曰、陛下用群臣、如積薪耳、後來者居上、上默然、有閒黯罷、上曰、人果不可以無學、觀黯之言也、日益甚、

【講義】汲黯は性急にして寛容の心乏しければ、吾が用ひられぬことを天子に對して少々怨みなき能はず、因りて天子に拜謁して申して曰く、陛下の群臣を用ひ給ふことは、恰も薪を積むがごとし、後より來る者を上に上にと積み上ぐ、即ち汲黯は前より信任あるに拘はらず、後より來る公孫弘、張湯を上位に置きて信任すとて、甚だ不平に思はるゝ由を述ぶ、天子一言の答へもなくてありし程に、汲黯は上の前を退出す、天子曰く、人は遂に學問なかるべからず、汲黯の言ふ所を觀るに、殊に鄙俗の言を出す、日に益甚しと、

【字解】褊心、褊は急なり、セマクセハシキの意、少望、望は怨なり、人果不可以無學、儒學なくてはならぬの意、汲黯、黄老の言を好むに因る、周壽昌曰く、上文云、上方嚮儒術、尊公孫弘、黯常毀儒、面觸弘等、故常以無學譏黯也と、如積薪耳、沈欽韓曰く、文子上德篇、虛無因循、常後而不先、譬若積薪燎、後者處上、淮南繆稱訓同と、日益甚、其の愚戇の日に更に甚しきを云ふ、

居無何、匈奴渾邪王、率衆來降、漢發車二萬乘、縣官無錢、從民貰馬、民或匿馬、馬不具、上怒、欲斬長安令、黯曰、長安令無罪、獨斬黯、民乃肯出馬、且匈奴畔其主而降漢、漢徐以縣次傳之、何至令天下騷動、罷弊中國、而以事夷狄之人乎、上默然、

【講義】何日も經ぬ程に、匈奴の渾邪王は國民を率

貴顯の身を降して士に禮するは、反りて士の最敬禮を受けたるよりも尊貴にあらずやといふなり、重は尊の意、

淮南王謀反、憚黯曰、好直諫、守節死義、難惑以非、至如說丞相弘、如發蒙振落耳、

【講義】淮南王の謀反する時に、汲黯を憚りて曰く、汲黯は直接面前にて天子を諫むる事を好み、節操を守りて大義の爲に死する者、惑はすに道に反したる事を以てする事難し、丞相公孫弘に說くに至りては、其の易きことは、蒙昧を啓き又落葉を振ひ落すかごとくなるのみといへり、

天子既數征匈奴有功、黯之言益不用、

【講義】天子は是までに度々北方匈奴を征伐して功ありしかば、汲黯が常に匈奴と和親して兵を起すこと勿れといふ言は益〻採用せられぬやうになりぬ、

始黯列爲九卿、而公孫弘張湯爲小吏、及弘湯稍益貴、與黯同位、黯又非毀弘湯等、已而弘至丞相、封爲侯、湯至御史大夫、故黯時丞相史、皆與黯同列、或尊用過之、

【講義】始め汲黯の列して九卿の位地に上りし時、今の丞相公孫弘と廷尉の張湯とは小官吏なりき、然るに公孫弘と張湯とが漸次に少し貴顯の位地に上るに及びて、汲黯と位地を同じうす、是に於て汲黯は又公孫弘、張湯等を惡口して其の非を擧ぐ、やがて今は公孫弘は丞相に至り、封ぜられて侯となり、又張湯は御史大夫の官に至る、而して以前汲黯が丞相たりし時の部下の官にありし人人は今は皆汲黯と同列にあり、中には尊び用ひらるゝこと、汲黯よりも過ぎたるものあるに至れり、

臣、不能任、請徙黯爲右內史、爲右內史數歲、官事不廢、

【講義】公孫弘は丞相たり、乃ち天子に言して曰く、右內史の所轄內に貴人及び皇族多くあり、尋常の官人にては政治行き屆きかねたり、舊來國家が依賴する程の大臣にあらざれば之を治むべからず、請ふ願はくは、汲黯を轉任せしめて右內史とせむと、かくて汲黯は右內史となる事二三箇年に及びて政事少しも滯らず、

【字解】右內史、京師を治むる官、素重臣、平素より貴祿のある臣、

大將軍青既益尊、姊爲皇后、然黯與亢禮、人或說黯曰、自天子欲羣臣下大將軍、大將軍尊重益貴、君不可以不拜、黯曰、夫以大將軍、有揖客、反不重邪、大將軍聞愈賢黯、數請問國家朝廷所疑、遇黯過於平生、

【講義】大將軍衞青は匈奴征伐の功に依りて顯達したる上に、其の姊は皇后となりしより益〻尊し、然るを汲黯は平等の禮を以て相待ち之に下らず、又或る人汲黯に說きて曰く、天子より始めて群臣盡く大將軍に對しては特別の敬禮をなさむことを欲す、大將軍は其の身尊く位置重ければ、今や貴顯中與に肩を比するものなし、故に君も大將軍には拜禮をなさざるべからずといふ、汲黯曰く、夫れ大將軍の顯貴の身にして拜禮せざる客を有するは貴きを下して士を禮するなれば、最も重きを示すにて天晴のれ將軍ならずやといふ、大將軍聞いて愈〻汲黯を賢人なりとして、度々國家及び朝廷の事に就いて不審の所あるは之を汲黯に質問をなして、汲黯を待遇する事は平常よりも過ぎたり、

【字解】亢禮、亢はアガルにて、卑屈する所なき意、因りて彼此平等の禮を以て相待つをいふ、對等の意有揖客、揖は音イフ、義既に上に見えたり、反不重邪、

法、湯等數奏決讞以幸、

【講義】是の時、漢廷にては極力匈奴を征伐して四方の蕃國を招きて來り從はしむ、卽ち外事に寸暇なき時なり、然れども汲黯は九卿の位に居て事少なければ、天子の閑暇の時を候ひ、入りて言上す、其の言は常に云ふ、胡と和睦して親しく交際し、兵を起すことなかるべしと、然るに天子は極力儒術に對しては公孫弘を尊ばる、事務の繁劇なるに加へて、吏民の巧みに法文を利用するに及びて、天子も亦法令を知曉す、張湯等は度々罪人の判決文を上奏するに依りて寵幸せらる、

【字解】巧弄、巧みに法を弄するなり、利用する意、奏決讞、決は判決なり、讞は音ゲッ、罪を議する意、

而黯常毀儒、面觸弘等、徒懷詐飾智、以阿人主取容、而刀筆吏、專深文巧詆、陷人於罪、使不得反其眞、以勝爲功、上愈益貴弘

湯、弘湯深心疾黯、唯天子、亦不說也、欲誅之以事、

【講義】而して汲黯は平素儒者を毀り、公孫弘等を面折す、曰く、公孫弘等は空しく詐僞の心を以て智あるがごとくに粧ひ、以て人主に追從して體裁を繕ふ、而して小官吏の輩は、專ら法令を過刻に使ひ廻して巧妙に人を毀り辱め、罪に處して事實を明白ならしむる能はず、其の手段の勝れたるを以て功となすと、天子は愈、益、公孫弘、張湯等を有用の人材として待遇を厚くせらる、張湯、公孫弘は深く內心に汲黯を惡む、流石尊敬せられし天子も亦汲黯が言ふ所を悅ばず、何か事あらば汲黯を誅せむと思はれたり、

【字解】深文巧詆、深文は法令を過刻に用ふるなり、深とは深刻の意、詆は毀辱する意、唯天子、唯は雖と古字相通ず、欲誅之以事、事を以て其の罪を構成して之を誅せむと欲するなり、

弘爲丞相、乃言上曰、右內史、界部中、多貴人宗室、難治、非素重

【字解】 囹圄、獄の名、周に囹圄といふ、罪人を禁守する所、非苦就之、苦行努力して就すにあらぬをいふ、放析就功、放はホシイマヽの意、析は破壞なり、恣に舊制を破壞して其の功を就すといふなり、約束、要約締結の義、約は要と同用す、紛更之爲、爲紛更の倒語なり、紛は亂の意、更は變改するなり、無種矣、誅の子孫に及ぶを譬へたる語、種は穀種の義より轉じて子孫の意とす、

黯時與湯論議、湯辯常在文深小苛、黯伉厲守高不能屈、忿發罵曰、天下謂刀筆吏不可以爲公卿、果然、必湯也、令天下重足而立、側目而視矣、

【講義】 汲黯は折々張湯と論議する事あり、張湯は辯舌巧みなれば、汲黯の論に對して法理精密に細かく行き屆き過ぐる程に論辯す、然るに汲黯は強く抵抗して猛烈なれば、氣高き處を維持して議論に負けても張湯に屈する能はず、不平を發し罵りて曰く、世の中にて小官吏の以て公卿と爲すべからざるをいへるが、果して然り、今の張湯こそ、必ず天下の人をして立ちたる者は立止まり見る者は目をそむけて懼る懼る視るやうに恐惶不安の狀態にならしむるに至らんと、

【字解】 文深小苛、文は法令なり、小苛は瑣細苛刻の意、刀筆吏、小官吏の異稱、古代の簡牘は竹木を用ふる故に刀を以て筆に代ふ、吏は皆刀を以て書記に從事す、故に刀筆吏と云ふ、果然、此にて句とすべし、必湯也、本と視矣の下にあるべきを、倒裝法を用ひて此く故らに顚倒に書きたるなり、重足云々、重足は足と足とを重ねて敢て前に進まざる事、側目は敢て正しく視ざる事、懼るゝ事の甚しきをいふ、

是時、漢方征匈奴、招懷四夷、黯務少事、乘上間、常言與胡和親、無起兵、上方向儒術、尊公孫弘、及事益多、吏民巧弄、上分別文

時には、天子は時として冠せずして見らる、汲黯が謁見の時には、天子は冠せずして見らるゝことなし、蓋し汲黯を尊敬せらるゝなり、

【字解】踞厠、厠は牀邊の側の意、一說に溷厠とす、燕見、燕は宴と通用す、漢書に宴見に作る、

上嘗坐武帳中、黯前奏事、上不冠、望見黯、避帳中、使人可其奏、其見敬禮如此、

【講義】武帝嘗て武器を置ける帳中に坐したる時、汲黯事あり參りて上奏す、時に帝は冠せざりしかば、黯を望み見て帳中に避けて見ず、人をして其の上奏の事を裁可せしむ、其の天子に敬禮せらるゝこと此のごとし、

【字解】武帳中、武帳は帳中に弓矢其他兵器を置ける室を云ふ、帳は牀上に張り施す帷なり、

張湯方以更定律令爲廷尉、黯數質責湯於上前曰、公爲正卿、上不能褒先帝之功業、下不能抑天下之邪心、安國富民、使囹圄空虛、二者無一焉、非苦就行、放析就功、何乃取高皇帝約束、紛更之爲、公以此無種矣、

【講義】張湯は律令を更め定めたる功に依りて廷尉の官に昇りぬ、汲黯は數度張湯を天子の御前にて其の過を質し責む、或時湯に謂つて曰く、公は正卿となりて、上には先帝の功業を發揚する事能はず、又下としては、天下の人民の邪心を抑へ止めて國を安くし、人民を富ましめて、獄舍に入る者なきやうに取計ふこと能はず、以上の二つとも一つも實行する事なし、困苦努力して成し遂げたる政治にあらず、恣に舊來の制度を破壞して其の功を成したるなり、何故に祖先高祖皇帝の立てられたる規律をば搔亂して變更するぞや、公は此の事の爲に咎を蒙りて族滅せらるべしといふ、

者數、終不愈、最後病、莊助爲請告、上曰、汲黯何如人哉、助曰、使黯任職居官、無以踰人、然至其輔少主、守城深堅、招之不來、麾之不去、雖自謂賁育、亦不能奪之矣、上曰、然、古有社稷之臣、至如黯近之矣、

【講義】 汲黯は多病の人にて時々大患に罹る、大患にて三月以上にもならんとすれば、武帝は特旨を以て毎時家に歸りて靜養する賜暇休をなさしめらるゝこと多し、而も終に癒えず、最後の大患の時に、莊助は汲黯が爲に家にありて靜養することを願ふ、武帝、助に問はるゝやう、汲黯は如何なる人物ぞと、莊助曰く、汲黯をして職を奉じて官に居らしめば、別に他人に異なる所なし、然れども若し幼少の天子を輔佐し、或は孤城に大軍を一手に引受けても儼として辭せず、敵は之を呼べども往かず、旌旗を振つて麾きても其の場を去らざるに至りては、たとひ自身にては古代の勇力者たる孟賁、夏育に勝れりと號する人物たりとも、決して汲黯の志を奪ふことは叶ふべからずといふ、武帝曰く、古へに國家の柱石の臣と稱する者ありと聞きしが、今の汲黯などは之に近きものならむと歎美せられたり、

【字解】 無以踰人、漢書に踰を癒に作り、注に猶勝也と見えたり、賁育、孟賁と夏育の二勇士、孟賁は秦の武王の力士、夏育は時代不詳、麾之、麾は旌旗の屬、指麾するに用ふ、轉じて手を以て指麾する意に用ふ、社稷之臣、社稷に附屬して居る重臣の意、君主と雖も自分の意の如くに爲す能はざる忠直なる臣を云ふ、

大將軍青侍中、上踞厠而視之、丞相弘燕見、上或時不冠、至如黯見、上不冠不見也、

【講義】 大將軍衞青宮中に入りて侍する時は、天子は牀邊の傍に腰掛けて視らる、丞相公孫弘が宴見の

云云、黯對曰、陛下內多欲而外施仁義、奈何欲效唐虞之治乎、上默然、怒變色而罷朝、公卿皆爲黯懼、

【講義】天子武帝は其の頃文學ある儒者を招きて政治を刷新せむと欲す、帝曰く、吾れは斯のごとき事を行はむとす、諸卿如何と思へると、汲黯對へて曰く、陛下は內心慾心多くして外面にのみ仁政を行はむとす、此のごとくにして、上古堯舜の世の政治を行ひて太平ならしめむとせらるゝは行はるべくもあらずといふ、武帝は之を聞いて沈默して一語も發せず、怒りて顏色を變じて中途にて朝を罷めぬ、公卿等は皆黯が身の如何なる處分になるかを氣遣ひたり、

【字解】云々、文句の多き時に略する語にて、彼のごとく、此のごとく、又かやうかやうといふ意、シカジカと訓ず、漢書汲黯傳注に、師古曰、云云猶言如此、如此也、只略其辭也と、但し本條にては仁義を施さむと欲するをいふなり、

上退、謂左右曰、甚矣、汲黯之戇也、羣臣或數黯、黯曰、天子置公卿輔弼之臣、寧令從諛承意、陷主於不義乎、且已在其位、縱愛身、奈辱朝廷何、

【講義】今上は朝を罷め便殿に退いて、左右の侍臣に語りて曰く、正しいかな汲黯が剛直なることはと、群臣の中にて或人は黯の無禮を詰責す、黯曰く、天子が公卿輔弼の重臣を置くことは、寧ろ追從して諛びて、天子の機嫌を取りて、君王を不義に陷らしめむとするものか、決して然るものにあらじ、且つや今大臣の位にありながら、もし我が身を大切と思ふまゝに私心を挾むとも、朝廷の政治の衰ふるを何とせむとはするぞと對へたり、

【字解】戇也、戇は音タウ、オロカと訓ず、剛直の意、俗に馬鹿正直といふ意、

黯多病、病且滿三月、上常賜告

故に人士も亦歸服せず、

【字解】性倨少禮、倨は傲慢不遜なるなり、自分を高しと思ひ上る意、面折、直諫する事、まのあたり人の非を折くなり、

然好レ學、游俠任二氣節一、內行脩絜、好二直諫一、數犯二主之顏色一、常慕二傅柏袁盎之爲一レ人也、善二灌夫鄭當時及宗正劉棄一、亦以二數直諫一、不レ得二久居一レ位、

【講義】汲黯は尊大にして人に高ぶる癖あれども、學問を好み、又交際を好み、人の苦難を救ふ意氣地を立て通す風あり、而も品行は善く修まりて潔白なり、面前にて君主の誤りを諫むる事を好み、度々天子の逆鱗に觸るゝ事あり、平常梁の孝王の將にて伉直の聞え高かりし傅柏と申す人又は袁盎の人物を慕へり、又灌夫、鄭當時及び宗正の劉棄と親交あり、然れども每度天子を直諫するを以て、忌まるれば、久しく內官の位置に止まるを得ず、

【字解】脩絜、身を脩めて淸潔なるなり、宗正劉棄、宗正は官名、皇族の事を掌る官、漢書に名を棄疾に作る、

當二是時一、太后弟武安侯蚡爲二丞相一、中二千石來拜謁、蚡不レ爲レ禮、然黯見レ蚡、未二嘗拜一、常揖レ之、

【講義】汲黯が九卿に列せられたる際、太后の弟武安君蚡は丞相たり、中二千石の資格ある高官の人の來りて拜謁する時、蚡は答禮せず、然れども汲黯が蚡を見るに未だ嘗て拜したる事なし、只手を拱きて禮するのみ、

【字解】中二千石、中は滿の意、卽ち中二千石は滿二千石なり、拜、卽ち拜手なり、先づ兩手を以て下し拱きて地に至り、乃ち頭を下げて手に至り、頭は地に至らずして手に至るなり、揖之、揖は手を拱き上下左右するなり、敬禮の略せる者、

天子方招二文學儒者一、上曰、吾欲二

治官理民、好清靜、擇丞史而任之、其治責大指而已、不苛小、

【講義】又轉任して東海郡の太守となる、黯は原來黄帝、老子の學を好み、其の主義を行へり、されば官を取締り、人民を支配するに清淨潔白を好み、部下の丞史の官人に依賴して自ら關涉せず、其の治め方は大旨を以て抑へ、少しも煩はしく小事を云々せず、

【字解】黄老之言、道家の祖たる黄帝、老子の言、即ち道家の言といふがごとし、擇丞史、漢の律に太守、都尉、諸侯の內史、史各一人、卒史、書佐各十人あり、今は概言して丞史と云ふ、責大指、大指は大旨といふがごとし、大體の方針なり、

黯多病臥閨閤內不出、歲餘、東海大治稱之、上聞、召以爲主爵都尉、列於九卿、治務在無爲而已、弘大體、不拘文法、

【講義】汲黯は多病にて多く閨閤の內に平臥して外出せず、居る事一年餘にして、東海郡大に治まりて其の治績の美を稱贊す、今上召して主爵都尉となし、九卿に列す、汲黯の政治振りは、務めて無爲即ち能く德を以て民を化して政刑を事とせざるにあり、されば只何事に依らず、大體を知悉せしめて、法令を楯に取りて人を責めず、

【字解】閨閤內、猶寢屋の內といふに同じ、閨閤共に寢室にして、閤は閨より小なる門、九卿、三代以來の宰相に亞げる高官、漢は太常、光祿勳、衞尉、太僕、廷尉、大鴻臚、宗正、治粟內史、少府を九卿とす、文法、法律規則の屬をいふ、

黯爲人性倨少禮、面折不能容人之過、合己者善待之、不合己者不能忍見、士亦以此不附焉、

【講義】汲黯が人となり、天性人に高ぶりて禮儀を重んぜず、人を直接に非難して他人の過失を容赦する寬恕の德なし、己れの意に合ふ者は善く待遇すれども、己れに反對の者は見るにも堪へぬ程に嫌へり、

不足憂也、臣過河南、河南貧人、傷水旱萬餘家、或父子相食、臣謹以便宜持節、發河南倉粟、以振貧民、臣請歸節、伏矯制之罪、上賢而釋之、

【講義】孝景帝崩じて太子位に卽き天子となる、卽ち武帝なり、時に汲黯は謁者たり、東越互に攻伐す、今上は汲黯をして往いて視察せしむ、汲黯は東越に至らず、呉に至りて還り復命して曰く、越人の相攻伐するは固有の習慣にて、今更に天子の使者を差遣して視察せしむるに及ばずと、河內の地失火ありて千餘戸を延燒す、今上復汲黯に命じて往いて視察せしむ、還りて復命して曰く、庶民の家失火して家屋押竝べて延燒す、此れは憂ふるに足らず、臣河南を過ぐる時、河南の貧人、水旱の害に遭ひて困しむ者萬餘家、或は父子相食むに至る、臣謹みて便宜を以て天子の命と稱して河南の倉の米を發して貧民を救助せり、臣願はくは、天子の信節を返納し、天子の命なりと號して專斷の處置をなしたる罪に伏して刑を受けむといふ、帝其の臨機の取計らひを賢として罪し給はず、

【字解】家人、庶人なり、屋比延燒、比は近き意、家屋相近し、故に連延して燒けたるなり、振貧民、振は救の意、矯制之罪、矯はカコックと訓ず、詐なり、制は帝の命なり、

遷爲滎陽令、黯恥爲令、病歸田里、上聞、乃召拜爲中大夫、以數切諫、不得久留內、

【講義】漸次に轉任して滎陽縣の令となる、黯は縣令となるを恥ぢたれば、大病に罹りて職に堪へずと稱して歸農す、今上之を聞き、乃ち召して拜して中大夫となす、然れども數〻極端に諫言するを以て久しく宮中に留ることを得ず、

【字解】中大夫、官の名、

遷爲東海大守、黯學黃老之言、

名を成したり、李離は過ち聽いて無罪の人を殺したるを恥ぢ、自殺して其の責任のある所を明かにす、晉の文公は此の事に依りて、寵臣に私せずして能く國法を正したりと世に知らしめたり、皆能く理に循ひて職を奉じたる純臣と謂ふべし、

●汲鄭列傳第六十

汲黯字長孺、濮陽人也、其先有寵於古之衛君、至黯七世、世爲卿大夫、黯以父任、孝景時爲太子洗馬、以莊見憚、

【講義】汲黯は字は長孺といふ、濮陽の產なり、其の先祖は、古代六國の時の衛の王に寵ありき、汲黯に至りて七世の間、代々卿大夫の官たり、父の蔭に依りて即ち任子といふ資格にて、孝景帝の時に、太子の洗馬即ち東宮の官屬となる、嚴格なるが爲に人に疎外せらる、

【字解】衛君、六國時代に衛にては只君と稱せり、以父任、漢の制に、吏の二千石以上の者在官滿三年に及べば、兄弟若しくは子一人を以て官に任ずる特待あり、之を任子といふ、本邦の蔭位にて敍位せらるゝがごときなり、太子洗馬、洗馬は先馬なり、洗は先と通ず、太子出行の時は先驅して威儀を導く、以莊見憚、莊は嚴なり、威嚴あるなり、嚴格なるをいふ、漢の明帝諱は莊といへるより以後莊の字を皆嚴と云ふ、莊は論語に臨之以莊の意なり、

孝景帝崩、太子即位、黯爲謁者、東越相攻、上使黯往視之、不至、至吳而還、報曰、越人相攻、固其俗然、不足以辱天子之使、河內失火、延燒千餘家、上使黯往視之、還報曰、家人失火、屋比延燒、

辭して其の言に從はず、

【字解】 不與吏讓位、泰然として上位に居て自ら疑はぬ意、傅其罪、傅は付と同じく、ツケソヘル意、

文公曰、子則自以爲有罪、寡人亦有罪邪、李離曰、理有法、失刑則刑、失死則死、公以臣能聽微決疑、故使爲理、今過聽殺人、罪當死、遂不受令、伏劍而死、

【講義】 文公曰く、子は長官に居るが故に則ち自ら以て有罪となすが、寡人はその長官を治むる君主のことなれば、亦責任上罪あるかと、李離曰く、理官に定法あり、故に刑の適用を失する時は其の官人は相當の刑に處せらる、又人を誤りて死刑にする時は自分も死す、公は臣が能く微細なる理を聽察して疑獄を決するを以ての故に司獄の官たらしめたり、然るに今は過ちて聽いて無罪の人を殺したり、臣の罪死に當するものなりと、遂に王の命に從はず、自殺して死せり、

【字解】 理有法、理官に常法ありといふなり、聽微決疑、能く微細の理を聽き察して疑獄を決するなり、周禮司寇に以五聽察獄とあり、五聽とは詞、氣、色、耳、目これなり、

太史公曰、孫叔敖出一言、郢市復、子產病死、鄭民號哭、公儀子見好布而家婦逐、石奢縱父而死、楚昭名立、李離過殺而伏劍、晉文以正國法、

【講義】 太史公曰く、孫叔敖は一言楚王に說いて市民の苦痛と不便とを去りて舊に復せり、子產は病みて死するや、其の善政に感孚したる國民は父母に喪するがごとく叫び哭して惜めり、公儀子は其の家に精好なる布を織るを見て其の婦を去り、機織の具を燒きて儉約を奬めたり、石奢は父が人を殺せるを縱し自ら拘はれて自殺して楚の昭王の臣を愛憐するの

其罪、上惠也、伏誅而死、臣職也、遂不受令、自刎而死、

【講義】 昭王曰く、罪人を追ひかけたれど、之に及ばざりしものなれば、其の罪には伏すべからず、子は前のごとく相の職に就きて政事に與るべしとて之を聽さず、石奢曰く、其の父の人を殺せるを見て直ちに捕へて處分するは子としての道に反けば、孝子といふべからず、又王の法を奉じて罪人を處刑せざるは忠臣にあらず、然れども王が直ちに臣を罪し給はぬは大王の恩惠なれば、之に甘んずべきにあらず、されば臣は誅せられて死なむこそ臣が職分を盡す者なれとて、遂に王の命に從はず、自ら頭を斬りて死せり、

○李離者、晉文公之理也、過聽殺人、自拘當死、文公曰、官有貴賤、罰有輕重、下吏有過、非子之罪也、

【講義】 李離は晉の文公の司獄の官人なり、訴訟の時過ちて判決を與へて殺すべからざる人を斬りしかば、自ら召捕はれて死罪に行はるべしといふ、文公曰く、官に上下あり、罰に輕重あり、部下の吏員に過失ありとも、子が罪にはあらざるなり、故に罪すべからずといふ、

【字解】 文公之理、理は獄官の名、禮記に命理瞻傷云々などある是なり、過聽殺人、過ちて告ぐる所を聽き、之を殺して後に其の罪にあらざるを覺るをいふ、

李離曰、臣居官爲長、不與吏讓位、受祿爲多、不與下分利、今過聽殺人、傳其罪下吏、非所聞也、辭不受令、

【講義】 李離曰く、臣は治獄の官となりて其の長たり、上位に居て長官となりて自ら疑はず、祿を受くること多しとなす、而れども下僚と利を分たず、平生自ら尊くして多く利益を取りながら、今過ち聽いて人を殺して、其の責任を下級の吏に附けて自ら身を全うせむとするは、古來聞かざる所なりとて、王の命を

其家織布好、而疾出其家婦、燔其機云、欲令農士工女安所讎其貨乎、

【講義】公儀休は野菜を食して其の味ひ甚美なりしかば、自園の葵を拔き棄てぬ、又其の家にて織る布の精好なるを見て、早速に其の妻女を逐ひ出し其の機織具を燔きて曰く、營利の目途にあらずして布を織り耕をなす時は貨物十分に足りて又他より買ひ入るる用なし、されば農士工女をして其の製造したる貨物を何處に賣買せしむべき、賣買する事能はずば生活の途なきに至らむと、前以て大體を捉へたるなり、

【字解】茹、菜の總名、葵、野菜の名、今のあふひにあらず、讎其貨、讎は價を償ふ意、售と同じ、物をうること、

○石奢者、楚昭王相也、堅直廉正、無所阿避、行縣、道有殺人者、相追之、乃其父也、縱其父而還自繫焉、使人言之王曰、殺人者、臣之父也、夫以父立政、不孝也、廢法縱罪、非忠也、臣罪當死、

【講義】石奢は楚の昭王の相なり、志堅く正直にして公平私しなし、而も何れにも追從する事なく、何事に當りても遠慮する事なし、ある時國内巡視の際、途上にて人を殺したる者あり、相之を追ひて見れば、乃ち其の父なり、因りて其の父を放免して家に歸りて自ら捕縛せられて出づ、使を以て訴へしめて曰く、人を殺したる者は臣が父なり、臣は相の身なるが爲に父を處分して王の政法を執行するは父に對して不孝なり、さりとて國家の法を棄てゝ罪人を放免するは王に不忠なり、故に臣は大罪を犯したる者なれば死罪に行はるべしと云はしめたり、

王曰、追而不及、不當伏罪、子其治事矣、石奢曰、不私其父、非孝子也、不奉主法、非忠臣也、王赦

病みて死す、成年者は大聲を發して泣き叫び、老人は小兒のごとく聲をたてゝ啼く、而して歎いて曰く、子產は我等を置き去りにして死したるは何事ぞ、我等は何處に住居して安堵せむとて其の死を惜めり、

○公儀休者、魯博士也、以高弟、爲魯相、奉法循理、無所變更、百官自正、使食祿者不得與下民爭利、受大者不得取小、

【講義】公儀休は魯の博士の官の人なり、高等といふを以て魯の相となる、法を遵奉して理のある所に循ひて少しも私見を用ひて變改する事なし、故に百官自然に正しく職を奉ず、官の祿を受くる身分の者は、下民と利を爭ふことを得ざらしむ、大祿を受くる者は小なる贈遺を取ることを得ざらしむ、

【字解】博士、敎授の官の名、高弟、一本に高第に作る、第弟古へ通ず、卽ち高等なり、才學優等にして品第の高き意、

客有遺相魚者、相不受、客曰、聞君嗜魚、遺君魚、何故不受也、相曰、以嗜魚故不受也、今爲相、能自給魚、今受魚而免、誰復給我魚者、吾故不受也、

【講義】賓客中にて相公卽ち公儀休に魚を進物として獻上したる者あり、然るに相公は辭して受取らず、客は曰く、相公が魚を好みて食し給ふと聞きて今君に獻上するを、何故に受け給はざるかといへば、相公儀休曰く、其の事なり、吾れは魚を食ふを嗜好とすればこそ之を受けじといふなり、其の故は、目下魯の相となりてあれば、自身にも魚買ふに乏しからず、今日魚を人より贈られたるが爲に本職を免官せられむには、何人か我れに魚を贈る者あらむ、決して贈る者あらじと覺ゆるなり、故に之を受取らざるなりとつひに之を辭せり、

食茹而美、拔其園葵而棄之、見

爲相一年、豎子不戲狎、班白不提挈、僮子不犂畔、二年、市不豫賈、三年、門不夜關、道不拾遺、四年、田器不歸、五年、士無尺籍、喪期不令而治、

【講義】子産が鄭の相たること一年にして、小兒も戲れ狎れず、四五十歲の老人は重き物を提げず、未だ元服せざる幼年の者は田の畔に犂かず、二年にして市人は物の定價を前以て定め置かず、時々の相場に從ふに至る、三年にして民戶の門は夜も閉さず、道行く人も遺失物を拾ふことゝなく正直になりぬ、四年にして田畠を作る農具も使用したるまゝ其處に置きて家に持ち歸らず、五年にして士に軍令を書したる簡なし、喪に居るの禮は親しき疎きと定期あること、別に命令を發せずして民共に亂るものなし、

【字解】斑白、老人の頭髮半黑きをいふ、提挈、相扶持する意、提は片手にてさげ持つ意、挈は懸け持つ意、僮子、僮は十九歲以下八歲以上の童子、卽ち未だ冠せざる者、不犂畔、犂は犂を本字とす、耕具の名より田をほりかへす意に借る、卽ち丁壯の者が農に力むるをいふ、不豫賈、前以て高價に定めぬ意、不夜關、夜不關の倒語なり、關は貫木にて、門戶を閉ぢて之を鎖し固むる橫木なり、不拾遺、遺は道路に取落したる物なり、田器不歸、田を耕すに用ふる用具も家に持ち歸らぬなり、既に道に落ちたる物も拾はぬ程なればなり、士無尺籍、士民に一尺方板の籍書なきは軍令を書したる木板なきなり、正義に依るに尺籍の下に什伍の二字脫せるが如し、什伍は十人の組、五人の組にて他國より侵略のこと無ければ士民共に軍事に服せざるを云ふ、喪期云々、喪に居るの禮は親疎定期あるなり、

治鄭二十六年而死、丁壯號哭、老人兒啼、曰、子産去我死乎、民將安歸、

【講義】子産が鄭の政治を行ふこと二十六年にして

從ふ所を知らじ、是れ人民に便なる政といふべからず、王必ず車を高くせむとせば、臣願ふ所は、閭里の者をして、其の閭門の限りの木を高くせしむべし、車に乘る程の人は皆貴人なり、位高き人は度々車を下るゝことあたはずといふ、蓋し車が門の中を行くに梱が高き時は、高車は過ぐべけれど、庳車は過ぐる能はずといふなり、王は其の請ひを聽さる、此のごとくする事半个年にして、人民悉く自ら其の車を高くしたり、此れは敎化をなさずして、人民其の德化に從へるなり、

【字解】 庳車、庳は屋の低きをいふ、其梱、梱は門と兩扇の合ふ所に支へとなる木、卽ち橛なり、閾のごとく兩柱の間に亙りて限る横木にあらず、

近者視而效之、遠者四面望而法之、故三得相、而不喜、知其材自得之也、三去相、而不悔、知非己之罪也、

【講義】 近く都下に居る者は、孫叔敖が敎へを以て之に倣ひ、遠く地方にある者は、四方より其の風を仰ぎ見て之を法式として善く敎へを守れり、是の故に孫叔敖は三度まで令尹の官を得たれども喜ばず、是れ自分に其の人物より其の資格を得たりと知ればなり、又三度令尹の官を去りたれども悔いず、己れの罪にあらざるを知ればなり、

○子產者、鄭之列大夫也、鄭昭君之時、以所愛徐摯爲相、國亂、上下不親、父子不和、大宮子期言之君、以子產爲相、

【講義】 子產は鄭の列大夫なり、鄭の昭君の時に、君の愛する所の徐摯を以て相となす、鄭國亂れて上下親しまず、父子相和せず、大宮子期此の由を昭君に申して子產を以て相となす、

【字解】 列大夫、諸大夫の一人なりといふなり、但し子產は昭君に事へたる事なきに異傳の傳はりたるならむ、

更に其の形の小を改めて大なるものとなす、萬民之を便とせず、蓋し通貨は其の形の大なるは通用に不便なるなり、恰も往昔日本の天保通寶の不便なりしがごとし、此に於て人民其の業を廢して務めず、市の長は此の由を令尹孫叔敖に申して曰く、市制亂れて人民其の堵に安んぜず、吏の治むる所の市店の列次も定まらずといふ、令尹曰く、其の事は幾月位前の事かといふ、市の長曰く、三月程なりと、令尹曰く、先づ汝の舍に歸れ、吾今之を舊のごとく小ならしめむと、後五日經て參朝の際、令尹は此の由を莊王に申して曰く、前日通貨の制を變更したるは形の小さきが爲なり、然るに今市の長來りて告げて曰く、市制亂れて人民其の堵に安んぜず、又其の市制も定まらずといふ、臣願はくは、之を舊のごとく小にして人民に便ならしめむと申す、王は之を許さる、令尹は命令を下す、三月の後に、市制舊に復して、通貨の形狀故のごとく小さくなりぬ、是れ畢竟令尹孫叔敖が、民に便なるを政治の要とせるを云へるなり、

【字解】　幣輕、幣は通用の貨幣なり、古代は珠玉を上幣となし、黃金を中幣となし、刀布を下幣となす、漢以後は錢を以て幣とす、本條は刀布を大形に改鑄したるなり、其處、處は居處なり、次行、市の役人の詰め處、肆の位置なり、周禮司市職に以二次叙一分レ地而經レ市とありて、鄭玄の注に、次謂二吏所レ治舍一、若二今市亭一然、敍肆行列也と見えたり、

楚民俗、好二庳車一、王以爲庳車不レ便レ馬、欲下令使中高上レ之、相曰、令數下、民不レ知レ所レ從、不可、王必欲レ高レ車、臣請、教二閭里一使レ高二其梱一、乘レ車者、皆君子、君子不レ能二數下一レ車、王許レ之、居半歲、民悉自高二其車一、此不レ教而民從二其化一、

【講義】　楚の人民の習慣には屋の低き車を好めり、王は以爲へらく、屋の低き車は馬に便ならず、令を下して之を高からしめむと欲す、然るに楚の民俗高きを好まず、令尹孫叔敖曰く、令若し度々下らば、人民

稱す、莊王の覇たりしは虞丘子の力に頼るといふ、以自代也、己れに代りて相たらしむるをいふなり、

三月、爲楚相、施敎導民、上下和合、世俗盛美、政緩禁止、吏無姦邪、盜賊不起、秋冬則勸民山採、春夏以水、各得其所便、民皆樂其生、

【講義】三月程經て、虞丘子は楚の相卽ち令尹となる、是に於て先づ敎令を發して民を善に導きたれば、上下親しみ和らぎて爭ふ者なし、天下の人の習慣は皆高尙にして美なり、政治は溫和といへども禁令を發すれば皆止むを得、官吏は皆理に循ひて惡事を行はず、盜賊起らず、秋と冬とには民に勸めて山に入りて材竹を採らしめ、春と夏との水多き時には、之を利用して伐りたる材竹を出さしむ、人々皆其の便を得て、萬民齊しく太平の生活を樂しめり、

【字解】政緩禁止、政緩しといへども之を禁ずれば止むの意、春夏以水、春夏は暖かに、雪融けて水多き時なり、因りて之を利用して伐りたる材竹を運び出すをいふ、樂其生、生は生業なり、

莊王以爲幣輕、更以小爲大、百姓不便、皆去其業、市令言之相曰、市亂、民莫安其處、次行不定、相曰、如此幾何頃乎、市令曰、三月頃、相曰、罷、吾今令之復矣、後五日朝、相言之王曰、前日更幣以爲輕、今市令來言曰、市亂、民莫安其處、次行之不定、臣請遂令復如故、王許之、下令三日、而市復如故、

【講義】莊王思ふことには、今通行の貨幣實質輕し、

僻之計、不正にして善からぬ計畫なり、挾とは心に抱き持つの意、畔逆、畔は裏むき反くこと、逆は順の反、謀反なり、父子、淮南厲王長と其の子の淮南王安、及び衡山王賜をいふ、漸靡、漸は物事の徐々に變移して速かならざる意、自然に浸み込む意、靡は相隨ひ從ふ意、誰れ言ふとなく其の意になりてくるをいふ、僄勇輕悍、僄は音ヘウ輕疾にて氣早の意、悍は凶暴なり、僄悍と熟用す、項羽本紀にも項羽爲人、僄悍猾賊と見えたるなどは、輕疾にして勇悍なるを言ふなり、輕とは身輕にして素疾きなり、

循吏列傳第五十九

太史公曰、法令所以導民也、刑罰所以禁姦也、文武不備、良民懼、然身修者、官未曾亂也、奉職循理、亦可以爲治、何必威嚴也、

【講義】太史公曰く、律令は民を善に導く所以のものなり、罪ある者を罰する法は惡人を禁ずる所以のものなり、律令と刑罰との二者備はらざる時は、良民は懼れて惡人のみ幸ひす、然れども王者の身修まる時は、官職ある者は未だ昔しより亂れたる者あらず、職を承けたる者理法に循へば、國家の政治成らざるものなし、何ぞ必ずしも威嚴を示すのみを能とせむや、

【字解】文武不備、法令を文となし、刑罰を武となす意、良民懼、法令立たずんば、或は無辜の者を刑するに至る、此れ良民の懼るゝ所にして姦民の幸ひとする所の意、循理、循は行順也とありて、附き添ひて漸次に從ひまはる意、

○孫叔敖者、楚之處士也、虞丘相進之於楚莊王、以自代也、

【講義】孫叔敖は楚の國の人にして官に仕へざる士なり、楚の相虞丘子之を楚の莊王に進めて、我れに代らしめたる者なり、

【字解】虞丘相、虞丘子、楚に相たりしより虞丘相と

太史公曰、詩之所謂戎狄是膺、荊舒是懲、信哉是也、淮南衡山親爲骨肉、疆土千里、列爲諸侯、不務遵蕃臣職、以承輔天子、而專挾邪僻之計、謀爲畔逆、仍父子再亡國、各不終其身、爲天下笑、此非獨王過也、亦其俗薄、臣下漸靡使然也、夫荊楚僄勇輕悍、好爲亂、乃自古記之矣、

【講義】 太史公が曰く、詩經に謂はゆる戎狄の野蠻は擊ち、荊や舒の南蠻は之を懲すと云へることは眞に至當の言なるかな、是の言や、今熟〻惟ふに、淮南と衡山とは、親しく高帝の孫にして、漢の天子と親族たり、其の領土は千里の大を有し、列して諸侯となれり、而るに藩屛たる大任を有しながら、其の本務を正しく行ひ、以て天子の意を承けて輔弼することを務めず、專ら不正不善の心を抱き持ちて反逆をなさむと企てたり、父の淮南厲王も反逆して子の安も賜も皆國を亡ぼしたり、加之、各〻其の天命を全うせずして死して、天下の笑柄となれり、更に思ふに、此れは特に王の過失にあらず、其の土地の人の平生の習慣輕薄にして、王の臣下たる者が、何時とはなしに其の俗に隨從して、此の仕誼に至らしめたるなり、夫れ楚國の俗は氣早く身輕にして凶暴なれば、好んで反亂をなす、此の故に古代より詩經にも、戎狄是れ膺ち、荊舒是れ懲すとも記したるなりと信ずるなり、

【字解】 戎狄云々、詩經魯頌閟宮の篇に出でたる詩、戎は西方の蠻國、狄は北方の蠻國、膺は擊つなり、懲はこらすなり、其の意は、西に戎あり、北は狄あり、南に荊舒あり、土俗强暴、好んで寇亂をなす、常に須らく兵を以て擊ち懲すべしとの意なり、之を引用して蠻地を治むる手段を述べたるなり、蕃臣、蕃は藩と通ず、藩は保衞の意、藩屛など熟して用ふ、卽ち藩屛の臣、諸侯を封建して王室の藩屛となすより藩國とも稱す、承輔天子、上の意を受けて之を輔佐する意、邪

以聞、

【講義】漢の廷尉卽ち司獄の大官は、孝が自首したる事を糺明するに證據十分なり、公卿は天子に請ひて曰く、衡山王を淮南王の連累者として召捕りて糺明せむと請ふ、天子は之を許さずして捕へざらしめ、別に中尉司馬安と太行李息とを衡山王の許に遣はして、王の前に於て其の事狀を問はしむ、衡山王は事細かに一切の事實を以て對へたり、漢の有司は皆王宮を取圍みて萬一を警戒す、大行は取調べを了へて天子に奏聞せり、

【字解】治驗、罪狀を取調べたるに證據の確實にあがりたるなり、驗は證なり、中尉云々、中尉、名は司馬安、太行、名は李息と、漢書功臣表に見えたり、卽問王、卽は就なり、行き到りてなり、

公卿請遣宗正大行、與沛郡雜治王、王聞卽自剄殺、孝先自告反、除其罪、坐與王御婢姦棄市、王后徐來亦坐蠱殺前王后乘舒、及太子爽坐告王不孝、皆棄市、諸與衡山王謀反者皆族、國除、爲衡山郡、

【講義】漢の公卿、天子に請ひて曰く、宗正、大行の官人をして沛郡と雜へて衡山王の罪を糺さしめむことをと、衡山王は其の由を聞きて、自裁せむには若かずと思ひしにや、卽時に刀を引きて自から首はねて死す、次男孝は率先して自首したるが爲に、其の罪を問はれず、只王の侍女と通じたりといふ罪に依りて棄市の刑に處せらる、王后徐來も亦、前王后乘舒を毒藥もて殺したりといふ罪に坐し、及び太子爽は王に對して先に不孝の所爲卽ち王の大病に侍せざりし事より數多不孝の行爲ありしに坐して、皆棄市の刑に處せらる、其の他、衡山王と反逆を企てたる者は、皆三族を合せて殺さるゝ重刑に處せられたり、かくて衡山王の國は廢せられて、衡山郡となりぬ、

書を漢に上りて、反對に太子爽が所行は大逆にして、誅戮したる屍を市に晒す程の罪科なる由を上告す、漢にては其の疑獄を沛郡に引渡されて其の罪を糺さしめたり、

元朔七年冬、有司公卿下沛郡、求捕所與淮南謀反者、未得、得陳喜於衡山王子孝家、吏劾孝首匿喜、孝以爲陳喜雅數與王計謀反、恐其發之、聞律先自告除其罪、又疑太子使白嬴上書發其事、即先自告、告所與謀反者救赫陳喜等、

【講義】元朔七年の冬、漢の有司公卿會議して、沛郡に令を下して、淮南王と與に反逆を企てたる一味の者を捕縛せむとすれども、未だ召捕るを得ず、只陳喜をば衡山王の子孝が家に於て召捕るを得たり、有司其の罪狀を糺彈す、孝は首謀者となりて陳喜を匿したる者なりといふ、孝は思へらく、陳喜は土代から度度衡山王と反逆を企てたれば、彼れより吾が罪狀を告發せむかと恐れたり、而して又豫ねて聞く所に據れば、律の明文に、自首する者は無罪となるとありと言ふ、其の上又太子は白嬴をして上書せしめて、吾が陰謀に關係してある由を告發せしも知れずと思ひしかば、即時に先づ自首して、與に反逆を企てたる連累者の救赫、陳喜等の事を告ぐ、

【字解】下沛郡、淮南の事件を沛郡に下して糺さしむるなり、首匿喜、首匿喜と訓點したるもあり、頭首となりて匿したりとなり、匿は、をさめかくして人目にかゝらぬやうにする事、雅數云々、雅は下地よりといふ意、

廷尉治驗、公卿請逮捕衡山王、治之、天子曰、勿捕、遣中尉安、太行息、即問王、王具以情實對、吏皆圍王宮而守之、中尉大行還

らざりしを一切に取消して、更に互に謀反の準備に就いて契約をなせり、

【字解】當朝、參朝の時に値ふなり、當は値の意、當番といふごとし、衡山王は卽ち表面病氣を申し立て參朝を辭したるに武帝は書を賜はりて病氣なれば强ひて參朝に及ばすと沙汰せらる、昆弟語、昆弟は兄弟なり、卽ち相親愛して互に談話するなり、除前郤、郤は隙と同じ、仲らひの惡しきを互に打捨つる意、約束反具、互に契約を堅めて反具を支度するなり、上賜書不朝、時節を定めて漢に入朝するを止めて國にのみ居らしむるは別格の優待なり、

元朔六年中、衡山使人上書請廢太子爽、立孝爲太子、爽聞、卽使所善白嬴之長安、上書、言孝作輣車鏃矢、與王御者姧、欲以敗孝、白嬴至長安、未及上書、吏捕嬴、以淮南事繫、

【講義】元朔六年中に、衡山王は人をして書を漢の天子に上り、太子爽を廢して次男の孝を以て太子とせむことを請はしむ、爽は此の由を聞きて、卽時に兼ねて親交ある白嬴といふ者を使として漢の朝廷に之きて書を天子に上らしめ、孝が戰車征矢を作りて反逆の用意をなし、又王の侍女と密通せる由を云ひて、孝が太子となることを打壞さむとす、白嬴が長安に至りて、未だ天子に上書するに至らぬ程に、漢の有司は白嬴の擧動を怪しみ召捕りて、淮南王の謀反の關係者として獄に繫ぎぬ、

【字解】白嬴、白は姓、嬴は名、鏃矢、鏃は音ゾク利なり、敗孝、孝が太子となるを失敗せしめむとするなり、

王聞爽使白嬴上書、恐言國陰事、卽上書、反告太子爽所爲不道棄市罪事、事下沛郡治、

【講義】衡山王は、太子爽が白嬴をして漢の天子に上書せしめたりと聞きて、國にて反逆を計畫してある內容を洩らされては一大事と思ひしかば、卽時に

數稱引吳楚反時計畫、以約束、

【講義】 王は乃ち孝が賓客にて江都の人救赫或は陳喜などいふ者をして、戰車と鏃矢卽ち金屬製の矢じりをつけたる征矢を作らしむ、又別に天子の璽と將相軍吏等の印をも刻せしむ、是は自立したる時の用なり、王は日夜、勇猛の人物、譬へば周丘等がごとき、卽ち吳王反せる時に漢の節を得て、下邳を下さむと請へる類の人を得むと求め、又度々吳楚七國謀反の時の計畫を褒め揚げ引用しては一味の黨類の者と堅く軍規を締結す、

【字解】 輣車鏃矢、輣は兵士を乘する車、卽ち戰車にて、樓車なりと資治通鑑の注に見えたり、鏃矢は鏃矢の誤、爾雅の説矢に、金鏃翦羽謂之鍭とあり、周丘等、下邳の人にて吳王に從ひし者の名、稱引、稱は賞揚して人に告ぐるなり、引は引用するなり、約束、要約締結の意、

衡山王非敢效淮南王求卽天子位、畏淮南起幷其國、以爲淮南已西、發兵定江淮之間而有之、望如是、

【講義】 衡山王は敢て淮南王の行ひを見習ひて反をなし天子の位に卽かむとの野心にあらず、只淮南王が兵を起して、衡山の國を併合せむを畏るゝなり、而して王の心に思へらく、淮南王愈、反軍を漢の方に進めむ曉には、衡山よりも兵を發して江淮の間を打平げて我が有となして國家の安からむやうにすべし、是れが王の理想として志願する所なりと、

元朔五年秋、衡山王當朝、六年過淮南、淮南王乃昆弟語、除前郤、約束反具、衡山王卽上書謝病、上賜書不朝、

【講義】 元朔五年の秋、衡山王は漢の天子に參朝すべく、六年に淮南の地を通過す、淮南王は打解けて親しく眞の兄弟として物語りし、以前の交情の圓滑な

太子宮中、孝日益親幸、

【講義】太子は王が常に自身を廢して自身の弟孝を太子に立てんと欲するを知り、是に於て王に申して曰く、孝は王の御者卽ち腰元の官女と姦し、又無采は奴隷と姦せり、王に於ては勉强して食事を爲して健康を保ち給へ、臣は請ふ此れより上京して此の始末を朝廷に上書せむと、かく脅迫の言をして、それより逃げ去りぬ、王は人をして之を引止めしめたれど、能く之を止めむとする者なし、王は乃ち自から馬を車にかけて太子を追ひて遂に太子を捕ふ、太子は妄りに惡言を出して止まず、王は怒りて太子に械卽ち手梏足桎を加へて宮中に繫ぐ、之に反して弟孝は日增しに王の親幸を得てあり、

【字解】王御者、前文に王侍者と見えたるを指す、械繫、械は刑具、杻、枷、桎、梏等の屬を云ふ、繫は索にてつなぐなり、王强食、王先謙曰く、强食は猶、努力して加餐せよと言ふが如し、此れ惡言を爲して王に對ふるなり、請上書、天子に上書して國內の亂行を訟へんとの意なり、

王奇孝材能、乃佩之王印、號曰將軍、令居外宅、多給金錢、招致賓客、賓客來者、微知淮南衡山有逆計、日夜從容勸之、

【講義】王は孝が材智藝能の他より優れたるを奇なりとして、乃ち孝に王の印を賜ひ、號して將軍といひ、宮外の邸に住ましめ、又多く金錢を給ひて、客扱ひの士分の者を招き集めしむ、是れは後に事起さむの下心なり、賓客中にても、內々淮南王、衡山王の漢に反する計畫あるを心附きたれば、毎日晝夜の別なきまでに慫慂めて早く事を起すべきを說き居たり、

【字解】微知淮南云々、微はヒソカニと訓ず、從容勸之、從容は慫慂と同じ、既に上に見えたり、

王乃使孝客江都人救赫陳喜作輣車〔鏃〕矢、刻天子璽、將相軍吏印、王日夜求壯士如周丘等、

后欲令侍者與孝亂以汙之、欲幷廢兄弟、而立其子廣代太子、太子爽知之、念后數惡己無已時、欲與亂以止其口、

【講義】王后は王の太子を廢することに決定し、又同時に弟の孝を廢し黜けんと思へることを知り、愈太子及び孝を排斥する事に着手せり、王后の腰元の女官にて舞ひを善くする者あり、王は之を寵す、王后は又奸計を設けて其の腰元と太子の弟孝と淫奔の行ひあらしめ、其の腰元を汙さしめて王の寵なきやうにし、又同時に太子兄弟を廢して、吾が生める子廣を立てて太子とせむとす、太子は之を知ると共に、王后は度々己れを王に讒訴して已む時なきを念ひ、王后と與に淫行を敢てして、吾れを中傷する者なきに至らしめむと計れり、

王后飮、太子前爲壽、因據王后股、求與王后臥、王后怒以告王、王乃召欲縛而笞之、

【講義】王后は或る時太子と酒宴を開かれぬ、太子、王后の前に參りて物を獻じて之を賀す、其の席の折に、太子は王后の股に依りかゝりて王后と共に臥せむと求めたれど、王后は豫て太子を快く思はざれば、其の無禮を怒りて王に告げたり、王は是の事より太子を召して之を縛り上げて笞たむと欲す、

【字解】王后飮、王后飮太子と訓點して、王后が太子の所にて酒宴する意に見る說あり、漢書に、后飮太子、太子前爲壽とあるに據るなり、前爲壽、凡そ金帛を以て人に贈るを壽と曰ふ、

太子知王常欲廢己立其弟孝、乃謂王曰、孝與王御者姦、無采與奴姦、王彊食、請上書、即倍王去、王使人止之、莫能禁、乃自駕追捕太子、太子妄惡言、王械繫

太子、王以故數撃笞太子、

【講義】太子の妹無采は先に他に嫁したれど、仔細ありて去られて王の許に歸りぬ、而して奴隷と密通し、又客と密通す、太子之を尤めて度々無采を詰責す、無采は吾が惡しきを省みず反對に怒りて太子と絕交す、王后徐來は此の事を聞きて、胸に一物ある事なれば、反りて早速に無采を厚く待遇す、無采及び太子の弟孝は幼少にして生母に別れたるが爲に、王后徐來に馴染みて相親し、王后は計略を以て此の兩人を幼少の時より大切に養育し、今に於ては三人與に一緒になりて太子の名譽を傷つけむとのみなしたれば、王は之を信じて度々太子を笞うちて懲らしめたり、

元朔四年中、人有賊傷王后假母者、王疑太子使人傷之、笞太子、後王病、太子時稱病不侍、孝、王后無采惡太子、太子實不病、自言病有喜色、王大怒、欲廢太子立其弟孝、

【講義】武帝の元朔四年中に、或る人、王后の繼母なる人を殺さむとして傷をつけたる者あり、王は必定太子が人をして之を傷けしめし者ならむと疑ひて、太子を笞うちぬ、後になりて王の大病のありし時、太子は亦大病にて看護成り難しとて王の身邊に侍せざりき、弟の孝と王后と妹無采とは、太子の此の行爲を惡みて、王に譖して曰く、太子は實に大病にはあらず、自から大病と言ひたてゝ其の實、心の中には王の大病は吾れに幸ひなりといふ樣子見えたりと言ふ、王は大に怒りて、太子を廢して其の弟の孝を立てむとす、

【字解】假母、假母は繼母なり、一に曰く、父の旁妻なりと、顏師古の說に見えたり、言病云々、口には大病と云へど、面には喜色ありとなり、

王后知王決廢太子、又欲幷廢孝、王后有侍者善舞、王幸之、王

百石以上、吏の四百石以下は國王の進退なれど、漢にて之を置くは、王の惡行あるが爲なり、候星氣、占星と望氣の術をいふ、古代に星氣の術あり、以て吉凶を占候す、從容云々、從容は從慂と相通ず、奬勸の意、漢書に縱臾に作る、

王后乘舒死、立徐來爲王后、厥姬俱幸、兩人相妬、厥姬乃惡王后徐來於太子曰、徐來使婢蠱道殺太子母、太子心怨徐來、徐來兄至衡山、太子與飮、以刃刺傷王后兄、王后怨怒、數毀惡太子於王、

【講義】衡山王の后乘舒死去せられしかば、更に姬の徐來を立てゝ后となす、然るに美人の厥姬と俱にいづれも劣らぬ寵愛あるが爲に、兩人仲らひ甚だ善からず、互に相嫉妬す、厥姬は是に於て王后徐來を太子に惡しざまに讒言して曰く、徐來は召使の女をして毒藥を用ひて太子の母を殺さしめたりと曰ふ、太子是れより心に王后を怨む、徐來が兄衡山に至る時、太子與に酒宴を催すにかこつけて刄を以て王后徐來の兄を刺して傷つけぬ、是れによりて王后は太子を怨み怒りて度々太子を衡山王に毀りて惡しく言ひたてたり、

【字解】蠱道、蠱は毒害する物の名、毒藥を以て人に飮ましめて、人に心附かしめずして殺すを蠱毒といふ、蠱を造るには百足の蟲を皿の中に置きて互に啖合はしめて其の最後に存したるを蠱となすといふ、通志に見えたり、

太子女弟無采嫁棄歸、與奴姦、又與客姦、太子數讓無采、無采怒、不與太子通、王后聞之、卽善遇無采、無采及中兄孝少失母、附王后、王后以計愛之、與共毀

怒、故劾慶死罪、彊榜服之、衡山内史以爲非是、卻其獄、王使人上書告内史、内史治、言王不直、王又數侵奪人田、壞人冢以爲田、有司請逮治衡山王、天子不許、爲置吏二百石以上、衡山王以此恚、與奚慈張廣昌謀、求能爲兵法候星氣者、日夜從容王密謀反事、

【講義】 武帝の元光六年に衡山王は漢の天子に參朝す、王の謁者の官なる衞慶といふ者、方術卽ち卜筮、占驗、星相等の術の巧みなることを以て、上書して漢の天子に事へむと欲す、王知りて之を怒る、態と衞慶を罪せむとて、其の人に罪ある由を告發して、無理に笞うちて死罪に服せしむ、然るに衡山に居る内史は漢より附けられたる官人なれば、此の事を以て王の無理なる事となして、其の裁判を却下するに至りしかば、王は人をして上書して、内史を漢に於て罪を糺されむことを請へり、漢にては其の内史を取糺したるに、内史は王の行爲の不直なる由を言ひ、且つ又王は度々民の田を横取し、又民人の墳墓を破壞して田地となすなどの惡行を告げしが爲に、漢の有司は衡山王を召し寄せて其の罪を糺さむと請ふ、然れども天子は、宗親なるを憚りて之を許さず、只其の監察の爲に四百石以下の秩ある官人を其の國に置く事とす、元來漢の制は、郡國の吏四百石以下は國にて任命するを例とするに、漢にて置くは、王の惡行あるが爲なり、此を以て王は大に其の所置を怒り、奚慈、張廣昌等と謀りて、兵法を治め、星氣を候ひて氣運を知る方術者を求め、又日夜王に謀反すべき事を説き勸めたり、

【字解】 方術、卜筮、占驗、星相、醫術等を謂ふ、卽ち方士なり、彊榜服之、彊は强の本字、無理やりになり、榜は擊つなり、之を笞ちて衞慶をして死罪に服せしむるなり、逮治、逮は追捕なり、治は罪を糺すなり、二

九江郡、

【講義】天子は伍被が平素多く漢廷の政教の美を引用して淮南王に說きたるを以て、特赦して誅することなからしめむとす、廷尉張湯曰く、伍被は主謀者として王の爲に陰謀を計畫したる者なれば、被が罪は赦すべからずと奏す、遂に被を誅す、淮南の國を以て廢して九江郡として漢に併せたり、

【字解】雅辭、雅は素なり、平素の言語の意なり、

○衡山王賜王后乘舒、生子三人、長男爽爲太子、次男孝、次女無采、又姬徐來、生子男女四人、美人厥姬、生子二人、

【講義】衡山王賜が正妃乘舒は、子三人を生む、長男の爽を太子となし、次男は孝と云ひ、次の女子は名を無采と云ふ、又姬の資格たる妾の徐來と云ふは、子男女合せて四人を生む、又美人の資格なる妾の厥姬は、子二人を生めり、

衡山王淮南王、兄弟相責、望禮節、間不相能、衡山王聞淮南王作爲畔逆反具、亦心結賓客、以應之、恐爲所幷、

【講義】衡山王と淮南王との二人は兄弟各〻禮節の至らざるを相責め怨みて、往往善からず、衡山王は淮南王が漢に叛く用意に種々の武器を作爲する由を聞きて、亦心中に賓客の待遇にて召し抱へたる士と謀を合せて淮南王の味方とならむとす、併しながら若しも淮南王に其の國を併合せられむかと氣遣ひたり、

【字解】望禮節、望は責め怨む意、兄弟各〻禮節の至らざるを相責め怨むなり、畔逆反具、謀叛の用意に軍需品を製作するなり、

元光六年、衡山王入朝、其謁者衛慶有方術、欲上書事天子、王

の一族近幸の臣は、もし反逆の形跡なき者も、平素相敎ふる事能はずして此に至れる者は、皆官を免じ爵を削りて士伍となし、仕宦して吏となるを得ざらしめむ、其の近幸を得たりとて官吏にあらざる者は贖銅二斤八兩を出し、以て淮南王安の罪を明かにし、天下の萬民をして、明かに君臣の大義を知らしめ、以後は再度君父に背く意あることなからしめむとすと議せり、

【字解】春秋曰、春秋公羊傳莊公三十二年に、公子牙今將爾、辭曷爲與親弑者同、君親無將、將而誅焉と見えたり、將は未だ形迹に見はれずして其の意あるをいふなり、二百石以上及比者、眞の二百石及び秩比二百石以上の者、百官公卿表に秩四百石至二百石、是爲長吏と見えたり、長吏は縣內を理むるなり、不在法中、縱ひ反狀なき者と雖もなり、不能相敎、平素相敎ふる能はずして此に至れる者なり、其非吏、近幸の人にして吏人にあらざる者なり、他とは吏にあらざるものをいふ、章臣安之罪、章は明かにするなり、表白にする意、宣章盛德以示天下の章と同じ、

丞相弘廷尉湯等以聞、天子使宗正以符節治王、未至、淮南王安自剄殺、王后荼太子遷、諸所與謀反者、皆族、

【講義】丞相公孫弘、廷尉張湯等、以上の論議を奏聞す、天子は宗正即ち皇族の事を掌る官をして天子の信節を持して淮南王の罪を糺さしむ、使節未だ淮南に至らざるに、王安は自から剄ねて死す、王后荼、太子遷、及び其の他多數の王と與に反逆に關係したる者は、皆三族を誅せられぬ、

【字解】宗正、秦の官、親屬を掌る、歷代之に因る、宗正卿を置きて皇族の事を掌る、皇族を以て任ず、日本古代の正親町にひとし、

天子以伍被雅辭、多引漢之美、欲勿誅、廷尉湯曰、被首爲王畫反謀、被罪無赦、遂誅被、國除爲

詐僞心、以亂天下、熒惑百姓、倍畔宗廟、妄作妖言、

【講義】趙王彭祖、列侯臣讓等四十三人共に議す、皆一同に奏し曰く、淮南王安は甚しき不忠の所爲あり、天子に反きて人たる道を守らず、其の形跡甚だ明白なり、當然誅せらるべしといふ、膠西王臣端は議して曰く、淮南王安は國法に反きて非道の所爲あり、而も官の文書信印を僞造して反逆を企て、以て天下を亂さむとす、萬民の心を迷はし、漢室の祖宗に背き、妄りに人心を惑はす言辭を作れる罪輕きにあらず、

【字解】大逆無道、唐律疏議に干紀犯順、違道悖德、逆莫大焉、故曰大逆と見え、又、安忍殘賊、背違正道、故曰不道と見えて十惡の一たり、倍畔宗廟、倍は背と音義通ず、後にして見ぬ意、

春秋曰、臣無將、將而誅、安罪重於將、謀反形已定、臣端所見其書節印圖、及他逆無道、事驗明白、甚大逆無道、當伏其法、而論國吏二百石以上及比者、宗室近幸臣、不在法中者、不能相教、當皆免官削爵爲士伍、毋得宦爲吏、其非吏、他贖死金二斤八兩、以章臣安之罪、使天下明知臣子之道、毋敢復有邪僻倍畔之意、

【講義】春秋公羊傳に曰く、臣は君親に對して叛逆の心を持つことなし、持てば誅すとあり、安が罪は反逆の事を心に持てるよりも重し、謀反の形跡已に確定す、臣端が見る所にては、其の反逆の材料たる僞造の請書、使者の節、印圖及び他の事まで大逆無道の證據明白なり、是れ實に大逆無道の事、當然反逆の者の誅に伏して罰せらるべきものなり、而して淮南の吏二百石以上及び秩二百石以上の待遇の者、又淮南王

用具をも索め出して天子に上奏す、

上下公卿治、所連引與淮南王謀反列侯二千石豪傑數千人、皆以罪輕重受誅、衡山王賜淮南王弟也、當坐收、有司請逮捕衡山王、天子曰、諸侯各以其國爲本、不當相坐、與諸侯王列侯會肄丞相諸侯議、

【講義】　武帝は淮南の事件を大臣に下して議せしめらる、時に張湯、廷尉たり、連累者たる淮南王の一味の列侯、二千石の郡守、名家凡そ二三千人の者、皆罪の輕重に從つて誅を受けたり、只衡山王賜は淮南王安の弟なれば、當然連坐として官に召し捕らるべきなり、當局の吏請ひて曰く、衡山王をも連坐として召し捕らむと請ふ、天子曰く、諸侯は各〻獨立する者なれば連坐の列に入るべからず、此の事件は宜しく諸侯王列侯の中にて嘗て丞相に會して典故法律に習ひたる諸侯と與に僉議せよと命ぜらる、

【字解】　會肄云々、肄は習なり、與諸侯王云々の十三字を一句となして解すべし、言ふは、多數の諸侯王列侯の中にて嘗て丞相に會して典故法律を習熟せる者と評議せよの意なり、按ずるに此句疑ふらくは訛誤あらん、張文虎曰く、上已云諸侯王列侯、則下諸侯二字複衍矣、索隱本出會肄丞相者五字、蓋是詔語、因有司之請而命其與諸侯列侯同詣丞相議也、者者亦句絶之語辭、與匈奴傳中行説爲漢患者者字同、傳寫誤作諸、淺人妄加侯字、漢書但作與諸侯王列侯議、と、此の説に依れば本文を與諸侯王列侯會肄丞相者に作りて侯議の二字を削るべし、

趙王彭祖列侯臣讓等四十三人議、皆曰、淮南王安、甚大逆無道、謀反明白、當伏誅、膠西王臣端議曰、淮南王安、廢法行邪、懷

【字解】卽罷相、相をして出で去らしむるにて退出せしむるなり、謀刺漢中尉、其の連坐せしめらるる所以は漢の中尉を刺さむと謀るを以ての故なりとなり、所與謀者已死、王は自己と之を謀る、自己が死せる以上は乃ち口絶えて言ふ者なしとなり、口絶とは、其の事を口より出すもの全くなくなるといふなり、

乃謂王曰、羣臣可用者皆前繫、今無足與擧事者、王以非時發、恐無功、臣願會逮、王亦偸欲休、卽許太子、太子卽自剄、不殊、

【講義】太子は乃ち王に謂つて曰く、群臣の役使に供すべきものは是より前に皆國事に依りて漢に召し捕られたり、故に今は與に一大事を談じて軍を起すべき人物なし、王其の時にあらざるを覺らずして軍を起さば、反りて何の功もなからむ、臣は願はくは逮書に應じて召さるゝまゝに往かんといふ、王も暫時休息せんと欲して、卽ち太子に其の請ふ所を許す、太子卽ち自から首斬りたれど、死に果つる能はず、

【字解】會逮、逮は逮書なり、其の召し寄せらるゝまゝに往かんといふなり、王亦偸欲休、偸は、ヌスムと訓ず、苟偸なり、一日送りに安寧を偸みて兵を發するを欲せざるを云ふ、上文の王鋭欲發と相反す、自剄不殊、殊は絶の意、自から剄殺すといへども死に至らざるなり、

伍被自詣吏、因告與淮南王謀反、反蹤跡具如此、吏因捕太子王后、圍王宮、盡求捕王所與謀反賓客在國中者、索得反具、以聞、

【講義】伍被は自身漢の吏に詣りて、因りて告げて曰く、淮南王と謀反したり、其の證據は此のごとしと一々其の狀を自白す、吏は其の口供に依りて太子、王后を捕へて王宮を圍む、盡く王が與に謀りたる一味徒黨の國中に居る限りを求め捕へたり、且つ又其の

制し止むる意、兵を下して拒ぐ者を止むるなり、屈彊、屈は倔と通用す、强勢を振ふ意、屈抑を受けずとも、順從ならざる貌とも解せり、

於是、廷尉以王孫建辭連淮南王太子遷聞、上遣廷尉監因拜淮南中尉、逮捕太子、至淮南、淮南王聞、與太子謀、召相二千石、欲殺而發兵、召相、相至、內史以出爲解、

【講義】是に於て廷尉は王孫建が陳述の語が淮南王の太子遷に關連せることを天子に上聞す、主上は廷尉監をして是の事の爲に淮南の中尉に任命して、太子遷を連類として召し捕らしむ、中尉は淮南に至る、淮南王此の事を聞いて太子と謀りて、相二千石を召して之を殺して兵を起さむとす、相を召す、相至る、內史は他出せる由を申して召しに應ぜず、辨解して來らず、

【字解】以出爲解、召しに應ぜずして已に出づと云ふを以て辨解するなり、解は解說にて、猶分疏と云ふがごとし、

中尉曰、臣受詔使、不得見王、王念、獨殺相、而內史中尉不來、無益也、即罷相、王猶豫計未決、太子念、所坐者、謀刺漢中尉、所與謀者已死、以爲口絕、

【講義】中尉曰く、臣は天子の詔を奉じて淮南に使に參り居れり、天子の勅命あらざる限り私かに淮南王に見ゆるを得ずとて見えず、淮南王心の中に思ふには、獨り相を殺すとも、內史と中尉と來らずば、何のかひもなしとて、即ち相を歸らしむ、王は未だ猶豫して兵を起すに決せず、太子亦思ふやう、我が連坐する所は、漢の中尉を殺さんと謀る爲なり、今與に謀る所の者已に死せる上は、何人も我が連坐する罪の所以を知りて語る者もあらずと思へり、

【講義】又人をして盜賊を逐ひ捕ふる兵卒の衣を着せて、兵を集むる命令書を持ちて、東方より來りて大聲に呼ばしめて曰く、南越の兵、淮南の國界に入ると曰はしめ、其の機會を以て兵を起さむとす、乃ち人をして廬江並に會稽の地に至りて盜賊を逐捕することをなさしむ、然れども未だ兵を發せず、

【字解】求盜衣、求盜は卒にて盜賊を逐捕することを掌る者、衣は其の卒の着る衣なり、羽檄、檄は兵を徵集するに用ふる書、又羽書ともいふ、木簡を以て書となす、長さ一尺二寸、至急なる事あれば加ふるに鷄羽を以て挿む、故に羽檄と稱す、從東方來、漢書に南方に作る、是なり、廬江會稽、共に東南にある地、卽ち上文の從東方來の東方なり、爲求盜、爲は作爲なり、盜賊を逐捕する風を粧はしむるなり、

王問伍被曰、吾擧兵西鄕、諸侯必有應我者、卽無應奈何、被曰、南收衡山以擊廬江、有尋陽之船、守下雉之城、結九江之浦、絕豫章之口、彊弩臨江而守、以禁南郡之下、東收江都會稽、南通勁越、屈彊江淮間、猶可得延歲月之壽、王曰、善、無以易此、急則走越耳、

【講義】淮南王、伍被に問ひて曰く、吾れ兵を擧げて西の方長安に向はゞ、諸侯にて必ず我が軍に應ずる者あらむ、若し應ずる者無くば如何と、伍被申して曰く、南の方衡山を收めて廬江を擊ち、尋陽の船を吾が有として、下雉の城を下り、九江の浦に連絡し、豫章の入口を絕ち塞ぎ、强勢なる弩弓を張り列べ長江に差出でて守り、以て南郡が兵を下して拒ぐ者を禁じ、東方は江都、會稽を取入れて、南方は勁越に通じ、江淮の間に威力を振ふ時は、猶永く籠城することを得べしといふ、王曰く、善し此の方略を變更する事なからん、萬一の事あらば越に走らんのみと、愈々決心あり、

【字解】下雉、縣の名、江南にありと、禁南郡下、禁は

大將軍丞相、一日發兵、使人即刺殺大將軍青、而說丞相下之、如發蒙耳、

【講義】 王曰く、此の計畫可なり、然りと雖も吾れ思ふに斯程までに至らじ、吾れの力にて十分に爲し得べしと、因りて王は先づ官の奴をして宮に入りて皇帝の御璽、丞相、御史、大將軍、軍吏、中二千石、都官令丞の印、及び傍近の郡の太守、都尉の印、漢の使節法冠即ち御史の冠等を作らしめ、伍被が計謀のごとくせむと欲す、人をして僞りて罪を得て逃ぐるが如くにして西の方京師に行き、大將軍、丞相に事へしめ、一朝にして淮南の兵を發せば、人をして即時に大將軍衞青を刺し殺さしめ、丞相を說いて吾れに從はしめむことは、甚だ容易なる事なり、

【字解】 得罪而西、西とは西の方京師に如くを謂ふ、一日發兵、一日は一朝といふのがごとし、突然にの意、如發蒙耳、蒙はおほふの意、物を以て蒙覆せるを發し去るがごとしといふにて、其の甚だ易きをいふ、

王欲發國中兵、恐其相二千石不聽、王乃與伍被謀、先殺相二千石、僞失火宮中、相二千石救火、至即殺之、計未決、

【講義】 淮南王は國中の軍兵を出さむと欲す、然れども其の相二千石の承知せざらむを恐れ、乃ち伍被と謀りて、先づ相二千石を殺さむとす、其の計略は、僞りて宮中に火災起りたるまねせむに、二千石、火を救はむとて馳付けて來らむ時に殺さむと定めしかど、計畫未だ決定せず、

又欲令人衣求盜衣、持羽檄、從東方來呼、曰南越兵入界、欲因以發兵、乃使人至廬江會稽爲求盜、未發、

奏請する僞書を作るを云ふ、任俠、任は其の氣力に任せて使ふ意、俠は權力を以て人を輔くるを謂ふ、耐罪、耐は音タイ、耏と同じ、頰の鬚なり、耐罪とは頰鬚を去らるゝ刑なり、

赦令除其罪、產五十萬以上者、皆徙其家屬朔方之郡、益發甲卒、急其會日、又僞爲左右都司空上林中都官詔獄逮書、〔逮〕諸侯太子幸臣、如此則民怨、諸侯懼、即使辯武隨而說之、儻可徼幸、什得一乎、

【講義】赦免の令を出して其の罪ある者を除かむに、其の免されたる者の家產五十萬以上ある者は、皆其の家族を朔方の郡に移徙せしめ、益〻甲卒を發して其の期日を促さむ、又左右都司空、上林、中都官の詔を奉じて囚徒を訊問する書を僞造して諸侯の太子、幸臣を逮捕せむ、此のごとくせば、民は政府を怨み、諸侯は懼れむ、卽時に淮南の辯士を出して其の際に於て說かしめよ、萬一にも求むる所を得むには、十中の一は成功するを得むかといふ、

【字解】急其會日、會日は期日の意、急は促す意、左右都云々、漢書百官表に、宗正に左右都司空、上林に水司空あり、皆囚徒を主る官なり、逮書、拘引の書なり、漢書には書逮に作る、書の字、上に屬し、逮の字、下に屬す、然る時は諸侯の太子幸臣を逮捕する、卽ち連坐として召捕る意なり、逮諸侯云々、諸本逮の字なし、今一本に依りて補ふ、

王曰、此可也、雖然、吾以爲不至若此、於是、王乃令官奴入宮、作皇帝璽、丞相御史大將軍軍吏中二千石都官令丞印、及旁近郡太守都尉印、漢使節法冠、欲如伍被計、使人僞得罪而西事

及ぶ所にあらず、陛下の心に思惟する所あれば、其の威に服する事は萬里の外に及び、下民の上に歸順する事は、影の形に隨ふがごとし、而して其の上に大將軍衛靑の材幹技能は秦の時の將軍章邯、楊熊の比にあらざるに於ては、更に言ふべき辭なし、然るに大王は陳勝、吳廣を以て比例を取らるゝは、大王の過ちなるべしと思ふなり、

【字解】 興萬乘之駕、屢、行幸をなすを言ふ、閭左之戍、閭は二十五家の里門の名、其の左邊の民は役使せずとせるを、秦は之を役して戍卒としたるなり、兄不便弟、便は安の意、父不寧子と同じく、皆相保つ能はざるをいふ、敖然、敖は音ガウ、嗷と同じ、叉囂に作る、衆口の愁ふるなり、愛蒸庶、蒸は衆多の意、詩經に天生蒸民とある蒸と同じく天下の萬民の意、諭之、諭は譬の意、賈誼傳に因以自諭とあると同じ、

王曰、苟如公言、不可徼幸邪、被曰、被有愚計、王曰、奈何、被曰、當今諸侯無異心、百姓無怨氣、朔方之郡、田地廣、水草美、民徙者不足以實其地、臣之愚計、可僞爲丞相御史請書、徙郡國豪傑任俠、及有耐罪以上、

【講義】 王曰く、苟くも公の言ふ所のごとくならば、到底反逆の大事を起すとも萬一に成功することあるべからざるか、被曰く、被に愚計あり、王曰く、如何なる計謀ぞ、被曰く、當今諸侯皆二心なく漢室に歸服し、天下の萬民は政府の處置に不平を懷く者もあらず、朔方の郡は田地廣くして、水も草も皆淸く美し、民の移住せしめられたる者少なくして其の地に滿たず、因りて臣が愚計には、僞りて漢の丞相、御史が天子に奏請する書を作りて、郡國の豪傑任俠及び輕罪を犯して頰鬚を去られたる以上の者を移住せしむべし、

【字解】 徼幸、望むまじきものを求むる意、徼は求なり、幸は當に得べからざるものを得るをいふ、請書云々、請書は上奏して請ふ書なり、丞相、御史が天子に

爲杖也、淮南子兵略篇、陳勝伐棘棗而爲矜、義正與此同と、今按ずるに、棘は棗と同じ、樹の名、矜は穫と同じ、矛鋋の把なり、蓋し棘を伐りて矛に代ふるを謂ふ、我が竹槍の類、

被曰、往者、秦爲無道、殘賊天下、興萬乘之駕、作阿房之宮、收太半之賦、發閭左之戍、父不寧子、兄不便弟、政苛刑峻、天下熬然如焦、民皆引領而望、傾耳而聽、悲號仰天、叩心而怨上、故陳勝大呼、天下響應、當今陛下臨制天下、一齊海內、汎愛蒸庶、布德施惠、口雖未言、聲疾雷霆、令雖未出、化馳如神、心有所懷、威動萬里、下之應上、猶影響也、而大將軍材能、不特章邯楊熊也、大王以陳勝吳廣諭之、被以爲過矣、

【講義】伍被曰く、往昔秦は人道に外れたる政治を行ひて、天下の人民を無慚に殺せり、屢〻大行幸をなして又阿房の大宮殿を作り、莫大の賦稅を收めて閭の左邊の不役の民までを徵發して邊塞の戍卒となす、此を以て父は子に賴るを得ず、兄は弟に安んずるを得ず、政治苛察にして刑罰は嚴重なれば、天下の人民の苦痛は恰も熬り附くるがごとし、故に民は皆頸を長くして、救濟の主の來るを望み、耳を立てゝ早く援助の報あらむを待ち、悲しみ叫びて天を仰ぎ心を擊ちて政府の殘酷なるを怨みたり、故に陳勝は大に呼びて天下は一時に味方となりぬ、當今今上陛下は四海に君として天下を一統し、汎く萬民を愛護して仁政を施せり、故に一言をも發せずとも、其の聲は迅速に天下に達し、令は出さずとも、其の德化は人力の

有福什事九成、公獨以爲有禍無福、何也、被曰、大王之群臣近幸、素能使衆者、皆前繫詔獄、餘無可用者、

【講義】 王曰く、左吳、趙賢、朱驕如の三人は、皆事を擧ぐるを以て福ありとし、十中の九は成るべしといふを、公獨り禍ありて福なしと思へるは何ぞと、被曰く、大王の群臣の近く信幸を得て、平素能く多數人を使ふ者は、皆以前に捕はれて朝廷の獄に拘囚となり、其の以外は用に立つべき者なしといふ、

【字解】 前繫詔獄、漢の時、左右都司空、上林中都官、皆詔獄あり、蓋し詔を奉じて囚人を取糺するに因りて名づく、

王曰、陳勝吳廣、無立錐之地、千人之聚、起於大澤、奮臂大呼、而天下響應、西至於戲、而兵百二十萬、今吾國雖小、然而勝兵者、可得十餘萬、非直適戍之衆、鐖鑿棘矜也、公何以言有禍無福、

【講義】 淮南王曰く、陳勝、吳廣は少許の地をも有せず、千人の烏合の兵を以て大澤中より兵を起して、腕を奮ひ大呼して天下の兵皆之に從へり、而して西の方戲に至りて、兵數百二十萬ありき、今吾が國は小國なりと雖も、然れども拔群の兵十萬をば得べし、只要塞の番卒が鋤鍬を以て起りたると同日の論にあらず、公は何を以て禍ありて福なしと言ふやと反問す、

【字解】 立錐之地、錐の末は至りて微少なる者、之を立つる地もなしとは貧弱の意なり、至於戲、戲は水の名、陝西臨潼縣の東にあり、適戍之衆、適は音タク、謫と同じ、罪あり貶謫せられて屯兵となる者なり、戍は邊を守るなり、鐖鑿棘矜、鐖は大鎌なり、鑿は木を穿つ器、ノミと訓ず、棘は戟と音義共に同じ、ホコと訓ず、矜は音キン、矛の柄、畢竟鋤のごとき用をなするべし、王念孫曰く、方言矜謂之杖、棘矜謂伐棘

の險を過ぐるを得る者四十餘人の多數に上らしめたり、今我れ樓緩をして先づ成皐の口を遮り止め、周被をして潁川の兵を下して轘轅、伊闕の道を塞ぎ、陳定をして南陽の兵を發して武關を守らしめむには、河南の太守汲黯が獨り雒陽を有つに過ぎざらむのみ、何ぞ憂ふる足らむや、

【字解】 一言耳、王文彬曰く、言男子所下甘心赴レ死者即決中於反之一言上耳と、顏師古曰く、男子感レ氣相許一言不レ顧二其死一と、二說倶に通ず、今前者に依る、吳何知反、吳王は兵を擧ぐる法を解せずといふ意なり、過成皐云々、吳は成皐の口を塞がず、漢の將として之を出づるを得しめたりといふなり、成皐は地名、今の河南汜水縣、本は古への東虢國、春秋の鄭の國、戰國の韓、皆重地たり、樓緩、六國の時の人に同名あり、徐孚遠が說に古人の姓名を襲げるなるべしといふ、漢書には單に緩と書し、姓を記せず、要は遮り止むる意、潁川、郡の名、轘轅、河南偃師縣の東南にあり、本來は險隘の地の稱なり、伊闕、關の名、河南洛陽縣の南にあり、即ち春秋の闕塞、洛陽南西の險、武關、地名、戰國の時秦の南關たり、今の陝西商縣の東にあり、

然レ此、北尙有三臨晉關、河東上黨與二河內趙國一、人言曰、絕二成皐之口一、天下不レ通、據二三川之險一、招二山東之兵一、擧レ事如レ此、公以爲二何如一、被曰、臣見二其禍一、未レ見二其福一也、

【講義】 然れども此等の要害より北の方に臨晉關、河東、上黨と河內、趙國等あり、人の言に曰く、成皐の口を遮り止めば、天下交通の路なからむ、三川即ち成皐の關に據りて山東の兵を召集せむ、兵を起すに此のごとくならば不可なからむと思へど、公は如何と思へると伍被に問はる、伍被曰く、臣は其の事は王の爲に禍とはなるとも福となる事あるまじと思ふと對へたり、

【字解】 臨晉、關の名、陝西朝邑縣の東にあり、三川、地名、

王曰、左吳趙賢朱驕如、皆以爲二

被曰、以爲非也、吳王至富貴也、擧事不當、身死丹徒、頭足異處、子孫無遺類、

【講義】淮南王は庶孫建が已に漢廷より召し上げられて、罪を治せられてゐるを見て、吾れの反逆を企てたる事の發覺せむかと恐れて、愈々反逆の兵を起さむとす、然るに伍被は擧ぐる事容易ならずとなす、乃ち復淮南王より伍被に問ふ、公は吳の軍が以前に謀反の兵を起したることは是か非か、何れに屬すると思ふかと問ふ、被對へて曰く、吾れは非なりと思ふなり、其故は、吳王濞は至りて富貴なり、而して謀反して兵を起すこと理に當らず、其の身は丹徒に死して誅せられ、子孫は後世に遺るものなく家滅びたり、

【字解】頭足異處、首を斬られたる時は、頭と足と別になるより、誅殺せられたる意に用ふ、遺類、後に子孫の相續すべきものなきをいふ、

臣聞、吳王悔之甚、願王孰慮之、無爲吳王之所悔、

【講義】伍被兼ねて聞く所に據れば、吳王濞は謀反の後大層に輕々しく事を起したるを悔いたりと、願はくは王は熟慮して輕擧することなかれ、且つは又吳王の所爲に倣ひて後悔あるべからずといふ、

王曰、男子之所死者一言耳、且吳何知反、漢將一日過成皐者四十餘人、今我令樓緩先要成皐之口、周被下潁川兵、塞轘轅伊闕之道、陳定發南陽兵、守武關、河南大守獨有雒陽耳、何足憂、

【講義】淮南王曰く、男子の決心して快く死するは謀反の一言あるのみ、吳王は反く行り方を知らずして反せるものなり、されば漢の將は一日にして成皐

いふ者は大將軍に從ひて匈奴を擊てり、還り來りて被に告げて曰く、大將軍は士大夫を待遇するに禮あり、士卒に對しては恩惠を加ふ、されば軍士皆悉く大將軍の爲に使はれむと願ふ者のみなり、さて其の馬に騎りて山を上下するは、馴練行き届きて恰も飛ぶがごとく、其の技倆、人に絕れたり、被思ふことには、材能此のごとく拔群にして度々戰爭に熟達したる大將軍なれば、未だ漢の軍には當り易からずと思ふなり、

【字解】　山東、戰國の時は、六國を稱して山東といふ、西漢の世亦之に仍る、崤函の東にあるを以てなり、又華山の東にあるを以てなりとも云へり、若蜚、蜚は飛と通用す、

及謁者曹梁使長安來言、大將軍號令明、當敵勇敢、常爲士卒先、休舍、穿井未通、須士卒盡得水、乃敢飮、軍罷、卒盡已渡河、乃渡、皇太后所賜金帛、盡以賜軍吏、雖古名將、弗過也、王默然、

【講義】　又曰く、謁者の官なる曹梁といふ者、長安に使するに及び、還り來りて吾れに語りて曰く、大將軍の號令は明かにして、敵に當りては勇しく死を決して戰ふ、常に士卒の先に立ちて後るゝことなし、又其の隊の休舍するに、井戶を穿りて未だ十分に水の出でざる時は、士卒の全部が飮み了る後にあらざれば大將軍飮むことなし、又軍を引上ぐる時は、士卒の全部河を渡り了る後に於て渡る、又皇太后の賜ふ所の金帛の類は悉皆軍吏に分配して自から取らず、其の人物たる、古代の名將といふともよも之には過ぎじと思ふなりといへば、淮南王は沈默して一語を發せず、蓋し不平に思ひたるなり、

淮南王見建已徵治、恐國陰事且覺、欲發、被又以爲難、乃復問被曰、公以爲吳興兵、是邪非也

曰く、公は何故に天下治まれりといふやと、被對へて曰く、被は竊かに漢の朝廷の政治を觀察するに君臣の間の義理、父子の親み、夫婦の別、兄弟長幼の順序、皆理法に適ひて違ふものなし、政府の處置は古代醇正の風に遵ひて、土地の習慣も人々の習慣も世上の規律も未だ缺點あることなし、貨物を滿載せる富商は天下に行き渡り、道路として通ぜざる所なし、故に貨物交易の法行はれ、南越も遠夷も歸服し、羌僰の西戎も朝貢を闕かず、東甌の蕃地も降參して、漢の國界を擴大し、北の朔方の地を開拓したれば、匈奴も孤立して勢力盛んならず、されば今の漢は未だ古代太平の時に及ばずとは云ひながら、然れども猶政治行屆きたりと云ふべしといふに、淮南王怒る、被は其の不敬死罪に當ることを謝す、

【字解】 重裝富賈、重裝は多く貨物を載するをいふ、富賈は富める商人なり、賓服、古代諸侯が貢物を以て王に賓見すること、羌僰、僰は西南夷の名、音はホク、長楡、塞の名、王恢が所謂楡を樹ゑて塞となすものと如淳が說に見えたり、卽ち楡林の地、楡は落葉喬木の名、折翅傷翼、翅は鳥類及び昆蟲類の翼の名、翼は鳥類の左右の肢、共にツバサと訓ず、空中を飛行する鳥類の飛翔するを得ざるに至れるを假りて勢力を張る能はざるに喩ふ、

王又謂被曰、山東即有兵、漢必使大將軍將而制山東、公以爲大將軍何如人也、被曰、被所善者黃義、從大將軍擊匈奴、還告被曰、大將軍遇士大夫有禮、於士卒有恩、衆皆樂爲之用、騎上下山若蜚、材幹絕人、被以爲材能如此、數將習兵、未易當也、

【講義】 淮南王又伍被に謂つて曰く、山東に萬一軍起ることとあらば、漢は必ず大將軍衞靑をして大將として山東を取鎭めしめむ、公は彼の大將軍を如何なる人と思ふと、被曰く、被が平素親密に交はる黃義と

を承けて更に河南に引渡して取糺さしむ、是の時に、故の辟陽侯審食其が孫審卿は丞相公孫弘と親しみ厚し、審卿は淮南の厲王が、其の大父即ち祖父審食其を擊ち殺したるを怨みたりしかば、乃ち深く淮南の事件を公孫弘に言立てたり、

【字解】殺大父、前文に淮南厲王が、辟陽侯が王の母を見殺しにしたりしを含みて椎殺せしことを記せり、參看、大父は祖父なり、購淮南事、購は構と通ず、漢書に構に作る、言を添へて構成するを云ふ、

弘乃疑淮南有畔逆計謀、深窮治其獄、河南治建、辭引淮南太子及黨與、淮南王患之、欲發、問伍被曰、漢廷治亂、伍被曰、天下治、王意不說、謂伍被曰、公何以言天下治也、被曰、被竊觀朝廷之政、君臣之義、父子之親、夫婦之別、長幼之序、皆得其理、上之擧錯、遵古之道、風俗紀綱、未有所缺也、重裝富賈、周流天下、道無不通、故交易之道行、南越賓服、羌僰入獻、東甌入降、廣長楡、開朔方、匈奴折翅傷翼、失援不振、雖未及古太平之時、然猶爲治也、王怒、被謝死罪、

【講義】河南の獄に於て建を取糺すに、其の答辯に多く淮南の太子遷の陰謀ある事と其の徒黨の一類の名を引證す、淮南王は禍の身に及ばむ事を患へて、愈、反逆の兵を發せむとす、而して伍被に問ひて曰く、漢廷は政治善く治まりたるか又は亂れたるかと問はる、伍被對へて曰く、今や天下能く整ひ治まれりといふ、淮南王の意中之を悅はずして伍被に謂つて

【字解】 孽子、孽はヒコバエの義より庶子の愛を失ふ者の意となり、概して庶子の意とす、不省其父、省は視る意、視て兄弟の數に加へざるをいふ、榜笞建、榜は罪人を打つ笞なり、笞は音チ、刑杖なり、

建具知太子謀欲殺漢中尉、即使所善壽春莊芷以元朔六年上書於天子曰、毒藥苦於口利於病、忠言逆於耳利於行、今淮南王孫建材能高、淮南王王后荼、荼太子遷、常疾害建、建父不害無罪、擅數捕繫欲殺之、今建在、可徵問、具知淮南陰事、書聞、

【講義】 建は具さに太子遷が謀を以て漢の中尉を殺して兵を起さむとするを知り、卽ち兼ねて親交ある志士壽春の莊芷をして、元朔六年に天子に書を上らしめたり、其の上書の大意には、夫れ毒藥は飲みて口に苦けれども、病を治するに效あり、忠言は人の聽きに逆へども、其の忠言を聽けば行ひに益あり、今上書するは、卽ち淮南王の孫建といふ者の事なり、抑、建は才智人に優れたり、然して建の父は庶子にして淮南王の王后荼の出にあらず、荼は其の生む所の太子遷と與に、平素異腹の子の建を惡みて害せむとす、建が父不害は何等の罪なし、然るに太子は勝手に度々建が父不害を繫ぎ榜笞ちて之を殺さむとす、今建は生きてあり、爲に京師に召し上せられて、其の事情を問はるべし、彼れは具さに淮南王の內密の事情を知りたる者なりといふ、此の上書は遂に帝に聞えたり、

上以其事、下廷尉、廷尉下河南治、是時故辟陽侯孫審卿、善丞相公孫弘、怨淮南厲王殺其大父、乃深購淮南事於弘、

【講義】 今上皇帝卽ち孝武帝は莊芷が上れる書の趣を聞し召し、其の事件を廷尉に下さる、廷尉は其の事

あり、死於東宮、東宮は王常居の宮なり、

於是、王氣怨結而不揚、涕滿匡而橫流、卽起歷階而去、

【講義】伍被が諫むる所極めて痛切なるが爲に、淮南王も頗る悲哀の情に堪へず、涕を流して言ふことなし、卽ち伍被は階を降るに常のごとく一階に兩足を聚め揃へて降らず、一足づゝ歩みて降りて走り去りぬ、

【字解】王氣怨結、王念孫曰く、王の字衍と、漢書には被因流涕而去に作る、滿匡、匡は眶と同じ、目蓋なり、歷階、階級を歷るにて、足を聚めざるをいふ、

王有孽子不害、最長、王弗愛、王王后太子皆不以爲子兄數、不害有子建、材高有氣、常怨望太子不省其父、又怨時諸侯皆得分子弟爲侯、而淮南獨二子、一爲太子、建父獨不得爲侯、建陰結交、欲告敗太子、以其父代之、太子知之、數捕繫而榜笞建、

【講義】淮南王に庶子不害といふ者あり、年は最も他の王子より長ず、然るに王は之を愛せず、王も王后も太子も皆王子の數に入れず、甚だ之を輕蔑せり、不害には子の建といふ者あり、材智人に優れて氣概あり、平常太子が吾が父を人數に加へず輕蔑する事を不平に思ひて、いつか其の怨みを報ぜむと期せり、而も又他の諸侯は皆其の兄弟遂を侯となして優遇するに拘はらず、淮南王のみは吾が父と太子と二人の子ありながら、一人は太子となりて、吾が父は獨り侯となることを得ざるは怨みなりと思ひしかば、陰に志士と交を結び、天子に上書して太子を排斥して吾が父を以て之に代らしめむと欲す、太子も亦建の所爲を知りたれば、度々召し捕りて之を縛し、笞うちて之を懲せり、

臣聞、微子過故國而悲、於是作麥秀之歌、是痛紂之不用王子比干也、故孟子曰、紂貴爲天子、死曾不若匹夫、是紂先自絕於天下久矣、非死之日天下去之、今臣亦竊悲大王棄千乘之君、必且賜絕命之書、爲群臣先死於東宮也、

【講義】臣聞く所には、殷の忠臣微子は、殷の滅亡後に其の故鄉に還りて荒れたる址を見て心を傷ましむ、是に於て麥の其故址に秀でたるを見て其の感を歌に詠じたりき、是れは殷の紂王が王子比干の諫めて死したるを痛みしなり、故に孟子は曰く、紂王は貴きことは天子の位にありしが、其の死するや一人の賤民に若かずと云へり、是れは紂王が第一に自から天下の萬民と離れて孤立したること久しきことにて、決して天下の萬民が紂王を棄てゝ疎外したるにあらざるなり、今臣亦內々悲しき事は、大王が一大皇族の國主たる資格を放棄して、其の上に自殺仰付けの詔を賜ひて群臣に先ちて自から王宮の中に死せむとするものなりと極諫せり、

【字解】微子、殷の紂王の庶兄、名は啓といふ、紂を諫めて聽かれず、遂に去る、後に宋に國す、但麥秀の歌を作るは、張晏の說に、箕子が後に周に朝する時の事とせり、然るを此に微子といふは傳の異なるなるべし、其の歌は麥之漸々兮、黍苗之繩々兮、彼狡童兮、不與我好兮とあり、狡童とは紂王を指す、千乘之君、天子の公卿、采地方百里、兵軍千乘を出す、因りて大諸侯の國を千乘の國といふ、千乘の君は卽ち大諸侯の君の意、孟子曰云云、今の孟子の書此の文なし、或は曰く、孟子外篇の文此の二句に止まる、下は是れ伍被引伸の詞と、且賜絕命之書、賜は皇帝より賜ふなり、絕命之書は生命を絕つ書なり、一說に臨終の際に書き置く書、漢の息夫躬が絕命詞名高し、後には、臨終の際怨憤不平ある者往々絕命詞を作ること

年歯高き者を推して祭酒と曰ふ、漢の時吳王濞年長の故を以て劉氏の祭酒となりしなり、畢竟尊稱たり、後に官名となる、竇氏不與、竇氏は景帝の母の生家、不與とは賂遺を受けざるは本書の魏其侯傳に所賜金陳之廊廡下軍吏過輙令財取爲用金無入家者とあり、以て竇嬰の廉潔を見るべし、

計定謀成、擧兵而西、破於大梁、敗於狐父、奔走而東至於丹徒、越人禽之、身死絕祀、爲天下笑、夫以吳楚之衆、不能成功者何、誠逆天道而不知時也、

【講義】反逆の計畫定まり、兵を出す謀出來上りて、直ちに軍兵を繰り出して西の方漢に向へり、而も大梁に破れ、狐父に敗れて、奔り逃げて東の方丹徒に至るや、越人之を生捕りにす、而して吳王の身は死して家は亡び、天下の人の笑柄となる、夫れ吳楚の大軍を以て其の功を成すこと能はざる者は何ぞや、誠に自然の理に逆ひて事を起し、時の非なるを知らざればなり、

【字解】丹徒、地名、東越列傳に解せり、絕祀、祀は祭なり、祭る事を絕つとは子孫の祭る者なくなりたるをいふ、

方今大王之兵衆、不能十分吳楚之一、天下安寧、有萬倍於吳楚之時、願大王從臣之計、大王不從臣之計、今見大王事必不成而語先泄也、

【講義】只今大王の軍兵は吳楚の兵數を十分したるの一にも過ぎず、又天下の安寧なる事は、吳楚の反せる時に萬倍するものあり、されば願ふことには、大王には臣が計謀に從ひて兵を起すことを止めよ、大王若しも臣が計謀に從はずんば、今や大王の計畫せる事は成らずして、反對に誰人の口よりか、謀の露顯に及ばむこと疑ひなしといふ、

りて、容易に天子となり、其の功は禹王、湯王、文王よりも優れて、其の恩德は無窮の後に傳はる、

【字解】 當起東南、沈欽韓曰く、易緯通卦驗云、亡行之名合胡、誰代者起東南と、此れによれば南の下にて句とすべし、間不一年、中間一年を經ずしての意、陳勝吳廣、本書別に傳あり、參看、踏瑕候間、瑕は玉の玷なり、キズと訓ず、又過なり、アヤマチと訓ず、間は隙なり、スキマと訓ず、秦の乘ずべき過失間隙を窺ふを謂ふ、漢書伍被傳には蹈瑕釁に作る、

今大王見高皇帝得天下之易也、獨不觀近世之吳楚乎、夫吳王、賜號爲劉氏祭酒、復不朝、王四郡之衆、地方數千里、內鑄消銅以爲錢、東煮海水以爲鹽、上取江陵木以爲船、一船之載、當中國數十兩車、國富民衆、行珠玉金帛、賂諸侯宗室大臣、獨竇氏不與、

【講義】 今大王は高皇帝が天下統一の容易なるを見て天下は譯なく取るべきやうに思ひ給へども、獨り近代吳王、楚王の事を見給はざるか、夫れ吳王は沛王の號を賜はり、又劉氏中の年齒高きを以て祭酒の稱を得、復歲時に漢に參朝せざる特典を許さる、而して四郡の民に王として地は方二三千里、內には銅山の銅を採りて錢を鑄、又東には海水を煮て鹽を造り、又上には江陵の材木を取りて船舶を造る、其の船の積む所、漢の京都の車の十輛分に當る程なり、此のごとく利を收むること多ければ人民に賦稅なきを以て、國富み人民多くして財力甚だ盛んなり、珠玉金帛を以て諸侯及び漢の皇族、大臣等に賄賂として贈りて我が欲する所を得むとす、只當帝の舅家たる竇氏のみ其の贈賄を受けず、將となりて吳楚を破れり、

【字解】 賜號、吳王濞は高帝の兄仲の子、沛に封ぜられ吳王となる、祭酒、支那古代會同饗讌には、必ず年長の者を尊びてまづ酒を以て祭る、故に凡そ同列中

ち南方の險岨を踰えて南方各種の越の國を攻めしむ、尉佗は、支那本土の民人の勞して疲弊の極に達せるを知りたれば、反りて其の越の地に王となりて止まりて還らず、且つ人をして書を始皇帝に上りて申して曰く、女にして夫のなき者三萬人程を下されて、此の地に出征せる軍士の衣服を裁縫修理せしめたしといふ、始皇帝は其の半數一萬五千人程を遣はすことを裁可せられたり、是に於て萬民秦に歸服の心を離して解散し、秦に反せむとする者、十家にして七家あるまでに及べり、

【字解】五嶺、交趾、合浦の界に在り、山嶺五あるに因りて稱す、卽ち大庾、始安、臨賀、桂陽、揭陽是れなり、又嶺に入る途の五路をも五嶺といふ、士卒衣補、士卒の衣を修補する意、補は俗の修理にて補綴なり、可其萬五千人、可は制可なり、請求せる人員の半數を許せるなり、離心瓦解、一時に散じ離るゝこと、瓦の自から解くるごときをいふ、

客謂高皇帝曰、時可矣、高皇帝曰、待之、聖人當起東南間、不一年、陳勝吳廣發矣、高皇始於豐沛、一倡、天下不期而響應者、不可勝數也、此所謂踏瑕候間、因秦之亡而動者也、百姓願之、若旱之望雨、故起於行陳之中、而立爲天子、功高三王、德傳無窮、

【講義】或る客あり、高帝に說いて曰く、兵を起すべき時來れり、今擧げば大功成らむと云ふ、高皇帝曰く、之を待て、智德圓滿完全なる人格を具備したる人當に東南の方に起るべしと云はる、此れより一年ならずして陳勝、吳廣の人人果して第一に兵を起しぬ、高皇帝は沛の豐より兵を起して、一度義兵を倡ふる時は、天下、約束もなさざるに來り集まる者其の數を知らぬ程なり、此れは世に謂ふ、缺點に附込み油斷を見濟して、秦の亡ぶるに乘じて活動せる者なり、されば天下萬民、高帝の來るを待つこと、大旱に當りて驟雨の下るを待つがごとし、故に高皇帝は軍中より起

如き形あり、其の光り空に上りて一面に天を照す、

【字解】 蓬萊山、仙人の住むといふ山の名、始皇本紀に詳かなり、又蓬壺といふ、芝成宮闕、芝は古代瑞草となす、卽ち靈芝又紫芝と云ふ、或は靈芝の生えたる宮殿にて宮の名にはあらじ、

於是、臣再拜問曰、宜何資以獻、海神曰、以令名男子若振女與百工之事、卽得之矣、秦皇帝大說、遣振男女三千人、資之五穀種種百工而行、徐福得平原廣澤、止王不來、於是、百姓悲痛相思、欲爲亂者十家而六、

【講義】 是に於て徐福再拜して海神に問ひて曰く、宜しく何を以て獻上せば請ふ所を許さるべきかといへば、神答へて曰く、良家の童男女と百工の事とを以て獻ぜば許さむといふ、徐福此の旨奏上すれば、始皇帝大に悅びて、卽ち良家の童男童女三千人と五穀の種と種々の工藝技術の者とを齎らして海神に致さしむ、然るに徐福は此の物を持ち行きて廣大の土地を海神より受けて、此に止まりて歸らず、是に於て下民は之を悲しみ痛みて國の將來を考へて、秦に反せむと思ふ者、十家中六家あるやうになれり、

【字解】 振女、振は侲と通じ、善の意に用ふ、卽ち善童女の意、名家の子にして賤民の種姓にあらぬをいふ、

又使尉佗踰五嶺、攻百越、尉佗知中國勞極、止王不來、使人上書、求女無夫家者三萬人、以爲士卒衣補、秦皇帝可其萬五千人、於是、百姓離心瓦解、欲爲亂者十家而七、

【講義】 始皇帝は又尉佗といふ者をして五嶺卽

は糟糠即ち米のカスヌカすらも食ふに足らず、女子は絲を紡績して機を織れども、衣服として身を蓋ふに足らず、又始皇帝は、蒙恬をして萬里の長城を築かしめたるが、其の延長、東西二三千里に及べり、而して兵士を雨ざらしにして軍隊を出し置くこと、常に二三十萬の大數に上る、死する者は一々數ふるに遑なし、死骸は莫大にして、流るゝ血は田畠に溢る、天下の萬民は力竭きて苦しき餘りに、秦に反せむとする者、十家の中に五家あるに至れり、

【字解】　昔秦云々、是の以下秦の國家の存亡を喩すことを述ぶるなり、術士、猶儒者と云ふがごとし、本書儒林傳の敍に及レ至二秦之季世一、焚二詩書一、坑二術士一、六藝從レ此缺焉と見えたるに同じ、燔詩書、燔はアブリ燒く意、負海之粟、負は虎負レ嵎の負と同じく倚る意、負海は海瀕なり、西河、地名、即ち今の陝西、舊同州府地、黃河の西に在り、黃河即ち禹貢雍州の西河、地は此に因りて名づく、紡績、絲に撚り織ぐ意、其の絲を織りて布帛とす、頃畝、頃は百畝の稱、

又使下徐福入レ海求中神異物上、還爲二僞辭一曰、臣見二海中大神一、言曰、汝西皇之使邪、臣答曰、然、汝何求、曰、願請二延年益壽藥一、神曰、汝秦王之禮薄、得レ觀而不レ得レ取、即從レ臣東南至二蓬萊山一、見二芝成宮闕一、有二使者一、銅色而龍形、光上照レ天、

【講義】　秦の始皇帝は又徐福をして海に入りて世に希らしき不思議の物を求めしむ、徐福還りて詐偽の言葉を爲して曰く、臣は海中の大神を見たり、其の大神曰く、汝は西方の君始皇帝の使者かと、徐福答へて曰く、然りと、大神又曰く、汝は何を求むるかと、曰く、願はくは年齡を延ばし長く生きる爲の不老不死の靈藥を得むと思ふと、神曰く、汝が主秦王の我れを禮すること丁寧ならねば、其の請ふ所の物は只觀ることを得れども、之を手に入るゝことは協ふべからずとて、即ち臣を從へて東南の方に進みて蓬萊山に至り、芝成宮を見物す、此に使者あり、銅色にて龍の

で顯はれ、前の夏殷の二代と併せて三代と稱せらる、此れ世に謂ふ、神の心に因りて事業を成したる者なり、故に全國規約をなすこともなくして皆文王に服從して天下靜謐に歸せり、此れは後世模範として仰ぐべき者なり、

夫百年之秦、近世之呉楚、亦足以喩國家之存亡矣、臣不敢避子胥之誅、願大王毋爲呉王之聽、

【講義】 夫れ百年以前の秦の代も、近世の呉楚の有樣も、皆以て國家の存亡の事を實地に示すに十分なるものなり、臣は强ひて諫めの用ひられずして遂に殺されたる呉子胥のごときになるを厭はず、願ふ事には、大王には呉王のごとき諫言の聽き方をなし給ふことなかれ、

【字解】 呉楚、景帝の時、叛を以て亡さる、亦足以喩云々、喩は比較して示すこと、

昔秦絶先王之道、殺術士、燔詩書、棄禮義、尙詐力、任刑罰、轉負海之粟、致之西河、當是之時、男子疾耕、不足於糟糠、女子紡績、不足於蓋形、遣蒙恬築長城、東西數千里、暴兵露師、常數十萬、死者不可勝數、僵尸千里、流血頃畝、百姓力竭、欲爲亂者、十家而五、

【講義】 昔し秦の始皇帝は、先代帝王の仁政を廢して專ら新政を行ひ、專門の儒者を殺し、先代より典籍とせる詩書を燔き、禮義を棄てゝ用ひず、只詐僞の方法を此の上もなき實力なりとし、恣に刑罰を加へ、海に瀕せる地の米穀を運搬して之を西河に致したり、是の時に當り、男子は敏捷に耕作を務むれども、人口

き殘念なる樣子して曰く、漢の天子は大王を寛大にして其の罪を赦さる、然るに之を忘れて、大王は再度如何にして此のごとき不吉の言葉を發し給ふや、臣承はることには、吳の子胥は吳王夫差を諫めて反省を促したりしに、吳王は用ひられず、此に於て子胥は曰く、臣今大鹿小鹿が大王の造られたる姑蘇臺に遊ぶやうになるを見るべしと云へり、臣も今亦大王の宮中に荊棘の雜草を生じて其の露が人の衣を霑ほすやうになるを見るべしと思ふなりと云へば、王は怒りて伍被が父母を繫ぎて獄に囚ふること三月の久しきに及べり、

【字解】東宮、太子の居所の名、又太子の稱とする事あり、本條は前文の意、將軍上、將軍座に上れといふ意なり、悵然、悵は失意の貌、俗に云ふアテハメたる事がはづれて本意なく殘念に思ふ意、然は形容の語、麋鹿、麋は鹿に似て大なる者、オホジカ、姑蘇、山の名、江蘇吳縣の西南に在り、或は姑胥に作る、又姑蘇臺は其の上に在り、吳王夫差の造る所、或は云ふ、闔廬が築く所、又胥臺と稱す、荊棘、草叢のおどろ／＼しき所の形容、

復召曰、將軍許寡人乎、被曰、不、直來爲大王畫耳、臣聞、聰者聽於無聲、明者見於未形、故聖人萬舉萬全、昔文王一動而功顯于千世、列爲三代、此所謂因天心以動作者也、故海內不期而隨、此千歲之可見者、

【講義】王は復伍被を召して曰く、將軍は寡人に兵を舉ぐる事を許さるゝかといふ、被曰く、許さず、直來りて大王の爲に計畫するのみ、臣承はるに、昔しより耳の聞く事敏き者は、聲のなきにも聽き分けて其の意を知り、目の視る事明かなる者は、未だ形のなきにも見て其の狀態を知ると聞く、故に智德圓滿なる人は、多く事を行ひても皆其の事を成就す、昔し周の文王は一度兵を起して殷を討ちて之を亡し、天下の萬民を安んじたるに依りて、其の功千萬年の後にま

分けする意、

王曰、上無太子、宮車卽晏駕、廷臣必徵膠東王、不卽常山王、諸侯並爭、吾可以無備乎、且吾高祖孫、親行仁義、陛下遇我厚、吾能忍之、萬世之後、吾寧能北面臣事豎子乎、

【講義】淮南王曰く、今上は太子まさず、陛下一朝崩御あらば、在廷の大臣必ず景帝の王子膠東の康王を呼び迎へむ、若し膠東王ならずんば、同帝の王子常山の憲王ならむ、此のごとくならば、諸侯は必ず競爭して天子とならむと騒ぐべし、吾れは其の時の用意をなさずしてあるべきや、其の上に、吾れは高皇帝の孫にして、吾が手づから仁義の善政を行ひたり、今上は吾れを待遇すること甚だ懇切を極めたれば、父王の横死を怨望すれど之を怺へて今に及べり、併しながら今上崩御あらむ後には、吾れは高帝の孫を以て如何にして景帝の諸王子等のごとき卑賤の者に臣事すべけむや、決して事ふる能はずといふ、

【字解】吾能忍之、淮南王が其の父厲王の横死を怨望すと雖も堪忍して兵を擧げずといふなり、晏駕、前條に解せり、膠東王、常山王と皆景帝の子なり、豎子、人を罵る語、俗に小僧共などいふがごとし、

王坐東宮、召伍被與謀曰、將軍上、被悵然曰、上寬赦大王、王復安得此亡國之語乎、臣聞、子胥諫吳王、吳王不用、乃曰、臣今見麋鹿遊姑蘇之臺也、今臣亦見宮中生荊棘、露霑衣也、王怒、繫伍被父母、囚之三月、

【講義】淮南王は太子の宮に坐して伍被を召して與に謀りて曰く、將軍座に上れといふ、被は此の語を聞

削地、聞漢使來、恐其捕之、乃與太子謀刺之如前計、及中尉至、即賀王、王以故不發、其後自傷曰、吾行仁義見削、甚恥之、

【講義】淮南王は最初に、漢の在廷の大臣が淮南王を誅せむと請ふと聞きて、未だ地を召し上げらるゝやうになりたるを知らず、漢の使者の來ると聞くに及びて、召し捕られむかと恐れたり、是に於て太子に謀りて漢の使者を刺し殺さむと計れり、中尉が淮南に至るに及べば、反對にも淮南王を賀して更に惡意なきを見たれば、淮南王も安心して、かの計畫せる衞士を出すことを見合せたり、其の後になりて自から心に思ひ煩ひて曰く、吾れは正しき道を行ひながら土地を召し上げられたるは、甚だ恥かしき事どもなりといへり、

然淮南王削地之後、其爲反謀益甚、諸使道從長安來、爲妄妖言、言上無男、漢不治、即喜、即言漢廷治有男、王怒以爲妄言非也、王日夜與伍被左吳等、案輿地圖、部署兵所從入、

【講義】然れども淮南王は領土二縣召し上げられたる後に、其の以前のごとく反逆の計畫をなすこと益甚し、諸所の使者が淮南を通過の際、長安より來る使者にて取止めもなき言をなすに、天子は男子ましまさず、漢の政治亂れたりと言へば、直ちに喜ぶ、若しも漢の朝廷は能く一致して、天子に男子ありと言へば、淮南王は怒りて思ふやう、取止めなき言葉にして正しきものにあらずといふ、而して日夜、伍被、左吳などいふ者と與に、地圖を考へて、淮南の兵が打入る道順を手分けして、只管謀反の準備を整へたり、

【字解】諸使道、道は通行の路にて、長安に往來する者が通過する毎になり、輿地圖、地圖なり、輿は車の物を載する處、俗にトコといふ物、地が萬物を載するの意に取る、部署、部を分ちて署置すること、俗の手

【講義】漢の大臣等は僉議して淮南王を召し捕りて處分せむと願ひしかど、天子は許さず、別に漢の中尉殷宏をして王の許に就いて淮南王を訊ひ調べしむ、王は漢の使者の來ると聞きて、即ち太子の謀計のごとく衞士を庭中に立たせて使者を刺さむと待てり、漢の中尉、淮南に到る、王は使者の樣子を視るに、溫和にして少しも險惡の相なく、且つ又王に聞き糺すに靁被を排斥したる事を以てするのみなり、王は自から度りて思へらく、何の罪せらるゝ事もあるべからずと思ひしかば、前に內々仕組みて置きたる衞士も使者を刺し殺すに至らず、中尉は漢に還りて天子に上聞す、大臣等の淮南王の罪を取調べたる者は曰く、淮南王安は、匈奴を奮擊する者靁被等が募集に應ずるを押止めて、天子の大命を用ひずして止めたるは、不埒にして死刑に處したる屍を市に棄つる罰に當る由を言す、天子は宗親の故を以て之を許さず、

【字解】訊驗王、訊は吟味する意、驗は證據を擧げて調ぶること、無何不發、何の罪も無しと思ひて、待ち伏せたる衞士を出して使者を殺さぬなり、擁閼、擁は遮り障ふる意、閼は音アツ、塞ぐ意、詔書を出して匈奴を擊つ者を募るに、靁被は其の應募者となれるを淮南王が遮り塞ぐといふなり、廢格、漢律の術語、廢止して行はざるをいふ、

公卿請、廢勿王、詔弗許、公卿請、削五縣、詔削二縣、使中尉宏赦淮南王罪、罰以削地、中尉入淮南界、宣言赦王、

【講義】漢の在廷の大臣等、天子に請ひて曰く、淮南王を廢して王とすること勿れと請ふ、天子之を許さず、大臣等又請ふ、然らば淮南王の領地五縣を召し上げむと請ふ、天子許して其の二縣を召し上ぐ、中尉殷宏をして淮南王の罪を赦さしむ、其の代償として、領地の二縣を召し上ぐるを以て罰したる事とす、蓋し特に王を寬恕するなり、中尉は淮南の國界に入りて、天子の命を宣言す、淮南王の罪を赦すといふ、

王初聞漢公卿請誅之、未知得

書を上りて相の不忠なる由を告さしむ、漢にては其の事を廷尉の官人に引渡して處分せしむ、其の關係を段々調査すれば淮南王に關係あり、淮南王は人をして漢の公卿の樣子を伺はせたるに、公卿の意見には、請ふらくは連類者を盡く召し捕りて淮南王の罪を糺さむと申す、

【字解】壽春丞、壽春は戰國の時に楚の邑の名、今の安徽壽縣、漢の時、縣の名なり、丞は刑獄囚徒の事を主どる、蹤跡、追躡の意、跡をつけて探り求むる意、追跡などいふに同じ、

王恐事發、太子遷謀曰、漢使即逮王、王令人衣衛士衣、持戟居庭中王旁、有非是、則刺殺之、臣亦使人刺殺淮南中尉、乃擧兵未晩、

【講義】淮南王は事の露顯に及ばむことを恐る、太子遷は謀りて曰く、漢の使者若しも王を逮ふるならば、王は人をして衛士の衣を著せて戟を持ちて、庭中の王の傍らに居らしめ、さて王に不利の事もあらば、使者を刺し殺せ、臣も亦人をして淮南の中尉の官の者を刺し殺さむ、而して後に反亂の兵を起さむも晩しとせずといふ、

【字解】有非是、是は音シ、事の善なるをいふ、非の反、中尉、漢より附けられたる武衛の官、前條に解せり、

是時、上不許公卿請、而遣漢中尉宏即訊驗王、王聞漢使來、即如太子謀計、漢中尉至、王視其顏色和、訊王以斥靁被事耳、王自度無何、不發、中尉還以聞、公卿治者曰、淮南王安擁閼奮擊匈奴者靁被等、廢格明詔、當棄市、詔弗許、

【講義】靁被が太子の怒りに觸れたる際は、漢が外國征伐の軍に從ひ行かむと欲する者は、一々京都に參りて志願するの制なりき、靁被は太子の怒りに觸れたる上は如何なる禍ひに遭はむも知らずと思へば、是れより直ちに京都に參りて、是非共匈奴を奮撃せむと願ふ、太子は度々靁被を淮南王に惡しざまに言ひ立てたれば、王は、郎中の長官をして郎中の官なる靁被を排斥して其の官を免ぜしめ、而して後人をして被の行動に傚ふことなからしめむとす、被は恐れて遂に淮南より出奔して京都の長安に至り、書を上りて、自から其の次第を明白ならしむ、天子は詔書を發して被の事件を司獄の官なる廷尉に引渡し、河南の官吏と共に河南の地にて審理せしむ、其の事件は淮南王の太子に關係して太子も其の取調べを受くる筈になれり、然るに太子の父母たる王と王后とは工夫を廻らし、太子を京都に出さず、其の關係上より軍兵を發して漢に反せむと欲す、工夫未熟にして彼れ此れ日を經たる間に十餘日を費して未だ確定せず、其の折、天子の詔ありて太子の許に就いて其の罪狀を訊問せしむる事あり、

【字解】郎中令、令は長なり、其の部下の郎中を斥免するといふ意なり、斥は指ししりぞくる意、禁後、郎中の官を斥免して懲戒處分をなし、以て後人に被がごとき所爲なからしめんとするなり、逮淮南太子、逮は追ひ及ぶ意、連坐するなり、卽訊太子、卽は就きてなり、訊は其の理由を取調ぶる意、

當是時、淮南相怒壽春丞留太子逮不遣、劾不敬、王以請相、相弗聽、王使人上書告相、事下廷尉治、蹤跡連王、王使人候伺漢公卿、公卿請逮捕治王、

【講義】漢廷にて淮南の太子に就いて靁被の一條を審理せむとする時に、淮南の宰相は壽春の丞の官卽ち刑獄の囚徒を主どる者が、淮南王の意に從つて、太子を遣つて逮書に應ぜざるを怒りて、丞が不敬の罪に當る由を告發す、淮南王は相に請ひて彈劾を止めむ事を求む、相之を聽かず、王は人をして漢の天子に

は王に寵愛せらるゝを得たれば、國の政權を自儘にして、人民の田畑を侵し奪ひ、又妄りに人を捕縛する事を致す、

【字解】王皇太后、景帝の后にして武帝の母なり、同內、內は居室の意、同棲すること、妄致繫人、繫は拘繫なり、罪なき者をも捕へて獄に繫ぐなり、

元朔五年、太子學用劒、自以爲、人莫及、聞郎中靁被巧、乃召與戲、被一再辭讓、誤中太子、太子怒、被恐、

【講義】元朔五年に太子は劒道を修行あり、自から思ふやう、他人我が術に及ぶものなしと、郎中の官なる靁被といふ者、劒を用ふるに巧妙なりと聞きて、乃ち靁被を召して與に劍を揮ひて其の術を競ふ、被は一兩度憚りて眞に其の手腕をあらはさず、三度目に至りて遂に誤りて太子を擊つ、太子之を怒る、被は其の誤りて太子を擊ちたることを恐る、蓋し其の罪せられむを恐るゝなり、

【字解】學用劒、劒を以て人を擊つことを學ぶなり、用は使用するなり、靁被、靁は雷と同じ、姓なり、被は名、一再辭讓、初め一度太子に讓り、二度讓り、其の後聽かざれば遂に讓らず仕合ひを爲しゝが、機會惡しくして誤りて太子を擊ちたるを云ふなり、中は矢の的にあたる意より向うへ行つてあたることに用ふ、

此時有欲從軍者、輒詣京師、被即願奮擊匈奴、太子遷數惡被於王、王使郎中令斥免、欲以禁後、被遂亡至長安、上書自明、詔下其事廷尉河南、河南治、逮淮南太子、王王后計、欲無遣太子、遂發兵反、計猶豫十餘日未定、會有詔即訊太子、

ならしむ、蓋し陵は都にありしなるべし、

【字解】 彗有口辯、彗は慧にて、智の敏きなり、口辯は辯舌の巧みなるなり、予金錢、予は與と同じ、賜ふ意、中詗、詗は伺候采察の名と見えたるがごとく探偵すること、中は中に居る意、

元朔三年、上賜淮南王几杖不朝、淮南王王后荼、王愛幸之、王后生太子遷、遷取王皇太后外孫修成君女爲妃、王謀爲反具、畏太子妃知而内泄事、乃與太子謀、令詐弗愛、三月不同席、王乃詳爲怒太子、閉太子使與妃同内三月、太子終不近妃、妃求去、王乃上書謝歸去之、王后荼、太子遷及女陵、得愛幸王、擅國權、侵奪民田宅、妄致繫人、

【講義】 元朔三年に、今上孝武帝は、淮南王に几即ち座側に置きて倦みたる時に憑り懸る爲の具と宮中にて持つことを得る杖とを賜ひて老者を敬するの意を致して、時々に參朝せずとも妨けずといふ特別の恩典を賜へり、淮南王の王后の名は荼と申すがありけるを、王は此の后を大層に寵愛あり、さて王后は太子の遷を生めり、遷は漢の王皇太后の女の生める子にて修成君が娘を妃となす、王は漢に反く爲の戰具を製造せむと謀る、但太子の妃が其の事を知りて味方中にて謀を内々人に知らするやうの事の出來なむことを畏れ、乃ち太子と謀りて、詐りて妃を寵愛せぬやうすに見せかけて、三个月の久しきまで妃と同席せず、王は乃ち詐りて太子を怒りたる眞似して、太子を押込めて、妃と同席せしむる事三个月に及ぶ、然れども太子は終に妃に近づくをせず、妃は已むを得ず離緣を請求す、王は乃ち書を上りて御侘を言上して實家に歸り去らしめぬ、王后荼、太子遷及び王の女陵等

【講義】建元六年に帚星が現はれたり、古代此の星の現はるゝ時は、天下に兵亂あるの前表として畏れたる者あり、因りて淮南王は心に之を怪しと思ひぬ、或人、淮南王に說いて曰く、先年呉王濞が謀反の折、帚星現はれたりき、其の尾の長さ二三尺あり、然も尙人を殺して莫大の損害を天下に及ぼせり、今や帚星は其の尾の長さ空のはてまで至りて止まれり、是れ天下に大兵起る前徵と覺えたりと、淮南王心に思へらく、今上陛下今や太子なし、天下事變あらば、諸侯一同に兵を起して天下を爭はむとすべしと思ひて、愈、益、軍器を製作して用意をなし、又莫大の金錢を以て郡國の諸侯の遊說の士及び非凡の材能ある人に賄賂として遺りしかば、多數の辯舌巧みなる士の兵を用ふる方法謀略ある者は、妄りに常規を外れたる怪異の言を作りて、淮南王の氣に入らむとして王の心を取るに務めたれば、淮南王は心に嬉しと思ひて多く此等の人々に金錢を賜ひて謀反の計畫滋、甚しくなれり、

【字解】彗星、彗は音スヰ、帚なり、彗星は長き光芒を引き且つ細長き軌道を運行する星、古代此の星の現はるゝを不祥とせり、流血千里、人を殺すことの多き譬喩の語、竟天、竟は、をはるの義、此方より彼方まで達する意、天下有變、天子の崩御あらむ時はの意、治器械云々、治は整頓する意、器械は用具の意、即ち武具一切の稱、方略、方法謀略にて、方は俗に云ふ仕方、略は謀なり、妖言、不經の言にて、普通になかるべき奇怪の言なり、諂諛、諂は氣に入るやうにして述べたつる意、諛は善く言ひて實ならざる義、俗のカラお世辭なり、滋甚、滋は增長する意、賂遺、賂は財寶が我れの情を通ずる媒介となりて筋に中るやうになる意、遺は贈る或は餽るの意、

淮南王有女陵、彗有口辯、王愛陵、常多予金錢、爲中詗長安、約結上左右、

【講義】淮南王に、娘にて名は陵と云ふがあり、怜悧にして辯舌巧みなり、淮南王は此の女を愛せらる、平常多く金錢を與へて、長安にて反間をなさしむ、漢の天子の左右にある人々に結托して、事を擧ぐるに便

王覇上、與王語曰、方今上無太子、大王親高皇帝孫、行仁義、天下莫不聞、卽宮車一日晏駕、非大王當誰立者、淮南王大喜、厚遺武安侯金財物、陰結賓客、拊循百姓、爲畔逆事、

【講義】武帝の建元二年に及びて、淮南王は漢の天子に參朝す、淮南王は平素より武安侯田蚡と親交あり、此の時田蚡は太尉の官たり、因りて淮南王を覇上に出迎へて、與に談ず、其の言に曰く、目下今上陛下は太子まさず、大王は直接高皇帝の御孫におはす、大王は仁德の政治を行ひ給へば、天下に誰れ知らぬ者もなし、故に萬一にも今上陛下崩御もあらむ時には、大王にあらずんば、何人か其の御後を嗣ぎ給はむ、よも承け給ふべき方なからむといふ、淮南王大に其の言を喜びて、澤山に武安侯に物を贈りて、內々客分の士と結托し、又國內の人民を手なづけて、專ら謀反の事を企てたり、

【字解】宮車云々、宮車は皇帝の召料の馬車、晏は遲しの義、車駕の出づる事遲しの意、畢竟崩御といふを避けていふ稱、晩駕に同じ、結賓客、淮南要略に養士數千、高材者八人と見えたるをいふなるべし、

建元六年、彗星見、淮南王心怪之、或說王曰、先吳軍起時、彗星出、長數尺、然尙流血千里、今彗星長竟天、天下兵當大起、王心以爲、上無太子、天下有變、諸侯竝爭、愈益治器械攻戰具、積金錢、賂遺郡國諸侯游士奇材、諸辨士爲方略者、妄作妖言、諂諛王、王喜多賜金錢、而謀反滋甚、

に、度々使者を以て懇親を通じたりき、故に徙して衡山王となして、江北の地に王たらしむ、然れども、淮南王のみは、兵を發したれど漢の爲にしたる故に、從前の儘に差置かれたり、是れも亦褒稱せられたるなり、

【字解】邊越、邊は傍近の意、國境が越と相接するをいふ、江北、長江以北の總稱、即ち今の通稱江蘇長江以北の地、

淮南王安爲人、好讀書鼓琴、不喜弋獵狗馬馳騁、亦欲以行陰德、拊循百姓、流譽天下、時時怨望厲王死、時欲畔逆、未有因也、

【講義】淮南王安が生れつきたる、書を讀み又琴を彈ずることを好みて、野外に馳せ廻りて荒々しく狩獵や弋射する遊びを心に樂しまず、要するに其の才能、風流の趣味に富めり、而も又人知れず恩德を施して、國内の人民を手なづけて、明君たる名譽を後世に殘さむと心掛けられたり、只折に觸れ事について其の父厲王長が不慮の横死せるを憤りて漢の天子を怨みて其の不平を報ぜむと希望したれば、いつか時を待ちて漢に反せむと思へども、未だ其の發すべき動機を得ずして怏々たり、

【字解】鼓琴、琴を彈くなり、鼓とは彈の意、詩經に如鼓瑟琴とあるがごとし、弋獵狗馬、弋は繩を以て矢に繫けて射るなり、獵は田獵にて鳥獸を取ること、狗馬は共に玩好の物の意、即ち狗は犬の小さき者、馬は乘馬なり、馳騁、馳は車馬を疾驅すること、騁は直馳なり、かけあるくこと、陰德、人に恩德を施しつゝも人をして知らしめざるをいふ、拊循、拊は撫と同じ、手に從へしむる意、循は附いて來らしむる意、流譽、流ふは我にあるものゝ流れて一杯にひろがる意、怨望、望も怨なり、同義の字を重用せるなり、畔逆、畔は叛と同じ、背くの意、逆は順の反、

及建元二年、淮南王入朝、素善武安侯、武安侯時爲太尉、乃逆

計略なり、是れを信じて淮南王は其の請ふまゝに其の軍士を相に任せらる、淮南王の相は、今や淮南の軍士を統率して其より堅く籠城して、淮南王が呉に加勢すべしと仰せらるゝことをも聽かずして漢軍の有利なるやうに計らひぬ、漢も亦其の計を諒として、曲城侯を大將として、軍士を帥ゐて淮南の手薄き所を救はしむ、此の故に淮南は表面呉に與すと號しながらも遂に無事にして、謀反に關はらずして國の立つことを得たり、蓋し全く其の相の忠誠に因るなり、

【字解】曲城侯、姓は蟲、名は捷、高祖の功臣蟲逢の子、漢書に曲成圉侯に作る、

呉使者至廬江、廬江王弗應、而往來使越、呉使者至衡山、衡山王堅守無二心、

【講義】呉王謀反したる時、呉王の使者が廬江王の許に至る、廬江王は反對して味方に加はらず、而して廬江王は使者を以て越と氣脈を通じて居たり、呉王の使者は更に衡山王に至りて說けども、衡山王は堅固に籠城して只管漢室の爲に力を盡せり、蓋し二王者其の特殊の待遇に感激したりしならむ、

孝景四年、呉楚已破、衡山王朝、上以爲貞信、乃勞苦之曰、南方卑濕、徙衡山王王濟北、所以褒之、及薨、遂賜諡爲貞王、

【講義】孝景皇帝の四年に、呉楚七國の反平ぎて後、衡山王漢に朝參す、主上、衡山王は貞烈忠信の者なりと思召し、是迄の骨折を謝して、且つ曰く、南方は土地卑く濕氣多く、身に宜しからず、衡山王を徙して濟北王とせよと宣ふ、是れ衡山王を嘉彰せらるゝなり、衡山王の薨ずるに及びて、諡號を賜ひて貞王と曰ふ、

【字解】爲貞王、爲は謂と通ず、

廬江王邊越、數使使相交、故徙爲衡山王、王江北、淮南王如故、

【講義】廬江王は、越と其の國の接近してあるが爲

陵侯安爲淮南王、安陽侯勃爲衡山王、周陽侯賜爲廬江王、皆復得厲王時地、參分之、東城侯良前薨無後也、

【講義】孝文帝の十六年に、帝は、十二年に封じたりし淮南王喜を徙して、故の城陽に王たらしむ、是れ淮南の地に故の淮南の厲王の子を封ぜむとする張本なり、主上は、淮南の厲王の國家の制度を無視して謀反し、自から國を滅したると早く薨じたるとを憐みて、厲王の遺子の三人を王となす、卽ち阜陵侯安を淮南王となし、安陽侯勃を衡山王となし、周陽侯賜を廬江王となす、諸王は皆以前の厲王の時のごとく、舊の淮南の地を領するを得しめて之を三分す、厲王の子四人の中に、東城侯良は、是より先に薨じて、嗣くべき子なきを以て、此の王のみは此の度の封に入らずとなり、

【字解】廢法不軌、廢法は國家の大法を用ひざるなり、廢は擧の反、不軌は軌度の外に出づる意にて、法度に循はざるなり、軌は法なり、後には謀叛を云ふ、

孝景三年、吳楚七國反、吳使者至淮南、淮南王欲發兵應之、其相曰、大王必欲發兵應吳、臣願爲將、王乃屬相兵、淮南相已將兵、因城守、不聽王而爲漢、漢亦使曲城侯將兵救淮南、淮南以故得完、

【講義】孝景皇帝の三年に、吳楚七國謀反す、吳の使者が淮南王の許に至りて亂に與せむことを說く、王は軍士を出して之に味方せむとす、淮南王の相は、如何にもして淮南の無事にあらむことを希ひ、王に說いて曰く、大王若し必ず軍士を出して吳の亂に與せむとせば、臣願はくは其の總大將となりて計らむといふ、是れ淮南の兵をして吳に味方せざらしめむの

公殺管蔡、天下稱聖、何者、不以私害公、天下豈以我爲貪淮南王地邪、乃徙城陽王、王淮南故地、而追尊謚淮南王爲厲王、置園、復如諸侯儀、

【講義】　孝文帝の十二年に、人民の中にて歌を作りて、淮南王と天子との仲の不和を攻撃したる者あり、其の歌は、一尺の布にても、縫はゞ共に衣となすに足る、一斗の粟にても、舂きて精白にせば共に食ふことを得、然るに今や天子と淮南王とは御兄弟の間にて相互ひに勘辨して融和することの出來ぬは歎かはしき限りならずやといへり、天子は之を聞かれて、歎息して曰く、上代の聖天子と稱せらるゝ堯帝、舜帝は同姓たる四凶を放逐し、又周公旦は其の兄弟の管叔、蔡叔を殺したり、然れども天下の人皆此の人々を聖人と稱するは如何、其の謂ひは、私情を以て公邊の利益を私せざるが故なるべし、今天下の人民の吾れを誹る者は、吾れを以て淮南王の故地を取上げたるを攻撃するものかとて、乃ち景王章が子の城陽王といひしを以て淮南の故地に王たらしめ、又別に後より淮南王を尊んで謚して淮南の厲王と曰ふ、其の莊園を置きて諸侯の待遇を與へられたり、

【字解】　一尺布云云、此の歌は、縫舂谷の三字、上平聲二冬の押韻あり、舂は粟を搗く意、放逐骨肉、堯は黄帝の後、舜は顓頊の後、四凶（共工、三苗、伯鯀、驩兜）の内に黄帝、顓頊より承けたる者あるを、堯舜が之を放逐したるに依りて骨肉といへるなり、骨肉とは骨と肉とにて、至りて親しきを喩へたる語、父子兄弟等の間をいふ、城陽王、文帝の二年、齊の悼惠王の子朱虚侯章を封じて成陽王となす、其の子喜、此に城陽王となるなり、莒を治めしむ、厲王、謚法に暴慢無親爲厲とあるに因る、

孝文十六年、徙淮南王喜、復故城陽、上憐淮南厲王廢法不軌、自使失國蚤死、乃立其三子、阜

【字解】自寬、寬は宥むる意、其の過失を寬假することにて、其の既往を寬假するなり、

上卽令丞相御史逮考諸縣傳送淮南王不發封餽侍者皆棄市、乃以列侯葬淮南王於雍、守冢三十戶、

【講義】文帝は袁盎の說を聞きて直ちに丞相、御史等をして、諸縣にて淮南王を傳車にて蜀に送りし時、其の傳車の緘封を開きて王に食物を呈せざりし者を追考せしめて、皆其の官吏を棄市の刑に處しぬ、かくて淮南王は諸侯王といふ資格を以て、其の死なれし雍の地に葬る、而して其の墓守三十戶を附屬せしめられたり、

【字解】逮考、逮の字、舊本は逐に作る、宋本及び漢書、資治通鑑等に據りて逮に改む、逮は及ぶの意なれば、後より糺問するに用ひしなり、餽侍、餽は饋と同じ、食物を尊者に贈るをいふ、守冢、墳墓を看守する者、冢は墓の高大なる者の稱、今は塚と云ふ、

孝文八年、上憐淮南王、淮南王有子四人、皆七八歲、乃封子安爲阜陵侯、子勃爲安陽侯、子賜爲周陽侯、子良爲東成侯、

【講義】孝文帝の八年に、天子は淮南王の橫死を憐み給ふ、淮南王に遺子四人あり、皆七八歲なり、是に於て其の子安を封じて阜陵侯となし、子の勃を安陽侯となし、子の賜を周陽侯となし、子の良を東成侯となす、皆其の後を憫然と思はれて特典を與へられしなり、

【字解】阜陽、安陽、周陽、東成、皆地の名、

孝文十二年、民有作歌歌淮南厲王曰、一尺布尙可縫、一斗粟尙可舂、兄弟二人不能相容、上聞之乃歎曰、堯舜放逐骨肉、周

なり、封は緘なり、

淮南王乃謂侍者曰、誰謂乃公勇者、吾安能勇、吾以驕故、不聞吾過至此、人生一世間、安能邑邑如此、乃不食死、至雍、雍令發封、以死聞、上哭甚悲、

【講義】淮南王、傳車の緘封を發せられぬに不審を起して侍者に問ひて曰く、何人が吾れを勇猛なる者といへるならむ、吾れは決して勇猛なるにあらず、吾れは只驕慢なるが爲に、吾れ自身の過失を知らずして今日に至れるなり、惟ふに、人の一生の間、吾が今日のごとく愁悶してあるべきものにあらず、今は全く生きがひなき事なりと憤恚して、遂に絶食して死なれたり、雍の地に至りし時、雍の縣令は、傳車の封緘を開けば王は既に死なれてありしかば、其の由を奏聞す、文帝は甚だ御歎きありて、其の哭泣も殊に甚しかりき、

【字解】乃公、乃は汝の義、汝の公とは本來は父の自稱なりしが、轉じて傲慢の語となりて、日本にてオレなど云ふがごとし、此れは淮南王の自稱なり、邑邑、悒悒と同用す、心の憂悶して暢びざる貌、俗にクヨクヨする意、以死聞、王が死なれたるを知りて奏聞するなり、上哭、哭は大聲を發して哀しむをいふ、

謂袁盎曰、吾不聽公言、卒亡淮南王、盎曰、不可奈何、願陛下自寛、上曰、爲之奈何、盎曰、獨斬丞相御史、以謝天下、乃可、

【講義】文帝は、淮南王の死を哀しみ爲に、袁盎に謂つて曰く、吾は公が諫言を用ひざりし爲に、結局淮南王を一人無き者となし果てたるは遺憾に堪へぬわざなりといふ、袁盎曰く、今更に如何ともなし難し、只願はくは、陛下には、自から寛めて其の過失を取消し給へと、文帝曰く、如何にせば可ならむかと、袁盎曰く、只王の處置を僉議したる丞相、御史大夫等を斬りて、罪を天下に謝せば可なるべしといふ、

僉議のごとくなるべし、又盡くに一味徒黨の者を誅せよと命ぜらる、是に於て乃ち淮南王をして輜車卽ち母衣馬車のごとき車に載せて、縣より縣と日本の宿送りのごとくして蜀に到らしむ、蓋し懲しめて又返さむとの恩典なり、

【字解】美人才人、美人は上條に解せり、才人も亦妃妾の稱號、他可、司馬貞の說に依れば、他の事は論告のごとくに然るべしとの勅定と解すべし、今案ずるに、他可の二字、下句に應じて讀むも亦可なり、輜車、衣ある車と見えたれば、其の說に從へり、以次傳、傳は驛傳の車馬にて送るなり、支那には傳車あり、傳車より古し、

是時袁盎諫上曰、上素驕淮南王、弗爲置嚴傅相、以故至此、且淮南王爲人剛、今暴摧折之、臣恐卒逢霧露病死、陛下爲有殺弟之名奈何、上曰、吾特苦之耳、今復之、縣傳淮南王者、皆不敢發車封、

【講義】淮南王を蜀の嚴道に置くに決せし時、袁盎は文帝を諫めて曰く、今上は本來淮南王を驕慢ならしめて此に至る、是れ嚴格なる師傅を置きて敎育の任に當らしめられざりし結果なり、其の上に、淮南王は其の性質押强く事を貫くにあれば、今突然と其の威勢を挫くは、臣の愚考には、急に風土の劇變と憤恚とに依りて大病を發して死なるべし、かゝれば陛下に於て親しき御弟を殺し給ふの名を得給はんには如何と申せば、文帝曰く、吾れも然思へども、こは特に之を苦しませて悔いたる時は、再度本國に返さむと思ふなりと宣ふ、さて路次の縣にて淮南王を傳車にて送る者は、强ひて其の傳車の封印を開かず、蓋し王の勇猛を憚りてなり、

【字解】今復之、今、舊本に令に作る、今漢書に依りて改む、今は卽今なり、暫く困苦せしめて自ら悔いたる時は、卽ち還らしめるといふなり、不敢發車封、檻車に封あるを、縣傳は何處にても其の封を發せざる

遣其子母從居、縣爲築蓋家室、皆廩食、給薪菜鹽豉炊食器席蓐、臣等昧死請、請布告天下、

【講義】文帝再び宥して仰せて曰く、朕は律に照して淮南王を處分するに忍びず、故に長が死罪を赦して、王たるを廢せよと仰す、臣倉等恐懼頓首して曰く、長には大死罪のある身なるに、陛下御友愛の情に於て之を法のごとく處分するに忍び給はず、幸ひに赦されて、王たるを廢して庶人とせむと宣ふ、就ては其處置方に就て請ひ願ふは、之を最も僻遠なる蜀の嚴道卽ち今の四川の地に徙し置き、其の妻妾の子あるものをして從つて居らしめむ、縣にては王の爲に家室を新造し、皆官より糧食を給し、又薪、菜、鹽、豉、炊事の道具、席、蒲團、夜具の類までを給せむ、臣等恐懼して上請す、請ふ之を天下に告げ知らしめむと言ふ、

【字解】嚴道、縣の名、始皇帝、楚を滅し、嚴王の族を從すに起る、索隱に縣に蠻夷あるを道と曰ふとあり、卭郵、卭の地に郵置あるに依りて稱す、其子母、妾媵の子ある者、廩食、官の給する所の糧食の意、名詞の時は食は音シ、廩は米藏なり、鹽豉、豉は豆豉なり、豆を以て製したる食物、鹹と淡と二種あり、日本の納豆若しくは信州味噌の類、炊食器席蓐、炊器は釜鼎の類食器は盃椀の類、炊食器にて炊器と食器との意なり、蓐は莞にて製したる臥席、茵とす、後には汎く臥藉の稱となり、褥と通用す、

制曰、計食長、給肉日五斤、酒二斗、令故美人才人得幸者十人從居、他可、盡誅所與謀者、於是乃遣淮南王、載以輜車、令縣以次傳、

【講義】天子仰せて曰く、爲に計りて長の食料として、肉は一日に五斤づゝ、酒は二斗づゝを給し、又妾の中、美人、才人の稱を有する者にて寵を受けたる者十人は、子なくとも從ひて居るを得しめよ、其の他は

は我れを離れて自から漢に附かむとするものかと云ふ、此等の罪狀を律に照せば、淮南王長は當然棄市に處すべきに該當す、されば臣等は上に請ひて所當の罪科を行ふこと既定の刑法に從はむと請ふ、上の淮南王長廢ニ先帝法一以下此に至るまで、皆漢の有司の論告なり、

【字解】南海、郡の名、秦の置く所、燔其書、燔は音ハン、炙りて燒く意、

制曰、朕不レ忍レ致ニ法於王一、其與ニ列侯二千石一議、臣倉、臣敬、臣逸、臣福、臣賀、昧死言、臣謹與ニ列侯吏二千石臣嬰等四十三人一議、皆曰、長不レ奉ニ法度一、不レ聽ニ天子詔一、乃陰聚ニ徒黨及謀反者一、厚養ニ亡命一、欲ニ以有一レ爲、臣等議、論如レ法、

【講義】文帝右の論告を聽きて命令さるゝは、朕は親しき兄弟の間柄にて、律のごとく王を處分するに忍びず、先づ諸侯及び二千石の大官と僉議せよと仰せ下さる、臣倉、臣敬、臣逸、臣福、臣賀皆一同に恐懼して奏して曰く、臣等謹みて諸侯及び二千石の大官嬰等四十三人と僉議するに皆曰く、長は天下の規則を守らず、又天子の詔命を聽かず、是に於て內密に同志の一群及び謀反の者を召集して、手厚く名籍を脫して逃亡し來れる者を扶持して、亂をなさむとす、是のごとくなれば、臣等僉議の末に、律に照して正しく處分せむとする者なりといふ、

【字解】列侯二千石、列侯は諸侯なり、二千石は、漢の時、內は九卿郎將より、外は郡守尉に至るまでとす、

制曰、朕不レ忍レ致ニ法於王一、其赦ニ長死罪一、廢勿レ王、臣倉等昧死言、長有ニ大死罪一、陛下不レ忍レ致レ法、幸赦、廢勿レ王、臣請、處ニ蜀郡嚴道邛郵一、

賜書棗脯、長不欲受賜、不肯見拜使者、南海民處廬江界中者反、淮南吏卒擊之、陛下以淮南民貧苦、遣使者賜長帛五千匹、以賜吏卒勞苦者、長不欲受賜、謾言曰、無勞苦者、

【講義】前日淮南王長大病に罹るや、陛下はいたく寢襟を惱し給ひ、使者を遣はして親書と珍味の棗と乾肉とを賜はる、然るに長は賜物を受くるを欲せずして、漢の使者に對顏して禮することを承知せず、南海の民の廬江附近に居住せる者の謀反する時、淮南の吏卒之を攻擊して勝つ、陛下は淮南の人民の貧苦を察し給ひ、長に上等の羽二重五千匹即ち一萬端を賜りて吏卒の戰爭に就いて骨折りたる者に賜はしむ、長は漢の賜物を受くるを欲せず、詐り計略にかけて曰く、少しも骨折たる事なしと云ふ、

【字解】書棗脯、書と棗と肉を細く割きて乾かしたる物とを賜ふなり、棗脯は婦人の贄、之を贈るは兄として尊ぶなるべし、棗は其の早起に取り、脯は其の自から脩むる意に取る、又棗栗といふもあり、脯は脩なり、廬江、郡の名、

南海民王織、上書獻璧皇帝、忌擅燔其書、不以聞、吏請召治忌、長不遣、謾言曰、忌病、春之請長願入見、長怒曰、女欲離我自附漢、長當棄市、臣請論如法、

【講義】南海の民王織と云ふ者、漢の天子に書を上りて、璧即ち玉の平圓形にして孔あり、其徑六寸の者を獻ず、淮南王の故の中尉蔄忌は勝手に其の上書を火に炙り燒いて、漢の天子に奏聞せず、漢の吏は蔄忌を得て、其の罪を糺さむと請ふ、淮南王長は之を漢に遣らず、詐り言を以て言つて曰く、蔄忌は大病なりと遁辭す、淮南の丞相春は又淮南王長に請ひて、漢朝に參りて天子に謁せむと請へば、長は怒りて曰く、汝

知らずと言ひ、又伴りて土饅頭を築き、表の木を其の上に樹てゝ題して曰く、開章は死して此所に埋めてありと曰へり、而して淮南王長は、自から無罪の者一人を虐殺したり、又吏をして無罪の者六人を誣告して刑法に照して罪を犯せる者として之を殺さしめたり、又亡命とて罪ありて他國より名籍を背いて亡げ來れる者は棄市すべきが法律の定めなるに、之を助けんが爲に亡げ來れる者をば匿して、詐りて亡命を爲さず罪もなき者を亡げ來れる者として、眞の亡げ來れる者の罪を免れしむるがごときをなす、

【字解】 謾吏曰、謾は詐りを以て人をだしぬく意、誑の義、樹表其上、表とは木を削り柱の形の如くして竪つ、樹はシカと竪つる意、爲命棄市罪、爲は「タメ」と訓す、助なり、毛本に命の上に亡の字あり、漢書また亡命に作る、今之に依る、命者、亡命に非ざる者を命者と云ふ、名籍を背いて逃亡する者を亡命といふ、除罪、詐りて亡命の者を捕へて之を殺すと稱し、以て眞の亡命の者の罪を除くなり、

擅罪人、罪人無告、劾繫治城旦舂以上十四人、赦免罪人、死罪十八人、城旦舂以下五十八人、賜人爵關內侯以下九十四人、

【講義】 淮南王は擅に人を罪す、人を罪して漢に告ぐることなし、又彈劾拘繫したる後、徒刑の重き者及び其の辜の罪ある者以上の罪を糺し、處斷したる者十四人、又罪人を赦免としたること、死罪の者十八人、徒刑の重き者及び其の辜の罪ある者以下五十八人、又人に爵を賜ふことは、關內侯以下九十四人の多きに及ぶといふ、

【字解】 罪人無告、罪人の處分して漢に告げざるなり、劾繫、人の罪狀を論じて拘へ繫ぐなり、治城旦舂、城旦は秦漢の時の徒刑の名、罰して苦役をなさしむるなり、晝は寇を伺ひ、夜は城を築く故に名づく、舂は罪人の妻子或は子孫の女の官に沒せられて苦役に服する者の稱、

前日、長病、陛下憂苦之、使使者

度々對面あり、且つ食膳を與にす、又開章が爲に家室を造り、婦を娶らしめ、二千石の扶持を與へたり、

【解字】　大夫但、上文に男子但とあると同人なり、大夫は當時の民爵、第五級に在り、士伍、官爵ある者が、罪ありて官爵を失ひたる時は、士伍と稱す、士卒の伍に從はしむる意、伍は組の名、開は姓、柴武、文帝後元年卒す、嗣子謀反して國除かる、

開章使人告但、已言之王、春使使報但等、吏覺知、使長安尉奇等往捕開章、長匿不予、與故中尉蕳忌謀、殺以閉口、爲棺槨衣衾、葬之肥陵邑、

【講義】　開章は使を遣はして但に告げしむるに、已が淮南に到りて王に告げたる狀を以てす、淮南の丞相春も亦使者を以て但等に淮南王が與に謀るの意を以てす、漢の吏は其の消息を探知して、長安の尉奇等をして、往いて開章を召し捕らしむ、淮南王は之を匿して漢の吏に引渡さず、故の中尉蕳忌と謀りて開章を殺して、淮南王が謀反したる事を告ぐる者なきやうに取成したり、又殊更に棺槨其の他の葬具を仕立て、肥陵の地に埋葬す、

【字解】　匿不予、匿は收めかくして人目にかゝらぬやうにする意、予は與と通用す、殺以閉口、開章を殺したりと號して、正に淮南王が謀反したりと言ふ者なきやうにする意、閉口は、告ぐる者の口を閉ぐなり、棺槨衣衾、棺は死體を納め、槨は其の棺を覆ふ具、衣衾は死者に着する衣、及び其の上に加ふる衣、

謾吏曰、不知安在、又佯聚土、樹表其上曰、開章死、埋此下、及長身自賊殺無罪者一人、令吏論殺無罪者六人、爲命棄市罪、詐捕命者以除罪、

【講義】　淮南王は漢より召捕りに向へる吏を詐を以て出し拔いて曰く、開章は何處に往きたるか所在を

色にするをいふ、所置吏、所の上に逐の字を補ひて解すべし、漢の置く所の相、內史、中尉の官人を逐ひて、淮南王の專斷に他人を以て之を任命せるなり、卽ち其郞中春を丞相となせるといふが如き是れなり、相以下三官は皆二千石の吏にて、王の專斷を許さざるなり、郞中、王の近侍の官、其の郞となりて中に居るより名づく、周には近侍の稱、秦に至り官名となる、

聚收漢諸侯人及有罪亡者、匿與居、爲治家室、賜其財物爵祿田宅、爵或至關內侯、奉以二千石、所不當得、欲以有爲、

【講義】　淮南王は又漢の諸侯の人や罪ありて出奔したる者を收容して、淮南王の許に匿して雜居せしめ、其等の人の爲に家屋敷を造りて、金錢物品を下賜し、又は田地、爵位等さへ賜はりて、其の中には十九階目の高爵にて天子の命ならでは賜はらぬ關內侯をも賜はりて二千石の秩祿を給せらるゝは、決して侯王の爲すを得べき所にあらず、是れ其の下心に謀反を企てむとするが爲なるべし、

【字解】　關內侯、侯號ありて京都に居り而も國邑を有せざるをいふ、奉以二千石、奉は供給の意、二千石は王國の丞相、內史、中尉の秩祿なり、

大夫但、士伍開章等七十人、與棘蒲侯太子奇謀反、欲以危宗廟社稷、使開章陰告長、與謀使閩越及匈奴發其兵、開章之淮南見長、長數與坐語飲食、爲家室娶婦、以二千石俸奉之、

【講義】　淮南の大夫但及び士位の開章等を始めて七十人の者は、棘蒲侯の太子奇と謀反して、漢室を覆さむとす、開章をして內々淮南王長に告げしめ、與に力を戮せて兵を發し、又閩越及び匈奴に使者を遣はし、其の兵を發せしむ、開章は淮南王に見えたり、淮南王

嫡子共に太子或は世子と稱す、後世は天子に太子と稱し、諸侯に世子と稱す、輂車、輂は大車の馬を駕すべきもの、又漢書及び通鑑に輦車に作り、兵器を載せて挽き行く車とす、谷口、地名、陜西涇陽縣の西北にあり、

淮南王至長安、丞相臣張倉、典客臣馮敬、行御史大夫事宗正臣逸、廷尉臣賀、備盜賊中尉臣福、昧死言、淮南王長、廢先帝法、不聽天子詔、居常無度、爲黃屋蓋、乘輿出入擬於天子、擅爲法令、不用漢法、及所置吏、以其郎中春爲丞相、

【講義】淮南王は召しに依りて長安なる宮城に參らる、丞相臣張倉、典客臣馮敬、行御史大夫事宗正臣逸、廷尉臣賀、備盜賊中尉臣福は、帝前に出でて畏みて上言す、淮南王長は、先帝が定め置かれたる大法を廢して、天子の詔を聽かず、平素放任に身を持ちて、天子の乘輿の制を濫用し、出入に警蹕を稱して天子と同一の行爲をなす、又專斷に法令を製作して、漢の大法を用ひず、又剰へ漢の配置せる郡縣の官吏を逐ひ、淮南王の郎中春を以て丞相となす、王國は、相より內史、中尉に至るまでは、王自から置くを得ざる制度なるを、王驕橫にして此れを敢てするに至れるなり、

【字解】典客、秦の官名、九卿の一、諸侯及び歸義の變夷を掌る、馮敬、馮は姓となる時の音はホウなり、行御史大夫事、行は假官にして本官にあらず、今我が邦に某官事務取扱と云へるが如し、備盜賊中尉、漢書の百官表に中尉秦官掌徼循京師とあり、如淳の注に所謂游徼循徼禁備盜賊也と云へり、昧死、既に秦始皇本紀に見えたり、謙遜の語、恐惶して上言する形容なり、秦代より皇帝へ上奏の時敬言の法式として用ひらる、王莽に至りて改めて稽首に復す、居處無度、居處は平生と云ふが如し、無度は法度なきにて、不規律なるなり、黃屋蓋、天子の乘輿は其屋を黃

らざる意、

孝文傷其志、爲親故、弗治赦厲王、當是時、薄太后及太子諸大臣、皆憚厲王、厲王以此歸國益驕恣、不用漢法、出入稱警蹕、稱制自爲法令、擬於天子、

【講義】文帝は、厲王が審食其を殺せしは其の母の仇を報じたりといふ志に對して思ひ煩はれしかば、特に厲王の罪を赦されたり、是の時に當りて、文帝の母薄太后も太子も諸大臣も、皆厲王の事には遠慮して手を出さず、此を以て厲王は國に歸りて益〻驕りて氣儘になりて、漢朝の制法に遵はず、其の外出の際にも、天子の行幸のごとく、行人を止めて道を淸め、命令を制と名づけ、自から法令を爲りて天子と同樣なる有樣なり、

【字解】驕恣、驕は滿心する事、恣は放任にして氣儘なる事、警蹕、天子の行幸に行路の人を警戒すること、警は出づる時の制止の語、蹕は入る時の制止の語、稱制、秦より以後天子の命令を制と曰ふ、今天子に僭擬して之を稱せるなり、擬於天子、擬は比似の意同じ樣に眞似ること、

六年、令男子但等七十人、與棘蒲侯柴武太子奇謀、以輂車四十乘、反谷口、令人使閩越匈奴、事覺治之、使使召淮南王、

【講義】孝文帝の六年に、厲王は男子但等七十人をして、棘蒲侯柴武の太子奇と謀りて、兵車四十乘を以て谷口に於て兵を擧げ、又使者を閩越及び匈奴に使せしむ、其の事漢朝に聞えたれば、漢は有司をして其の罪を糺さむとて使者を遣はし、淮南王をして漢に至らしむ、

【字解】男子但等、但はその人の名なり、此の人、姓詳かならず、故に男子と曰ふ、古史此の例多し、棘蒲侯柴武太子奇、棘蒲は封國の名、侯は其の爵、柴は姓武は名、太子は柴武の嗣子なり、古代は天子、諸侯の

厲王乃馳走闕下、肉袒謝曰、臣母不當坐趙事、其時辟陽侯力能得之呂后、弗爭、罪一也、趙王如意子母無罪、呂后殺之、辟陽侯弗爭、罪二也、呂后王諸呂、欲以危劉氏、辟陽侯弗爭、罪三也、臣謹爲天下誅賊臣辟陽侯、報母之仇、謹伏闕下請罪、

【講義】厲王は辟陽侯の頸を切らしめ終りて、直ちに急ぎ御前に出でて上衣を脱ぎ肢體を露はし、卽ち罪に歸して刑を受くる狀をなして謝して曰く、臣が母は趙の相の謀反に連坐すべきいはれなきこと明白なるを、辟陽侯は其の頃呂后に取入りて居りしかば、何事にても申すことの聽かれぬ事なきにも拘はらず、臣が母の冤罪を雪ぎて、且つは高帝の御子を娠める際なれば、特別の御扶助を仰ぐべき手段をも執らずして、臣が母を見殺にしたる不仁の行爲は辟陽侯の罪の第一なり、又趙王如意は其の母と倶に何の罪もある事なし、然るを呂后は其の母を惡むが爲に之を虐殺したりし時、辟陽侯諫めて之を止むる事をなさず、其の罪二なり、又呂后は呂氏の一族を王となして、劉氏の血統を絶ちて、遂に呂氏の天下となさむと企てたる際、辟陽侯之を諫めて劉氏の族を助けむとせず、是れ其の罪三なり、因りて臣は謹みて劉氏の天下の爲に、自から躬を以て大逆臣辟陽侯を誅して劉氏の爲にし、且つは臣が母の仇を報ぜり、其の上を憚れぬ擧動容赦すべきにあらず、故に臣は謹みて御前に於て、相當の罪科に行はれむことを願ふ者なりといふ、

【字解】闕下、宮闕の下の義、蓋し敢て直に天子を斥さぬ敬語、闕は門觀にて、宮城の門外に二觀を爲り、其の上に樓觀を作り、中央は闕いて道となす、故に之を闕と云ふ、古代、法令を頒布する爲の所なり、肉袒、俗に云ふ兩肌を脱ぐこと、罪を受けて刑に就く意にて其の服順を表はす所以なり、坐趙事、坐は連類者となる事、故に又連坐とも云ふ、律に應じて移動すべか

故常寬赦之、

【講義】　孝文皇帝が先帝の後を承けて天子となるに及びて、淮南王は自から思へらく、高帝の子多き中に今は帝と我と只二人のみなり、故に我れに增して親しき者あらずと思ひて、人に傲り命に順はず、我が儘多く、又度々法令を守らぬ事もあり、然れども文帝は、兄弟といふ關係に依りて平生寛大に見宥して、罪することもせられず、

【字解】　最親、時に高帝の子文帝（兄）と淮南王（弟）とのみ存在するを以てなり、驕蹇、驕は滿足して心の高ぶること、蹇は音ケン、慢の意、身を高き者と思ひ上りて意張る意、不奉法、法令を遵奉せぬこと、寛赦之、寛假して見許して置くこと、俗に大目に見ておく意、

三年入朝、甚橫、從上入苑囿獵、與上同車、常謂上大兄、厲王有材力、力能扛鼎、乃往請辟陽侯、辟陽侯出見之、即自袖鐵椎椎辟陽侯、令從者魏敬剄之、

【講義】　三年にして厲王は參內あり、其の擧動甚だ無理非道なる事多し、文帝に從ひて宮城內の御苑にて鳥獸を獵するに文帝と車に同乘し、又平生文帝を呼んで大兄と云ふ、原來厲王は天性腕力强くして、其の力は例へば兩人にて搔上ぐべき鼎を一人にして差上ぐるがごとき力量あり、ある時辟陽侯の家に往きて面會を請ふ、辟陽侯出でて王に見ゆ、王は卽座に兼ねて用意したる鐵製の金椎を以て辟陽侯を擊ちて、王の從者の魏敬をして直ちに其の首を切り取らしむ、

【字解】　甚橫、道に順はず無理を通すを橫といふ、苑囿、苑は禽獸を飼ひつけたる所、古代には囿と云ひしが漢之を苑と謂ふ、囿は苑の垣ある者の稱、材力、天賦の力量あるをいふ、扛鼎、扛は兩人にてあぐる意、扛鼎とは大力を形容する語、鐵椎、鐵の金鎚なり、椎は音ツヰ、剄之、剄は頸を斬るなり、

高帝の御前に詣りて御目見えせしむ、高帝は先きに其の母の處分をなさゞりしを悔いて、呂后をして母として之を養育せしむ、而して一方には其の母の死を憫みて、其の母の鄕里なる眞定に葬らしむ、眞定は厲王の母の家のある所にして、而も父祖代々の地なればなり、

【字解】恚卽自殺、恚はフヅクムと訓ず、恨みを含みて憤悶する意、俗に怒りてじれること、奉厲王、奉は敬み持つ義より、俗に御先きに立てゝ其の御供する意、父世縣、父祖代々居る地の意、漢書に母家縣に作る、

高祖十一年十月、淮南王黥布反、立子長爲淮南王、王黥布故地、凡四郡、上自將兵擊滅布、厲王遂卽位、

【講義】高帝の十一年十月、淮南王黥布が漢朝に反す、高帝の子長を以て淮南王となす、而して黥布が故の地に王たらしむ、凡べて四郡卽ち、九江、廬江、衡江豫章の四郡あり、高帝自から兵を帥ゐて擊ちて黥布を滅ぼす、厲王は此に因りて王位に卽く、

厲王蚤失母、常附呂后、孝惠呂后時、以故得幸無患害、而常心怨辟陽侯、弗敢發、

【講義】厲王は幼少の時に生母に死別れて後、高帝の命に依りて平素呂后の手について養育せられてありしかば、孝惠帝の時にも呂后の時にも、以前の理由にて寵せらるゝ爲に、何の心配も何の災難も身に及ばず、然れども平生心中には、辟陽侯審食其が、其の母を助けざりしことを怨みて忘れねど、未だ抑へて之を外には露さざりき、

【字解】蚤失母、蚤は早と通用す、定めたる時よりもはやき意、失は死なれて別れたること、弗敢發、强ひて態度に露はさずして耐忍するなり、

及孝文帝初卽位、淮南王自以爲最親、驕蹇、數不奉法、上以親

逮治王、盡收捕王母兄弟美人、繫之河內、厲王母亦繫、告吏曰、得幸上有身、吏以聞上、上方怒趙王、未理厲王母、厲王母弟趙兼因辟陽侯言呂后、呂后妬、弗肯白、辟陽侯不彊爭、

【講義】趙の相貫高等が漢朝に反きて、柏人の事件の世に知れ渡るに及びて、相の貫高を始め趙王をも連類として召し捕り糺問せらるゝと同時に、王の母、兄弟及び妾の類までを一切召し捕りて、河內の獄に繫ぐ、厲王の母も亦其の捕はれたる中に在り、其の時獄の吏に告ぐるに、厲王の母は先きに高帝の寵を得て今や妊娠してゐる由を以てす、吏は之を高帝に言上す、高帝は其の際は趙王の不道を怒られたる最中なりしかば、未だ厲王の母の事までは御處分に及ばず、厲王の母の弟趙兼は此の事を不便なりとして、辟陽侯審食其に賴みて呂后に言し、取成しを請ふ、然るに呂后は性質嫉妬深くて之を憎みたれば、高帝に申すことを承知なし、辟陽侯も强ひて言上を迫らず、

【字解】貫高等、趙王張敖の相、高帝七年十二月、冒頓單于を擊ちて還るや趙を過ぐ、趙王、子壻の禮を執りて甚だ謹む、高帝之を慢罵す、其の相貫高、趙午等怒り、八年冬、遂に柏人に反するをいふ、柏人、地の名、事件は張耳傳に見えたり、逮治、逮は音タイ、及なり、凡そ罪あれば、連坐の者は之を追捕す、故に逮と云ふ、有身、胎內に子を孕むをいふ、河內、地の名、辟陽侯、審食其の侯名、

及厲王母已生厲王、恚即自殺、吏奉厲王詣上、上悔、令呂后母之、而葬厲王母眞定、眞定厲王母之家在焉、父世縣也、

【講義】厲王の母が今や厲王を生むに及びて、其の高帝の顧みず、又群臣の取成しなかりしを怒りて、自殺して果てぬ、其の掛りの吏は厲王を御連れ申して、

語固より本文中にあるべからず、東漢の班固が作りし前漢書の揚雄傳論贊に此の文を載す、其の中に初めに司馬遷曰と掲げて、此亦詩之風諫何異の下に、揚雄以爲云々とありて、全く此の史記の文と同じければ、古人既に以て後世の竄入となせり、支那の古書中に此の如きもの甚だ多し、鄭衞之聲、淫亂の音樂なり、既に上に解せり○本傳の文、殆んど司馬相如の作を以て占めたり、呉齊賢曰く、子虛、上林の兩賦は侈麗を以て勝り、告蜀の一檄一書は層疊を以て勝る、諫獵疏は格法を以て勝り、封禪書は古奥を以て勝る、一篇一樣幾んど史公と匹敵するに足れり、故に史公獨りその文を載せて、篇を連ぬるも厭はざるなりと、

淮南衡山列傳第五十八

淮南厲王長者、高祖少子也、其母故趙王張敖美人、高祖八年、從東垣過趙、趙王獻之美人、厲王母得幸焉、有身、趙王敖弗敢內宮、爲築外宮而舍之、

【講義】淮南の厲王長と申す人は、高帝の末の男子なり、其の母は、故の趙王敖の妾なり、高帝の八年に高帝が東垣にて謀反せる韓信を擊ちたる際、趙に立寄られしに、趙王は其の妾を獻上して高帝を慰めたり、其の時に厲王の母なる人は高帝に召されしに、やがて姙娠す、趙王は其の高帝の御胤を宿したと知り、之を敬して敢へて我が奥に納れず、別に新殿を造りて其處に居らしめて、其の分身の時を待てり、

【字解】淮南、今の淮南縣、美人、漢の妾の稱、後に女官の名となる、東垣、今の直隸正定縣、韓信の餘寇を此の地に擊ちて還る時、趙に過ぎられしなり、得幸焉、天子の宮妾の、寵愛を得たる者を云ふ、內宮、內は納と同用す、宮中に引取らぬ意、外宮、王宮以外に別に造れる宮をいふ、舍之、舍は置くの意、住はすること、

及貫高等謀反、栢人事發覺、幷

民の事に言及せり、同じく小雅の篇は卑く小なる身分の個人の行ひの得失を誹議して、その流沫が上の政事の善惡の批評に及びたり、以上の如く、その申さるゝ事柄はそれ〳〵に外部に於て殊なれども、その旨趣が道德に合致する點に於ては、何れもみな同一に歸するなり、さて今や司馬相如に就いて觀るに、彼の文章は成る程空虛の辭や濫說を構へて作れること多きには相違無けれども、然しながら「其の推し詰めたる處にては、之を奢侈を禁じて節儉にならねばならぬと云ふ處に引き入れたるが大主意なり、此れは彼の古への詩に諷諫と云ふものがありて、物事を露骨に言はずして婉曲に述べて、それと無く遠廻しに論し戒むるものと、何を以て異ならんや、乃ちそれと同じ性質のものなり、（以下は後人の補入なり、史記の原文にあらず、）揚雄が考ふるに、相如が作りし華麗なる賦は、諷諫とは云へ、其の實は百の奢侈を勸めて一節儉を諷する割合にして、恰も鄭國衞國の淫猥なる音樂を頻りに噺して十分に人心を蕩かしながら、その仕舞ひに於て高尚古樸なる雅樂を奏するが如く、少小の正しきものありたりとて、到底多大の邪に勝つべからず、此れ已に虧けて不完全なる者にあらずやと、（此れは太史公の意見に駁論を試みたるものなり、此れ迄は補入の分にして、下は史記の原文なり、）余（太史公）は今彼れの語の中に於て論述すべき價値ある文を採りて、此の史記の彼れが本傳の篇に著はし置くことゝなせり、

【字解】　春秋推見至隱、何焯曰く、言下由二人事之見著一推而至中於天道之隱微上也と、韋昭曰く、推二見事一至二於隱諱一、謂レ若下晉文召二天子一、經言レ狩二河陽一之屬上と、此の兩說亦各々通ず、言王公大人云々、韋昭曰く、先言二王公大人之德一、乃後及二衆庶一也と、今此の說に依る、小雅譏小己云々、譏は誹なり、小己とは卑小の人なり、上の大人に對して云ふ、韋昭曰く、小雅云人志狹小、先道二己之憂苦一、其流乃及二上政之得失一者と、王先謙曰く、廣雅釋言、譏怨也、所レ謂小雅怨誹是也、詩人怨思之作、雖二極哀傷憔悴一、毎以二己身之得失一爲二小不一レ足レ道、而憂及二於國家之大一、故曰レ譏二小己之得失一と、按ずるに上述の春秋易の例に照せば、韋說を可とす、風諫、風は諷と同じ、揚雄以爲云々、揚雄は西漢の末時の人にして、司馬遷の後にあれば、その

したる文章は、平陵侯に贈れる書と五公子と互に難問せし艸木の書の篇の如きものあれども、今此には采錄せずして、彼の尤も公卿歷々者の間に著名なる文章のみを採錄することとせり、

【字解】 披藝、藝は經なり、既に上に解せり、上下相發允答、允答の二字、舊讀多く下句に屬せり、誤れり、兢々、戒なり、翼々、敬なり、故曰、故とは古語を云ふ、沈欽韓曰く、周書程典解、於安思危於始思終とあり、蓋し此の類なり、假典、假は大なり、典は則なり、假典は大いなる典則なり、顧省厥遺、顧省は反省なり、遺は遺失なり、落度のこと、平陵侯、蘇建なり、不采、采は採と同じ、採錄すること、不采とは史記の此處に採りて載せずして省略するを云ふ、采其尤著公卿者、卽ち本傳に載せたる上林賦、弔二世賦、大人賦封建頌を云ふ、

太史公曰、春秋推見至隱、易本隱之以顯、大雅言王公大人、而德逮黎庶、小雅譏小己之得失、其流及上、所以言雖外殊、其合德一也、相如雖多虛辭濫說、然其要歸引之節儉、此與詩之風諫何異、〔揚雄以爲靡麗之賦勸百風一、猶馳騁鄭衞之聲、曲終而奏雅、不已虧乎、〕余采其語可論者著于篇、

【講義】 太史公曰く、孔子の作れる春秋は婉曲の筆を用ひて露骨に言はざれども、その現はれ明らかなる事件より推して究むるときは、隱微にして奥深き意義のある處を發見するに至るべし、周易の書は、天道の隱微神妙なる義に本づき、之を人生の顯明なる事に當てはめて申してあれば、乃ち意味は深奥なれども、亦之を了解し得べし、詩經の大雅の篇は、周の先王たる文王、公劉の如き卽ち王公大人の尊貴の者が賢明なる德のありしことを言うて、而も後に衆庶人

事は武帝の時にありしを載せず、王先謙曰く、此謂渥洼神馬事と、依賴託寓、類は事類なり、託寓は其の意義を寄せ寓すること、封巒、巒は山なり、封巒は山を封じて祀りを爲すを云ふ、卽ち封禪の事なり、

披藝觀之、天人之際、以交、上下相發允答、聖王之德、兢兢翼翼也、故曰、興必慮衰、安必思危、是以湯武至尊嚴、不失肅祇、舜在假典、顧省厥遺、此之謂也、司馬相如既卒、五歲、天子始祭后土、八年而遂先禮中嶽、封于太山、至梁父、禪肅然、相如他所著、若遺平陵侯書、與五公子相難、草木書篇、不采、采其尤著公卿者云、

【講義】頌既に畢り、更に叉文を後に附加して云ひけるには、經典を披きて之を觀れば、天と人と相接する際、已に交々感じ上と下と相互ひに發し著はれて目出たき符瑞を現示し、以て允にその事に答へ、聖王の盛德は兢々と戒め翼々と敬ひて能く天意を奉體承行せらる、故に古典に曰く、國家の興る時に於ても必ず衰へんことを慮り、安らかなる日にも必ず危からんことを思ふべし、聊かの油斷もあるべからずと、是を以て殷の陽王、周の武王は王者の位に居て至りて尊けれども、嚴かにして肅敬のことを忘れず、叉舜帝が世に聖帝と仰がれて、大いなる典則とすべき地位に在る所以は、全く能く己が行ひの落度あらんかと觀省して戒め愼めばなりと、是れ卽ち上述の如き意味を謂へるなり、されば只今我が大漢に於ては、當に肅敬を失はずして自ら顧省し、天を祭りて敬を忘れざるやうになすべく、封禪を怠り忘れて落度の有るやうなる事あるべからずと、史記の記者因りて附叙して曰く、司馬相如が此の以上に擧げたる外に著は

嬉める白麟は、彼の神聖なる御祭場の靈時に於て游び居れり、歲の初冬なる十月に、我が君陛下には行幸ありて祭天の儀式卽ち郊祀の禮を行はせらる、我が君の乘御し給へる鳳輦を馬に曳かして馳せ行き給へるが、上帝には君の大御心を照鑑せられて、その祀りを受納して幸福を授け給はんこと疑ひなかるべし、此の如き盛儀は、昔しの夏殷周以前には蓋し未だ嘗て有らざりし事なり、宛々と屈みたり伸びたりして活動せる黃龍は、時の帝王の盛德に感奮興起して高く天に昇り、その采色は炫燿熿炳煇湟と光り輝けり、正陽顯見とて、眞正の貴き姿が顯らかに見はれて、黎庶萬民を覺醒して、君德の尊く有難きことを知らしむ、此の事は古來の書物に之を記載せり、曰く、此れ乃ち天命を受けたる帝王が乘らるゝ所の物なりと、要するに天が命じて帝王となす者に對して表彰することは必ずしも諄々と多く繰返して語るに及ばず、乃ち世に珍らしき符瑞を現はして天意の在る所を示すものなり、乃ち物事の類似の品に依りてその意味を託つけ寓せて、以て封禪をなして天下太平の瑞相を發表せよと諭し敎ふるものなりと、

【字解】般々、斑々と同じ、文彩ある貌、旼旼、音ビンビン、和げること、君子之能、能は態と古字假借す、漢書に態に作る、容態なり、玆亦於舜、文穎曰く、百獸率舞則騶虞亦在其中と、此れ亦の字は他の百獸に對言するものと解したるなり、呂延濟曰く、言此獸於舜亦見と、此れ亦の字を他の時代（重もに作者の時代）に對して看たるなり、兩說孰れも通ず、濯々、肥えたる貌、音はタク〳〵、又嬉遊の貌、靈時、時は神を祀る場處、武帝冬時を以て雍に幸し五時を祠り、白麟を獲たり故に云ふ、帝以享祉、帝は天帝なり、享は祭りを受くること、祉は福なり、宛々、蜿々と同じ、屈伸することなり、興德而升、漢は五行の德に於て土德を以て王たるものと爲す、故に色は黃を尙ぶ、今宛々たる黃龍の現はれ出でたるは、是れ乃ち漢の帝德に感じて興りたるものなりとの意、炫燿、光り輝くこと、熿炳煇湟、湟は漢書に煌に作る、共に光る貌、正陽、龍の貴象を云ふ、王先謙曰く、五行志龍陽類貴象也、續漢五行志注引風俗通、龍者陽類、君之象也、故曰正陽と、黎庶、衆庶なり、受命所乘、易に時乘六龍以御天とあり、按ずるに史記、漢書共に黃龍の現はれたる

潤の流液、上の雨露を承けて云ふ、滲漉、滲は音シン、水の下り流るゝ貌、我穡、穀の收むべきを穡と云ふ、非唯濡之氾尃濩之、漢書に非唯偏我氾布護之に作る、朱一新曰く、索隱胡廣曰、言雨澤非偏於我、普遍布散無所不濩也と、此に依れば史記亦もと偏に作りしならん、氾は音ヘン、普なり、尃は布の古字、布は敷と同じ、濩は護と通ず、熙々、相樂む貌、名山顯位、名山は泰山を云ふ、顯位はその位を顯はし示すこと、乃ち封禪の事を指して云ふ、侯不邁哉、侯は何なり、邁は行なり、

般般之獸、樂我君囿、白質黑章其儀可嘉、旼旼睦睦、君子之能、蓋聞其聲、今觀其來、厥塗靡蹤、天瑞之徵、茲亦於舜、虞氏興、濯濯之麟、游彼靈時、孟冬十月、君徂郊祀、馳我君輿、帝以享祉、三代之前、蓋未嘗有、宛宛黃龍、興德而升、采色炫燿、熿炳煇煌、正陽顯見、覺寤黎烝、於傳載之、云受命所乘、厥之有章、不必諄諄、依類託寓、諭以封巒、

【講義】又その廣符端之富とあるに就いて頌辭を陳述しけるには、般々と文彩ある獸は我が君陛下の御園內に於て樂めり、その形は白き質にして、黑き章模樣があり、其の行儀は靜かにして嘉賞すべし、旼旼として和らぎ、睦々として親しみ、人物に譬ふれば誠に君子の態度なり、蓋し從來はかねて其の評判を聞き居りしが、今現にその實物が來れるを見たり、さて厥の由りて來りし途は如何なる方面よりせしか、何等の跡方も無きこととなるが、定めて此の物は天より降下せる瑞徵なるべし、此の白麟といふものは、茲に昔し舜の時代に、他の麟鳳などゝ共に現はれ出でしが、舜は以て興りたり、現今に在りては濯々と面白さうに

之意と、俙と沛と字通ず、愉乎、愉、漢書に兪に作る、兪は然と訓ず、詩大澤之博、下に載する頌の自我天覆より以下を云ふ、詩の字は動詞として看るべし、廣符瑞之富、下に載する、頌の「般々之獸」より以下を云ふ、

乃作頌曰、自我天覆、雲之油油、甘露時雨、厥壤可游、滋液滲漉、何生不育、嘉穀六穗、我穡曷蓄、非唯雨之、又潤澤之、非唯濡之、氾專濩之、萬物熙熙、懷而慕思、名山顯位、望君之來、君乎君乎、侯不邁哉、

【講義】 そこで頌美の辭を作り、先づ勅旋の詩に大澤之博」とある義に就いて陳べけるには、我が敬仰する上天の此の下界を覆はるゝよりして、雲の空を行くことは油々然として盛んなり、その雲よりして甘露や時雨を降らし、その潤ひは土地に滂沛として殆んど游泳すべき程なりぬ、此の如くに滋き水液が地層に深く滲み下るときは、其れ何等の植物か生育せざらんや、固よりその發育や疑ひなし、卽ち嘉穀は一莖に六穗ありて豐年の兆を見はし、我が植ゑ付くる物は、何等か蓄へ積まざらんや、その成熟して収穫あることは勿論なり、尙又彼の天は唯之に向つて雨露を下すのみに止まらず、その上に之を潤澤し、唯之を濡すに止まらず、その上に之を汎く一般に向つて普徧的に與へて、一視同仁に保護せざること無し、萬物は熙々と喜び樂みて上帝の御惠みを懷ひて慕ひ思へり、此れに因りて流石の名山なる泰山の神には封禪の位置を顯かに示されて、我が陛下の行幸あらんことを望めり、さて陛下よ陛下よ、陛下には何ぞ早く行き給はざる、一日も早く封禪の爲に行幸あらんことこそ願はしけれと、

【字解】 我天、我は之を親む辭、油々、雲の行く貌、孟子に天油然作雲、沛然下雨とあり、時雨、時に應じて下る雨を時雨と云ふ、厥壤可游、游は游泳の游なり、盛んに雨ふりて地に水の澤山あることを形容して云へるなり、游の字は、上の油と韻相叶ふ、滋液、滋

【字解】弗替、替は廢なり、謁款、謁は告なり、款は誠なり、勒功中嶽、勒は取調べて記錄すること、中嶽は謂はゆる五岳の中岳、卽ち河南の嵩山を謂ふ、張揖曰く、先禮ニ中嶽ニ而幸ニ泰山ニと、發號榮、王先謙曰く、官本史記に發榮號に作ると、皇皇哉、盛大なる貌、丕業、丕は大なり、因雜薦紳先生之略術、一說に因雜は重積と云ふが如し、總べ萃むることなり、上文に雜襲纂輯とあり、注に雜襲相因也と云へり、卽ち因雜の意なりと、此說に依れば、因雜してと連讀すべし、薦紳は搢紳と同じ、既に三皇本紀に見えたり、略術は略は道なり、道術と云ふが如し、末光絕炎、重語なり、絕は遠なり、絕炎は遠餤なり、諸儒が武帝の德を瞻仰することと、猶日月の餘りに遙かに高く僅かにその餘光遠餤を曜かすを仰ぎ得るが如きを言ふ、以展采錯事、采は官なり、錯は措と通ず、置なり、その官職の務めを展べ、その事業を措置するを云ふ、校飭厥文、校一に祓に作る、祓は除なり、拂なり、舊事を除去して新文を更に飾るを云ふ、一說に祓は被の誤、被飾は裝飾の意なりと、一藝、一經と同じ、藝は經と漢人通用す、攄之、攄は張り舒ぶること、蜚、飛と同じ、古字なり、稱首、稱は擧なり、稱首は稱擧の首なり、掌故、太史の官屬にして、故事等を取調ぶるを掌る職、其義、義は儀と同じ、漢書には儀に作る、卽ち儀式のこと、將裴舊六、襲は因なり、舊六は六經を謂ふ、易詩書禮樂春秋の六書を六經となす、

於是天子沛然改容曰、愉乎、朕其試哉、乃遷思回慮、總公卿之議、詢封禪之事、詩大澤之博、廣符瑞之富、

【講義】是に於て天子には沛然と感動せられ、容ちを改めて曰はれけるには、如何にも然もあるかな、いざ是れより朕に於て其れ封禪の事を試みんと、乃ち思慮を遷し回らして、公卿の評議を總べ集め、封禪の祭事を諮詢すらく、大いなる惠澤のことを詩に作りて、符瑞の豐富なることを廣大に陳述すべしと勅諚ありけり、

【字解】沛然、文選に俙然に作る、張揖曰く、俙感動

飭厥文、作春秋、一藝、將襲舊六爲七、攄之無窮、俾萬世得激清流、揚微波、蜚英聲、騰茂實、前聖之所以永保鴻名而常爲稱首者用此、宜命掌故悉奏其義而覽焉、

【講義】夫れ一體人の君主たる者が自ら徳を修められて天より瑞符を賜はり、瑞符を承奉して、封禪の祭事を行はると申すことは、何も進み過ぎて僭し踰えたりと爲さず、本來當然の事なり、故に聖王は此の意の味を替てずして、祭りの禮祇を地祇に對して修め行ひ、その誠意を天神に告げ、又その天下に對する功績を中嶽の上に記錄にして至りて尊榮なることを世に彰はし示し、盛徳を舒べ弘め、榮えのある名號を發表し、厚福を受けて天下の萬民を潤し惠むことなり、皇々と盛大なることかな、斯の封禪の事柄たるや、天下の壯觀にして王者の丕いなる事業なれば、決して貶し輕んずべからず、願はくは我が陛下に於かせられて、此の封禪の事を完全に擧行せられ、而して後に此の祭事に因りて、その機を利用あらせられて、搢紳先生たる歷々の方の道術を總べ取りて、同時に彼等自身をして陛下が日月の末光絕炎とも申上ぐべき御盛徳の末々を遙かに見上げ奉ることを獲て、その司れる官職の働きを展べ、その事業を執り行はしめ、猶その上に兼ねてその封禪の意義を正しく列ね記して、その文章を裝ひ飾りて立派になして、昔しの春秋一派の書を作爲せば、將に舊來の六經に加へ足して七經となし、之を末代無窮の後までに舒べ弘めて、萬世の人々をしてその淸き流れに激勵し、その微妙なる波を揚げひいて偉き聲譽を飛ばし揚げ、茂り盛んなる實績を騰げ馳することを得しむべし、此れ前代の聖王が永く鴻大なる名譽を保持して常に變らず、世人の第一番に唱へ擧ぐる代表者となれることは、その義に外ならず、此の上述の事を用ひ行へばなり、就いては宜しく故事儀式を司れる掌故の官に命ぜられ、悉くその封禪に行ふべき典例を奏聞せしめて、之を叡覽し給はんことをと、奏聞に及びけり、

絕して、それ等を知り得べき限りならず、然るに今尚封禪の事の傳はり存するものは、乃ち當然行ふべき禮典なればこそ古代聖王が行ひたるにて、行ひたるが故に彼等の名も今に傳へて後人が仰慕する次第なれ、

【字解】大司馬、官の名、當時上公に位し臣僚の首席たれば、先づ進んで天子に告ぐるなり、不憓、憓は惠と通ず、惠は順なり、諸夏、夏は大なり、師古曰く、中國の人、蠻夷に比すれば大となす、故に夏と云ふと、諸とは多數のこと、其の數多くして一二ならざるより諸夏と云ふ、休烈、休は美なり、烈は功烈なり、符瑞衆變期應紹至、二句相對して言ふ、衆變は衆多に變化して現はるゝなり、期應は期は事前に豫め期必したるもの、應は事後に效として見はれ出づるもの、紹は續なり、乃ち太平の瑞相靈驗が續々現はれ至ること、不特創見、創は初創なり、獨り一物が創見したるのみならず、衆物の祥が續ぎ見はるゝこと、意者、意は憶と同じ、太山梁父、共に山の名、壇場、封禪の壇場、蓋號以況榮、蓋は王先謙曰く釋名に加なり、物を上に加ふる義にて、此の所は、泰山梁父の神に皇帝が臨幸せられ、神自己に尊號を加上せられて光榮を往古の帝王時代に比するを得んことを望めるを云ふ、況は比なり、薦成、薦は上帝に對して申上ぐること、成は天下太平の成功なり、挈三神之歡、挈は缺の借字、三神は地祇、天神、山岳の三神なり、恧焉、恧は愧なり、音チク、方言に山之東西自愧曰恧とあり、

夫修德以錫符、奉符以行事、不爲進越、故聖王弗替、而修禮地祇、謁款天神、勒功中嶽、以彰至尊、舒盛德、發號榮、受厚福、以浸黎民也、皇皇哉斯事、天下之壯觀、王者之丕業、不可貶也、願陛下全之、而後因雜薦紳先生之略術、使獲燿日月之末光絕炎、以展采錯事、猶兼正列其義、校

梁父靡幾也、亦各竝時而榮、咸濟世而屈、說者尙何稱於後、而云七十二君乎、

【講義】以上の如く申しければ、是に於て大司馬は臣僚の首席に居る大官なるが、先づ進みて王座に近よりて奏對するに、陛下に於かせられては仁愛もて羣生を長育し、義の武威もて不順なるものを征服し給へれば、諸夏の人人は何れも貢物を納むるを樂み、百蠻の者共はみな贄物を執りて入朝謁見し、陛下の御德は往古最初の聖王に侔しく、御功勳は何物も與に比べ較ぶるものなし、休烈卽ち美しき御手柄は、浹洽と天下に行渡りて深く、符瑞太平の驗したる靈物は種々に變り現はれ、期應卽ち效驗は相引紹ぎて斷え間無く來り至る、特に彼の周代の如くに僅かに或る一物や二物瑞祥が始めて見はるゝ位のことならず、因りて思ふに泰山、梁父の山には封禪をなすべき壇場を設備して、陛下の臨幸を望み、更に美號を加へ增して前代と光榮を況べ、上帝には天恩を下界に垂れ福祉を儲へ積みて、將に陛下が天下を太平に致し給へる御成功をば告げ參らせんとせらる、此の如く神にも天にも均しく望まるゝに、陛下に於かせられては薄德の祉が何とてさ樣なる事を行ふべきかと謙讓あらせられて、封禪の事を發令せられず、空しく地祇天神山川の三神の冀願を絕望せしめ王者の當に行ふべき道を缺きて完成せざることは、臣等羣臣には之を愧づることなり、或る說に申すには、何はさて置き、且つ天道はその質、闇昧たるものにして、人目に見るべからず、唯珍しき物の符驗に因りて天意を現示するものなれば、既に上述の如く澤山なる珍符が現はれたる以上、固より封禪の事は辭讓すべからず、若し然く之を辭讓するときは、是れ泰山の上には當代太平の勳功を表記して示すこと無く、而して梁父の山には封禪の事を行ふことを庶幾することも無く、亦各、その時代を竝べて一代中のみ榮え、咸その當世のみを濟し畢りて屈み絕えて仕舞ひ、世の說く者に於て尙此の上に何ぞ後世に稱述する緒を尋ね出して、彼の昔し封禪を行ひたる七十二君を取立て云ふべきことあるべきや、乃ち封禪の禮も記錄も夙に斷

鼎なり、周末に九鼎を沈めし者を、武帝の時その一鼎を得たり、故に餘珍と云ふ、收龜、一に放龜に作る、漢書、文選共に放に作る、岐は水の名、翠黃乘龍、翠黃は卽ち乘黃のこと、神馬なり、竹書紀年に地出乘黃之馬と、管子に河出圖、洛出書、地出乘黃とありて、注に乘黃神馬也と云へり、武帝の時、渥洼の池上に於て神馬を獲たり、故に假りて以て之に喩ふるなり、靈圉、仙人の名なりと郭璞は云ふ、賓於閒館、賓は賓客として禮遇すること、閒は閑と通ず、文穎曰く、武帝神仙を求め、上郡(地名)の巫長陵女子を得たり、能く鬼神と交接し、病を治すれば輙ち癒ゆ、因りて上林苑中に置き、神君と號す、古への靈圉に似たることありとて、之を閒館の舍中に禮待せしことありしを云ふなりと、譎詭、怪異なること、譎は音ケッ、俶儻、卓異なること、蓋周躍魚隕杭、隕は墜なり、杭は舟なり、武王河を渡りしとき白魚躍りてその舟中に入りたることを云ふ、休之以燎、休は美なり、燎は火を燎きて天を祭るなり、介丘、山の名、沈欽韓曰く、冊府元龜封禪三十五、貞觀(唐太宗の年號)十一年封禪議曰、請介丘山圓壇廣五丈高九尺、用五色土加之、高宗乾封元年、帝登于太山、封王牒于介山、按此則介丘本山名と、進讓之道、進は周を云ひ、讓は漢を云ふ、此れ漢を揚げんが爲に周を抑へて此の如く云へるなり、其何爽與、爽は差なり、ダガフと訓ず、與は歟と同じ、問詞なり、

於是大司馬進曰、陛下仁育羣生、義征不憓、諸夏樂貢、百蠻執贄、德侔往初、功無與二、休烈浹洽、符瑞衆變、期應紹至、不特創見、意者泰山梁父設壇場、望幸、蓋號以況榮、上帝垂恩儲祉、將以薦成、陛下謙讓而弗發也、挈三神之驩、缺王道之儀、羣臣恧焉、或謂且天爲質闇、珍符固不可辭、若然辭之、是泰山靡記、而

專、專は音フ、布なり、一に溥或は敷に作る、漢書には布に作る、上暢九垓、暢は達なり、九垓は九重なり、天の高きを云ふ、下泝八埏、泝は流なり、八埏は地の八際を云ふ、淮南子に八夤に作る、既に上に見えたり、埏は音エン、協氣橫流、協氣は和氣なり、橫流は多きこと、武節飄逝、武節は軍の符節を云ふ、漢書の武帝紀に朕將ニ巡リ邊垂ヲ擇ビ兵ヲ振旅シ躬秉ラント武節ヲと云へる文あり、以てその軍符たるを知るべし、按ずるに上の協氣橫流は平和の氣の遍く行渡ることを云ひ、此の句は武威の遠く耀けることを云ふ、飄は漢書に猋に作る、飄逝は遠に及ぶを云ふ、邇陜游原、邇は近なり、陜は漢書に陿に作る、狹と同じ、原は源と同じ、近狹の地に居る者は、直切に輦轂の下に於て恩德に浴するを云ふ、逈闊泳沫、逈は遠なり、闊は濶と同じ、廣なり、泳は浮なり、沫は末の借字末流なり、遠濶の地に居る者は恩澤の餘波を受くるを云ふ、首惡湮沒、首惡は元凶なり、湮沒は埋沒の意味、闇昧昭晣、闇昧は蒙昧の蠻族を指す、昭晣は光明になること、昆蟲凱澤、昆蟲は蠢愚なる蠻人を賤みて云ふ、凱は和なり、澤は漢書に懌に作る、蓋し字相通ず、懌は悅なり、面內、面は嚮向なりムカフと訓ず、囿騶虞、囿は苑囿なり、動物を畜カひ養ふ處、此にては名詞て動詞を活用して囿中に養ふことを云ふ、騶虞は二獸の名、徼麋鹿之怪獸、徼は徼塞なり、國境を云ふ、此れ亦動詞に用ひて、國境に於て獲たるを云ふ、麋は大なる鹿なり、麋鹿共に支那常有のもなれば、怪獸と云ふべからず、故に解者以て一種の動物にて麋に似て麋に非ず鹿に似て鹿に非ざれば、下に怪獸と斷りたるなりと云ふ、蓋し文章上前句と對句を取らんが爲に此の如く云へるなり、古人の文、此の例亦少からず、或は曰く、徼は遮なり、遮り止めて捕獲せるを云ふと、導一莖六穗於庖、導は音ダウ、說文に嘉禾一ニ名クト導と、字林に禾一莖六穗謂フ之ヲ導ト也とあり、按ずるに本文此句の前後に於て、囿、徼、犧共に名詞を動詞に活用したれば、此の處も一莖六穗の導(嘉禾)を庖厨に導として尊重して用ひ炊ぐことに解して可なり、犧雙觡共抵、犧は犧牲として用ふること、雙角は兩角なり、抵は音底、底は本なり、共抵は本を一にせること、當時武帝白麟の兩角にして共に一本なるものを獲たり、因て以て犧牲となしたるなり、獲周餘珍收龜于岐、餘珍は殘餘の珍寶、卽ち寶

今までの態度を一新して、內地に向ひて歸服せり、然る後に四方の珍瑞を集め、騶虞と云へる珍なる獸の羣れ聚れるものを囿の內に飼養し、鹿に似たる麒麟と云へる怪奇の獸を遮り止めて捕獲し、一莖にして六穗なる嘉禾の蕖と名づくるものを庖厨に於て蕖として取扱ひて、太平の瑞祥にして目出たきが故に之を宗廟に供へ奉り、雙び生えて本が共同にして一なる角のある獸卽ち白麟を犧牲として亦之を奉供せり、又其の外、周の餘珍なる寶鼎を獲、靈龜を岐水より取り收め、乘黄若くは乘龍に比すべき神馬を沼池の上りより呼び寄せ伴れ來り、又仙術を以て鬼神を招けば、靈圉に天降りて清閑なる館舍に賓客となりて滯留せり、右の如く珍奇の物の譎詭非常なるものが俶儻と卓れ異なりて、種々の變化を窮めたり、是れ何れも大漢聖天子の御德が天地鬼神に感孚して致せる所なり、誠に欽みて尊重すべきものなるぞ、祥瑞の符驗がかくまでに赫々と明かなるに、聖天子には猶矢張り以て德が未だ薄ければと謙遜せられて、敢て古への聖帝が擧行せられし封禪の事を仰出されず、そこで予が前きに擧げて述べたる周代の事に對照せんに、蓋し周の武王が殷を伐ちし時に、跳ね躍れる魚が杭舟の中に飛込みたりとて、之を美事祥瑞として、燎火を焚きて天を祭りて之を供へたりき、今日より之を視れば、如何にも微少貧弱なるかな、斯の魚の符瑞たるや、此の些少の物を仰山に騷ぎ立てゝ祥瑞となし、以て介丘山に登りて封禪を行ひたりしことは、彼れ周の王には亦慙ち入らざるか、何と誠に氣の毒千萬ならずや、之を現代我が大漢の聖天子が上述の偉大なる靈祥多きにも拘らず未だ薄德なりと謙遜して封禪を仰出されざる御盛德に比較し奉るに、彼周の方は餘りに突進なると、我が大漢の方は亦餘りに謙讓に過ぎざらるゝと、その一は進み一は讓るの仕方が何ぞ其れ夾違せるの甚しきや、物の懸隔にも又程のあるべきものならずや、

【字解】　漨涌原泉、漨は逢の借字、漢書に逢に作る、逢は大なり、漨涌は盛涌の意なり、原は源と同じ、沕潏漫衍、盛大なる貌、文選の注に服虔曰、潏泉貌、徐廣曰、沕沒也と、此說に依れば、沕潏吹上げの水が或は涌きて現はれ或は地中に隱るゝことなり、漫衍は水盛んなる貌、旁魄、廣く被むること、魄亦薄に作る、雲

旁魄四塞、雲專霧散、上暢九垓、下泝八埏、懷生之類、霑濡浸潤、協氣橫流、武節飄逝、邇陜游原、迥闊泳沫、首惡湮沒、闇昧昭晳、昆蟲凱澤、回首面內、然後囿騶虞之珍羣、徼麋鹿之怪獸、導一莖六穗於庖、犧雙觡共抵之獸、獲周餘珍、收龜于岐、招翠黃乘龍於沼、鬼神接靈圉、賓於閒館、奇物譎詭、俶儻窮變、欽哉、符瑞臻茲、猶以爲薄、不敢道封禪、蓋周躍魚隕杭、休之以燎、微夫斯之爲符也、以登介丘、不亦恧乎、進讓之道、其何爽與、

【講義】周の王德は以上の如くなるに對照して、今や我が大漢の德を觀れば、その盛んなるや逢涌と大いに涌き揚りて、恰も源泉の水の吹出づるが如く、沕潏漫衍として盛大に流れ亙り、旁魄と充滿して四方に塞り渡り、雲の如くに敷き霧の如くに散じて、何れへも行き屆き、上方には九垓卽ち九重なる天迄暢達し、下方には八埏の地底にまで流れ、苟くも生を有する種類のものは、その德澤に霑ひ濡うて浸潤して一般に潤ひ、協和の氣分は橫流して多く、武威の節概は飄逝と遠く行はれ、邇く陜きものは宛かも水源に游ぐが如く、直切に御膝元にて恩澤を蒙り有難がり、迥く濶きものは末流に泳ぐが如く、隔りながらも矢張り御蔭を受けて安穩に生を送り、首惡元凶の徒輩は御威光を畏れて自然に湮沒してその跡を晦まし、闇昧にして頑冥なる夷狄のものは、歸化して明るみの方へ向うて昭晳と明かになれり、其の外昆蟲の如き微細なる動物に比すべき蠻族に至るまで、苟くも生の有るものは凱和悅懌して、首を振り回し卽ち只

して右の如く始まり又如何にして右の如く終りしかを探り究むるに、未だ殊に尤ち賢りたる絶對的事迹の、今世卽ち漢代に比較し稽考すべき者とてはあらず、乃ち換言すれば現代漢の帝德に賢りたるものは無きなり、然れども猶梁父の山を躡み泰山に登り封禪の禮式を行ひて、顯號尊名卽ち光榮ある名譽を世に建て施して天下後世に喧稱せらるゝなり、

【字解】　書曰、虞書の益稷篇にあり、元首、頭首なり、君主を謂ふ、股肱、大臣に喩ふ、后稷創業於唐、后稷、名は棄と云ふ、唐堯の時、后稷の官となり民に百穀を播殖することを敎へ、功に因りて邰に封ぜらる、是を周の祖先とす、創業とは蓋し此れを謂ふ、公劉、后稷の子孫、發迹於西戎、迹は跡と同じ發迹は發展を始むるを云ふ、西戎は事周の本紀に見えたり爰周郅隆、爰は語助、郅は大なり、大行越成、行は道なり、大行は大道を謂ふ、越は粤と同じ、語助の辭、コ、ニと訓ず、異端、他端と同意なり、他に異りたる方法と云ふ義なり、軌迹夷易、軌迹は卽ち軌道にして、踐行すべき方法を云ふ、夷は平なり、湛恩、湛は沈と同じ、沈は深なり、濛涌、溢れ廣まること、漢書に厖洪に作る、師古曰く厖洪皆大也と、憲度、憲は法なり、垂統理順、統は緒なり、事業を云ふ、垂統は垂るゝ所の統業なり、理も順なり、理順は重語なり、說文、廣雅共に理順也とあり、上文に軌迹夷易、湛恩厖洪、憲度著明とあると一例、皆同義の字を重ねて用ひたるなりと、王念孫は云へり、業隆於繦緥、繦緥はムツキと訓ず、幼稚者に用ふる服なり、因りて幼兒を云ふ、此にては周の成王の幼時を云ふ、成王十三にして王位に卽き、周公其叔父を以て政を攝し、天下太平を致したり、崇冠于二后、崇は尊なり、冠は最上第一たることを云ふ、二后は文武の二王を指して云ふ、揆厥所元、揆は度なり、ハカルと訓ず、厥は其なり、元は始なり、終都攸卒、都は於と同義にして、助字なり、攸は所なり、卒は終なり、師古曰く、「言度其所始究其所終」と、王先謙曰く、都總也、「言總計其所終」と、此の說に依れば「結局其止まり終りたる所を總計して見るに」と解すべし、殊尤絶迹、殊は絶なり、尤は異なり、絶迹は絶對に異なりたる迹方にして、卽ち至極に偉大なる功德を云ふ、

大漢之德、逢涌原泉、沕潏漫衍、

聲、豈不善始善終哉、然無異端、愼所由於前、謹遺敎於後耳、故軌迹夷易、易遵也、湛恩濛涌、易豐也、憲度著明、易則也、垂統理順、易繼也、是以業隆於繦緥、而崇冠于二后、揆厥所元、終都攸卒、未有殊尤絕迹、可考于今者、也、然猶躡梁父、登泰山、建顯號、施尊名、

【講義】今周代の事は如何と觀るに、書經に申し說かれて曰く、元首たる君は明かなるかな、亦股肱たる臣は良きかなと、此の如く唐堯の天子たると后稷の大臣たるとを褒めて申して居る事に因みて談論するときは、君主は唐堯より盛んなりしは無く、大臣としては后稷より賢きは無し、此の后稷が事業を唐堯時代に於て基礎的に創め、その子孫なる公劉が迹方を西方の戎狄に於て發して祖先の事業を發展し、又その文王に至りて制度を改新し、爰に周國は至りて隆盛になり、大行即ち大道は畧に始めて成就したり、而して後ち周の王室は次第に陵夷衰微せしが、然しながら千載の久しきに及んで始めてその聲敎を亡失して絕えたり、此の如きは豈に始まりを善くし又終りを善くせざらんや、乃ち終始相伴ひ居るものなり、然れども此の如くなるには亦別に異る方法とては無きなり、全く周の祖先后稷が事業制度を創むるに、既にその由りて進む所を最前に於て愼重にし、又その子孫に相傳ふる遺敎を後世に向うて謹嚴にしたればなり、さればこそ辿りて進むべき軌道が平坦安易にして何人をも遵へ易く、深湛なる恩澤が濛涌と大いにして豐かに人に及び易く、法度が著明にして則り行ひ易く、垂れ貽せる業緖が理順にして繼續し易きなり、是を以て周の王業は、繦緥の中に在る幼主の成王の時にも拘らず隆昌になり、而もその太平の功德は前王たる文王武王の二君より崇冠にして高く極まれり、然しながら今世より觀察するに、彼れ周が如何に

その生前の各號死後の謚を尊び崇められ後世より仰がれて、荒增し稱へ云ふべき君主は都合七十二の君主あり、淑善の德行あるものとして昌えざること無く、同時に又誰れか眞に道に逆らひ行を失ひて而も能く存在するものぞや、黃帝軒轅氏の以前に於ける帝王の爲せる事跡は、餘りに年代が遐かにして遠ければ、思ふやうに聞取ること出來ぬは殘念なれども致し方無し、然しながら黃帝以後の五帝や三王の事蹟、詩書六經の書籍に載せ傳ふるものに於て、維れ現にその善かり惡かりし事を觀て知るべきなり、

【字解】伊古之初肇、伊は維なり、コレと訓ず、助語の辭、初肇共に始なり、ハジメと訓ず、重語なり、舊本に肇を下句に屬するは非なり、昊穹、天なり、昊は其氣を以て言ひ穹は其形を以て言ふ、歷撰列辟、撰一に選に作る、數なり、列は諸なり、辟は君なり、以迄、迄は至なり、率邇者踵武、率は循なり、邇は近なり、踵は踏なり、武は迹なり、逖聽者風聲、逖は音テキ、遠なり王先謙曰く、循省近世、則顯然之迹可踵、聽察遠古、詳不得聞、獨其聲可風也と、風は諷と通ず、紛綸葳蕤、紛亂すること、葳蕤は音キスヰ、繼昭夏、昭は韶と字通ず、虞舜の樂なり、夏は大夏即ち夏の禹王の樂なり、舜禹に繼ぎて起ることを云ふ、又昭は明なり夏は大なり、明かに大德ある聖人を云ふとの說あり、崇號謚、崇は尊なり、號は君主の生時に上つりし美名なり、謚はその死後に加ふる所の名なり、略可道者、略は概略なり、道は言なり、七十有二君、本書の封禪書に參考すべし、罔若淑而不昌、罔は無なり、若は順なり淑は善なり、若淑は道に順ひて行ひの善きものを云ふ、疇逆失而能存、疇は誰なり、逆失は道に逆ひ行を失するもの、五三、五帝三王の略稱、載籍、書籍なり既に伯夷傳に見えたり、維見可觀也、文選に維風可觀也に作る、上文風聲と對應するときは、從ふべし、

書曰、元首明哉、股肱良哉、因斯以談、君莫盛於唐堯、臣莫賢於后稷、后稷創業於唐、公劉發迹於西戎、文王改制、爰周郅隆、大行越成、而後陵夷衰微、千載無

ば、其の妻對へて曰く、我が夫長卿（相如の字）には、固より未だ嘗て著書と申す者は無かりき、絶對に無かりしにはあらざれども、時々に書を著はせしが、他人が出來上る都度々々に持ち去りたれば、卽ち相如は空しく居て何物も無し、但長卿が未だ死せずして生存中、一卷の書を作爲せり、而して申しけるには、若し朝廷より使者が來られて我が著書を求むる事あらば、此れを奏聞し奉れと、此れ以外には他の書なしと、其の遺札として留め置きし書には、封禪卽ち山の祭りの一條を申してあり、因りて之を所忠に進めければ、所忠は持ち歸りて其の書を奏上したるに、天子は見られて、之を奇異のものとせらる、

【字解】所忠、所は姓、忠は名、遺札、札に書して留め遺したるが故に云ふ、後世の遺稿の如きもの、

其書曰、伊上古之初肇、自昊穹兮生民、歷撰列辟、以迄于秦、率邇者踵武、逖聽者風聲、紛綸葳蕤、堙滅而不稱者、不可勝數也、續昭夏、崇號謚、略可道者七十有二君、罔若淑而不昌、疇逆失而能存、軒轅之前、遐哉邈乎、其詳不可得聞也、五三六經載籍之傳、維見可觀也、

【講義】記者此れよりその封禪の書の文を述べて曰く、伊れ上つ世の昔しの最初に當り、昊穹卽ち天帝が新たに人民を生み降せしより以來、幾時代の諸君主を段々と數へ去りて、我が漢代の前代なる秦の世に至るまで、近代の事を時代に循ひて尋ぬるときは、その事跡を踏み辿りて、それからそれへと尋ぬべく、遠き昔しの事を聽かんとするとき、時代隔たるより實跡こそ少々分りかぬれ、先づその時代が遺留せる聲樂卽ち音樂に由りて諷誦して想像するに、紛綸葳蕤と紛れ亂れて分明ならざる者、仲々數へ切れぬ程多數なり、先づ舜の韶、禹の夏の聲樂に繼續して起り、

諦かならざること、超無友而獨存、一說に無友は無有の誤なり、浙本漢書には無有に作れり、宋の蘇東坡の詩に超世無有我獨行とあるは、卽ち此の賦の意を用ひたるなりと、下に獨存と云へば、上の無友は是れと重複の嫌ひあり、無有の方優なるべし、

相如既奏大人之頌、天子大說、飄飄有凌雲之氣、似游天地之間意、相如既病免、家居茂陵、天子曰、司馬相如病甚、可往從悉取其書、若不然、後失之矣、使所忠往、而相如已死、家無書、問其妻、對曰、長卿固未嘗有書也、時時著書、人又取去、卽空居、長卿未死時、爲一卷書、曰、有使者來求書、奏之、無他書、其遺札書言封禪事、奏所忠、忠奏其書、天子異之、

【講義】記者、相如の事を陳べて云ひけるには、さて相如既に大人の賦を奏聞せしに、天子武帝には大いに悅ばれ、自然にその文章に感動するの深きや、飄々として身は雲を凌ぎて虛空に上る氣分ありて、天地の廣莫なる間に遊ぶかと思はるゝ心持ちになれり、此れにてその如何に妙文なりしかを想見すべし、相如病氣によりて免官して後ち茂陵の地に無官の儘住居せり、天子之を思ひ出されて曰へらく、彼れ司馬相如は病氣甚しければ、何時不慮の事あるやも計られず、宜しく只今の內に使者に命じて彼れが家に往き相如に近付きて、悉く彼れが作りたる書卽ち作品を取り持ち還らしむべし、若し然も無くして時機に後るゝときは、折角の好著述を失ひて、行方不明になるならんと、因りて所忠と云へる人に命じ、相如の家に往きて勅命を傳へしむ、而も此の時は相如已に死せし後にて、彼れの處には豫期の著書は無かりき、そこで所忠は相如の妻卓文君に如何がなせしかと問へ

仰げば廖廓と廣遠にして天もなし、視力は眩眠して目が落付かず、聽感は惝怳として何物をも諦かに聞えず、虛空に乘りて上へ上へと上り假りて、超然として相手になる友は無くして、獨り自己のみが其の處に存在することとなれり、

【字解】 朅來、朅は去なり、絕道不周、絕は直渡すること、道は由なり、不周は山の名、崑崙の東南にありと云ふ、會食、食時に及びて食すること、幽都、北方にあり、淮南子に八極の西北を幽都と曰ふと見えたり、沆瀣朝霞、應劭の說に、列仙傳の陵陽子の言を引きて春は朝霞を食す、朝霞は日の始めて出でんとする時の赤黄の氣なり、夏は沆瀣を食す、沆瀣は北方夜半の氣なりと云へり、瀣は音ガイ、噍咀芝英、噍咀は嚼咀なり、芝は瑞草の名ヒジリダケと訓ず、英はハナビラなり、嘰瓊華、嘰は小しく食ふこと、瓊華は瓊樹の華なり、瓊樹は崑崙の西流沙の濱に生ず、大さ三百圍、高さ萬仞なりと云へり、華は蘂なり、之を食へば長生すと云ふ、嬐侵潯、嬐は音キン、漢書に襟に作り、仰なり、王先謙は僸に作るべし、襟は誤なりと云へり、侵潯、侵尋の借字、漸進のこと、鴻涌、大いに踊ること、涌は踊の借字、貫列缺之倒景、列缺、一に烈缺に作る、文選羽獵賦に霹靂烈缺、吐ㇾ火施ㇾ鞭と、注に烈缺は閃隙也、火電照也と云へり、乃ち電光のことなり、倒景は電光の影は上に在るべきものが倒に下に在るを云ふ、豐隆之滂沛、豐隆は雲師なり、淮南子に季春三月、豐隆乃出、將二以雨一とあり、滂沛は雨水の多きこと、游道、游は游車なり、道は道車なり、游車は先驅をなす車にして、道車は出入に陪乘する車、周禮の司常に道車載ㇾ旞、斿車載ㇾ旌とあり、道は導なり、斿は游と字通ず、修降、修は長なり、降は下なり、修降は長路に循うて下ること、騖遺霧、は後に殘遺せる霧なり、騖は疾く馳すること、乃ち馬を早め走らして霧氣を背後に殘遺して遠く逝くことを云ふ、區中、宇內なり、舒北垠、舒は緩なり、垠は音ギン、崖なり、遺屯騎、遺は遺置なり、玄闕、北極の山なりと云ふ、淮南子に盧敖(仙人)遊二乎北海一、經二乎太陰一、入二乎玄闕一とあり、軼先驅、軼は逸と同じ、過なり、後方よりして駈け拔けて越ゆること、寒門、北方の山名、淮南子に北方北極之山曰二寒門一とあり、崢嶸、深遠なる貌、寥廓、廣遠なる貌、眩眠、目の安んぜざると、漢書に眩泯に作る、惝怳、耳の

謙曰く、春秋元命苞云、陽數起於一、成於三、故日中有三足烏、案諸書、不言王母所使是三足烏、蓋烏鳥因轉寫而譌、其來久矣と、

回軍、朅來兮、絕道不周、會食幽都、呼吸沆瀣、飧朝霞兮、噍咀芝英兮嘰瓊華、㛹侵潯而高縱兮、紛鴻涌而上厲、貫列缺之倒景兮、涉豐隆之滂沛、馳游道而脩降兮、騖遺霧而遠逝、迫區中之隘陜兮、舒節出乎北垠、遺屯騎於玄闕兮、軼先驅於寒門、下峥嶸而無地兮、上寥廓而無天、視眩眠而無見兮、聽惝怳而無聞、乘虛無而上假兮、超無[友]而獨存、

【講義】それより大人先生には乘れる車を引回し去り來りて不周なる山を絕りて幽都に至りて會食せり、その會食の狀態たるや、北方の夜氣沆瀣を呼吸し、朝曙の清らかなる霞を飧ひ、芝英の瑞草を齒に噍み口に咀み味ひて、又瓊樹の華蘂を嘰ひ、人間界の火食と殊なりて何とも云へぬ清味なり、食の畢りし後は㛹として空中を仰ぎ見ながら、侵潯として漸々に高く自由自在に升り、紛として鴻涌と何の邊までも高く上り、天門列缺の高くして日影が下より影射する處を貫き通りて、雲神豐隆が滂沛として盛んに雨をふらせる處を涉り、游車道車を馳せて長く降り、後に殘れる遺霧を切斷ちて騖せて遠く逝き去り、此の區中即ち宇宙の餘りに隘陜なるを如何にも迫りて窮屈なるものとし、旌節を舒べ緩やかにして、靜かに北垠即ち北の極界に出で、駐屯せる騎兵を北極の山なる玄闕に遺し、先驅の士をして天帝の北門なる寒門に過越えさせ、己れ一人となりて其の居る處は、下を見れば峥嶸と深遠にして目に見ゆる土地なく、上を

舒閶風而搖集兮、亢烏騰而一止、低回陰山翔以紆曲兮、吾乃今目睹西王母、皬然白首、載勝而穴處兮、亦幸有三足烏爲之使、必長生若此而不死兮、雖濟萬世不足以喜、

【講義】既にして崑崙と閶闔の中に在る閶風山に登りて遙かに止り、又忽ち亢然と高く飛ぶこと鳥の騰り上るが如くにして、一たび止まり、陰山に低徊してぶらつき、恰も鳥が翔るが如くに廻行して紆り曲りしが、吾れ乃ち今日始めて豫ねてその名を聞き及べる神女西王母を見たるが、彼れは想像外にも皬然として白髮の老女なりき、通常婦人の首飾りに用ふる勝を頭上に載せて穴居をなせるが、亦幸ひに三足ある特異の鳥がありて之が使ひをなし、その用向きを達し居れり、然しながら右樣なる狀態にて長生して死せざることならば、たとひ萬世の久しきに濟りて長壽をなすとも喜悅となすに足らじ、乃ち西王母と云へば如何なる神女にして又如何なる生活をなし居るものかと、平生想像に堪へざりしが、今や大人先生の仙遊の快事よりして之を視れば、誠に貧弱なることにてあはれ氣の毒とも申すべき者にして、毫も羨しきものにあらず、

【字解】舒閶風、舒、漢書に登に作る、閶風は山の名、崑崙閶闔の中にありと云ふ、楚辭に登閶風而緤馬の語あり、此の文蓋し此れより來る、搖集、搖は漢書に遙に作る、相通ず、亢烏騰、亢は高く飛ぶ貌、騰は飛び騰ること、低徊陰山、低徊は徘徊と云ふが如し、陰山は山の名、崑崙山の西二千七百里にありと云ふ、吾乃、吾は大人先生自ら稱するなり、西王母、仙女の名、既に上に見えたり、又一說に、西王母は其の狀人の如く、其の尾は豹尾、其の齒は虎齒、其の髮は蓬々然として其の色は白く、皬然たる白首にして、石城金穴の中に在りと云へり（張揖の說に依る）、皬然、白き貌、載勝、勝は婦人の首飾、玉勝と云ふ、漢代には華勝と云ふ、三足烏、烏は鳥に作るべし、沈欽韓曰く、西山經、三危之山三青鳥居之、此云三足烏蓋誤と、王先

奄息總極、氾濫水嬉兮、使靈媧鼓瑟而舞馮夷、時若薆薆將混濁兮、召屏翳誅風伯而刑雨師、西望崑崙之軋沕洸忽兮、直徑馳乎三危、排閶闔而入帝宮兮、載玉女而與之歸、

【講義】それよりして葱嶺の高山に行きて休息をなし、その山を下り黄河の水源に下り、氾濫と動搖して水上の遊嬉をなし、餘興を助くるが爲に、女神靈媧に琴瑟を鼓かしめ、水神馮夷に起ちて舞はしむ、時は薆薆と昏昧に向ひ、將に混濁不明ならんとするが如くなりしかば、雷神屏翳を召寄せて譴責し、風神風伯を誅戮し、雨神雨師を刑罰して、その折角の樂みを妨害することを責む、それより又西方に崑崙山の軋沕洸忽として不分明なる狀景を望みて、直ちに橫ぎりて三危の山を目指して馳せ向ひ、天神の宮門なる閶闔門を推し開きて天帝の宮中に入り、美女神の玉女を車に載せて、それと與に歸る、

【字解】奄息、奄然として休息すること、總極、總は葱の借字、卽ち葱嶺山のこと、西域にあり、漢書には蔥極に作る、氾濫、動搖なり、水嬉、水上の戲嬉なり、河水は葱嶺の下より出づ、故に此所に於て水嬉をなせるなり、述異記に、吳王作天池、池中造青龍舟、舟中盛陳妓樂、日與西施（美人の名）爲水嬉とあり、本文の水嬉蓋し亦此の類ならん、靈媧、女媧なり、伏犧琴を作りし時、女媧に之を鼓せしめたりとの說に依れるなり、舞馮夷、馮夷は一に冰夷に作る、水神の名、楚辭の遠遊篇に、使湘靈鼓瑟兮、令海若舞馮夷とあり、海若は海神なり、薆薆、昏昧なること、漢書に曖々に作る、屏翳、天神の使なり、又雷神なり、風神なりとも云ふ、風伯、風を掌る神、雨師、雨を掌る神、崑崙、山の名、既に見えたり、傳へて天帝の下都となせり、軋沕洸忽、分明ならざる貌、三危、山の名、既に見えたり、岷山と相近し、閶闔、天門の名、玉女、女神なり、沈欽韓曰く、神異經、九府玉童玉女與天地同休息、男女無爲匹配、而仙道自成と、又華陰山中に居る神女なりと、

レ垠とあり、注に際涯の無きを謂ふと、漢書に軼軋に作れり、皆同じとも云へり、灑以林離、灑、漢書に麗に作る、注に靡なりとあり、林離は淋漓と同じ、水の下り流るゝこと、鑽羅、鑽は漢書に攢に作る、聚なり、羅は列なり、龍茸、音ロウジョウ、聚る貌、衍曼流爛、衍曼は寛廣なり、流爛は布き散ること、壇以陸離、壇は漢書に痑に作る、王先謙曰く、俱に嘽の借字、衆なり、樂なり、もと人衆盛なれば喜樂す、故に兩訓ありと、陸離、參差なり、又分散なり、靁室、雷淵なり、乃ち雷神の居る處と云ふ、砰磷、音ハウカウ、雷の聲なり、鬱律、雷聲なり、又雷の小聲なり、鬼谷、北辰の下、衆鬼の聚る處と云ふ、王先謙曰く、入二雷室一出二鬼谷一、陰陽之界也と、崴磈、既に上文に見えたり、鬼𡾋、山谷平かならざる貌、

徧覽二八紘一而觀二四荒一兮、朅渡二九江一而越二五河一、經二營炎火一而浮二弱水一兮、杭絕二浮渚一而涉二流沙一、

【講義】 それより漫遊して徧ねく八紘四荒の四方八方を隈なく覽觀し、去りて九江五河の多くの川々を渡り越え、炎火の山とて火の盛んに炎え居る神山を經營巡歷し、鳥羽の車を船として渡る弱水なる川を浮び過ぎ、流沙河のうきすへ橋掛けして渡りて流沙河を渡り過ぐ、

【字解】 八紘、八方のこと、淮南子に九州之外有二八夤一、八夤之外有二八紘一、東北方之紘曰二荒土一、東方之紘曰二桑野一、東南方之紘曰二衆安一、南方之紘曰二反戶一、西南方之紘曰二火土一、西方之紘曰二沃野一、西北方之紘曰二河所一、北方之紘曰二委羽一と云へり、九江五河、九江は大江なり、五河は神仙界に、紫、碧、絳、青、黃の河ありと云ふ博物志に崑崙有二五色流水一、其泉東南流入二中國一、名爲レ河と云へり、經營炎火、經營はたゞ經歷の意なり、炎火は火山の名、下文に解せり、楚辭にも越二炎火之山一とあり、弱水、川の名、十洲記に鳳麟洲在二西海之中央一、洲四面有二弱水一繞レ之、鴻毛不レ浮、不レ可レ越也と、又大荒西經に、西海之南、流沙之濱、赤水之後、黑水之前有二大山一、名曰二昆侖之丘一、其下有二弱水之淵一環レ之、其外有二炎火之山一、投レ物輒然と云へり、王先謙曰く蓋此文所レ本と、

乎南嬉、歷唐堯於崇山兮、過虞舜於九疑、紛湛湛其差錯兮、雜遝膠葛以方馳、騷擾衝蓯、其相紛拏兮、滂濞泱軋、灑以林離、鑽羅列聚、叢以蘢茸兮、衍曼流爛、壇以陸離、徑入雷室之砰磷鬱律兮、洞出鬼谷之崫礨嵬壞。

【講義】余が車を屯留する其數萬乘の多きに及びたりしが、五色の飾りある綷雲の車蓋を設け華旗を立て、勾芒の神に衆徒を將ゐて先行せしめ、以て吾れは南方の水濱に遊ばんと思ふ、因りて古の聖帝唐堯をその靈の棲みける崇山に歷訪し、尙虞舜を九疑の山中に過り訪はんと思ふ、その時の光景は、紛と入り雜りて湛々と積み重なり、其れ差錯と相互に交はり、雜遝膠葛と又重なりて互に入亂れ、以て方に馳せ行きけるが、騷擾衝從と騷ぎて互に入れ違ひ、其れ相紛拏と紛れ合ひて、又その有樣は滂濞泱軋と、大勢が目の屆かん計りに居て、灑以林離と靡きて動き、鑽羅列聚と連り聚り、又叢以蘢茸と叢り聚りて、衍曼流爛と寬やかに廣く、壇以陸離と大勢が喜び合ひて多數聚れり、徑ちに雷神の棲ひなる室中の砰磷鬱律とごろごろと鳴り響ける處に入り、又洞然として深く鬼神の集まれる鬼谷の崫礨嵬壞たる高峻にして不平なる險地より出でたり、

【字解】綷雲蓋、綷は音サイ、合なり、綷雲は五彩の雲を合せて作れる車蓋なり、勾芒、神の名、東方青帝の佐にして、鳥身人面、兩龍に乘れるものと云ふ、南嬉、嬉は戲と同じ、戲樂なり、歷唐堯於崇山、歷は問なり、崇山は一に秋山と云ふ、堯を葬れる處、九疑、山の名、零陵營道縣にあり、舜を葬れる處、顏師古曰く、疑似也、山有九峰、其形相似、故曰九疑と、湛々、積厚の貌、雜遝、重累なり、膠葛、こもごも相加はること、又驅馳することを膠とも云へり、方馳、方は竝なり、ならぶこと、衝蓯、相入ること、衝、漢書に衝に作る、相通ず、紛拏、擾亂なり、滂濞、衆盛の貌、泱軋、前進せざること、又坱圠と同じ、文選の甘泉賦に忽坱圠而無

には仙人の陵陽子をして己れに近く侍り從はしめ、北方の神なる名は玄冥と云ふ者を左に控へ、天神の含靈と名乘る者を右に伴れ、靈鳥なる長離と云へる者を前方に先き觸れとして行かしめ、又潏湟と名づくる神を後方に從はし、征北僑と云ふ仙人を小者として陪隨せしめ、羨門なる仙人を用達に使役し、神醫の岐伯に申付けて藥方を司り、萬一の病氣に備ふる侍醫と爲し、南方の神なる祝融と云へるものが警衞して、非常を戒め、途中の往來通行を差止め、暴惡危害を防禦し、雰氣即ち邪惡の氣を掃ひ清めて、然る後に大人には出行をなせり、

【字解】邪絕少陽、邪は斜なり、絕は渡なり、少陽は東極なり、太陰、東極なり、眞人、神仙を云ふ、窈窕、深遠なること、橫厲、厲は渡なり、飛泉、谷の名、崑崙山にありと云ふ、靈圉、既に上に見えたり、瑤光、星の名、北斗杓頭第一星なりと云ふ、五帝、應劭曰く五時の帝太皓之屬と、乃ち太昊(木、東)、炎帝(火、南)、黃帝(土、中)、少昊(金、西)、顓頊(水、北)を謂ふ、禮記月令に詳かなり、反太一、楚辭の注に太一、星の名、天之尊神とあり、天官書に曰く、中宮天極星、其一明者太一常居也と、反は太一をその常居に反すことを謂ふ、王先謙曰く、封禪書、天神貴者太一、佐曰五帝、是太一爲尊、五帝爲佐、故使五帝先導而反太一也と、陵陽、仙人の名、陵陽子明と云ふ、列僊傳に見ゆ、玄冥、北方の神、黑帝の佐なり、含靈、靈は雷の古字、天上造化の神、又水神とも云ふ、漢書に黔雷に作る、陸離、當に漢書に從ひて長離に作るべし、靈鳥の名、潏湟、神の名、厮征北僑、厮は役なり、小者として使役すること、征北僑一に正伯僑に作る、征は姓にして、伯僑は名なり、亦仙人なり、羨門、碣石山上の仙人羨門高なり、屬岐伯、屬は囑と同じ、命じ任ずること、漢書に詔に作る、岐伯は黃帝の太醫の名なり、尙方、尙は主なり、つかさどること、方は方藥なり、祝融、神の名、南方炎帝の佐なり、獸身人面にして兩龍に乘ずと云ふ、鷩而蹕御、鷩は警なり、警戒すること、蹕は行人を止むるなり、御は禦と同じ、雰氣、惡氣なり、

屯余車其萬乘兮、綷雲蓋而樹華旗、使勾芒其將行兮、吾欲往

轕輵、音カツカツ、目を搖かし舌を吐くこと、又轉じ搖く貌とも云ふ、容以委麗、容は體容なり、又趨り翔ることなりとも云ふ、委麗は音イリ、左右相隨ふこと、綢繆、頭を掉ること、漢書に蜩蟉に作る、音テウレウ、王先謙曰く、索隱本蜩蟉に作ると、偃蹇、頑張りて強きこと、怵㚖、奔走なり、音ジユツチヤク、梁倚、相互に依り着くこと、其狀宛かも屋梁の相倚るが如きを云ふ、糾蓼、音キウレウ、相互に引くこと、叫奡、音キウガウ、叫囂と同じ、叫び囂しきこと、張揖曰く相呼也と、踏以艐路、踏は地を踏み占むること、艐はカイ、屆と通ず、至なり、揚子方言に艐は至なり、宋の語なりとあり、蔑蒙、張揖曰く飛揚也と、一說に蔑は小なり、蒙は昧なり、龍の空際を行くを視るに甚だしく微昧なるが如きを云ふなりと、騰而狂趡、騰は馳なり、趡は音セウ、走る貌、莅颯、音リサツ、飛びて相及ぶこと、卉翕、音キキフ、走りて相追ふこと、熛至、熛は音ヘウ、火の飛ぶこと、煥然、煥は渙と通ず、散りと釋くる貌、霍然、渙然と意義同じ、離れ散ること、

邪絕少陽而登太陰兮、與眞人乎相求、互折窈窕以右轉兮、橫厲飛泉以正東、悉徵靈圉而選之兮、部乘衆神於瑤光、使五帝先導兮、反太一而從陵陽、左玄冥而右含靁兮、前陸離而後潏湟、廝征北僑而役羨門兮、屬歧伯使尚方、祝融驚而蹕御兮、淸雰氣而後行、

【講義】斜めに行きて東極の少陽を渡りて北極の太陰に登り、至眞なる神仙と相互に問ひ求めて互に折れ曲ること窈窕と深遠にして、右方に轉折し横ぎりて飛泉の谷を渡りて、それより正に東を指して行けり、悉く靈圉の神々を徵發して、その中より選擇し、衆多の神々を瑤光に於て手分をしてそれ〲に就かしめ、天上の五神卽ち五帝に命じて先導案内をなさしめて、太一の神をその位地に返し安置し、大人自身

めて、連卷と巻き蟠り、沛艾赳蜈と頭を搖り動かし、揚げたり下げたりして、仡と頭を擧げてたたずみて、佁儗と歩み行くに踟躕せり、又放散畔岸と身體を自由に任かし、驤と頭を擧げ以孱顔とて口を開き、顔格好を崩し、輕轕輵轄と脚を互に進め互に退けて目を搖かし舌を吐き、容以委麗と翔り進む模様は左右の脚步相隨ひ、又綢繆偃蹇と頭を掉り動かして頑强に、怵臭以梁倚と奔走して以て相着き、糾蓼叫奡と相引き相叫び、踢以艐路兮と足にて土地を踏付け路上に至り、蔑蒙踊躍と飛び揚り跳ね躍り、騰而狂趡と駈り馳せて狂ひ走り、莅颯卉翕と飛びて相互に追付き、熛至電過と火の粉が至り電が過ぐるが如く迅速にして、その跡は煥然と解け散じて宛かも霧の懸りて居たるが取り除かれたるが如く、霍然とさつぱりして雲が消え無くなりたるが如く、何等の形跡も無し、

【字解】 應龍、龍の翼あるもの、最も神妙なる獸と云ふ、象輿、雲氣の形ち自然に車輿の象を成せるもの、既に前文に見えたり、蠖略逶麗、蠖略は龍の行き歩む貌、逶麗は委蛇の如し、行步自由なる意味なり、逶は漢書に委に作れり、赤螭、螭は音チ、角の無き龍、又龍の子とも云ふ、青虬、龍の子にして角あるを虬と云ふ、音キウ、蜩蟉蜿蜒、蜩蟉は既に前に見えたり、蜿蜒は行步の進止の貌、低卬、卬は仰と同じ、夭蟜、勢の盛んに強きこと、蟜は矯と通ず、据以驕驁、据は漢書に裾に作る、何れも倨と通ず、項頸を立つること、驁は傲なり、詘折隆窮、詘は屈と同じ、音クツ、窮は穹と通ず、高なり、乃ち屈折して曲り、且つ隆起して高きこと、一説に長くし曲れる貌とも云ふ、蠼以連卷、蠼は躩と通ず、音クワク、漢書に躩に作る、注に跳なりとあり、又論語に足躩如とある注に、足盤辟而爲レ敬也と云へり、連卷は或は連蜷に作る、王逸曰く、長曲の貌と、其の連卷として局曲し、狀ち盤辟の如し、故に蠼以連卷と云ふ、沛艾、張揖曰く、駊騀也と、駊騀は馬の頭を搖かすこと、赳蜈、音キウキウ、龍の頸を伸ばして行く貌、仡以佁儗、仡は音キツ、頭を擧ぐるなり、佁儗は音チギ、前進せざること、放散畔岸、放散は遣り放しのこと、畔岸は自ら縱にすること、驤以孱顔、驤は擧なり、孱顔は齊はざるを、馬の頭を仰ぎ向けて口を開くる爲にその顔面の相崩れ齊はざるを云ふ、跮踱、音チソタク、疾行して乍ち前み乍ち却くこと、

白なり、素蜺は白色の氣を云ふ、格澤之長竿、格澤は炎ゆる火の狀に似たる黃白色の氣なり、此の氣、地上より起りて天に至り、下方は大にして上方は鋭角なるよりして、此氣を建て長竿と爲すと云へるなり、總光耀之采旄、總は係なり、結付くること、采旄は色彩ある葆なり、葆は後世の纛頭なり、卽ち五色の羽を聚めて竿頭に係けて飾りとなすもの、垂旬始以爲幓、旬始は北斗の傍に見はるゝ雄雞の狀をなせる氣なり、幓は旒なり、はたに付けたる我が邦の吹流しに似たるものなり、抴彗星而爲髾、抴は枻又は曳に作る、皆通ず、漢書には、曳に作る、髾は燕尾なり、掉指橋以偃蹇、掉は搖なり、指橋は風に隨ひて靡くこと、偃蹇は委曲なる貌、旖旎、音イチ、下り垂るゝ貌、招搖、跳り動くこと、欃槍、共に星の名、天官書に曰く、天欃長四尺、末銳、天槍長數丈、兩頭銳、其形類彗也と、屈虹、斷虹なり、爲綢、綢は韜なり、旌旗の竿を韜むこと、紅杳渺、紅は赤色なり、索引本に或は虹に作る、杳眇は深遠なること、眩湣、漢書に玄湣に作る、晉灼曰く、玄湣混合也、言自絳幡以下衆氣色盛、光彩相燿、幽藹眩亂也と、猋風、烈風なり、

駕應龍象輿之蠖略逶麗兮、驂赤螭青虯之蚴蟉蜿蜒、低卬夭蟜、据以驕驁兮、詘折隆窮、蠼以連卷、沛艾赳螑、仡以佁儗兮、放散畔岸、驤以孱顏、輊[illegible]輵轄、容以委麗兮、綢繆偃蹇、怵㚇以梁倚、糾蓼叫奡、蹋以艐路兮、蔑蒙踊躍、騰而狂趡、莅颯卉翕、熛至電過兮、煥然霧除、霍然雲消、

【講義】大人には、應龍とて翼ありて飛べる一種の龍が馬の代用して引ける象輿の蠖略逶麗として步み行けるものに駕乘して、赤色の角無き螭龍青色の虯龍の蚴蟉蜿蜒としてのたくり行けるものを驂馬に充て或は低く或は仰ぎ天蟜と勢ひ強く倨然と驕り高ぶり、屈み折れ、隆窮と突き立ちて、高く蠼と足を蹙

世俗之迫隘兮、朅輕擧而遠遊、垂絳幡之素蜺兮、載雲氣而上浮、建格澤之長竿兮、總光耀之采旄、垂旬始以爲幓兮、抴彗星而爲髾、掉指橋以偃蹇兮、又旖旎以招搖、攬欃槍以爲旌兮、靡屈虹而爲綢、紅杳渺以眩湣兮、猋風涌而雲浮、

【講義】　さてその大人賦の辭に曰く、世界に大人と申して偉き人物がありて、それは何處に居るかと云へば中央の州に在り、その居宅は廣きこと萬里に彌り、誠に廣大なるやうなれども、大人には曾て此の地には少しも留り居るに不足なりとし、人間世俗の相迫り隘くして窮屈なるを悲しみ、其の地を朅と去りて何等の苦も無く、輕く高處に擧りて遠く自由に遊ぶ、その時には絳幡の素蜺とて、赤地に白氣の綴りて著ける旗を垂れ、雲氣に乘りて、恰も水底から水上へ浮ぶが如くに大空を指して上り、格澤を以て造れる旗竿を建て、光耀ある采旄のはたを總けて、北斗星の傍に見はるる、旬始の氣を垂れて吹き流しに似たる幓とし、彗星を抴き寄せて旌旄に綴りたる燕尾形の飾りなる髾となし、掉指橋とて搖ぎてばた〳〵と風のまに〳〵吹かれて高く偃蹇と揭げられ、又旖旎として上より垂れ下るに於ては招搖としてぶら〳〵と動き、欃槍の二星を攬りて旌とし、屈虹即ちにじを靡かして旗竿を韜める綢とし、紅色の如き色取りは杳渺と果てしも無く、一面に耀きて目が眩み昏く、猋風の烈しき風は涌き起り、雲は下より上へ浮き升る、

【字解】　大人、聖人にして位にある者を大人と曰ふ、乃ち天子を指して云へるなり、中州、中國なり、朅輕擧、朅は音ケツ、去なり、索隱に曰く、如淳云、武帝云、誠得如黃帝、去妻子如脫屣、是悲世俗迫隘也と、此れ當時武帝が長壽不死を得んとて仙術を好めるに乘じて、相如は此の言を爲し、その懽心を取らんとしたるなり、乘絳幡之素蜺、乘は下句の載と相對して、その上に乘るを云ふ、絳は赤色、幡はハタ、素は

從天、四爲更天、五爲睟天、六爲廓天、七爲減天、八爲沈天、九爲成天と、

相如拜爲孝文園令、天子既美子虛之事、相如見上好僊道、因曰、上林之事未足美也、尙有靡者、臣嘗爲大人賦、未就、請具而奏之、相如以爲列僊之傳、居山澤間、形容甚臞、此非帝王之僊意也、乃遂就大人賦、

【講義】　それから後に相如は武帝より拜命がありて當時の先々帝たる孝文帝の陵園令卽ち陵墓を守護し掃除を監督する官となれり、武帝既に相如が作りたる子虛賦の事を美として寵遇ありしが、相如には武帝が仙人の道を好めるを見て、因りて奏して曰く、前きに御覽に供へたる上林の事は未だ美として申上ぐる程のものにあらず、尙此れより更に靡麗なる者あり、臣に於ては嘗て大德を有せらるゝ方の事に就いて大人の賦と申す文章を作爲し、未だ成就せずしてあり、請ふ之を完具して上奏仕らんと、さて相如は以爲へらく、列仙卽ち多くの仙人間に傳はれる說に依れば、仙人は深山大澤の間に居て、形容は甚だ瘦せ衰へ誠に貧弱極まれるものなり、此れは天下の君たる帝王が仙人となる意思に相叶はず、帝王の仙術と申すものは高尙雄大ならざるべからずと、乃ち遂に大人の賦を成就して、帝王の仙術とは斯の如くありたしと陳述せり、

【字解】　孝文園令、孝文帝の陵園を掌る官なり、周壽昌曰く、陵園令六百石、掌按行掃除と、靡者、靡は麗なり、列僊之傳、傳は相傳ふる說を云ふ、漢書に傳を儒に作るは非なり、蓋し隸書字形の相似たるを以て誤るなり、甚臞、臞は音ク、瘠なり、瘠せて貧弱なること、

其辭曰、世有大人兮、在于中州、宅彌萬里兮、曾不足以少留、悲

て土山に馳せ登り、又北の方を指して往き、衣をかゝげて石上を水が流るゝ石瀬を渡りて、宮内の處々を廻り觀たり、是に於て旌節を駐めて容與と心靜かに徘徊し、此の處に於て二世の遺跡を段々と數へ弔ひ悼みしが、彼れ二世は己が身を持ち守ること不謹愼にして、遂に國家を亡ぼし勢權を失ひたり、小人の讒言を信用して、一生涯悟り氣附かずして、その結果、祖先代々の宗廟は血筋が滅び絶えて跡方も無き事となれり、嗚呼哀しいかな、彼れ平生操行がその道を得ずして惡しきよりして、死後に至るまでその墳墓は世人に見棄てられて草が蕪生し、掃除もせず、荒れ果てたり、その靈魂は、子孫斷絶したれば、賴りて行く所なくして祭り物を享けず、歳月は次第々々に邈かに遠かりて不揃ひなり、世が後になればなるほど久遠にして、此の墳墓も愈々昧く埋れん、その精魄は肉體を離れて、罔閬となりて飛び揚り、九天に拾りて永く逝き去ることならん、嗚呼哀しい哉と、

【字解】　陂陁、阪路の斜めなる貌、坌入、坌は音フン、竝なり、ナラビと訓ず、曾宮、曾は重なり、層と同じ、差莪、漢書に嵯峩に作る、高き貌、曲江、岸の曲りたる川なり、隑州、隑は音キ、碕の字と同じ、曲岸の頭を碕と曰ふ、谾谾、深くし通ずる貌、谾は音コウ、谽谺、漢書に谽谺に作る、音はガンガ、大いに開きたる貌、汩淢、汩は音イッ、淢は音キキ、流れの疾きこと、噏習、輕く擧る貌、又疾走の貌ともあり、塕薆、漢書に蓊薆に作る、蔭り蔽へる貌、こんもりとしたること、榛々、盛んなる貌、たちこもれるなり、土山、築き山のこと、揭石瀨、揭は衣を搴げて水を渡るなり、石瀨は石面に淺き水が流るゝを云ふ、彌節容與、節は行列に立つる旌節なり、彌は止なり、容與は游戲の貌とあり、乃ちゆつたりして樂める態度を云ふ、歷弔、歷は經歷なり、その遺跡を經歷しつゝ弔ひ傷むこと、信讒不寤、寤は悟なり、此れ趙高の讒を信じて李斯を殺せし事を云ふ、愈佅、佅は昧と通ず、クラシと訓ず、精罔閬、精は魂魄なり、罔閬は蝄蜽又は魍魎に作る、孔子世家に木石之怪夔罔閬とあり、家語には魍魎に作る、乃ち木石類の變化を云ふ、此にては人の精魄念慮の凝り固まれる者を云ふ、俗に死靈と云へる類なり、拾九天、拾は升なり、ノボルと訓ず、九天は高き天を云ふ、太玄經に云く、九天謂一爲中天、二爲羨天、三爲

也、言二富人之子則自愛深一也と、論衡の四諱篇にも毋下承二屋檐一而坐上、恐三瓦墜擊二人首一也とあり、

還過宜春宮、相如奏賦以哀二世行失也、其辭曰、登陂阤之長阪兮、坌入曾宮之嵳峩、臨曲江之隑州兮、望南山之參差、巖巖深山之谾谾兮、通谷豁兮谽谺、汩淢噏習以永逝兮、注平皐之廣衍、觀衆樹之蓊薆兮、覽竹林之榛榛、東馳土山兮、北揭石瀨、彌節容與兮、歷弔二世、持身不謹兮、亡國失勢、信讒不寤兮、宗廟滅絕、嗚呼哀哉、操行之不得兮、墳墓蕪穢而不修兮、魂無歸而不食、夐邈絕而不齊兮、彌久遠而愈佅、精罔閬而飛揚兮、拾九天而永逝、嗚呼哀哉、

【講義】　相如は武帝に隨行して長楊宮より還れる時、もと秦の二世皇帝の陵墓に近き、漢の世には離宮となれる宜春宮を過ぎければ、相如は賦を作りて、二世の行ひが失錯せしより、亡國の禍を招きたるを哀めり、その賦の辭に曰く、陂陀として斜めなる長き阪に登りて、層重せる宮殿の嵯峨として高き處に竝うて入り、曲折せる江の流れの埼頭に臨み、上より下を見下し、南山の參差として或は高く或は低き處あるを遙かに望み、巖々と高き處の深山は谾々として深く通りて奧深く、流るゝ溪谷は豁と廣やかに開けて、谽谺として大いに開けたり、その谷底を伏して見れば、水勢汩淢噏習として、急ぎ早く躍り上りて、見る間にも遠く流れ行きて、平らかにして廣やかなる皐澤に注けり、衆多の樹木が蓊薆とこんもりせるを觀て、竹林の榛々と生え茂れるを覽る、それより東行し

茂れる蓬蒿の叢を彼れ此れと渉り、高低不平なる丘墳の處を馳せ、眼前には一匹にても多く獲取せんとて獸類を貪らるゝ樂みがありて、無我夢中となり、而して御身の内には、萬一の變事あらんかと、用心の御意なし、されば其の事が禍ひを引起すことも、亦左程難きにあらず、乃ち容易に起るを得べし、夫れ萬乘の尊き天子の御身を自ら輕んぜられて安全なる事をなされず、而も萬が一にも危險のある途に出で、冒險なる事を行はるゝを娯樂と爲し給へることは、臣に於ては陛下の御爲に取りて有理なる御事とは致さゞるなり、さて斯の如き餘りに前途を取越して申上ぐるは恐懼に堪へざれども、蓋し聖明なる者は遠く物事の未だ萌し起らざる前に於て見て取り、而して智のある者は危險を物事の未だ形に著はれざる先きに於て避けよくるものなり、事が起りて始めて騒ぎ驚くやうにては已に晩きことなり、又禍ひ難義は、固より多く隱れ微かにして有るか無きかと云はるゝ隱密の處に潜まり藏れ居りて、人の忽にして油斷せる所に突發する者なり、故に鄙しき諺にも、家に千金を積み貯へる資産家の人は、坐るに堂の上り端なる處に近よらずと、是れ萬一にも誤りて屋瓦の崩れ落つるに逢ひて負傷し、若くは堂上より墜落せんことを恐れてなり、此の鄙諺の言は誠に一寸したる言なれども、その道理は以て大いなる事柄にも比喩して申すべし乃ち尊貴の御身分の方は謹んで危險に近寄るべからずとの道理は、此れにても明瞭なり、因りて臣の願ひ奉ることは、陛下の聖意を留めて臣が言を察し給はんことをと云へり、此の如く諫止したれば、主上武帝には之を有理なりとして嘉納せられたり、

【字解】 銜橛之變、銜は馬の勒銜也とありて、馬のクツハのこと、橛は車の鉤心を云ふとの說あれども非なり、矢張り馬口の長銜なり、王念孫曰く、史記索隱引二周遷輿服志一曰、鉤逆上者爲レ橛、橛在二銜中一以レ鐵爲レ之、大如二雞子一、字或作レ橛と、莊子馬蹄篇、韓非子姦劫弑臣篇等、みな銜橛に鞭策若くは捶策を以て相對して、馬を制する物となせり、渉蓬蒿、蓬はカヤ、蒿ヨモギ、漢書に涉二豐草一に作る、丘墳、土の高き者を墳と云ふ、ヲカ、利獸之樂、利は貪り取ること、坐不垂堂、垂は邊なり、張揖曰く、畏二檐瓦墮中一レ人也と、師古曰く、垂レ堂者近二堂邊外一、自恐二墜墮一耳、非レ畏二檐瓦一

安存也と、卽ち不安なる場所なり、劉攽曰く、不存猶不廢、下文云存變之意、卽ち意外なる變を云ふ、王先謙曰く、釋詁存察也、謂不及察之地、顏說非と、卽ち注意の行き屆かざる場處なり、何れの說も通ず、予は王說を取らん、犯屬車之淸塵、屬車は供奉の乘車なり、漢の制に大駕には屬車八十乘とあり、連續して絕えざるを以て屬車と云ふ、淸塵はたゞ車の起せる塵を、天子に對して尊貴の意味を以て淸の字を加ふ、我が邦ならば御塵と云ふべき處なり、輿不及還轅、輿は車なり、還は囘旋すること、轅はナガエと訓ず、逢蒙、古への射を善くする人なり、孟子にも逢蒙學射於羿とあり、胡越起於轂下、胡は北の匈奴を云ひ、越は南方の越國を云ふ、共に當時漢の敵國たり、轂は音コク、コシキと訓ず、羌夷接軫、羌は西方の夷狄、既に本傳に見えたり、軫は車後の橫木、

且夫淸道而後行、中路而後馳、猶時有銜橛之變、而況涉乎蓬蒿、馳乎丘墳、前有利獸之樂、而內無存變之意、其爲禍也、不亦難矣、夫輕萬乘之重、不以爲安、而樂出於萬有一危之塗以爲娛、臣竊爲陛下不取也、蓋明者遠見於未萌、而智者避危於無形、禍固多藏於隱微、而發於人之所忽者也、故鄙諺曰、家累千金、坐不垂堂、此言雖小、可以喩大、臣願陛下之留意幸察、上善之、

【講義】 且つ夫れ陛下行幸の節は道路を掃除し修繕し、之を淸めて然る後に行かれ、道路の中央を見留めて、而して後に車を馳せさするも、それさへ時によりては、御車の馬が銜橛を外して狂ひ暴るゝ變ありて、傾き覆へる患斷じて無しとはなさず、而も況や蔽ひ

之伎、力不レ得レ用、枯木朽株盡爲レ害矣、是胡越起於轂下、而羌夷接軫也、豈不レ殆哉、雖二萬全無一レ患、然本非二天子之所一レ宜レ近也、

【講義】さてその司馬相如が上疏の辭に曰く、臣聞く、天地間の萬物には、その種類を同じうしながら、其の能力動きを各自殊にせる者あり、されば同じ人類間に於ても力の强きを云へば、何人も古への烏獲を代表的に稱し、敏捷なるものを云へば、慶忌なる人を言立て、勇氣なる士を云へば、孟賁、夏育の兩人を期にして申すと、臣司馬相如の愚劣を以て考ふるに、竊かに以爲へらく、人類間に於て成る程上述の如く、其れ〲に殊別の能力あるよりして推すときは、獸類間にも亦同じくその殊能異才を有する者あるべければ、決して忽にすべからずと思考仕るなり、然るに今や皇帝陛下に於かせられては、好んで險阻の處を陵ぎ犯して猛獸を射ることを爲し給へるが、若し卒然と猝かに軼材の獸卽ち强き力を有てる動物に出會ひ給ひて、不存の地卽ち不安心なる處に駭かせ給ひ、彼の猛獸どもが供奉の屬車の淸らかなる塵を犯して觸れ突き來らんには、恐れ多くも御召しの乘輿には、車後の横木を引廻してもと來りし路へ廻すにその間無く、護衛の人人も、餘り突嗟の事なれば、巧みに智慧を施して防禦するに暇なし、若し是の如き意外の事に出逢ひ給ふときは、假ひ如何に烏獲の强力又は逢蒙の弓術あればとて、その力は用ひ使ふことを得ず、而して其の地にある碌でも無き枯れ木や朽ち株までが盡く供奉警衛を申し上ぐる人人の足場の妨げをなし害を爲すべし、是の如くなるときは、是れ御敵たる北胡、南越の人が御車の轂下より起り、西羌、西夷の蠻賊が御車の横木に近づきて危害を加へ奉らんとすると同一なるものにて、誠に危險極まることとなり、又たとひ萬事完全にして憂へ無きにもせよ、至尊陛下の宜しく近づき給ふ所にあらずと存じ奉る、

【字解】烏獲、古代の勇士の姓名、慶忌、吳王闔閭の爲にその敵たる吳王僚を殺せる刺客の姓名、賁育、孟賁、夏育の二人、共に古代の勇士、軼材之獸、軼は逸なり、漢書に逸材に作る、不存之地、師古曰く、不レ可レ得

肯與公卿國家之事、稱病閒居、不慕官爵、常從上至長楊獵、是時天子方好自擊熊彘、馳逐野獸、相如上疏諫之、

【講義】その後、或る人上書して武帝に言ふ者あり、前年相如が詔を奉じて使者に往きし時、彼出先きに於て賄賂の金を受けたりと、此れに因りて罪せられて官職を失ひたり、居ること一歲餘りして、武帝その才能を思ひ、復召して郎官となしぬ、相如は生付き口が吃りて言語が澁れども、達者に文章を以て著書をなせり、その身體には消渴の疾ひあり、曩きに卓氏と結婚して財產には富裕なり、その進みて朝廷に仕官すれども、未だ嘗て他の公卿大臣の取扱へる國家の政治向きには携はることを承知せず、病氣を申立てて閒靜に居り、大官高爵に陞ることを思はず、常に主上に隨從し、長楊宮と云へる離宮に至りて狩獵をなせり、是の時、主上武帝には雄武の性質にて、方に好まれて自ら熊彘の猛獸を擊ち、馬を馳せて野獸を逐ひ廻して樂みければ、相如は上疏して之を諫めたり、

【字解】消渴疾、病の名、沈欽韓曰く、素問奇病論、脾癉者數食甘美而多肥也、肥者令人內熱、甘者令人中滿、故其氣上溢、轉爲消渴、(中略)注胃中熱盛、津液枯涸、水穀卽消、謂之曰消と、劉河間曰く、飮水多而小便多者曰消渴と、常稱疾、稱疾は病氣を口實とすること、閒居、閒は閑と通ず、長楊、宮の名、雍州盩厔縣にあり、宮內に長楊樹あるを以て宮名となせり、熊彘、彘は野猪なり、

其辭曰、臣聞物有同類而殊能者、故力稱烏獲、捷言慶忌、勇期賁育、臣之愚、竊以爲人誠有之、獸亦宜然、今陛下好陵阻險、射猛獸、卒然遇軼材之獸、駭不存之地、犯屬車之清塵、輿不及還轅、人不暇施巧、雖有烏獲逢蒙

ば鷦明の大鳥が、最早や寥廓と靜かに廣き大空(オホゾラ)の上に翔け舞うて飛び居るに鳥を生捕らんとて羅網(アミ)を張る者は矢張りもとの藪澤の中に居るべしと思うて、その場處を一圖に尋ね視ると一般にて、その身の愚さは寔に氣の毒千萬なる事なるぞやと云へり、右の如くに諭したる處、蜀の老人諸大夫には只茫然として、今までに自分に思ひ詰めて來りし譯は何事にてありしかを吾れながら自身に喪忘して、その此れより進んで陳辯せんとする事をも取失ひて、今まで何の爲に騷ぎて居りしか分らぬやうになりしが、やがて喟然と歎息して、何れも揃うて唱へて申しけるは、允(モツトモ)に有理なることとなり、漢の天子の御聖德の大いなることは、此度閣下が諭し給ひたる事は、鄙人の我れ等が疾(ト)くよりして承はらんと願ひ望めるものなり、我等百姓には如何に苦勞いたすと云へども、請ふ我が一身を提供し努力して、上の仰せに先だちて御奉公申上げんと云ひて、何れも最初の勢ひに引換へて、敞罔靡徙と、今までの事を傷み哀み殘念らしく謙遜卑下して退却し避け出でたり、

【字解】 夫拯、拯は救なり、休德、休は美なり、陵遲、漸次に弛び替ること、佚樂、佚は逸と同じ、タノシムと訓ず、泰山之封、山東省の高山の名、封は壇を築きて山を祭ること、既に孝武本紀及び封禪書に見えたり、梁父之事、梁父は山の名、事は祭事なり、是れ亦既に見えたり、樂頌、樂に奏する詩歌のこと、上咸五、咸は同なり、五は古への五帝を云ふ、下登三、登は升なり、三は三王を云ふ、鷦明、明の字、一本に鳴に作る、漢書に朋に作る、文選には鷦鵬に作る、大鳥なり、寥廓、天上寬廣なる處を云ふ、乃ち大空のこと、藪澤、藪は音ソウ、水の無き澤を曰ふ、喟然、歎息の聲、允哉、允は信なり、敞罔、敞音シャウ、罔音バウ、志を失ふ貌、又一說に即ち悵惘の借字にて、その志に適はずして罔々然として無知なる樣子なりと云ふ、又惝惘に作ると、靡徙、自ら抑退すること、

其後人有上書言相如使時受金、失官、居歲餘、復召爲郎、相如口吃、而善著書、常有消渴疾、與卓氏婚、饒於財、其進仕宦、未嘗

觀者未睹指、聽者未聞音、猶鷦明已翔乎寥廓、而羅者猶視乎藪澤、悲夫、於是諸大夫芒然喪其所懷來、而失厥所以進、喟然並稱曰、允哉漢德、此鄙人之所願聞也、百姓雖怠、請以身先之、敞罔靡徙、因遷延而辭避、

【講義】全體人民を水中に沈溺せるが如く苦み居る中から救ひ出し、此の上も無き至つて尊き美はしき德を奉け行ひ、衰へたる世の陵遲とて次第に下り行く處を、元の良き場處に引戾して再び盛んなる世とし、昔しの周代の絕え亡びたる王業を繼續して太平の時代となすことは、斯れ乃ち今の天子が行ひ給ふ事柄の中にて差急がるゝ務めなり、されば國民百姓には、如何に勞し苦しむとは云へ、又惡くにか其の儘に打捨て置くべきことならんや、大いに奮勵努力して陛下の叡慮に副ひ奉るべき筈なり、且つ一體から云へば、帝王たる業は至りて大業なれば、云ふまでも無く始めの程こそ物事を憂へて心配せらるれども、終りの頃になれば自然に怠りて、佚樂に終らざる者はあらず、然らば漢の帝室が天命を受けて天子たるの符驗は、合に此度の陛下が西南夷に交通を開きて憂勤し給へる事に就いて承知すべし、卽ち天命方に盛んにして天祐あればこそ、此の如く陛下が國事に御心を寄せられて憂勤し給へるなれ、若し漢の帝室が衰運に向へることならば、安佚娛樂にのみ耽り給ふべきなり、されば今度方に將に泰山の封墳を增し、梁父の祭事を更に加へ多くして、天下の太平に治りたることを神神に奉告し、その祭りの時には乘車を引く驪馬に付けたる和鑾の鈴を鳴らし、音樂には頌德の詩を囃し立て歌ひ唱へて、天子の御德は上に向ひては昔しの五帝と同じくし、下に於ては三王の上に越え登らんとす、然るに世間凡人の觀る者は未だ上の深き御趣意の在る所を見認むる力無く、凡人の聽く者は未だその音聲の在る所を聞くこと能はずして、彼れの此れのと愚存を申立つると云ふ者は、譬へ

ことなからしめ、山谷に阻てられて深く入り込み闇昧にして未開の處をも太平の光明に輝きを得しめて、甲や兵を此に偃せて仕舞ひ置き、誅伐して人を殺すやうなる殺風景を彼れの土地に用ひず、遠近一體となり、中國外國の區別なく、共に平和の幸福を蒙らしむることは、豈に亦康らかにして樂しきことならずや、

【字解】强胡、匈奴等を指す、以誚勁越、誚は責なり、勁は强なり、此れ南越の罪を責めて征討せしことを云ふ、風德、風は風化なり、二方之君、西夷及び南夷の君長を云ふ、鱗集仰流、鱗は魚龍の總名、呂氏春秋の注に、鱗は魚なりと、此の處は魚の聚り仰ぎて流れに向ふが如くに、澤山に寄り聚ることを云ふ、受號、號は爵號なり、一說に天子の法令を受くるを云ふと曰へり、關沬若、沬若は二の川の名、上文に除二邊關一關益斥、西至二沬若水一南至二牂牁一爲レ徼、通二零關道一橋二孫水一以通二邛都一とあり、以て參照すべし、徼牂牁、徼は境なり、鏤零山、鏤は疏通して道を開くなり、梁孫原、梁は橋なり、遠撫長駕、遠撫は撫養の遠方に及ぶこと、長駕は駕馭して治むることが長く延びて遠きに及ぶこと、疏逖不閉、疏逖共に遠きこと、閉は絕なり、阻深闇昧、阻深は阻隔して深奧なる意味なれども、漢書に從ひ曶爽に作るを可とす、曶は音マイ曶爽は昧爽と同じ、昧は早旦なり、爽は明なり、乃ち曶爽は微かに明らかなること、闇昧は暗黑なること、以偃甲兵、偃は伏なり、兵を止むること、提福、提は禔に通ず、禔は音シ、安なり、漢書には禔に作る、

夫拯二民於沈溺一、奉二至尊之休德一、反二衰世之陵遲一、繼二周氏之絕業一、斯乃天子之急務也、百姓雖レ勞、又惡可二以已一哉、且夫王事固未レ有下不二始於憂勤一、而終中於佚樂上者甲也、然則受命之符、合レ在二於此一矣、方將增二泰山之封一、加二梁父之事一、鳴二和鸞一、揚二樂頌一、上咸レ五、下登レ三、

世の文明の紳士的階級と云ふが如し、嘉祉、祉は福なり、內之則犯義侵禮、內之は下句の外レ之と對して言ふ、內は中國を云ひ、外は夷狄を云ふ、乃ち漢の國に向ひては云々、彼の夷狄に於ては云々との意なり、父兄不辜、辜は音コ、罪なり、不辜は無辜と意味少しく異れり、無辜は全く無罪なること、不辜は絕對に無罪にはあらず、罪あれども罰が罪より重きこと、恩普德洋而、顏師古曰く洋は多なり、內嚮而怨、內は漢の朝廷に向ふこと、怨は怨慕なり、戀ひしき餘りに己が愚痴をこぼすこと、盭夫、盭は音レイ、戾の古字モトルと訓ず、道理に違背して人情無き人を謂ふ、

故北出師以討彊胡、南馳使以誚勁越、四面風德、二方之君、鱗集仰流、願得受號者以億計、故乃關沫若、徼牂牁、鏤零山、梁孫原、創道德之塗、垂仁義之統、將博恩廣施、遠撫長駕、使疏逖不閉、〔阻深〕闇昧、得耀乎光明、以偃甲兵於此、而息誅伐於彼、遐邇一體、中外提福、不亦康乎、

【講義】上叙の如くなるが故に、漢の朝廷には、北の方に師を出して强き夷狄を討ち、南の方には使者を急ぎ遣はして勁き越の國の罪を責めたれば、四面の諸人、朝廷の威德に風靡して從ひ、二方の卽ち西南夷の君長は、譬へば魚鱗の族が集まり流れを仰ぎて喩喁するが如くに、漢の天朝を群り慕ひ參らせて、臣下同樣に漢の爵位を受けて屬國たらんと願ふ者は、億を單位として、何億と數ふる程の多きなり、それ故に朝廷には、乃ち沫、若の地に關門を設けられ、零山を鏤鑿し切り通して道路を開き、孫原の川に橋梁を掛けて往來を便利にし、政化の行屆くやうになし、道德にたどり行くべき途を開き創め、仁義を施し爲すべき統緒を垂れて、將に恩德を博く及ぼし施し惠みを廣め、更に長く遠き土地の人人までを撫で養ひ駕り御ひて、疏遠なる國々とて決して閉ぢ籠りて相絕つ

思慕、若枯旱之望雨、盭夫爲之垂涕、況乎上聖、又惡能已、

【講義】現在の事に就いて云はんに、只今漢の封疆即ち國境の内、衣冠束帶せる中國人民の倫類は、咸く嘉福を獲て、一人も闕けのこさゝる者なく、全般に陛下の御恩を蒙れり、而して夷狄の風俗を殊にし、嗜好又習はしの同じからざる國にして、遼絶異黨とて、懸け隔り、仲間違ひの土地に於ては舟車も通ぜず、人の足跡も至らざる程にして、漢の朝廷の政令敎化も未だ加はらず、而して之を感化する中國の流儀風俗も猶微弱にして十分なる力なし、されば之を内面的に觀れば、彼の夷狄の人人には、我が邊境に向ひて己が守るべき義理を犯し禮義を侵し約束を破りて侵略を試み、之を外面的に就いて觀れば、彼等自身に邪僻奸惡の行ひを誰れ憚ること無く恣に行ひ、自身の奉事する君主を放逐し弑逆し、臣下が君主となり君主が臣下に成り下りて位地を取り易へ、尊きものと卑きものとが上下の順序を失ひ、父兄は囚はれて、その本罪より重き罰科を課せられ、幼童孤兒は身を賣買せられて奴隷となり、繩に繋がれて罪人同樣に取扱はれて聲を揚げ叫び、又しく〳〵と泣き居れり、此等の人人は何れも内の方中國に向ひ、不平を訴へ怨みをこぼして曰く、蓋し承はるに、中國には至つて仁惠深き天子在す、その聖德は盛んに溢れて、恩澤は普く行き渡り、凡そ萬物に於て、何れもみな各ゝ其の適處を得ざること無し、斯の如き明天子の在しながら、只今獨り如何にして此の自分達を取殘して更に御構ひ下さらぬだらうか、何卒一刻も早く御救ひをこそ願はしけれと云ひて、何れも踵を擧げ中國を望みて思ひ慕へることは、宛かも萬物が炎天に枯れ死せんとする大旱の時に當りて、雨の來るを望むが如く、實に一刻も待ちかぬる有樣なり、此の情狀を見るときは、如何に道理に戻りて暴惡なる人も、之が爲には涕を垂るゝなり、況んや最上の聖德を具へ給ふ陛下に於かせられて、又何れの點に於て、之を其の儘に見棄てて構ひ給はざることあらんや、深く考へずとも分り切りたることならずや、

【字解】冠帶之倫、倫は類なり、漢人みな衣冠束帶を以て禮と爲す、故に之を尊貴して冠帶の倫と云ふ、今

の棲める人民は天子の臣下にあらざるは無しと、是を以て六合の内乃ち外から見れば何れの所までも、八方の外乃ち内から見れば亦何れの邊までも浸潯と水の深くしみ渡るが如く、衍溢と流れ水の一面に滿ち溢れ出づるが如く、深く廣く天子の御恩澤を蒙るべき筈なれば、苟くも生を天地間に享くる者はその恩澤に浸り潤はず、難有く御蔭を蒙らざる者あらば、賢明の君主に於ては、自ら己れの不德の致す所として深く之をば耻ぢらるゝことなり、

【字解】委瑣、細小なり、握齪、讀みてアクサクとす、局促なり、狹くして急ぐこと、文選には喔齪に作る、音義同じ、崇論、崇は高なり、閎議、閎音クワウ、宏なり、弘大なること、漢書に閎を竑に作る、顏注に曰く、竑深也と、創業垂統、孟子の梁惠王下篇に出づ、朱注に統は法なりと云へり、勤思乎參天貳地、君自身に己が德を地に比す、是れと地と共に貳となるなり、地と己が德とを天に幷はす、是れ參となるなり、乃ち君德の廣大なることが天地に比ぶと云ふ意味なり、顏注に比德於地、是貳地也、地與己幷天爲三、是參天也とあり、且詩不云乎、詩は小雅北山の篇、普天之下、普は大なり、率土之濱、濱は涯なり、六合、天地四方を云ふ、八方、乃ち東西南北の四方及び東北、東南、西南、西北の四維なり、浸潯、漸漬の義なり、漢書に浸淫に作る、

今封疆之內、冠帶之倫、咸獲嘉祉、靡有闕遺矣、而夷狄殊俗之國、遼絕異黨之地、舟輿不通、人迹罕至、政教未加、流風猶微、內之則犯義侵禮於邊境、外之則邪行橫作、放弑其上、君臣易位、尊卑失序、父兄不辜、幼孤爲奴、係纍號泣、內嚮而怨曰、蓋聞中國有至仁焉、德洋而恩普、物靡不得其所、今獨曷爲遺己、擧踵

り、皮の厚きこと、胈は音バツ、小毛なり、休烈、休は美なり、烈は功業なり、聲稱浹乎于茲、聲稱は名譽なり、浹は漢書に浹に作る、徹なり、今の徹底と云ふが如し、茲は年なり、于茲は今茲と云ふが如し、今茲は今年なり、乃ち遠く後の現代までも徹り聞ゆと云ふ意なり、

且夫賢君之踐位也、豈特委瑣握躪、拘文牽俗、循誦習傳、當世取說云爾哉、必將崇論閎議、創業垂統、爲萬世規、故馳騖乎兼容并包、而勤思乎參天貳地、且詩不云乎、普天之下、莫匪王土、率土之濱、莫非王臣、是以六合之內、八方之外、浸潯衍溢、懷生之物、有不浸潤於澤者、賢君恥之、

【講義】　さて又本論に立戻りて云へば、且つ夫れ賢君が君位を踐んで事を擧げ行ふや、豈にたゞに委瑣握躪と氣量がちひさくして いぢけて、徒に細かに煩はしき文法規則に拘はり、詰らない俗論に牽き付けられて、昔しより口に讀み習はせる書物の陳腐なる議論に循ひ、傳聞する所に習ひ、乃ち只管に通常一樣の事のみを行ひて當世の目前に懽心を取らんと、此の如く爲すを云ふにはあらず、必ず將に通常に飛び離れたる處に着目して崇高に評議し閎深に論じ詰めて、發展の事業を創め、永久に依り守るべき統緒を垂れ貽して、子孫萬代の規範と仰がれんとするなり、それ故に誰れ彼れの差別なく、己が部下に兼ね容れ併せて包み込むことに、馳せ廻り勉めて、その思案を參天貳地と天地に相副へる偉大なる事業を建つることに勤め廻らすことなり、且つ詩經にも申して あることならずや、普天の下とて、天下を普くして苟くも世界の果てから果てまで何れも天王の領地にあらざるは無く、率土の濱とて、土地の上は何れに至るともそ

當斯之勤、豈唯民哉、心煩於慮、而身親其勞、躬胝無胈、膚不生毛、故休烈顯乎無窮、聲稱浹乎于兹、

【講義】その一例を擧げて云はんに、昔し大水が盛んに沸き出で、氾濫衍溢と推し流れて、餘り溢るゝが故に、人民は平地に住居ならず、高き山や陵に或は登り或は降りして處々に移徙し、以て危難を避けたるが、其路は山坂にて崎嶇として或は高く或は低く、平坦ならずして安堵の思ひを爲さず、夏の天子禹王は之を戚み憂へて、此の難義を救はんとて、乃ち大水を塞き止め、江河の塞れるを通じ、その深水を分ち散らし、その災害を除き去りて、民に安寧を得しめ、東の方なる海にその水を歸着せしめたれば、天下萬民は永久に安らかなるを得たり、然しながら禹王が斯の洪水を治むることに勤勞せる時に當りては、豈に唯民人をのみ使役して苦勞なさしめたるのみならんや、卽ち禹王自身に於ては其の心は憂慮に煩はされて、何一つとして他事を思ふに暇あらず、其の身體は治水の勞役を自身に親しく爲して、その爲に身體には、ヒビ又はアカギレの無き所はなく、爲めに股上の小毛すら摺り切れ、皮膚には毛も生えぬほどの勞働勤苦をなせり、さればこそ禹王の休美なる功烈は後世無窮に顯はれ傳はり、聲稱名譽は兹に天下末代まで洽く、何れの果てまでも、又何人の中にも行き渡りて知らざる者無きに至れり、是れ乃ちその最初は人民が禹の深謀を知らざるが故に懼れたれども、その立派に成功するに及んでは、天下晏然たりし一適例なり、

【字解】鴻水渟出、鴻は洪と通ず、洪水は大水なり、渟は沸と通ず、漢書に沸に作る、沸き出づること、氾濫、大いに盈ち廣がること、衍溢、衍は餘なり、餘り溢るゝこと、漢書に湓溢に作る、湓は踊ること、陭嶇、漢書に崎嶇に作る、音義同じ、平らかならざる貌、灑沈、沈は深なり、深水を云ふ、灑は分散すること、贍菑、贍は澹と通ず、安なり、菑は災と同じ、漢書に澹災に作る、音義相同じ、躬胝無胈、躬は身體なり胝音、チ、荀子の子道篇に手足胼胝とあり、注に胝皮厚也と云へ

也、故曰、非常之原、黎民懼焉、及臻厥成天下晏如也、

【講義】此に於て使者は之に諭して曰く、さて何れの點に於て さ樣なる事を申さるゝか、それは全く無理なる請求なり、是非に其許達の言の如くする時は、是れ蜀の國は從來の衣服を變易するに及ばずして又巴の地は元の風俗を取換ふるに及ばず、乃ち蠻俗其儘にて宜しかるべかりし筈なるも、左樣には參り申さず、自分に於ても矢張り左樣なる固陋の說を承はることを嫌ふ、然しながら斯の事柄は重大にして、申すまでも無く尋常觀者の能く視屆くべき所にあらず、自分今度の旅行も急ぎ居れば、その詳細を申し聞ゆる暇を得ざるが殘念なり、さりながら打捨て置くべきにもあらざれば、請ふ士大夫の爲にその概略を陳述せん、蓋し世間には必ず非常に超越せる人物がありてこそ、然る後に事業も之に伴ひて非常に超越したる事業あり、非常に超越したる事業ありてこそ、然る後に非常に超越したる勳功あり、全體非常と云ふ者は、言ふまでも無く通常人より見ては變り異りたる者となす所にて、合點會得し難き者なり、されば非常の事柄の根原は仲々知れるべからざれば、通常、衆人は何物か潛まり居るかと懼ると云ひ傳へてあり、然しながら始めの內こそ怪み懼るれども、その事が成功するに及んでは、何れも成程と感服して天下萬民安然として落付くものなり、

【字解】則是蜀不變服、當時漢、巴蜀を懷柔して巴蜀亦之に服從せり、故に此の如く云ふ、若說、若はナンヂと、訓じ、乃ち巴蜀の人民を指して云ふと、又若は此と同義に用ひて、コノと訓ず、乃ち上叙のことを指すと、今後說を用ふ、非常之原、原は源と同じ、本なり、黎民、黎は衆なり、一說に黎は黑なり、その頭黑きが故に人民を黎民と云ふと、

昔者鴻水浡出、氾濫衍溢、民人登降移徙、陭嶇而不安、夏后氏戚之、乃堙鴻水、決江疏河、灑沈贍菑、東歸之於海、而天下永寧、

付け繫ぎ付けて、國交斷絶して戰爭などの無きやうに勉めらるゝに外ならず、必ずしも飽くまで中國へ臣從せしめねばならぬと云ふやうなる、深き干渉は成さらぬものなり、然るに今や三郡の士卒を使役して疲らし、夜郎と往來の道路を通ずることに從事せしめらるゝこと、今年にて三年になりぬ、而もその功績は成し畢へずして、士卒は疲勞して倦み果て、萬民は不景氣を喞ちて、生活の不足を告ぐ、その上に今又接するに西夷の交通の事を以てす、百姓は力が屈み弱りて、多分業を仕遂ぐること能はざるべし、此れ亦全く上下の間に立たるゝ使者閣下の煩累となるならん、私共は竊かに御側廻りの御方（天子と斥さずして婉曲に云ふ）の爲に之を困りたることゝ思ふなり、且つ彼の卭や筰や西僰が、中國の漢と世界に相並びて立ち居ることは今更の事にあらず、年數を歷るや玆に多くして、仲々一一に記すべからず、是れまでに仁者と雖も道德を以て之を懷柔せず、强者と雖も武力を以て幷合せざりき、此れは考ふるに其れ殆んと其の事の不可なるよりして然りしならん、然るに今や中國の平民の力を分割して夷狄を附け、我が恃む所の中國の人民を疲弊せしめて、無用なる夷狄に交通するを事とすると云ふが如きは、返す返すも鄙人の我れ〳〵には固陋の見識にて、何の理由に基きて此の如き無益有害なる事業を企て給ひたるかを了解に苦しむと云へり、

【字解】羈縻、已に西南夷列傳に見えたり、今罷、罷は疲と通ず、夜郎之塗、塗は途と同じ、齊民、平民なり、齊は平なり、

使者曰、烏謂此邪、必若所云、則是蜀不變服、而巴不化俗也、余尙惡聞若說、然斯事體大、固非觀者之所觀也、余之行急、其詳不可得聞已、請爲大夫麤陳其略、蓋世必有非常之人、然後有非常之事、有非常之事、然後有非常之功、非常者、固常之所異

不服の夷狄を擊ち攘ひしに、風の吹き付くる所艸木の披き靡かざる無きが如く、何處も格別骨が折れず無抵抗にて服從せり、因りて其征服せし處を云へば、冉を來朝せしめ、駹を從はしめ、筰を鎭定し、邛を存續せしめ、斯榆を征服し、苞滿を平らげ、目的既に達したれば、車の軌を旋らし轅を還し、乃ち乘れる車を引きかへして、東方漢の國に向ひて將に朝廷に報告せんとし、途中蜀の都に至りしに、耆老の大年寄、大夫の大臣、搢紳先生の諸歷々の人達、其の數二十有七人儼然とおごそかに威儀を繕ひて至り、一と通り謁見の挨拶濟みたれば、進みて申しけるは、卽ち下述の如きなり、

【字解】紛紜、盛んなる貌、湛恩汪濊、湛は沈と通ず、湛へ澄みたる義にて恩澤の深きを意味して云ふ、汪濊は、ワウクワイと讀む、深廣なり、羣生澍濡、澍は漢書に霑に作る、義同じ、ウルホフ、擧苞滿、擧は其の儘にそつくりと纒めて取ること、苞滿は部落の名、結軌還轅、結は旋なり、軌は車迹なり、ワダチ、還は回なり、轅は車の柄、耆老、八十を耆と云ひ七十を老と云ふ、

蓋聞天子之於夷狄也、其義羈縻勿絕而已、今罷三郡之士、通夜郎之塗、三年於茲、而功不竟、士卒勞倦、萬民不贍、今又接以西夷、百姓力屈、恐不能卒業、此亦使者之累也、竊爲左右患之、且夫邛筰西僰之與中國並也、歷年茲多、不可記已、仁者不以德來、彊者不以力幷、意者其殆不可乎、今割齊民以附夷狄、弊所恃以事無用、鄙人固陋、不識所謂、

【講義】蓋し聞く、本來我が中國の天子が夷狄に對せられては、其行ひ給ふべき筋道は、夷狄を中國へ引

相如因りて武帝を諫止せんと思へども、既に本來此の事業は相如の建白によりて起りたることなれば、敢て思ひ切りて諫むることをなさず、乃ち書を著はし、蜀の父老の口上に假託けて言辭を作爲し、自己相如は之を詰り責むる立場に立ちて一篇の論文を書し、武帝を遠廻しに諭し諫め、且つ同時に因りて己が蜀に使ひせし大體の方針を宣べ明にし、百姓に天子の意思を知り曉らしむるを務めたり、

【字解】蜀父老、父老は年寄りどもにて、地方の重立ちたる人人を云ふ、唯大臣亦以爲然、唯は雖と通ず、亦は蜀父老に對して亦と云ふなり、乃ち單に蜀の父老のみならず、他の朝官は申すに及ばず、大臣も矢張り同意見なりと云ふ意なり、業已建之、業は本なり、本來相如が此の策を建てたるなりと索隱は解したれども、業已の二字共に、スデニと訓み既已の義と大略相同じ、建之とは西南夷に通ずる事業を興せしを云ふ、以風、風は諷と同じ、籍、假なり、

其辭曰、漢興七十有八載、德茂存乎六世、威武紛紜、湛恩汪濊、羣生澍濡、洋溢乎方外、於是乃命使西征、隨流而攘、風之所被、罔不披靡、因朝冉從駹、定筰存邛、略斯榆、擧苞滿、結軼還轅、東鄕將報、至于蜀都、耆老大夫薦紳先生之徒二十有七人、儼然造焉、辭畢、因進曰、

【講義】此れより蜀の父老に諭す文なり、さてその辭に曰く、漢の國家が興りて、即ち高祖以來現天子武帝に至るまで七十有八年なり、帝德の茂なること、高祖、惠帝、呂后、文帝、景帝、現武帝に通じて六世に存在し、威武は紛紜として盛んなり、深き恩澤は汪濊として深く廣し、羣生萬民は恩澤に霑ひ濡うて、而も國內に止らず、恩澤は四方の外遠き異國までに洋溢と盛んに盈ち溢れり、是に於て乃ち天子は使者に命じて西行を試み、恰も水の流れに隨ふが如くに順々に

卭都、還報天子、天子大說、

【講義】司馬長卿相如は便ち西夷を略定せしかば、卭、筰、冉、駹、斯楡の各君長、何れも漢の威勢を畏れ、請ひて漢の國内の臣下と同樣なる身分と爲りて服從せり、因りて漢は警備を弛め、邊境の關門を取除き、邊關の地は益〻廣まり、西方は沫水、若水に至り、南方は牂牁の地に至りて、木柵を水中に建てゝ境となし、零關の街道を通じて往來を開き、孫水の上に橋を架け渡し、以て卭、筰の部落に交通するやうに爲し、都へ還りて天子武帝に報告せしに、武帝は相如の功を嘉して大いに悅ばれたり、

【字解】司馬長卿、前文に以女尙司馬長卿云々の文を承けて、其の儘に書けるまでにて、別に意味ありて、此處に限りて字を書きたるにはあらず、斯楡、部落の名、除邊關關益斥、斥、漢書に片に作る、顏注に開廣也と云へり、王先謙曰く除去舊設之關、更於新開之地置關也と、此れ亦一說として存すべし、沬若水、沫水、若水二川の名、共に今の四川にあり、南至牂牁爲徼、徼は、サカヒ、水中に木柵を建てゝ界となすを徼と云ふ、牂は音サウ牂牁は川の名、又郡の名、既に重見す、如淳曰く、斯楡之君等、自求去邊關、欲與牂牁作徼塞也と、零關道、漢書に靈山道に作る、靈零相通ず、山は關の誤、靈關山は山の名、橋孫水、橋の字、動詞として解すべし、孫水は川の名、天子大說、說は悅と同じ、

相如使時、蜀長老多言通西南夷不爲用、唯大臣亦以爲然、相如欲諫、業已建之、不敢、乃著書、籍以蜀父老爲辭、而己詰難之、以風天子、且因宣其使指、令百姓知天子之意、

【講義】司馬相如の蜀に使ひせし時、蜀の父老たち多く漢が西南夷に交通するは國家の利益ならず、無用たるべき事を言へり、又漢の大臣と雖も、亦同じく、父老の言を道理なりとなし、其の言に贊成せり、司馬

利用して、西夷の君長に賂りものとせり、その往途に蜀に至りしに今度は前年失意の司馬相如が歸郷せしと打つて變り、蜀郡の長官たる太守以下の人人、何れも郊外に出でゝ相如を迎へ、而も萬一の護衛として太守自身が弩矢を背に負ひて先驅をなせり、蜀の地方人は以て相如を光榮として羨みたり、是に於て相如を輕蔑せし卓王孫及び臨卭の地の諸公卽ち多くの紳士は、何れも相如の門下に緣故を求めて、牛及び酒を相如に獻上して交際を親しくし、歡心を結べり、卓王孫は前文に述ぶるが如く相如の妻卓文君の父なるが、此の有樣を見て喟然としてあゝと嘆息し、己れ早くに斯くと知りたるならば、疾くに我が女を妻はすべかりしを、殘念なる事には己が不明にして我が女文君をして司馬長卿卽ち相如に配耦せしむることが晩かりきと云へり、乃ち卓王孫は厚く其の女文君に財產を分與して、他の男子に分ちたる財產と平等になしたり、

【字解】　中郎將、官の名、後漢百官志に、中郎有二五官左右三將一、秩皆比二二千石一と、馳四乘之傳、四馬を乘と云ひ、又馬車を乘と云ふ、傳は傳遞なり、漢の制、急行には四乘、六乘、七乘等の傳あり、縣令負弩矢先驅、負弩は弩弓を負ひて警衞するなり、先驅は路の案內をなすなり、沈欽韓曰く、古今注に兩漢京兆河南尹執金吾司隷校尉、皆使二人導引傳呼一、使二行者止坐者起一、四人皆持二角弓一、違者則射レ之有二乘レ高窺闕者一亦射レ之と、本書信陵君傳に平原君負二韊矢一迎二公子於界上一とあり、蓋し當時敬虔歡迎意を表するの禮たり、蜀人以爲寵、寵は光榮なり、索隱に華陽國志を引きて曰く、蜀大城北有二升僊橋送客觀一、相如初入二長安一題二其門一云、不レ乘二赤車駟馬一不レ過二汝下一也と、以交驩、驩は歡と同じ、悅なり、尙司馬長卿、尙は配耦の意なり、尙二公主一の尙と義同じと顏師古は云へり、長卿は相如の字、

司馬長卿便略二定西夷一、卭筰冉駹斯楡之君、皆請レ爲二內臣一、除二邊關一、關益斥、西至二沫若水一、南至二牂牁一爲レ徼、通二零關道一、橋二孫水一以通二

れり、蜀の人民及び漢の朝廷にて政事を取扱へる者、多く其の役の不便利なるを言へり、是の時卭筰地方の君長は、南夷が漢の國と交通して、漢の天子よりの賞賜を得ること多きを聞きて、多く願ひて漢の臣妾となり、又漢の政府より土地を治むる官吏の派遣を請ひて、南夷と同樣の保護國に取扱はれたしと思望せり、漢の天子武帝其の事の利害を相如に諮問せらる、相如の意見に曰く、卭、筰及び冉、駹の土地は漢の領內の蜀の地に近し、道路も交通し易し、昔三秦の時代に嘗て交通して、秦の郡縣となせり、漢が興りて秦に代るに至りてその郡縣を罷めり、今日誠に復昔しの如く交通し、郡縣を置き漢の統治となさば、南夷を征服せし利益に愈るべしと、

【字解】　物故、死を云ふ、廣漢、郡の名、巨萬、萬々なり、大多數を意味して云ふ、張揖曰く、數有二大小二法一、算法萬々爲レ億、是小數也と、卭筰、卭は後卭都縣とし、筰は定筰縣とす、共に當時蠻夷の名、內臣妾、內は漢を云ふ、臣妾は男子は臣となり、女子は妾（婢女）となりて服從すること、冉駹、共に蠻夷の名、愈於南夷、愈は差なり、勝なり、マサル、

天子以テ爲スレ然リト、乃チ拜シ二相如ヲ一爲シ二中郎將ト一、建テレ節ヲ往キ使セシム、副使王然于、壺充國、呂越人、馳セ二四乘之傳ヲ一、因リ二巴蜀ノ吏幣物ニ一以テ路フ二西夷ニ一、至ル二蜀ニ一、蜀ノ太守以下郊迎シ、縣令負ヒ二弩矢ヲ一先驅ス、蜀人以テ爲スレ寵ト、於レ是卓王孫、臨卭ノ諸公、皆因リテ二門下ニ一獻ジ二牛酒ヲ一以テ交フ二驩ヲ一、卓王孫喟キ然トシテ而歎ジ、自ラ以テ得レ使ムルヲ二女ヲシテ尚一二司馬長卿ニ一晩シト、而厚ク分二與ヘ其ノ女ニ財ヲ一與レ男等シウス、

【講義】　相如の意見を聽きて天子以て道理とせられ、乃ち相如を拜命して中郎將となし、使者の旗識（ハタジルシ）を建て、往きて使ひせしむ、その副使には王然于と壺充國と呂越人となりしが、驅馬にて引ける宿次ぎの馬、車を馳せ、急行して巴蜀の官吏より差出せる幣物を

方谿谷間に住し、山澤の中に生活せる人民共の偏ねく落ちなく聞かざらんことを恐るゝなり、就いては此の檄到達せば、地方官に於て速かに各縣若くは蠻民の棲める特殊部落たる道に下して、何れの人人にも咸く陛下の有難き叡慮を知らしむべし、ゆめ〱忽にして緩慢に付することは相成らぬことぞと、

【字解】故遣信使、顏師古曰く、誠信之人以爲使也と、此れに依れば信用すべき使者を信使と云ふ、西晉以降には單に使者を謂ひて信と爲すことあり、因數之、數は責なり、讓三老孝弟、讓は責なり、三老、孝弟は當時郷の敎導を掌る名譽ある職の名、文選の注に漢書の景帝の詔を引きて、置三老孝悌以道民とあり、重煩百姓、重は難なり、ハバカルと訓ず、億劫がること、亟下縣道、亟は急なりスミヤカと訓ず、縣に蠻夷人の部落ある處を道と云ふ、

相如還報、唐蒙已略通夜郎、因通西南夷道、發巴蜀廣漢卒、作者數萬人、治道二歳、道不成、士卒多物故、費以巨萬計、蜀民及漢用事者、多言其不便、是時邛筰之君長、聞南夷與漢通、得賞賜多、多欲願爲内臣妾、請吏比南夷、天子問相如、相如曰、邛筰冄駹者近蜀、道亦易通、秦時嘗通爲郡縣、至漢興而罷、今誠復通、爲置郡縣、愈於南夷、

【講義】是に於て司馬相如巴蜀より都へ還りて報告せしが、此の時唐蒙は已に行きつゝ土地を征服し、目的地の夜郎國を通じ、因りて西南方角に當る蠻夷の道路を通ず、爲に巴蜀並びに廣漢地方の軍卒を發し、作事に取掛る者數萬人、交通の道路を治むること二歳に及びしが、目的通りに成就せず、其の中役に從へる士卒は疲勞其他にて死去するもの多し、入費も莫大にして、萬々と云ふ大金を以て計算することにな

及び、永く親の面を汚して天下の笑ひ物となる、同じく人間と生れながら斯くまでに人柄度量の相互ひに越ゆること、豈に遠き隔たりならずや、然れども此れは獨り之を行ふ人の罪ばかりにあらず、父兄が平素より事ある先きに善く教訓せざると、本人たる子弟が教へに率ふことの不謹愼なるより、廉潔の心が寡く恥ぢと思ふことが鮮くして風俗が長厚卽ち謹み深く手篤くならざればなり、斯くては國家の御用を勤むるに方り、其の法律に觸れ犯して刑戮せらるゝは亦不思議にあらざるべし、

【字解】 抵誅、抵は至なり、又當なり、無名、名は善名なり、謚爲至愚、前の「終則遺顯號」と相反す、顏師古曰く、謚者行之迹也、終以愚死、後葉傳稱、故謂之謚と、文選の注には謚猶號とあり、

陛下患使者有司之若彼、悼不肖愚民之如此、故遣信使、曉喩百姓以發卒之事、因數之以不忠死亡之罪、讓三老孝弟以不教誨之過、方今田時、重煩百姓、已親見近縣、恐遠所谿谷山澤之民不徧聞、檄到、亟下縣道、使咸知陛下之意、唯毋忽也、

【講義】 陛下は朝廷より差遣せる使者役人が失體の彼れの若くなりしを患へ、地方の不肖愚民が苦情の此の如くなれるを悼み哀まれ、故に今般新たなる信使を遣はし巴蜀の百姓に篤と曉し諭すに、先般兵卒を召出しゝ事柄、卽ち全く使者途中の警護に當らしむるが爲にして、決して師さを興すにあらざりし事を以てし、因りて巴蜀の百姓を責むるに前述の如き事をなして君に不忠又自身には死亡する不都合なる罪條を以てし巴蜀の名譽職たる三老の人人及び孝弟の廉を以て表章せられたる人民の模範者が平生人民を教誨せざりし過失を以てせしむ、方今農作の多忙なる最中なれば、百姓を煩はし苦勞さすることを億劫に思召され、已に差遣の信使に於て近縣の人人には直切親しく見て前述叡慮の趣を口達せしも、尙遠

として辭退せず、憊れて止むの決心を以て事に當る次第なり、

【字解】 烽擧燧燔、燧は米を漉す笊に似たる形の物を桔槹の上に懸け、寇あらば火を其の中に焚き、上に擧げて相警むるもの、燧は薪を積み置き、寇あらば之を燃して警むるもの、燔は燃なり、攝弓而馳、攝弓は弓を張り矢を注きて之を持つを云ふ、流汗相屬、屬は逮なり、逮は及なり、冒流矢、冒は犯なり、義不反顧、義、漢書に議に作る、此に依るときは、議と計と共に下の不反顧、不旋踵を目的として互ひに評議をして計るなり、今按ずるに義議古字相通ず、編列之民、編列は戸籍に編入して平民に列するを云ふ、樂盡、樂は音カウ、願なり、剖符之封、剖は割なり、符を剖きて諸侯を封ずること、此に漢高祖本紀及び留侯世家に見えたり、析珪而爵、析は分なり、頒ち與ふること、珪は一に圭に作る、玉を以て造り、爵位の瑞となすもの、周禮の太宗伯に王執鎭圭、公執桓圭、侯執信圭、伯執躬圭と見えたり、位爲通侯、徹侯と同じ、大名のこと、既に高祖本紀に見えたり、居列東第、第は大邸宅なり、甲第、乙第等の稱あり、帝城の東に在るが故に東第と云ふ、沈欽韓曰く、初學記引魏王奏事曰、出不由里門面大道者名曰第、列侯食邑不滿萬戸不得作第、其舍在里中皆不稱第と、居位甚安佚、佚は樂なり、逸と同じ、

今奉幣役至南夷、即自賊殺、或亡逃抵誅、身死無名、謚爲至愚、恥及父母、爲天下笑、人之度量相越、豈不遠哉、然此非獨行者之罪也、父兄之教不先、子弟之率不謹也、寡廉鮮恥、而俗不長厚也、其被刑戮、不亦宜乎、

【講義】 然るに今前述の人物行爲に反し、幣物を警護する役、即ち勅使警衞の仕事に當れば、即ち苦痛を訴へて自ら己が身を賊殺し、或は亡げ逃れて罪となりて法律に掛り身は誅死し、善名は無くして死後名づけて至極の莫迦ものとせられ、恥辱は父母にまで

後世、傳土地於子孫、行事甚忠敬、居位甚安佚、名聲施於無窮、功烈著而不滅、是以賢人君子、肝腦塗中原、膏液潤野草而不辭也、

【講義】夫れ邊郡地方の士、晝の烽が擧り夜の燧が焚かれて、警報の頻りなるを聞き、何れも弓に矢を注ぎ、いざと云はゞ放たんと用意怠りなくして、馬を駈け走らし、兵器を肩に荷ひて一刻の油斷もせずして奔走し、力の有らん限りを盡し、汗水を流して相引續き、唯人に後れを取らんことを恐れ、戰場に臨みては敵の白刄に觸れ流矢を冒して進み、義として一度も後方へ振向かず、又計として一歩も踵を旋して退却をせず味方の人々怒れる心を懷き持ち、自己の身上に關する讎敵に返報するが如く、乃ち自己の仕事として死を抛ちて働きをなせり、彼れも亦同じく人なれば、豈に獨り死するを樂み生くるを惡み、漢の國民にあらずして巴蜀の地方卿等の土地と君主を異にして別人を戴ける者ならんや、乃ち同じく人類なれば、死を惡み生を樂むがその人情なると共に、矢張り漢の國民に相違なくして、卿等巴蜀の士民と同じく天子を戴き奉れる者にして、何も卿等と總べての點に於て異ならず、而して計謀が深く思慮が遠大にして、何よりも國家の難義を救ふことに急がれて、人の臣下として君や國の爲に働く道を遺憾なく盡すことを願へばこそ、斯く生命を抛ちて戰爭に從事するなれ、それが故に國家には之に對して割符を剖きて土地を封じ與へ、珪璧を分ちて爵位を授くるあり、因りて彼れも爵位は通侯即ち大名となり、住居は宮城の東に當りての大第を列ね竝べ、終り死すれば榮譽なる名號を後世末代に遺留し、知行の土地を子子孫孫に讓り傳へ、行事甚だ忠實敬虔に、居位地位は甚だ安らかに佚しく、名譽は際限無き永き世に延き傳はり、功烈は明らかに著はれて幾年と云はず、長く存して滅び盡きず、是れぞ世の賢人君子が不幸なるときは肝や腦漿が中原の地上に塗れ、膏、血液が流れて野原の艸の色を潤し光らすと云ふ慘狀に逢ふとも、覺悟の前

唐蒙を遣はし、巴蜀に出張して之を厚く禮遇せしめらる、就いては巴蜀地方の士民各、五百人に限り、徴發して陛下より賜はる幣帛を捧持し、勅使の非常警衞をなさしむ、乃ち朝廷に於て巴蜀の人民を召集する本意は、右の如き單純なることに過ぎず、決して兵革の事、戰鬪の患、卽ち戰爭を企つるやうなる仰々しき企てがありしにあらず、然るに只今聞けるに、彼の勅使たる者が乃ち己れの專斷にて軍を發し、又軍興の法卽ち交戰中の法規を濫用し、渠帥を誅戮し、徒に無關係の子弟共を驚かし懼れしめ、長年老者の人々に心配を掛け迷惑を及ぼし、又巴蜀の郡守擅に米粟を轉送運輸して之を加勢し助けたりと、實に意外の事にして決して皇帝陛下の聖意にあらず、然しながら巴蜀の人民も全く責め無しと云ふべからず、戰爭に行くに當れる者は或は途中より逃亡し、自ら身を賊ひ殺して國民の務めを逃るゝことを圖れるは、亦人臣たる節義にあらず、詰り申さば役人も惡いが、汝人民も善くないことぢや、

【字解】　中郎將、唐蒙の官、往賓之、賓は賓客の禮を以て待遇するの意味にして、乃ち厚賞を行はしむる事を云ふ、王先謙曰く、官本に賓を賞に作ると、衞使者不然、不然は意外の變事を云ふ、兵革之事、兵は武器刀劍戈矛の類、革は甲冑なり、卽ち戰爭を云ふ、發軍興制、一說に、軍興の制を發し、と讀みて、唐蒙、平和の使者となりながら、軍の興りし時の法制を發し用ふるを云ふと解せり、

夫邊郡之士、聞烽擧燧燔、皆攝弓而馳、荷兵而走、流汗相屬、唯恐居後、觸白刃、冒流矢、義不反顧、計不旋踵、人懷怒心、如報私讎、彼豈樂死惡生、非編列之民、而與巴蜀異主哉、計深慮遠、急國家之難、而樂盡人臣之道也、故有剖符之封、析珪而爵、位爲通侯、居列東第、終則遺顯號於

縮みして喁々然と上方を仰ぎ見て、皆吾れ先きにと爭ひて正義に歸し赴きて、漢の天子が臣妾家來とならんと思ひしも、但殘念なることは餘りに道程が遙かに遠く、山川が險阻に深くして、自身に罷り至ることが出來得ざるのみ、

【字解】 存撫天下、存は保なり、維持すること、又存は存問なり、卽ち天下の民を見舞はれ撫で恤はらること、怖駭、怖は懼なり、重譯、國國各〻言語の相違あれば一國を過ぐる毎に一通譯を要す、因りて幾國も異る處を通過するを重譯と云ふ、重はかさぬること、稽首來享、稽は止なり、首を地に低れて暫時止むること、敬禮の最なるもの、享は獻なり、其の國の珍產を獻ずること、閩越相誅、南越王尉佗傳に見えたり、右弔番禺、弔は至なり、番禺は南越の都の名なり、或は曰く、弔は恤なり、時に閩越其の王郢を殺す、武帝、嚴助に命じて南越に往きて諭さしむ、南越王胡、太子嬰齊をして入朝して恩を謝せしめたることを云ふ、不敢怠墮、墮は惰と同じ、喁々然、魚の口の上方に仰ぎ向く貌、クチアゲと訓ず、因りて仰慕の意を形狀して云ふ、欲爲臣妾、男は臣となり女は妾となるの意、但し此の妾は婢となりて事ふることにて色を以て人に媚ぶるの謂ひにあらず、道里遼遠、道は道路、里は里程なり、遼は遙なり、不能自致、致は持ち運び來ること、

夫不順者已誅、而爲善者未賞、故遣中郎將往賓之、發巴蜀士民各五百人、以奉幣帛、衞使者不然、靡有兵革之事、戰鬬之患、今聞其乃發軍興制、驚懼子弟、憂患長老、郡又擅爲轉粟運輸、皆非陛下之意也、當行者或亾逃自賊殺、亦非人臣之節也、

【講義】 そこで約めて申さば、一體命令に順はざる句奴、西域の如き者は已に誅戮して威嚴を示せども、善事を爲せし其の地方巴蜀の如き者は未だ恩賞を行はれず、此くては偏頗になるが故に、中郎將の官たる

る、喩告、喩は諭と通ず、

檄曰、告巴蜀太守、蠻夷自擅不討之日久矣、時侵犯邊境、勞士大夫、陛下卽位、存撫天下、輯安中國、然後興師出兵、北征匈奴、單于怖駭、交臂受事、詘膝請和、康居西域重譯請朝、稽首來享、移師東指、閩越相誅、右弔番禺、太子入朝、南夷之君、西僰之長、常效貢職、不敢怠墮、延頸擧踵、喁喁然、皆爭歸義、欲爲臣妾、道里遼遠、山川阻深、不能自致、

【講義】相如が告諭の爲に作りし檄文は下の如きなり、曰く、巴蜀二郡の太守に告ぐ、宜しく注意して承はるべし、全體蠻夷の國々が自身に專擅にして朝命を聽かざれども、寬大の思召しを以て其の罪を討伐せざる日たるや、今までに久しきことなるぞ、然るに益、增長して中國の邊境を侵犯し其れが爲に歷々の士大夫に苦勞させて誠に氣の毒の至りなりき、今上皇帝陛下御位に卽き給ひ、天下の疾苦を問ひ慰められ、中國の人民を集め安んじ給ひ、仁慈の有らん限りを盡させらる、其れにも構はず頑冥にして服從せざる者あり、然る後に始めて師を興し兵を出して北の方匈奴を征伐せらる、匈奴の天子懼れ駭き、兩臂を組合はせ手を引籠めて陛下の御指圖を受け膝を屈めて和親を請ひ、其の外康居、西域の國々、通譯を幾度となく重ね用ひて遠方より來朝を請ひ、稽首卽ち頭を地面に叩き付けて敬禮を表し、來りて進物を獻上せり、又漢の朝廷に於て師を移し東方へ差向くれば、閩と越との兩國相互ひに攻め滅し、右に向ひて番禺の蠻地に至れば、南越の太子漢へ入朝して陛下の天機を伺はれ、又南夷の君や西僰の酋長、常に貢物を念を入れ力を入れて差出して、敢て服從の禮を怠り棄こず、何れも待ち兼ねて頸を延ばし踵を擧げ、卽ち伸び

史記國字解第八卷

藻洲　牧野謙次郎講述

司馬相如列傳第五十七（下）

相如、子虛賦によりて武帝に知られ、遂に筆札を給せられて天子游獵賦を爲る、賦奏す、武帝以て郎と爲す、これ上文言ふ所の概略なり、

相如爲郎數歲、會唐蒙使略通夜郎西僰中、發巴蜀吏卒千人、郡又多爲發轉漕萬餘人、用興法誅其渠帥、巴蜀民大驚恐、上聞之、乃使相如責唐蒙、因喩告巴蜀民以非上意、

【講義】　司馬相如既に郎官たること數歲に及びしが、時恰も唐蒙と云へる人が勅使になりて、行き行きつゝ土地を占領して、夜郎、西僰中の國々へ交通せんが爲に、巴蜀二郡の官吏、兵卒千人を徵し出し、巴蜀の二郡も又多く爲に兵を徵し出し、糧食を轉漕運搬せしむるもの一萬餘人、戰時令に據りてその渠帥即ち大將分を誅戮せしかば、巴蜀地方の人民大いに驚恐したり、天子武帝その事を聞かれ、乃ち司馬相如に命じて唐蒙の不都合を責めしむ、因りて相如は巴蜀の人民に諭し告ぐるに、此度の事は全く唐蒙の責任にして、天子の叡旨より出でたるに非ざることを以てし、鎭撫に努力したり、

【字解】　唐蒙、唐は姓、蒙は名、張揖云く、蒙故鄱陽令、爲郎中使行略取之と、使略、行きつゝ地を取るを略と云ふ、夜郎西僰中、夜郎、僰中共に西南の夷、後ち以て牂牁犍爲郡となす、漢書には西の字なし、僰は音ホク、誅其渠帥、渠は大なり、帥、漢書に率に作

義縱……二二三
王溫舒……二二九
尹齊……二三三
楊僕……二三四
減宣……二四〇
杜周……二四二
大宛列傳第六十三……二四八
游俠列傳第六十四……二九三
佞幸列傳第六十五……三一二
滑稽列傳第六十六……三二一
日者列傳第六十七……三六〇
龜策列傳第六十八……三七九
貨殖列傳第六十九……四二九
范蠡、計然……四三六
子貢……四四〇
白圭……四四二
猗頓……四四三
烏氏……四四三
蜀卓氏……四六四
程鄭……四六五
宛孔氏……四六五
刁間……四六六
師史……四六七
任氏……四六七
太史公自序第七十……四七二

（目錄了）

史記國字解第八卷　目錄

司馬相如列傳第五十七(下)……一
淮南衡山列傳第五十八……六一
淮南厲王……六一
衡山王賜……一一六
循吏列傳第五十九……一二七
孫叔敖……一二七
子　產……一三〇
公儀休……一三二
石　奢……一三三
李　離……一三四
汲鄭列傳第六十……一三六
汲　黯……一三六
鄭當時……一五三
儒林列傳第六十一……一五九
申　公……一七二
轅固生……一七六
韓　生……一七九
伏　生……一八〇
董仲舒……一八五
胡母生……一八八
酷吏列傳第六十二……一九〇
郅　都……一九三
寧　成……一九七
周陽由……二〇〇
趙　禹……二〇二
張　湯……二〇三

DS
748
S745
1919
v.8

第八巻

列傳四

司馬相如列傳第五十七下より
太史公自序第七十に至る

牧野藻洲講述

LIBRARY
NOV 17 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

史記國字解

八

DS Ssŭ-ma, Ch'ien
748 Shiki kokujikai
S745
1919
v.8

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

史記國字解